令和 7 年 9 月

市川市議会定例会会議録

令和 7年　9月　5日　　開会
令和 7年 10月　2日　　閉会

市 川 市 議 会

目　　次

第１日　９月５日（金曜日）

○議事日程（第１号）……　1

○会議に付した事件（22件）……　1

○出席議員（42名）……　2

○欠席議員（なし）……　3

○説明のため出席した者の職氏名……　3

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……　4

○開会・開議……　5

○議長報告

・執行機関に対する出席要求……　5

○会議録署名議員指名……　5

○日程第１　会期の件……　5

○日程第２　議案第17号　市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

日程第３　議案第18号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第４　議案第19号　市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第５　議案第20号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第６　議案第21号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第７　議案第22号　市川市道路占用料条例の一部改正について

日程第８　議案第23号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）

日程第９　議案第24号　令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第10　議案第25号　令和７年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第11　議案第26号　市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約について

日程第12　議案第27号　財産の無償譲渡について

日程第13　議案第28号　損害賠償請求事件の和解について

日程第14　認定第１号　令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について

日程第15　報告第20号　健全化判断比率について

日程第16　報告第21号　資金不足比率について

日程第17　報告第22号　継続費の継続年度終了による精算について

日程第18　報告第23号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について

日程第19　報告第24号　専決処分の報告について

日程第20　報告第25号　専決処分の報告について

日程第21　報告第26号　専決処分の報告について

日程第22　報告第27号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について

（一括議題）

・提案説明
市　　長　　田　　中　　甲 …… 5
○決算審査特別委員会の設置及び委員の選任 …… 7
・代表質問
1．公　　明　　党　　久　保　川　　隆　　志 …… 7
（補足質問者）　　西　　村　　敦
企　画　部　長　　小　　川　　広　　行
経　済　観　光　部　長　　宮　　内　　徹
こ　ど　も　部　長　　山　　室　　繁　　央
福　祉　部　長　　鷺　　沼　　隆
危　機　管　理　監　　今　　井　　隆
環　境　部　長　　佐　　原　　達　　雄
学　校　教　育　部　長　　池　　田　　淳　　一
教　育　振　興　部　長　　根　　本　　泰　　雄
市　長　公　室　長　　後　　藤　　貴　　志
下　水　道　部　長　　大　　塚　　信　　之
西　　村　　敦 …… ２３
危　機　管　理　監　　今　　井　　隆
環　境　部　長　　佐　　原　　達　　雄
下　水　道　部　長　　大　　塚　　信　　之
○休　憩 …… ２７
○開　議 …… ２７
西　　村　　敦（再） …… ２７
教　育　振　興　部　長　　根　　本　　泰　　雄
市　長　公　室　長　　後　　藤　　貴　　志
下　水　道　部　長　　大　　塚　　信　　之
2．未　来　市　川　　竹　　内　　清　　海 …… ３２
（補足質問者）　　堀　　内　　し　ん　ご
道　路　交　通　部　長　　米　　崎　　勝　　則
下　水　道　部　長　　大　　塚　　信　　之
経　済　観　光　部　長　　宮　　内　　徹
街　づ　く　り　部　長　　小　　塚　　眞　　康
学　校　教　育　部　長　　池　　田　　淳　　一
市　長　公　室　長　　後　　藤　　貴　　志
堀　　内　　し　ん　ご …… ５０
学　校　教　育　部　長　　池　　田　　淳　　一
市　長　公　室　長　　後　　藤　　貴　　志
○散　会 …… ５４

第２日　９月８日（月曜日）

○議事日程（第２号）……　５５
○会議に付した事件（21件）……　５５
○出席議員（42名）……　５６
○欠席議員（なし）……　５７
○説明のため出席した者の職氏名……　５７
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……　５８
○開　議……　５９
○議長報告
・決算審査特別委員会正副委員長互選結果……　５９
○発言の訂正（福祉部長）……　５９
○日程第１　議案第17号　市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第２　議案第18号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第19号　市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第20号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第21号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第６　議案第22号　市川市道路占用料条例の一部改正について
日程第７　議案第23号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）
日程第８　議案第24号　令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議案第25号　令和７年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第10　議案第26号　市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約について
日程第11　議案第27号　財産の無償譲渡について
日程第12　議案第28号　損害賠償請求事件の和解について
日程第13　認定第１号　令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
日程第14　報告第20号　健全化判断比率について
日程第15　報告第21号　資金不足比率について
日程第16　報告第22号　継続費の継続年度終了による精算について
日程第17　報告第23号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
日程第18　報告第24号　専決処分の報告について
日程第19　報告第25号　専決処分の報告について
日程第20　報告第26号　専決処分の報告について
日程第21　報告第27号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
（一括議題）
・代表質問
３．創生市川・自民党第１　稲　葉　健　二……　５９
環　境　部　長　佐　原　達　雄
管　財　部　長　湯　本　明　男

市　民　部　長　　吉　田　一　弘
危　機　管　理　監　　今　井　　隆
教　育　振　興　部　長　　根　本　泰　雄
こ　ど　も　部　長　　山　室　繁　央
学　校　教　育　部　長　　池　田　淳　一
市　　長　　田　中　　甲

○休　憩……８２
○開　議……８２
・議事進行に関する発言
清　水　み　な　子……８２
議　　長　　大　久　保　　た　か　し……８２
市　　長　　田　中　　甲……８３
・議事進行に関する発言
越　川　雅　史……８３
議　　長　　大　久　保　　た　か　し……８３
稲　葉　健　二（再）……８３
危　機　管　理　監　　今　井　　隆
教　育　振　興　部　長　　根　本　泰　雄
こ　ど　も　部　長　　山　室　繁　央
学　校　教　育　部　長　　池　田　淳　一
市　長　公　室　長　　後　藤　貴　志
４．市　民　ク　ラ　ブ　　つ　ち　や　　正　　順……８９
福　祉　部　長　　鷺　沼　　隆
危　機　管　理　監　　今　井　　隆
総　務　部　長　　蛸　島　和　紀
５．創生市川・自民党第２　　加　藤　圭　一……１０５
（補　足　質　問　者）　　細　田　伸　一
経　済　観　光　部　長　　宮　内　　徹
財　政　部　長　　田　中　雅　之
市　民　部　長　　吉　田　一　弘

○休　憩……１０９
○開　議……１０９
・答弁
街　づ　く　り　部　長　　小　塚　眞　康
総　務　部　長　　蛸　島　和　紀
福　祉　部　長　　鷺　沼　　隆
加　藤　圭　一（再）……１１１
経　済　観　光　部　長　　宮　内　　徹
財　政　部　長　　田　中　雅　之

市　民　部　長　　吉　田　一　弘
街づくり部長　　小　塚　眞　康
細　田　伸　一 …… １１９
総　務　部　長　　蛸　島　和　紀
福　祉　部　長　　鷺　沼　　隆
○散　会 …… １２４

第３日　９月９日（火曜日）

○議事日程（第３号） …… １２５
○会議に付した事件（22件） …… １２５
○出席議員（42名） …… １２６
○欠席議員（なし） …… １２７
○説明のため出席した者の職氏名 …… １２７
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… １２８
○開　議 …… １２９
○日程第１　議案第17号　市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第２　議案第18号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第19号　市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第20号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第21号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第６　議案第22号　市川市道路占用料条例の一部改正について
日程第７　議案第23号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）
日程第８　議案第24号　令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議案第25号　令和７年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第10　議案第26号　市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約について
日程第11　議案第27号　財産の無償譲渡について
日程第12　議案第28号　損害賠償請求事件の和解について
日程第13　認定第１号　令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
日程第14　報告第20号　健全化判断比率について
日程第15　報告第21号　資金不足比率について
日程第16　報告第22号　継続費の継続年度終了による精算について
日程第17　報告第23号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
日程第18　報告第24号　専決処分の報告について
日程第19　報告第25号　専決処分の報告について
日程第20　報告第26号　専決処分の報告について
日程第21　報告第27号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
（一括議題）

・代表質問
6．日　本　共　産　党　　清　　水　　み　な　子…… １２９
総　　務　　部　　長　　蛸　　島　　和　　紀
学　校　教　育　部　長　　池　　田　　淳　　一
危　機　管　理　監　　今　　井　　　　隆
環　　境　　部　　長　　佐　　原　　達　　雄
市　　民　　部　　長　　吉　　田　　一　　弘
下　水　道　部　長　　大　　塚　　信　　之
・議事進行に関する発言
越　　川　　雅　　史…… １４２
議　　長　　大　久　保　　た　か　し…… １４２
○休憩の動議
越　　川　　雅　　史…… １４２
・議事進行に関する発言
越　　川　　雅　　史…… １４３
議　　長　　大　久　保　　た　か　し…… １４３
・否決…… １４３
7．新　し　い　流　れ　　松　　永　　鉄　　兵…… １４３
財　　政　　部　　長　　田　　中　　雅　　之
企　　画　　部　　長　　小　　川　　広　　行
経　済　観　光　部　長　　宮　　内　　　　徹
○休　憩…… １５０
○開　議…… １５０
○発言の訂正（企画部長）…… １５０
・答弁
学　校　教　育　部　長　　池　　田　　淳　　一
教　育　振　興　部　長　　根　　本　　泰　　雄
環　　境　　部　　長　　佐　　原　　達　　雄
松　　永　　鉄　　兵（再）…… １５３
財　　政　　部　　長　　田　　中　　雅　　之
学　校　教　育　部　長　　池　　田　　淳　　一
環　　境　　部　　長　　佐　　原　　達　　雄
市　　長　　田　　中　　甲
・議事進行に関する発言
越　　川　　雅　　史…… １５９
議　　長　　大　久　保　　た　か　し…… １５９
8．地域政党チームいちかわ　　丸　　金　　ゆ　き　こ…… １６０
危　機　管　理　監　　今　　井　　　　隆
道　路　交　通　部　長　　米　　崎　　勝　　則

福　祉　部　長　　鷲　沼　　隆
街づくり部長　　小　塚　　眞　康
学校教育部長　　池　田　　淳　一
教育振興部長　　根　本　　泰　雄
教　育　長　　高　木　　秀　人
市　　長　　田　中　　甲
○休　憩 …… １７２
○開　議 …… １７２
９．れいわ・無所属・共生の会　　門　田　　直　人 …… １７３
市長公室長　　後　藤　　貴　志
総　務　部　長　　蛸　島　　和　紀
学校教育部長　　池　田　　淳　一
○会議時間の延長 …… １８０
門　田　　直　人（再） …… １８０
学校教育部長　　池　田　　淳　一
教　育　長　　高　木　　秀　人
○日程追加　議案第22号　市川市道路占用料条例の一部改正についての撤回の件 …… １８２
・提案説明
市　　長　　田　中　　甲 …… １８２
・承認 …… １８２
・日程第６の削除 …… １８２
○休　憩 …… １８２
○開　議 …… １８２
○委員会付託（議案第17～21、23～28号） …… １８２
○決算審査特別委員会付託（認定第１号） …… １８３
○請願の委員会付託 …… １８３
○発言の申出
松　永　鉄　兵 …… １８３
○散　会 …… １８４

第４日　９月16日（火曜日）

○議事日程（第４号） …… １８５
○会議に付した事件（13件） …… １８５
○出席議員（42名） …… １８５
○欠席議員（なし） …… １８７
○説明のため出席した者の職氏名 …… １８７
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… １８７
○開　議 …… １８９

○日程第１　議案第17号　市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第２　議案第18号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第19号　市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第20号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第21号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第６　議案第23号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）
日程第７　議案第24号　令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議案第25号　令和７年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第９　議案第26号　市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約について
日程第10　議案第27号　財産の無償譲渡について
日程第11　議案第28号　損害賠償請求事件の和解について
（一括議題）
・委員長報告
健康福祉委員長　ほとだ　ゆうな…… １８９
環境文教委員長　石原　よしのり…… １９０
建設経済委員長　中村　よしお…… １９１
総務委員長　浅野　さち…… １９３
・可決（議案第17～21、23～28号）…… １９５
○日程第12　請願第７－１号　「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
日程第13　請願第７－２号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
（一括議題）
・委員長報告
環境文教委員長　石原　よしのり…… １９６
・各採択…… １９７
○散　会…… １９８

第５日　９月24日（水曜日）

○議事日程（第５号）…… １９９
○会議に付した事件（１件）…… １９９
○出席議員（42名）…… １９９
○欠席議員（なし）…… ２００
○説明のため出席した者の職氏名…… ２００
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…… ２０１
○開　議…… ２０２
○日程第１　一般質問
１．国松　ひろき…… ２０２
⑴江戸川河川敷について
⑵市内河川の通行に関する諸課題について

⑶防犯行政（本市の防犯体制）について
⑷害獣対策について
街づくり部長　小塚眞康
スポーツ部長　西村直
下水道部長　大塚信之
道路交通部長　米崎勝則
市民部長　吉田一弘
環境部長　佐原達雄
経済観光部長　宮内徹
２．野口じゅん……２１６
⑴道路交通行政（東京外郭環状道路開通後に残されている課題）について
⑵共生社会の実現について
道路交通部長　米崎勝則
福祉部長　鷺沼隆
学校教育部長　池田淳一
企画部長　小川広行
市長　田中甲
○休　憩……２２７
○開　議……２２７
３．石崎ひでゆき……２２７
⑴選挙事務について
⑵ｅスポーツ（認識、活用）について
⑶令和７年人事院勧告に伴う本市の対応について
選挙管理委員会事務局長　荒井義光
・発言の訂正（選挙管理委員会事務局長）……２２８
・答弁
選挙管理委員会事務局長　荒井義光
石崎ひでゆき（再）……２２９
選挙管理委員会事務局長　荒井義光
スポーツ部長　西村直
こども部長　山室繁央
福祉部長　鷺沼隆
学校教育部長　池田淳一
総務部長　蛸島和紀
４．冨家薫……２３９
⑴教育行政（市立学校教職員の人員不足、外国籍児童生徒、放課後保育クラブ）について
⑵中高生の居場所づくりについて
⑶塩浜地区のまちづくりについて
学校教育部長　池田淳一

こ　ど　も　部　長　　山　　室　　繁　　央
街　づ　く　り　部　長　　小　　塚　　眞　　康
危　機　管　理　監　　今　　井　　　　隆
環　　境　　部　　長　　佐　　原　　達　　雄
行　徳　支　所　長　　秋　　本　　賢　　一
○休　憩 …… ２５０
○開　議 …… ２５０
５．沢　　田　　あきひと …… ２５０
⑴福祉行政（独居等の高齢世帯の抱える問題点）について
⑵本市におけるロボットの活用に対する認識について
福　　祉　　部　　長　　鷺　　沼　　　　隆
企　　画　　部　　長　　小　　川　　広　　行
学　校　教　育　部　長　　池　　田　　淳　　一
こ　ど　も　部　長　　山　　室　　繁　　央
経　済　観　光　部　長　　宮　　内　　　　徹
管　　財　　部　　長　　湯　　本　　明　　男
行　徳　支　所　長　　秋　　本　　賢　　一
○散　会 …… ２６３
第６日　９月 25 日（木曜日）
○議事日程（第６号） …… ２６５
○会議に付した事件（１件） …… ２６５
○出席議員（42名） …… ２６５
○欠席議員（なし） …… ２６６
○説明のため出席した者の職氏名 …… ２６６
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… ２６７
○開　議 …… ２６８
○発言の取消し（門田直人） …… ２６８
○発言の訂正（市民部長） …… ２６８
○日程第１　一般質問
６．宮　　本　　　　均 …… ２６８
⑴令和７年度市川市民納涼花火大会について
⑵図書館運営について
⑶ウオーターＰＰＰ導入について
経　済　観　光　部　長　　宮　　内　　　　徹
教　育　振　興　部　長　　根　　本　　泰　　雄
下　水　道　部　長　　大　　塚　　信　　之
７．つかこし　　たかのり …… ２７６
⑴災害時の対応について

⑵介護サービス事業について
⑶定額減税補足給付金（不足額給付Ⅱ）の対象外の方への救済措置と市独自の支援策について
⑷市制施行90周年記念ロゴで採用されたコツメカワウソ等の動物イラストのキャラクター化について
⑸水道の水質について
⑹雨水貯留・浸透施設の設置助成金について
⑺市立第三中学校南側斜面地整備工事について
⑻ちば電子調達システムにおける建設工事の入札不調について
⑼市川市市民プールについて

危機管理監　今井　隆
福祉部長　鷺沼　隆
市長公室長　後藤　貴志
環境部長　佐原　達雄
下水道部長　大塚　信之
教育振興部長　根本　泰雄
管財部長　湯本　明男
スポーツ部長　西村　直

○休　憩 …… ２８８
○開　議 …… ２８８
○発言の訂正（経済観光部長） …… ２８８
８．川畑　いつこ …… ２８９
⑴街づくりに関連する支援制度について
⑵高齢者等への支援について
⑶中学生の英語力向上のための取組について

街づくり部長　小塚　眞康
危機管理監　今井　隆
福祉部長　鷺沼　隆
学校教育部長　池田　淳一

９．中村　よしお …… ２９８
⑴事業所が排出した段ボールの適切な処分方法について
⑵公園に設置されたプールや水遊び場の維持管理及び整備について
⑶市立学校の水泳学習及びプールの在り方について
⑷江戸川サイクリングロードの整備について

環境部長　佐原　達雄
街づくり部長　小塚　眞康
学校教育部長　池田　淳一
教育振興部長　根本　泰雄
教育長　高木　秀人
道路交通部長　米崎　勝則

○休　憩 …… ３１０
○開　議 …… ３１０
10. 廣　　田　　徳　　子 …… ３１０
⑴「食」の自立支援について
⑵市立美術館整備事業及び郷土資料館構想について
⑶道路行政（新湾岸道路計画、原木のコーナン跡地における物流施設の建設に伴う周辺道路の整備、新行徳橋北側における工事）について
福　祉　部　長　　鷲　沼　　隆
文化国際部長　　山　影　　聡　香
行　徳　支　所　長　　秋　本　　賢　一
道　路　交　通　部　長　　米　崎　　勝　則
○散　会 …… ３１９

第７日　９月 26 日（金曜日）

○議事日程（第７号） …… ３２１
○会議に付した事件（１件） …… ３２１
○出席議員（42名） …… ３２１
○欠席議員（なし） …… ３２２
○説明のため出席した者の職氏名 …… ３２２
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… ３２３
○開　議 …… ３２４
○発言の訂正（冨家　薫） …… ３２４
○日程第１　一般質問
11. 浅　　野　　さ　　ち …… ３２４
⑴多胎児支援について
⑵ゴールドシニア外出支援事業について
⑶骨粗鬆症予防について
こ　ど　も　部　長　　山　室　　繁　央
福　祉　部　長　　鷲　沼　　隆
保　健　部　長　　横　山　　京　子
12. 小　山　田　　な　お　と …… ３３４
⑴本市の東京2025デフリンピックに関する取組について
⑵保健行政（国民健康保険税、医療費適正化、特定健康診査及び特定保健指導、市川市健康ポイントＡｒｕｃｏの現状と特定保健指導との連携、市民の健康意識を高めるための取組）について
⑶本市のＥＶ用充電インフラの整備促進及び啓発に向けた協定について
福　祉　部　長　　鷲　沼　　隆
保　健　部　長　　横　山　　京　子
環　境　部　長　　佐　原　　達　雄
○休　憩 …… ３４８

○開　議 …… ３４８
13. やなぎ　美智子 …… ３４８
⑴令和７年７月30日に発生したカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波対応について
⑵脱炭素先行地域について
⑶市内経済の状況について
⑷八方橋交差点における歩行者の通行について
危機管理監　今井　隆
市長公室長　後藤貴志
経済観光部長　宮内　徹
道路交通部長　米崎勝則
14. 青山ひろかず …… ３５９
⑴コミュニティバスについて
⑵チケット75について
⑶旧江戸川堤防に対する本市の関わり方について
⑷行徳地域における公共施設の老朽化について
道路交通部長　米崎勝則
福祉部長　鷺沼　隆
街づくり部長　小塚眞康
○休　憩 …… ３６５
○開　議 …… ３６５
15. 中町けい …… ３６５
⑴暑さ対策について
⑵本市の寄附制度について
⑶動物愛護について
⑷保育行政（保育施設における質の担保及び法令遵守、保育現場における職員の一斉退職防止）について
スポーツ部長　西村　直
街づくり部長　小塚眞康
市民部長　吉田一弘
経済観光部長　宮内　徹
財政部長　田中雅之
危機管理監　今井　隆
環境部長　佐原達雄
こども部長　山室繁央
○散　会 …… ３７８

第８日　９月29日（月曜日）

○議事日程（第８号） …… ３７９
○会議に付した事件（１件） …… ３７９

○出席議員（42名）……３７９
○欠席議員（なし）……３８０
○説明のため出席した者の職氏名……３８０
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……３８１
○開　議……３８２
○日程第１　一般質問
16. 石　原　み さ 子……３８２
⑴暴力のない社会の実現への取組について
⑵小学校の外国語活動・外国語の学習について
⑶中学校の英語教育について
⑷外国籍の児童生徒への支援について
総　務　部　長　蛸　島　和　紀
学 校 教 育 部 長　池　田　淳　一
17. とくたけ　純　平……３９３
⑴支援が必要な子どもやその家族に対するサポートについて
⑵教育行政（いわゆる不登校の児童生徒やその保護者への支援）について
⑶動物愛護の取組について
⑷平和行政（日本が二度と戦争をしないために本市ができること、日本による加害の史実の継承、戦争体験の談話の保存・継承）について
⑸外国人住民との共生について
こ　ど　も　部　長　山　室　繁　央
学 校 教 育 部 長　池　田　淳　一
教　育　長　高　木　秀　人
環　境　部　長　佐　原　達　雄
総　務　部　長　蛸　島　和　紀
市 長 公 室 長　後　藤　貴　志
企　画　部　長　小　川　広　行
経 済 観 光 部 長　宮　内　　徹
財　政　部　長　田　中　雅　之
保　健　部　長　横　山　京　子
福　祉　部　長　鷺　沼　　隆
○休　憩……４１０
○開　議……４１０
18. 小　泉　文　人……４１０
⑴市長の政治姿勢について
⑵デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについて
⑶次期クリーンセンター整備・運営事業について
市 長 公 室 長　後　藤　貴　志
市　長　田　中　　甲

経 済 観 光 部 長　宮　内　　徹
環　境　部　長　佐　原　達　雄
総　務　部　長　蛸　島　和　紀
管　財　部　長　湯　本　明　男
財　政　部　長　田　中　雅　之
企　画　部　長　小　川　広　行
副　　市　　長　本　間　和　義

19. 越　　川　　雅　　史 …… ４２２

⑴本年７月下旬に整備が完了したとのことである菅野駅北側緑地の現状と今後の対応について

⑵年齢・学歴制限を撤廃した採用試験で採用された方の処遇について

⑶仕様書・契約条項において規定された契約事項の適正性の確保について

⑷執行機関の長としての発言の在り方に関する市長の認識及び市長の発言に関する理事者の認識について

道 路 交 通 部 長　米　崎　勝　則
総　務　部　長　蛸　島　和　紀
代 表 監 査 委 員　植　草　耕　一
学 校 教 育 部 長　池　田　淳　一
教　　育　　長　高　木　秀　人
副　　市　　長　松　丸　多　一
市 長 公 室 長　後　藤　貴　志

○休　憩 …… ４３３

○開　議 …… ４３３

20. 大　　場　　諭 …… ４３４

⑴公益通報者保護法に基づく内部公益通報対応体制の整備の現状と今後について

⑵本市が排出する産業廃棄物の処理について

総　務　部　長　蛸　島　和　紀
環　境　部　長　佐　原　達　雄
管　財　部　長　湯　本　明　男

○散　会 …… ４４６

第９日　９月 30 日（火曜日）

○議事日程（第９号） …… ４４７

○会議に付した事件（１件） …… ４４７

○出席議員（42名） …… ４４７

○欠席議員（なし） …… ４４８

○説明のため出席した者の職氏名 …… ４４８

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… ４４９

○開　議 …… ４５０

○日程第１　一般質問

21. にしむた　　勲 …… ４５０
⑴ふるさと納税と普通交付税不交付団体について
⑵地方税の負担軽減について
⑶いわゆる外国人問題について
⑷クリーンセンターについて
経済観光部長　宮内　徹
財政部長　田中雅之
市民部長　吉田一弘
福祉部長　鷲沼　隆
保健部長　横山京子
環境部長　佐原達雄
22. ほとだ　ゆうな …… ４６１
⑴質の高い教育を目指す取組について
⑵保育行政（保育園給食、いちかわ手当）について
学校教育部長　池田淳一
教育振興部長　根本泰雄
こども部長　山室繁央
・議事進行に関する発言
越川雅史 …… ４７３
議長　大久保たかし …… ４７３
○休　憩 …… ４７３
○開　議 …… ４７３
23. 太田丈之 …… ４７３
⑴生活保護制度について
⑵いわゆる経営管理ビザで本市に滞在している外国籍を有する人数の推移について
⑶国民健康保険について
福祉部長　鷲沼　隆
市民部長　吉田一弘
保健部長　横山京子
財政部長　田中雅之
・議事進行に関する発言
とくたけ　純平 …… ４８１
議長　大久保たかし …… ４８１
・議事進行に関する発言
越川雅史 …… ４８１
議長　大久保たかし …… ４８２
○散　会 …… ４８２

第 10 日　10 月２日（木曜日）

○議事日程（第10号）…… ４８３
○会議に付した事件（17件）…… ４８３
○出席議員（42名）…… ４８４
○欠席議員（なし）…… ４８５
○説明のため出席した者の職氏名…… ４８５
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…… ４８６
○開　議…… ４８７
○９月30日のとくたけ純平議員の議事進行に関する発言に対する答弁
議　　長　　大　久　保　　た　か　し…… ４８７
・発言の取消し（太田丈之）…… ４８７
○９月30日の越川雅史議員の議事進行に関する発言に対する答弁
議　　長　　大　久　保　　た　か　し…… ４８７
・発言の申出
副　　市　　長　　松　　丸　　多　　一…… ４８７
学　校　教　育　部　長　　池　　田　　淳　　一…… ４８８
越　　川　　雅　　史…… ４８８
○９月30日の越川雅史議員の議事進行に関する発言に対する答弁
議　　長　　大　久　保　　た　か　し…… ４８８
・発言の取消し（松永鉄兵）…… ４８９
○発言の取消し（管財部長）…… ４８９
○日程第１　認定第１号　令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
・委員長報告
決算審査特別委員長　　石　　原　　み　さ　子…… ４８９
・討論
越　　川　　雅　　史（反対）…… ４９４
宮　　本　　均（賛成）…… ４９６
廣　　田　　徳　　子（反対）…… ４９８
・認定…… ５００
○日程第２　発議第11号　国における2026年度教育予算拡充に関する意見書の提出について
日程第３　発議第12号　義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
日程第４　発議第13号　最高裁判決に基づき全ての生活保護受給者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書の提出について
日程第５　発議第14号　核兵器禁止条約再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
日程第６　発議第15号　多文化共生社会実現のための予算措置と法整備を求める意見書の提出について
日程第７　発議第16号　最低賃金の引上げに向けた支援強化を求める意見書の提出について
日程第８　発議第17号　千葉県営水道料金の値上げ先送りを求める意見書の提出について
日程第９　発議第18号　持続可能な学校の実現を目指す意見書の提出について

日程第10　発議第19号　少人数学級の推進、定数改善も含めた教職員の働き方改革及び義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書の提出について
日程第11　発議第20号　パレスチナの国家承認を求める意見書の提出について
日程第12　発議第21号　大阪・関西万博パビリオン建設工事における未払い問題に対する早急な対応を求める意見書の提出について
日程第13　発議第22号　いわゆる不法滞在者ゼロプランの撤回を求める意見書の提出について
日程第14　発議第23号　長生炭鉱水没事故に関する遺骨収容と責任ある対応を求める意見書の提出について
日程第15　発議第24号　田中市長に対し、議場での発言の取消しを求める決議について
（一括議題）
・可決（発議第11、12、18～20号）…… ５０１
・否決（発議第13～17、21～24号）…… ５０１
○日程第16　委員会の閉会中継続審査の件…… ５０３
○日程第17　委員会の閉会中継続調査の件…… ５０３
○閉議・閉会…… ５０３
――――――――――・――――――――――
○委員会審査報告書…… ５０４
○閉会中継続審査申し出書…… ５０９
○閉会中継続調査申し出書…… ５１０
○会議録署名議員…… ５１１

第　　１　　日

令和７年９月５日（金曜日）

令和７年９月市川市議会定例会議事日程（第１号）

令和７年９月５日（金曜日）午前10時開議

第１　会期の件
第２　議案第17号　市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
第３　議案第18号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
第４　議案第19号　市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第５　議案第20号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第６　議案第21号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第７　議案第22号　市川市道路占用料条例の一部改正について
第８　議案第23号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）
第９　議案第24号　令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
第10　議案第25号　令和７年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
第11　議案第26号　市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約について
第12　議案第27号　財産の無償譲渡について
第13　議案第28号　損害賠償請求事件の和解について
第14　認定第１号　令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
第15　報告第20号　健全化判断比率について
第16　報告第21号　資金不足比率について
第17　報告第22号　継続費の継続年度終了による精算について
第18　報告第23号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
第19　報告第24号　専決処分の報告について
第20　報告第25号　専決処分の報告について
第21　報告第26号　専決処分の報告について
第22　報告第27号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
（代表質問）　公　　明　　党　久保川隆志議員、西村　敦議員
　　未　来　市　川　竹内清海議員、堀内しんご議員

本日の会議に付した事件

日程第１　会期の件
日程第２　議案第17号　市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第18号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第19号　市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第20号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第６　議案第21号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第７　議案第22号　市川市道路占用料条例の一部改正について

日程第８　議案第23号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）
日程第９　議案第24号　令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第10　議案第25号　令和７年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第11　議案第26号　市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約について
日程第12　議案第27号　財産の無償譲渡について
日程第13　議案第28号　損害賠償請求事件の和解について
日程第14　認定第１号　令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
日程第15　報告第20号　健全化判断比率について
日程第16　報告第21号　資金不足比率について
日程第17　報告第22号　継続費の継続年度終了による精算について
日程第18　報告第23号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
日程第19　報告第24号　専決処分の報告について
日程第20　報告第25号　専決処分の報告について
日程第21　報告第26号　専決処分の報告について
日程第22　報告第27号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について

（代表質問）　公　　明　　党　久保川隆志議員、西村　敦議員
　　未　　来　　市　　川　竹内清海議員、堀内しんご議員

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中　町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加　藤	圭一
浅　野	さち
久保川	隆志
西　村	敦

中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介

文化国際部長	山	影	聡香
スポーツ部長	西	村	直
市民部長	吉	田	一弘
経済観光部長	宮	内	徹
こども部長	山	室	繁央
福祉部長	鷲	沼	隆
保健部長	横	山	京子
環境部長	佐	原	達雄
街づくり部長	小	塚	眞康
道路交通部長	米	崎	勝則
下水道部長	大	塚	信之
行徳支所長	秋	本	賢一
消防局長	吉	村	和弘
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義光
農業委員会事務局長	岩	佐	伸幸
会計管理者	岩	井	滴
教育振興部長	根	本	泰雄
学校教育部長	池	田	淳一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝広
事務局次長	町	田	茂幸
議事課長	米	津	孝成
（議事担当）			
主幹	金	子	貴一
主査	神	谷	尊正
主査	大	場	辰磨
主任	北	川	陽介
主任書記	三	澤	啓成
（調査担当）			
主幹	渡	辺	孝文
副主幹	岡	澤	英康
主任	荒	木	智貴
主任書記	伊	藤	祥太

会　　議

午前10時開会・開議

○大久保たかし議長　ただいまから令和７年９月市川市議会定例会を開会いたします。

○大久保たかし議長　直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

○大久保たかし議長　会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、とくたけ純平議員及び石原みさ子議員を指名いたします。

○大久保たかし議長　日程第１会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から10月２日までの28日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって会期は28日間と決定いたしました。

○大久保たかし議長　日程第２議案第17号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから日程第22報告第27号いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。認定第１号については、会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって認定第１号については提案理由の説明を省略することは可決されました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中　甲市長登壇〕

○田中　甲市長　議案第17号から議案第28号まで提案理由を御説明いたします。

まず、議案第17号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、国政選挙における選挙運動の公費負担の限度額の見直しを踏まえ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を見直すものです。

議案第18号市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正については、人事院規則の改正を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認の措置等を講ずるものであります。

議案第19号市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、法律及び人事院規則の改正を踏まえ、部分休業制度の拡充に対応するための規定の整備を行うものです。

議案第20号市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、老朽化した大洲保育園及び富貴島保育園を廃止するものです。

議案第21号市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、そよかぜキッズの運営を民間事業者に引き継ぐことから所要の改正を行うものです。

議案第22号市川市道路占用料条例の一部改正については、受益者負担の適正化を図るため、道路占用料の額を見直すものです。

議案第23号令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億33万3,000円の増額を行い、予算総額を1,929億3,915万1,000円とするものです。

歳出予算の増額に関する主な内容について申し上げますと、第２款総務費では、脱炭素先行地域における省エネ・創エネ補助金の経費などについて、第３款民生費では、子どもの受験対策として、季節講習費用を助成する経費などについて、第４款衛生費では、子どもインフルエンザ予防接種費用を助成する経費のほか、クリーンセンターの施設修繕料などについて、第７款商工費では、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、お米の購入に対し、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯで還元するキャンペーンを新たに実施するための経費などについて、第９款土木費では、市道0103号の道路等改良工事費などについて、第11款教育費では、国の臨時交付金を活用して、市立学校の学校給食に係る賄材料費の増額などについて、それぞれ計上するものです。

歳入予算につきましては、歳出予算の補正に伴い、国庫支出金から市債までの各歳入の補正を行うものであります。

次に、繰越明許費の補正では、図書館情報システム改修事業ほか３事業について、いずれも年度内の完成が困難であることから補正するものであります。

次に、債務負担行為の補正では、道路拡幅用地取得費（令和７年度）などについて追加を行うものであります。

最後に、地方債の補正では、総務費、衛生費、土木費及び教育費の限度額についてそれぞれ変更するものです。

次に、議案第24号令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）の歳入歳出予算の補正は、それぞれ6,093万8,000円の増額を行い、予算総額を348億8,093万8,000円とするものです。補正予算の内容は償還金の増額を行うもので、その財源として繰越金の増額により収支の均衡を図ったものです。

次に、議案第25号令和７年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）については、業務の予定量の補正では、資本的支出における建設改良費の補正に伴い、業務予定量の補正を行うものです。

次に、収益的支出の補正では、私設下水道管渠敷設費補助金について、補助対象件数の増加に伴い、5,000万円の増額補正を行うものであります。

次に、資本的収入及び支出の補正では、資本的支出において、工事用資機材等価格高騰などに伴う雨水管渠整備工事費の増額など、合わせて5,500万円の増額補正を行うとともに、資本的収入において、公共下水道事業債及び工事費負担金について、合わせて3,484万6,000円の増額補正を行うものであります。

次に、継続費の補正では、高谷２号幹線建設事業などについて、継続費の総額、期間及び年割額を変更するものであります。

最後に、企業債の補正では、公共下水道事業における起債の限度額を変更するものです。

議案第26号市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約については、三徳建設株式会社との間に工事請負契約を締結するものであります。

議案第27号財産の無償譲渡については、そよかぜキッズ運営を社会福祉法人明秀会へ引き継ぐに当たり、無償で譲渡するものであります。

議案第28号損害賠償請求事件の和解については、当事者間で合意に達し、和解による解決を図るものでありま

す。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。認定第１号については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって認定第１号については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、野口じゅん議員、小山田なおと議員、石原たかゆき議員、廣田徳子議員、にしむた勲議員、石原みさ子議員、宮本均議員、増田好秀議員、越川雅史議員及び松永鉄兵議員の以上10名を議長において指名いたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

公明党、久保川隆志議員。

〔久保川隆志議員登壇〕

○久保川隆志議員　おはようございます。公明党の久保川隆志でございます。通告に従いまして代表質問をさせていただきます。

なお、補足質問は西村敦議員が行いますので、よろしくお願いいたします。

今年の夏は記録的な高温が相次ぎ、８月５日には群馬県伊勢崎市で国内歴代最高の41.8度を観測し、40度以上の観測が14地点となり、統計史上最多となりました。エアコン設置率が25.7％と全国一低い北海道では、我慢できずにエアコンを設置した家庭も増えているとのことで、エアコンなしでは我慢の限界がある気候変動が起きており、地球沸騰の時代をふつふつと感じ、命に関わる危険な暑さが続くことで人体だけでなく、様々な分野で影響を及ぼしています。

記録的な猛暑と水不足、豪雨も重なり、農作業と家畜への影響から価格高騰が続いており、命と健康を守ることと併せて物価高騰対策も喫緊の課題であります。それ以外でも超高齢化社会、少子化、大規模災害への備えなど、様々な課題に対して、これからも公明党一丸となって現場第一主義で政策立案に全力で取り組んでまいります所存ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、１つ目の大項目、物価高騰に対する支援についてです。

猛暑が続き、インフレも重なる中で８月も９月も値上げの商品が相次いでいます。そうした中で生活に困窮され、大変な生活を強いられている方も多くいらっしゃいます。公明党の主張で、新型コロナ対策のため、2020年度に地方創生臨時交付金が創設され、2022年から物価高対策にも使えるようになりましたが、自治体の判断で様々な事業に活用することができるようになりました。

そこで(1)として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について、本市に交付されるまでの背景及び推奨事業を選定するに至った経緯について伺います。

(2)では、デジタル地域通貨推進事業をこれまで実施してきておりますが、どのような物価高騰に対する支援を行ってきたのか、その内容と効果について伺います。

(3)では、ＩＣＨＩＣＯポイントによるお米の購入費の一部を還元する事業を実施するための補正予算が計上されてきておりますが、具体的な事業の内容について伺います。

次の大項目、子ども・子育て施策では、補正予算及び議案として提出されている内容に関して伺ってまいります。

(1)として、こどもたちの未来支援基金の活用について、基金の概要及び１億円の寄附を受けた経緯について伺います。

(2)では、こどもの受験対策季節講習費支援事業の事業化された背景及び内容について伺います。

(3)では、市川市そよかぜキッズの運営に関して、現在の指定管理者から民間事業者に引き継ぐとのことですが、これまでどのようなやり取りをしてきたのか、民営化に至るこれまでの経緯及び今後のスケジュールについて伺います。

３番目の大項目、福祉施策についてでは、超高齢化社会の進展に伴い、多くの困り事の相談や要望が寄せられてきておりますので、３項目にわたって質問いたします。

まず、(1)要介護認定率の現状と介護サービスの充実について伺います。高齢化の進展により要介護・要支援認定率が上昇していると思いますが、将来的に介護サービスのさらなる需要増が見込まれることから、市川市総合計画第三次基本計画も踏まえた上で要介護認定率の現状について及び在宅サービスと施設サービスのバランスのよい整備や介護人材の確保など、介護サービスの充実に向けた本市の取組について伺います。

続いて(2)では、身近に頼れる近親者がいない高齢者は今後急増が見込まれており、生活支援や見守り支援等で孤立防止や緊急時の対応につながる体制整備が今後ますます必要になってくると感じていますが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるために、本市として取り組んでいる高齢者の生活支援や見守り支援等について伺います。

(3)として、住宅確保要配慮者への住まいの支援について伺います。高齢者や障がい者、ひとり親家庭や低所得者などの住宅確保要配慮者は、様々な理由で住宅の確保が困難な人が増えてきています。低所得者や障がい者の住まいの支援については相談支援機関がサポートを行っている一方、高齢者の方々については不動産事業者に行ってもなかなか契約ができず、弊害が生じています。入居から退去まで訪問、見守りを含めた一貫支援となる居住サポート住宅を本市でも供給、促進すべきと考えますが、本市の体制づくりについての考えを伺います。

４つ目の大項目は、防災対策についてです。

まず(1)として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業案として提案されたＩＣＨＩＣＯスマートポイント追加メニュー、家庭用防災用品購入促進事業についてです。激甚化する豪雨災害、想定される東海・南海トラフ地震や首都直下型地震など、災害に対する意識啓発は欠かせません。今回の事業は大変に価値がある事業として捉えております。本事業の内容について伺います。

次に、(2)としてペット同行・同伴避難における支援の拡充についてです。以前から行徳地区にペット同伴避難所の開設を要望してきたところですが、今回、広尾防災公園管理棟が新たなペット同伴避難所として指定されました。

そこで、指定に至る経緯と当施設の避難スペースの概要及び備蓄品について伺います。

次に、教育振興・学校教育の取組についてです。

まずは(1)として、同じく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した学校給食費管理事業についてです。様々な食材が値上がりする中で、学校給食はどのように対応してきているのか伺います。また、給食費の無償化が始まった令和５年度から給食費単価はどの程度値上がりしているのか伺います。

次に、(2)です。今定例会補正予算には、教育・学習施設改修事業として考古博物館と少年自然の家の改修工事費が計上されています。この２施設は大変に老朽化していて、私たち会派は以前、現状を視察させていただきました。どこから手をつけていくのか気になります。今回の改修事業の内容について伺います。

次に、(3)です。近年、市民から寄せられる相談の中で多くなっているのが、学校であったり、公民館のような施設でのエアコンの故障や不具合の問題です。故障してしばらくたっても一向に修理されないなどの相談で

す。

そこでまず、学校施設、特に教室でのエアコン老朽化の現状と更新の考え方について伺います。

さらに(4)ですが、近年の高温、猛暑の現状を踏まえると、エアコンの整備だけではありません。空調に合わせて建物の断熱化による対策も急務であり、大変重要と考えています。

そこで、本市の学校施設における断熱化促進の考え方について伺います。

次の大項目は、脱炭素先行地域づくり事業についてです。

本年５月９日に本市の提案が脱炭素先行地域に選定されました。それを受けて、今回、補正予算が組まれていると思います。

そこで、選定後の交渉状況や補助金の内容など、今回の補正予算に至った経緯について伺います。

最後に、江戸川水閘門についてです。

去る６月２日、公明党の斉藤代表と岡本政調会長が今年３月に着工した江戸川水閘門を現地視察しました。老朽化した現状調査や建設現場などを確認した上で、斉藤代表は、洪水から周辺地域を守る上で極めて重要な施設であるとして、早期完成への後押しをする意向を示しました。

そこで、この江戸川水閘門の整備概要と現在の進捗状況について伺います。

以上、１回目の質問となります。答弁により再質問させていただきます。

なお、大項目、防災対策から江戸川水閘門についてまでは、補足質問者である西村敦議員が再質問を行います。

○大久保たかし議長　答弁を求めます。

企画部長。

○小川広行企画部長　私からは大項目、物価高騰に対する支援の(1)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用についてお答えいたします。

本市では、これまで国の地方創生臨時交付金を活用して、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対しまして、きめ細やかな支援を実施してまいりました。コロナ禍以降に創設された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、地域の実情に応じて活用できる推奨事業メニューの交付限度額としまして、令和５年11月29日付で５億4,848万円、令和６年12月17日付で６億472万6,000円が本市に国から示されました。本交付金につきましては、福祉サービス事業者をはじめとする市内事業者に対しまして、燃料費等の補助のほか、「学ぶ・使う・得をする」をキャッチフレーズにしましたチャレンジ75やデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの還元率アップキャンペーン、また、省エネ家電や防犯用品購入の際にＩＣＨＩＣＯポイントを付与するＩＣＨＩＣＯスマートポイントなどの事業に活用してまいりました。

今般、米国の関税措置に関し総合的な対応を図るため、内閣に設置した米国の関税措置に関する総合対策本部において米国関税措置を受けた緊急対応パッケージを決定し、令和６年度に閣議決定されている経済対策に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を柔軟かつ早期の執行に取り組むことで物価高騰対策に万全を期すこととなりました。これに伴いまして、令和７年５月27日付で国の令和７年度一般会計予備費の使用が閣議決定され、本交付金として1,000億円の増額が措置された中、本市には交付限度額として１億217万6,000円が示されました。

そこで本交付金の活用につきましては、庁内での検討を重ねた結果、物価高騰の影響や今後起こり得る災害から市民生活を守るとともに、地域経済の活性化を図るため３つの事業を選定いたしました。

１つ目は、ＩＣＨＩＣＯ30％還元　市川でお米を安く!!キャンペーンです。令和の米騒動とも呼ばれる米の価格高騰が国民生活に大きな影響を与えたことから、国はこれまで備蓄米の放出などの対策を講じてきました。こ

れにより備蓄米を含むブレンド米の価格は下がりましたが、今後、例年よりも高値となることが見込まれる新米の流通により、米全体の価格高騰がこれまで以上に懸念されているところでございます。このような社会情勢を踏まえまして、春と冬のＩＣＨＩＣＯ還元率アップキャンペーンに加えまして、お米の購入費用の一部をＩＣＨＩＣＯポイントにて還元いたします。

２つ目は、家庭用防災用品購入促進事業です。近年、地球温暖化による異常気象や、激甚化する豪雨災害や近い将来発生すると言われている首都直下型地震などの大規模災害から市民の生命、生活、財産を守り、災害に強い安全で安心できる生活を保障することは行政の基本的な責務でございます。このことから、対象となる防災用品を購入された方に対し、購入費の一部をＩＣＨＩＣＯポイントにて還元いたします。

３つ目は、学校給食費管理事業です。市立学校の給食における食材費の高騰も顕著となっているため、令和５年４月より開始している学校給食費の無償化を継続するとともに、未来を担う子どもたちの給食の質や栄養価を落とすことなく、引き続き安全で安心できる学校給食を提供してまいります。

以上の３つの事業に本交付金を活用していくことで物価高騰による負担を軽減し、今後起こり得る災害から市民を守るとともに、市内の経済循環をさらに加速させていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　私からは大項目、物価高騰に対する支援のうち、(2)デジタル地域通貨推進事業のこれまでの支援と(3)ＩＣＨＩＣＯポイントによるお米の購入費の一部還元事業の内容についてお答えいたします。

初めに、(2)デジタル地域通貨推進事業のこれまでの支援です。デジタル地域通貨推進事業では、国からの交付金を活用して、令和５年度の実証実験から現在に至るまで物価高騰に対する支援を行ってまいりました。実証実験では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約9,000万円を活用して、利用者がＩＣＨＩＣＯをチャージした際に１人当たり最大9,000円相当のプレミアムポイントを付与いたしました。市の加盟店では約４億7,000万円相当のＩＣＨＩＣＯが利用され、利用者を対象としたアンケート調査結果から算出した経済効果は約３億1,000万円となり、地域経済の活性化を図ることができたものと考えております。

次に、市内全域での事業実施となった令和６年度では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金約１億5,000万円を活用してポイント還元キャンペーンを３回実施し、利用者１人当たり最大１万円相当の還元ポイントを付与いたしました。還元率につきましては、７月から８月及び11月から12月にかけて実施した市制施行90周年記念キャンペーンでは、中小企業と個人事業主が経営する加盟店で20%、大企業の加盟店で５%、９月から10月にかけて緊急実施したあなたの秋をＩＣＨＩＣＯで応援キャンペーンでは、全ての加盟店で一律10%としました。令和６年度の利用額は約16億7,500万円、実証実験と同様の方法で算出した経済効果は約９億7,000万円となり、事業規模を拡大することでより大きな効果を得ることができたと評価しております。そして、令和７年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、４月から６月にかけて春の新生活応援総額7,000万円還元キャンペーンを実施しました。還元率は中小企業等の加盟店で15%、大企業の加盟店で５%とし、利用者１人当たり最大3,000円相当の還元ポイントを付与いたしました。さらに新たな取組として、省エネルギー家電と防犯用品を購入した市民の方に対象経費の30%相当のポイントを還元するＩＣＨＩＣＯスマートポイントを５月１日から開始しました。省エネルギー家電では、予算総額を１億円、１世帯当たりの還元額を６万円としたところ、７月11日をもって好評のうちに申請の受付を終了し、また、防犯用品では予算総額を2,500万円、上限額を４万円として、現在も申請の受付を行っております。今後、利用者を対象としたアンケート調査等を実施し、事業効果の検証を行ってまいります。

次に、(3)ＩＣＨＩＣＯポイントによるお米の購入費の一部還元事業の内容についてです。酷暑と少雨等の影響により米価格の高騰が見込まれることから、機を逃さず、速やかな対策を講じて市民生活を応援するため、ＩＣＨＩＣＯを活用したキャンペーンを実施するものです。キャンペーンの名称は、目的と内容がストレートに伝わるよう、ＩＣＨＩＣＯ30％還元　市川でお米を安く!!キャンペーンといたしました。補正予算の可決をいただくことができましたら、これまでに構築した仕組みや加盟店とのネットワークを活用し、速やかに準備を進め、９月22日月曜日午前10時からキャンペーンを開始する予定でございます。キャンペーンの対象品目は白米と玄米に限定し、雑穀米、モチ米、パック御飯等は対象外といたします。また、キャンペーンの還元率は全ての加盟店で一律30％とし、利用者１人当たりの還元額は最大5,000円相当です。還元ポイントの総額は予算上限の7,500万円に達した段階でキャンペーンは終了となります。

なお、お米以外の商品に対するポイント還元につきましては、年間１人当たり1,000円相当を上限とした通常期間の還元率が適用され、決済金額に応じて、中小企業等の加盟店では５％、大企業の加盟店では１％のポイントが付与されます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、子ども・子育て施策についてお答えします。

初めに、(1)こどもたちの未来支援基金の活用です。

まず、基金の概要ですが、市民の方より、ひとり親家庭への支援などに活用してほしいという趣旨で１億円の寄附をいただいたことをきっかけに、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、その夢や希望の実現に資することを目的として、令和３年12月に市川市こどもたちの未来支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定し、基金を設置いたしました。その後は、個人や団体から子ども・子育て支援を推進する事業への活用を希望する御寄附や、ふるさと納税により指定された寄附をいただいた際に本基金に積み立てております。

次に、今回の寄附についてですが、このたび個人の方から、経済的に恵まれない家庭の子どもなど、未来を担う子どもたちのためになる事業に役立ててほしいとの思いから１億円の寄附をいただきましたことから、本基金への積立てを予定しているところです。

次に、(2)についてお答えします。こどもの受験対策季節講習費支援事業補助金は、経済的に恵まれない世帯の子どもに対して、学習塾等の季節講習に係る費用の一部を補助することで、行きたい学校に進学するために努力している子どもたちを後押しし、進学先の選択肢の幅を広げるとともに学習費用の負担軽減を目的として実施するもので、先ほどの１億円の寄附の一部を活用して実施する予定としております。

事業を実施する背景ですが、本市では、令和４年度に子どもの学校生活や子育て家庭の生活状況などを把握するため、子どもの生活状況に関する実態調査を実施し、困窮世帯の方は一般世帯と比較して、家庭の経済的な状況が子どもの進学先を検討する際の大きな要因となっていることが分かりました。これらを踏まえ、令和７年３月に策定した市川市こども計画では、基本目標の一つとして子どもの貧困対策を掲げ、世帯の状況にかかわらず、全ての子どもたちに学習の機会を提供できるよう学習環境の充実に取り組むこととしていることから本事業の実施を検討いたしました。

次に、補助の内容についてです。補助の対象者は児童扶養手当の受給世帯、非課税世帯、生活保護世帯及びひとり親や養育者家庭の養育者であって、児童扶養手当受給者と同等の所得水準の世帯のいずれかに該当し、中学３年生、高校３年生、20歳未満の高校卒業生がいる世帯としております。補助対象の経費は学習塾等における季節講習費とし、令和７年度は冬期講習を対象とします。補助金額は補助対象経費の２分の１とし、上限額は４万円としております。対象となる学習塾等の範囲は学習塾のほか、家庭教師や通信教育などを含め、法人または個

人事業主が有償で提供しており、幅広く利用者を募集していることを要件といたします。また、対象とする講座は受験科目に関するもので、12月から１月にかけて開かれる短期の講座といたします。補助金の交付方法は償還払いとし、利用者が学習塾等に費用を一旦支払った後、市に対して補助金の申請をしていただき、市から利用者に対して補助金を交付いたします。

なお、申請方法についてはオンラインでの申請など、利便性の高い方法で申請できるよう検討してまいります。

最後に対象者数と予算額ですが、今年度は対象者数を453人と想定しており、補正予算額として1,812万円を計上しております。

最後に、(3)についてです。市川市そよかぜキッズは、障がいのある子どもの通所施設である児童発達支援センターとして、旧稲荷木幼稚園の園舎を活用して平成27年４月に設置され、指定管理制度により社会福祉法人佑啓会を指定管理者として運営を開始いたしました。その後、指定管理期間の第２期目が終了する令和７年度からの民営化を目指すこととし、令和元年12月の市議会定例会において１団体選定による指定議案が可決され、引き続き佑啓会により運営されております。

民営化の実現に向けて佑啓会と協議を進めてまいりましたが、建物無償譲渡の上、土地を賃借し、契約終了後、市に土地を返還する際に生じる建物取壊し費用の負担などについて合意に至らなかったため、令和６年12月の市議会定例会において議決をいただき、指定管理期間を令和８年３月まで１年間延長いたしました。その後も引き続き協議いたしましたが、佑啓会との合意には至らず、建物無償譲渡による民営化を引き受けない旨の意向が示されたことから、令和７年２月から民営化による運営事業者の公募を開始し、令和７年５月に次期運営事業者の候補者を選定いたしました。今後は、本定例会で議案を可決いただけましたら、新たな事業者とともにそよかぜキッズを利用している保護者の皆様へ保護者説明会を実施いたします。また、土地の貸付けに伴う公正証書や運営仕様書の作成、財産の変更などの各種手続を進めるとともに、引き続きそよかぜキッズを利用していただく利用者の皆様について、令和８年１月から３月にかけて引継ぎ療育の実施を計画しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　私からは大項目、福祉施策についてお答えいたします。

初めに、(1)要介護認定率の現状と介護サービスの充実についてでございます。本市の介護保険における65歳以上の第１号被保険者のうち、要介護、要支援の認定率につきましては、本年３月末時点では約19％で、３年前の３月末時点と比べると約１％増加しております。また、認定者数においても、本年３月末時点では約２万人で、前年の約１万9,000人から約1,000人増加しております。今後も認定者数は増加する見込みであることから、施設整備や介護人材の確保などを進めていくことが重要であると考えております。このため在宅サービスと施設サービスの整備につきましては、本市が策定する介護保険事業計画において、千葉県の介護保険事業計画で量的規制のあるサービス、また、地域密着型サービスの中で国が整備を推進するサービスについて整備計画を立てて進めております。在宅サービスの整備につきましては、昨年度、本市初となる看護小規模多機能型居宅介護事業所が開設されました。また、施設サービスの整備につきましては、本年度に特別養護老人ホーム100床の建設を予定しております。そのほか、特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付有料老人ホームの令和８年度以降の開設に向け現在公募を実施しており、今後の施設サービスの充実に向け取り組んでおります。

次に、介護人材の確保につきましては、千葉県が国の基金を活用しつつ事業計画に位置づけ、推進するものとされておりますが、本市では、介護に関する資格取得や研修の受講費などの一部を助成する複数の事業を実施しております。具体的には、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講費などへの助成のほか、昨年度か

らはケアマネジャーの資格取得に要する費用や主任ケアマネジャーの研修費用への助成事業を実施しております。そのほかには介護に関する入門的研修を令和２年度から実施しており、この研修は介護資格の取得希望者や就業者などの増加を目的として、講習だけでなく、職場体験や就業希望者と介護事業所とのマッチング支援を行っております。今後も介護サービスを希望する方が安心してサービスを受けられるよう、施設整備をはじめ介護人材の確保、そして人材の定着につながるよう、これらの事業を総合的に進め、介護サービスのさらなる充実に取り組んでまいります。

続きまして、(2)高齢者の生活支援や見守り支援などの体制整備についてでございます。

初めに、生活支援体制につきましては、年齢を重ねてもできることは自分で、できないことは周囲の手助けやサービスを利用して、その人らしい自立した生活を送ることのできるよう、高齢者の日常生活上のニーズや課題、必要な地域資源を把握し、地域の多様な主体と連携して体制の整備に努めております。市内15か所の高齢者サポートセンターには生活支援コーディネーターを配置しており、介護保険制度などの公的サービスでカバーし切れない日常生活のちょっとした困り事を解決する方法を考え、支援する活動に取り組んでおります。例えばごみ出しが困難な高齢者と地域のボランティアをつなぐなどの活動がございます。

次に、見守り支援の主な事業としましては、65歳以上の高齢者などを対象に高齢者見守り支援事業を実施しており、高齢者自ら異常を感じた際に通報ができるほか、安否確認センターに24時間反応がなかった際にはガードマンが駆けつけるなど、見守りを行っております。また、食の自立支援事業においては、在宅の独り暮らしの高齢者などの居宅を訪問し、夕食のお弁当を手渡しする際に安否確認を行っております。さらに、独り暮らしの高齢者などを対象に民生委員が月１回程度、訪問や電話などにより安否確認を行うことによって高齢者の孤立を防ぎ、心身の安定につなげております。これらに加えまして、今後、高齢化の進展に伴い、認知症は誰もがなり得ることから、認知症の方が社会の一員として尊重された生活が地域で送れるよう見守り支援体制を整備するため、各高齢者サポートセンターに認知症地域支援推進員を配置して認知症に関する相談に応じております。そのほか、認知症の御本人や介護される御家族が気軽に立ち寄ることができ、相談のできる認知症カフェの開催支援や、当事者のニーズや意見を聞くための本人ミーティングを開催しております。今後も安心して住み続けられる地域を目指して地域住民や関係者のニーズを把握しつつ、生活支援や見守り支援体制の向上に努めてまいります。

最後に、(3)住宅確保要配慮者への住まいの支援についてでございます。

初めに、住宅セーフティネット法は、低額所得者、高齢者、障がい者など住宅の確保に配慮が必要な方々、いわゆる住宅確保要配慮者が安心して生活を送るための住まいの支援を目的として平成19年に施行されました。その後、平成29年には、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度や居住支援法人制度の創設など、住宅セーフティネット制度を強化する改正が行われました。一方で、令和３年の国の調査によりますと、賃貸人の住宅確保要配慮者への入居に対する拒否感の割合としましては、高齢者に対しては約７割、障がい者に対して約７割、子育て世帯に対して約２割、外国人に対して約６割となっており、住宅確保要配慮者の入居に対しては、消極的な賃貸人が多く存在するデータが示されたところでございます。これらを背景としまして、昨年、再び住宅セーフティネット法の改正が行われ、賃貸人が賃貸住宅を提供しやすく、また住宅確保要配慮者が円滑に入居できるよう、居住サポート住宅の認定制度などが創設される内容となっております。

なお、この居住サポート住宅とは、賃貸人のリスク、不安感を軽減するため、住宅確保要配慮者に対して安否確認、訪問などによる見守り、福祉サービスへのつなぎといった、入居中の居住サポートが行われる住宅でございます。この居住サポート住宅制度は本年10月より施行され、市は居住サポート住宅の認定事務及び指導監督事務を行うこととなります。認定事務における審査範囲は安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎなどに関す

る基準、面積、構造、設備などに関する基準と広範囲に及ぶため、各部門と連携して対応してまいります。また、指導監督事務につきましては、住宅確保要配慮者の権利、利益の不当な侵害が行われないよう、国から示されたマニュアルなどに基づき体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目、防災対策の(1)家庭用防災用品購入促進事業の内容についてお答えします。

本事業は、防災用品を購入した市民に対して費用の一部をＩＣＨＩＣＯポイントで還元するものであり、還元率は対象経費の30％で、１世帯当たりの上限は４万円相当とするものです。購入及び申請期間は令和７年10月１日から令和８年１月31日までとしておりますが、予算上限の1,400万円に達した段階で受付を終了させていただきます。対象品目については、携帯トイレ、モバイルバッテリーやポータブル蓄電池、発電機、懐中電灯、感震ブレーカー、防災用品セットなどで、在宅避難の備えの強化につながるものとしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは大項目、防災対策の(2)ペット同行・同伴避難支援の拡充についてお答えいたします。

ペットの避難については、全ての市立小中学校の避難所でペットと人が一緒に避難し、別の空間で避難生活を過ごすペット同行避難を可能としております。災害の規模や状況に応じて開設する、人とペットが同じ空間で避難生活を送る御質問のペット同伴避難所は、これまでＪ：ＣＯＭ北市川スポーツパーク、大柏ビジターセンター、市民プール、そしてクリーンセンターの計４か所としておりました。地域バランスを考慮した行徳地区での指定につきましては、以前から要望をいただき、本年８月15日に広尾防災公園管理棟の指定に至りました。この同伴避難所のスペースは管理棟２階の会議室とし、面積は約80㎡、４世帯の収容を想定し、ブルーシートやロールマット、プライベートテントのほか、ケージを持ち出せなかった場合の対応として、大、中、小の各サイズのケージを準備しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　私からは大項目５つ目、教育振興・学校教育の取組の(1)学校給食費管理事業の内容についてお答えします。

初めに、給食費無償化が始まった令和５年度から現在までの対応についてです。給食費無償化に当たっては、第１に、給食の質を確保し、これを維持することを前提に取り組んでいます。食材費の値上がりがあった場合においても、質を落とさず、安全で安心な学校給食を子どもたちに提供するため、食材、牛乳、米の値上がりに対し、給食費単価の見直しを都度行ってまいりました。

次に、給食費単価の値上がりについてお答えします。令和５年４月から本年４月までの２年間を比較すると、小学校１食当たりの給食費単価は297円から327円に、中学校１食当たりの給食費単価は382円から416円に段階的に増額、見直しし、２年間のうちに小学校で30円、中学校で34円の増額をしてまいりました。令和５年度から物価の上昇を踏まえ、年度の途中においても給食費単価の増額見直しを行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、教育振興・学校教育の取組の(2)から(4)についてお答えをいたしま

す。

初めに、(2)教育・学習施設改修事業についてであります。今回の９月補正予算にて、考古博物館のエレベーター改修工事と少年自然の家のエレベーター及びプラネタリウム室のエアコンの改修工事の経費を計上しております。考古博物館のエレベーターは設置から34年が経過しており、劣化が著しい上に保守部品の供給が終了したため、今後の維持管理について検討をしてまいりました。しかしながら、昨年12月に故障が発生したため、エレベーターの使用を中止しております。そのため、改修工事による更新をすることとしたものでございます。少年自然の家のエレベーターも同様に竣工時から43年が経過しており、経年劣化及び部品の供給終了により修繕が困難であるため使用を中止しており、更新を行うことといたしました。さらに、プラネタリウム室のエアコンにつきましても、竣工時から一度も更新しておらず、既に一部が故障していることから半分程度の能力しか得られず、特に夏場は利用者の健康被害も危惧される状態となっております。このため、来年度の夏前までに完了するよう早急に改修工事を行う必要があることから予算計上をしたものであります。

次に、(3)教育施設におけるエアコンの老朽化の現状と更新の考え方についてです。各学校の普通教室のエアコンは、多くが平成20年にリースにより設置したものであり、リース期間終了後も引き続き使用しておりましたが、耐用年数を超えて稼働していることから不具合が年々増加している状況であります。これまで部品交換等の修理で対応しておりましたが、復旧できないと判断した場合は機器の交換も行っております。今後の整備につきましては、普通教室と特別教室を合わせ、リースにより全面的に更新を行うこととし、３か年をかけ、令和10年度までに完了させる計画としております。更新の際は学校の運営に支障がないよう、夏前と秋、冬に学校単位で整備を行う予定であります。

続いて、(4)学校施設での断熱化促進への考え方についてです。既存の建物に対する断熱化の手法としては、サッシの二重化や複層ガラスの使用、窓ガラスへの遮熱フィルムの貼付けなどがございます。体育館につきましては、エアコンの効率に大きく影響することから、今年度からエアコン設置工事の際に窓ガラスへの遮熱フィルムの貼付けを併せて行っているところであります。校舎につきましては、施工対象の箇所が多く、安価な手法であっても費用や時間がかかると判断し、これまでのところエアコンの設置を優先し、断熱化は実施しておりません。しかし、校舎の最上階の教室は、下階の教室に比べ室内温度が高くなる傾向がある上に、近年、温暖化による猛暑の影響が顕著となっていることから、エアコンの効率に影響を与えることも十分に考えられます。今後はエアコンの更新を進めながら、断熱化について手法や実施範囲なども含め調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　私からは大項目、脱炭素先行地域づくり事業を予算化した経緯と内容についてお答えいたします。

脱炭素先行地域づくり事業は、2030年度までに脱炭素先行地域における電力消費に係る二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指す取組を、国庫補助を受けて進めるものでございます。選定後から現在まで環境省と事業計画や交付金の金額等について相談を重ねてきたところでございますが、今年度は来年度からの補助金制度本格実施に向けた準備期間として位置づけ、断熱改修等を試行的に実施するための補助金など、１億238万円の交付を受けられるとの通知を受けたところでございます。また、2030年度までの交付金の総額は、現時点で44億6,000万円の交付金を受けられる予定となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　私からは大項目、江戸川水閘門の整備概要と進捗状況に対する本市の認識についてお答

えします。

江戸川水閘門は、旧江戸川と江戸川放水路の分岐点から約400ｍの下流側、旧江戸川に位置する国土交通省が管理している河川管理施設でございます。この施設は、治水機能、塩分遡上防止、通航機能の３つの機能を有する重要な河川構造物として昭和18年に竣工されております。竣工から80年以上が経過しており、本年３月より改築工事に着手したところでございます。工事概要について国に確認したところ、現在の水閘門の機能を維持しながら約80ｍ下流部に新たな水門と閘門を設置し、最後に現在の水閘門を撤去する工程としており、令和15年度の完成を目指しているとのことです。現在、作業ヤードや工事用道路の造成といった準備工などを進めているところであり、老朽化した水閘門の改築に向けて事業が円滑に進められているものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　答弁が終わりました。

久保川議員。

○久保川隆志議員　それぞれ答弁ありがとうございました。

それでは、順次、一問一答で再質問をさせていただきます。

まずは物価高騰に対する支援について、これまで国の重点支援地方交付金を活用した事業概要については、生活者や事業者への経済的な支援を実施されており、物価高騰への効果的な対応となっていたかと思います。今回の交付金の活用に関しては、物価高騰の影響や今後起こり得る災害を市民生活から守り、地域経済の活性化を図るため３つの事業を選定したとのこと、理解いたしましたので、この(1)に関しては再質問はございません。

次のデジタル地域通貨推進事業のこれまでの支援に関しても再質問はありませんが、令和５年度の実証実験で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用され、また、令和６年度と令和７年度では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して還元ポイントの付与を行い、物価高騰に直面する消費者支援や地域内経済循環の促進につなげていること、理解をいたしました。効果については、アンケート調査等を実施して事業効果の検証を行うとのことですので、省エネルギー家電は７月11日に受付終了する好評ぶりで、ポイント還元を楽しみにしていた方が申請できなくて残念がっていた方もいましたので、多角的な視点での幅広い事業の検証も含めていただいて、市民の参画意欲向上と持続的に発展する事業となるようにお願いしたいと思います。

では、次に(3)ＩＣＨＩＣＯポイントによるお米の購入費の一部還元事業の内容について、概要は理解いたしました。９月22日午前10時からキャンペーンを開始するとのことで、期間中の還元率がお米とそれ以外の商品で異なるとのことですが、利用者がレジで決済を行う際、どのようにＩＣＨＩＣＯで支払いを行うのか、その手順について伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。

キャンペーンの開始に当たりましては、お米専用の２次元コードを加盟店に配布し、通常の２次元コードとの併用で決済を行っていただく予定です。例えば利用者が加盟店でお米と野菜を購入する場合、初めにお米専用の２次元コードで１回目の決済を行った後、野菜を購入するために通常の２次元コードで２回目の決済を行うといった運用を予定しております。このように商品に応じて２次元コードを使い分けるため、加盟店のレジ操作において一定の負担が生じることが見込まれております。今回は対象品目をお米に限定していること、さらに店側に一定の負担が生じることから、全ての加盟店をキャンペーンの対象とするのではなく、参加を希望する加盟店のみを対象店舗といたします。参加店舗に対しては、職員が出向いて決済方法を丁寧に説明し、誤った決済が行われないよう注意喚起を行うとともに、利用者に対しては分かりやすいイラスト等で案内を行って周知の徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　対象品目をお米に限定しているということですので、お米とそれ以外で別々の決済が必要となり、店員が２次元コードを逆に読み込んでしまうこともありますが、店側には一定の負担と理解が必要で、ＩＣＨＩＣＯ加盟店の中でも対象とならない店舗も生じてきます。この周知を含めて混乱が生じないような想定した対応が必要と考えますので、参加店舗に対する誤った決済が行われないような対応は理解いたしました。市民は楽しみにしておりますので、運営面での最善策を講じていただきますようにお願いをしたいと思います。

最後に１つ質問ですが、補正予算可決後に速やかに準備を進めるとのことで、９月22日スタート日までの準備期間が短いと考えますが、どのような方法でキャンペーンを周知していくのか、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。

キャンペーンの周知方法につきましては、現状のところ「広報いちかわ」、市公式ウェブサイト、ＳＮＳ、アプリのプッシュ通知等を予定しております。さらに、利用者が買物をする際にキャンペーンの情報を得ることができるよう、ＩＣＨＩＣＯでおなじみとなりつつあるカワウソのイラストを用いたＰＲポスターを作成して、キャンペーンに参加する加盟店の店頭に掲示をしていただく予定でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　対象店舗にはカワウソのイラストを用いたポスターを掲示してもらってキャンペーンの周知を図るとのことだと思いますが、利用者へのプッシュ通知を含めまして、丁寧な漏れのない分かりやすい周知徹底をぜひともお願いしたいと思います。

続いて、次に移りますが、子ども・子育て施策です。

１つ目として、こどもたちの未来支援基金の活用について伺いました。令和３年にひとり親家庭の支援などに活用してほしいとの趣旨で１億円の寄附をいただいたことがきっかけで基金が設立をされ、個人や団体から事業への活用を希望する寄附や、ふるさと納税により指定された寄附を積み立てていること、理解をいたしました。今回の寄附では、経済的に恵まれない家庭の子どもなど、未来を担う子どもたちのためになる事業にとの思いから１億円の寄附をいただき、予算計上しているとのことですが、本基金の積立額と活用状況について再度伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

市川市こどもたちの未来支援基金にこれまで積み立てた額は、令和３年度が１億39万77円、令和４年度が2,743万7,109円、令和５年度が893万3,217円、令和６年度が1,110万9,460円となっております。基金の活用状況ですが、ひとり親家庭等の子どもの大学等の受験料や模擬試験の費用を補助するこどもの受験料支援事業、ひとり親家庭等の親や児童の医療費を助成するひとり親家庭医療助成事業に充当しており、令和５年度は528万4,142円、令和６年度は740万7,235円を活用いたしました。この結果、令和６年度末時点における基金の残高は１億3,517万8,486円となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　細かい数字まで出していただきましてありがとうございました。令和６年度末までの積立額及びこどもの受験料支援事業やひとり親家庭医療助成事業に充当していること、理解をいたしました。次代を担

う子どもたちの夢や希望をかなえる事業となるよう、これからも継続してお願いしたいと思います。

では、続いて、関連した次の質問に移ります。(2)こどもの受験対策季節講習費支援事業の内容を伺いました。今回、個人からいただいた１億円の寄附の一部を活用して実施するとのことで、令和４年度に実施した子どもの生活状況に関する実態調査を受け、困窮世帯の方と一般世帯の方とを比較して、家庭の経済的な状況が子どもの進学先を検討する際の大きな要因となっていることが分かったとの背景から、経済的に恵まれない世帯の子どもに対する学習費用の負担軽減を目的として実施すること、理解をいたしました。申請方法に関してもオンラインでの申請など、利便性の高い方法で申請できるように検討するということで、対面申請ですと対象者の負担となることもありますので、ぜひその配慮に関してはお願いしたいと思います。対象者数を453人と想定しているとのことですが、今後のスケジュールについて伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

今後のスケジュールとしては、本定例会において補正予算を御承認いただけましたら、事業を実施するための補助金交付要綱を制定した上で補助金の対象者等に対する周知を進め、11月から事業を開始することを予定しております。また、事業の開始後は効果の検証や今後の事業展開の参考とするため、この補助金を利用した世帯に対するアンケートの実施を予定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　補助金交付要綱を制定して、補助金の対象者等に対する周知の準備を進めて11月から事業開始を予定しているということで、事業の開始後は、アンケートの実施で効果の検証や今後の事業展開の参考としていくとのことですので、特に周知に関しては、補助の対象者や対象世帯に漏れのないようにお願いしたいと思います。プッシュ方になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

次の(3)そよかぜキッズの建物の無償譲渡に係るこれまでの経緯と今後の概要について答弁を伺いました。指定管理制度の下、社会福祉法人佑啓会にて平成27年４月から運営を開始され、指定管理期間の第２期目が終了する令和７年度から民営化を目指すこととして佑啓会と協議を進めてきたものの合意に至らず、指定管理期間を令和８年３月まで１年間延長して協議してきたものの、建物無償譲渡による民営化を引き受けない旨の意向が佑啓会から示され、合意には至らなかったことは残念でなりません。令和７年５月に次期運営事業者が選定され、今後は新たな事業者とともに、そよかぜキッズを利用している皆様への保護者説明会を実施し、令和８年１月から３月にかけて引継ぎ療育の実施を計画しているとのことでした。

そこで２点再質問をいたしますが、佑啓会に１団体選定した２期目の契約の際に、民営化後の建物無償譲渡等の条件の提示はされなかったのか。また、どのタイミングで協議を始めたのか、その点と、２点目として、今後、市はそよかぜキッズを引き継ぐ予定の事業者とどのような契約を結んでいるのか。この２点について伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

そよかぜキッズ指定管理２期目の指定管理者の選定時においては、建物の無償譲渡も含め、詳細な条件の協議は調っておりませんでした。指定管理期間の２期目に入り、令和５年頃から具体的な条件を含め協議してまいりました。

次に、後継事業者との今後の契約内容についてです。土地の貸付けについては、30年の事業用定期借地権を設定し、公正証書を作成し、契約いたします。

なお、貸付料は、市川市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例に基づき年額約300万円を予定しております。建物につきましては、今定例会に上程しております議案第27号建物の無償譲渡についてを御承認いただけましたら財産無償譲渡契約を締結し、令和８年４月に後継事業者へ無償譲渡いたします。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　ありがとうございます。２期目の選定時には無償譲渡等の条件の協議は調っていなかったとのことで、民営化は分かっていた中で条件の提示は合意の前提だったかと思いますので、この点に関しては強く指摘したいと思います。

土地の貸付けと建物の無償譲渡の契約を締結していくこと、これに関しても理解をいたしました。

続いて伺いますが、今、そよかぜキッズで実施している事業は、民営化した後も全て実施されていくのか。また、民営化することでよくなる点について伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

現在、そよかぜキッズでは、こども発達センターの設置及び管理に関する条例に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援の５つの事業を実施しており、民営化後も全ての事業において、定員、利用時間、開所日など、現在定められているサービス内容を低下することなく実施いたします。

次に、民営化により、よくなる点です。まず、民営化することで、事業者の判断により、必要な場合は迅速かつ柔軟にサービスの導入が可能となるため、利用者の意見を反映しやすくなり、サービスの質の向上が期待できるものと考えております。また、今後は建物全体を利用できるようになることから広いスペースを活用し、現在、１階で手狭になっている放課後等デイサービスを２階で実施するなど、療育環境の向上が図れると考えております。後継予定の事業者は、市川市内において、らいおんハートの名称で児童発達支援事業所や医療法人を運営している法人のグループ法人であり、そのノウハウを生かして、現在のそよかぜキッズでは受入れを行っていない医療的ケア児や肢体不自由児、重症心身障がい児を積極的に受け入れていく提案がされているとともに、児童発達支援において、児童指導員、保育士を現在よりも多く配置する提案がされております。また、機能訓練担当職員や言語聴覚士といった専門職員を配置する提案もされているため、高い専門性を持つ異なる職種が連携することにより、障がいの種別に関係なく、子ども一人一人に合わせた質の高いサービスを提供できるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　建物全体を利用できるようになるというのは大きな利点と考えます。また、後継予定の事業者はグループ法人のノウハウを生かして、現在のそよかぜキッズでは受入れを行っていない医療的ケア児や肢体不自由児、重症心身障がい児を積極的に受け入れていく提案がされていて、児童発達支援においての療育環境の向上に期待が持てることは大きな利点と考えます。

続けて伺いますが、事業者が変更することで職員も替わると思いますが、環境の変化に敏感な子どもたちのことが心配です。現在、そよかぜキッズを利用している子どもたちについて、市はどのような支援を考えているのか。また、引継ぎ療育の期間が３か月とのことですが、引継ぎが十分に行える期間であるのか、この点について伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

運営法人の交代に当たっては、そよかぜキッズの利用を継続される児童や保護者がお困りになったり、混乱したりすることのないよう、また療育上の課題が生じないよう、後継事業者と佑啓会の職員が現場で一緒に療育に携わる引継ぎ期間を設けることを計画しております。期間は令和８年１月から３月を予定しており、現在のそよかぜキッズの１日の流れをはじめ、現在行っている療育プログラムの内容や、児童一人一人の特性や発達段階、個々の特性を踏まえた環境の設定方法、保護者の意向などについて丁寧な引継ぎを行うことを予定しております。引継ぎ期間は３か月としておりますが、これは従前に民営化した福祉施設や保育園の引継ぎ期間を参考に設定しており、この期間でお子さんや保護者が安心して施設を利用できるよう、準備が整えられるものと考えております。また、施設内のレイアウトやクラス名などについても可能な限り変更しないなど、民営化による子どもたちへの環境の変化等を最小限にし、児童が安心して通うことができるよう配慮してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　人間関係構築に大変時間がかかるお子様が多い状態かと思いますので、しっかり子どもたちの特性を理解していただいて、安心して施設を利用できるような体制を整えていただければと思います。答弁では、レイアウトやクラス名などの環境の変化等は最小限にするとのことですが、利用者目線に立った配慮をぜひともお願いしたいと思います。

最後の再質問ですが、幼児ことばの教室をこども発達相談センターに移すとのことですが、こども発達相談センターは現在でも狭隘な環境で職員数も限られていると思います。言葉の相談を受ける体制整備ができる状態になっているのか伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

そよかぜキッズの民営化に伴い、２階に開設している幼児ことばの教室を閉室することから、現在、幼児ことばの教室に配置されている２名の言語聴覚士は大洲にあるこども発達相談室に配置いたします。こども発達相談室の職員が増えることで個別療育を行う部屋に不足が生じないか、昨年度、各部屋の使用率などを調査したところ、新たな体制においても個別療育に必要な部屋を確保できる見通しとなっております。併せて、あおぞらキッズ、おひさまキッズや大洲こども館のスペースを閉館日などの利用していない時間帯に活用できないか検討しており、今後、相談者が増えた場合にも対応できるよう、引き続き部屋の確保に努めてまいります。

これまで幼児ことばの教室では言語聴覚士だけで療育を行っておりましたが、こども発達相談室に機能を集約することで心理士や作業療法士など、他の専門職との連携も図ることができ、多角的な視点から、より質の高い療育を提供することが可能となります。さらに、来所による相談だけではなく、電話での相談に応じられる人員も増えることから、こども発達相談室全体の相談体制がさらに充実できるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　こども発達相談室の職員が増えることで個別療育に必要な部屋を確保できる見通しとのことで、今後、相談者が増えた場合にも対応できるよう、引き続き部屋の確保に努めていくとのことでした。

また、幼児ことばの教室は、言語聴覚士だけでこれまで療育を行っていたものが、こども発達相談室に機能を集約することで心理士や作業療法士などとの連携もできるようになり、多角的な視点から、より質の高い療育の提供が期待できること、理解はいたしました。また今後とも引き続き、障がいのあるお子様の療育環境の整備に向けて、よりよい環境づくりにしっかり努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次の３つ目の大項目に入ります。福祉施策です。

(1)要介護認定率の現状と介護サービスの充実について伺いました。要介護・要支援認定率及び認定者数の現状については、本年３月時点で約２万人と、前年からは1,000人ほど増加しているとのこと。また、施設整備の取組では、昨年度に本市初となる看護小規模多機能型居宅介護事業所を開設し、本年度に特別養護老人ホーム100床の開設を予定しているなど、取組は理解をいたしました。施設に入所するだけではなく、最後まで御自宅で過ごしたいとの声を聞いております。

そこで在宅サービスを希望する方が増える中、在宅サービスを充実するための市の取組について伺います。

次に、サービスが多様化すれば、また介護人材も必要になると考えますが、介護サービスに従事することを希望する方と介護サービス事業所とのマッチング支援の現状を伺います。

さらに、ケアマネジャーがなかなか見つからないという現状を伺っておりますことから、ケアマネジャーの人数が充足しているのか、現状についてそれぞれ伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市では、要介護状態となっても、住み慣れた地域で安心、安全に暮らし続けられる地域包括ケアシステムの理念にのっとり、在宅で利用できるサービスの整備に努めております。具体的には、同一事業所でケアプランの作成、デイサービス、訪問介護、宿泊サービスを受けることのできる小規模多機能型居宅介護や、24時間対応で訪問介護や訪問看護を受けることのできる定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスなどを整備するため事業者に補助金を交付するなど支援を行っており、今後も利用者のニーズを見極め、整備を進めてまいります。

次に、マッチング支援の現状につきましては、マッチングを希望する事業所を確認し、受講者の希望を聞きながらマッチング支援を行っている状況でございます。しかしながら、職場体験を行っても、就労条件などが合わずに就労につながらないこともあり、課題であると認識をしております。本市のケアマネジャーの充足状況につきましては、居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランを作成している方は、本年４月の実績では約１万人でございます。本市監修の介護サービス事業所ガイドブック「ハートページ」に掲載されている市内の居宅介護支援事業所に勤務するケアマネジャーは292人であり、現在の介護報酬の基準では、報酬を減額されずにケアマネジャー１人当たりが担当できる利用者数は44人であることから、市内のケアマネジャーの人数で試算いたしますと約１万3,000人の利用者を担当できることから、現状におきましては、ケアマネジャーが不足している状況とは認識をしてございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　利用者のニーズを見極め、在宅で利用できる多様化したサービスの整備への取組強化をぜひともお願いしたいと思います。

マッチング支援については課題を上げていただいておりますけれども、その辺の支援も含めて、国がやっていることでもありますが、市でもできる支援をしっかり行っていけるような検討もお願いできればと思いますので、引き続きこれに関しては注視をしていきたいと思います。

ケアマネジャーが不足している認識は現在していないという答弁をいただきました。要介護認定を受けても、ケアマネがなかなか見つからなくて介護が受けられませんという相談も事実私も受けましたが、現状は市の認識では充足しているということでありますが、事業所によって、まちまちなんだと思います。より一層顕著になってくる課題でもありますので、人手不足とならない支援強化を含めて、今後の対応をぜひともお願いしたいと思います。

続いて、(2)高齢者の生活支援や見守り支援等の体制整備についてです。地域に生活支援コーディネーターを配置していることは理解いたしましたが、高齢者が今後増加をし、地域での生活支援コーディネーターの役割がますます重要になってくると考えますが、生活支援コーディネーターの業務の現状と課題について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

生活支援コーディネーターは自治会や民生委員、高齢者クラブ、ボランティア団体といった、地域で活動する多様な主体と連携し、地域における支え合いの体制づくりを推進しており、具体的な業務として、次の３つの活動を地域で行っております。１つ目として、随時開催する地域住民や多様な団体との会議や定期的に開催している地域ケア会議などに参加し、行政や医療関係者、ケアマネジャーなどと地域の課題を情報共有し、ネットワークの構築を図っております。２つ目として、把握した高齢者の課題につきまして、個々の支援ニーズに対し地域資源とのマッチングを行っており、昨年度はスマートフォンの操作に苦慮している高齢者に対して、市内の大学のボランティアサークルとともにスマホ教室を開催いたしました。３つ目として、住民主体の通いの場や生活支援の活動の場、例えばみんなで体操や趣味や習い事などの通える場を一緒に探すなど、住民主体の活動を支援しております。これらの業務を担う生活支援コーディネーターは、昨年度に市内の全ての高齢者サポートセンターに配置できたところでございますが、配置から間もないことから、地域ごとに支援方法や地域との関係づくりに違いがあり、活動の均一性や効果の検証が難しいことが課題となっております。このため、生活支援コーディネーター間の情報交換や資質の向上を目的とした連絡会議を毎月開催するなど、体制づくりに向けて市職員がサポート役となり、一定の共通ルールの策定、支援手順の整備などを進めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　自治会や高齢者クラブ、ボランティア団体などのイベントや会議に参加されている姿を私もよく目にしております。地域ケア会議やみんなで体操で講師を務められることもされていますが、地域と連携した支え合いの体制づくりを担っていただいております一方、多様化して多忙となっている業務の分散化も必要かと思います。連絡会議の開催で整備を進めていくとの答弁でもありましたので、高齢者個々のニーズに応じた支援体制の強化については、これからも私自身、注視をして見ていきたいと思っております。

では、次、(3)に行きます。住宅確保要配慮者への住まいの支援についてです。住宅セーフティネット法が令和６年に改正されたことで、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居しやすくなる体制づくりが行われたことは理解をいたしました。居住サポート住宅はこれからかと思いますが、本年10月から施行されることから、高齢者の方々の民間賃貸住宅への入居が進むことに期待をいたします。住宅セーフティネット法の改正では住居支援協議会の設置も努力義務化されましたが、設置に向けた取組の本市の現状と課題、今後の取組について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

居住支援協議会につきましては、設置も視野に入れ、本市の居住支援の在り方について検討を行っているところでございます。具体的な取組としましては、昨年度は一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部や自立相談支援機関、基幹相談支援センターなどの各支援機関、庁内の居住支援関係部署にヒアリングを行ったほか、市営住宅審議会における意見交換、庁内関係部署及び各支援機関と実務者会議を行っております。居住支援の在り方を検討している中での課題としましては、居住支援の相談窓口が分散化しており、住宅確保要配慮者の属性ごとの困り事、また、各窓口における困り事の把握が難しいことがございます。今後の取組につきましては、本

年３月に国から居住支援協議会設立の手引きが示されたことから、手順に沿って庁内関係部署、自立相談支援機関などの各支援機関と意見交換を通じ検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　居住支援協議会の設置を視野に各種支援機関や庁内の居住支援関係課とのヒアリングを行って、意見交換会や実務者会議を行っているとの現状を御答弁いただきました。居住支援の在り方についての検討状況は理解をいたしました。居住支援について、相談窓口が分散化していることが課題との答弁でしたが、例えば民間の賃貸住宅への入居を希望する住宅確保要配慮者が相談に来られた場合、現状はどのように住まいの支援を行っているのか。また、ほかの支援機関との連携は図られているのか伺います。

さらに、居住支援協議会の設置について、本年３月に国から示された居住支援協議会設立の手引きの手順に沿って検討していくとの答弁でしたが、いつを目指して検討を進めていくのか、併せて伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

市営住宅課では、市営住宅の募集のほか、市独自の制度として、民間賃貸住宅のあっせん制度により住まいの支援を行っております。この制度は、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部と連携し、御自身で民間賃貸住宅を見つけることが困難な方に代わり、市が住宅のあっせん依頼を行うマッチング支援の制度でございます。当初は高齢者のみを対象としておりましたが、令和３年度より住宅確保要配慮者まで対象を拡大したところでございます。また、希望の家賃、地域、条件などの聞き取りを行う段階で支援が必要と判断した場合、例えば低額所得者や障がい者で、御自身で手続を進めることが困難と思われる場合などは自立相談支援機関などと連携することで、物件の下見の動向や、家族や賃貸人との調整などといった住まいの支援にもつなげております。

次に、居住支援協議会の設立につきましては、国の手引によると、設立までに大きく４つの段階が示されております。具体的には、１、居住支援の現状、課題の把握、２、庁内関係部署との合意形成、３、民間団体との協力関係の構築、４、居住支援協議会設立に向けた体制整備でございます。各段階におきまして、庁内関係部署や自立相談支援機関などの各関係機関や市営住宅審議会の意見を伺いながら順次検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　ありがとうございます。居住支援の分散化については、障がいのある方向けは基幹相談支援センターえくるが、また、低額所得者には生活サポートセンターそらが寄り添った支援がされておりますが、市営住宅課では、民間賃貸住宅のあっせん制度による住まいの支援として、宅地建物取引業協会市川支部と連携して市があっせん依頼を行っているとのことでした。このマッチング制度の成約率が低いとの声もありますので、不動産事業者の協力も得ながら制度の検証もしていただいて、１回あっせんしたから終わりではなく、継続して寄り添った支援ができるよう、居住支援の強化をぜひともお願いいたします。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。御答弁、大変にありがとうございました。

続けて、西村敦議員より補足質問を行わさせていただきます。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　補足質問者、西村敦議員。

○西村　敦議員　それでは、公明党の補足質問をさせていただきます。

まず、家庭用防災用品購入促進事業の内容について伺いました。ＩＣＨＩＣＯのポイント還元ということで30％、上限４万円ということですね。また、10月からスタートして予算が1,400万。そして、品目、お答えいた

だきました。携帯トイレ、モバイルバッテリー、蓄電池、そして発電機、懐中電灯、感震ブレーカー、防災用品セット等々、主に在宅避難を強化するいうことのお話でした。災害に対する備えは本当に重要で、こういう機会がないと、各家庭でなかなか進んでいかないという現状もあります。今回、防災用品に対してポイントを還元するという、このことについては大変共感をいたします。

そこで、今回、対象品目として、これらの防災用品を選定した理由、併せて期待する効果などについて再度伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

激甚化する豪雨災害や首都直下型地震など大規模災害が発生した場合、本市では多数の在宅避難者が発生すると想定しております。市では、これまでも防災講話など、様々な機会を通じて在宅避難の備えについて啓発を行ってまいりました。令和７年３月に実施した災害時における日頃からの備えに関するアンケートでは、食料、飲料水を備蓄しているとの回答が比較的高い割合であった一方、携帯トイレや感震ブレーカーなどの防災用品の備えが低い傾向であることが分かったところでございます。近年の各地で災害が起きている状況の中、各家庭での備えを強化していくにはさらなる取組が必要と考え、新たに家庭用防災用品購入促進事業を実施することとしたものでございます。また、事業の効果といたしましては、発災直後の混乱期に在宅避難が可能な市民が増え、避難所生活を余儀なくされる避難者の抑制が期待できるほか、ＩＣＨＩＣＯポイントで還元することにより、市内消費の喚起と地域経済の活性化につながるものと考えております。市民アンケートの結果を踏まえ、特に備えを強化する必要がある感震ブレーカーや、購入意欲はあっても高価格で購入に踏み切れない世帯もあると考えられるポータブル蓄電池や発電機について、この事業が購入の後押しとなることを期待しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　ありがとうございます。アンケートの結果、私も非常に参考になりました。やっぱり身近な食料とか水とかという、そういったものは非常に関心が高いということが分かりますけれども、なかなかトイレとか感震ブレーカー、そこまでは行き届かないというようなことが分かります。効果として在宅避難できる方が多くなることによって、逆に避難所も混雑から抑制できるというようなことも分かりました。そして、ちょっとなかなか手が出せない高価なものというか、そこに今回踏み込めるんじゃないかという、そういったこともあると思います。

私が以前から普及促進を訴えてまいりました通電火災防止のための感震ブレーカー、これが今回入りますので、また一歩普及促進につながっていくというふうに感じています。全国的に自治体が感震ブレーカーの購入に対して補助をするなど、支援する施策を行う自治体が増えています。本市においても、今回の施策がこの感震ブレーカーの普及に役立つことを大いに期待しつつ、広く市民に周知していただけることをお願いいたします。

再度質問いたしますが、今回の事業、ふだんはＩＣＨＩＣＯを利用していない方でも購入を考えるという人が多いのではないかなというふうに推察をいたします。購入方法や申請方法、またポイントが付与されるまでの流れについて、どのようになっているのか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

本事業によるポイント還元を受けるには、ＩＣＨＩＣＯ加盟店で対象となる防災用品を購入する必要がございます。支払い方法につきましては、ＩＣＨＩＣＯだけでなく、現金やクレジットカード、電子マネーによる支払いも可能です。申請方法につきましては、ウェブ申請のほか、窓口または郵便での紙による申請も受け付けいた

します。申請時には、購入内容に対象品目が含まれていることや金額が確認できる領収書と、運転免許証などの本人確認書類の添付が必要となります。申請は対象期間中、１世帯１回まで、購入金額は1,000円以上からとし、複数品目の購入や複数店舗での購入も可能といたします。申請を受け付けた後、市で申請内容を確認し、おおむね４週間程度でポイントが付与される予定でございます。

なお、ＩＣＨＩＣＯ会員でなくとも、ポイントを付与したＩＣＨＩＣＯカードを発行することによりポイント付与される仕組みとするものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　ありがとうございます。ＩＣＨＩＣＯ会員でなくてもポイントが付与ということで、この点については安心できました。そして、ポイント付与までの流れについても確認できました。広く市民の皆様に使っていただけるような事業の周知、ぜひよろしくお願いして次に移りたいと思います。

次が、広尾防災公園が同伴避難所に指定された経緯、そして避難スペースの概要と備蓄品について伺いました。ペット同行避難については、小中全てでオーケー。ただ、同伴については、今まで４か所が指定されていたと。その中、今度８月15日に広尾が指定されたということです。80㎡に４世帯を想定していて、ブルーシート、ロールマット、プライベートテント、各サイズのケージを準備されているということでした。これについては理解いたしました。

まず、ペット同伴避難所の受入れ対象について、従来の犬と猫に限らず、今回、小動物も拡充されていると思いますが、その概要について伺います。また、その中にはハムスターのような夜行性動物がいて、夜中に騒いでしまうようなケースも考えられると思いますが、その点の対応について併せて伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

これまで同行避難、同伴避難、共に受け入れるペットの種類を犬と猫としておりましたが、その他小動物等の拡充要望もあり、ペットのストレス対策等について、災害対策に詳しい専門家に意見を伺うなどの検討を続けてまいりました。その結果、ペットのストレスについて、同伴避難の場合は飼い主がペットのそばにいて速やかに対応ができることから、人に危害を加えるおそれの少ない小鳥やハムスター、ウサギなどの小動物をペット同伴避難所に限り、本年９月から受入れ対象に含めることといたしました。ハムスターなどの夜行性動物については、夜間に音などの問題が生じた場合でも飼い主が近くにおり、対応ができると考えております。受入れ対象の拡充についての周知は広報紙や市公式ウェブサイト、９月20日から始まる動物愛護週間のイベントのほか、自治会でのチラシ掲示など、周知に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。対象は小鳥、ハムスター、ウサギという、主なものを挙げていただきましたけれども、しかし、同伴避難所において対象となる小動物ということになりますと、これでもかなり限定的かなというふうに感じます。それ以外の小動物についてはどのように考えているのか、受け入れる考えはないのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

今回の受入れ対象の拡充により、災害時にどのような影響があるのかを検証する必要があると考えますが、基本的にはケージに入れることができ、飼い主の管理により逃げ出すなどのおそれがない場合は受入れを検討でき

るものと考えております。しかしながら、爬虫類や魚類などのように、温度管理などに電源の供給が必要なもの、また逃げ出した場合、人に危害を及ぼすおそれのあるものの拡充については慎重な判断が必要と考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。今後、さらにこの範囲を慎重に検討していただいて、対象となるペット数を増やしていただければなというふうに考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

さらに、今、全小中学校を対象にしているペット同行避難所についてですが、この同行避難については、対象となる動物、小動物等々の拡充は考えていないのか、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

同行避難での対象動物の拡充については、犬や猫の近くにハムスターなどの齧歯類や鳥類のケージを置いた場合に相互にストレスとなり、自傷行為等の問題が予想されることから十分な避難スペースの確保が難しく、飼い主と離れて避難生活を送る同行避難では難しいと考えております。しかしながら、齧歯類などの小動物を同行避難の対象としている自治体もあることから、災害時の状況や課題などについて引き続き調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。やはり動物、非常にデリケートですので、そういったことについてはしっかり研究調査していただければなというふうに思います。

「ペット防災」という言葉があるくらいに、ペットとの同時避難は様々に今取り上げられているところです。災害時に避難所でペットをめぐるトラブル防止について考える市民講座を開催するなど、飼い主が日頃からペットを適切に飼育することがそのまま防災につながるというふうに指摘している有識者もいます。

いずれにしろ、本市のこれまでの積極的な取組には感謝をいたします。いざ災害時、それぞれの避難所がスムーズに立ち上がり、同行避難、そして同伴避難が稼働できるよう期待しまして、次に移りたいと思います。

食材値上がり等々、学校給食の対応、令和５年度からの無償化の給食費単価の推移、これをお聞きしました。結果的に小学校で297円から327円、中学校で382円から416円ということで、２年間で小学校は30円アップ、そして中学校は34円のアップと、今までやってこなかった年度途中での改定ということを重ねてきたというふうに思います。大変御苦労されたということが分かります。

続いて、補足の質問になりますが、今回の給食費単価の値上げ額については、どのような試算によって金額を積算したのか。この点について伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

今回、増となった給食費単価の積算方法といたしましては、１年ごとに作成される食材分類ごとの実績ベース単価について令和５年度と６年度を比較し、その上昇分を基に算定したものです。小学校１食当たりの給食費単価を333円に、中学校１食当たりの給食費単価を424円に夏休み明けから見直しをしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。ありがとうございます。確認できました。あくまで実績ベースで、この上昇分

について算出したということだと思います。

この額で物価高騰の中、今度、給食の中身、質について、しっかりと保っていけるのかということが気になる点です。質の確保について、再度見解を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

これまでも給食に係る予算を見直し、１食当たりの給食費単価を適宜引き上げておりました。これにより、値上がりが顕著な米におきましても、本市では以前と変わらず千葉県産米を使用しており、米飯の提供回数も、物価高騰前の令和４年から現在まで平均週４回を維持しております。また、農産物についても、地産地消の観点から市川市産や千葉県産を積極的に仕入れており、今月は市川市産の梨も各学校の献立に入れております。主菜、副菜、汁物といった基本となる品数についても、これまでどおり提供しております。質、量ともに物価高騰前と変わることなく、栄養バランスに配慮した給食の提供を継続しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　御答弁いただきました。御飯の提供が令和４年から週４回を維持しているということで、私たちが子どもの頃って、ほとんど御飯の給食はなくてパンばっかりだった記憶がありますので、非常にうらやましいなというふうに思います。そして、今月は市川の梨も提供されるということです。今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用により、質と量を落とすことなく、食材の値上げ分をカバーできるということが改めて確認できました。今後ともあらゆる事態に対しても対応できるよう、万全の準備をお願いして次の質問に移ります。

○大久保たかし議長　西村議員に申し上げますが、残余の質問に関しましては休憩後でお願いいたします。

○西村　敦議員　はい、分かりました。

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後１時開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２議案第17号から日程第22報告第27号までの議事を継続いたします。

西村敦議員。

○西村　敦議員　それでは、公明党の補足質問を続けさせていただきます。教育振興・学校教育の取組の(2)からになります。考古博物館、そして少年自然の家の改修事業の内容についてお聞きいたしました。これ、両方ともエレベーターが調子不具合ということで中止にしていると。これは早急に更新するということが分かりました。さらに、少年自然の家ではプラネタリウムのエアコン、これは来年夏までに改修するということです。私たちも視察をさせていただいて、かなり老朽化している現状は理解をしています。両施設とも、竣工からかなりの年数が経過しています。考古博物館は34年、少年自然の家が43年ということでした。

そういう点では、さらにほかにも不具合や劣化が生じて支障が出ている箇所が出てきているのではないかと思いますが、その他の改修予定についてはどうなっているんでしょうか、お聞きいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

考古博物館におきましては、建設当初から使用してきた空調設備が昨年夏に故障により緊急停止をしたことか

ら、今年度中に改修工事を行う予定としております。また、トイレの洋式化や展示室の床の張り替えなども今年度中に行う予定であります。その他の不具合としましては、屋上防水の劣化により一部雨漏りが生じており、外壁も一部剝離などが見られていることから改修工事を行う必要があるものと考えております。少年自然の家におきましても、浄化槽をはじめ給排水関係の劣化や鉄部の腐食などの不具合が上がっており、修繕による応急対策が困難なものについては改修していきたいと考えております。また、共に電源設備など、電気関係も経年劣化が進んでおり、更新や改修が必要な機器もございます。両施設とも、今後も継続的な施設の使用が見込まれることから、不良箇所については改修などを行い、適切な施設管理に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　はい、分かりました。空調、トイレ、また床から屋上防水まで、かなり傷んでいるなというのが分かります。考古博物館は本市の貴重な文化施設です。また、少年自然の家も重要な教育施設でもあります。ぜひ計画的な修繕、これが行われるように要望させていただきます。

次に、(3)の教育施設におけるエアコンの老朽化についてです。初回の質問で学校施設、特に児童生徒が長時間学校で過ごす教室について伺いました。今後の整備として、普通教室と特別教室を併せてリースによる全面更新、これを３か年かけて令和10年度までに完了させる計画であるということが確認できました。それはそれでいいことかと思いますが、そこで市民からの相談の中では、学校もそうなんですが、また公民館でも同様にエアコンの老朽化が進んでいて支障を来しているという、こういった相談も来ます。

再質問としては、公民館について、エアコンの現状と更新の考え方を伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

公民館のエアコンにつきましても、学校施設と同様に耐用年数を超えて稼働しているものが多くあり、故障や異常停止が増加しております。これまでも部品や一部機器の交換などで復旧可能なものは早急に修繕を行い、対応をしてまいりました。しかし、故障でエアコンが使用できない場合、特に夏場は熱中症による利用者の健康被害も危惧されますことから、やむを得ず対象の部屋の貸出しを中止する場合もございます。また、公民館は避難所でもあるため、開設時にエアコンが使用できないと避難者に大きな負担をかけることにもなってしまいます。このことから、エアコンの更新につきましては外壁や屋上防水、エレベーターなど、大がかりな改修工事となるものも含め計画的に進めることとしており、今年度は南行徳公民館のエアコン改修工事を実施する予定となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　公民館についても、同じような現状であるということが認識できました。計画的な修繕ということで、今年度は南行徳公民館を改修するということですので、それはそれで進めていっていただければというふうに思います。

また、それ以外の施設では、市民がよく利用するふれあい館ですね。このふれあい館もエアコンの故障が頻繁に報告をされています。その都度対応していただいていることについては感謝しておりますが、対処方法という面では限界もあります。今年の夏は大変な猛暑となっております。エアコンが故障している部屋での健康体操などの実施は困難となります。市民の健康維持と増進、これは必須の課題でもあります。厳しい財政状況の中ではありますが、予算面を含めて引き続き対応を検討していただけることを強く要望いたします。

次に、(4)の学校施設の断熱化促進についてです。初回質問で市の考え方を伺いました。校舎についてはエア

コン設置を優先しているため、特に断熱化は実施していないが、体育館についてはエアコンに大きく影響することから、エアコン設置工事の際に窓ガラスへの遮熱フィルムの貼付けを併せて行っているということの御答弁もいただきました。さいたま市の小学校や他市の事例でもあったんですけれども、子どもたちの学習の一環として、子どもたちと一緒に作業を行いながら、地球温暖化や環境学習として学校断熱改修ワークショップ、これを行っているところが多数あります。このような手法を使って学校施設の断熱化を促進することも検討に値するかと思います。この断熱ワークショップについての市の考え方を伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

断熱ワークショップは、次世代を担う子どもたちに気候変動や地球温暖化への対策に係る行動を促すため、環境学習の要素を加えながら子どもたちと地元の工事業者が参加し、一緒に断熱工事を行うものが一般的であります。他市の事例では、初めに子どもたちが断熱対策に関する説明を受けてから窓枠用の断熱パネルの組立てと設置を行い、完成後に温度変化の違いを体験するといった内容で実施をしておりました。本市としましては、ワークショップ実施に際し、参加する児童生徒が安全かつスムーズに作業を行うためには、材料の調達をはじめ工具の使い方や組立て作業の指導などについても市内の工事業者などの協力が必要不可欠であるものと考えています。このほかの課題についても整理し、他市の事例等を参考に調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　断熱ワークショップによる学習効果が期待できるが、材料調達や工具使用など、コストと安全の配慮、さらに市内業者の協力体制など、多くの課題があるとの考えでありました。私が思うに、あまり大がかりな工事をやるというイメージではなくてもいいかなと思っております。さっきのさいたま市の小学校では遮熱改修ワークショップというのもやっていまして、暑さ対策だけにはなりますが、児童生徒と一緒に遮熱パネルを作ったり、遮熱フィルムを窓に貼ったりですとか、身近なところから始めることもできます。さらに、経験したことを家庭に持ち帰り、実践すると。初回の答弁でもありましたが、校舎の最上階の教室が室温温度が高くなるということでしたので、まずはそういうところから手をつけるとか、少しでも進めていただきたいというふうに考えます。併せてエアコン整備のめどがつき次第、断熱化の促進も考えていただければというふうに思います。

それでは、次に移ります。脱炭素先行地域選定から今回補正に至った経緯までを初回伺いました。今年度は準備期間として１億238万で試行的実施ということです。さらに、2030年までの交付金が44億6,000万という予定だということでありました。この交付金の総額を見ましても、改めて大変なプロジェクトであるというふうに考えます。特に脱炭素先行地域に選定された当該妙典地域にお住まいの方にとっては、身近な施策として、もっと興味を持たれてもいいのかなというふうに考えますが、まだそれほどまで認知されていないのかなというふうにも感じています。

まずは、認知度の向上や周知という意味で今後の取組について伺います。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

市民の皆様に対する周知につきましては、本市が脱炭素先行地域に選定されたこと、その対象エリアや取組内容などについて市公式ウェブサイトや「広報いちかわ」などでお知らせしたほか、第２庁舎や行徳支所などへの懸垂幕の掲示や、対象エリアの自治会長や地域に影響力を持つ方々に説明を行ってきたところでございます。また、定例記者会見で発表し、環境大臣から選定書をいただく授与式の様子も含め、多くのメディアにも取り上げていただいております。今後は当該地域の住民の皆様に向けた説明会や講演会の開催、周知啓発のための資料の

作成、配布など、順次進めていくことを予定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。当然、市のウェブですとか広報ですね。そういったことも大事ですが、なるべく現地の近いところで住民向けの説明会、講演会等をさらに活発にやってほしいなというふうに感じております。周知については、さらなる工夫が必要かなというふうにも考えますが、例えば私もできる身近な脱炭素とか、簡単な何かいいキャッチフレーズなんかを考えていただいて、そういったところからＰＲしていくとか、ぜひ検討をお願いしたいなというふうに思います。

再質問します。今年度の予算計上については環境省から交付を受けられるとの通知を受けておりますが、今年度計上した予算の内容について具体的に伺います。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

補正予算として計上させていただきました予算の主な内容は、来年度からの補助金制度の本格実施に向けて課題を整理し、要綱を制定するため、試行的に既存の賃貸集合住宅３棟の断熱改修や太陽光発電設備の設置などを行うための補助金、実施計画の作成支援や周知啓発のための資料制作等を委託する経費などでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　はい、分かりました。試行的賃貸集合住宅３棟が断熱改修の対象で手始めにやっていくよということと、実施計画、周知啓発等の委託経費があるということで分かりました。

今、実施計画作成のための委託経費という答弁が出ておりましたけれども、2030年までの脱炭素実現のための道筋として、来年度以降、どのような方向に向かってビジョンを考えているのか、この点について再度伺います。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

二酸化炭素排出実質ゼロを達成することは決して簡単なことではございませんが、先行地域として、全国の他の地域に横展開をしていく１つのモデルとなるべく、来年度以降、共同提案者を中心に多くの事業者に御協力をいただき、2030年度までの５年間、集中して断熱改修などの省エネや太陽光発電設備の設置などの創エネの取組に加えて、市民の皆様に使用する電力を再生可能エネルギーに切り替えていただくための周知啓発を行うなど、当該地域の脱炭素に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　伺いました。全国のモデルにしていこうという気持ちも分かりますし、ぜひ共同提案者の協力も仰げればいいなというふうに思います。

やはり脱炭素先行地域に選定されたということ自体は大変すごいことで、今もありました、全国の地域に展開していく１つのモデルとして本市の取組は大変重要であり、貴重なことだというふうに私も思います。ぜひこのことについては市一丸となって取り組まれることをお願いして、次に移りたいと思います。

最後の質問で江戸川水閘門です。整備概要と現在の進捗状況について伺いました。機能としては、当然、この江戸川水閘門、治水機能、塩分遡上防止、通航機能の３つがあると。昭和18年に造られたということですので、竣工80年ということですね。その中、今年３月に着工して、現在は道路を造成中、あと準備工を進めている。さ

らに、下流80ｍに新たな水門と閘門が造られるということで、令和15年完成を目指すということでありました。

江戸川水閘門の整備概要と進捗については理解をいたしました。竣工から80年が経過し、老朽化など安全対策が課題と言われている中でようやく改築に至ったと思いますが、この間、どのような経緯だったのかについて伺います。特に現在の水閘門について、耐震性能上の問題ですね。これについても伺ってまいります。よろしくお願いします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えします。

江戸川水閘門の改修や修繕の履歴について国に確認したところ、昭和18年度竣工以降、昭和45年度から47年度にかけ、大規模なゲート設備の改修工事が実施されております。その後も経年劣化に伴い、ゲート操作に関わる不具合が頻発し、その都度、修繕工事を実施しているとのことです。また、現在の水閘門は建設当時の基準で設計されておりますが、平成７年の阪神・淡路大震災を受け、耐震設計の考え方が大きく見直されており、現在の基準に基づき耐震性能の照査を行うと、門柱や脊柱などの柱及び基礎について、想定最大規模の地震動について耐震性能を満たしていないことが確認されております。

なお、基礎部分については、建設当時、主流だった松ぐいが採用されており、耐震工事での対応が困難な状況となっております。このように、老朽化のみならず耐震性能も不足していることから、水閘門の改築に至り令和５年度に事業化され、令和６年度末に第１期工事の契約に至ったものです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。これまでの経緯も分かってまいりました。特に基礎が松ぐいということで、補強するには非常に困難な工法かなと今は思います。どっちかというと、老朽化というよりも耐震性に難ありというふうに私も感じました。

行徳の江戸川に関する事業ですが、ここ十数年で本当にさま変わりをしてきました。妙典橋、それから行徳の可動堰、そして行徳橋の架け替え、今は押切・湊橋、今回は江戸川の水閘門ということで、本当にめじろ押しで連続して工事が行われてきているように感じます。この水閘門が終わったら、今度、江戸川区に渡る新しい道路も着手するのかなというふうにも思います。行徳地域はじめ近辺にお住まいの方にとっては大変喜ばしいこと、喜んでいることかというふうに思います。これまでいろいろ市も協力していただきまして、このことについては感謝を申し上げます。

私は、今年２月に行われていました現地でのオープンハウス形式の事業説明に参加させていただきました。事業の内容と工事手法については、そのときによく理解ができましたのでよかったんですが、今回、公明党代表が視察に来たということもありまして、改めて質問する形を取らせていただきました。

再度質問させていただきますが、２月のオープンハウスの後、５月には近隣住民を対象とした工事説明会が開催されていると思います。そのときの内容について、どういったものがあったのか、これについて伺いたいと思います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　改築工事の着工に当たり、本年５月に市川市及び江戸川区において、近隣住民を対象とした工事説明会が国により開催されております。工事説明会では、工事内容に関する説明の後、質疑応答の時間が設けられ、市川市内で実施した説明会では、地元自治会の役員を中心とした参加者から、工事期間中における洪水時の安全性や新閘門における防災用船舶の航行などについての質問がなされました。具体的には、近年の激甚化する災害発生を心配する意見に対し、国からは、工事期間中における洪水時の安全確保について、現在の水

門の運用は、平常時は江戸川の流水を旧江戸川に流下させ、洪水時は旧江戸川に毎秒1,000㎥、江戸川放水路に毎秒4,300㎥を流下させることとしており、工事期間中も現在の水門を適切に運用していくとの説明がなされております。また、新閘門における防災用船舶の通航については、現閘門でも防災用船舶が通航していることから、新閘門でも同等の船舶が通航することを想定しているとの御回答がありました。いずれも新たな水閘門に期待する声が寄せられております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　西村議員。

○西村　敦議員　説明会での質疑応答の内容も確認できました。特に新たな水閘門に期待する声が多かったということで、これについては安心しました。工事中の安全性ですとか船舶の航行等々の質問があったということでした。今後、工事を進めるに当たって、例えば車両搬入事故などがないよう、市としても協力体制をしいていただいて、また地元住民の声を聞きながら工事管理に反映していただくことを再度お願いいたしまして、公明党の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　未来市川、竹内清海議員。

〔竹内清海議員登壇〕

○竹内清海議員　会派未来市川の竹内清海でございます。通告に従いまして代表質問をさせていただきます。

なお、補足質問者は堀内議員が行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速質問に入ってまいります。

まず、自転車の交通安全について３点伺ってまいります。この質問を取り上げた理由は、７月の末頃、女子高校生が自転車に乗りながらスマホを操作していたための事故を目撃した関係で質問させていただくことになりました。市川市の地形は比較的に平たんな土地柄、自転車が利用しやすく、併せて手軽で便利な自転車は環境面のCO_2の削減、健康面のメタボ防止、筋力強化などにつながるなどを含め、自転車利用者が多いのは本市の特徴かと思います。しかし、スマホをいじりながらの走行や歩道の走行のほか、信号を無視するなどの交通ルールを守らない自転車が非常に多いような気がしてなりません。そして千葉県警察の統計では、交通事故全体のうち、自転車が関連する事故件数の割合は、千葉県の約24％に対し市川市は約34％と高い状況とのことで、ルールを守ってないことが事故につながっているように思えます。

そこで伺います。

１として、本市の自転車が絡む事故発生の現状は他市と比較してどのような状況か。また、自転車安全啓発の取組についてお聞きいたします。

次に、本市の自転車乗車用ヘルメットの着用について伺います。

警視庁によりますと、自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の約64％が頭部に致命傷を負っているそうです。そこで、自転車に乗るときはヘルメットを着用し、頭部を保護しようということで、令和４年４月に公布された改正道路交通法が令和５年４月から施行されたことにより、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。本市におきましても、ヘルメット着用を促すため、令和５年度よりヘルメット購入補助金制度をはじめ、今年、令和７年７月より、引き続き令和７年度分の受付を開始いたしております。

そこで伺います。(2)本市の自転車乗車用ヘルメット着用率の現状と着用率向上のための取組についてお尋ねいたします。

自転車の交通安全について、(3)の質問です。昨年５月に改正された道路交通法が令和８年４月１日から施行されることにより、自転車の交通違反に対し、車やオートバイと同様に反則金を通告する、いわゆる青切符による取締りが始まります。現状は信号無視や酒気帯び運転などの危険な違反行為を繰り返した自転車運転者を交通

切符、いわゆる赤切符の対象として取締りを行っております。これに加えまして、来年度からは比較的軽微な違反行為を行った者も青切符の取締りの対象となり、反則金を払わなければならなくなるということであります。この反則金の導入は市民生活に大きな影響があると思います。

そこで伺います。道路交通法の改正に至った背景と期待する効果及び市民への周知方法についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、大項目、市内の道路の補修及びバリアフリー化についてお伺いいたします。

(1)舗装、補修の進め方について伺います。本市市内を車で走行しておりますと、特に交通量の多い幹線道路において、舗装が傷んで凸凹している箇所が見受けられます。路面が荒れていると、車両ドライバーが凸凹を避けるために急ハンドルを切る、または急ブレーキをかけ後続車との追突を招くなど、走行に支障を来すだけではなく、騒音や振動の原因となり、周辺住民への生活環境にも影響を及ぼすと考えます。また、自転車や二輪車にとって、ハンドルがぶれる、ブレーキ操作が安定しなくなり転倒の危険があるなど、重大な事故につながる可能性があると考えます。

さらに、社会的な影響も考えられます。危ないから外に出にくいという心理的負担が増え、地域の活力や住民の健康にも悪影響を及ぼし、交通弱者の外出抑制につながりかねません。道路が整備されてない町という印象は都市の信頼性低下につながり、住みやすさ、移住の魅力を下げると考えます。道路の維持管理は市民生活の安全と快適性を守るために不可欠であると考えます。

そこでお伺いいたします。市が管理している道路の舗装、損傷状況について、職員や業者によるパトロール、市民からの通報のほか、交通量の多い１・２級幹線市道においては、専用車両を用いた定期的な調査も行っていると承知いたしておりますが、その具体的な取組をお伺いいたします。

また、把握した損傷については、すぐに修理、補修が必要な箇所と計画的に対応する箇所があると思います。補修の優先順位については、緊急輸送道路やバス路線、通学路など、市民生活に直結する道路を優先すべきと考えますが、市はどのような基準で判断しているのかをお聞かせください。

次に、(2)交差点部のバリアフリー化についてお伺いいたします。市内を歩いておりますと、歩道のある道路の交差点部において、スロープの勾配がきつく、車椅子やベビーカーを利用している方が苦労している。また、高齢者の方がシルバーカーを押す際も不安定で危険に感じられているケースなどを目にします。本市の多くの歩道は雨水の浸入を防ぐため、車道より15cmほど高く整備されており、そのため、交差点部ではスロープを設けて段差を解消していることは承知いたしております。本市では、国の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法の趣旨を踏まえ、市内の道路を利用する高齢者、障がい者、ベビーカー利用者など、全ての人が安全で快適に移動できるようにすることを目的に、市独自に道路整備の基準を定めた市川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を平成24年に制定したことは承知しております。しかしながら、制定以前に整備された道路では、敷地や排水の関係からどうしても勾配が急になってしまい、利用者が不便を感じているのが現状かと考えます。市民からは、もう少し緩やかな坂道にできないかとの声も寄せられており、バリアフリーの観点からも改善が必要であると考えます。

そこでお伺いいたします。交差点部のスロープ勾配を緩やかにする取組について、市の考え方と具体的な工夫または既設道路の改修における課題と対応についてお聞かせください。

次に、本市の北部地域の水に関わる施策の進捗状況について大きく２点伺います。

本市の魅力の一つは、豊かな緑や潤いのある水辺といった自然と共生する住宅都市と言われております。特に私が住んでおります本市北部地域は真間川、大柏川、国分川、そして斜面緑地や農地が残る地域であります。しかし、北部地域は下水道整備が遅れていたり、過去、幾度となく河川の氾濫による浸水被害など、私たちの生活

環境を取り巻く水という面では少なからず課題として捉えております。

そこで本市北部地域の水に関わる施策、とりわけ汚水と雨水に関する施策の進捗状況についてお伺いいたします。

初めに、下水道未普及対策についてお聞きいたします。本年１月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路を起因とする道路陥没事故が発生し、老朽化対策の重要性を改めて認識しつつ、財政面や人材面に制約がある中、必要な施策を効率的かつバランスよく進めることは特に重要であると思います。

そこで伺いますが、今年度は下水道中期ビジョンの最終年度、つまり締めくくりの年ではありますが、様々な制約がある中、北部地域を中心に進められている(1)の未普及対策の進捗状況についてお聞きいたします。

続いて、治水対策についてお聞きいたします。市の北部地域の低地といえば、かつては大きな台風のたびに真間川や大柏川、国分川などが氾濫し、大きな浸水被害に見舞われてきました。そして、今日まで千葉県によります河川改修や調節池建設整備、また本市で実施してきた排水路整備といった治水対策が進められたことにより、河川の氾濫は大きく減少してきてはおります。とはいえ、全国各地でゲリラ豪雨や線状降水帯が頻発するようになっている現状下において、改めて真間川流域の治水対策について質問いたします。

そこで(2)として、千葉県が進めております真間川流域の河川改修事業と本市が進めている排水路整備などの事業、それぞれの治水対策の進捗状況についてお聞かせください。

続きまして、都市農業振興の充実について２点お伺いいたします。

まず、(1)の本市農業の現状を踏まえた農業従事者からのニーズに対する対応についてお尋ねいたします。農業関係の質問は、これまで何度か議会質問で取り上げてきましたが、やはり都市型農地周辺の環境は宅地化が進むなど営農環境が変化し、様々な問題を抱えていると感じております。あわせて、本市の農地面積と農業従事者は年々減少傾向にあり、本市の公表データによれば、平成12年から令和２年を比較すると、農地のうち、実際に耕作に利用されている経営耕作面積は約４割減少し、同じく農業従事者も併せて減少していることを確認いたしました。このような状況を踏まえ、これまで様々な方策を講じてきましたが、データで見る限りでは減少に歯止めがかかってない状況であり、現在行っている施策の効果分析が必要と感じております。

そこでお聞きいたしますが、現在の物価高騰や温暖化への対応など、本市の農業の現状を踏まえ、農業従事者が求めている様々なニーズへの対応についてお聞きいたします。

次に、都市農業の充実についての２の質問です。

農業振興を進めていく上で大事になってくるのは現在進行中のいちかわ都市農業振興プランです。全国の農業従事者の平均年齢は約68歳と言われております。併せて後継者問題も聞くわけでございます。

このような中、農地は潤いや環境保全、新鮮野菜の地産地消、災害時の防災スペースなどの恩恵を受けている都市農業の評価が大事になってくると思います。そこで、都市農業の視点から農業者等育成確保等、今回の第二次プランに関わる市の取組や考え方について、どのような評価をされているのかを知ることも重要であると思います。

また、農業施策を推進する一方で、都市農業の持続的成長に向けて自然災害や気候変動などのリスクへの対応も必要になってまいります。農業のための持続的なプラン、第二次いちかわ都市農業振興プランを３か年計画で令和５年３月に策定しておりますが、今年度末の令和８年３月で終了することになっております。

そこでお聞きいたします。第二次いちかわ都市農業振興プランに基づいた取組の評価と次期第三次プランの策定についてお伺いいたします。

次に、Ｐａｒｋ－ＰＦＩについてでございます。

市川市には、大規模な公園をはじめ市民が日常的に利用する多くの公園があります。しかし、開園から長い年

月が経過した公園も多く、遊具やトイレの老朽化、園路や広場のひび割れ、バリアフリー化の不足など、改善が必要な課題が見受けられます。こうした公園施設の老朽化などは全国的な課題であり、公園施設を適切に更新し、公園の魅力を高めていくことは非常に重要であります。このような中で平成29年度に都市公園法が改正され、Ｐａｒｋ－ＰＦＩ制度が導入されました。Ｐａｒｋ－ＰＦＩ制度は、都市公園に民間の投資を誘導し、民間事業者のノウハウを活用して公園を整備し管理運営する制度であり、公園の魅力を高めることができる有効な手法の取組であると思います。

そこで伺います。近隣市にあるＰａｒｋ－ＰＦＩの活用状況はどうなっているのか。また、本市の考え方についてお伺いをいたします。

続きまして、教育行政について大きく５点伺います。

それでは、初めに(1)市川市の児童生徒の体力について伺います。今年の夏は連日のように熱中症警戒アラートが発令され、子どもたちが待ちに待った夏休みの期間において、思いっきり外で遊んだり運動したりする機会を確保できない状況であったと思います。スポーツ庁の調査では、平成29年度をピークに小中学生ともに運動時間が減少しており、運動する子どもと運動しない子どもの二極化が続いているとのことです。また、運動やスポーツをすることが好きな子どもは中学校で減少しているとのことです。

そこで、市川市の児童生徒の体力について３点お伺いいたします。

まず、ア、市川市の児童生徒の現状について伺います。以前、平成29年の９月定例会において、同じような質問をいたしました。そのときの答弁では、文部科学省が実施している新体力テストにおいて、千葉県全体では全国平均を上回っているものの、市川市においては、ほとんどの種目で全国平均を下回っております。学年が上がるにつれて全国平均に近づく種目や上回る種目があるとの答弁をいただきました。御答弁をいただいてから８年の月日がたち、子どもたちを取り巻く環境も大きく変わってきております。

そこで、本市の児童生徒の体力の実態はどのような状況なのか伺います。また、近隣市と比べてどうなのかについても伺います。

次に、イ、体力向上のための取組についてです。本市では、児童生徒の体力向上のためにどのような取組を行っているのか伺います。

次に、ウ、体力向上のための食育についてです。体力向上のためには、その体力づくりの基礎となります食事も大変重要であると考えております。本市ではヘルシースクール事業を推進しており、体力づくりに並んで食に関する指導の充実が示されています。本市においては、どのような指導を行うことで児童生徒に対して食の大切さを伝えているのか伺います。

次に、(2)部活動地域展開について伺います。体力向上を図るには、体力の授業はもちろんのこと、部活動の取組によっても向上していくものと考えられます。国は、中学校で行っている部活動の土日の活動を令和13年度までに原則全て地域展開していくことを目指すとしております。

そこで、市川市ではどのような地域展開を考えているのか。現在の進捗と今後の展望について伺います。

次に、(3)いじめ重大事態の調査に関するガイドライン改訂に伴う本市の対応について伺います。昨年８月、文部科学省からいじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂が発出されました。背景には、全国各地で繰り返される痛ましいいじめ事案があります。文科省の調査によれば、令和５年度のいじめ認知数は全国で約68万件と過去最多となり、うち重大事態として報告された件数も600件を超えたとの報告がありました。本市においても、いじめはどこにでも起こり得る問題であり、決して特別な学校だけに起こる出来事ではありません。

今回の改訂のポイントは、重大事態の発生を未然に防ぐための平時からの備えと調査項目の明確化にあります。いじめ防止の理念を浸透させるだけではなく、実際に子どもたちを守る具体的な仕組みづくりが求められて

います。現場からは、職員の異動が多く、その方針が引き継がれにくい、また、地域や保護者への周知が十分ではないといった声も聞かれます。

そこでお伺いいたします。本市教育委員会は、改訂を受けてどのような対応を行っているのかお伺いいたします。

次に、(4)本市のいじめ、不登校などの予防・早期対応について、いじめ、不登校のデータを活用した仕組みについてお伺いいたします。

いじめや不登校は、子どもの学びや成長に大きな影響を与える問題です。全国の不登校児童生徒数は令和５年度に約29万人と過去最多となり、本市においても増加傾向にあると伺っています。背景には家庭環境や交友関係の変化に加え、ＳＮＳによるトラブルや自己肯定感の低下など多様な要因が存在しています。こうした状況を放置すれば、子どもの学習機会や進路、社会参加に長期的な影響を与えかねません。

そこでお伺いいたします。本市はいじめや不登校のデータをどのように収集、分析し、予防や早期対応につなげているのか。教育委員会、学校、関係機関などがどのように連携し子どもを支えていくのか、お答えください。

次に、(5)子どもや保護者の意見を市政や学校に反映させる仕組みについて、ア、児童議会についてお伺いいたします。

子どもの意見を市政に反映させる仕組みとして、本市が令和５年度から始めた児童議会は大変意義深い取組かと思います。小学校５、６年生が児童議員となり、一般質問形式で発言し、本議会さながらに理事者が答弁する姿は、子どもたちに自分の声が社会に届くという体験を与えることと考えます。今年度は42名が参加し、教育や学校生活にとどまらず、環境問題、国際交流、人権、選挙など、多岐にわたる意見が寄せられました。児童議会はタウンミーティングの一つとしてにとどまらず、参加児童の社会教育としての要素も含まれると考えられます。児童もしっかり答弁してもらい、うれしかった、また保護者からは、貴重な経験ができてよかったなどの意見も伺っております。一方で、意見を言って終わりではないかとの懸念もあります。

そこで、児童議会で出された意見の中で実際に市政に反映されたものがあるのか、具体例を含めてお答えください。

次に、子どもや保護者の学校評価アンケートについて伺います。

本市では、子どもや保護者の声を学校運営に反映させる仕組みである学校評価アンケートを小学校高学年、中学生、保護者を対象に実施し、学校運営の改善の一つのデータとして参考にしていると聞いています。しかし、実際に改善につながっているのか分からない、また、形骸化しているのではないかといった声もあります。アンケートの結果をどのように学校運営に反映させているのか。また、アンケート内容の見直しなど、今後の改善問題などがあるのか、お伺いをいたします。

以上、１回目の質問とさせていただきます。後ほど一問一答にて再質問させていただきます。

○大久保たかし議長　答弁を求めます。

道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　私からは大項目、自転車の交通安全についてと市内の道路の補修及びバリアフリー化についてお答えします。

初めに、自転車交通安全の(1)本市の自転車が絡む事故発生の状況と自転車安全啓発の取組についてです。千葉県警察の統計によると、令和６年度の自転車が関係する事故は千葉県全体で3,016件起きており、そのうち本市は県内で３番目に多い308件で、近隣の船橋市や松戸市よりも多い状況となっております。本市では自転車の安全利用について、平成23年に市川市自転車の安全利用に関する条例を制定し、自転車利用者による危険な運転

防止と自転車の安全利用に関する普及啓発に取り組んでいます。具体的には、市内の小学校で３年生または４年生を対象に自転車の正しい乗り方を指導する交通安全教室を、中学校ではスタントマンが交通事故を再現することで交通事故の衝撃や怖さを視覚的に伝え、交通安全の意識向上を図るスケアード・ストレイト方式の自転車安全利用教室を行っています。また、市内の事業者や高校、公民館等からの依頼に応じて自転車安全利用講習会を行っており、令和６年度は４回、今年度はこれまで３回開催しています。その他、年４回の交通安全運動期間などに街頭啓発を行っています。これらに加えて、市公式ウェブサイトや「広報いちかわ」で自転車の交通ルールやマナーの啓発に努めています。また、今年度からＳＮＳを活用し、自転車の交通ルールの周知啓発を行っています。今後も定期的に発信し、ルールやマナーを守る意識の醸成に努めたいと考えております。

次に、(2)ヘルメットの着用率の現状と着用率向上への取組についてです。令和６年度に警察庁が行ったヘルメット着用率の調査では、千葉県全体の着用率は6.5％と全国平均の17％を下回っており、全国ワースト２位となっております。本市でも昨年10月に主要駅や商業施設周辺で調査をしており、着用率は5.9％と、県内平均をさらに下回る結果でした。着用率向上のための取組としては、ヘルメット着用が努力義務となった令和５年度からヘルメットを購入した市民に対し、購入費用の一部として2,000円を補助する補助金交付事業を行っています。これまでの実績として、令和５年度は１万494件、令和６年度は3,520件の補助をしており、今年度は4,200件を見込み、７月から申請を受け付けています。ヘルメット着用と購入費の補助については、広報やＳＮＳ等を活用した周知のほか、警察や関係団体と協力した街頭啓発、公共施設への交通安全ポスターの掲示、市職員に向けた啓発、交通安全教室での指導等を行っており、着用率の向上に努めているところです。

次に、(3)自転車に関する改正道路交通法の市民への周知についてです。令和８年４月１日施行予定の改正道路交通法により交通反則告知書、いわゆる青切符による取締りの対象に16歳以上の自転車の運転者を加えることが予定されています。警察庁は自転車の運転者を対象に加えることに至った背景として、自転車が関係する事故の増加傾向が続いていること、事故の原因に自転車側の法令違反が多いことを挙げています。また、16歳以上を対象としたのは、義務教育を終了し、基本的な自転車の交通ルールに関する最低限の知識を有しており、青切符による画一的な処理になじむためとしています。

青切符による取締りは、比較的軽微な交通違反行為である携帯電話使用等のいわゆるながらスマホや一時停止の標識や踏切など、指定場所における一時不停止、傘を差すなど安定を失うおそれのある運転、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音または声が聞こえない状態での運転などをした者に反則金を科すものです。反則金を科すことにより、自転車利用者にも自動車運転者と同様に交通ルールの遵守を強く求められるようになります。また、取締りの実効性が高まり、違反への抑止力が向上すると考えられることから、事故の減少及び全体的な交通マナーの向上につながることが期待されます。市民への周知は「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、ＳＮＳ等で行うほか、交通安全運動期間や千葉県が定める毎月15日の自転車の安全利用推進運動の日に行う取締りや指導時にも警察や関係団体と協力し、積極的に周知していきたいと考えております。

続いて、市内の道路の補修及びバリアフリー化についての(1)車道の舗装補修についてです。幹線道路における専用車両による定期的な調査の具体的な取組は５年に１回を基本として、カメラやレーザースキャナー等のセンサーを搭載した車両を走行させています。この調査により、舗装のひび割れ、わだち掘れ、平たん性などを測定し、損傷状況を把握しております。補修の優先順位については、調査で把握した損傷状況に緊急輸送道路、バス路線、人口集中地区かなど、道路の特性を加えて決定しております。

次に、(2)交差点部のバリアフリー化についてです。本市が約30年前までに整備した歩道のある道路の多くは、歩道の高さを車道より15㎝高く整備するマウントアップ形式となっています。この道路の交差点部は、歩行者が行き来しやすいように歩道をスロープ状にしており、勾配が急となっている箇所があります。そのため、平

成24年に制定した条例においてスロープの勾配を５％以下と定め、道路を新設もしくは拡幅する際には車道と歩道の段差を小さくし、交差点部に生じる勾配を緩やかに整備しております。しかしながら、条例制定以前に整備された歩道を改修する際は沿道敷地の高さが決まっていることから、歩道と沿道敷地の高さとの取り合いが課題となっています。本市としても、勾配を緩やかにする必要性は十分に認識しており、既設道路を改修する際には沿道の方々の御理解と御協力をいただき、敷地の高さを下げさせていただいたり、道路排水に支障のない範囲で車道をかさ上げしたりするなど、工夫して段差の解消に努めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　私からは大項目、本市北部地域の下水道及び治水に関わる施策についてお答えします。

初めに、下水道未普及対策の進捗状況についてです。本市の公共下水道は、昭和36年より低地域の既成市街地である真間・菅野地区を対象として、生活環境整備と浸水対策を目的に合流式単独下水道事業として着手しております。その後、千葉県の江戸川左岸流域下水道に接続する分流式の下水道として江戸川左岸処理区並びに船橋市の西浦処理場で処理する合流式の下水道として、西浦処理区の整備にも順次着手しております。しかしながら、東京外郭環状道路と都市計画道路3･4･18号の整備に合わせて、これらの道路下に整備される千葉県の流域下水道幹線である松戸幹線及び市川幹線の供用が遅れたことにより、本市の下水道整備が停滞した時期がありました。その後、本市では、県の流域幹線の供用に合わせ未普及対策を加速させ、令和６年度末現在の進捗状況は整備面積が2,560ha、処理人口が39万7,800人で、下水道普及率といたしましては80.2％まで高まっております。今後は、市北部地域で下水道をお待ちいただいている約10万人の未普及解消に向けて、整備スピードのより一層の向上に努めていきたいと考えております。

次に、(2)真間川流域の治水対策の進捗状況についてお答えします。市北部地域を中心として流れる真間川水系は、昭和22年のカスリーン台風をはじめ豪雨のたびに大水害に見舞われてきた地域であり、昭和56年の台風24号の襲来の際には、本市でも7,000戸を超える家屋が浸水被害を受けております。このため、真間川は昭和54年に国から総合治水対策特定河川に指定され、河川改修だけでなく、流域の保水・遊水機能の確保と合わせた重点的な治水対策に着手することとなりました。このことを受け、翌年には千葉県及び流域の市川市、船橋市、松戸市、鎌ケ谷市により構成される真間川流域総合治水対策協議会が設立され、千葉県において河道改修や分水路、調節池などの河川施設の整備が進められるとともに、流域の市におきましては、学校や公園、各家庭での貯留浸透施設の設置による雨水の流出抑制に努める総合的な治水対策を進めているところであります。

本市域には真間川本川、国分川、春木川、大柏川、派川大柏川、国分川調節池、大柏川第一調節池及び第二調節池がありますが、千葉県により、春木川、派川大柏川、大柏川第二調節池を除いた河川については時間雨量50㎜に対応した整備が完了しております。現在、事業が進められているものとしましては、春木川では延長約2.2㎞の護岸整備と管理用道路の用地買収があり、進捗率としては護岸整備が77％、用地取得が75％となっております。また、派川大柏川では河道拡幅のための用地買収が進められており、買収率は約59％、大柏川第二調節池は約90％の用地取得が完了し、まとまった用地が確保できた部分から掘削や築堤の整備が進められていると伺っております。

一方、本市の流域対策としては、小中学校などへの雨水貯留施設の設置やこざと公園など11か所の調整池を整備し、さらに市民や事業者による雨水流出抑制の促進を図るため、市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例、通称市民あま水条例の施行や貯留浸透施設の設置助成を行っております。また、本市では、昭和59年度に河川整備計画と整合を図った雨水排水基本計画を策定しており、河川改修に合わせた排水路や排水機場の整備を進めるとともに、計画に位置づけた排水路の総延長約230㎞につきましては、約60％の

整備状況となっております。現在は、松戸市境に位置する曽谷・高塚排水区において排水路整備を進めているところであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　私からは大項目、都市農業の充実についてお答えします。

初めに、(1)農業の現状を踏まえた農業従事者のニーズへの対応についてです。近年の気候変動に対応するため、高温対策として実施しております農業用かんがい用水設置の補助につきましては、設置要望が多くなっている状況でございます。また、野菜や花などの生産者からの多くの要望があります農業用園芸ハウスの新設や規模拡大につきましても、施設園芸支援事業にて補助を実施しているところでございます。昨年はイチゴの観光農園を行う新規就農者に新設の農業用園芸ハウス設置に対する補助を行っておりますので、今年度中に観光農園が開設される予定となっております。今後も農業従事者からの様々なニーズを確認しながら対策を進めてまいります。

次に、(2)第二次いちかわ都市農業プランに基づいた取組の評価と次期プランの策定についてです。都市農業の持続的な成長のためには、気候変動等のリスクに配慮した対応が必要となります。本市では、令和５年に第二次いちかわ都市農業振興プランを策定し、農業を取り巻く環境の変化を踏まえた農業振興施策としてスマート農業や環境に配慮した取組などを進めてまいりました。中でも環境に配慮した推進事業として減農薬栽培に対する補助を実施したところ、減農薬の導入を希望する農家数が増え、目標値を超える結果となっております。また、民設による市民農園の開設支援により新規の農園が開設されたことは、農地の確保や都市農業への理解の醸成につながったものと考えております。

なお、次期プランでは、活力に満ちた農業の推進として、新規就農者への支援とともに、都市農業への理解を深めるための出前授業の実施などを盛り込み、時代に即した農業振興施策を推進してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　私からは大項目、Ｐａｒｋ－ＰＦＩについてお答えします。

Ｐａｒｋ－ＰＦＩ制度とは、都市公園において、飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の整備、改修などを一体的に行うものを公募により選定する制度です。民間資金の活用により行政の財政負担を軽減しつつ、公園の質の向上や公園利用者の利便性向上を図ることが期待できる制度です。この制度の活用状況は、国土交通省の資料によりますと、令和６年度末時点で全国で182件活用されています。千葉県内では、千葉県と４市が活用しています。その中の千葉市では、千葉公園の再整備の中でこの制度を活用し、公園の一部の区域で事業者がカフェや飲食店、スポーツスタジオなどの整備、維持管理を行っています。本市においてＰａｒｋ－ＰＦＩ制度を活用する場合は、対象となる公園の選定について立地条件や規模、市場性など、慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　私からは大項目６つ目、教育行政についての(1)から(4)及び(5)のイについてお答えします。

初めに、(1)本市児童生徒の体力について、ア、本市児童生徒の現状についてです。スポーツ庁は体力や運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導に関する基礎資料として広く活用するために新体力テスト

を毎年実施しています。この結果を基に、子どもたちが日常生活における運動習慣及び基本的な生活習慣などの状況を把握し、その改善を通して体力、運動能力が向上することを目的としております。本市におきましても、全ての小中学校で例年５月から６月にかけて実施しています。新体力テストの結果は、９月から10月に児童生徒本人へ配付し、自身の体力を知ることができます。また、集計データはスポーツ庁が取りまとめ、小学校５年生と中学校２年生のデータを公表しています。さらに、集計の結果はＴスコアという数値で表され、令和６年度は全国平均を50とした場合、本市の小学校５年生の男子が46.5、女子が47.7、中学校２年生の男子が47.2、女子が46.5であり、全国よりも低くなっています。また、近隣５市の小学校５年生の男子が49.4から52.2、女子が49.2から52.4、中学校２年生の男子が48.6から50.2、女子は48.9から51.9となっていることから、本市は近隣市と比較しても低い状況にあります。

次に、イ、体力向上のための取組についてです。学習指導要領には、体力を向上させるためには、体育の授業を通して運動することが好きだと思う児童生徒を増やすことによって、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質、能力を育成することが大切であると示されています。本市は千葉ロッテマリーンズや千葉ジェッツ、クボタスピアーズ船橋・東京ベイ、ブルーサンダースなど、様々なプロスポーツ団体などと連携し、体育の授業でプロの選手やコーチなどから指導を受けられる機会を設けています。正しいフォームやコツなどを楽しく学べる機会を通じて、運動が好きと思える児童生徒の増加につなげています。また、令和２年度から、経験の少ない教員に対し、教育委員会が相談窓口となる授業力向上応援プロジェクトを実施しています。さらに、体育の実技研修を通じて授業の進め方や児童生徒が楽しく学べる授業を行う技術の伝承などを行っています。今後もプロスポーツ団体などとの連携や教員の研修を行いながら運動を好きになる児童生徒を増やし、体力の向上を図ってまいります。

次に、ウ、体力向上のための食育についてです。本市が推進するヘルシースクール事業は食生活の乱れ、体力、運動能力の低下、生活習慣病の低年齢化などの健康課題の改善や望ましいライフスタイルの確立を図るべく、平成17年度より取り組んでいるものです。この取組を進める際には体力づくり、望ましい生活リズムの確立、食に関する指導の充実、環境衛生の充実と、４つの柱で進めております。柱の一つである食に関する指導の充実では、学校が肥満傾向の児童生徒の割合や朝食を毎日食べている児童生徒の割合、給食の残滓率などから児童生徒の実態を把握します。そして、学年別の目標や献立表、給食だよりなどを通した家庭、地域との連携に着目した目標を学校ごとに設定します。また、学校は学校行事や教科、行事食などを取り入れた食育に関する活動計画を作成し、計画的に児童生徒たちへ食の大切さを伝える取組を進めています。

次に、(2)部活動地域展開についてお答えします。令和４年12月に国から学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが発出されました。ガイドラインには、生徒が将来にわたってスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができるように部活動改革に取り組み、地域の実情に合わせて活動機会の最適化を図ることが重要であるとの方針が示されております。この方針を受け、本市では令和６年度から第四中学校をモデル校とし、５つの部活動において休日の地域クラブ活動を開始いたしました。また、国が令和７年５月に実施した地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終とりまとめにも準じた形で部活動地域展開を進めているところです。現在の学校部活動は、学校に設置されている部活動の中から生徒自らが選択して参加している状況です。部活動地域展開の目指すところは、生徒自らが所属している学校の枠を超えて、地域活動の中から自ら選んで活動するなど、より豊かで幅広い活動ができる機会を創出することです。今年度は全ての中学校及び義務教育学校に対し、休日の部活動の地域クラブ化に関する希望調査を実施しました。その結果、地域展開を希望している部活動と地域の指導者のマッチングを市教育委員会が行い、順次、休日の地域クラブ活動を開始しているところです。令和10年度には、全ての部活動の休日の活動を地域クラブ化することを

目指しております。これらの取組を進めるに当たっては、地域の方の理解と力添えが必要であると考えております。今後ともスポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員連絡協議会などの皆様と連携を密にして進めてまいります。

次に、(3)についてお答えします。令和６年８月にいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂についての通知が文部科学省から発出されました。教育委員会では、各学校へ改訂のポイントの周知を行い、生徒指導担当者会議において重大事態ガイドラインの研修を実施しております。

次に、(4)についてお答えします。学校は、いじめについて定期的なアンケート調査を実施し分析するなど、生徒指導に関する情報を学校内で共有し、組織で対応する体制を構築しております。また、学校は組織で対応しながら児童生徒のいじめの未然防止、早期発見に向けた迅速な対処を心がけております。不登校につきましては、教育委員会は学校からの児童生徒の出席状況の報告に基づき、学校と関係機関及び教育委員会が連携してデータを活用し、校内教育支援センターの全校設置やみらいサポーターの活用、サポートルームふれんど市川の利用に生かす体制づくりを整えています。

次に、(5)のイについてお答えします。学校評価のアンケート項目につきましては、教育委員会による統一の項目のほか、多くの学校が実態に合わせて独自の項目を設けております。また、学校評価のアンケート結果につきましては、各学校で児童生徒の数値と保護者の数値を比較、分析したり、分析した結果を学校運営協議会の中で協議し、対策を検討したりしております。各学校は、検討した対策を協議内容とともに保護者に公表するなど、学校運営の改善に生かしております。今後も子どもや保護者、地域の教育的ニーズに合わせて、より適切な質問項目になるように継続的に見直しをしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　私からは大項目、教育行政についての(5)のア、児童議会についてお答えします。

児童議員からの意見が市政に反映された具体例につきまして、昨年度の例で２点御紹介いたしますと、１点目は、政治への関心が低いことについて、子どもや大人に政治を分かりやすく説明する講座を開いたらどうかという意見を受け、子どもから大人まで誰でも政治や選挙について学べるよう、小学校で行っている選挙啓発出前授業を撮影した動画を市公式ユーチューブチャンネルで配信いたしました。２点目は、初めて子育てをする人が相談しやすいと思えるチラシを作ることが大切という意見を受け、妊娠、出産、子育ての相談を受け付けるこども家庭センターのリーフレットをかわいらしく、手に取りやすいデザインで作成いたしました。また、今年度は市公式ウェブサイトをもっと具体的にしてほしいという意見をいただきましたので、早速、現在進めている市公式ウェブサイトのリニューアルに反映できるよう検討を進めているところでございます。このように児童議会でいただいた意見につきましては、自治会等、他のタウンミーティングでいただいた御意見や御提案と同様に受け止め、施策や事業内容を検討する中で考慮しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　答弁が終わりました。

竹内議員。

○竹内清海議員　それぞれ御答弁いただきまして大変ありがとうございました。

それでは、引き続き各項目について一問一答にて若干質問させていただきたいと思います。

まず、自転車の交通安全の(1)の部分でございます。やはり市川市は自転車の利用者も大変多くて、交通事故の件数も多いわけでございます。そんな中におきましても、自転車事故は千葉県全体の１割を市川市が占めているんですね。ですから、市川市は非常に事故が多いということで、自転車事故を減らすためのいろんな方策を取

っているかと思いますけれども、やはり自転車事故を減らすには何といっても安全運転の講習会だとか、そういうのも必要ではございますけれども、やはり直接自転車に乗っている街頭指導が一番、最も有効かなというふうに私は考えております。

そこで伺いますけれども、街頭指導や取締りは具体的にどのように実施しているのかお聞かせいただきたいと思います。また、強化に対する本市の認識もお聞かせください。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

所轄警察署では、本八幡駅や行徳駅周辺などを自転車指導啓発重点地区路線に指定し、交通ルールの取締りなどを重点的に行っています。本市も警察及び関係団体と連携し、自転車の安全利用推進運動の日などに街頭での啓発活動を行っております。その際、ルールやマナーを守らない利用者に対し、警察が赤切符やイエローカードを交付する等の指導や取締りを行っております。令和８年度からは青切符による取締りも導入され、軽微な違反行為にも反則金が科されることから、交通違反のさらなる抑止につながることを期待しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　街頭指導や取締りの具体的な方法など、御答弁をいただきました。私は月曜日か火曜日の千葉日報を読んだんですけども、公開取締り、本八幡駅、そして行徳駅で取締り、街頭指導するというふうに載っておりました。やはり、とにかく街頭指導でいろんなルールとか、そういうマナーとかも教えていただいて直接取り締まるのが一番いいのかなというふうに思っております。また、これから来年度、青切符による取締りが始まりますので、私も、この青切符はかなり抑止力があるのかなというふうに期待をしているところでございます。いずれにしても、街頭指導を含め事故減少に努めていただきたいと思います。

次に移ります。(2)は、ヘルメットについてもう少しお伺いしたいと思います。着用率も非常に低いというのが分かりました。着用率向上についても、ＳＮＳの活用や街頭啓発、交通安全教室での指導等に努めているということを理解させていただきました。ヘルメットは努力義務でありますので、つけなさいという強制がなかなか難しいということで、着用率向上に向けては非常に問題があるのかなと思いますけれども、やはり事故でダメージが大きいのが、頭をけがすることが一番大変なことだということで、その辺も知ってもらうために、さらに啓発や指導に努めていただきたいと思います。

そこで１点伺いますが、全国ワースト２位の千葉県の中でも、市川市はさらに県を下回る着用率となっているわけですね。どうしてこのように本市の着用率が低いのか、何か理由が分かれば教えていただきたい。どのように認識しているのか、よろしくお願いします。お聞かせください。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

昨年度、ｅーモニター制度を活用し、本市の自転車利用者を対象としてヘルメットの着用等に関するアンケートを行いました。ヘルメットを持っていない、あるいは着用しない方はヘルメットをかぶらない理由として、持ち運びや保管が面倒、努力義務であって義務ではないから、着用すると不快感があるや髪型が崩れるなどを挙げています。このことから、自転車乗車時の安全意識が低いことやヘルメットの収納場所がないことが着用率が低い理由と認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　ただいま低い理由について伺いました。そんな中でも、全国では着用率が70％近い県もあるん

ですね。愛媛県、70％でございます。大分県が約50％ぐらい着用率が進んでいるということで、そういう事例を研究していただきまして、引き続き着用率の向上に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に移ります。次に、(3)の青切符の導入についてお伺いをいたしました。反則金を科すことで交通ルールの遵守が強く求められ、違反への抑止力が高まるのではないかということで、私も反則金が科せられると交通ルールを守る意識も高まる、これは交通ルール、非常によくなってくるのかなというふうに思うわけでございます。

そこで再質問いたしますが、反則金が科せられることは、特に学生や高齢者などにとっては経済的にも影響が非常に大きいというふうに私は考えます。そこで青切符による反則金について、違反行為に対する具体的な金額とその周知方法についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

反則金の額は、現在、原動機付自転車に適用されているものと同一となります。主なものは、ながらスマホが１万2,000円、信号無視や歩道通行が6,000円、一時不停止や傘差し運転、イヤホン使用が5,000円などが挙げられます。今後、青切符による取締りが開始されることを周知する際に、反則金の額についても併せて周知したいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　御答弁ありがとうございました。反則金についての代表的なものかなというふうに思いますけれども、お聞かせいただきました。青切符の導入によりまして、自転車を利用している方々は今まで以上に交通ルールやマナーを身につけ、また意識していくことが大切になると考えると思います。併せて反則金です。ながらスマホで１万2,000円、信号無視や歩道通行で6,000円、反則金はバイクと同じでございます。

そこで、原付バイクの免許を持っている16歳以上の人は交通ルールを勉強しており、また反則金も分かっております。免許のない16歳以上の高校生がながらスマホで１万2,000円の罰金、反則行為ですから仕方ないとは思いますけれども、負担は大きいと思います。

そこで再度伺います。青切符導入を市民へ浸透させていく、これが非常に大事かと思います。御答弁をいただいた周知のほか、何か取組方法を考えているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　交通ルールやマナーを身につけ、違反行為を減らすには、幼少期から正しい知識を身につけることが重要であると考えております。そのため、小学校での交通安全教室などで交通ルールやマナーについて教える際に、青切符の対象となる違反行為の内容についても分かりやすく教えていくことも検討したいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　小学校の交通安全教室から、もう既に最初から青切符の反則金などの内容を取り入れて教えていくというふうなお話だったかと思います。それが、子どもがまた親に伝えていく、そんな形の中で少しでも広がっていけばいいのかなと思います。

今、いよいよ自転車の青切符、反則金が始まりますというニュースもやっております。これから青切符、そういういろんな形になるんだということをぜひ広げていただきまして、自転車事故、少なくなっていくように、道路交通部としても警察と連携をしながら周知に努めていただきたいというふうに思います。これはこれで結構で

ございます。

続きまして、本市の下水道の件について再質問させていただきたいと思います。いろいろ詳しく御答弁を部長からいただきました。未普及対策の件でございますけれども、先ほどお話ししておりましたけれども、本市の下水道は外環道路と都市計画道路3･4･18号、この整備が遅れたのが原因なのかなというふうに私は思っております。そのために、我々北部地域のほうは本当に下水道、まだ全然入っておりません。何としても早く下水道を引いていただきたい、そんな思いの中で、部長の答弁では、本市が下水道普及率80％を超えたということですけれども、近隣市と比べても、まだまだこれからが重要な時期かなと思います。

そこで伺いますが、私の住んでいる北部地域の約10万人市民のためにも早急な整備を期待いたしておりますが、今後どのようなスケジュールで未普及対策を進めていくのか伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えします。

現在、まずは居住人口の多い臨海部の工業系用途地域などを除く市街化区域を整備優先区域に位置づけて、令和14年度の概成を目標に整備を進めているところであります。その結果、下水道普及率は97％まで向上する見込みであります。

なお、本市では市内全域を下水道区域としていることから、その後は臨海部の工業系用途地域や市街化調整区域の整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　答弁お聞きしました。普及率を上げるには居住人口が多い地域から進めることは、これは当然のことかと思います。

再度伺いますが、予定どおりの実現に向けては今まで以上のスピードアップが必要かと思います。今後、整備を加速させていく上で障害となる課題は何と捉えているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　現在、中心的に未普及対策を進めている北部地域の市街化区域については、狭隘な道路を中心に住宅地が広がっている状況が多く見られます。このため、工事中の迂回路の確保が困難なことや、道路と住宅が近接していることで騒音や振動などが生じやすいことなど、近隣の方々の生活面に特に配慮しながら工事を進めているところであります。また、比較的狭い道路下には水道管やガス管など多くのライフラインが埋設されており、工事を行うに際して事前に切り回し工事が必要になることも多く、関連企業に対応していただくのに多くの時間を要しております。さらに、地形的にも起伏が大きいため、現場状況に応じ様々な工法を選定する必要があり、技術的にも難易度が高い工事が多くなっております。

一方で社会情勢として、物価高に伴う材料費や人件費などの高騰により、今後も事業費が増加していくことが見込まれる中で、令和14年度の概成に向け、工事量をさらに増大させていかなければならない状況となっております。本市では、設計、施工を一括で発注するデザインビルド方式など、新たな手法として民間の力を活用した効率的な整備を試みているところでありますが、今後、未普及地域の早期解消を実現させていくためには人材や財源の十分な確保のほか、ライフライン企業など、さらなる協力が必要となるなど、総合的な取組の強化が課題であると捉えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　先ほども言いましたけれども、そもそもは外環道路などの遅れがあったために下水道未普及対

策、何となく遅れてきてしまったのかなというふうに思っております。普及率を向上、80まで来たということ、本当に上げてきたのかなということは、ある部分では評価させていただきますけれども、確かにきれいになってきたのは、下水道が普及して、私が住む市川で春木川という川がありまして、皆さんも御存じかと思いますけれども、以前は水質がワーストワン、汚いほうで全国１位になっておりました。それが最近は非常にきれいになりまして、魚も泳いでいる川となってきたわけでございます。これも下水道、市川市の努力もありますけれども、生活排水に対する近隣住民の方々の努力もあるのかなというふうに私は思っております。何とか市川の水辺空間を向上させるために下水道整備未普及対策、さらに頑張っていただきたい、そんなお願いをさせていただきたいと思います。

次に、真間川流域の治水対策についてもう少しお聞かせいただきたいと思います。千葉県によります真間川流域河川改修事業によって大幅に浸水被害が軽減されてきたのは、先ほどもお話をさせていただきました。しかし、春木川で言いますと、まだ曽谷橋付近の改修工事が途中でございまして、それと派川大柏川、大柏川第二調節池の整備が残っておりますので、これもさらなる整備促進に向けて県に要望していただきたいと思います。

１点お聞かせいただきたいと思います。以前、大雨が降るたびに浸水被害が起きていた地区で、現在整備が進められている曽谷・高塚排水路整備事業です。かなりの年数をかけて事業を進めておりますけれども、これまでの効果と事業の完成時期が分かればお聞かせいただきたいと思います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えします。

曽谷・高塚排水区で進めている排水路整備は、松戸市との行政境に埋設する排水施設であり、松戸市も御負担をいただきながら、両市の治水対策として整備を進めている事業でございます。この地域は過去に多くの浸水被害が生じていることから、放流先である春木川の整備に考慮しながら着実に整備を進めてきたものであり、現在、1.6㎞の整備計画区間のうち約1.1㎞の整備が完了しており、進捗率は約70％となっております。この整備完成済みの区域におきましては、近年の集中豪雨などの際にも深刻な浸水被害はなく、これまでの整備による一定の効果が得られているものと考えております。一方、本工事は狭隘な道路に大きな排水施設を埋設することから、施工上、様々な面で困難な状況に直面することが想定されるため、慎重に調査を行った上で施工方法などを検討する必要がございます。このため、現時点において明確な完成時期をお示しをすることはできない状況ですが、早期完成に向け、引き続き事業を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　完成時期は分からない、まだまだ時間がかかりそうですね。真間川水系の治水対策事業は、伺うところによりますと既に40年以上が経過しており、治水対策には相当の時間と労力、そして莫大な事業費が必要なことは十分に理解はしているつもりでございます。これまで千葉県と市川市が長年にわたって粘り強く治水対策を進めてきた効果は着実に表れていると感じております。しかし、近年、全国各地におきまして、24時間に300㎜以上の雨が降り、頻繁に豪雨被害が多発いたしております。幸い千葉県北西部に位置する市川市付近では、時間雨量50㎜を超えたことはあまりないと思います。でも、いつ記録的な豪雨に見舞われるか分かりません。下水道老朽化対策と治水対策、どちらも市民の生命と財産を守る重要な施策でございます。これからもしっかりと着実に進めていただくことを要望し、次の質問に移ります。

続きまして、都市農業の充実について、いま一度お聞きいたします。

初めに、農業の現状を踏まえた農業従事者のニーズへの対応についてお聞かせいただきました。確かに農業は単純に第１次産業だけではなく、環境面や防災面など、様々な分野で市民の皆さんと密接な関係にあると思いま

す。農業施策を進めていく上で温暖化対策の農業用かんがい用水路への補助、先ほど聞きました。また、農業用園芸ハウスの新設や規模拡大に対しても補助を実施していることなど、先ほどの答弁で理解をさせていただきました。農業従事者からの要望については、現状を踏まえると労働環境の厳しさや担い手不足など、多岐にわたる課題を考えるべきと考えます。近年、農地近隣の宅地化が進んでおり、農地面積の減少が著しい地域もございます。

そこでお伺いをいたします。農業従事者の高齢化や後継者不足などの理由により、農業をやめたい農家と農地を増やしたいと希望する農家もあると聞いております。農地を減らさないためにも、市としてどのような方法で告げることができるのか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。

本市では、離農する農家の把握に努めるとともに、残り少ない農地を保全するため関係機関と連携し、拡大意向のある農家や新規就農者への農地の集積に向けた相談を行っております。今後も農家の皆さんや新規就農者との連携を密にし、きめ細やかな対応を心がけてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　ありがとうございます。離農する農家の農地が、たまたま、もともと梨畑で、拡大を希望する農家も、梨農家であれば投資の費用面でも進めやすいと思います。こういう話、実際にあるわけでございます。特に梨畑にかかわらず、農地であればと考えている農家もあると聞いております。今、毎年、どんどん減っている状況でございます。その農地を減らさないためにも、市を含めて関係機関と連携して、そういう農地の引継ぎの相談をぜひ進めていただきたいと思います。これ、要望とさせていただきます。

次に、第二次いちかわ都市農業振興プランに基づいた取組の評価と次期第三次プランの策定についてを伺いました。農業振興プランの作成については、都市農業の充実という面でとても重要と捉えております。次期プランの作成についても、本市の農業の振興施策を進める上で農家に寄り添った計画を策定いただきますよう、これも要望とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に移ります。次に、Ｐａｒｋ－ＰＦＩについてもう少し再質問させていただきます。この制度は、行政の財政負担を軽減しながら公園の質が向上し、利便性も上がるということであり、制度を導入することによって大きな効果が期待できると私は思います。そして、全国では約180件の事例があり、千葉県内では、千葉県と千葉市のほか、４市が導入しているとのことでございました。実績ももう既にあると思います。ですから、市川市は制度を活用する場合に慎重に検討する必要があると考えているとのことでございます。

そこでお聞きします。具体的にどのような課題などが考えられるのか、市の考えを伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

課題としましては、飲食店や売店などの公園施設の利用が当初の見込みより少なく、事業収支が合わない場合、事業者の撤退が考えられます。また、再整備により利用者が急増した場合、駐車場やごみの問題、渋滞などによる周辺住民への影響など、新たな管理運営の課題が生じる可能性も考えられます。そのため、市場を的確に把握して管理運営の課題や官民の役割分担を整理し、どの公園が適しているかを見極める必要があると考えております。制度の活用に際しましては、先進事例を参考に慎重に検討したいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　課題として伺いました。採算が合わずに事業者が撤退することや、事業が順調に進んでも利用者が増えて渋滞が起こったり、ごみが増えたり、公園の周辺に住んでいる方々に影響が出るなど、新たな管理運営の課題が生じる可能性があることをただいま聞き、理解させていただきました。これは当然課題として考えられることだと思います。

それでは、千葉市が制度を活用しているとのことですので、具体的にどのように制度の導入を進めたのか。また、どのような点を参考にすべきと考えているのか、お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

千葉市では、約16万㎡の面積を有する千葉公園の再整備に当たって、事前に民間活力導入の可能性について、民間事業者からヒアリングを行い、公園の一部の区域でＰａｒｋ－ＰＦＩ制度を導入したとのことです。このように、事前のヒアリングは大変重要と考えております。新たな市場や、さらに事業を実現するための公園運営など、事業者の要望も的確に把握することができます。本市で活用を検討する際は事前のヒアリング等を参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　千葉市を参考に、市川市も制度を導入する際には、導入による周辺住民への影響や、途中で事業者の撤退などがないようにヒアリングなどを行い、十分に検討していただきたいと思います。

千葉公園は千葉駅から歩いて10分程度の約16万㎡と大変広い公園で、その一部の再整備にこの制度を導入したとのことです。市川市にはなかなか同じような規模の公園はありませんが、駅から近い立地のよい公園は幾つかあります。私も事例を調べてみましたら、山形市では、山形駅から徒歩二、三分の約1,000㎡の小さな公園でＰａｒｋ－ＰＦＩを活用して飲食店を整備したという実績があるそうでございます。いずれにしても、全国で180以上も導入事例があることで、中には大きな公園ではないものなども含め様々なケースがあると思います。先行事例を参考に、ぜひ市川市に適したＰａｒｋ－ＰＦＩの活用について研究していただきたいと思います。

以上でございます。

次に移ります。私の最後に、教育行政についてでございます。詳しく御答弁いただきました。何点か質問させていただきたいと思います。

まず、アの市川市の児童生徒の現状について再質問いたします。先ほどの御答弁で、近隣市と比べＴスコアが低いという御答弁をいただきました。体力テストは５月から６月頃実施とのことですが、小学１年生は幼稚園や保育園から進学したばかりで、初めて行う種目が多くあるのではないかと思います。

そこでお聞きします。Ｔスコアを測る種目はどのようなものがあり、どのような種目において全国平均を下回っているのか。また、体力テストの結果を学校ではどのように活用しているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

Ｔスコアを測る種目は８種目あり、本市において令和６年度の全国平均を下回っている種目は男女とも、反復横跳び、20ｍシャトルラン、50ｍ走、立ち幅跳び、ソフトボール及びハンドボール投げの５種目となります。各学校では、本市及び自校の特徴から課題を見つけて体力要素を分析し、弱い項目を高めていくために体育指導の工夫や時程の工夫を行っています。教育委員会としては、ヘルシースクールだよりで体力向上に向けた優れた実践例を紹介し、他校においても、よい取組を取り入れることができるよう周知してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　伺いました。８種目中５種目でＴスコアが50を下回っていること、理解いたしました。また、多くの学校が別の学校の優れた取組を見習って実践するよう、積極的に情報共有に努めてもらいたいというふうに思います。

次に移ります。次に、イ、体力向上のための取組について伺います。運動を好きにさせるためには体育の授業の内容が重要であることは当然ですが、学校の先生が幾ら頑張っても全ての子どもたちを運動好きにさせることは難しいことだと思います。先ほどの御答弁で、運動を好きだと思える取組として、授業だけではなく、プロスポーツ団体の力を借りているというお話がありました。とてもよい刺激になるのではないかと感じました。

では、プロスポーツ団体などはどれくらいの頻度で学校に行けているのか。また、他の競技なども教えてもらえるのか、もらえる環境は整っているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

千葉ロッテマリーンズ及び千葉ジェッツについては、それぞれ年間10校を対象に体育の出前授業を実施しています。その他のプロスポーツ団体などとの連携としては、毎年３校を対象にクボタスピアーズ船橋・東京ベイによるタグラグビー教室を実施しています。これらプロスポーツ団体などによる出前授業については、各学校からの希望調査を基に各団体と協議の上、偏りが生まれることのないよう実施校を選定しております。また、今年度は小学校４校、特別支援学校１校を対象に、日本テレビ主催のアスリート派遣などによる体育授業が行われます。この事業は各学校の希望する種目に応じてアスリートが派遣され、実施する予定となっております。このほかにも、千葉県が主催するトップアスリート等活用事業やちば夢チャレンジかなえ隊といった事業もあります。これらプロスポーツ選手などと触れ合う機会を持つことは、運動技能の向上のみならず、様々な競技に対する興味、関心を高めることにもつながることから、各事業への応募についても積極的に周知してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　せっかく民間団体や千葉県などが選手と触れ合う機会をつくってくれる体育の出前授業、プロ選手に直接教えてもらえる大変有意義な事業かと思います。漏れのないように、学校に周知されていることを期待しております。本当にすばらしい事業かと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ウ、食育について再質問させていただきます。各学校において児童生徒の実態を把握し、学年別に目標を設定したり、献立表や給食だよりを通して家庭、地域の連携などの全体の目標を設定し、さらには月ごとの具体的な活動を設定した計画を作成して、児童生徒へ食の大切さを伝えていることは分かりました。

では、各学校において、具体的にどのような取組を行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

学校における食育は、献立を通して食品の産地や栄養素とその働きを学ぶほか、郷土料理や幼児食などの提供を通して食文化を知るなどの教育活動です。栄養教諭、学校栄養職員は、給食時間中に教室を巡回しながら児童生徒に声をかけたり、給食に型抜きした野菜を入れて探しながら食べる工夫を取り入れ、児童生徒の興味を引き出したりすることなど、食を身近に感じてもらう工夫を行っております。また、小学校においては、生活科や総合的な学習の活動の一つとして、ソラマメやトウモロコシの皮むき、野菜の栽培なども行っております。自分たちが皮をむいた野菜を給食で提供したり、栽培に関わったりすることで食材を身近なものとして捉える機会となり、食に対する興味、関心を高めております。さらに、小学校６年生と中学校においては、児童生徒が栄養のバ

ランスを考えた献立づくりをし、給食で提供することにより望ましい食事の取り方を主体的に学べる機会をつくるなどの取組も行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　学校において栄養教諭や栄養職員が様々な工夫をし、給食の献立に行事食などを提供することで食文化を学ぶ機会をつくっていることや、児童生徒が体験活動として食べ物に実際に触れることで食に関する興味、関心を高めること、児童生徒が体験活動として食べ物に実際に触れることで食に関する興味、関心を高めていること、伺いました。

そこで、もう１点だけお聞かせいただきたいと思います。学校におきまして食文化を学ぶ機会や食べ物に触れることで、食に関し興味、関心を高めるということは分かりました。

そこで小学校、中学校の家庭料理授業での調理実習の内容をもう少し詳しくお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

小中学校とも家庭科の学習の中で調理実習を行っております。小学校では、包丁や火の使い方など調理の基本操作を学ぶことに重点を置き、炊飯やみそ汁作りを中心に野菜や卵を使った調理を行います。切る、ゆでる、炊く、いためるといった基本的な調理について学習します。中学校では、これに加え、生の肉や魚を使った調理を行います。ここでは基本的な調理に加え、衛生面や焼く場合の火加減についても学びます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　伺いました。実は私の所属する市川シビックロータリークラブでは、食の知識や朝食を食べることの大切さを一人でも多くの子どもたちに伝えたいということで、市川市小学生朝食選手権を開催いたしております。実際に参加した児童が食材を用意して協力しながら調理し、楽しみながら食と健康について考える機会となっていると私は感じております。この朝食選手権は、これまで小学生を対象としておりましたが、今年度からは中学生にも対象を広げております。市川市教育委員会からも後援をいただいておりますので、内容はよく御存じかと思いますけれども、触れ合う機会の拡大に努めていただきたい、教育委員会としても協力をしていただきたい。よろしくお願いいたします。

次に移ります。次に、大項目、部活動地域展開事業について何点か質問いたします。長年、学校の先生たちが担ってきた部活動を、まずは休日の活動からとのことですが、地域の指導者の方々にお願いしていくということは一筋縄ではいかないということだと思います。しかし、先生方の業務は多岐にわたることから、休日だけでも地域の方々に部活動の指導をお願いできるのであれば、先生方にとってはありがたいことだと思います。一方で、休日の部活動を見たいと思っている先生方も少なからずいるのではないかと思うところです。

そこで伺います。これまでと同様に、土日の活動を指導したいという教員がいる場合には地域展開に沿って、どのように関わるのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

学校の部活動は、主に教員が顧問を務め、大会などの引率や運営など多岐にわたる業務を行っています。休日の部活動が、地域の指導者が担うことによって教員の負担が減るという効果が期待できます。しかしながら、部活動の指導に積極的に携わってきた教員の経験は大変貴重であることから、休日も指導者として携わりたい教員には積極的に携わっていただきたいと考えております。

そこで、ほかの仕事と兼ねて勤めることができる兼職兼業の制度に基づいて、地域クラブ指導者として携わってもらうことができます。現在、市内全ての教員に向けて兼職、兼業に係るアンケート調査を実施し、休日の指導に携わることを希望する教員と各学校にある部活動とのマッチングの実施を進めております。また、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員協議会や教職を退職された方々にも協力を依頼するなど、指導者の確保に努めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　休日の部活動を指導したいと思っている先生方も現在と変わらずに指導できるということでございます。やる気のある先生方にとっては、よいことだと思います。本市が進めている部活動地域展開についても、子どもたちがやりたいスポーツや文化芸術活動をより多くの選択肢の中から選べるようになるということです。ぜひ地域の方々や関係スポーツ団体と協力をして、よりよい部活動地域展開をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で私、会派未来市川の代表質問を終わりにさせていただきます。

私のほうは終わります。補足質疑、堀内議員と交代をさせていただきます。

○大久保たかし議長　補足質問者、堀内しんご議員。

○堀内しんご議員　会派未来市川の堀内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。補足質問を少しさせていただきます。時間も限られていますので、スピーディーにいきたいと思います。

まず最初に、市内道路の補修及びバリアフリー化についての御質問に対しお答えいただき、ありがとうございます。車道の舗装についての件はお答えいただきました。この件について私が一番思うところは、今日の天気なんかも大雨で、私、こちらのほうに車で来ましたけど、やはり車にぼこぼこ水たまりがあったりとか、小さな凹みがたくさんあるということに疑問を感じて、この補修は一体どうなっているのかということを基に今日は質問させていただきます。

また、生活道路といって、最初の質問に僕も書いちゃっているんですけど、１級、２級の幹線道路はセンサーでやって調べて分かるんですけど、生活道路って言われている、いわゆる幹線道路から外れたところの道路を、やはり家を建て替えたりとか新築したとかということで、引込みをするたびに掘り返しているので、市川市はぼこぼことなっているところが非常に多いんです。それは、やっぱりラインごとに区画を切って修理しているというのは分かっているんですけど、今日はこっちやってと、ちょっとのんびりしているような気がするので、これはもう少しスピーディーにやっていただきたいなということでございます。

そういうのは、一番最初に言いましたけど、道路がきれいだというと、市川市が住みやすい町に見えたりするわけですよね。私、知り合いが柏のほうに住んでいるんですが、この間、市長も柏のほうに多分視察に行ったと思うんですよね、おおたかの森とか流山のほうに。あちらのほうは道がすごいきれいなんです。やっぱり道がきれいだと、あっ、住みやすいなと思ったりするんですよね。住んでみたいなと思ったりする。市川市も定住者が少ないように感じるんですよ。というのは、やっぱり人口よりも世帯数が多いというのはそういうことなんです。人口と世帯数は柏のほうが少ないということは、やっぱり家族も多いし、単身者が少ないということで、単身者が多いということは、単身者はそこで家族を持って、どこかへ行ってしまう、流れてしまうようなね。そこに住みたくなるような町にならないと人口は増えていかない、そういうふうに思うんです。だから、そういうところでちょっと加味して、道路というのは大事だなというふうに思って直していっていただきたい、そういうことです。

その次のバリアフリー化についてなんですけど、バリアフリー化は、一番言いたいことは何かというのは、交

差点を見て、少し坂がきついところがあるので何とか折り合いを取ってやっていただきたいのと、もう１点は何が言いたかったかというと、ベビーカーとかシルバーカーとか車椅子が、ちょっとした２㎝ぐらいの段差に引っかかるんですよね、水の流れるところの。流れる２㎝ぐらいの――溝をつくらないとという基準はあるのは分かってはいるんですけど、ないところもある。ない工法もあるのも知っているんです。

これ、なぜ思ったかというと、市役所の前の交差点、あれ、みんな市民が市役所に来るのに、僕らもあそこは車で止まったりすると、やっぱり２㎝ぐらいの段差にぼこぼこ引っかかっているんです。やっぱり市役所に来るのにこれでいいのかなというふうに疑問を感じているので、せめて市役所の前ぐらいは平らにできる工法はあるわけですから、そういうものをもって基準的にやっていただきたいというふうに思って今回質問しました。ぜひともそれ、早めにやっていただきたいと思います。質問は、それにお答えいただきましたので、そう思ったということですので、皆さん、よろしくお願いいたします。

次は、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインのことです。いじめのガイドラインについての質問、お答えいただきました。これはガイドラインが改訂されて、この目的というのは一番何かというと、平時からそういうものが備えられてあるということ、それから調査を明確化するということが最大のポイントになっているんですけど、ガイドラインというのがせっかくありますので、このガイドラインの検証をしっかりしていただいているのかなというふうな観点から質問させていただきました。

これだけちょっと質問させていただいて、平時からこのことを実際に検証されているのか、形式的な報告だけに捉われてないか、そういうことをお聞きしたいと思います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、各学校に対し学校いじめ防止基本方針を必要に応じて見直し、学校に対して保護者、地域に学校だよりやホームページを通じ周知するよう指導しております。学校は、学校いじめ防止基本方針に基づいて毎年組織そのものの見直しを行い、いじめを認知した場合は速やかに校内いじめ対策組織で事実確認の後、対応方針を決定し、教育委員会に報告しております。教育委員会は、各学校のいじめ対策組織が平時からいじめ対応に運用できているか、教育委員会における生徒指導担当者会議で定期的に確認しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。この目的は、一番のポイントはやっぱり未然に防ぐということだと思いますので、そのガイドラインに従ってしっかりやっていただきたいというふうに思います。

いじめっ子と言われている自分がいじめの問題に取り組んでいるというのは、何となく、私も小学生の頃はいじめっ子のうちに入っていたのかと自分では思っているんですけどもね。それが今、いじめの問題に取り組んでいる。やった側としてみれば、自分でも非常に反省するところもあるし、あっ、こんなところが変だったんだ、思うところがたくさんあるので、そういう子どもたちの気持ちを少し分かる上で、私もその防止というか、そういう子どもたちがいじめに走らないようにするためにどうしたらいいかという気持ちが何となく分かるので、そういうことも思いつつ今回質問させていただき、いろいろなヒントを考えていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次が、本市のいじめ、不登校などの予防・早期対応についての仕組みです。いじめや不登校のデータというのは必ずあると思うので、その仕組みについてお答えいただきました。この件については、対応がちょっと遅いとか、学校ごとに差があるということをよく聞きますので、そういう報告を受けた際にはどんなふうに教育委員会等関連機関といいますか、そういうところが対応しているのか、連携についてちょっとお伺いしたいと思いま

す。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、いじめの報告を受けた際には被害児童生徒の心のケアに向けて職員やカウンセラーを学校に派遣し、組織的な対応を行います。また、いじめ被害及び加害の児童生徒の様子や学校対応の確認を継続して行います。不登校に関する情報を得た際には各施設の利用について検討するとともに、学校と教育委員会が関係機関とケース会議を開催し、児童生徒の課題や指導、援助など、具体的な方針を共有して児童生徒への対応について検討いたします。

以上でございます。

○大久保たかし議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。何となく今ので流れというのは分かったんですけれども、しかし、学校任せで終わっているとか、教育委員会のほうの関わりというのがよく見えないというような感じはあるのではないかというふうに私は思っていまして、よく保護者から受けるのは、どこに相談したらいいか分からないというか、学校に相談するのが一番いいんですよとは言っているんですが、そうじゃない、不安感みたいなのを思って、どこに相談しようかと思っているような方がいらっしゃるというのは事実だと思うので、そんなときに保護者の方はよく、じゃ、教育委員会にって、こう言うんですよね。教育委員会にそういう専門の窓口があるかなというふうに考えたときに僕もふっと浮かばなかったので、そのような直接相談を受けるような窓口みたいな、そういうものを構築しているか、ちょっとお伺いしたい。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

少年センターに相談窓口を設置し、20歳未満の少年とその保護者を対象に専門の相談員が電話やメール、面接による相談に応じております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。そのような感じだというふうに私も理解はしていたんですけれども、実は保護者の方、やっぱりこういうことで悩んだときに学校に連絡しました。学校に連絡したけれども、何となく対応が、じゃ、教育委員会に言ってやると、すぐ言うんですね。教育委員会に言ってやると。教育委員会のどこに言うのかなって、俺もよく分からないですけど、ただ、保護者の中でそういう言葉が出るというのはなぜかって考えたときに、どうしても学校とか、そういう現場よりも教育委員会のほうが上位組織であるから、じゃ、上位組織だったら、そこからの圧力というか、そういうもので事が解決するんじゃないかみたいに思っている保護者の方はたくさん多いと思うんです。

やっぱりそう思われているんだったら、実際には学校と協力して、もちろん校長先生やら担任の先生やらという人と保護者と話し合ったりとか、第三者の生徒と話し合ったりという話になると思うんですけど、どうしても一般の保護者の方々、学校の子どもたちの親の方々は教育委員会に訴えてやるという流れの話のときが多いので、そういう窓口をつくって、逆に上から下に言わないと、指導して下ろしてあげられるような窓口、実はこうなんですよみたいな答えられる窓口が一つぐらいあってもいいかなというふうには思っています。直接来たものに対して、学校に言ってくださいと返すのではなくて、ワンバウンドあるような窓口が――本来、少年センターという名前なんですけど、教育委員会のどこどこにって、こういうふうに思っている人も多いので多分認知もされてないんだと思います。その辺のところをもう少しやっていただければ、また少しは保護者の対応とかも変わ

ってくると思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

次が(5)子どもや保護者の意見を直接市政や学校運営に反映させるための取組についてのア、児童議会についてです。先ほど児童議会の２つのこと、答弁いただきました。反映されたことですね。

この件については、再質問ではちょっとだけなんですけど、子どもたちが様々な意見、この間も出ていましたけども、実行されたこともあるんですけど、実行できないような質問なんかもちらりちらりと僕は聞いていたんですけど、そんなとき、子どもたちの夢を壊すのも何だしなとも思うし、そういうものはどういうふうに子どもたちに説明されているのかなとちょっと思ったので、お聞きします。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

児童議員からいただいた、すぐに実行できない提案につきましては、その理由や考え方を説明し、児童議員に理解していただけるような答弁に努めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。そのようにしていただければ、子どもたちの夢を壊さずと感じます。

この児童議会、私、本当に注目していて、市長の単なるタウンミーティングの一環だみたいなことから始まったんですけど、いやいや、これは本当に子どもたちの社会教育の一環だと僕は思っているんですね。やっぱりこういうことが後の市政というか、その子たちが私たちの年代になったときに、本当にそのことが経験になって考えていただけるようないい機会だというふうに僕は思っているので、これは継続して、ますますやっていただきたいと思っております。それで、その取組についてはお伺いしました。

次のイの子どもや保護者の学校評価アンケートについて、こちらなんですけども、これもやはり市政とか学校運営に反映させるための取組というふうに私は捉えております。そのアンケートについてですが、お答えいただいて、ほぼ大体分かったんですけれども、やはりもう少し見える化するというか、アンケートの結果がしっかり実効性が取られているか、ちょっと分からないので、その辺は分析したり、見直していると思うんですが、その辺の市の考え方をちょっとお伺いしてよろしいでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

令和６年度の質問項目の改訂では、より適切な質問項目を設定し、分析できるよう整えました。また、アンケートの回答方法は、オンラインフォーム作成ツールを使用して結果をグラフに表すことで改善点の見える化を図っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。このアンケートについても、最近は本当に改善につながっているのか、形骸化しているんじゃないかというような声も聞いていますけれども、でも、しっかりアンケートを毎年取って、それを生かしていただくことは一番大事だと思います。このアンケートも項目を改善したりとかということもされているというふうに聞いていますので、しっかり時代に合ったアンケートを取って学校の運営に生かしていただきたい、また市政に生かしていただきたいというふうに思っています。

私のほうからは以上で質問を終わらさせていただきます。どうもありがとうございました。

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時13分散会

第　２　日

令和７年９月８日（月曜日）

令和７年９月市川市議会定例会議事日程（第２号）

令和７年９月８日（月曜日）午前10時開議

第１　議案第17号　市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
第２　議案第18号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
第３　議案第19号　市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第４　議案第20号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第５　議案第21号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第６　議案第22号　市川市道路占用料条例の一部改正について
第７　議案第23号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）
第８　議案第24号　令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
第９　議案第25号　令和７年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
第10　議案第26号　市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約について
第11　議案第27号　財産の無償譲渡について
第12　議案第28号　損害賠償請求事件の和解について
第13　認定第１号　令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
第14　報告第20号　健全化判断比率について
第15　報告第21号　資金不足比率について
第16　報告第22号　継続費の継続年度終了による精算について
第17　報告第23号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
第18　報告第24号　専決処分の報告について
第19　報告第25号　専決処分の報告について
第20　報告第26号　専決処分の報告について
第21　報告第27号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について

（代表質問）　創生市川・自民党第１　稲葉健二議員
市　民　ク　ラ　ブ　つちや正順議員
創生市川・自民党第２　加藤圭一議員、細田伸一議員

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第17号　市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第２　議案第18号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第19号　市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第20号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第21号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第６　議案第22号　市川市道路占用料条例の一部改正について
日程第７　議案第23号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）
日程第８　議案第24号　令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第９　議案第25号　令和７年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第10　議案第26号　市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約について

日程第11　議案第27号　財産の無償譲渡について

日程第12　議案第28号　損害賠償請求事件の和解について

日程第13　認定第１号　令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について

日程第14　報告第20号　健全化判断比率について

日程第15　報告第21号　資金不足比率について

日程第16　報告第22号　継続費の継続年度終了による精算について

日程第17　報告第23号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について

日程第18　報告第24号　専決処分の報告について

日程第19　報告第25号　専決処分の報告について

日程第20　報告第26号　専決処分の報告について

日程第21　報告第27号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について

（代表質問）　創生市川・自民党第１　稲葉健二議員

市　民　ク　ラ　ブ　つちや正順議員

創生市川・自民党第２　加藤圭一議員、細田伸一議員

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じ　ゅ　ん
丸　金	ゆ　き　こ
冨　家	薫
沢　田	あ　き　ひ　と
太　田	丈　之
小　山　田	な　お　と
川　畑	い　つ　こ
ほ　と　だ	ゆ　う　な
国　松	ひ　ろ　き
や　な　ぎ	美　智　子
と　く　た　け	純　平
中　町	け　い
つ　ち　や	正　順
つ　か　こ　し	た　か　の　り
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久　保　川	隆　志
西　村	敦
中　村	よ　し　お

大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	山影	聡香

スポーツ部長	西	村		直
市民部長	吉	田	一	弘
経済観光部長	宮	内		徹
こども部長	山	室	繁	央
福祉部長	鷲	沼		隆
保健部長	横	山	京	子
環境部長	佐	原	達	雄
街づくり部長	小	塚	眞	康
道路交通部長	米	崎	勝	則
下水道部長	大	塚	信	之
行徳支所長	秋	本	賢	一
消防局長	吉	村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	岩	佐	伸	幸
会計管理者	岩	井		滴
教育振興部長	根	本	泰	雄
学校教育部長	池	田	淳	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	金	子	貴	一
主査	神	谷	尊	正
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任書記	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
副主幹	岡	澤	英	康
主任	荒	木	智	貴
主任書記	伊	藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、御報告申し上げます。

決算審査特別委員会において、正副委員長の互選の結果、委員長に石原みさ子議員が、副委員長に増田好秀議員がそれぞれ選任されましたので、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　続いて、福祉部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　貴重なお時間をお借りして申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

９月５日の会派公明党の代表質問中、大項目福祉施策の(3)住宅確保要配慮者への住まいの支援に関する質問に対する答弁において、国から居住支援協議会設立の手引が示された時期について、来年３月と発言いたしましたが、正しくは本年３月でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　ただいまの申出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

○大久保たかし議長　日程第１議案第17号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから日程第21報告第27号いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

創生市川・自民党第１、稲葉健二議員。

〔稲葉健二議員登壇〕

○稲葉健二議員　創生市川・自民党第１の稲葉健二でございます。代表質問を行います。

初めに、ペットボトルの資源化についてお聞きします。この内容は過去に何回か質問させていただいていますので、その後の検討内容がありましたら、その部分も御答弁ください。

ペットボトルは、現在プラスチック容器包装類等の収集の際に一緒に回収されています。ペットボトルは、回収の仕方によっては単独の回収が可能であり、水平リサイクルが効率的に進みやすいと思っています。現在のように、ほかのものと混在して中間処理を行うより、手間も費用面でもメリットがあると思います。このような考えを踏まえた上で、現状と課題をお聞かせください。

次に中間処理ですが、ここにかかる費用と、推定で結構ですのでペットボトルの回収量と、それを別にした場合の費用はどのように変わるのかお聞かせください。

そして、現在はペットボトルの回収を拠点回収でも行っています。本来は、この拠点で集めたペットボトルはきれいな状態で回収されているので水平リサイクルされるほうが合理的と考えますが、現状はどのようになっているのか、課題はないのか、お聞かせください。

次に、集団資源回収での取組ですが、隣の松戸市ではペットボトルは集団資源回収で行っていると思いますが、市川市でこのような取組はできないのかお聞かせください。

この項目最後ですが、回収方法に移ります。前段に一部かかりますが、ほかの資源物と一緒に回収を行わなけ

れば、ペットボトルの収集業者が単独で収集しリサイクルに直接進むことができると考えます。現在の拠点回収で行われている回収も一緒にできることになると思いますが、市の見解を伺います。

次に、小規模ごみ排出事業所のごみの出し方についてお聞きします。この項目も過去に質問していますので、その後の検討状況も含めて御答弁をお願いします。

まず、ごみの排出量の少ない公共施設について伺います。毎日ごみの回収が必要な大きな施設と違い、一部の公共施設は、基本的に施設利用者はごみを持ち帰りますので、出るごみの量は限られていて、週に１回や月に１回の回収で行っているところもあります。回収をする業者は重さで処理金額が決まるので、少ない排出量の施設は効率的ではありません。以前の質問では、小さい公共施設で出すごみ袋を市が出すものと分かるようにして一般集積所に出して処理ができないかお聞きしました。その後の検討内容をお聞かせください。

また、民間の小規模事業者は住居併用で、大きさなどの制限をクリアする場合は一般集積所に出すことができますが、基本的には事業ごみとして処理をしています。処理業者がパッカー車等で収集した業者と契約をしたり、有料のごみ袋で出すことになります。袋での契約の場合、一定の大きさがあり、少量の場合にはかなり無駄になってしまうなどの話を聞きます。浦安市では、処理シールを貼って一般収集に出しているケースもあるようです。ほかの自治体の状況なども含めてお聞かせください。

一般集積所は、周囲の利用者が合意して出されている場所ですが、その集積所を管理している方たちの同意を得て進めることができないものなのか、お聞かせください。

次に、公共施設や公用車の管理についてお聞きします。

公共施設の駐車、駐輪の取扱いですが、一部の公共施設にその施設の利用者以外の駐車、駐輪をされ困っている話や、現況に遭遇することがあります。特に、駅周辺の公共施設は、そのまま駅を利用するために置いていくケースを見かけます。市が契約をして駐車場の一括管理を民間に委ねている場合は形が違いますが、所管がその施設を直接管理している場合は、不法駐輪や駐車に対して処理や対応に苦慮していることもあるようです。市として、公共施設の駐車、駐輪をどのように管理、処理すべきかお聞かせください。

次に、公用車の管理についてですが、現在、公用車はどのくらいあるのか、その内容はどのようなものなのか、管理運用システムはどのように行われているのかお聞かせください。一部カーシェアなども使っているようですが、全体的にどこの部署がどのように管理しているのか、また、効率的な運行管理はどうあるべきなのか、今後の方向性も含めてお答えください。

また、効率的な職員の移動には、車だけではなく、自転車も重要な役目を持つと思います。現状はどのように利用しているのか。第１庁舎に以前職員が使う自転車があったと思いますが、最近見ないようですが、職員が自転車を利用する場合、どのようにしているのかお聞かせください。

続いて、災害時も含めた公用車管理ですが、特殊車両などは別として、現在市川市が公用車として管理する車は災害時も重要なものであります。一定数の車両を地域別に配置され、災害時に本部と連携して配車を行わなければならないと思います。そのためには、管財部などが一元管理をした情報を危機管理とつないでいくことが重要であると思います。市の見解を求めます。その際に、各公立学校に配置してある車の取扱いはどのようになるかもお願いします。

次に、自治会活動についてです。

市川市にとって、自治会の協力なしでは考えられないほど活動は多岐にわたっています。その反面、一部負担に感じる事業や、工夫や、今後の方向性を考えていくものもあると思います。なるべく自治会の負担を減らし、活動がしやすい方向に進めるとともに、自治会加入のメリットや必要性などを明確にして加入促進にもつないでいくべきだと思っています。特に、災害時の連携などは地域の核となる自治会を中心に進めることが分かりやす

く、進みやすいと思っています。

その自治会活動の一つに掲示板というものがあります。掲示板だけではなく、全戸配布のものもあり、毎月多くの手間がかかります。先日、ある会議の中で掲示板の話が出ました。掲示板が老朽化しているので新設の話や、掲示板の量が多いので貼るのが大変であるなど多くの意見が出ていました。自治会によっては掲示板の数に限りがあり全ての地域を網羅できないという声や、カバーのない掲示板は風雨で破れたり飛んだりしています。そこで考え方ですが、現在の掲示板では貼り切れなかったり、期間の長い掲示物は一度剝がしてから再掲示しているなどの声も聞きました。張るべき掲示物をＰＤＦにして市の管理サイトにつながる２次元バーコードを掲示板に常時貼りつけて、両面なども含めて全ての情報を取れるようにできないかお聞きします。

ただし、問題は２次元バーコードを使えない方への配慮も必要だと思います。現況の掲示板という部分と別に、公共施設で掲示物の全てが見られるスペースをつくることはできないでしょうか。最近見かけた市の部署が制作した掲示物で、タイトルと一部内容、２次元バーコードと連絡先だけのものがありました。これでは２次元バーコードを読み取れない方には、何を伝えているか分からないものでした。時代を先に行きながらも、対応ができない方の配慮は必要だと思います。また、この配布物を各自治会の担当者に配布する方法ですが、聞いている話では、市の職員が手分けをして全自治町会に配っていると聞いています。この配布体制を運送業者などに委ねて、その時間を職員は自分の通常業務を進めるべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

次に、自治会の防犯施策です。防犯パトロールや防犯灯設置など、自治会で協力していただいている活動はいろいろあります。その中で、防犯カメラは最近市が力を入れて取り組んでいるカメラ付防犯灯があります。市が直接設置したものは管理も市が行いますが、自治体が補助金をもらって設置した防犯灯の管理は、当然自治会となります。警察の犯罪調査に協力をする際には立ち会ったりしていますが、映像提供も簡単ではなく、苦労しているケースもあるようです。また、現実的に数多く設置することは難しいと思います。私の自治会では、地域の中で複数の方たちで協力をして防犯カメラを共同設置して、日々管理をしているところがあります。特に、ごみの集積所の不法投棄を抑止したいとのことでした。各家で防犯カメラを設置しているところは増えてきています。その設置に補助金を出して、映像提供の協力や、防犯カメラ設置ステッカーを各家の軒先に貼り、地域での抑止効果を高めていくことはできないか、お答えください。

次に、八幡市民交流館ニコットについてです。

今年の３月にオープンして多くの方が利用しているようです。私のほうに、市民の方から多くの感想や意見が届いています。まず、開館からの現状と課題などがあればお聞かせください。利用者の声などがあれば、それもお願いします。

次に休館日ですが、設置管理条例では、祝日と月の最終月曜日となっています。次の広場の部分でもお聞きしますが、祝日の休館は、お休みに利用したい人にとっては利用の幅が狭まってしまいます。特に、この施設は公民館や貸し館ではなく市民交流館として設置されたものであります。その活動目的に合うように、使いやすいように運営していくべきであります。市の見解をお聞かせください。

また、その休館時に広場が利用できないようになっています。一般市民の方たちには公園としか思われていません。祝日に利用できませんの札がかかり、チェーンがかけられている状況を納得できないという意見が多く聞こえています。管理上のことであるとは思いますが、休館日と連動しないで開放ができないか、お聞かせください。もちろん、休館日がなくなればこの提案も必要なくなるわけです。また、休館日の広場利用時のトイレの利用も要望されています。

次に、地域の猫活動の支援についてお聞きします。

現在、市川市は、地域の猫に対して保護活動やＴＮＲやＴＮＲＭ活動など、様々な活動を頑張っている方たち

がいらっしゃいます。先日、名古屋市の動物愛護センターに視察に行ってきました。市川市が動植物園に現在進めている地域の猫の活動支援拠点についてですが、設置の目的と概要と、今までの地域の猫の活動と整理してお答えください。

また、この施設の運営方法ですが、スタートからと将来的な考え方を踏まえてお聞かせください。

そして、地域の猫の活動にクラウドファンディングを予定していると聞いていますが、具体的な目的や内容をお聞かせください。

また、名古屋市では、県や政令市が進めている動物愛護推進員制度で市民の方たちの力を活用しています。市だけでは補えない部分を協力しています。制度的には市川市独自で進めていくことができないのか、また、できないのであれば新たに市川市で動物愛護支援員制度などを制定して市民の方の力を活用していくことはできないか、お聞かせください。

次に、地域の猫活動に対して、地域や市民の方たちに理解が十分にされていないように思います。一方的に、また、感情的にあつれきを生んでいるケースも散見されています。間違った理解や判断をしないように市が啓蒙や啓発をする必要があると思いますが、市の考え方を聞きます。

そして、担当部署以外の協力、連携についてですが、地域の猫活動では、担当部署だけでは解決できない事例が多くあります。例えば、高齢者の独り暮らしで猫の多頭飼育で崩壊するケースなどは、崩壊する前に福祉関係の部署から生活状況からの情報が共有されれば早急に対応ができるかもしれません。また、公園での餌やりでの地域トラブルなども、公園を所管する部署が協力することもできると思いますし、自治会の中のトラブルも、所管が協力をして解決に支援ができるかもしれません。名古屋市では、このようなケースでは関わる部署が応援、連携する体制を整えています。市の考え方をお聞かせください。

次に、小学校区防災拠点についてです。

国内では、最近小さな地震が発生したり、海外では大きな地震が発生しています。市川市は、人口密度の高い市の一つであります。地域によっては災害時の課題も違っています。災害時に備えて準備することは大切であり、日頃からの意識共有も必要です。小学校区防災拠点の現状をお聞かせください。

地域の近い拠点間での情報共有や協力はとても重要であります。加えて、拠点以外の避難所とも情報共有や連携は必須だと思います。市としての考え方をお聞かせください。

そして、拠点が立ち上がった際には、いろいろな方が集まることが想定されます。言葉や生活環境が異なる外国人の方や、ヘルプマークを持った方、見た目では分からないが支援が必要な方もいらっしゃいます。現状の防災訓練では想定していない方たちに対して、市としてどのように対応や準備が必要かお答えください。

次に、小学校区防災拠点協議会で構成されている団体以外の協力について伺います。拠点が立ち上がった際には、職員だけで進めることは不可能であり、多くの方の協力を得る必要があります。自治会だけでなく、商店会や子ども会、また、いろいろな団体の方にできる協力や情報共有を構築していくことは重要であると考えます。市としての考え方をお聞きします。

次に、拠点のトイレ整備について伺います。今年の６月にバリアフリー法の改正が施行されました。拠点となる学校に多目的トイレを整備することは、避難者に対しても大きな安心につながることであると思います。整備に対しての市の見解を伺います。

次に、市立学校施設整備についてです。この質問も、長い期間継続してお聞きしています。

まず、トイレの洋式化の進捗状況と整備計画をお聞きします。進めていることは理解をしますが、日々子どもたちは現状の中で対応を余儀なくされているわけです。一日でも早く整備完了を目指してほしいと思います。

以前の質問で、全面改修をしないで進められるリモデル工法を提案して、現在その工法でも進捗があるようで

すが、改修の現状と今後の方向性をお聞かせください。

続いて、早期建て替え予定校の体育館のエアコン設置についてです。早期建て替え予定の５校は、体育館のエアコン設置工事は計画にないということは聞いています。現在のこの暑さや先の見えない気象状況を考えると、このまま設置しないで建て替えを待っているようなことはあってはならないと思います。子どもたちの命に関わることであり、対応策を早急に考えなければなりません。

そこでお聞きしますが、以前、市内の小中学校に冷風扇を配置してあったと思います。エアコンではありませんが、体育館の暑さ対策に各学校に配置したと思います。水を取り入れて対応すれば涼風が出ることは確認をしました。エアコン設置を終了した学校から早期建て替え予定校に移設して、数を増やして対応を進めることはできないか、お聞かせください。

電源の容量などの課題もあるかと思いますが、現実的に進めて、少しでも効果が期待できるのであれば進めるべきであると思います。また、暖房部分も大型のファンヒーターの設置などを考えて進めるべきであると思います。できる取組はどのようなものか、お聞かせください。

学校の体育館のエアコンは、日頃子どもたちの命を守るために、また、災害時には市民の命を守る重要な場所であります。前向きな検討を進めてほしいと思います。

最後の項目になります。特別な支援が必要な子どもへの支援についてです。この項目も、長い期間継続的に取り組んでいます。

子どもたちの中では、支援が必要な子どもの割合が増えていると聞いています。先日、視察で新潟市の特別支援教育を学ばせていただきました。市の教育委員会の中に特別支援教育課を設置して、高まり続ける特別支援教育への社会的ニーズと課題に的確に対応するために進めていました。

まず、私立幼稚園の現状と課題に関する認識についてですが、市川市の幼稚園は、園の数や在園児数を考える中で私立幼稚園の役割が大きく、幼児教育の中心となっています。その環境の中で、年を追うごとに特別支援が必要な子どもが増えているようです。指導や療育を受けている子ども以外に支援が必要であろう子どもも多く見受けられます。市川市が認識しているこの現状や課題があれば、一緒にお答えください。

そして、その中で指導を受けていない子どもや療育手帳を持たない子どもへの取組はどのようなものか、お答えください。

次に、安心、安全な保育環境をつくるには、人も大事ですが、教材や道具なども大切だと思います。現在、市や県から出ている補助金の内容とともに、今後このような補助金がどのように使われていくことが園や子どもたちのためになると思われるのか、お答えください。

未就学児が就学する上で大切なことは、子どもたちの必要な情報をよい形でつないでいくことだと思います。子どもたちの個性をどのように理解して、バトンを渡すことが必要だと思います。要録などの形はありますが、現実的には年度末につくられ、つなぐ形は時間的にも難しいものがあるようです。

そこで、就学児健診の際に行動観察を行っているようですが、その結果をどのように生かしていくのか。幼稚園と連携して、卒園までの間で少しでも就学のために支援ができるようにすることはできないか、お答えください。

以上、１回目の質問といたします。

○大久保たかし議長　答弁を求めます。

環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは、大項目１番目のペットボトルの資源化、２番目の小規模ごみ排出事業所のごみの出し方、６番目の地域の猫活動支援についてお答えいたします。

初めに、ペットボトルの資源化についての(1)現状と課題についてです。ペットボトルの収集については、約２万3,000か所の各集積所からプラスチック製容器包装と一緒に指定袋により収集する公共収集と、公民館などの83か所の公共施設に設置しているネットに、ペットボトル本体のみを入れていただき回収する拠点回収の２つの方式がございます。ここでの課題につきましては、資源化に支障を来さないようキャップとラベルを外す、中をすすぐ、軽く潰すといった適切な方法で排出するように周知啓発に努めておりますが、拠点回収についてはおおむね御理解をいただいているものの、公共回収については、さらなる周知啓発の強化が必要な状況が続いております。

次に、(2)中間処理システム及び拠点収集の考え方についてです。公共収集及び拠点回収のペットボトルは、ともに市内の中間処理施設に搬入し分別などを行っており、分別及び資源化に要する費用は年間約４億3,000万円となっております。回収量については、プラスチック製容器包装とペットボトルを混合収集しているため、ペットボトルのみの回収量は把握できておりませんが、中間処理後に公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡した量は、年間約1,000ｔとなっております。また、ペットボトルの分別収集を行った場合の費用の積算は行ってはおりませんが、増額要因として、回収の収集車両と中間処理の費用が見込まれます。一方で、減額要因として、現在のプラスチック容器とペットボトルの分別などに伴う費用は、搬入量が減ることにより減額する可能性がございます。中間処理の方法としては、公共収集分は指定袋を破袋し、プラスチック製容器包装と分別した後、拠点回収分のペットボトルと合わせて圧縮梱包し、再商品化のために引き渡しております。引き渡し時の資源としての評価では、Ａ、Ｂ、Ｄ３段階の評価でＡ評価とはなっておりますが、ラベルやキャップの混入も指摘がされております。

次に、(3)集団資源回収での取組についてです。本市の集団資源回収は、自治会や子ども会などの地域団体と回収業者により行われる自主活動であり、平成２年度より瓶、缶、紙、布の４品目を対象とし、令和６年度は約280団体が参加しております。集団資源回収の対象となっていないペットボトルについては、平成９年に拠点回収をスタートし、その後、12分別収集を開始した平成14年からプラスチック製容器包装類としてペットボトルの公共収集を実施しております。一方で、御質問の松戸市は、当初からペットボトルを公共収集ではなく集団資源回収と拠点回収の２つの方式で集めており、回収量のほとんどを集団資源回収により集め、参加団体は約500団体と伺っております。松戸市と比べ参加団体数が少ない状況において、新たな回収方式を追加することについては、収集効率と費用の負担増の影響を慎重に見極める必要があると考えております。しかしながら、松戸市の事例があり、実施した場合の排出時の利便性の向上、分別意識の醸成につながるなどの効果を理解しておりますので、ペットボトルの分別や集団資源回収に関しましては、引き続き廃棄物原料等推進審議会に意見を伺ってまいります。

次に、(4)回収方法についてです。現在、ペットボトルはプラスチック製容器包装と一緒に排出され、その他のごみとともに一括契約にて市川市清掃協同組合が収集をしております。ペットボトルを単独で収集する場合であっても、リサイクル施設への搬入前に異物除去等を行う必要があるため中間処理は必要とはなりますが、分別に要する業務量は減少すると推定しております。また、公共収集と拠点回収分のペットボトルを併せて収集することについては可能とは考えてはおりますが、一部の施設について収集時間などの調整が必要となります。

次に、大項目、小規模ごみ排出事業所のごみの出し方についてお答えいたします。

初めに、(1)ごみの排出量の少ない公共施設や小規模事業者についてです。事業活動に伴って発生する一般廃棄物は、市のクリーンセンターに自己搬入する、または市が許可した業者に処理を委託することが適切な処理方法となります。例外的に、住居併用小規模事業所の一般廃棄物を家庭用ごみ集積所に出すことができる特例制度があり、延べ床面積の２分の１以上が住居であり、店舗などの事業場の面積が50㎡以下、１日の排出量が５kg以

下の条件に全て当てはまる場合などで、清掃事業課に事前登録した事業所が対象となっています。

次に、さらなる緩和等の検討状況につきましては、近隣市等に調査を実施いたしましたが、事業所から出る一般廃棄物の適正な処理方法であるクリーンセンターへの自己搬入や許可業者への委託に家庭用ごみ集積所へのごみ出しを加えた事例を把握することはできず、現時点においては小規模事業者のごみを排出することは難しいと考えております。

次に、(2)一般集積所へのごみの出し方についてです。家庭用ごみ集積所は、利用している居住者同士が清掃などの維持管理を行っております。例外として認めている住居併用小規模事業所についても、排出者が居住者であるため、ごみの量や当日の午前８時までに出すなどのごみ出しルールについて問題が生じている事例はあまりありません。これは、居住者同士の様々な取組により集積所の維持管理に支障を来さないよう工夫をしていることが大きな理由であると考えております。一方で、新たに事業者が集積所に排出できるようにした場合は、これまでクリーンセンターに持ち込まれていたごみや許可業者の有料ごみ袋を利用していた事業所のごみが集積所に出されることとなり、特に事業所が多くスペースが狭い駅周辺の集積所は、家庭用のごみが置き切れなくなることが考えられます。また、居住者ではないため前日から出すなど、ごみ出しルールが守られないことなどを懸念しております。先進事例として、東京23区も有料シールを貼り家庭用ごみ集積所に排出できますが、これは以前から事業所ごみを家庭用ごみ集積所に排出できるようにしており、その後、有料シールを貼る方式に移行したと伺っております。さらに、本市の家庭用ごみ集積所に関する問合せにおいても、狭隘な集積所や分別を含めてごみ出しルールが守られていないことに関する内容が多く寄せられていることから、実施に向けては慎重な判断が必要と認識しております。小規模事業所のごみを家庭用ごみ集積所に排出することについては現時点で難しいとは考えてはおりますが、事業所の利便性に寄与することは理解しております。このことから、集積所を管理する方々の同意が前提にはなりますが、課題の解決について、現在の住居併用小規模事業所の特例の要件の見直しを改めて検討するほか、集積所を管理する市民の声を聞く機会を設けてまいります。

次に、地域の猫活動の支援についてお答えいたします。

初めに、(1)地域の猫活動支援施設についてのア、設置目的と概要についてです。市内には、地域の猫に対して適切な管理や不妊・去勢手術への取組、新しい飼い主探しなどの活動を行う団体が約60あり、これらを支援するため、本年12月、大町の観賞植物園内に地域の猫活動を支援する拠点をオープンする予定です。なお、地域の猫活動団体は、人と動物の共生社会の実現を目的に、鳴き声やふん尿などの生活被害を改善し、飼い主のいない猫を減らすことを目指して活動されています。この支援拠点では、譲渡可能な地域猫の一時預かりを通じて、日常的な譲渡会や、市公式ウェブサイトを通じた里親探しのほか、団体間の相互交流や動物愛護に関する情報発信などを役割として取り組んでまいります。これらの取組については、県などが設置する動物愛護センターが行う引き取りによる終生飼養などではなく、市独自の役割を持った支援拠点としたいと考えております。

次に、イ、運営方法等についてです。運営体制については、スタート時は市職員に加え、猫の飼育経験や知識を有する方に参加してもらうほか、市川浦安地域獣医師会や、千葉県動物保護管理協会に協力をいただく予定としております。また、市との意見交換会に参加した方々から団体をまとめる組織化の意向も示されており、将来的には、団体の皆さんとの協働により運営していくことを目指しております。

次に、ウ、クラウドファンディングについてです。クラウドファンディングについては、支援拠点の運営費用の財源確保に加え、本市が行う地域の猫への支援活動を広く周知することを目的としております。期間は、本年10月上旬から12月末までの約90日間、目標金額は1,000万円を予定しており、ふるさと納税の仕組みを活用し、寄附者には返礼品ではなく団体の皆さんに意見を伺い、魅力ある特典を検討しております。周知方法としては、広報紙や市公式ウェブサイトのほか、ポスター掲示やチラシの配布などを予定しており、本市が行っている地域

の猫支援の先進性や支援拠点の設置といった全国的にまれな取組を市内外にアピールしてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)動物愛護推進員や動物愛護活動支援員制度の設立についてです。動物愛護推進員は、動物愛護と適正飼養の重要性について住民の理解を深めることや、譲渡の支援をすることなどが役割とされており、法により都道府県知事等が委嘱するよう努めるとされております。千葉県では、令和６年度は72名が委嘱されており、そのうち10名が市川保健所管内での委嘱者で、適正飼養の普及啓発などの動物愛護施策に協力をいただいております。

一方、本市では、講習会への参加により登録が可能な市川市動物愛護市民ボランティア制度があり、現在約80人が登録されております。その活動内容としては、動物愛護イベントへの協力、地域猫の保護、搬送の協力、ペット同行避難所等の運営協力などであり、市民の方の力を活用しているところです。今回の支援拠点のオープンに合わせて、動物愛護市民ボランティア制度の今後の在り方や、御提案の新たな制度について検討してまいります。

続きまして、(3)活動の啓蒙、啓発についてです。猫活動では、適切な餌やり、ふん尿などの管理が行われることで地域の生活被害の改善に寄与しています。その一方で、餌やりを近隣に説明なく行うことや、ふん尿の管理が十分にされていないことなどによって地域から誤解されてしまう場合もあり、市民への啓蒙、啓発は大事なことだと認識しております。支援拠点では、猫活動をされる方や住民に対し、より正確な情報発信の強化、そして関連する相談にも対応し、猫活動についての理解がより一層深まり、トラブルが未然に防げるよう努めてまいります。

最後に、(4)担当部署以外の協力、連携についてです。御質問のとおり、地域の猫に関するトラブルでは、庁内の複数部署が関係する事案が発生するケースがございます。多頭飼育崩壊や、高齢者が飼い主であって飼うことができなくなってしまったペットについての相談、公園などでの無責任な餌やりについての相談、近隣の住民や自治会にも波及してしまった相談など、関係部署から受けることがございます。このような事案の未然防止や速やかな解決のために他部署との連携は大事であり、連絡体制の構築や啓発の機会の充実などの取組を今後進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　私からは大項目、公共施設や公用車の管理についてお答えいたします。

初めに、(1)公共施設の駐車、駐輪の取扱いについてです。本市の公共施設の駐車場につきましては、施設の設置目的や形態などに応じて管理しております。例えば、第１庁舎の地下駐車場は、民間の駐車場運営事業者が、本市との貸付契約や利用契約に基づき管理しております。また、第２庁舎や行徳支所など設置及び管理に関する条例がある施設につきましては、その規定に基づき管理しており、条例の規定がない施設につきましては各施設が内規等を作成し対応しております。

しかし、駐輪場の管理につきましては、条例や規則などの明文化したルールが定められていないことから、各施設が実情に応じて対応しているところでございます。第１庁舎の駐輪場においては、来庁者の利用時間を考慮し開閉を行っております。また、第２庁舎などの施設では、駐輪場を閉鎖する手段がなく、常時開放されている施設もあることから、特に駅に近い施設などにおいて不適正な利用への対処が課題であると認識しております。このような状況の中、公共施設の駐車場、駐輪場の管理につきましては、不適正な利用に対処するためのルールを定めることが重要であると考えております。

次に、(2)公用車の管理についてです。本市では、令和７年４月１日現在、消防局の車両を除き347台の公用車

を保有しております。このうち67台は管財課が共用車両として管理し、各課の様々な業務に貸出しをしております。その他の280台は、防犯パトロールやごみ収集、道路復旧作業等の業務を行う部署の専用車両として使用しております。

公用車を管理するシステムにつきましては平成18年度から運用を開始しており、主な機能としては、共用車両の予約、返却の管理と、全公用車の車両情報管理の２つがございます。１つ目の予約・返却管理については、職員がパソコンから使用した車種や使用時間を検索して予約し、使用後は使用時間、走行距離などを入力し、返却となります。２つ目の車両情報管理は、車両導入及び廃棄の日付、定期点検や車検の期日や修理履歴など、車両ごとの情報管理を行うものであります。

全体的な公用車の管理につきましては、車両管理コストの削減と環境負荷の低減のため、令和２年度から公用車再整備計画事業に基づき管財課が進めております。その内容としましては、次世代自動車への入替え、車両の削減、カーシェアリングの導入の３点がございます。

１点目の次世代自動車への入替えは、ガソリン車を削減し電気自動車やハイブリッド車などを導入するもので、令和６年度までに62台の入替えを行っており、今後は12年度末までにさらに57台を入れ替える計画でございます。２点目の車両の削減については、令和５年度に９台、６年度に15台を削減しており、今後は12年度末までにさらに95台を削減する計画となっております。３点目のカーシェアリングの導入については、民間事業者のカーシェアリング車両を公務で使用するもので、令和５年10月の利用開始から７年７月末までの利用件数は約1,200件となっております。引き続き、これらを進めながら、全体的な公用車の適正管理に努めてまいります。

次に、効率的な運用管理の在り方については、公用車を管理する上で限りある予算や車両台数の中、車両を無駄なく運行させることが重要であると認識しております。そのためには、各車両の運行状況を詳しく把握する必要があると考えますが、現在の公用車管理システムは、リアルタイムで車両の動きを確認できる機能は有しておりません。今後、新たな公用車管理システムの導入を進める中で、有効な機能を調査してまいりたいと考えております。

移動手段としての自転車の活用につきましては、現在共用自転車が第２庁舎に９台あり、第１庁舎との行き来や家庭訪問等、近距離を移動する用務に使用しております。また、令和５年10月から民間事業者のシェアサイクルを活用し、電動アシスト自転車を利用することも可能となっております。このほかに、各所属の必要に応じ、職員用の自転車を独自に所有しております。共用自転車の利用方法としましては、第２庁舎１階の守衛室で鍵を受け取り、シェアサイクルにつきましては、第１庁舎及び第２庁舎の管財課で鍵を開けるための専用カードを受け取ることで利用することができます。

次に、(3)災害も含めた公用車の考えについてです。地震等による大規模災害が発生し、災害対策本部が設置された場合、管財課は本部長直轄班に所属し活動することとなります。その中で、公用車全体の管理を任務することから、管財課と災害対策本部との間で情報共有と連携が図られているものと認識しております。各小中学校に配置している公用車の取扱いにつきましては、現在、各小中学校には合わせて55台の車両が配置されており、平常時においても各学校の管理の下、学校運営業務で使用しておりますが、災害時における使用方法については定められておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　私からは大項目４つ目の自治会活動についてと、大項目５つ目の八幡市民交流館ニコットについてお答えいたします。

まず、自治会活動についての(1)掲示板や掲示物の現状と課題についてです。毎月、市からのお知らせのチラ

シやポスターを各自治会に配布し、掲示板に掲示していただくようお願いしておりますが、自治会からは、市からの配布物が多く、自らが利用できる掲示板のスペースが不足するという声をいただいております。そこで、ポスター等はＡ４サイズを原則とし、掲示期間を限定するといった対策を行っているほか、配布物の画像データを自治会連合協議会のウェブサイトに掲載することで掲示板のスペースを確保する工夫をしております。御質問の自治会掲示板への２次元コードの貼付につきましては、自治会連合協議会のウェブサイトへのリンク情報を記載した２次元コードのシールを既存の自治会掲示板に貼ることが想定されます。これにより、限りある掲示板のスペースの効率的な活用や、市民の皆様が手持ちのスマートフォン等で市の情報を確認することができるなど、電子自治会の実現に向けた第一歩になることが期待されます。貼付するシールの耐久性や費用面、また、２次元コードを使えない方への配慮などが課題と認識しているところでございます。また、庁舎等で各自治会への配布物を閲覧できるかどうか、関係部署と協議してまいります。

次に、(2)各自治会への掲示物の配布方法についてお答えいたします。現在、各自治会への掲示物につきましては、市民部職員とその月の配布物を所管する課の職員が共同で、各自治会館や自治会の掲示板担当役員の自宅などに直接配送しております。職員が配送することで、直前まで配送料や配送地域の調整が可能であること、また、直接各自治会長や役員と顔を合わせる機会を得ることができるといったメリットがありますが、市内227自治会に配送するには最大２日間を要することがあることから、職員の負担になっている面がございます。御質問の自治会への掲示物の配送の事業者への委託につきましては、職員の負担が軽減するというメリットがありますが、委託費用が発生することや、機動的な対応が難しくなることなどの問題点があることも認識しております。今後は、他の自治体の状況を確認するとともに、配送業者への聞き取りなどを行うなど、検討してまいります。

続きまして、(3)自治会の防犯施策と防犯カメラ設置への補助金についてです。日頃から自治会には自主防犯活動として、町内の自主防犯パトロールや、防犯灯、防犯カメラの設置などを行っていただいております。自治会による防犯カメラの設置につきましては、平成28年度から令和６年度までの間に実施した補助事業により、23団体で61台の街頭防犯カメラが設置されたほか、令和５年度から開始したカメラ付防犯灯に関する補助事業で、令和６年度末までに23自治会で66台が設置されたところでございます。市が画像を管理している、自治会や市が設置した防犯カメラの画像は警察の犯罪捜査に使用されており、令和６年度に警察から照会があった防犯カメラの画像提供依頼件数は400件で、うち自治会が設置した防犯カメラには56件の依頼がありました。これは全体の件数の14％を占めており、自治会が地域の危険箇所を把握して適切な場所に防犯カメラを設置していることを示していると認識しております。一方で、自治会が防犯カメラを設置する上で、維持管理の負担、機器の老朽化、自治会加入率の低下などが課題として挙げられます。カメラ付防犯灯を含む防犯カメラを継続的に運用するために、今後も自治会と連携しながら、安全で安心して暮らせるまちづくりに必要な施策を実施してまいりたいと考えております。

次に、個人で設置する防犯カメラへの補助といたしましては、今年の５月１日から、家庭用防犯カメラなどの購入費用やホームセキュリティーの設置費用の一部を、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯで最大４万ポイント還元するＩＣＨＩＣＯスマートポイントでの補助事業を開始し、８月31日現在で151件の申請がありました。このうち、カメラ付インターホンを含む防犯カメラが108件であり、申請全体の約72％を占めていることから、個人の防犯カメラ設置には市民のニーズがあると認識しているところです。議員御質問の共同設置を含む個人による防犯カメラに対する通年にわたる補助金制度や、防犯カメラの設置を明示するステッカーの配布につきましては、今回のＩＣＨＩＣＯスマートポイントでの補助事業の結果などを踏まえて、必要性を検討してまいりたいと考えております。

次に、大項目５つ目の八幡市民交流館ニコットについてお答えいたします。

まず、(1)の開館からの現状と課題についてです。八幡市民交流館ニコット、以下ニコットと申し上げますが、３月の供用開始からこれまで、貸室はもとより、フリースペースでの歓談、親子つどいの広場や屋外広場での子どもたちの遊びなど大変多くの方々に利用されております。ニコットにこれまで寄せられている御意見といたしましては、貸室の利用可能人数と椅子の数が合っていない、貸室の退出時間ぎりぎりまで使用する方がいる場合に次の使用者が定刻から使用できないことがある、また、フリースペースに長時間滞在する者がいて交流の場が確保できないことがあるなどがございます。

次に、(2)休館日についてお答えいたします。ニコットの休館日は、市川市八幡市民交流館の設置及び管理に関する条例において、毎月の最終月曜日と国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始としております。休館日の設定に当たっては、以前この地に設置されていた公民館の休館日を参考にしたものでございます。休館日は、機械設備の点検などのメンテナンスの際に安全性を確保する観点から、利用者の立入りを制限するためなどに必要であると考えております。ニコットの利用者からは、５月の大型連休の祝日に利用したかったとの御意見をいただいております。休館日につきましては、条例では必要に応じた変更等が可能であるとされており、市民の皆様の要望等を踏まえ、年末年始以外の連続する休日に開館日を設けることや、隣接する全日警ホールの休館日とできるだけ重ならないようにすることも検討できるものと考えております。

最後に、(3)屋外広場についてお答えいたします。屋外広場は、ニコットの整備前は児童遊園地として24時間365日利用ができましたが、条例に定める休館日及び開館時間が適用され、毎月の最終月曜日と国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始は閉場しているほか、夜間騒音を防止する観点から、集会室が午後９時まで利用できるところ、午後７時に閉場しております。閉場時の屋外広場につきましては管理する職員が不在であることから、各出入り口をチェーンやロープで塞ぐなど、利用できないような措置を講じております。また、外部トイレもニコットの一施設であり、男女別トイレとバリアフリートイレを設置しております。ニコット整備前は24時間365日使用できる公衆トイレ、さわやかハウスが設置されておりましたが、ニコットの外部トイレは防犯上の観点などから施設の閉館時間である午後９時に閉場するよう条例で定められております。外部トイレは、屋外広場が利用される日中に利用されることが多く、特に親子連れで利用する姿が見受けられます。屋外広場や外部トイレにつきましても、条例で必要に応じた休館日の変更等が可能であり、職員の配置など管理上の課題を整理する必要がございますが、市民の皆様の御意見等を踏まえまして、近隣でのイベントの状況などを勘案し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目小学校区防災拠点についてお答えします。

初めに、(1)現状と課題についてです。本市では、平成21年度より市立小学校39校を小学校区防災拠点と位置づけ、災害時には市職員である小学校区防災拠点要員と地域住民で組織する小学校区防災拠点協議会、以下協議会といいます。そして、施設管理者である学校の３者が協力して、情報の収集、発信、物資の供給、避難生活の支援等の応急対策を行う体制づくりを進めてまいりました。防災拠点の連携の要となる協議会につきましては、地域の方々と協議を続ける中で、立ち上げの機運が高まった学校から順次設立を進めてまいりましたが、今年に入って新たに２校が加わり、現在は39校中38校で設立済みとなっております。小学校区防災拠点の課題につきましては、いまだ全校で協議会が設置されていないことや、地域性や設立時期などによって協議会の取組状況に差があることなどがあります。また、中学校を含むその他の避難所と防災拠点の連携も課題と考えております。

次に、(2)地域の協議会や他の避難所との連携についてです。

大規模災害時において、市として効果的な災害対応を行うためには、災害対策本部で被災の全体像を速やかに

把握することが必要であり、防災拠点や避難所からの情報は非常に重要となります。また、被害状況は地域によって異なることから、特に被害が大きい地区では多数の被災者の発生により避難所のスペースや物資、被災者を支援する人員などが不足することも想定されます。防災拠点では、小学校区内に開設された各避難所の情報を集約するとともに、混雑する避難所から他の避難所への避難者の誘導や、避難者数に応じて物資の配分等を行うこととしており、状況に応じて適切に対応していくためには防災拠点と避難所の連携は欠かせないものと認識しております。

また、小学校区単独では対応できない事態に対しては、防災拠点からの要請に基づき、地区ごとの現地本部である災害班や市の災害対策本部が中心となって、他の防災拠点を含む外部からの応援調整を行ってまいります。

次に、(3)外国人や障がいを持った方の受入れについてです。外国人や障がいのある方など、避難生活に支援が必要な災害時要配慮者の受入れにつきましては、避難所の入り口で受け付けする際に、避難者名簿受付用紙への記入によって配慮が必要な事項を申し出ていただくとともに、必要に応じて避難所の要配慮者班が個別の相談対応や福祉避難室への誘導などを行うこととしています。また、年１回の避難所開設運営訓練では、一部の小学校で市川市障害者団体連絡会や市川市国際交流協会に御協力いただき、要配慮者の受入れ手順や資機材を確認してまいりました。中には、障がい者あるいは外国人を一般受付とは別に受け付けしている学校もあり、受け付け時の混雑緩和と要配慮者を速やかに支援するための工夫として一定の効果があるものと認識しています。要配慮者用の資機材につきましては、外国人避難者対応として、避難所の施設案内や生活ルールなどを多言語で記載した災害時多言語シートや、日本語での意思疎通が難しい方とコミュニケーションを取るための用語集、表現集を用意しているほか、絵文字で情報を案内するピクトグラムを活用した掲示文書を作成し、各小中学校に備えています。

障がい者対応といたしましては、プライベートテントやベッドのほか、昨年度からオストメイト用ストーマ装具を小中学校の防災倉庫に配備したところです。さらに、状況に応じて保健師や介護福祉士などの有資格者で組織する市の保健福祉活動チームや県の災害福祉支援チーム、市川市国際交流協会との協定による災害時外国人対応サポーターなど専門人材の派遣を要請し、きめ細かい対応を行っていく計画です。

今後も、引き続き配慮を必要とする当事者の御意見を伺い、具体的な支援方法や資機材の内容について検討してまいります。

次に、(4)市内で活動している各種団体との連携についてです。災害時小学校区防災拠点において、迅速かつ的確に被災者に対する支援活動を実施するためには、日頃から地域の多様な関係者が集まり、顔の見える関係を築くことが重要です。商店会や子ども会など、これまで協議会に入っていない地域で活動する様々な団体に参加いただくことは、協議会活動の裾野を広げ、災害時に連携を図る上でも効果的と考えます。オブザーバーとして参加を求めることも可能ですので、協議会の皆様の御意見を伺いながら、市としても各団体に協力を呼びかけてまいります。

最後に、(5)各拠点へのバリアフリー法に基づくトイレ整備についてです。現在、小中学校避難所のトイレにつきましては、体育館のトイレと屋外のトイレの使用を想定しています。一方で、車椅子利用者やオストメイトの方が避難された場合などやむを得ない状況では、校舎内の多目的トイレを使用していただく予定です。なお、各小中学校には車椅子で利用可能な多目的トイレが少なくとも１か所ありますが、現状、オストメイト用の設備はございません。今後は、協議会や施設管理者と協議の上、災害時の学校施設利用計画へ障がい者用トイレを位置づけ、関係者間で認識を共有するとともに、どのような方が避難しても安心して生活ができるよう、引き続き関係部署と連携して避難所の環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、市立学校施設整備についてお答えをいたします。

初めに、(1)トイレ洋式化の進捗状況と整備計画についてです。小中学校のトイレ整備につきましては、平成20年から27年度までの第１次トイレ改修計画、平成28年度から令和８年度までの第２次トイレ改修計画を基に進めております。改修工事では、洋式化や給排水管の更新に加え、床や天井、ブース及び照明器具などを含めた内装の改修を、１階から最上階までの１系統ごとに行っております。また、並行して令和４年度よりブース単位で和便器を洋便器に替える、いわゆるリモデル工法による洋式化の修繕を進めております。これらを併せた進捗状況といたしましては、令和７年度末時点で、小中学校の校舎内にある総便器数3,745個のうち、洋便器が2,686個となり、洋式化率は約72％となる予定であります。第２次トイレ改修計画の工事完了予定である令和８年度末には、洋式化率は約74％に達する見込みであります。今後につきましては、令和９年度以降、新たな改修計画を基に継続して改修工事を行っていく予定であります。

次に、(2)リモデル工法での便器改修の現状と今後の方向性についてお答えします。リモデル工法による洋式化の実績としましては、令和７年度は24個の修繕を行い、合計で84個となる予定です。次年度以降につきましても、早期建て替え予定校を中心に、各校の洋式化率がなるべく均等になるよう、和便器の多い学校から順次修繕を進める予定です。また、外便所など単独の便所につきましても、同工法による修繕を進めております。

次に、(3)早期建て替え予定校の体育館のエアコン設置についてお答えします。計画では、小中学校全校のうち、宮田小学校、市川小学校、八幡小学校及び第一中学校、第二中学校の５校を除く48校の体育館にエアコンの整備をすることとしております。令和２年度より設置工事を開始し、令和７年度には小学校17校、令和８年度には中学校13校に実施し、完了する予定であります。その一方、計画に含まない５校の体育館についても猛暑の影響は大きいことから、その対応について検討をしているところです。冷風扇を増設することについては、電源の容量を設計上の上限を超えないかなど確認をした上で、適切な工事を行った上でコンセントを追加すれば可能なものと見込んでおりますが、設置条件などの課題を整理する必要がございます。このほかにも、流用、転用を前提とした機器の調達などについて検討をしております。48校の体育館のエアコンが利用可能となる令和９年の夏を目途に対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、特別の支援が必要な子どもへの支援についての(1)から(3)についてお答えします。

初めに、(1)についてです。本市としても、私立幼稚園における特別な支援が必要な子どもへの支援は必要なものと認識しており、これらの児童を受け入れている私立幼稚園に対して、私立幼稚園幼児教育振興費補助金の障害児指導費を交付しております。この補助金は、療育手帳や障がい児通所支援に係る通所受給者証など証明書の交付を受けている特別な支援が必要な児童を受け入れ、各障がいの種類、程度に対応した特別支援教育を行った施設に対し、対象となる児童１人当たり年額33万円、または専任の教諭もしくは補助教諭１人当たり年額99万円を上限として補助するものです。令和６年度の実績として、補助対象施設29施設中21施設において105名の受入れに対して補助しており、障がい区分の証明の内訳は、療育手帳７名、医師の診断書５名、通所受給者証52名、療育施設等の在籍証明書41名となっております。

なお、補助対象施設で補助の対象となっている障がい児などの人数は、令和４年度は65名、令和５年度は92名、令和６年度は105名と年々増えており、令和７年度は117名を見込んでおります。幼稚園全体の児童数が減少傾向にあるのに対し、特別な支援が必要な児童は年々増えていることから、対応に苦慮されているというお話を

私立幼稚園の関係者からも伺っており、本市としても課題の一つと認識しております。

次に、(2)発達指導を受けていない子どもや養育手帳を持たない子どもたちへの支援についてです。現在、私立幼稚園に通う児童で発達指導を受けていない児童や療育手帳を持たない児童への支援といたしましては、まず、教育委員会において、幼児教育推進事業の一環として、幼児教育相談員が市内の公立・私立幼稚園を巡回し、特別な配慮を必要とする児童の担当教諭及び保護者を対象に教育相談を行っております。こども部では、今年度より教育委員会と連携し、私立幼稚園へ同行して巡回するなど、私立幼稚園の現状や課題について共有を図っております。また、発達支援を専門とする職員が講師となり、私立幼稚園の教諭や公私立保育園の保育士を対象に、発達支援やインクルーシブ保育の実践に向けた研修や、公開保育を実施しています。研修や公開保育を通じて施設全体の特別支援への意識の底上げを図り、配慮が必要な全ての児童が安定して日常を過ごせるよう、環境整備や保育の手法を学び合うことで、保育の質の向上につながるための支援に取り組んでいるところです。

続いて、(3)安全、安心な保育環境についてです。千葉県では、私立幼稚園等における特別支援教育の充実、振興及び保護者の教育費負担の軽減を図るため、千葉県私立幼稚園等特別支援教育経費補助金を交付していると伺っております。本市では、先ほどの私立幼稚園幼児教育振興費補助金において、障がい児１人当たり年額33万円の補助を行っており、特別支援教育に必要な人件費のほか、教材、教具、施設、設備に要する経費も補助対象としております。現状では、補助金のほとんどが担任以外の補助職員に係る人件費に充てられておりますが、教材や教具の活用も特別支援教育の充実を図る上で有効であると考えております。人材だけではなく教材等にも活用していただくことで、特別な支援が必要な児童を含め、周囲の児童とも安全、安心に集団生活を送ることができるようになるなど、より一層の特別支援教育の充実が図られるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　私からは大項目特別の支援が必要な子どもへの支援について、(4)についてお答えいたします。

かけ橋期の５歳児から小学校１年生までの期間は、教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要とされています。そのため教育委員会は、幼児教育施設での幼児の育ちを就学以降の生活や学びへつなげるために確実に引継ぎを行うよう、学校に対し指導、助言を行っています。教育委員会では、幼児教育を行う施設と小学校の引継ぎに関わるガイドラインを作成し、幼児指導要録の写しを就学先に送付することや、担当者同士による情報交換について、引継ぎの時期及び方法や内容について示しております。担当者同士の引継ぎでは、一人一人の子どものよさを考慮し、子どもの成長に関わる内容を伝え、引き継ぐという認識に立って実施しております。特別な支援が必要な子どもの引継ぎについては市川スマイルプランを活用する場合もあります。また、例年10月末から12月初めにかけて行う就学時健康診断での発達行動検査は、入学後の学習や生活の支援に役立てることを目的としています。

教育委員会は、就学時健康診断終了後、学校が幼児教育施設と速やかに情報を共有し、連携して支援することについて関係部署とともに検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　それぞれ御答弁いただきましてありがとうございました。それでは、項目別に再質問をさせていただきます。

まず、ペットボトルについてお聞きしていきます。この質問は、もう４年以上前から何回かに分けて、令和３年６月、令和４年９月と質問をして、現状の課題をどうしていくのかという質問に対して、その後の検証状態も

聞きました。その期間の間に自治会などに協力をもらって検証をしたり、その結果を反映するということで自治会も協力をしていたんですが、現実的にその結果の報告や検証報告が来ていないというのも現状かと思っています。今、やっと市川市廃棄物減量等推進審議会で、このペットボトルの扱いを今後どうしていくかというところに来たというふうに理解しています。

その中で、やはり一番もったいないというか問題なのは、やはり現状、ペットボトルがせっかく拠点で回収してきれいなものを持っていっているのに、最終的に中間処理のところで一緒になってしまって、そして業者に引き渡されていると。要するに、無駄なことをしている部分と、もう拠点は拠点で現況回収しているものを生かしている状態がないのが一番よくない。今、中間処理にかかる費用が４億以上あると、その中で年間1,000トンぐらいペットボトルが入っているものを、１回その中から外へ出してしまえば、それだけ効率よく別な形で直接水平リサイクルにつながるのに、そこが現況のままでいるというのが一番問題点だと思います。これについての市の考え方をお聞かせください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

ペットボトルを分別することについては、直接的なごみの縮減にはつながらないものの、中間処理施設での分別作業の縮減ですとか、リサイクル後の再生プラスチック資源の品質の向上ですとか、及び市民の意識向上につながるものと考えております。このペットボトルの分別につきましては、脱炭素社会の実現に向けて、今後しっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ありがとうございます。その今、中間処理の中で一番問題になっていると思っているのは、今言ったように、現実的にペットボトルがその処理のレーンに入らなくても、ほかの市、例えば市川市以外のこの近隣市は、もうほとんど単独収集をしているわけです。例えば、船橋、鎌ケ谷、浦安は業者に委託して単独回収を行う、ペットボトルだけを回収しているわけです。千葉市は瓶、缶と一緒に混合しての収集、松戸は先ほどの答弁にあったように、全てが集団資源回収としてペットボトルが移行している。市川市は12分別とかすごく先に進んでいたのに、ここに来て、その分別が進んでいながらペットボトルだけが混在して、中間処理でそれが行われている。ここにすごい無駄が出ている。今後、例えば、これも下のほうの質問にかぶってしまいますけれども、要するに、業者が単独で収集するほうが絶対的に有利であり、市川市がこれから車両を用意したり公共収集をしなくても、そこの部分を業者に任せてしまえば進むことができると思いますが、これについてはどう考えますか。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　ペットボトルの分別回収収集につきましては、市川市はこれまで取り組んできておりまして、公共収集で収集しております。なかなか集団資源回収に向けては、その拠点の場所が松戸市と比較して少ない現状もございますので、そういった課題を照らし合わせながら、前向きに進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　今ペットボトルを入れる場合に、ラベルを剝がしてキャップを抜いてという作業でいっていると思うんですけれども、基本的に以前市川市はキャップだけを回収して、ペットボトルの収集場所というか、ボックスなんかがあったときに、キャップだけ別に回収していました。それを、一時ワクチンに替わるとか、いろいろな形でキャップだけが違う形でちゃんと活用されるというところに意味があったのが、いつの間にかそうい

う形がなくなって、今はもう本当に、要するにプラスチックの中にペットボトルとラベルが剝がれてただ入っている状態になっている。鎌ケ谷市なんかは、市の公共施設にキャップだけの回収所を設けたりしています。そういう形で、現況、今市川市がペットボトルキャップをどういうふうに今後考えていくのか、そこの部分をお聞かせください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

ペットボトルのキャップにつきましては、プラスチック製品などに再利用されまして、また、その売却益がワクチンに替わるなどの活用が期待できます。市民が出しやすい環境を整えることで分別の意識を根づかせまして、また、分別の行動を促すためにも、キャップの回収方法についてもペットボトルの分別と合わせて検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　せっかくいろんな団体とかＮＰＯがキャップを回収して、ワクチンの活動につなげたり、そういう活動をしている中で、以前やっていてもうやらなくなっている。今、現況、拠点の回収の時に青いネットの中に入れていきますよね。もちろんラベルとか、その中にキャップと分けて入れている人もいるんですけれども、それが回収されるときには一緒になって、ただ一緒になっているだけであって、せっかくキャップと分けたことの啓蒙する活動と、それを生かす活動につなげるとして進めなければいけないと思っています。これを市が今後どういうふうに考えて進めるべきか、お答えください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　しっかり検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　分かりました、しっかり検討してください。

それでは次に、小規模ごみの排出の公共施設の考え方。これも以前から言っているんですけれども、公共施設というのは、本当にいろいろなところがあって、大型の施設もあれば小さいところもある。以前話が出たのは、男性用のサニタリーボックスを設置しようと。そうすると、そこから出たごみはどうしていくかという話があります。現況、小さな公共施設は月に１回のごみ回収をしているんです。では、その間、ではサニタリーボックスで出たごみはどういうふうに保管して、どういうふうにしたらいいか議論がされないので、依然としてそういう施設はサニタリーボックスが置かれていないというのが現実です。

６年度の書類から抽出しましたら、地域ふれあい館で、１年間で一番少ない施設は、月１回回収で29.2kg。ということは、１か月２kgぐらいしか回収されていない。それを月１回ですから、４回で２kgを運んでいる。これが、１kg幾らで業者が持っていっている、こういう現況を、やっぱり市としても無駄だし、業者としても困っているのではないかという部分の改善をずっと言い続けているわけです。

もう一つ、いこいの家で一番少ないところで年間25kg、月１回回収。やはり２kgぐらいです。だから、月に２kgで１回の回収に500ｇを運んでいるごみの回収を、公共収集として契約して、回収をして、そして出していくという、このこと自体が、要するに市のやり方としてどうなのかというのが一番私は懸念しています。これについての意見をお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

公共施設におきましてのごみの収集効率、これを高めることは必要な視点と考えております。引き続き、どのような収集体制が適しているのかを庁内にて検討していきたいと思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　今言っているのは、もちろん契約をして、いろんな施設をぐるっと業者の方が回っていきますよね。それはそれで現実的なんですけれども、先ほど言ったように、サニタリーボックスから出たごみをそのまま保管しておくものなのか、そのようなことを考えた時に衛生上の問題や、やはり施設の在り方という部分において、それが理由でサニタリーボックスを置けないというのもおかしな話だろうと。では家に持って帰ってくださいというものでもまたないんでしょうし、そういうところを議論するときに、やはり今までこうだったからという議論ではなくて、これからどうしていくという議論をしていかないと、こういう部分は改善されないと思っているので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。次に、公共施設の公用車に移ります。

今聞いているように、私が今調査をしている中においては、管財部が管理しているのと、部や課が所管して管理している車と、どっちも公用車であると思います。それが、例えば管財部で公用車が足りない場合に、部とか課かに空いているのがあるかどうかを電話で問い合わせたりして用立てをしたり、現実的にトータル管理ができてない状態かなと思っています。もちろん、余っている時は余っているんでしょうし、足りない時はどこも足りないのかもしれませんが、そういう部分をより効率よく動かすことによって、無駄のない、そして今、市が進めている公用車を減らしていくという方向にそこが合致するのではないかと思っています。これについてはどう思われますか。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

現在の公用車管理システムは、運用管理、稼働状況、車両情報管理、次世代車への入替え等を個々で管理しており、総合的なものではございません。また、カーシェアリングやシェアサイクル、共用自転車の貸出しなどもあり、職員の移動手段も多種多様であり、公務をより効率よく効果的に進める上で、全ての車両を総合的に管理することは大変重要と認識しております。現在、新たなシステムの導入に向けて、情報関係部署との協議や先進市の情報収集などの準備を進めており、今後は新たな技術を取り入れることも考慮し、より効率的な公用車の管理ができるシステム構築に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　そのとおりだと思います。自分のところの管理のはもちろん、それは分かるわけですけれども、庁内でどのようにほかの部署の車が動いているかを管理するからトータルの管理ができて、無駄、むらが消えていくという形になるのが当然だと思います。それには、やはり一元管理をする。その上で、なおかつ、平成18年のシステムが今の時代に合っているのかどうかも含めて、例えばＡＩを使った運行計画を立てたり、例えば、午前中という枠で取っている車をいかに時間的に無駄なく使えるようにするとか、今こちらの庁舎に行っている車があるのだったら、帰りにそれを使うとか、いろんなやり方があると思うんです。それをやるには、やはり一元管理する中で生まれてきて、無駄がなく、余裕もある程度つくりながら進めていく、そのような形をつくらなければならないときに、今の形が少し現実的ではないかなと思うのと、これからやらなければいけない時期に来ているのかと思うので、ぜひ新しい計画で頑張ってもらいたいと思います。

あと、不法駐車・駐輪。例えば、ここの庁舎の地下はもう民間業者が一括管理をしている形の中ですが、例え

ば、今一番問題になっているのは、ニコットと全日警ホール、ここに朝置いていって通勤通学に行く方が増えてきています。現実的に、では完全なロックというか、止める場所とか入り口のところを塞ぐことができないので、やはり置く方が１台、２台と増えればだんだん増えていくのが現実です。では、その中でどのように管理したらいいかとか、その基本となるルールが市川市にないということなんです。

では自転車を撤去して、このようなケースはこうしていいとか、例えば不法駐輪として処分していいとか、そのような形の内規もやっぱりルール上必要だと。例えばそれを管財部がつくられて、各課はそれを基に取扱いをすべきだと思いますが、このことについての考え方はいかがでしょうか。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

不適正な駐輪につきましては、基本的には施設ごとの状況に応じた対応が必要であると認識しております。しかし、公共施設の駐輪場を適正に管理する上で、標準的なルールや運用基準も必要であることから、これまでの対応事例や課題の整理を行うとともに、関係部署と協議し、各施設の実情に合わせて応用できる標準的なルール等の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひそのようにお願いしたいと思います。

また、自転車の活用ですけれども、先ほど答弁の中にもあったように、やっぱり一般的な自転車の場合と、例えば電動アシストつきもあったり、例えば保健センターとかだと、保健師さんたちがやはりいろいろ回る時に、そういう形はどんどん利用されています。現実的に、第１庁舎、第２庁舎の自転車はあまり、数的なものもそうですけれども、ここの職員たちの移動は第１庁舎、第２庁舎を移動するケースというのは非常に多い。今、送迎バスに乗って、１時間待って、そこで向こうに動いている方もいらっしゃったりします。これが現実的に効率のいい市川市の運営に寄与しているかというと、やはりそこも問題になるのではないかと。そういう部分を、今後どうしていくかというときに、やはり自転車をうまく活用したり、カーシェアを活用しているなんていうのは、やはり先駆的にすばらしいことだと思います。でも、最後に車を全部処分すればいいわけじゃなくて、必要なものはいつも常時置いておいて、災害時に向けても必要な配置計画をして、そこも利用しなきゃいけない。それには絶対的に一元管理をした上で計画を立てたい。それで、災害時に向けて危機管理と連携したりする必要があると思います。このことについての考え方をお願いします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

御質問の自転車については、近距離の用務や自動車運転免許を持っていない職員の移動、目的地に駐車スペースを確保できない場合に活用できること。また、公用車の削減や環境負荷の低減にもつながることから有効であると考えております。今後は、庁舎における自転車利用のニーズを踏まえ、既存の第２庁舎の共用自転車に加えて、第１庁舎への配置についても検討を進め、必要台数の確保と効率的な管理運用に取り組んでまいります。また、今後、先ほども答弁させていただきましたが、新たな公用車管理システムを導入する際には、自転車を含めて総合的に管理運用することも想定した上でシステムを構築してまいります。

災害が発生した場合の公用車の配置になるかと思いますが、災害が発生した場合は、災害本部及び現地で対応する５対応本部が立ち上がり、公用車は本部長直轄班の管財課が一元的に管理することとなっております。公用車は、現在本部長直轄班に管財課所管の共用車を配置し、５対応本部に各課所管の専用車両を配置しております。公用車の配置については、災害に備え、各対応本部の規模や役割に即し適正台数を配置できるよう準備して

おくことが重要でありますことから、引き続き、危機管理室をはじめ、関係部署と連携強化を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひよろしくお願いします。

これは要望というか、基本的に、自転車が壊れました、では、修理に出しましょう。現実的に、修繕費でまたここへ出して、これで上げてとか、こうなってしまうわけなんです。でも、一括管理している中で、全部まとめてやれるような形もつくってあげれば、やはり日頃の使い方もよくなるのではないかと思っています。

この項目は以上で結構です。ありがとうございました。

それでは、自治会の掲示板の在り方に行きたいと思っています。

掲示板って、やはり現実的に大事な部分というのはあるんですよ。かといって、全部なくせとも思っていない部分も当然あるわけです。そこに効率的な手間がかかる分はいいんですけれども、やはり負担になっているところもあったり、表裏で印刷されているものを、では２枚貼るかというと、スペース的にもやはりできないものがある。そうすると、表面だけで解決しないものは、内容が分からなかったりするものもあったりします。それと、質問の第１問目でお話ししたように、やはりみんなカバーがついた最新型だけではないので、破れたり、紙がよれたり、いろんな状況が生まれています。そういうところを、どういう形だったら改善できるのかを考えていかないとつまらないものになってしまうし、広報の活動の今後の在り方も含めて計画をするべきだと思っています。

ですから、自治会の掲示板が今後どういう価値を持って、先ほど言ったように、公共施設でも見れる。掲示板で見れないときは、剝がれちゃっていたらあそこに行けば見れるよと、そういうような代替ができる。ＱＲコードをもしやっていただくんだったら、その後に、ＱＲコードに対応できない人もやはりいるわけなので、そういう人にも対応できるシステムを同時につくるのが必要かと思います。市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

近年、自治会活動の担い手不足などが課題となる中で、自治会活動のデジタル化や、電子自治会を推進する必要が提唱されているところでございます。本市でも、電子自治会に関心がある複数の自治会が情報交換を行い、自治会費の徴収のデジタル化など、電子自治会について調査研究をしているところでございます。

御質問の掲示板の掲示物に係る今後の方針ということでございますけれども、御質問されました２次元コードの導入も電子自治会の手段の一つであると考えておりますが、ほかにも電子回覧板などが提唱されているところであり、このようなことを踏まえまして、本市としても掲示板を今後どのように考えていくか、今後の在り方について調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いします。直接自治会とは関連するかどうか分からないんですが、「広報いちかわ」を発行して、折り込みになる。折り込みは、どんどん新聞購読数が減っているということは、手に取る方が少なくなっているという現状がある中で、やはり次の手段、電子で今やっているのはもちろん分かっています。それを見に行く人がどれだけいるのかとか、どのように次のステップを考えていくのが今の時代に必要なものだと思っています。ですから、掲示板をどういう形で残して、どのように次の広報活動、自治会のコミュニティーの活動を知らせていくとか、市の情報を提供するか、こういうところをこれからぜひ考えていただきたいと思いま

す。この部分は結構です。

それを、先ほど職員が配送するのに２日間かかって、これも確かに業者に払う配送料は新たに発生するのは現実ですけれども、職員が本来自分の業務をする単価、そして時間を失っていることに対しては、その単価以上のものがあると考えます。これについてはどのように考えますか。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、自治会配布を職員が行うことにより、自治振興課の職員はもとより、配布物を所管する課の職員の負担があるということは認識しているところでございます。現時点では、職員が自治会配布を行うことと、例えば時間外勤務手当の増加など人件費の増加があるかというところの関連性は見つけられていないところでございます。また、先ほどお答えいたしましたとおり、自治会配布の委託につきましては、委託費用を予算化するという課題がございます。ただ、自治会配布につきましては、本市職員の人件費の時間単価から推定いたしますと、数百万円程度の経費がかかっているという考え方もできるところでございます。

いずれにいたしましても、人件費や人員配置との関連をよく研究した上で、他市の事例の調査や事業者からの聞き取りを行い、自治会配布の委託について調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひ調査研究をしていただきたいと思いますが、昔と言うとどのぐらいが昔か分からないですけれども、昔は、旧市民会館の庭のところで配布物を交換して、配送の取り分けを行っていた時代もありました。あと、ここの旧庁舎のピロティーのところで、雨がかからないからあそこでやったりして。一時はいろんな、配送する団体も手分けして配らなきゃいけないというような時代もありました。そういう考え方がない形でずっと今来ているんだなと思います。ただ、今の時代、ここから出発して、では行徳とか大野のところへ行く、片道だけで何十分かかるところを往復している時間は、職員はほかの仕事ができないわけですね。ですから、届けるだけのものであれば運送会社がそれを代行できればお任せをして、逆に言うと、職員は本来の業務をしっかりやっていただくという形をやったほうが効率的だと思います。今後検討してください。よろしくお願いします。

防犯カメラに移ります。

防犯カメラは、言っていることはごもっともなんですけれども、私が提案しているのは、各家庭でつけるところに、その機器の分だけお金をあげようとは全く思っていないんです。一部補助金を提案することによって、その方が地域の防犯活動に協力をしようとする意識が生まれることを期待したいと。ですから、私もその防犯の抑止効果の一人として、では防犯カメラを設置します。そして、なおかつシールも貼って。そうすると、例えば不審者にとっては、ここの家もずっとこの一連の家がそのシールがついていると、やっぱりやりづらいのかなとか、そういう抑止効果を狙いたいと。ですから、そのお金をどこの部分からの補助金にするとかというのは考えて、地区連の補助金でも全然構わないし。それによって呼び水じゃないんですけれども、一緒に自治会の協力活動につながってもらえないでしょうかという入り口をつくりたいというふうに考えています。これに対してはどうお考えでしょうか。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

市でも防犯カメラを設置しておりまして、そちらに関しては、当然事件が起きれば画像を提供するということでの捜査への協力ということもございますけれども、本市といたしましては、そこの効果も当然ではありますけ

れども、防犯カメラがあるということを市民に認識していただければ、犯罪抑止の効果、未然抑止につながっていくものというふうに考えておりまして、こちらのほうが本市としては大きな効果であるかなというふうに考えております。

補助金等につきましては、市が主体となるもの、また地区連が主体となるものがございますが、地区連に関して言いますと、各14の地区連がございますけれども、財政状況等も随分異なる部分がございますので、そこは地区連の考えというところではあるかとは思いますけれども、もちろんそういう各個人宅への防犯カメラも犯罪の抑止効果につながるものでございますので、どういうことができるかということを今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いします。やはり設置者同士でコミュニティーが１つできて、話しながら、今度ここの家あたりにも１個あったらいいななんていう形で、地域で話してくれることがうれしいなというふうに考えます。今後、検討してください。

続いて、ニコットに移ります。私たちが一番今懸念しているというか、ちょっとかなと思うのは、あそこは飲食ができたり、いろんな形でコミュニケーションを取れるというのは、人とコミュニティーというよりも、その方がそこを利用することにいい場所を見つけたなというような方が増えている気がします。定期的に、そこに長居をする方が、テーブルが大きい状態なので、１人の方がここに座ったりすると、隣には座りづらかったりするので、席を開けたりすることによってうまく使い切れないような状態が生まれたりしています。そういう方たちが、例えば、本当はぎゅうぎゅうに詰めてやるものでもないんでしょうけれども、そこの同じテーブルに来たお子様連れ同士が話をしたり、それで、いろいろな課題を話したり、いろいろコミュニティーが生まれるような部分を期待しているわけなんですけれども、何か長期的にどかっとずっといる方がいると、少し遠慮したりする方がいます。

今後、その長い時間とか、テーブルの利用の、もう少し動きやすくするような考えをお聞かせください。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

フリースペースにつきましては、特に混雑時には１回当たりの利用時間に制限を設けるなどして対応してまいりたいと考えております。また、フリースペースの利用者の方には、館内放送などで、多くの方が利用できるように席の譲り合いを促してまいりたいと考えております。また、テーブルの活用方法につきましては、やはり混雑時には相席などに御協力をいただけるよう呼びかけるほか、掲示物を掲示することによって、譲り合いを促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　分かりました。ぜひよろしくお願いします。

それでは、広場についてお聞きします。やはり、もう課題として十二分に理解していただいていると思いますけれども、やはり休日に親子連れがあったり、そういう形で、あの広場を使えないでそこが閉まっているという。５月の連休の時に、思い切り多くの方から言われました。それと、やはり楽しみに来たのに入れない、要するに、皆さん達に理解がされてない。公園だと思っているからですよね。だから、あそこは広場だといって、何が違うんだという話でしかないので、そこに関しては今後、一番直近で言うと９月15日が祝日ですけれども、あそこは例大祭があって、ボロ市が出て、そこでいろんな多くの方が集まってくるときに公園は閉まっている、左

のニコットも閉まっている。こんな雰囲気が出てしまうんじゃないかと懸念しています。開けばいいのではなくて、この建物の目的は市民交流館。だから、ここで多くの方が交流して、いろんなイベントをしたり、いろんな形でより多くの方が触れ合ったりできるようにしていくというのが目的だと思います。

これに対して、今後もぜひそれを検討して進めていただいて、要するに休館日、そして広場の使い方、例えば、ニコットが閉まっていても広場は開いているとか、広場が開いていてトイレは使えるとかという形でもそれは構わないと思いますけれども、やはり地域にそれだけのものを提供できるようなことを考えていただきたいと思います。これはもうこれで結構です。

続いて、地域の猫活動について伺っていきます。

まず、市長の肝煎りの猫の支援活動の施設がやっと動き出すと思うので、市長の思い入れもあるかと思いますけれども、この施設が一般市でつくられるということは大変珍しいというか、まずほかにないというのが現実だと思います。啓蒙活動や啓発活動をする部分と、なおかつ一時預かりで、ちょっといろんな方に誤解をされていて、ここに持っていけば猫をそこで預かっちゃって、そのままもう手を離せるような理解をしたり、病気やけがの子たちを持っていったら預かってもらえるとか、いろんな各自の思い入れが出ています。ですから、ここの部分を１回整理しないと、設置目的とか概要に値しない部分を勝手な想像力で動いてしまっているところがあります。ですから、ここでやりたいこと、市がやっていきたいことというのをもう１回、市民に整理する必要があると思います。これについての市の見解をお願いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

議員のおっしゃるとおり、市が今回独自で行っているこの猫の支援拠点につきましては、県の終生飼養の取組とは全体的に異なる点がございますので、今後、市民の皆様にはしっかりとその辺りを周知していきたいと思っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　そのとおりだと思いますが、一般市だから、当然動物愛護センターをつくることができないわけです。ですから、それと同じような考え方に一般の方がなってもらっても困るし、ここが何でも解決しちゃうんだろうと思うのも、また違うのかなと。今までの取組とは違うわけだから、そこをみんなで協力をしてこの施設を動かして、将来的には、例えば直営で始めているものを民間のＮＰＯとかに委ねたり、質問はしませんけれども、経済部が所管している動植物園と隣接しているというか中にあるものですから、当然そこともリンクしたり、いろんな形で応援をして、一緒になってそこを盛り上げるような仕組みもつくらなければいけない。

環境部だけであそこをつくっているわけではないという理解の下に、やはりいろんな方の応援をもらって、いろんな形で、新しい形の猫の活動施設をつくるべきだと思います。これに対しての市の見解をお願いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

そういった面を今回のクラウドファンディングという制度を活用しまして、市内外にもアピールして、いい施設につながるよう頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いします。

それで、クラウドファンディング、ここは犬猫の命の基金とつながっていくわけでしょうけれども、ここの基

金の使い方や、この基金をどのように活用していくかもまた重要であるわけであって、この基金をただ使っていくという形で目減りさせるものではなくて、やはり、より多くの活動をしたり支援する人をよりここにパワーアップしてくっつける。そして、ここの基金を、逆に言うと最初の基金より増額できるような仕組みづくりをしていかなければ、ただそこにお金があってだんだん減っていくだけで、それでクラウドファンディングをしたら１回埋まりましたとか、こういう形じゃなくて、いつもそこに常時回るような形の考え方や動き方を検討していっていただきたいと思います。これはもうこれで結構です。

続いて、動物愛護推進員や動物愛護活動支援委員制度に関してです。これは政令市がやったり、名古屋は政令市ですからそれができているわけですけれども、市川市は県に登録している人が市川市に10人ほどいるという形は理解しました。愛護ボランティア登録をしていることも知っています。そこに応じて、やはりこの方たちがより、その立場的な活動をしやすくする位置をつくってあげたい。だから動物愛護ボランティアという制度をよりパワーアップして、より使いやすく、私は動物愛護支援員なんですと、こういう形で地域の猫活動をしていますからぜひ協力してもらえないでしょうか、そういう１つのハードルを意識しやすい状態につくってあげたいというのが私の意図なんですけれども、これについての考え方をお願いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

携わっていただける方の活動が円滑で有益となるよう、しっかりとした位置づけとすることは大変有効と認識をしております。まずは、現行の制度での運用をさせていただいた上で検証していきたいなと思っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　猫の活動をやっていらっしゃる方は、いろいろな方と、いろいろな考え方があると思います。ですから、どの方と全部整合できて、きれいな１個になるというのはなかなか難しいかと思う、これは理解しています。ただ、それを基にちゃんと地域で活動したいという時に、やはり、その方の立場というものをちゃんと明確にしてあげる、そういう形を進めるべきではないかと思うので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

次の活動の啓蒙、啓発について。これは非常に重要な部分だと思っています。どういうことかというと、やはり理解されていない方、やっぱり嫌だという方はもちろんいらっしゃいます。でも、地域の中で活動していく上では、当然ながら、その地域の方に理解をしていただく。そうすると、ＴＮＲＭとかという形が何を目的としているかを、まず理解していない方がほとんどだと思っています。それは、どうしてその地域にリバースしたり、そしてマネジメントするとか、そういうことをなぜやっているか、どうしてやっているかをまず分かっていないので、もう、猫におしっこをされて困っているとか、猫の鳴き声がうるさい、これだけで入り口が狭まってしまう。だからといって、容認してくださいということを言っているわけでもないんです。理解するために、市がもう少し前へ出て、こういう活動をやっている方もいらっしゃるので理解すべきじゃないでしょうかという形で、市がもっと応援すべきだと思っています。これについてはどのように考えますか。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

こういった活動を市民の方に理解していただくことが非常に重要なことというのは認識しております。今回の猫の支援拠点はそういったハブ的な要素もありますので、そういったことが周知できる場所として、今後も活用を考えていきたいと思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひよろしくお願いします。やはり、市川市という裏づけがあってちゃんと動いていくと、やはり住民の方の理解が深まったり、安心感にもつながったりするので、そこはぜひよろしくお願いします。

４番目の項目ですが、担当部署以外の協力。これは先ほど質問で言ったとおり、例えば福祉部であったら、多頭飼育している情報が、例えば高齢者サポートセンターから上がってきたり、そういう言葉とか、そういう、要するに１つのきっかけとかいろいろな情報をもらって、それを動かすことによって、早期に発見したり、逆に言うと早期に対応が可能になったり、まちづくりだったら公園で今こういうトラブルが起きていると。では、どういうふうにしたら解決ができるのかとか、自治会だったら、今自治会でもめていますと。では、どういう部分を市川市は応援してあげれば解決しやすくなるだろうか、こういうことを要するにオール市川で頑張っていただかなければいけないと思っています。それには、環境部だけがやっていることではなくて、環境部のこういう事情なんだけれども、例えばほかの部署が連携しなければ解決しづらいという部分をぜひ応援してもらいたいなと思っています。それを考えながら、もちろんその先頭に立つのは環境部であるにしても、それを理解してほかの部署の方たちがぜひ応援して、その活動をやりやすくするということをぜひお願いしたいと思っています。

○大久保たかし議長　稲葉議員に申し上げますが、残余の質問と答弁に……。

〔田中　甲市長「答弁させてください」と呼ぶ〕

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　どの項目も、長い経験に裏づけされた御質問と大変高く評価をさせていただき、ともに前に進めていきたいと考えているところであります。しかし、一方で、資本主義、民主主義を基本としている市川市政といたしましては、さきの議会において、共産党の議長候補に投票すべきと、同僚と後輩議員に促し扇動した姿は、いまだに理解することができません。その点を加味いたしまして、今後、市政運営に対して質問者の言動に注視して、御提言にできる限り協力することができればと、そのように思っております。

○大久保たかし議長　田中市長に申し上げますが、この質問の項目とは、ちょっとかけ離れ過ぎているというふうに感じておりますので……。

〔田中　甲市長「私は事実と感想を……。」と呼ぶ〕

○大久保たかし議長　質問に沿った答弁をお願いしたいと思います。

稲葉議員に申し上げますが、残余の質問と答弁に関しましては休憩以降でお願いしたいと思います。

この際、暫時休憩いたします。

正午休憩

午後１時開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　先ほどの稲葉議員の最後の質問の後に田中市長が答弁に立ちまして、代表質問における質問には全くないことを、そして、議長選に関しての発言を言及したことは不適切であるというふうに考えます。また、二元代表制に照らしても不適切ではないかと思いますけれども、議長の見解を伺います。

○大久保たかし議長　ただいまの議事進行に関する発言に対しお答えをいたします。

御指摘の田中市長の発言に関しては、議長といたしましても、先ほど申し上げたとおり、質問には沿っておらず、また、聞く方に誤解を生じさせかねない部分があったものというふうに認識をしております。

田中市長にお伺いいたしますが、発言の取消しをする意思はございますでしょうか。伺います。

田中市長。

○田中　甲市長　取消しをする意思はありません。あくまでも質問の内容に対しての素直な私の感想を述べたところであります。質問されるということは、それを実行に、市川市につなげてもらいたいという思いの中で質問されているわけでありますから、それに対する私の率直な感想と意見を伝えさせていただきました。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　市政運営に対して、議員の思想信条、これを加味して協力の度合いがどうと考慮する、そういうこと、そういう発言自体も不適切だというふうに思いますけれども、議長の見解を伺います。

○大久保たかし議長　すみません、私の見解というよりは、市長が発言されたことに関しては、先ほど来申し上げているとおり、質問とは関係ない部分ということがあったと思います。市長が先ほど発言を取り消さないというふうに発言をされました。議長は、地方自治法129条第１項の規定により、議場の秩序を維持するために議員の発言を取り消すよう命じる権限はありますけれども、市長をはじめとする理事者の発言の取消しを命じる権限までは委ねられておりません。したがいまして、議長といたしましては、市長の発言を取消し、また訂正するか否かについては市長に委ねざるを得ないというふうに判断をしております。

以上であります。

田中市長。

○田中　甲市長　市民の代表である議員の皆さん方の発言は重く受け止めて、今後も同じように対応していきたいと、そのことはお約束を申し上げたいと思います。ただ、私自身は、資本主義並びに民主主義を基本として市政運営を行っていると、そのことを申し上げたかっただけでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　越川雅史でございます。

議長に伺いたいのですが、市長というのは、議事進行に関する発言をできるのか、御見解を伺います。

あともう１点です。議長には先ほど129条の理事者に対する発言の取消しを命じる権限はないということでしたが、会議規則第55条に基づいて、発言内容の制限をする議事整理権はあるものと私は認識しております。発言者が議題外にわたって、その範囲を超えるような言動を繰り返す場合には、また、注意してもなお従わない場合は、議長は発言を禁止することができると思いますが、田中市長の御発言を禁止するお考えがあるのか、議長の御見解を伺います。

○大久保たかし議長　後者について、まずお答えいたしますが、禁止する考えはございません。今後、そういったものを適用するかどうかについては考えたいと思います。

すみません、前者について、もう一度よろしいでしょうか。

○越川雅史議員　市長に議事進行に関する発言をする権限があるのかどうか、議長の御見解を伺います。

○大久保たかし議長　議長の裁量権で発言を許可いたしました。

以上であります。よろしいでしょうか。少々お待ちください。

日程第１議案第17号から日程第21報告第27号までの議事を継続いたします。

稲葉健二議員。

○稲葉健二議員　稲葉健二でございます。発言には気をつけて、注意を受けないように進めさせていただきたいと思います。

それでは、小学校区防災拠点について伺います。

現状と課題についてお聞きしましたけれども、拠点ごとに課題が違うというふうに私は理解しています。北

部、中部、南部、いろいろなまた地域によっても、その拠点で課題が違う。その拠点同士で、やはり補ったり、それを助け合ったりする必要性は十分に必要だと考えています。これに対して市はどういうような形でその拠点ごとの共有することをお手伝いすることができるのか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　御質問に対して述べさせていただきます。協議会ごとの活動差を解消するため、過去にも、コロナ禍においては協議会通信の発行だったり、さらに協議会の手引を作成し、活動内容を共有し活動を推進してまいりました。このような活動が考えられると思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　協議会ごとの通信があったとしても、それをやはり、その小学校区の防災拠点の中で回っていけば共有できない。例えば、八幡小と冨貴島小があったときに、そこの課題でさえ地域の中では違った。今回、例えばエアコンが、冨貴島小は構築される。でも、八幡小のエアコンはついていない。そうした場合に、ではどういう避難体制をお互いにすみ分けたり協力し合えばいいかとか、そういうこともやっぱり必要だと思うので、この辺はやはり協議会が単独だけの考え方と、やっぱり近隣協議会といろいろ形で議論が進めるように、ぜひよろしくお願いします。

また、そういう際に避難していった場合には、当然、例えば八幡小学校の話題になりますけれども、体育館が使えなければ教室で避難してもらう。教室はエアコンが効いている。では、そういうところにどういう方、福祉避難所的にどういう方をそこに送ればいいか、そういうことも含めて日頃からその拠点の中で協議をしたり、近隣と協議をして連携するのが必要だと思うので、これをぜひよろしくお願いします。

加えて、誰も取り残さない避難所の考え方、これも同じだと思います。ですから、弱者がいたり、いろんな形で、それをみんなで応援する避難所をつくらなければ、要するに、その拠点があるから安心できるのと、例えば誰でも来ていいというキャパもないわけだし、こういうところを今後もぜひ整理していただいて進めていただきたいと。

特に、先ほど答弁もいただきましたトイレなんですが、今各学校に１個、車椅子で入れるトイレは終了しています。ただ、そこにオストメイトさんたちが、やっぱりパウチを洗ったり、いろんな形でできるシステムは、要するに多目的トイレは完成していません。そういうところにやっぱり避難してきた方がそこの中で安心して過ごせる環境をつくる、これをやっぱり守っていかないと、それは優先してやるべきであるというふうに考えます。それはぜひ進めていただきたいと思います。

この項目は結構です。

続いて、市立学校の施設整備について伺います。

トイレの洋式化を大分進めていただいていることは事実でありますが、やはりまだもっと急がないとというふうに感じています。それは、やはり答弁であったように3,745のうち、現在形で言うと2,686ですか、それができていますと。72％という考え方と、まだ３割も残っているんだという考え方で、やっぱり一刻も早く予算をつけて、それは、１系統、２系統が完成して、ではここからどうするんだというステップがあったとした時に、いち早くリモデルにして、リモデルタイプを増やすけれども、でも、管のやっぱり臭いとかそういう問題も出てくる。では、どういう方向だったらそれを解決できるかをいろいろな形で検討していただいて、一日も早く洋式化100％。それはどうしてかというと、やはり家で練習ができない和便器というのは、やはり子どもにとって負担になったり、そこでトイレをすることを嫌がるという子どもが生まれては、やはりよくない。それに対しては、やはり大人たちがその施設を応援して造っていかなければいけないと思うので、それはぜひ早めに進めていただ

きたいと思います。

続いて質問しますが、エアコンが中学校は令和８年度で一応、設置予定校は終了すると、ここは分かりました。それはそこで動いている。今、先ほど冷風扇の考え方も少し理解していただいた。でも、冷風扇には、例えばサーキュレーターがどういうふうにあったほうがいいか、例えば冷風扇をただ置けば部屋中が涼しくなるわけではなくて、どういうふうにしてあげたらいいか。それを第１段階で先に進める。第２段階というのは、必要があれば、例えば、よくイベントなんかで貸し出す大型のエアコンの機械なんかを、一時的に１年間とか２年間借りてそれで対応すれば、エアコンがつくという形になります。そういう形も含めるのが第２段階だと僕は思っています。第３段階は、例えば、いろんな市の公共施設なんかがあった中で、そこで例えば中古の使わなくなったエアコンを移設できるとか、いろいろなことを検討していったり、そういう形で前に進めるのが同時にやっていく部分と、段階で進めていく部分があると思います。これに対しての見解をお願いします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

御質問にあるように、早期建て替えの５校についての何らかの手だてについては必要なものとして、今検討を進めています。今、御提案のありましたような内容について、常にそのネックとなる部分は、先ほどの答弁でもお答えしたとおり、電源の容量といったところが課題になってまいります。体育館は非常に容積が大きいものでありますから、通常の教室に比べても約10倍の能力を必要とします。そういった中で、限られた電源、もしくは先ほど来お尋ねのあった学校のトイレの洋式化など様々な課題を抱えておりますので、その優先順位についてはしっかりと検討していきたい、そのように思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひよろしくお願いします。今年度とか来年度という部分はもちろん理解しますし、予算のこともあることも理解しています。でも、例えば、一日も早くという言葉もあるわけであって、それは、やはり子どもたちにとっても、例えば避難をする人たちにとっても、メリット以外の何物でもないわけであって、これを進めるようにぜひよろしくお願いします。

ただ、その際に暖房も一緒に考えていく。今、冷房の考え方ですが、寒い中をどうしていくか、それは、大型のジェットヒーターをもっと導入するのか、もちろん電源のことも含めてですが、そこら辺も含めて今後検討してください。

以上でこの部分は結構です。

では、最後の項目の特別支援について伺ってまいります。

現在、巡回指導を今年度、幼稚園のほうを増やしていただいて、なので、保育園の方が回数的には多かったと。この巡回指導によって、この回数を増やすことによって一番の目途、要するに、何が狙いでここを一番やっていくのか、そこの部分からお願いします。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

巡回の目的は、私立幼稚園の現場の声を伺って現状と課題を確認するとともに、児童の日頃の様子を確認することで、安全な児童の受入れのための具体的な支援策を検討することを目的として、試行的に実施しております。これまで７回巡視を実施し、心理士、保育士及び事務職員が施設の環境や児童の様子を拝見して確認しつつ、実際に児童と関わる職員との意見交換なども行いました。その結果、施設による課題の捉え方の違いや保育施設との課題の違いなどが分かった一方で、療育などを受けていない児童について支援の必要性を判断する客観

的な基準を設けるためにはさらに研究が必要であるといったことが分かりました。また、幼稚園側の職員の方からは、巡回相談による技術的な助言や、保護者への働きかけなどに期待する声があることも分かりました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひよろしくお願いしたいと思います。

基本的に巡回指導からやはり療育を受けられるように、受けたほうがいいよという形で子どもを送り出したり、そういう形でぜひプラスアルファにつなげる考え方、それはもう当然のことであり、ぜひお願いします。

加えて、現況グレーの子、グレーの子という表現が正しいかどうか分かりませんが、やはり保護者の方が納得していなかったり、うちの子はそうではないという子どもたちも、やはりそこの環境によりよく保育ができるような形を応援する。それは、今後その基準を今、答弁である基準をつくっていくという形ではお聞きしました。加えて、ではそこにどういう基準で、例えば巡回指導員がいて、園の人間がいて、そして保護者がいて、そしてその中で、どういうふうにこの子には適正な保育環境をつくればいいか。そこの部分に、今現在出ている障がい児指導費を使ってそこの中で応援ができるかという考え方に関してはどう思われますか。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

療育などを受けていない、また、障害者手帳などを持っていないお子さんを補助対象とすることについては、これまでも様々な検討を重ねておりますが、最終的には客観的な判断基準の設定が難しいですとか、保護者の理解を得ることが難しいといった課題があるとは思っております。保護者、また現場の方、皆さん誰もが納得する制度を構築しなければならないと思っております。また、医師の診断ですとか心理士の診断ですとか、客観的な判断ができるといったものがあれば、そういったものも活用することは考えたいと思っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひその資格のハードルというか、例えば、医師の診断書があったり、療育を受けている子は１回発達センターに行っていただくとか、いろいろ、例えばそのレールに乗れる人はもちろんそれで全然問題なく応援していける。ただし、行くのがちょっととためらっているけれども、現実的にはかなり応援をしなきゃいけないという子どもたちを、いかにそれを応援していけるかというときに、今、その巡回指導の方たちは資格を持っている方がいたり、ある程度経験を持っている方が判断をして、そこの園において、その子の日頃の状態を見て、例えば園と保護者が納得して、この子は手帳とか指導の診断は受けないけれども、そこの中で、指導費からそういう形で応援してあげることを決定することができるかどうかという部分を一番お聞きしているんですけれども、ここについてはいかがでしょうか。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　客観的な判断で、そのお子さん、支援が何らか必要だということであれば、市としても卒園までの間、何かしら支援をしていくことが必要だと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひそのようにいろいろな形で広く捉えられたり、こういう形の基準というのは、例えばこういうことができないから駄目とか、こういうことができるからというだけではなくて、やっぱり多くの目でその判断ができればその子を支援するという形を、ぜひこの指導費で使える対象にしてあげて、応援できるほうが、子どものためにもそうだし、園にとってもプラスになることだと思っています。

特に県補助対象で県の補助金が上がってきている。そこの上がってきている分、市単で使える部分の枠として考えた時に、人件費とかそういう部分に充てられる部分が増えたり、例えば、総合的な金額の調整ができるようになったときには、ぜひ加配する人間たちをより多く使えるような形で応援してあげてほしいと思います。これは要望させていただきます。

続いて、子どもたちが今、先ほど質問の中でもお話ししました要録とか、３月の年度末に学校に送って、現実的にはもうちょっと間に合わない状態がありました。その中で、新潟市に行った時に、新潟市は年長児を対象にして、５月に春期就学相談会、８月には夏期就学相談会、そして10月の就学時健診のときにそれを合体させるような形でいろんな情報収集をしています。それはどういうことかというと、早めにその子の特性を生かして学校と連携をさせていく。だから、先ほどの質問にあったように、学校でやっている就学時健診の時に行動観察をしていらっしゃるでしょうけれども、その時にはある程度幼稚園側から、こういう形で、この子にこういうふうにしたら、こういう特性があるということを理解した上で、その行動観察をする。それをまた学校側は園に、その子どもたちが就学する際に、こういうところに気をつけて学校生活頑張ろうというところを、在園中に応援ができるように。卒園で就学につなげるのではなくて、要するにその前の段階から子どもたちと連携するシステムをつくって、園の課題をそこでつないであげて、教育委員会ともつなげて、就学時健診で１回確認をするような形も取れると思うんです。これについて、市の考え方をお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

現在、幼児教育施設との情報共有は、ガイドラインでは２月上旬より行うと示しております。しかしながら、より丁寧な連携を図る期間を確保するために、関係部署と検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひ、入る直前とか入ってからというのは、やっぱり学校側もその子にどういう特性があって、どういう応援をしたほうがいいかというのがなかなか連携しづらい。それに関しては、幼稚園でいる時に、就学する時にこういうところに気をつけようねというような形で、園側で応援することをその形でより早い時期に進めていく。それが、２月とか３月という時期ではなくて、年長になっても１年後には小学校に上がるんだよという時に、どういう応援をして小学校に送らせてあげるかということを、年度に関して進めていく。そのような相談会があったり、個別の例えば不安がある方を対象に委員会の方から声をかけて、幼稚園と連携して情報共有をしようとか、それは、どこの小学校に上がるとか上がらないという議論ではなくて、その子が上手に小学校へ上がるのにはどうした応援が必要かということをしっかりと進めていく、こういう形をぜひよろしくお願いします。これはぜひ検討していただきたい。

続いて子どもの相談なんですけれども、今現在聞いた中では、どういう相談が市に来るのか、どういう窓口で来るのかと聞いたときに、やはりそこの中で一番多かったというか、市民の意見箱から来ると。市民の意見箱に子どもの相談が入って、それを広報のほうで振り分けてそこの担当に流している。これでは、やっぱり入り口が、子どもの相談が市民の意見箱でいいのかという議論があります。それはやはり、例えば子どもの療育相談だったらここのＳＮＳに上がるとか、例えば、このＬＩＮＥ相談があったり、そういう身近なところから入りやすい相談窓口の取っかかりみたいな部分がぜひ必要かと思います。これに対して、市の見解をお願いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

保護者が抱える悩みを直接相談員に話せる電話相談というのを教育委員会は行っておりますが、この役割は大

変重要であると捉えております。就学相談や教育相談では、相談員が具体的なお子さんの状況を電話で丁寧に聞き取り、的確に把握した上で、専門的な相談員による対面相談へとつなげる必要があります。今、議員が御指摘いただきましたメール等につきましては、この一連の相談活動を行うためには様々な課題があるというふうに考えております。つきましては、保護者の相談方法につきましても、今後関係部署と連携して検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いします。

先ほどのニコットの部分においても、あそこには要するにつどいの広場があったり、その先には、例えば不安があった時に相談につながるケースを想定するような部分があるはずです。そういう形で間口は広く、いろいろな形でちょっと話したいときに、やはりその相談窓口の電話をかけるというのがなかなかちょっと、取っかかりとしてはすごく負担とか、要するに入りづらいなという部分に今の方たちは、例えば夜間でふっと思った時でもＬＩＮＥとかそういう形で相談に入って、それで翌日担当者から連絡が来るとか、そういう形を進めるべきだと思います。それには、市のホームページ自体からも、やはりそういうところを整理して、市民の意見箱しか浮かばないというのではなくて、ホームページをリニューアルしたりして、そういうところに考え方を進めていくことはできないか、お聞きします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、就学時健康診断の際に、まず、各相談窓口が記載されたリーフレットを保護者へ配布をしております。それを基に、保護者の相談に対して基本的に電話で受け付けをしております。先ほど議員がおっしゃっているとおり、様々な窓口というようなお話がございますが、保護者が抱える不安、悩みを直接電話で伺って、その相談内容を整理して助言することで保護者の不安を和らげて、その後の円滑な相談につながると認識しております。つきましては、先ほども答弁させていただきましたが、保護者からの相談方法につきましては今後も検討をさせていただきます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　やはり今部長が答弁されているように、教育委員会としての窓口の受け方、例えば、子どもの関連施設や子どもの関係施策から来るとっかかり、入り口があったり、例えばホームページから入る入り口があったり、そういうのをトータルで、これもやろう、あれもやろう、みんなやって、いろんなところから入りやすくしてあげる。１回入った人が、そこから先電話相談ならいいんですけれども、なかなか１回目からその電話をかけて、実はってしゃべれる人は次がつながりやすくなるけれども、そこが入れない人が、やっぱり一番苦しい状態を長く持っていると思う。

令和８年にホームページをリニューアルするみたいですが、それに対して何か関わって変えられる部分が考えられるところがあればお答えください。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　現在、令和８年３月に向けて市公式ウェブサイトの全面リニューアルを予定しているところでございます。市民からのメールにつきましては、今、各課から問合せフォームという形で課ごとに受けているものがございますが、もう少し気軽にメールを送ることができる、受けることができないか、このリニューアルに向けて検討してきたいと思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いします。やはりアンテナは広く張って、そしてそこの中で関わってくれたら、ぜひ細かく深く、そういう形で応援をしてあげていく。こういう形は教育委員会もこども部もみんな同じ考え方で進むわけですから、ですから、こっちに入ったものとかじゃなくて、やっぱりそこも今度は共有をして、そういう形で子どもたちがよりよい形でつないでいく形に進めていく。これは絶対的に必要なことであり、それを進めていって子どもたちを応援する。だから、発達支援というのは、結局、統合教育の中でインクルーシブとかそういう形で言葉が動く中に、どうやったら一緒に子どもたちと成長できるかを応援するシステムなわけですから、Ａというものではちょっとなかなかできなかったものを、Ｂという施策だったらすごく引っかかってくれて、そこから進めやすくなったとか、やはりいろんな考え方をもう少しいろんな形の中で、要するに協力をし合うシステム。例えば会議体が１本別にあるといいんですけれども、これに対しては答弁ができますでしょうか。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

今後も関係部署での連携はしっかり図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いします。どこの部がやりなさいとか、どこがやりなさいという形になってしまうよりも、やはりどういう課題だったら共有ができるのか、どういう部分だったら一緒にやっていけるのかというものを含めて、やはりお互いのセクションがどのような形だったらやりやすいのかを含めてやって、当然、予算づけのこともあるし、逆に言うと、教育委員会の就学後であれば、どういうところがその下から上がってきた子どもたちで、課題がこういうところが多かったと。だったら、在園の幼稚園のほうに、こういうところを気をつけてもらったらありがたいとか、そういう共有も今後進めていったり、いろいろ考えていくべきだと思っています。

それには、例えば幼稚園の中の人たち、幼稚園の運営者たちといろんな形の課題共有をしたり、ざっくばらんな話ができるようなシステムをつくって、そこの中で一生懸命頑張っている子どもたちに、こういう形の支援だったらというものを見つけ出してそれをつなげてあげて。そして、少しでもいい方向に子どもたちをつなげていくような形を進めていただきたいと思っています。それには、私たちも全面的に応援していくとともに、こういう形だったらつくれることをいろいろ提案したり進めていくことをぜひ進めてやっていきたいと思っています。

今後、やはり増えていくかなという支援の必要な子どもたちを、どうやってみんなでサポートしていくかを今後頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で創生市川・自民党第１の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　次の質問者、市民クラブ、つちや正順議員。

〔つちや正順議員登壇〕

○つちや正順議員　会派市民クラブのつちや正順でございます。会派を代表し、通告に従って質問をしてまいります。よろしくお願い申し上げます。

早速ですが、大項目の１つ目、本市における障がい者福祉についてから伺います。

私は、これまで地域において、障がい福祉の分野で市民を支えてくださっている方々から、地域の現状や課題について共有する機会を数多くいただいてまいりました。身体障がい、知的障がい、精神障がい、これらいわゆる３障がいの中でも、とりわけ精神障がいの分野における地域の福祉事業者、医療関係者、当事者、そして御家

族の方々と勉強会や各会議、個別にお話しする機会をいただき、直接の御意見や御要望、そして当該分野について、ときには御指導をいただいてまいりました。その中でも、とりわけ懸念されていることについて、本大項目においては取り上げていきたいと思います。

まず、(1)地域活動支援センター運営に対する補助について。地域活動支援センターは、障がいのある方々が様々な活動やコミュニケーションを図る地域の居場所としての重要な役割を担っております。そこは、利用者を支援する事業者と専門知識を持った支援員の方々の支えによって日々守られています。今日、物価高騰による影響が各方面に重大な影響を及ぼしているわけでございますけれども、こうした福祉の現場も当然例外ではありません。そこで、支援を続ける方々の待遇、環境についても、地域の福祉サービスの安定と質の維持向上に向けて、政治や行政が率先してチェックを行い、下支えをしていかなければなりません。

そこで、地域活動支援センターについて、その補助の内容、額、基準などについて伺います。

次に、(2)市内福祉系法人における相談支援事業の現状と課題について。地域の事業所から相談支援専門員が不足しているという声が随分と以前から上がり続けています。近年では株式会社の新規参入もあり、障がい福祉サービスを利用する市民は増加傾向にあります。しかし、一方で、相談支援事業は独立採算の経営が困難であり、新規参入が伸び悩んでおります。そのような状況の中で、特に福祉法人は利用者のサービス利用に当たり、中立公平の立場で調整を行う相談支援を最重要視して、赤字運営の中でその社会的責務を果たしているところでございます。こうした現状を本市としてどのように下支えをしていくのかという課題、さらには、いわゆるセルフプラン率を抑制していくという課題を含めて、相談支援事業について伺います。

次に、(3)自立支援協議会及び各部会等の概要、報酬等について伺います。この自立支援協議会は、設置以来、本市の障がい者施策の推進に多大な貢献をしてきました。本市の障がい者施策にとって極めて重要な役割を担っていると言えます。これを支え続けてくださっているのは、当事者、そして御家族も含めた事業者、医療関係者、福祉関係者の皆様です。大変お忙しい中で、本市の現状や施策について熱心に日々取り組んでくださっております。

そこで、本協議会の設置目的や構成などの概要及びその報酬の有無について伺います。

次に、(4)自立支援医療及び障がい者手帳の更新について。精神疾患の通院による治療を継続的に必要とする方の医療費について、自己負担分を公費で負担する制度である自立支援医療と、精神障がい者の社会復帰の促進、自立と社会参加の促進を図ることを目的としている精神障害者保健福祉手帳にはそれぞれ有効期限があり、自立支援医療については毎年、手帳については２年に１度、この更新の手続が必要となります。これが当事者にとって大きな負担になっているという声があります。この更新申請時に申請書の記載内容等を簡素化することはできないか、伺います。

続いて、大項目の２つ目、防災、減災について伺います。

今、この９月定例会の間にも台風シーズンを迎えまして、今日も大変厳しい残暑になっております。この季節、豪雨による災害への懸念が続いているところでございますけれども、また、首都直下型地震をはじめとする大規模な震災に対する備えについても、本市として継続して取り組んでいるところであります。令和６年１月１日に発生した能登半島地震をはじめ、これまでに被災された地域の方々は、いまだに大変な困難の中で奮闘をされております。本市のように、直接大規模な震災を被災した地域ではなくても、被災地域の方々の救済や支援に貢献することはもちろんですが、もう一つ大事なことは、明日は我が身として本市の防災・減災施策の教訓に、これら各事例について研究し、課題の発見、解決に取り組み、本市の防災施策をさらに進化させていくこと、これがとても重要なことであると思います。

そこで、(1)本市における防災ＤＸについて伺います。先日、千葉県では県の総合計画が公表されました。そ

こでは防災ＤＸの推進にも言及されております。こうした動きもある中で、本市における防災ＤＸの現状と課題について伺います。

続いて、(2)被災者支援システムの導入について。先日、熊谷千葉県知事より、県として被災者支援システムの全県導入を進めていきたいという趣旨のお話を伺う機会がありました。この目的は、１つ目にデジタル技術を活用した被災者支援業務の効率化、迅速化、２つ目には、住家の被害認定調査機能の活用による応援体制、受援体制の強化。受援というのは応援を受けるという意味でございます、という趣旨でした。そこで、現在県が県内全市町村を対象に導入を進めている被災者支援システムは、どのようなシステムなのか伺います。

また、このシステムの利用を表明している自治体は、県内で今のところ約半数と伺っております。本市は現在どのような状況なのか、併せて伺います。

次に、(3)防災用品購入への補助について伺います。防災に関する質問は、以前から議会において行ってまいりました。その中で、市民向けの防災用品、とりわけ中でも比較的高額であり市民の中で、かつ備蓄が進んでいない携帯トイレ袋、これらをはじめ、各防災用品について市による備蓄の広報啓発、そして市民個人への購入支援の必要性を訴えてまいりました。そして、このたび家庭用防災用品購入促進事業が示されることとなったわけでございますけれども、これは、私自身大変に意義のある大きな一歩目だと評価いたします。この事業の内容については、先順位者への御答弁によりおおむね理解をいたしております。そこで、できるだけ重複を避けた形で、異なる角度から、防災用品購入の補助という方針、また、考え方そのものを中心に伺いたいと思います。

ですので、まず、この事業については、そもそも実施期間までの期間が僅かであり、申請期間も約４か月ということで少し短いように感じます。その中で、周知が十分に果たせるのかという点から伺います。

続いて、最後の大項目、本市における障がい者雇用について伺います。

本市においても、職員の障がい者雇用枠が設けられており、障がいのある職員さんも日々業務に取り組んでいただいております。本市での障がい者雇用枠は初級での採用枠のみが設置されており、いわゆる上級での採用枠については障がい者雇用枠は設置されていません。これについて早急な改善が必要であると考え、この項目を質問いたします。

一定の配慮が必要とされながらも、障がい者雇用枠で採用された職員の方の中には、障がい者雇用枠の採用ではない職員の方々と同様の業務を任され、それを粛々と遂行し続けている方がいらっしゃいます。障がいという言葉は、決して一くくりにできるものではなくて、例えば、身体の障がいについてもできることやできないことは人それぞれ、実に多岐にわたるものであり、事実、上級での採用者と何ら変わりのない業務を遂行している職員がいるということは決して珍しいことでもないわけでございます。こうした実情を、私は直接伺ってまいりました。このことを念頭に、障がい者枠での採用及び勤務条件について伺ってまいります。

以上が初回の質問となります。各項目につきまして御答弁をお願いいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　私からは大項目、本市における障がい者福祉についてお答えをいたします。

初めに、(1)地域活動支援センター運営に対する補助についてです。地域活動支援センターは、障がい者が通う障害者総合支援法上の施設でございます。この施設の事業は地域生活支援事業として位置づけられ、市町村が実施主体となっていることから、本市は地域活動支援センターの運営事業者に対して補助金を交付しております。本市の補助の基準は、各施設の事業運営形態などに応じたものとしており、建物などの賃借料や利用者の送迎に要する費用、また、人件費や運営費などについて予算の範囲内で補助を行っております。補助の基準額は補助金交付要綱により定めており、賃借料部分は年間で約240万円まで、送迎費部分は75万円までとし、人件費や運営費分を合わせた額は、令和６年度は１施設当たり平均で約1,520万円でございます。

次に、(2)市内福祉系法人における相談支援事業の現状と課題についてです。障がいのある方が障がい福祉サービスなどを利用するに当たって、市町村に対して介護給付費等の支給の申請を行った場合、市町村は申請者に対し、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案などの提出を求めることになっております。市町村から計画案の提出を求められた申請者は、身近な地域に事業者がいない場合か、セルフプランの提出を希望する場合にセルフプランを提出できることとなっております。支給決定件数全体におけるセルフプラン率は、障がい福祉サービスなどにおいて、昨年３月末時点の全国平均では約16%に対し、今年４月時点、本市は約39%となっており、また、障がい児通所支援において、全国平均では約31%に対し、本市では約84%と高い状況となっております。セルフプラン率が高い主な要因といたしましては、市内の相談支援事業所の人員配置状況を見ますと、相談支援専門員の約４分の３は他の業務を兼務していることが挙げられます。また、相談支援事業の基本報酬は、プラン作成やモニタリングを行わないと算定できない仕組みとなっており、基本的にモニタリングは毎月行うものではないため、収入が不安定となることも要因の一つと考えております。

次に、(3)自立支援協議会及び各部会などの概要、報酬などについてです。市川市自立支援協議会は、地域における障がいのある方への支援体制を整備するため、関係機関が課題を共有し協議する場として、障害者総合支援法に基づき平成20年に設置いたしました。現在、協議会は当事者や御家族、福祉サービス事業者、相談支援事業者、学識経験者、医療・福祉関係などの24名の委員で構成されております。また、専門部会として相談支援部会、就労支援部会、生活支援部会を設けており、障がいのある方の声や地域の課題を直接施策に反映できる仕組みとして重要な役割を担っているものと考えております。本市では、協議会発足当初から委員への報酬は設けておらず、関係者の皆様の御理解と御協力の下、参加いただいております。

次に、(4)自立支援医療及び障害者手帳の更新についてでございます。更新手続には、千葉県で定める申請書や、主治医に記載してもらう診断書などが必要となるほか、自立支援医療においては負担上限月額を決定するための市民税額等確認のための同意書、健康保険証などの資格確認書類などが、また、精神障害者保健福祉手帳においては、申請書などに加え、申請者本人の顔写真が必要となります。これらの制度運用につきましては千葉県が行っていることから、御意見などにつきましては、必要に応じて引き続き県へ要望を伝えてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは、大項目２つ目の防災、減災についてお答えします。

まず、(1)の防災ＤＸの現状といたしましては、既に導入しております被災者支援システムを使用し、罹災証明の発行を行っております。また、災害時における避難行動要支援者の名簿管理において、システムを導入しております。現在、リアルタイムな情報を基に、状況認識の統一により災害対策本部での意思決定の迅速化や、速やかな情報発信ができる総合防災情報システムの利用について研究を進めております。また、災害時に混乱する避難所の受付に関しましても、デジタル技術を導入することで、受付時間の短縮、混雑緩和、正確な避難者状況の把握ができ、迅速な支援が可能になることから、併せて研究しているところでございます。

防災対策にデジタル技術を取り入れ、被災状況をリアルタイムで情報収集することで、災害対応の効率化と効果的な災害対策を行うことや、避難所の状況、道路の交通規制などの緊急情報を市民に対し迅速に伝達することで適切な避難行動を促すことが期待できるものと考えております。防災ＤＸの課題としまして、システムの平時における活用や市からの情報発信に対する高齢者などデジタルが苦手な方への対応が挙げられると考えております。

次に、(2)の被災者支援システムの導入についてお答えします。現在、県が全市町村での導入を目指して進めているシステムは、被災者の生活再建に欠かせない罹災証明書を早期発行し、迅速かつ的確な被災者支援を実現

することに主眼を置くシステムであります。罹災証明書は、税金などの減免、生活再建支援金や義援金の受給、さらには災害復旧支援の各種融資などの手続に必要となる、とても重要なものでございます。ＤＸを活用し、現地における建物被害認定調査を分かりやすくスムーズに入力することにより、調査判定の自動計算や調査結果のデータ化機能を使うことで、罹災証明書を迅速に発行することができるものでございます。現在、県内22の市町村が県と協定を締結して導入を進めており、同システムを活用することとしております。また、本市では、現在罹災証明書の発行を既存の地方公共団体情報システム機構が提供しているシステムを使用しており、県が共同導入を進めているシステムとの違いなどの洗い出しを行っているところでございます。

次に、(3)の防災用品購入への補助についてです。この事業を市民に利用していただくには、まず事業を知っていただくことが必要であり、市民への周知が重要であることは認識しております。そのため、アプリのプッシュ通知や「広報いちかわ」、市公式ウェブサイト、ＳＮＳ等、様々な媒体で周知を行うほか、チラシ、ポスターを作成し、公共施設、販売店舗、自治会掲示板での掲示を依頼する予定でおります。また、購入を促進するには、事業の周知だけではなく、災害時における備蓄の重要性を併せて説明していくことが効果的と考えております。今後自治会等を対象にした訓練、講話が現段階で数十件予定されているほか、多くの市民が参加する市民まつりや大規模災害対応合同防災訓練、自治会連合協議会主催による防災講演会、市内の大学と連携した危機管理に関する講座など、あらゆる機会を捉えて、防災啓発と併せて事業の周知を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは大項目３番目の本市における障がい者雇用についてお答えをいたします。

初めに、障がいのある方を対象に実施しております職員採用試験の概要についてであります。本市におきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえまして、障がいのある方を任用するため、毎年、学歴に制限を設けることなく、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などを所持しているなど一定の要件を満たす方を対象といたしました一般行政職初級採用試験を実施してきております。この試験は、１次試験といたしまして、高校卒業者採用向けの基礎能力検査、いわゆるＳＰＩに加え、履歴等を記載したエントリーシート、これまでの経験等により得られた知識、能力などを記載したアピールシートの審査を実施し、２次及び３次試験をいたしまして、職員による個別面接試験を行った上、合格者を決定しております。

次に、採用試験の推移と勤務条件とのことですが、通常ですと、採用、任用された職員は基本的には勤務条件は同じですので、改めて差があるとしたら昇格基準というようなことになるかと思います。そのため、昇格基準としてお答えをいたします。

まず、一般行政職初級採用試験による採用状況を過去５年で申し上げますと、いずれも４月１日現在となりますが、令和３年度は１人、令和４年度は３人、令和５年度及び令和６年度はいずれも２人、本年度は１人を任用しているところであります。

次に、職務の級を上位の職務の級に変更する、いわゆる昇格の基準につきましては、一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則におきまして、昇格に必要となる必要在級年数を定めております。具体的に申し上げますと、一般行政職初級採用試験により任用した職員につきましては、試験の難易度を高校卒業程度に設定していることに鑑みまして、任用した職員の最終学歴が大学卒、短大卒、高卒のいずれの区分であっても、１級主事から２級主任主事への昇格には８年、２級主任主事から３級主任への昇格には４年、３級主任から４級主査への昇格には４年、４級主査から５級副主幹への昇格には２年、それぞれ経験しなければならないこととしております。

以上であります。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁をありがとうございました。それでは、初回の御答弁に対して再質問をしてまいりたいと思いますが、まず、(1)からでございます。

地域活動支援センターの補助等々に関してでございますけれども、まず１点ここで申し上げたいことは、この補助の基準額について、市川市地域活動支援センター運営費補助金交付要綱に定められているということでございました。ここが一番大事なんですが、今、御存じのとおり大変物価高でございます。実質賃金の話が散々、この数か月議論になっているわけで、皆さんなかなかお給料も上がらなくて大変という中で、これは福祉も当然例外ではないわけです。この要綱によって、そういったことの手当、人件費等の手当ても決まってくるわけでございますけれども、この要綱は約20年前後変わっていないと、変更がないというふうに伺っております。先日、これも部長のもとに要望が行っていると思いますけれども、皆さんそういうふうにおっしゃっているのでそのとおりだと思います。やはり福祉の方々たちも、こうした方々も適切に物価の上下に合わせて、我々政治、行政の側がチェックしてケアをしていく。繰り返しになりますけれども、それが必要なんだろうと思います。

ここで再質問いたしますが、物価高の影響を受け、補助金額を見直す考えはあるのか。また、障害福祉サービス等報酬についても同様に伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

補助金額につきましては、昨年度の実績では１事業所当たり実支出額約1,400万円に対しまして、人件費、運営費分の補助金額の平均は約1,300万円と、事業所の経費に対して十分な補助を行っていると認識をしております。また、令和４年度以降、適時事業者に対して原油価格・物価高騰対策支援金の交付を行ってきたことから、補助金額を増額することに関しましては現時点では検討をしてはおりません。

次に、障害福祉サービス等報酬につきましては、国において３年に１度改定が行われております。直近では昨年度に改定がされて、次の改定は令和９年度となるものでございます。これまでの報酬改定ではいずれも増額されておりますが、次の改定内容につきましては、現在国において検討されているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。これについては今のところ要綱を見直す予定はないということで理解いたしました。ただ、原油価格・物価高騰対策支援金の交付につきましては、それはもちろん感謝申し上げたいと思います。ただ、繰り返しになりますけれども、この要綱による補助金というものは、物価が上がっている、そして現場の皆様がどういう待遇、環境で働いているのか、このことを行政の側から寄り添っていただいて、できればいま一度検討していただきたいと思います。まだ要望が行ったばかりだと思いますので、これからになると思いますけれども、建設的にぜひ前向きな検討をお願い申し上げます。

また、この報酬に関しても同様だと思いますけれども、これは、令和９年度に改定が行われるということで、少しまだ間がありますけれども、この間もやはり物価の上下、そして、そこで働く方々への影響というものを考えたときに、やはり不安が残るところですので、ここも一緒に注視をしていただけたらと思います。

これで(1)は結構でございます。

次に、(2)に参ります。相談支援事業について、御答弁をありがとうございました。市が認識している現状とその課題について、おおむね理解をいたしました。特に、セルフプランをどのように抑制していくかという点について御答弁をいただきました。これについては、精神分野の事業者目線で少し申し上げますと、福祉法人が相談支援事業においては赤字経営で頑張ってくださっているという実態を先ほど申し上げました。また、現場の方

からも直接部長にお話が行っているかと思います。これは相談支援利用者の側からもニーズのある分野でございます。ニーズがあるにもかかわらずこういうことになっているのは、制度の見直し、改善、実態に対して、なかなか仕組みがかみ合ってないのではないかなというふうに感じるわけでございます。

ここで再質問いたしますが、本市のセルフプラン率を下げるために新たな補助をはじめとする支援策を講じる必要がないかどうか。また、近隣市のセルフプラン率についても併せて伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

セルフプラン率について、昨年３月末時点の近隣市の状況を見ますと、障がい福祉サービスなどにおける割合は、松戸市は約34％、船橋市は約29％、浦安市は約21％となっております。次に、障がい児通所支援における割合は、松戸市は約70％、船橋市は約40％、浦安市は約27％となっております。セルフプラン率を抑制するためには、計画相談支援や障がい児相談支援を常勤専従で行える相談支援専門員を新たに増やすことが重要と考えております。他の自治体の施策の効果などを検証しつつ、効果的な施策について引き続き検討しているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁をありがとうございました。今、セルフプラン率、各自治体ばらつきがあるなということが分かったわけでございますけれども、これは実は、私、今日は精神分野に重きを置いて質問させていただいているんですけれども、精神分野のセルフプラン率というのは、実は明確になっていないというふうにも伺っております。これは私、以前から申し上げていますけれども、やはり精神分野におけるケア、相談もそうですけれども、少し身体、知的の分野とは異なってくるところがあるわけでございます。これは部長、御存じかもしれませんけれども、そこを加味した上でこういった課題を私は提起しているわけでございます。ですから、精神の分野でセルフプラン率はどうなっているのか、まずは、ここに着目をしていただいて、一緒に観測をしていただきたいと思います。

ではどうするのかということに関しましても、繰り返しになりますけれども、現場の方々はある程度要望といいますか考え方を持っているわけですから、そこは知恵を出し合って建設的に積み上げていくことが今後できればなというふうに思います。

先ほど答弁の中で、あらゆる施策を参考にという前向きな話もありましたけれども、もう一つ参考にしたいんですが、例えば、介護の分野でも同じような福祉サービスがありますけれども、この介護の分野と計画相談支援や障がい児相談支援の基本報酬制度を比べたときどうなのか、ここを再質問いたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

障がい福祉における計画相談支援や障がい児相談支援の基本報酬は、プラン作成やモニタリングを行わないと算定できない仕組みとなっておりますが、介護保険制度の居宅介護支援、介護予防支援は、介護支援専門員が毎月給付管理を行うことから基本報酬を毎月算定できる点が違いでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。分かりやすかったと思います、ありがとうございます。

端的に言うと、介護は毎月基本報酬を算定できる。しかしながら、障がい福祉においてはプラン作成やモニタリングを行わないと算定ができないということが分かりました。このあたりも近隣他市の事例同様に、他分野に

ついても参考にしなければいけないと思います。そしてそれを、どこをどう改善するのか、どこにお願いするのかということも含めて、ぜひ事業者の方々、実際に支援をしてくださっている方々と一緒に積み上げていただきたいと思います。

今回は、この件はこれで終わりたいと思いますが、引き続き注視してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、(3)自立支援協議会及び各部会等の概要、報酬等について移りたいと思います。初回の御答弁ありがとうございました。これは自立支援協議会、各部会、様々な方々に出ていただいていますけれども、報酬はないということが分かりました。

では、再質問させていただきます。本市は無報酬で運営しているとのことでありますが、近隣自治体である松戸市、船橋市、浦安市における自立支援協議会委員への報酬の取扱いはどのようになっているのでしょうか。また、そうした状況を踏まえて、本市としてどのように認識しているのか伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

近隣では、船橋市で日額9,800円、松戸市で8,500円、浦安市では、会長9,500円、委員9,000円を支給しております。自治体ごとに、役割などに応じて報酬を設定しております。委員報酬につきましては、協議会設立時に報酬の有無について関係者と協議したところ、関係者から、行政と一体となってそれぞれの立場から対等に意見を述べ、必要なときに随時協議を重ねる場としたいとの声があったため、報酬は設けずこれまで運用してまいりました。また、協議会は、本市の障がい福祉施策について意見を述べ、市の取組に反映できる貴重な機会であることなどから、委員の皆様には無報酬であっても積極的に参加いただいているものと認識をしております。これまで委員の皆様から報酬を求める声はございませんが、今後も委員の皆様の御意見を伺いながら、引き続き自立支援協議会が障がいのある方の声や地域の課題を施策に反映できる場となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。市川は無報酬ということが分かり、そして、さらには船橋、松戸、浦安では報酬が出ているということが分かりました。

さらに伺ってまいりますが、この自立支援協議会及び各部会の年間開催回数や開催時期、会議時間の実態はどのようになっているのでしょうか。また、開催に当たり、出席者にとってどのような負担があるのかについても伺います。あわせて、市が設置している審議会等における報酬の支給根拠についても御答弁をお願いいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

自立支援協議会の開催は年１回から３回程度で、各部会においては年３回から６回程度と、協議内容や議題に応じて回数を設定しております。開催時期は、自立支援協議会の場合、年２回実施する際は11月頃と３月頃であり、会議時間は平日の日中のおおむね２時間程度でございます。各部会につきましては、年６回の場合、５月から隔月での開催としております。

出席者の負担となり得る点としましては、本来業務との調整、また、資料作成のための時間の確保などが挙げられます。委員への報酬の一例として、福祉部所管の社会福祉審議会の場合は、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例に基づき報酬を支給しております。このほか、事業ごとに策定している要綱において報酬などの取扱いを定めている場合もございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　ありがとうございました。とても分かりやすく理解しやすい答弁、ありがとうございます。福祉のこの分野、精神系が中心ですけれどもお話をしていますと、よくこの自立支援協議会というお話が出てきます。ですから、やはり熱心に、周囲の方がそこに向けて頼りにしているし、もちろん委員の方々は非常に熱意を持って、市川の施策を進めるために１つの要という意識の下、かなりしっかりと取り組んでくださっているというふうに感じております。

今、先ほど御答弁の中で、委員の中からはそういう声は出ていない、かつ、発足当時は委員と話してこれは設けないんだという経緯があったということも理解いたしました。しかし私は、やっぱり、もうこれは平成20年から設置されて大分たちましたし、委員の方々もさま変わりしております。各事業所の構成ですとか考え方というのも少しずつ変化もしているところもあると思います。委員の方から報酬を議論にしましょうというのは、なかなかやっぱり現実問題、言い出しにくいと思います。また、市の側もそうした人手不足で、ただでさえ事業所が忙しかったり、御家族の方、専門家の方、忙しい中で無報酬で来てもらうというのは、もしかするとある意味でお願いしづらいということも、これは推測ですけれどもあるんじゃないかなというふうに私は感じるんですね。ですから、第三者の私として、やはり委員の方に一度市の側から、こういう声が、報酬について検討したらどうかという意見があったけれども、検討してみますか、というぐらいの提案はせめてしていただけたらなと思います。

また、これも要望が行っていると思いますけれども、その周辺の方々からは、やっぱり報酬はあるべきだという要望も一部行っていると思いますので、これはぜひ御検討のほうをお願い申し上げます。

この項目は以上で終わります。

続いて、(4)自立支援医療及び障害者手帳の更新について伺ってまいりたいと思います。御答弁をありがとうございました。おおむね理解をいたしました。本市としては県にお伝えいただけるというふうに理解しましたが、これを期待している方も多くいらっしゃいますので、例えば、今回のようなケースで、制度的に市から県に要望を伝える場合、いつ、どのように行われるのか教えていただきたいと思います。お願いします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

近隣11市で構成される障害福祉主管課長会議において、近隣市の状況を確認しつつ、制度の運用を担っている千葉県に対し、個別もしくは近隣市と連携しながら要望を伝えていくこととなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　ありがとうございました。理解いたしました。

これについては、例えば具体的に言うと、過去に記入した情報とは異なる場合のみの記入にするであるとか、できるだけ負担を軽減していただきたいというような具体的な案も出ていますので、このあたりも参考にしていただいて、要望を着実に働きかけをお願いしたいと思います。

ここまで福祉分野について伺ってきました。最後にまとめさせていただきますが、全体として、私からとにかく一番申し上げたいことは、行政と福祉の分野を支えてくださっている方々との間でのコミュニケーションを、これまで以上に密にお願いしたいということに尽きます。とりわけ本市の精神障がい福祉の分野においては、精神分野特有の実情、実態、現実があります。制度と実情がうまくかみ合っているのかどうか、これを念頭に、注意深く精神系の現場に寄り添っていただきたいということを要望いたします。本市には、精神障がいを持ってい

ても市民としての権利を行使し、責任を果たして暮らすことができる、まちづくりに寄与することを活動の基本と考え、それぞれの属性を超え、話し合い、考える、そうした志ある当事者、家族会、事業者、医療関係団体が複数ございます。そうした方々からの多様な声として、先日、繰り返しになりますけれども、要望書が提出されていると思います。本市としても、こうした思いを引き続き共有していただいて、こうした方々の取組に対して積極的に協力をお願いしたいと思います。まずは、そのことを強く要望しまして、この１つ目の大項目は終わりたいと思います。

続きまして、２つ目の大項目、防災、減災について伺ってまいります。

(1)本市における防災ＤＸの現状と課題について、初回の御答弁をありがとうございました。総合防災情報システムの導入を研究しているというような答弁でしたが、災害はいつ来るか分からないことから、私としては、できるだけ速やかに研究を進める必要があると考えております。

導入に向けては市民の理解も当然必要になってきますので、もう少し再質問させていただきますが、このシステムの機能をさらに具体的に教えていただけたらと思います。お願いいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

研究を進めている総合防災情報システムの主な機能として、従来の紙で管理していた被害情報について、現場の被害状況等を記録し対応内容を時系列に記録する機能があります。また、避難所の開設・混雑状況や交通規制情報などをＧＩＳの地図情報で一元的に確認できる機能があり、情報をリアルタイムで共有することで効率化が図れ、市民に対する迅速な対応が可能となります。今後もデジタル技術を活用し、効果的、効率的な防災対策となるよう研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　ありがとうございました。

では市長、何か御意見いただけるということで、お願いします。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　週末、熊谷知事と電話でいろいろと打合せをした中で、まさに防災ＤＸの話が出てまいりました。千葉県内のみならず、全国にこの防災ＤＸが普及しますと、画期的な災害多発国我が国において初動体制の迅速化あるいは他市との連携を図るスピード感というものが出てくると、大変に有効な施策、対応であろうというふうに私も考えております。つきましては、危機管理室並びに財政と財源の調整というものを行って、前向きに考えていきたいと考えているところであります。

以上です。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　市長、ありがとうございました。前向きな御答弁をいただきました。

これから少し質問を通じて、このあたり、市民の皆様にも、今市長もおっしゃいました、これがいかに重要なのかという一端をひもといていきたいと思うんですけれども。

そうですね、その前に、まず総合防災情報システムでしたね、御答弁いただいたのは。これはもちろん人の命を守る上で、時間というもの、そして迅速性、そして共有範囲も重要だと思いますので、補強にかなり期待しておりますので、どうか素早い検討をお願いします。

これはこれとして、今市長もおっしゃいましたけれども、(2)被災者支援システムの導入、ここの部分です。ここから先ほどのお話の部分を始めていきたいんですけれども、これはもう既に初回の答弁をいただいておると

思います。これが、言わば県が進めている被災者支援システムなんですけれども、県のほうもこの罹災証明の発行の部分について大変重きを置いているというようなことだったと思います。私もこの点は非常に同感でございます。罹災証明というものは、被災した時に家屋の被害を証明するために極めて重要なものになります。御答弁にもありましたけれども、生活再建のためには生活再建支援金各種への申請、それから税金の減免、さらには各種融資の申請などが必要になります。罹災証明書がなければこれができないというような、被災者にとって、生活再建の上で、喫緊の非常に重要なものなんです。ただ、これはやっぱり被災地、被災した自治体が、これについて発行が遅れたりとか、発行に相当な人員等々のコストがかかったり、なかなかうまいこと進まない。これは、我が国がこれまで経験してきた大規模災害における極めて大きな課題。ましてや、我々の自治体というのは50万弱の市民が暮らす、かなり大規模な自治体です。これは混乱が起きる可能性が高いというのは、容易に想像がつくわけです。

こうしたことを念頭に伺っていかなければいけないと思うんですけれども、被災者の生活再建のためにできるだけ早く罹災証明書を発行する必要がありますが、今の、現行のシステムにおける発行までの流れから伺っておきます。お願いします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

本市が利用している現行システムでは、罹災証明書を発行する際、罹災証明書交付申請書に被害状況が分かる写真や修繕見積書、本人確認書類を添付して申請を行います。提出は、郵送または窓口のほか、国が運営するマイナポータルを利用したぴったりサービスからの電子申請も可能であります。申請を受けた後に職員が現地調査を実施します。この調査は、内閣府が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、住宅の外観や構造の損壊を調査して認定します。被害認定のフローにつきましては、具体的に第１次調査として外観による判定、外壁または柱の傾斜による判定、屋根や壁、基礎などの部位による損傷の割合に応じ、全壊、半壊、一部損壊などの判定を行います。また、外見目視だけでは判定が困難な場合は、第２次調査として、柱や床、内壁や天井、さらには建具など、より詳細に損害割合を算出し判定を行います。

これら現地調査の結果を踏まえた被害認定を行った上で、現行のシステムに入力し、被災者に対し罹災証明書の交付を行っております。罹災証明の申請から発行まで、およそ１か月程度を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　ありがとうございました。もう本当に詳しく御答弁いただきましたけれども、我々市民の側から申し上げると、被災しました、建物が壊れました、これどうしようという時に、まず市役所に申請をして何らかの支援を受けるためには、罹災証明書というものが必ず必要になってくるということです。それを発行するのは基礎自治体、市川市もその１つであると。ただ、我々は、これだけの人口を抱えた自治体である。では、発行するのにこれ被災時、本当に市民の期待に応えるスピード感で発行できるのかということですね。これまでの被災地を見てみれば分かりますけれども、この発行に関する問合せだけでも何千件と殺到するという大変なことがあります。発行自体も大変である。今、御答弁の中にありますけれども、じゃあ、申請をいただいて発行するには現地に調査に行くということが必要だということですよね。これはどれぐらいのコスト、コストではないですね、手間がかかるのかというか時間がかかるのかということなんです。時間、先ほども申し上げましたけれども、発災から大事なのは時間です、人を助けるためには。ですので、やっぱりここの部分はデジタル技術によって一気にスピードアップしていこう。それが、先ほど市長も言っていただきましたけれども、熊谷知事もおっし

ゃっているシステムなわけでございます。

ここで再々質問しますけれども、新たな被災者支援システムを導入した場合、どういった効果が見込まれるのか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

現状では、現地に紙の調査票を持って調査を実施し、帰庁後に写真などの調査資料の整理を行い、その資料を基に手動で計算を行い被害判定を行っていますが、システムを導入することで、現地被害調査から被害割合の算定に基づく被害判定までの作業効率が向上し、判定に要する時間の削減が見込まれると考えております。また、導入に伴う課題については、職員に対しての周知や取扱いの研修を行うこと、システムのランニングコストが現行システムに比べ高額になる点などがございます。今後もシステムの導入について、関係部署と協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　ありがとうございました。とにかく、少し驚くというところもあるんですけれども、現行システムだと現地に行って紙の調査票を持っていって、手入力で計算を行うということだったんですけれども、過去の各被災地の教訓を生かすために、やはりデジタル化したほうが、賢明なのではないかなと改めて思うわけでございます。

さらには、このデジタル化することで、よその自治体から応援に来てくださった職員さんが同じフォーマットで、県内どこに行っても同じフォーマットで入力して、この調査票なり発行の手続ができるということは、受援体制の整備も当然、一気に進むということなので、やはり、前向きにぜひ進めていただきたいというふうに思います。

さはさりとてコストの話、これも大事だと思います。コストについては、現行よりも高額になるけれどもまだはっきりと分からないということでしたので、この部分も当然チェックをして、市民にこれも含めてどうですかという提案が必要だと思いますので、震災・地震対策なので急がなければいけないんですけれども、この部分は忘れないようにして、引き続き私自身も注視していきたいと思いますので、なるべく早くこの協議等々を進めていただきたいと思います。

この件はこれで以上でございます。

続いて、(3)防災用品購入の補助について初回答弁をいただきました。周知については理解をいたしました。

今回の事業の対象者は、先行して事業を実施している家電、防犯と同様にＩＣＨＩＣＯ利用者に限らないとのことですが、購入経費の30％をＩＣＨＩＣＯポイントで還元する仕組みなので、ふだんＩＣＨＩＣＯを使用していない方にはちょっと利用しづらいのかなという印象を受けます。例えば、家電や防犯ではどの程度の人がカードでポイントの付与を受けているのか、再質問をいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

令和７年５月から実施され、７月11日に申請受け付けを終了した省エネルギー家電導入促進事業におきましては、総件数のうち約11％がＩＣＨＩＣＯカードによるものです。また、現在も申請を受け付けている防犯用品導入促進事業におきましては、８月31日時点で、総件数のうち約16％がＩＣＨＩＣＯカードによるものとなっております。この事業から、本事業におきましてもＩＣＨＩＣＯ会員以外の方にも支障なく制度を活用いただけるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁をいただきました。念のため申し上げておきますけれども、このＩＣＨＩＣＯでの補助を私は反対しているとか、決してそういうことではなくて、当然ＩＣＨＩＣＯでもどんどん補助をやっていったほうがいいと思っています。ただ、やはりこの防災対策というのは、市として50万人弱の市民全員にできるだけ平等な形で提供しなきゃいけないと思うんですけど、今、アプリの利用者数がＩＣＨＩＣＯは約４万人と伺っておりますし、うち市民の割合も果たしてどれぐらいなのかという明確な数字もいまいち出ていないという中で、カードでという話もありましたけれども、じゃあ、その利用者もどうなのだという議論、議会のほかの議員の方も度々心配されていることもありましたけれども、であれば、やはりこの防災対策ですから、あらゆる方法で補助をする手だてというものを検討してもいいのかなというふうに思うわけでございます。

それでは、ここでもう１点再質問いたしますけれども、防災用品の補助について、私は継続的に実施していくべきだと思うんですけれども、今回の補助は、国からの補助金を受けて行う事業ということだと思いますが、今後継続していく方針なのかどうか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

現段階では、交付金を活用した期間限定で実施する事業として考えております。一方で、大規模災害に対する備えとして、各家庭での防災用品等の充実は重要であることから、今回の事業効果を検証の上、引き続き在宅避難者対策の強化につながる施策を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。

最後にこの件も申し上げておきたいんですけれども、防災対策というのは、やはりその防災用品、今回の市民向けの備蓄もそうですけれども、啓発、周知、市民の皆さんに理解が浸透することを根気強く待つというのも、１つ、この防災対策の肝だと思います。どうしてもこれはしなきゃいけないことだと思います。なので、今回一時的と言いましたけれども、私はやっぱりこれは継続的に進めていただきたいと思います。先ほども申し上げたような、私が思う課題の点も含めて補強した形で進めていただきたいと思います。ですから、この補助と啓発を両輪で気長に進めていってほしいと思います。効果を検証するというお話がありましたけれども、じゃ、これは申請件数だけで、仮にやってしまって、申請件数が少ないからやっぱりいいやという、私はやっぱりそういう性質のことではないと思うんです、これに関しては。ですので、アンケートでも、例えば蓄電用品ですとかトイレ用の携帯袋、これについてもまだまだ啓発が進んでいない、かつ、市川市として、これを市民全員に用意するなんていうことは、これはもう無理なわけですから、はっきり申し上げて。だから、やっぱりこういう形で補助しているわけですから、これは、この事業が終わってもどうか継続する形で強く要望しておきたいと思います。お願いいたします。

ということで、この３つ目の項目は終わりたいと思います。

最後の項目に参ります。本市における障がい者雇用について伺います。

初回の答弁ありがとうございました。まず、本市には、いわゆる初級の試験、上級の試験があり、障がい者採用枠としては初級の採用試験のみ設置しているということが分かりました。しかし、これはお隣の松戸では上級の障がい者枠というものがございます。

そこで再質問いたします。本市は、大学を卒業した人であっても初級しか受けることができない制度でありま

すが、障がい者枠に上級を設けない理由、背景について伺います。また、併せて、松戸市は上級の障がい者枠を設置していますが、本市において上級枠を設置することについて、市の認識を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市では、平成16年度から、身体障がい者の雇用促進を図ることを目的といたしまして、一般行政職の試験とは別に、その試験に準じて学歴制限を撤廃するなどをしました身体障がい者を対象とする採用試験をスタートしてきておりますが、試験の難易度では大学卒業レベルといたしておりました。その後、平成21年度に身体障がい者を対象とした採用試験を実施することとした際、障がいのある方の雇用機会をさらに確保するためには受験しやすい環境を整えることが重要であるとの考えの下、高校卒業レベルの一般行政職初級採用試験を実施し、対象者を拡大するなど見直しを行い、現在に至っております。

次に、導入に対する認識でありますが、これまでの経緯を踏まえまして、障がいのある方を対象といたしました大学卒業程度の採用試験を実施した場合には、大学卒採用向けの基礎能力検査――ＳＰＩになりますが――を実施することとなりますので、さきに答弁いたしました障がいのある方にとっての受験しやすい環境とは言えなくなるのではないかと考えております。また、現時点でも大学卒レベルの一般行政職採用試験等を実施しておりまして、障がいのある、ないにかかわらず受験することは可能であり、改めて障がいのある方のみを対象とした大学卒業レベルの採用試験を新しく実施することは想定しておりません。

以上であります。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。今のところは想定していないということでございました。

本市では、大学卒業程度の一般行政職採用試験等を実施しており、障がいのある方も受験することが可能であることから、現在のところ障がいのある方を対象とした大学卒業程度の採用試験を実施する予定はないということ。つまりは、これは上級を受ける場合には、障がいのない方たちと同じ条件で試験を受けてくださいと、そういうことなのかなというふうに理解をしました。であるならば、なぜ初級のほうには障がい者採用枠を設けているのかなというふうに思います。一定の配慮が必要だけれどもということで、この採用枠というのが設けられているわけですよね。一定の配慮が必要だけれども、働く分には能力は大丈夫、あるいは、この社会的風潮の中で障がいがある、ただその一言だけで不当な採用拒否だったりとか受けられなかったりということがあるから、それはいけない。個別具体的にこの方はどういうことができて、どういうことができないのかというのを見ていこうというのが、言わば一定の配慮であり、普通の、ＳＰＩとかは同じぐらい難易度があったとしても、一定の配慮をして、でも能力は見ましょうということだと思うんです。であるならば、やっぱり上級にもそれがないと私はおかしいと思うわけです。

現に、この市川市役所にですよ、障がいがありながら大学を卒業した方、大学卒業程度の方は働いていらっしゃいます。当然一定の配慮は必要ですよ。だけれども、当然、職場の中では、後で触れますけれども、ほかのその採用枠ではない方と一緒に業務をこなし、かつ、例えば、ここはもう平等にその採用枠ではない方が出勤できなかったり、あるいは病気した時は、その方の代わりになって人がいない中で穴を埋め合ってやっているというのが実態としてあると思います。ただ、もちろん障がいというのは十把一からげではなくて、先ほど別の質問で言いましたが、身体障がいもあれば、精神障がいもあれば、知的障がいもあれば、その中でもその程度といいますかそういうのがありますし、場合によっては定期的な通院だけで済むという方だっていらっしゃるわけです。ただ、とはいえ、かつての社会、今も一部ありますが、この労働市場においては障がいの有無だけで、もうそれだけで細かく見てもらえずに門前払いを食らったりとか、あと、きちんとした労働環境を、平等な労働環境をも

らえていなかったりとか、そういうことがあるから是正していきましょうということで、松戸はそこをしっかり見て、上級にも障がい者雇用枠を設けているんだと思います。

私たち、想像すれば分かるんですけれども、障がいがあったって各分野で、もう第一線でその分野を引っ張るぐらい活躍している方というのはたくさんいらっしゃいます。それがレアケースだったとしても、それは極端な例ですけれども、各分野において一定の配慮さえすれば、軽く配慮すれば同じぐらい生産性を持ってこの市の利益に資するような方々というのはたくさんいるわけですから、そういうふうに、私はできれば市川市はかじを切ってほしいなというふうに考えているわけでございます。

一応ここで再々質問しますが、受験に対して昇格基準はどのように伝えているのか、その点についても伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

先ほど答弁いたしました障がいのある方を対象とします一般行政職初級採用試験の受験案内におきまして、令和３年度から任用する職員の昇格基準の明示をしており、周知に努めております。また、２次試験の個別面接時に、初任給や諸手当、昇格基準などの基本的な勤務条件を説明しているほか、合格者に対する合理的配慮、先ほどおっしゃっていましたけれども、合理的配慮が必要かどうかを御本人に確認する際も同様の説明を行っております。今後も引き続き、受験者等に対しまして、採用後の勤務条件の丁寧な説明に努めてまいります。

以上であります。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁をありがとうございました。これに関しては、実際にこの採用枠で働いている一部の方から、ちょっとこうした意見をいただいたわけなんですけれども、令和３年から受験案内に明示しているということでしたので、この点はしっかりと引き続き徹底して行っていただきたいと思います。

もう一つ再質問したいんですけれども、高卒程度の試験であることに鑑みとのことでしたけれども、いわゆる上級採用者と何ら変わりのない仕事を行っている職員がいるという実態、先ほど少し触れましたけれども、これは結局採用枠の話からの延長になりますけれども、これは外部から見ると、障がいのある職員に対して正常な昇任の機会を与えていないという捉え方もできなくはないと思うんですが、その見解を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市の障がいのある方を対象といたしました一般行政職初級採用試験につきましては、先ほども答弁しましたとおり、高校卒業レベルの基礎能力検査などによって実施をしております。したがいまして、この採用試験により任用する職員につきましては、最終学歴が大学卒や短大卒などの学歴にかかわらず、採用試験におきまして高卒レベルの能力の実証が得られた職員となります。そのため、各昇格基準におきましても、通常の一般行政職初級採用試験で合格した方と任用された職員と同一の必要在級年数としていることで、職員間におけます平等な取扱いとなり、現時点では公平な昇格基準であると認識をしております。

なお、一般行政職初級採用試験により任用した職員で、高卒を超える学歴、先ほどからおっしゃっています大卒や短大卒などを有する職員につきましては、勤務成績が特に優秀な場合には、必要在級年数を高校卒との就学年数の差の範囲内で、最大２分の１を短縮できるよう措置をしております。具体的に例を申しますと、大学卒の学歴を有する職員につきましては、さきに答弁しましたとおり２級主任主事に昇格するためには１級主事に８年在級する必要があるところ、高卒との就学年数の差であります４年を短縮し、最短４年で２級に昇格することができます。このような措置を設けることで、優秀な職員、いわゆる頑張っている職員に適切な昇格機会を与えて

いると考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　答弁をありがとうございました。やはり、であるならば、もう障がいの有無ではなくて、一定の配慮が必要だったとしても、実際に実績のある職員さんに対しては、少しそういうふうな形で、違う形で評価をという話であるならば、そもそももう入り口の部分から、もう上級の障がい者採用枠を設けてしまったほうが私はいいんじゃないかなというふうに思います。これは堂々巡りになってしまいますけれども、この採用の話、平等な待遇と本市にとっても利益のある運用ができるのではないかと思いますけれども、もう一度、このお話、上級採用枠、障がい者採用枠を利益のある形で運用できるのではないか、市の御見解を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問のとおり、障がいのある方を対象といたしました大学卒業レベルの採用試験を実施するとした場合には、当然ほかの大学卒業レベルの一般行政職採用試験等により任用した職員と同一の昇格基準になり、昇格という観点におきましては、学歴のみで見た場合に平等性が当然取られるものとは思います。しかしながら、障がいのある方を対象といたしました、先ほどから申し上げています高校卒業レベルの一般行政職初級採用試験は、さきに答弁をしましたとおり、大学卒業レベルの一般行政職採用試験等よりも簡便な採用試験を用意し、障がいのある方に幅広く受験機会を提供し、雇用機会を拡充することを目的として行っています。

したがいまして、繰り返しとなりますが、現在のところ、障がいのある方につきましては、高卒レベルの採用試験を導入した趣旨、目的とは異なる大学卒業程度の採用試験を導入することは、想定はしておりません。

以上であります。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。障がいのある方に幅広く受験機会を提供し、雇用機会を拡充することを目的とした場合に、大学卒業程度の採用試験に障がい者採用枠を設けることは、その趣旨とは異なるということでございました。端的に言うと、この点が大事で、私は決して異ならないというような意見でございます。

そして、加えて松戸市は、恐らく私と同じような理念、考え方の下に、あるいは市川市もそもそも理念は同じかもしれませんね。ただ、結論としては、大学卒業程度の試験に採用枠を松戸は設け、私も設けるべきだと思っているというこの違いだと思います。いま一度この障がい者採用枠は何のためにあるのか、どう本市としてこれを捉えるべきなのか。これは本市に資することがもしかしたらあるのではないか、私もそうですが、松戸市の事例も参考にして、引き続き一緒に議論をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

次、この項目というか全体の最後の再質問をさせていただきたいと思います。勤務条件に関する部分の再質問になりますけれども、障がいのために定期的に医療機関を受診する必要があり、その受診に病気休暇を取得するためには都度診断書の提出が必要で、費用負担が重荷となっているケースが生じています。障がいのある職員が働きやすい勤務環境を整備する観点からも、費用負担が生ずる診断書ではなく、医療機関の領収書など、受診したことが証明できる書類の提出に変えることが望ましいと考えますが、そもそもそのような変更を行う権限が、まず市にあるのか。また、その変更に対する市の認識、これについて伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問にありました病気休暇は、職員の勤務条件の一つであります。地方公務員法は、職員の勤務条件は条例

で定めるとしており、本市は議会で可決いただきました条例におきまして職員の勤務条件を定めております。その条例におきまして、市長等の任命権者に委ねられた手続等の詳細につきましては、規則等で定めて運用をしております。御質問にあるような内容は手続等になりますので、任命権者において変更できるものであります。現在のところ、有給の特別休暇である病気休暇の取得につきましては、その都度医師の診断書の提出を求めております。しかしながら、６か月の範囲内ではあるものの、定期的な通院治療が必要となる旨の医師の診断書がある場合には、その後の定期的な通院治療につきましては診断書の提出は不要としているものであります。

職員が障がいのために定期的に医療機関を受診する頻度は、障がいの特性や程度によって異なり、明確な基準を設けることは困難であります。そのため、現状におきましては、先ほど御答弁いたしました基準により運用をしてまいりますが、これからも御質問にありました内容等も含め、障がいのある職員が働きやすい勤務環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。市のほうでも変更が可能であり、かつ整備に努めていきたいというふうに最後、前向きな御答弁いただきました。ぜひこれについてはよろしくお願い申し上げます。

最後、まとめになりますけれども、やはり、この障がい者雇用枠を考えることは、障がいとは何か、我々が障がいをどう捉えて、どのようにして向き合って社会の中で共存していくのか、共生していくのかということだと思います。加えて、これは明日は我が身であると思います。市川市は基礎自治体でありますから、公共団体でありますから、やはり少し前のめりになって、障がい福祉政策、るる述べてまいりましたけれども、より一層真剣に向き合っていただいて、例えば、障がい者雇用一つ取っても民間企業よりも前に出て、率先して手本となるような運用の仕方、ぜひお願いしたいと思います。

今後とも建設的にこうした質問を通じて議論をさせていただけたらと思います。

以上で、会派市民クラブの代表質問を終わります。理事者の皆様、御答弁ありがとうございました。

○大久保たかし議長　次の質問者、創生市川・自民党第二、加藤圭一議員。

〔加藤圭一議員登壇〕

○加藤圭一議員　皆さんこんにちは。会派創生市川・自民党第二の加藤圭一でございます。通告に従い代表質問いたします。どうぞよろしくお願いします。

初めに、大項目１つ目、大町公園（動植物園）について。

大町公園は、1974年に長田谷津を生かした自然公園として整備されました。谷津の両側には斜面林が広がり、遊歩道を歩きますと様々な生物を目にすることができます。その敷地の一部に動植物園があり、モルモットやヤギ、マイクロブタ、レッサーパンダ、スマトラオランウータン等、様々な動物が飼育展示されています。市民に親しまれている施設でございます。そこで、順次質問してまいります。

(1)大町公園（動植物園）の収支バランス及び土地賃借料について。前述したように有意義な施設でございますが、経営収支を数字で把握し、現状の課題と将来の方向性について議論してまいりたいと存じます。本件につきましては、これまで様々な議員の皆様が取り上げてきた、そういった経緯は存じ上げています。

そこで、直近の収支バランスを把握したく、令和６年度決算の見込み額における収入・支出額を伺います。また、大町公園全体で土地を賃借している部分があると承知していますが、その金額も御答弁いただけますでしょうか。

(2)動植物園内で営業している売店について。現在、園内で運営している売店につきましては、いつから、どのような経緯で営業しているのでしょうか。また、本市が売店の土地を有していることから賃料収入の金額も伺

います。

(3)来園者の交通手段について。大町公園は、北総鉄道北総線大町駅からやや離れた地域に立地しておりますので、交通手段に課題があると承知しています。自家用車での来園者が多いと思いますが、その点、現状と、また駐車場に対する認識を伺います。

次に、大項目２つ目、市税の収納対策について。

市税等の自主財源の確保及び納税者の負担公平性を図るため、厳正で的確な滞納整理や効率的な収納体制など、より一層進め、各自治体におきましても収納率の向上が図られているものと認識しています。税収を確保することが行政運営において必要不可欠であることは論をまちません。本市における市税の滞納額及び収納率について、過去と比較してどのように推移しているのかを伺います。

大項目３つ目、市民活動に対する支援について。

その意義は十分理解しております。その上で、(1)市民活動に対して市が行っている支援の種類について。本市では、市民活動について、活動の促進、継続をサポートするために多種多様な支援策を行っておりますが、その具体的な支援内容について伺います。

(2)市民活動に対する市の支援の基準について。審査過程が透明かつ公平であるべきなのは言うまでもありません。ましてや税金で拠出される補助金は使途が厳しくチェックされるべきで、会計報告が不透明である場合には調査、対応が必要です。

様々な支援のうち、財政的支援と考えられるいちサポ補助金に関する基準や後援制度に関する基準について伺います。

大項目４つ目、盛土規制法について。

令和４年５月27日に交付され、翌令和５年５月26日に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土法、これは旧法である宅地造成等規制法から法改正がなされたものです。

そこで、(1)法改正の趣旨について。同法が制定された背景に、令和３年７月に静岡県熱海市で発生した土石流災害、甚大な人的・物的被害が出たからであると認識しています。危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していることを踏まえ、旧法を改正して、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土法、これは土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するものと認識しております。同法の改正趣旨について伺います。

(2)法改正の内容について。旧法との変更点等を伺います。

そして、(3)県と市の事務分担について。盛土規制法第10条及び第26条の規定により、都道府県知事が宅地、農地、森林等の土地の利用にかかわらず、盛土による人家等に被害を及ぼし得るエリアを、宅地造成等工事規制区域と、特定盛土等規制区域の２つの規制区域として指定することとされております。

区域の指定以外でも様々な行政の役割があると認識しておるところでありますが、県と市の事務分担、市の役割等を伺います。

大項目５つ目、次期市川市総合計画策定について。

このうち基本計画（９年間）における平和施策に関する取組についてでありますけれども、次期総合計画が策定中でありますが、この平和施策に関する基本計画について盛り込まれております。

そこで、今後の平和啓発事業について、どのように取り組んでいくのか伺います。

最後、大項目６つ目、市川市戦没者追悼献花式の現状及び今後の在り方について。

戦後80年を迎えた今夏、追悼献花の場を第１庁舎のファンクションルームだけではなく、行徳支所にも設置したと伺っています。

戦没者追悼献花式の現状、今後の在り方について伺います。

以上、初回質問とし、必要に応じて再質問いたします。なお、大項目５つ目と６つ目は、細田伸一議員が補足質問いたします。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　私からは大項目、大町公園（動植物園）についてお答えします。

まず、(1)大町公園（動植物園）の収支バランス及び土地賃借料についてです。大町公園に係る令和６年度決算の収入見込額は約7,000万円であり、そのうち動物園入園料等による収入が約6,640万円となっております。令和６年度の入園者数は、令和５年度と比べ約２万5,000人増加し約24万6,000人となり、令和５年度決算額よりも約230万円増加しているところでございます。一方、支出額につきましては、令和６年度の大町動植物公園費の決算見込額は約４億8,000万円となっております。支出額の主な内訳といたしましては、レストハウス内トイレやエレベーターの老朽化に伴う工事請負費として約１億6,740万円、公園内の警備や総合管理、運営業務などの委託料が約１億1,550万円、施設修繕や光熱水費、動物用飼料といった需要費が約１億320万円、公園用地や備品のリースなど使用料及び賃借料が約8,980万円などとなっております。

次に、(2)動植物園内で営業している売店についてです。動植物園内の食堂及び売店については、令和２年２月に新型コロナウイルス感染症の拡大による動植物園の閉園に伴い、それまでの事業者が営業を停止いたしました。その後、同年６月に動植物園が再開した後も、同事業者による営業再開の見込みが立たず、令和４年５月の行政財産使用許可期間の満了をもって撤退した経緯がございます。そのため、本市では運営事業者を広く民間から募集するため、公募型プロポーザル方式による審査を実施いたしました。この審査により評価点の最も高かった事業者と５年間の基本協定書を取り交わし、令和５年４月から売店の営業を開始、現在に至っております。

また、事業者が市へ支払うものといたしましては、市川市使用料条例所定の都市公園使用料を毎年度徴収しており、徴収額は月額６万2,900円、この12か月分に消費税相当額を加えた83万280円となっております。なお、その他にレストハウス内で使用した電気代相当額として、令和６年度は４万8,882円を徴収しております。

次に、(3)来園者の交通手段についてです。大町公園までの公共交通機関といたしましては、鉄道、路線バス及びコミュニティバスがございます。まず、鉄道については、北総鉄道の大町駅が最寄り駅であり、駅から大町公園北側の出入り口、通称大町門まで徒歩約７分程度となっておりますが、動物園の正面ゲートまでは、大町公園内を通り抜け、所要時間は約30分となっております。次に、路線バスについては、京成バス市川営業所がＪＲ本八幡駅から市川大野駅を経て動植物園に至る路線を運行しております。当該路線は土曜及び休日のみの運行であり、午前８時台から午後３時台まで、１時間に一、二本程度の運行となっております。なお、平日の場合は他の路線を利用していただくことになりますが、大野町４丁目バス停から徒歩約10分または駒形バス停から徒歩約15分となっております。市川市コミュニティバスにつきましては、北東部ルート、通称梨丸号のＡルートにおいて松飛台駅から大野中央病院内までの区間を運行しており、これを利用することにより、松飛台駅や船橋法典駅から動植物園の入り口前まで乗り継ぎなしで行くことができます。なお、自動車で来園される場合は、正面入り口に隣接する民間駐車場を御案内しているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　私からは、大項目２番目の市税の収納対策についてお答えいたします。

初めに、市税の滞納額につきましては、最も多かった15年前の平成21年度と比較いたしますと、平成21年度末の滞納額は約67億900万円であったのに対し、令和６年度末では約８億円と、おおむね８分の１程度まで減少してきております。この滞納額の推移を主な税目ごとに申し上げますと、まず、個人市民税では36億2,000万円か

ら６億2,900万円に、固定資産税及び都市計画税では22億200万円から１億1,600万円へと、それぞれ大幅に減少してきております。

次に、収納率についてですが、この収納率は、その時々の景気の影響を受けやすく、景気の悪化は収納率が低下する要因の一つとなりますが、これまで効率的かつ効果的な収納対策に努めてきたことや、景気が順調に回復傾向にあったことなどにより、同じく15年前の平成21年度と比べますと、現年課税分と滞納繰越し分とを合わせた市税全体の収納率は、平成21年度は91.7％であったのに対し、令和６年度決算の収納率は、平成21年度以降では最も高い99.1％と7.4ポイントの上昇となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　私からは、大項目３つ目の市民活動に対する支援についてお答えいたします。

初めに、(1)市民活動に対して本市が実施する支援の種類や内容についてです。本市では、市民の皆様が自主的に行う社会貢献活動について、市民全体の福祉の増進や地域課題の解決に不可欠なものと認識しており、これに対し、次に述べるような多角的な支援を実施しております。まず、市民活動団体が自主的に行う社会貢献活動の費用の一部を補助する市民活動団体事業補助金、いわゆるいちサポ補助金により団体の自立を促進しております。次に、第１庁舎と行徳支所にございます市民活動支援センターでは、市民活動に関する相談対応や情報提供、プロジェクターなど市民活動に役立つサポート用品の貸出しなどを行い、活動全般の拠点となっております。さらに、第１庁舎の市民活動支援センターでは、団体の運営能力向上や、活動内容の充実を目的としたステップアップ講座を開催しております。この講座は、市民活動団体の企画力、広報力などを高めるための学びの場として開催しており、団体の成長や地域との連携強化を目指しております。また、本市が運営する生活支援・社会参加情報サイトいちかわ支え合いネットでは、地域の困り事を解決したり、ボランティア活動に参加したりするための情報を提供しております。そのほか、市民活動団体などが主催するイベントや事業に対し、市がその趣旨に賛同し、後援名義を使用することを承認する後援制度がございます。この後援名義を使用することで、公の施設を使用する際には使用料が５割減免されるなどの支援を受けることができます。

このように、市民活動を活性化させるために、本市では場所や施設の提供にとどまらず、活動の質を高めたり運営力を向上させたりするための講座の開催、情報発信やネットワークづくり、地域課題の解決に向けた協働の促進など、市民活動に関する支援を幅広く展開しております。

続きまして、(2)市民活動に対する本市の支援の基準についてお答えいたします。いちサポ補助金は、市民活動団体が自立した運営を行うことができるようにするとともに、市民活動団体に財政的な支援を行うことにより、市民が多様な活動に参加することができるようにする市民参加の促進を目的としております。いちサポ補助金における市民活動の要件は、社会貢献に係る分野の活動を主たる目的とするもの、団体を構成するものの相互扶助等を実質上の目的としないこと、非営利であり、政治的、宗教的に中立であることなどです。補助対象団体の要件は、市内で活動する市民活動団体であること、公序良俗に反する活動をしていないことなどです。補助対象事業といたしましては、申請年度内に実施されるものであること、同一年度に申請できるのは１事業のみであること、広く市民が参加できるもの等の実施基準を全て満たすことを条件としております。

これらの要件を満たす市民活動団体が、補助金の申請時に行う主な手続といたしましては、事業実施前に行う交付申請手続と、事業実施後に行う実績報告がございます。交付申請手続では、補助対象団体等の要件の確認や、収支予算書において、パンフレット等の印刷及び製本に適用される印刷製本費や、会場等の使用料や、機材の借り上げなどに適用される使用料及び賃借料など、あらかじめ定められた補助対象経費が適切に計上されているかの確認をいたします。実績報告時には、申請された事業が適切に実施されたかどうかや、実際の収支につい

て領収書等により確認を行うとともに、概算払いされた補助金が他の項目に流用されていないかなどを確認しております。

次に、後援制度についてです。後援制度は、市の名義を使用することで事業の公益性を市民に周知し、活動を奨励するものでございます。後援の要件は、本市の市民活動施策の推進上有益であると認められるものなどです。後援の対象となる主な事業として、市民の福祉向上や地域活性化に寄与するもの、教育、文化、スポーツ、環境、福祉などの分野で市民参加を促すもの、営利を目的としないものといった公共性、公益性の高いものがございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員に申し上げますが、残余の質問と答弁に関しましては休憩後でお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後３時３分休憩

午後３時35分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１議案第17号から日程第21報告第27号までの議事を継続いたします。

答弁を求めます。

街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　私からは大項目４つ目、盛土規制法についてお答えします。

初めに、(1)法の趣旨に関する本市の認識についてです。宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法は、盛土等による災害から国民の生命、身体を守るため、盛土等を行う際は、土地の用途やその目的にかかわらず全国一律の基準で包括的に規制するため、令和４年５月27日に交付され、令和５年５月26日から施行されました。この法改正は、令和３年７月に発生した熱海市の土砂崩れを契機とし、宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的としたものです。従前の各法令等では限界があり、盛土等の規制が十分でないエリアが存在することなどから、旧法の宅地造成等規制法を抜本的に改正し、宅地造成だけではなく、土石の堆積も含め、危険な盛土等を全体的に制限することが可能になったものと認識しています。

次に、(2)法改正の内容についてです。千葉県では、法の施行から２年間の経過措置を経て、令和７年５月26日に政令指定都市や中核市を除く県内全域を宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域に指定しました。これにより、本市の全域もこの規制区域に指定され、規制が開始されております。主な改正点は、許可の対象が宅地の造成だけではなく、一時的な土石の堆積や農地等において行う盛土等についても規制対象に追加され、千葉県知事の許可が必要となります。許可などの手続においては、許可及び検査の申請に加え、中間検査と定期報告が追加となりました。また、許可基準等については、技術的基準に加え、工事主の資力、信用、工事施工者の能力、土地所有者など全員の同意、周辺地域住民への事前周知が追加となりました。

最後に、(3)県と市の事務分担についてです。千葉県は、法に基づきおおむね５年ごとに宅地造成等に伴う崖崩れや土砂の流出のおそれのある土地の形状、地質の状況等に関する調査を行います。また、盛土規制法の許可に加え、工事の中間検査や定期報告、監督処分などを行うこととなります。本市は、法改正により都市計画法の開発行為を伴う宅地造成の盛土等について、開発許可の中で申請していくこととなります。また、県の事務委任を受け、盛土規制法の規定のうち中間検査や定期報告、監督処分などは市が行うこととなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは大項目５番目の次期総合計画策定についてにお答えをいたします。

本市は、昭和59年11月に行いました核兵器廃絶平和都市宣言を基に、これまで様々な平和啓発事業を実施してきたところであります。基本的な取組方としまして、広く継続的に訴え続けていくことにより、平和意識の醸成を図るものとしてそれぞれ進めてきております。また、継続的とはいえ既存の事業であっても、例えば終戦80年、今年になりますけれども――で実施をいたしました平和学習青少年派遣事業の派遣先を長崎市から広島市に変更したことなど、内容を少しずつ充実、見直しをしながら、各種事業を展開しているところでもあります。

これまでの継続的な事業展開の中で見えてきた課題といたしまして捉えているのは、既存の事業におきましては、若い世代の参加割合が低く、未来を担う世代の平和意識の醸成が課題となっていること。また、逆に、戦争経験者の方々の高齢化が進み、被爆者や戦争経験者から直接お話を伺う機会が全て失われてしまう日が近づいていることも課題であると言えます。

そこで、今後の平和施策の取組についてであります。まず、宣言の根幹であります核兵器廃絶、生命の尊厳、恒久平和の確立の３つの柱を基本に、その上で市が実施する施策として、市民の皆様に特定の思想や考えを押しつけるものであってはならないという視点を持ちながら、中立性を保ちつつ、平和の大切さを意識する機会を提供していかなければなりません。具体的に申し上げますと、現在実施している施策を基礎としつつ、市民の約９割が戦争を知らない世代となった今、課題の一つでもあります次世代へ平和のバトンをつなぐことに重点を置くことに注力をしていきたいと考えております。また、近年、世界各地で起きている紛争につきましても伝える機会を設けるなど、時代の変化に合ったものにしていくことも重要であると考えております。

このような点を踏まえつつ、現在策定中であります次期総合計画に基づき、市川市総合計画審議会での御意見、また、市民や関係団体などの声にも耳を傾けまして、より効果の高い平和啓発事業を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　私からは大項目、市川市戦没者追悼献花式の現状及び今後の在り方についてお答えいたします。

本市では、さきの大戦により亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、世界の恒久平和を祈念し、二度と戦争の惨禍が繰り返されないことを願い、昭和20年代から市川市戦没者追悼献花式――以下戦没者追悼献花式と申し上げます――を執り行ってまいりました。これまで戦没者追悼献花式は例年10月の平日に執り行ってまいりましたが、令和２年度、３年度はコロナ禍のため市民による一般献花は取りやめておりました。令和４年度より開催日を例年の10月から今日の我が国の平和と繁栄のありがたさを改めて胸に刻む日となる８月15日の終戦の日を挟んだ前後の日とし、第１庁舎１階ファンクションルームを会場として、戦没者追悼献花式及び一般献花を執り行っております。また、会場には、戦争を知らない世代にも当時の様子を伝えられるよう、戦時下の写真などを展示し、新たな取組も行っております。戦後80年を迎えた今年度は、市長指示の下、第１庁舎に加えて新たに行徳支所に献花台を設置し、８月14、15日に執り行いました。献花をいただいた方は２日間で、第１庁舎は479名、行徳支所は142名、合計621名と多くの方に献花をいただきました。今後も、さきの大戦により亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、世界の恒久平和を祈念していくことを後世に継承していくため、戦没者追悼献花式を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、必要に応じて再質問いたします。

大項目１つ目、大町公園（動植物園）について。大町公園（動植物園）の収支バランスと土地賃借料についてでありますが、令和６年度決算見込額で、動植物園の収入見込みが約7,000万、それに対して大町公園全体ではありますが、支出総額が約４億8,000万です、収支バランスが悪過ぎませんか。令和５年度決算の支出額より9,000万円支出が増加しております。御答弁におきましては、令和５年度決算と比べて入園者が２万5,000人増加したことに伴い、入園料収入が230万円増えたとおっしゃっていましたが、支出総額の増加分を入園料収入の増加分でほとんど賄い切れておりませんでして、単純にお客さんが増えたからといって喜べません。むしろ、令和５年度決算に比べ、収支バランスがより悪化しているという事態を憂慮しておりまして、収支改善が急務であると認識いたしました。

また、令和６年度決算見込みの支出総額のうち、公園用地や備品のリースなど使用料及び賃借料が約8,980万円であり、動植物園の収入総額の約7,000万を上回っている状況であります。本市が運営する施設ですが、公園内の一部に民有地が存在し、それを借り上げ賃借しているという状況は、あまり市民の方も御存じないのではないでしょうか。収支の数字だけを見れば、市民のために動物園を運営しているのか、地権者に賃借料を払うために運営しているのかと疑問を抱く市民の方が出てきてもおかしくないだろうと思います。

そこで、支出のうち、この大町公園全体の土地賃借は、どれだけの面積を年間幾らで借りているんでしょうか。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

本市では、大町公園の全体面積約18万3,000㎡のうち、約４割に当たる約７万2,000㎡を借地として管理しているところでございます。賃貸借契約は20件となっており、令和６年度の土地賃借料の決算見込額は約8,340万円でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。大町公園全体の約４割の地権者から賃借しており、その額、約8,340万円。

では、昭和62年に動植物園が開園して以来、本市は地権者に対し総額幾らの土地賃借料を支払ってきたのでしょうか。累計額を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。

動植物園が開園した昭和62年度から令和５年度までの37年間の使用料及び賃借料は、土地賃借料のほか、備品のリース料などを含めた金額となりますが、その累計額は約37億円となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。昭和62年に開園、37年経過と。土地賃借料の支払い累計額は約37億円です。皆さん、単純に毎年１億円、本市から地権者に支払ってきた計算です。当該地域の土地評価額と絡めて議論はなかなかできないでしょうけれども、もう土地を購入できる額を地権者に支払ったんじゃないかという気もいたします。地権者に払ったこれまでの累計額を評価する段階に来ているんではないかと思います。これ以上、土地の賃貸借契約を続けるのではなく、購入に向けて話を続けていただきたいと思います。とはいえ、日本国憲法第29条におきまして財産権が保障されておりますので、私有財産をどのように利用するか、あるいは売買する

かというのも所有者の意思、自由であります。行政もなかなか口出しもできんでしょうと。私有財産の権利保護は極めて重要であるということは申し上げます。

とはいえ、この土地賃借料の実績を市民の方がどのように捉えているんでしょうか。そこで、今後のお考えについて、土地賃借料の累計が37億円に上り、賃貸借契約をこのまま継続すれば、動植物園が営業する以上、ずっと賃借料が生じることになります。土地の購入はできないんでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。

大町公園は、大町レクリエーションゾーンの中でも中心的な位置であり、動植物園をはじめ、ホタルや紅葉などの季節ごとに楽しめる自然を市民の財産として保全していく必要がございます。そのため、公園の安定的な運営を図るため、今後の土地の賃借の在り方や確保については研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。むべなるかなと。市民にとって重要な土地であることはおっしゃるとおりです。改めて、粘り強く交渉してくださっている職員の皆様には感謝いたします。地権者の皆さんの財産権を尊重しつつも、公園の安定的な運営、土地賃借料の今後の支払いを考えますと、やはり土地の購入が望ましいことは申し上げます。その必要な土地を、用地を確保するために、例えば土地収用法第３条に規定された事業で、強制収用が可能なのかというのも一応考えました。ただ、あくまでもこれは都道府県立の自然公園に該当して同法が適用されるということで、大町公園はこれに該当いたしませんので、なかなか土地の強制収用というのは難しいんだろうとも思います。

改めて収支バランスを考えてまいります。入園料はしばらく据え置かれてきたと認識しておりますけれども、値上げしないんですか。私は値上げするべきだと思いますけれども。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

御指摘のように、動植物園の入園料は、消費税の税率の改定によるもの以外については価格を据え置き、現在に至っております。今後、他地域の動植物園における入園料や見直しの動向などについて調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。収支バランスの改善のためにも値上げは求めたいところ。値上げ幅は様々議論あろうかと思いますが、現行ですと大人440円、最低でも大人600円程度、倍の800円ぐらいまではあり得るんではないかとも考えます。また、経営収支に関しましてはクラウドファンディングを実施しておりまして、様々なお金の集め方につきましても努力していらっしゃるのは理解しています。こういったところも収支改善に有効であります。

賛否両論ありますでしょうが、あえて申し上げます。このまま収支バランスが改善されなければ、本市の財政に負荷をかけ続けることになりまして、廃園も視野に入ってくるのではないかとも私は思います。今後、地権者が土地の売却に応じなければ、賃借料の固定費というのは毎年かかり続けるわけです。したがいまして、そういった判断もある意味合理的だとも言えますが、ただ、それは本市の方針ではございませんし、また、かくなる動きを率先するつもりもございません。議論が未成熟で拙速であるということも、これは言うまでもありません。その点を強調いたします。しかれども、それほどまでの危機感を、理事者の皆さん、それから議員の皆さんも持

つべきではなかろうかということを問題提起させていただきます。

続いて、(2)動植物園内で営業している売店につきまして、コロナ禍で営業を休止している背景は理解いたしました。賃料に相当する月額６万2,900円、これは12か月にわたって、それに消費税相当分を加えて、毎年83万280円、これを売店の賃料収入として得ているということであります。この金額の算定には市川市都市公園条例が根拠づけられているということも理解しています。ただ、仮に売店で売行き商品というものをどんどん販売して売り上げたとしましても、定額の収入しか入ってこないわけですから、当然売上げに比例した収入自体は得られない。それに対して、通常ですと商業施設のテナントにお店を構える場合には、これは店舗の売上げに乗じて、それに比例してテナントさんが商業施設のオーナーさんに賃料を払うんだろうと思います。営利目的の売店なのに、都市公園条例に準拠したこの賃料の収入では定額収入しか得られませんので、やはりこれは私の見解を申し上げますけれども、将来的には、こういった賃料収入の在り方は変えていくのが望ましいということを申し上げます。

そこで、売店につきまして、プロポーザルを実施して事業者を選定したとのことでありますが、何社応募し、また、どのような評価がなされたのでしょうか。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

プロポーザルの実施に当たりましては、令和４年12月に市川市動植物園レストハウス食堂及び売店運営に関する企画提案募集要綱を制定し、事業者からの提案募集を実施したところ、３社から応募がございました。これを受け、令和５年２月に市職員による選定委員会を設置し、各事業者による提案内容のプレゼンテーションやヒアリングを行い、優先交渉権者を設定したものであります。主な評価項目といたしましては、飲食の提供や物販の能力、適切な人員配置、また資金力といった体制面に関するもののほか、子どもが楽しめるゲームの設置があるか、オリジナルグッズを開発できるか、集客の見込めるイベントを企画できるかなどとしたところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。３社から応募があったとのことですね。

続いて、(3)来園者の交通手段について。公共交通については、大町駅から歩くとなると大分時間がかかる。ＪＲ本八幡駅から京成バスさんが現状土日、祝日のみ動物園行きのバスが運行されているということです。以前は平日も運行されていたとのことでありますが、廃止したということ。廃止された経緯につきましては、三橋二三男元議員がこの本議会において議論されていたのを、私も会議録で読みました。代替手段としてのコミュニティバス梨丸号が動物園の入り口まで運行されておるということですが、いずれにしても、バスの乗車率は芳しくないというのが私の印象であります。ほとんどの来園者は車でいらっしゃると思います。園の入り口には民間駐車場がございますけれども、ただ、本市には、仮に車の利用者が増えたとしても、本市には直接的な収入には結びつかないということも指摘いたします。実際に来園者が増えたということでありますが、ホタル鑑賞会のシーズンに来園者が増えたと同時に、周辺の道路が渋滞してしまったと。一部住民からは、むしろ観光公害だとの声もいただいています。渋滞は環境に負荷をかけ、経済損失でもあると認識しております。もちろん、来園者が増加するのは歓迎しつつも、来園手段として公共交通機関を優遇する施策というのは考えられませんでしょうか。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

渋滞等の解消のためには、来園者の方に公共交通機関を活用していただくことが効果的ではありますが、動植

物園の場合は、まずは便数の増加など、利便性の向上が必要になるものと認識しております。このため、例えばホタル鑑賞会など多くの来園者が見込まれる時期や時間帯について、バス事業者に御協力をいただくことを含め協議をしてまいりたいと考えております。また、市川大野駅や大町駅から動植物園までのアクセスにつきましても、例えば、シェアサイクルの一層の普及ができないかなど、調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。多客時にバスの増便をお願いしたいところでありますが、バスの運転手不足ですとか採算もございますので、バス会社に一方的な要求ばかりもできないとは思います。自家用車以外の来園手段、今申し上げたような公共交通、それから加えて自転車利用者、さらに徒歩ですね。場合によっては今申し上げたような手段で来園した方の入園料を割り引くなど、料金体系を多様化することもあるんじゃないか、こういう提案をいたします。

バスで来園した方の入場料が割り引かれるというメリットがあればバスの利用者が増え、バス会社に増便を依頼しやすくなりますね。バスの増便を訴えるのであれば、自治体が公共交通を優遇する施策を取るべきであります。

そこで、そういったことをすることで道路渋滞の緩和につながり、また経済損失を軽減させると、私は経済的合理性にかなうものと確信をしております。また、シェアサイクルのぜひ利用促進を図り、例えば、ＩＣＨＩＣＯポイントの活用でありますとか、いろいろとそういった活用手法もあろうかと。また、自転車で市内観光をする方が増えれば、これまた本市にとって有益だと思います。

また、持続的な動植物園の運営につきましては、入園料の値上げは避けて通れないと思いますし、また、来園手段としては、公共交通の利用促進を図っていくということ、こういうことを申し上げまして、次の大項目に移ります。

続いて、市税の収納対策について。

財政部長、平成21年度と比べ、令和６年度末で本市の市税滞納額は８億円、約８分の１まで縮減。税目別で挙げていただきました。そして、収納率99.1％達成ということで、これは納税・債権管理課の皆さんの努力のたまものだと思います。収納率向上のために、各自治体におきましては様々取組をされていると思いますが、例えば、これは東京都国分寺市の例もちょっと引用いたしますと、翌年度への滞納繰越し分を増加させないよう、納期内納付をしていない者には督促状、催告状を発送し、電話催告による自主納付を促していくということです。やはり、このように御答弁にも述べられていたように、滞納繰越し分から減年度課税分の徴収強化への移行、これが重要であります。税負担の公平性の観点からしましても、納税誠意のない滞納者に対しては、やはり毅然と対応していただくということもお願いいたします。

では、この15年の間にどのような収納対策をされていたのでしょうか。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

初めに、私ども徴収を担当する職員における収納対策の基本的な考え方といたしましては、納税する資力があるにもかかわらず納税に応じない方と、納税したくとも納税する資力がない方とを見極めることが重要であると考えております。そこで、納税する資力があるにもかかわらず納税に応じない方につきましては、度重なる文書催告等にも応答がない場合や、納税の誓約をしたにもかかわらず、正当な理由もなく履行しない場合などにおいては、法律の規定に基づき財産調査を行い、滞納処分をすることが可能な財産を発見できた場合には、差押え等の滞納処分を執行することとなります。一方で、納税したくとも納税する資力がない方の場合におきましては、

生活の状況や収入の状況などを十分に聴取し、必要に応じて徴収の猶予や換価の猶予、さらには滞納処分の執行停止などの納税緩和措置の適用を検討することを、私どもの収納対策における基本的な考えとしております。

これまで行ってきた収納対策につきましては、以前は累積しておりました滞納繰越し分の滞納額を縮減するため、この滞納繰越し分に対する滞納処分に注力をした収納対策を進めることで収入未済額の縮減に努めてきておりましたが、これまで市税の未納者との納税相談を行う中で、単なる納め忘れで市税が未納となっている方が一定数いたため、現在は、これまでの滞納繰越し分を中心とした滞納整理から、現年度課税分の市税を、やはり翌年度に繰越しさせない現年度分の収納対策へとシフトしてきております。

そこで、この現年度課税分への初期対応といたしましては、平成27年10月より納税催告センターを立ち上げ、納期限が過ぎてしまった方に対し未納となっていることを早期に知らせることで、翌年度への滞納繰越しとならないよう努めてきたところであります。また、収納対策の取組の一つとして、徴収を行う職員に対しましては、内部研修の実施や、経験年数に応じて自治大学校や市町村アカデミーなどの外部研修に参加することなどによりまして、徴税吏員としての徴収知識の取得や、心構え、接遇のスキルアップに努めることで、より丁寧な収納対応を心がけ、効率的な収納対策に結びつけているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。資力がある方とない方で対応が異なるということ、それはおっしゃるとおりです。また、様々な収納対策を行っていらっしゃるということも理解いたしました。

続いて、外国人の滞納状況を伺います。また、日本語がよく理解できない外国人の方に、どのような対策をされているんでしょうか。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　初めに、外国人の滞納状況について、個人市民税のうち、御自身で納付書により納めていただく普通徴収分の滞納状況を本年８月末日現在で申し上げますと、この個人市民税普通徴収分の全体の滞納者9,008人のうち、外国人の滞納者は1,229人で、割合は13.6％となっております。また、この外国人の滞納者に関わる滞納金額は、約5,800万円となっております。

次に、外国人に対する収納対策につきましては、税の公平性の観点からも、外国人でありましても法令に基づき適正な収納対策に努めており、納税通知書を送付して納期限までに納付されない場合には、督促状を送付した上で、電話や文書による催告などの手続を行っております。しかしながら、外国人の方が市税を滞納してしまう理由の一つとして、言葉の壁から納税通知書などの文書の内容が分からないことや、日本の納税制度を理解できていない可能性もあることが考えられます。そのため、外国人への納税意識を高め、納税を促す取組として、催告書を送付する際の封筒に、日本語のほか英語、中国語、ベトナム語、ネパール語による多言語の翻訳を確認できるよう２次元コードを表記しており、この２次元コードをスマートフォンなどで読み取ることにより、市公式ウェブサイトを通じて催告書に記載しているお知らせ文書の内容について分かりやすくする取組を本年８月より開始したところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。市全体の滞納者9,008人のうち、外国人が1,229人、その割合は13.6％、意外と多いという印象であります。本市の人口に占める外国人の方の割合は約４％でありまして、仮にこれが同程度だとしたらまだしも、３倍以上はあるわけでございます。おっしゃるように、外国人の方であってもきちんと納税していただくということ、これはお願いしたいところでございます。

そして、これ以上滞納者を増やさないよう納税しやすい環境を整える必要がございますが、本市における取組をお尋ねします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　納税環境を整備する取組につきましては、納税者の利便性の向上といった観点からも納付する手段を増やすなど、納税しやすい環境を整えることが重要であると考えております。そこで、市税を納付する方法といたしましては、これまでは金融機関の窓口に直接出向き納付するか、口座振替の方法により納付するかのいずれかの方法しかございませんでしたが、平成18年度より24時間365日納税できる環境を整備するためコンビニエンストアでの納付を開始し、平成25年度からはインターネットを通じたクレジットカード納付について、平成31年１月からはスマートフォンアプリによる納付を開始し、自宅にいても納付できるような仕組みを導入したところでございます。

次に、口座振替での支払いに関わる取組につきましては、口座振替の申込みをいつでも手軽に行えるよう、スマートフォンやパソコンからも手続が完結できるようなウェブ口座振替受付サービスを本年１月より導入し、納税者の利便性の向上を図ってまいりました。このように、納付方法の選択肢が多様化したことも収納率が上昇した要因の一つになっているものと認識しているところでございます。今後も、税の公平性を確保するため、引き続き納税環境の整備に取り組み、納税者の利便性の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。しっかりと御対応いただいているものと認識しました。

続いて、では大項目３つ目、市民活動に対する支援について。

(1)市民活動に対して市が行っている支援の種類についてでありますが、その考え方として、市民全体の福祉増進と地域課題の解決に不可欠なものであることを挙げられていらっしゃいました。おっしゃるとおりです。また、ステップアップ講座を開催されているということもございまして、このことにも賛意を示します。各団体さんが企画力、集客力、そして集金力を高めていただきまして、行政からの支援に依存しないで自立して活動することが望ましいと。また、後援の制度につきましても、公共施設の使用料が５割減免されるということも理解いたしました。本市が市民活動団体さんに対して多角的に支援している一方で、ＮＰＯ法人の設立認証というのは、これは千葉県が所管していると認識しております。こういったＮＰＯ法人の団体情報活動について、県との情報共有はどのようになっていますでしょうか。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

千葉県内に主たる事務所を置くＮＰＯ法人の設立認証及び認定につきましては、千葉県が行っております。この認証等がなされたＮＰＯ法人の情報は、内閣府のポータルサイトで公開されております。個別のＮＰＯ法人の認証等において千葉県が行う審査に関する情報は、本市には提供されておりません。なお、千葉県からは、年度当初に県下全市町村の市民活動担当課長会議において、県の事業説明、事例発表や講演、各市町村における市民活動支援センターの設置状況の報告や、千葉県市民活動支援組織ネットワーク会議における研修や意見交換などの情報が提供されております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。要するに、県の審査に本市は関与できないと。また、県との情報共有は十分なされていないのではないかという認識でございます。こういったＮＰＯ法人の設立認証ですとか事業計

画や事業報告の承認等に本市が関与できないのに、いちサポ補助金を出せてしまうというわけですね。また、県からは、県下の市民活動担当課長会議において報告がなされているということでありますが、これでは県からの包括的な報告を受ける場である、また、担当課長の研修を受ければということでありますので、なかなか、この会議体だけでは県との情報共有は不十分だということを指摘いたしたいと思います。

また、ＮＰＯ法人の活動に関しましては様々な意見が寄せられております。もし市民の方からそういったＮＰＯ法人の活動についての実態等につきまして情報提供があったとしても、これを県にお伝えする、あるいは県が有しておるＮＰＯ法人の事業計画や事業報告が本市に来るかと、こういった、現状来ていないと思いますので、やはり県と市の連携強化は不可欠だと思います。

また、このいちサポ補助金はまさに税金の使い方の問題になってまいりまして、本市がその情報や判断材料を有していない現状というのは問題があると、改善が必要でありまして、ぜひこれも改善をしていただくように要望いたします。

続いて(2)です。市民活動に対する本市の支援の基準について。いちサポ補助金の対象事業の要件について御答弁いただきました。私は以前、このＮＰＯ法人の問題を取り上げたことがございますが、この交付回数に上限をつけたらどうでしょうかと。いつまでも永続的に受給できないようにしたらどうかという私の質問に対して、調査研究をしていくという趣旨の御答弁をされたと思います。それもぜひ、改めてそれはお願いいたしたいと思います。

そして、補助金を拠出できる市民活動の要件、複数挙げていただきました。その中に、政治的中立が含まれております。ここで核心に迫ってまいりますが、このいちサポ補助金や後援を受けている市民活動団体のうち、市議会議員が関与している団体があると聞いています。税金が原資であるいちサポ補助金を使って政治活動をしているのではないかとの疑問が出てまいります。また、補助金でないにせよ、そのような団体が市の後援を受ける場合、施設使用料の減免措置が受けられますので、特定の市民活動団体に便宜を図ることになりませんか。政治家が設立運営に関与している団体に市のネームバリューを付与し、団体の事業を後援することは問題にならないんでしょうか。こういった市民活動団体さん、きちんと活動されているものとは思いますけれども、一部疑義が持たれても仕方がないような、そういった情報も私は伺っています。こういったところにおきまして、政治的中立性が担保されていない市民活動団体がいちサポ補助金や後援を申請してきた際、支援するんでしょうか。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

さきに申し上げましたとおり、いちサポ補助金の補助対象団体の要件として、非営利であり、政治的、宗教的に中立であることがございます。これを確認するため、申請時に市民活動団体には団体要件、事業要件に関する宣誓書の提出を求めております。また、補助金の可否の審査に当たりましては、税理士などの学識経験者等で構成される審査会の審査を受けることとされておりますが、その中では、公益性、非営利性、透明性、市民参加の促進という４つの観点から審査しており、自治体が公費を支出する公益性が十分に担保できるよう留意しております。後援におきましても補助金と同様な考え方で、営利を目的とするもの、政治的、宗教的目的を有するもの、公序良俗に反するものは後援を行わないこととしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。審査会の審査もございますので、いちサポ補助金の拠出や後援には御留意いただいているものと信じております。とはいえ、本市としても主体的に実態の把握というのはお願いいたしたいところです。また、市民からの情報提供にも真摯に御対応いただきたいと思います。

改めて申し上げます。政治的中立性が担保されていない市民活動団体に、絶対にいちサポ補助金を拠出したり、あるいは後援しないでください。

また、政治家が運営に関与していない市民活動団体においても、市議会議員等政治家から特定の市民活動団体への支援を要請された、あるいは推奨された場合、どのように対応されますでしょうか、御見解をお願いします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

補助金の交付申請や後援の申請につきましては、仲介者の有無にかかわらず、さきに申し上げた基準等に従いまして、提出された申請書の内容を審査し、交付、後援の可否を決定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。審査基準にのっとり、市議会議員からの不当な要求があった場合でも毅然と御対応いただきたいと思います。

市民活動に対する支援は公平、中立であることが何よりも重要です。いちサポ補助金などの税金が関わる場合、また、税金ではないものの、市の名誉や信頼が関わる場合がございます。市民の方も、本市がどの事業に補助金を拠出しているのか、また、どの団体を後援しているのか見ています。行政の姿勢が問われているということを一言申し上げまして、次の質問項目に移ります。

大項目４つ目、盛土規制法について。

(1)法の趣旨に関する本市の認識につきまして、本市の大規模盛土造成地マップを見ますと、市北部を中心に、谷埋め型大規模盛土造成地と、あと、市北西部に腹つけ型大規模盛土造成地が分布しているということを理解しております。

そこで再質問いたしますが、本市にも土砂の堆積等を制限する条例があったと承知していますけれども、今回の盛土規制法の法改正に伴って見直しがなされたのかどうか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

土砂の堆積等の制限につきましては、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、通称市川市残土条例があります。この条例は、開発区域以外から土砂を搬入し、300㎡以上、3,000㎡未満の埋立てや盛土等を行う場合、土壌の汚染や災害の発生を未然に防ぐことを目的としたものです。このため、今回の法改正による見直しはありません。なお、盛土等を行う場合、面積等の要件に違いはありますが、法と条例それぞれの基準に適合するように２つの手続が必要となる場合があります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、いわゆる市川市残土条例は、これは見直しなしということで理解いたしました。

同条例は、施工面積が300平米以上、3,000平米未満が対象で、それ以上の場合は千葉県の残土条例が適用されるという理解でございます。埋立て等に使用する土砂等については安全基準、環境基本法やダイオキシン類対策特別措置法に準ずると、こういった基準を設け、安全基準に適合しない土砂等は使用できないこととすると、使用できないようにするとともに、土砂等の崩落、飛散、流出による災害が起こらないよう、堆積構造の基準を設けている、これが市の残土条例の概要であるということを理解いたしました。

続いて(2)です。本市全域、さらには県内全域が宅地造成工事規制区域に指定されております。これは県の発出した資料でありますけれども、この資料におきますと、このように市全体が指定されているということを御理解いただけると思います。この中で、改正のポイントとして、旧法では宅地造成のための盛土、切土が規制されていたものでありますが、法改正で森林、農地や一時的な土砂の堆積場も規制対象になったとのことであります。災害防止のためには、土地所有者だけではなく、原因行為者に対しても是正措置等を命令できること、当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も原因行為者として命令の対象になることです。あと、さらには工事主の資力、信用、工事施工者の能力なども求められているということであります。こういった法律の適用範囲が広がるわけでございますので、改めて、工事施工者の技量が問われてこようかと思います。

また、本市におきましても中間検査と定期検査については抜かりなくお願いいたしたいと思います。(2)はこれで結構でございます。

(3)です。県と市の事務分担について。県においては初回質問でも申し上げましたが、宅地造成工事規制区域と特定盛土等規制区域を指定すること、これはさっきも申し上げました。ほかにも、規制区域の地質調査等を実施すること、それと、各種報告と検査を実施すること、都市計画法に基づく開発行為を受けて行われる工事につきましては、盛土規制法の許可を受けたものとみなされるわけでございます。これがみなし許可です。本市では、こういった今申し上げたような条件の下で開発許可の中で盛土規制法のほうも審査をするということでございますね。改めて県と市の連携が必要であるということを申し上げます。

また、実効性のある罰則の措置が設けられたのも、この本法の特徴だと言えます。無許可行為や命令違反、中間・完了検査未受験等に対する罰則につきましては、最大懲役３年以下、罰金1,000万円以下、法人重課３億円以下に強化されております。これら違法行為もございますが、市のこれらの行為に対する権限、これを伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

違法行為に対しましては、千葉県の事務委任により、本市が技術基準に適合しない行為等に対し、工事の施工の停止及び災害防止措置の命令、土地の使用の禁止及び制限並びに災害防止措置を命令することとなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。千葉県からの事務委任により災害防止措置を命令できるとのことでございます。同法の下、土石流災害防止のために本市ができることをしっかりとお答えをいただきたいと思います。

私からの再質問は以上でございまして、続いて大項目５つ目以降につきまして、細田伸一議員が補足質問いたします。皆様、どうもありがとうございました。

○大久保たかし議長　補足質問者、細田伸一議員。

○細田伸一議員　初回答弁ありがとうございました。最後の質問になるので、もう少し御辛抱いただければと思います。

これまで平和施策を私は何度もここで質問に立っております。何で何度もするかというと、私の中でまだまだ不十分なものがあると感じるからなんです。それをまた改めて今回も質問というか、議論をさせていただきたいと。この質問をするにおいて、私の家庭環境が非常に大きく影響しているのかなと。その私の質問の真意を明確に皆様と共有したいなと思っていますので、少し話をさせてください。

私の母方の、私から見たら祖父、おじいさん、母から見ればお父さんですね。元東京都の消防局員で出兵し

て、ビルマで戦死しているわけです。爆弾の直撃を受けているわけです。骨つぼが送られて日本に帰ってきました。何もないんです、その中には。土がちょっと入っている程度。それで疎開して、それは昭和20年８月10日です。それで、その２か月後、疎開先の山梨というところで、母は東京の中野に住んでいたんです。疎開先の山梨の笹子というところ、その田舎でお母さん、私から見れば祖母は病死をしてしまって、戦争孤児になってしまったんですね。悲惨ですよね。そういうことから、非常にかわいそうだと思ったおじ夫婦、母から見ればおじ夫婦が私の母を引き取って、それでまたこっちへ戻ってきて、母は何とか、八幡小学校、そして四中を卒業したという経緯があります。

その引き取ったおじ夫婦も、実は軍人だったんです。満州にも行って、そして南方戦線、靖国神社の図書館がありまして、その中で学芸員に調べてもらいました。軍事郵便がいっぱい来ていまして、うちの母の父から。その軍事郵便を調べると、柴田隊というところで、インパール作戦、御存じだと思いますが、悪名高いインパール作戦の手前にいた隊だったんですね。インパール作戦には参加しませんでしたが、そういう軍事郵便も家にいっぱいありましたし、また生き残って帰ってきたおじさん夫婦、育ての祖父と言いますけれども――から、もう毎日のように酔っ払うと、その軍隊にいた話を聞くわけですよ。グラマンという戦闘機、機銃掃射があるわけです。すごいですね、機銃掃射というのは。もう命中したら人なんかひとたまりもありませんが、周りに弾がばらまかれるだけでいいんですよ。その破片で人の体なんか貫通しちゃうんですね。この船の上、うちのおじいさん、育てのおじいさんは、陸軍でしたが船に乗る機会が多かったんですね。それで、船の上を逃げ惑う。機銃掃射が来る。そうすると、前を逃げていた若い、やっぱりうちの祖父と同じぐらいの人が、あっと言ったまま絶命したんです。それは、正面から破片が目を貫いて、後ろに抜けたんですよ、破片が。そういう話とか、また魚雷ですね、船に乗っていて魚雷。うちの祖父は船で４回沈没しているんです。そっちのほうから、ちょうど行徳支所長のほうに魚雷が当たるでしょう。これが船の上だとすると、大体５階だと思ってください、魚雷が当たるのは。そこに当たると、そこから市長のその向こうのほうまで飛んでいっちゃうんです、人なんて。よくテレビで映画とか戦争映画を見て、その祖父が、こんなもんじゃないよってずっと言っていたのを思い出します。

それで魚雷は終わりじゃないんですね。そっち側から水が入ってきて、ずっと船が傾いてきます、こうやって。そうすると、こっちに落っこちちゃうと引き込まれてしまうんで、反対側に行かないといけない。反対側に行って傾いた船のへりを滑り台のようにして海に逃げないといけないんですよ。海に入ったら、もう思いっ切り遠くに行く。なぜかというと、沈んでいった船からドラム缶とか木材というのがすごい勢いで上に上がってきて、それでお腹とか体に当たって気絶しちゃうんですね。海の上で気絶するということは、もう死ぬことを意味しますから、これがもう大変なこと、それも４回ぐらいやっている。遠くから魚雷が来ると、白波が立ってくるみたいですよ。それをもう兵隊さんは、もう全身の毛がさっと立つと言っていましたね。これはもう経験した人しか分からないのかなと思います。

そんな話をもう毎日のように、いろんな話を聞かされるわけですよ。ところが、私は17歳ぐらいの時だったかな、ある時、その祖父が、ところでおまえ、敵が向かってきたらおまえどうするというふうなことをいきなり言われたわけです。昔話ばっかりだったのが。私はもう年中その話を聞かされていたから、いや、もう俺は嫌だ、逃げるということをつい言ってしまったんです。戦争というのは悲惨だと思っていましたから。戦争は悲惨なんですよ。そうしたら、その祖父が急にこう話すのをやめて悲しい顔していたんです。もうそれで、いまだに覚えていますけれども、何か子ども心に、大変な人として間違ったことを言ってしまったのかなというような気持ちを持ったのを今も覚えています。

そういうような子ども時代、少年時代を過ごして、そして親戚が広島にいた関係で、広島にもかなりの数行っていまして、また平和記念公園、原爆資料館、ここも多分10回じゃきかないと思いますね、行ったのは。その広

島なんですが、先ほど答弁の中では、今回派遣事業を長崎から広島に替えたというふうにおっしゃっていました。広島に行くと、御存じのようにこういう碑があって、その向こうに原爆ドームが見える場所がありますよ。石碑がある。「安らかに眠って下さい　過ちは繰返しませぬから」という言葉があるんですが、これは何ですかね、この言葉は。主語がない。広島にある。もし戦争のことを過ちと言っているのであれば、主語は人類でしょうね、恐らく。もし、広島にあるわけですから、原爆を落としたことが過ちだというのであれば、主語はアメリカでしょう。あの「安らかに眠って下さい　過ちは繰返しませぬから」という文言だけを見ると、果たして中学生の子どもたちはどう感じるんですかね。私は、実はそこもすごく疑問に思っていまして、少なくとも原爆の投下に関しては広島市民は関係ないでしょう、あれは。でも、そこを訪れた人たちは、それを罪の意識を持って読まなきゃいけないんですね。どう感じるんですかね、中学生たちは。

この主語のない言葉に代表されるように、私はずっとこの平和というものを研究と言ったら大げさですけれども行ってまいりました。８月の呪縛なんていう言い方をしますね。８月になると、もうついこの前、８月、何かこう反省とか教訓とか謝罪という言葉が新聞紙面でも繰り返されるわけですよ。誰も戦争なんてやりたいと思って突入するわけじゃないと思います。でも、そこにはただ単に反省とか教訓とか謝罪だけでは帰結できない、もっと複雑なものがあるんですよ。領土の問題だとか、宗教の対立だとか、エネルギー問題とかね。例えば、イスラエル・パレスチナ問題だって、これは恐らく誰か学者さんが言っていますが、2000年ぐらい前に遡らないと、これも解決なんてできないんですよ、恐らく。

ちょっと余談ですが、パレスチナのガザ、ここで生まれた医療用の布、これはガーゼというみたいですね。ガザからヨーロッパに渡って、ドイツに渡ってガーゼという言葉になって、それで日本に来たと。そのガザで生まれた医療用の布がガザで不足しているということは、何とも皮肉なことですけれども。

それはいいとして、さっきの平和と戦争というものを対比しながら話していきますが、記録を残す施設は多いと思います。何もそれは広島、長崎だけではありませんよ、皆さん御存じのように。例えば、有名なところでは鹿児島では知覧、鹿屋、また大刀洗とか万世とか、特攻記念館があるわけです。私はこの４か所には既に訪問していますけれども、日本全国そういうところがあるわけです。この知覧や鹿屋、万世、大刀洗と、また長崎、広島とかと比較して、長崎、広島にないもの、また鹿屋、知覧にあるもの、これは何だろうなと私は考えたんです。多分、行かれた方は感じるものがあったと思います。もし行かれたらちょっとお答えいただきたいなぐらいに思うんですけれども、個人的感想はここではちょっとそぐわないですから聞きませんが、多分、日本人の誇りがあったんじゃないかと思うんです、その施設には。それはそうですよね、家族を守る、国を守るという思いで命をかけて、もう死ぬことと引き換えに突っ込んでいったわけですから。

ところが、今日本ではそれを犬死にだとか、無駄死になんて言っているわけですよ。私はあえてそこを今日ひもとくつもりはありませんが、その特攻隊の死者は3,067名。それに対して連合軍、米英の死者は4,907人という、ちょっと言い方は非常に不適切な言い方ですが、非常に大きな戦果を挙げているわけです。プラス戦闘神経症という、その後アメリカの兵隊たちは社会に戻っても全く復帰できなかったという話はよく聞く話です。

私は何も80年前の話を持ち出してきて、戦争を美化して正当化するつもりもなければ、歴史修正主義をするつもりもありません。ただ、この平和事業を毎年毎年この８月、主に８月にかけて、反省とか謝罪とか、それだけでは片手落ちですよということを言いたいんです。

そこで、ここで再質問ですが、長崎、広島、広島ですね。だけではなく、もっとそういう我々日本人の誇りを持って亡くなっていった方たちがきちんと展示されている、そのような施設があるわけですよ。そういうところに、修学旅行は教育委員会のほうですけれども、派遣事業、そういう場所に派遣するようなことはできないのか、ちょっとその辺伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

派遣先につきましては、本市が核兵器廃絶平和都市宣言を行っていることから、基本的に広島と長崎を対象としてきたところであります。特に、それぞれ原爆投下の日となります８月６日、８月９日に現地を訪問する日程として平和記念式典に参列することなど、子どもたちが平和学習に参加することが可能なことから、より深く平和意識の高揚が図れるものとして、これまで両地を候補地としてきた理由があります。

しかしながら、御質問にありました知覧とか鹿屋、そういった場所についても、戦争の事実というようなことで伝える施設は全国レベルで多く見受けられます。例えば、東京都にもあるんだとは思います。それらの施設も含めて、派遣先として平和意識の高揚等に効果があるのであれば、調査研究し、柔軟に派遣先を選定していきたいと考えています。

以上であります。

○大久保たかし議長　細田議員。

○細田伸一議員　派遣先を検討するという御答弁でありがたいなと思うんですけれども、知覧特攻記念会館、ここを見学した小学校６年生の感想文です。話を聞いてすごく悲しい気持ちになった、今自分がこんなふうに生きていることが恥ずかしい、小さなことで悩んでばかみたい、もっと生きることを大切にしたい、ここに来れてよかったです。中学生、私は修学旅行に来る前に両親と大げんかをして逃げるようにこの修学旅行に来ました。修学旅行に来たんですね。そして私は、私はこっちに来てからずっと親なんて要らない、死んでしまえばいいとばかなことを考えていました、しかし、今日遺書を見ると両親の孝行のためにと書いてあるのを見て、初めて自分の考えたばかなことを思い知りました。高校生、感想文、卒業旅行で知覧を訪れました、広島を中心に平和記念館を歩いた経験はありますが、ここ知覧が特攻兵士の最後の場所であったことを知りませんでした、大変貴重な遺品の中でも私たちと変わらない若い男性の遺書が衝撃的でありました、母上、母上と少年たちは母を呼んでいます、そして泣いてはくださるなと言い残しています、母の存在が兵士たちの心の奥で深く根づいていたことを強く知らされました、母は永遠なのだなと思います、今の日本では中学生が皆自分中心の人生を送ることに必死です、国を信じた一筋の男性らしい姿は今から見ると悲しい結果ではありますが、一人の人間として生を授かったことへの思い入れは比べものになりません、平和を望むためにはこのような兵士たちの思いをもっと知り、二度繰り返さないため学習する必要があると思います、家族を最後まで思い続けた若い青年の死を無駄にしたくないと思います、生きることへの責任を再び考え直したいというような感想文がいろいろつづられているわけです。

負の側面だけをさらけ出して否定するのであれば、戦争から生まれたもの全てを否定するようなことにもなりかねない。一方で、例えばＧＰＳとか、電子計算機とか、電子レンジや缶詰とか、カーディガンとか、トレンチコートなんて、全部これは戦争から生まれてきているわけですよ。チョコレートだってそうですね。本来溶けやすいものを、軽く栄養を食べられるために、摂取できるためにいろいろ研究して溶けないように工夫されたわけです。スペインの生ハムなんてそうですよ。今、グルメなんて言っていますけれども。これは、古代ローマ人が塩漬けのハムをスペイン人が食べているのを見て、自分たちも食べ始めて、体格が良くなったなんてというようなものもあるわけです。ジンギスカンだって、もともとは戦争の軍服で使っていた羊毛、それが使わなくなったから、戦争がなくなって、それで羊がいっぱい余っちゃったからどうして食べようかというようなところで生まれたものだというようなものもあるわけです。

御存じのように、今、世の中は目まぐるしく変わっていますよ。それをいつまでも80年間の呪縛のようなこと、その側面だけを取り上げないで、この国際情勢が目まぐるしく変わってくる、変化する中、この次期総合計

画において、９年とは言わず、次期総合計画が９年出ていましたね。これを２年とか３年、あるいはもっと短いスパンで定期的に見直していく必要があると思いますが、その点どうですか。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問のとおり、世界情勢は常に変化し、紛争も世界各地で起こっております。その状況を踏まえ、繰り返しにはなりますが、平和啓発事業の内容において、世界の紛争の状況について伝えることを検討するなど、時代の変化に合ったものにしていく必要があるかと思います。具体的に申し上げますと、特に11月の12日実施予定であります仮称世界に核兵器廃絶を発信する会合など、まさに今の時期に合ったものなのかと思われます。

また、基本計画の計画期間は９年ということでありますが、さきに述べましたとおり、その時々に応じて必要となる見直しを、年数を決めずに適宜適切に行うことを考えております。平和事業の推進にこれからも努めてまいります。

以上であります。

○大久保たかし議長　細田議員。

○細田伸一議員　ありがとうございます。ぜひその辺は前向きに国際情勢や社会環境を見ながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、福祉部が担当している戦没者追悼献花式です。これはお話は伺いました。今回行徳支所でも設置して、また、その設置を要請した議員あるいは市民の話も聞いております。ありがとうございます。

そこで、だんだん参列される方も、御遺族の方、非常に少なくなってきているわけです。今までの追悼献花式は継続するにしても、例えば、いろんな市区町村で行われているかもしれませんが、いつでもそこに行けばそのような気持ちを、慰霊あるいは追悼ができる忠霊塔あるいは慰霊碑というような言い方もあると思いますが、そういうものを今後は市川市のどこかに建立してはいかがかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

慰霊碑の建立は１つの案ではございますが、ふさわしい市川市内における場所の選定など、建立に向けては課題があると思われます。そのため、戦没者遺族会や御質問者の御意見などを伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　細田議員。

○細田伸一議員　お隣の浦安市では、その慰霊碑というものが市役所の前にありますね。大塚勝幸さんという方がいらっしゃって、この方は献花の後に参列した遺族会の会員や内田市長、市関係者を前に、祖国と家族のために戦場へと赴き散華された方々、戦火に巻き込まれて非業の死を遂げられた市井の人々が捧げた命の重みを私たちは決して忘れることはできません。貴い犠牲の上に築かれた現在の平和は、戦没者の皆様が命をかけて守り抜こうとした未来であり、私たち現代に生きる者にとってかけがえのない宝、平和の尊さを次世代に伝え、世界の恒久平和を希求しますと、そのように挨拶をしているわけです。

あの当時、なぜ戦争をしなくてはならなかったのか。なぜ命を落とし、苦しい生活をしなければならなかったのか。どうしたら戦争をせずに済ませられるのか。今もテレビでは戦争の話が伝えられております。子どもたちに戦争を決してさせたくはないと、このように、その慰霊碑――なかなか立派な慰霊碑ですけれども――の前で、また新たな誓いをしたと。

るる申し上げてまいりましたが、この平和事業、平和の施策というのは、私は福祉部、総務部はもちろん、そ

して教育委員会、もう非常に重要な役割だと思います。先ほど申し上げましたように、その施策事業はやはり後世を担う、次の世代を担う我々次の世代の方々が誇りを持って、市川、そして日本に誇りを持てるような、そのような人たちに育てるような事業展開をしていただければなと切に願いまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時48分散会

第　　３　　日

令和７年９月９日（火曜日）

令和７年９月市川市議会定例会議事日程（第３号）

令和７年９月９日（火曜日）午前10時開議

第１　議案第17号　市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
第２　議案第18号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
第３　議案第19号　市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第４　議案第20号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第５　議案第21号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第６　議案第22号　市川市道路占用料条例の一部改正について
第７　議案第23号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）
第８　議案第24号　令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
第９　議案第25号　令和７年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
第10　議案第26号　市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約について
第11　議案第27号　財産の無償譲渡について
第12　議案第28号　損害賠償請求事件の和解について
第13　認定第１号　令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
第14　報告第20号　健全化判断比率について
第15　報告第21号　資金不足比率について
第16　報告第22号　継続費の継続年度終了による精算について
第17　報告第23号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
第18　報告第24号　専決処分の報告について
第19　報告第25号　専決処分の報告について
第20　報告第26号　専決処分の報告について
第21　報告第27号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について

（代表質問）　日　本　共　産　党　清水みな子議員
新　し　い　流　れ　松永鉄兵議員
地域政党チームいちかわ　丸金ゆきこ議員
れいわ・無所属・共生の会　門田直人議員

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第17号　市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第２　議案第18号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第19号　市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第20号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第21号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第６　議案第22号　市川市道路占用料条例の一部改正について
日程第７　議案第23号　令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）

日程第８　議案第24号　令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議案第25号　令和７年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第10　議案第26号　市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約について
日程第11　議案第27号　財産の無償譲渡について
日程第12　議案第28号　損害賠償請求事件の和解について
日程第13　認定第１号　令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
日程第14　報告第20号　健全化判断比率について
日程第15　報告第21号　資金不足比率について
日程第16　報告第22号　継続費の継続年度終了による精算について
日程第17　報告第23号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
日程第18　報告第24号　専決処分の報告について
日程第19　報告第25号　専決処分の報告について
日程第20　報告第26号　専決処分の報告について
日程第21　報告第27号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告について
日程追加　議案第22号　市川市道路占用料条例の一部改正についての撤回の件

（代表質問）　日　本　共　産　党　清水みな子議員
新　し　い　流　れ　松永鉄兵議員
地域政党チームいちかわ　丸金ゆきこ議員
れいわ・無所属・共生の会　門田直人議員

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち

久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之

管財部長	湯本	明	男
情報管理部長	川島	俊	介
文化国際部長	山影	聡	香
スポーツ部長	西村		直
市民部長	吉田	一	弘
経済観光部長	宮内		徹
こども部長	山室	繁	央
福祉部長	鷲沼		隆
保健部長	横山	京	子
環境部長	佐原	達	雄
街づくり部長	小塚	眞	康
道路交通部長	米崎	勝	則
下水道部長	大塚	信	之
行徳支所長	秋本	賢	一
消防局長	吉村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	岩佐	伸	幸
会計管理者	岩井		滴
教育振興部長	根本	泰	雄
学校教育部長	池田	淳	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝	広
事務局次長	町田	茂	幸
議事課長	米津	孝	成
（議事担当）			
主幹	金子	貴	一
主査	神谷	尊	正
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任書記	三澤	啓	成
（調査担当）			
主幹	渡辺	孝	文
副主幹	岡澤	英	康
主任	荒木	智	貴
主任書記	伊藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１議案第17号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから日程第21報告第27号いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和６年度決算及び令和７年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

日本共産党、清水みな子議員。

〔清水みな子議員登壇〕

○清水みな子議員　おはようございます。日本共産党の清水みな子です。通告に従いまして代表質問を行います。

戦後80年、被爆80周年の今年は全国で様々なイベントが開催されました。昨年、ノーベル平和賞を受賞した日本被団協の皆さんは、この暑い夏も各地に出かけて被爆の実相を語り続けています。本当に頭が下がります。戦争の体験者もどんどん少なくなる中で、語り継ぐ若い世代も大事です。今年、10年ぶりに市内の中学生を広島に派遣しました。現地でたくさんのことを学んできたことでしょう。これについては後ほど質問いたします。

世界を見渡しますと、ガザ地区へのジェノサイドをやめようと、欧州各地の都市で大規模なデモ行進が行われました。ブリュッセルでは11万人の参加者がいたということです。学校や病院を攻撃し、救援・医療活動をしている人やジャーナリストまで殺害するなど、重大な戦争犯罪を繰り返しています。また、子どもたちの餓え、飢餓状態、これも深刻だとユニセフが警告を鳴らしています。妊婦さんの７割が栄養失調だということも明らかになっています。昨日の報道によりますと、７万3,000人以上の方が亡くなったり、また行方不明だということも明らかになっています。本当に許すことはできません。ロシアのウクライナ侵略も続いています。今こそ唯一の戦争被爆国である日本が、戦争反対、核兵器廃絶の声を挙げるべきです。

昨年、市川市でも講演をしていただいた日本被団協代表委員の田中熙巳さんが東京新聞のインタビューで次のように述べています。核武装は安上がりと選挙中に候補者が言い出すなど、核のタブーが壊されようとしている、戦争の実態を知る人がいなくなり、ネットの情報に乗っかって軽く考える人が増えているんじゃないか、言いようのない悔しさを覚えますと危機感を募らせています。私も同感です。

それでは、大項目の１つ目、平和行政について伺います。

(1) ８月に中学生を広島に派遣した事業についてです。戦後80周年に当たり、５年前はコロナで派遣を見送り、10年ぶりに市内の中学生を広島に派遣した平和学習青少年派遣事業について、派遣の概要や派遣された生徒の感想、今後の取組について伺います。

(2)11月に開かれる仮称世界に核兵器廃絶を発信する会合、正式には核のなき世界への連携フォーラム、この取組についてです。田中市長が恒久平和を願って、核兵器廃絶を冠につけて平和都市宣言をしている自治体、関東で34市に呼びかけて会合を開くということは以前から聞いておりましたが、11月12日に開催されることになりました。このフォーラムの内容はどのようなものを企画し、また、この取組について伺います。

２つ目は教育行政についてです。

(1)は新規採用教員の育成についてです。これは、新規採用された教員が１年以内に退職してしまうという事例が県内で起きているということです。原因は様々なことが考えられます。指導教諭との関係もあると聞いてい

ます。また、悩みを相談できないということもあるのではないでしょうか。先輩教員も自分のことで忙しく、新任教員に目が配れないということもあると聞いています。市内の小中学校に採用された新規採用の教員の現状と育成について伺います。

(2)として、小中学校の図書館司書の実態と今後についてです。先日、日本共産党地方議員団の県教育委員会への要望の中で、小中学校にある全ての図書館に司書を配置すること、そして正規の司書を配置することを県として支援をすることを要望しました。本市の全ての小中学校に図書館司書が配置されているようですが、仕事内容など図書館司書の位置づけについて伺います。

３つ目は災害対策についてです。

(1)災害時の避難場所についてです。市議団が毎年行っています市民アンケートで、今年は、防災について市川市に特に力を入れてほしい項目を選んでくださいという設問を設けました。回答で多かったのが、避難所の備品の充実、そしてトイレ対策でした。その意見の中に、御自身が住んでいる地域の避難場所が分からないという回答が多くありました。私は、周知されているのではないかというふうに思ったのですが、首都直下地震、これが30年以内に70％の確率で発生すると言われている中で、避難場所の周知は重要だと考えています。そこで、市川市ではどのような手段を使用して避難場所の周知を行っているのか伺います。

次に、(2)として、市の備蓄倉庫の現状と今後の取組についてです。食糧や日用品など、家庭で何を備蓄するか考えるに当たり、市の公的備蓄を知ることで参考になる部分があると思います。そこで、市の備蓄倉庫は何か所あり、どのくらいの備品が準備されているのか。また、公的備品について、どのような周知を行っているのか伺います。

(3)として、災害時に出るごみの処理についてです。災害時に発生するごみである災害廃棄物について、これも市民アンケートに寄せられた声ですけれども、例えば、災害があった地域で床上浸水した家から畳や家電などを持ち出し大量に捨ててある場所があり、また、そこに向かう車が渋滞しているなどテレビ放映でよく見かけます。本市はどのように災害廃棄物を処理する考えなのか伺います。

４つ目は本市における電話ｄｅ詐欺被害の実態と対策についてです。

先日、ある新聞に電話ｄｅ詐欺最前線という記事がありました。全国的にも、毎日のように詐欺被害に遭っている方がいる状況だと思います。今朝も「モーニングショー」で、この詐欺事件のことを取り上げていました。千葉県内でも電話ｄｅ詐欺の被害が拡大しているようです。県内、または本市での被害の発生状況を伺います。

また、詐欺被害防止に向けた対策について伺います。

５つ目は下水道行政についてです。

(1)下水道整備の進捗状況についてです。本市の下水道普及率は、ようやく80％を超えたということです。しかし、私の住んでいる須和田地区、担当している国分地区、中国分地区、北国分地区、また、曽谷地区など広い範囲での整備が遅れています。本管につなぐためには１軒１軒お金がかかりますので、見通しが立たないと困る、高齢になり年金だけでは払えないなど、下水道整備についてはいろいろな御意見をいただいています。さきの６月定例会、共産党の代表質問の答弁で、デザインビルド方式という新たな手法により、民間の力も活用して早期普及に向けて市は積極的に下水道工事を行っていることを伺いました。そこで、下水道工事においてデザインビルド方式を導入するに至った経緯と実施状況、そして効果について伺います。

次に、(2)本市の安全対策と委託業者への指導についてです。８月に埼玉県行田市で下水道の全国特別重点調査の点検中に作業員が死亡するという痛ましい事故が発生しました。市川市でも同様の調査を実施していると思いますが、どのようなことが原因であり、それに対して本市ではどのような安全対策を実施しているのか。また、委託業者への指導は適切に行っているのかについて伺います。

項目の最後は外来植物に対する対応についてです。

春先に花を咲かせるケシの仲間であるナガミヒナゲシなど、近年、市内の空き地などで季節を問わず、外来植物を見かけることが多くなりました。市は外来生物対策マニュアルを作成しておりますけれども、外来種の動植物の周知に努めていることは承知しておりますが、マニュアル作成の経緯と本市の外来種対策について伺います。

以上、１回目の質問といたします。御答弁の後、再質問をいたします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは大項目１番目、平和行政についてお答えをいたします。

最初に(1)８月に中学生を広島に派遣した事業についてです。先順位者にも答弁いたしましたが、本市では、核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、将来を担う若い世代へ核兵器の恐ろしさ等を継承するために、終戦の節目となります年に公立中学校の生徒を長崎や広島へ派遣をしてまいりました。終戦80年となります本年は、８月５日から７日に２泊３日の日程で広島へ派遣をいたしました。被爆遺構や平和記念資料館の見学、平和記念式典への参列、全国平和学習の集いへの参加など、戦争の悲惨さや被爆の実相について学ぶとともに、平和のために自分たちができることについて考える学習を行いました。派遣実施後の８月21日には市役所において、田中市長、高木教育長に派遣学習の感想や今回の経験を今後どのように生かしていくのかについて、生徒一人一人が報告を行ったところであります。生徒たちからは、１発の爆弾で数十万人の生活や未来が奪われたことに愕然とした、派遣前は戦争は悲惨なものといったイメージしかなかったが、その中で人々は希望を持って復興に取り組んだことが分かった、被爆の実相や戦争の悲惨さ、平和の大切さについて自分たちを含めた若い世代につないでいかなければならないと思ったなどの感想や、未来に向けた思いが語られたところであります。今後は派遣記録動画を市公式ユーチューブチャンネルで公開、また派遣報告会を開催するなど、広く市民に共有をしていく予定であります。

次に、(2)11月に開かれます仮称世界に核兵器廃絶を発信する会合についてであります。この内容につきましても、先順位者にお話はさせていただいたんですけども、終戦80年の事業といたしまして、本市と同様に核兵器廃絶平和都市宣言を行っております関東近辺の自治体の市長等と意見交換を行う自治体間連携イベントを、本年11月12日の午後、文化会館小ホールを会場として開催をいたします。イベントの内容といたしましては、日本原水爆被爆者団体協議会、被団協の代表委員の田中熙巳氏による講演と、御参加いただいた市長の方々などと意見交換を行うほか、被爆三世の歌手、上奥まいこ氏によるミニコンサートも予定しているところであります。意見交換では、核兵器のない平和な未来を築いていくために自治体ができることについてをテーマとして話し合い、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を目指していくことを確認する場としたいと考えております。現在、充実したイベントにするため、なるべく多くの市長の方々に御参加いただけるよう、各自治体と調整を行うなど、開催に向けた準備を行っているところであります。

以上であります。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　私からは大項目２つ目、教育行政についてお答えいたします。

初めに、(1)新規採用教員の育成についてです。令和７年度の市川市内での小中特別支援学校の新規採用教員は88名となっており、ここ数年、毎年90名程度の教員を採用しております。千葉県では、経験豊富な初任者指導教員が配置され、１週間に１回から２回、指導計画の下、実際の授業に立ち会う形で指導を行っております。また、初任者研修も実施しており、年間15回の様々な観点からの研修を実施しております。各学校では、ＯＪＴの取組として、パートナーシップ制によるペアでの研修や、経験豊かな教員と同学年で勤務する中で、日々の具体

的な対応について先輩教員がアドバイスをしております。そのほかにも、若年層教員の主体的な研修も実施しております。

続いて、(2)小中学校の学校司書の実態と今後についてお答えします。学校司書の業務は学校図書館の管理運営を担い、教員が児童生徒に対して行う読書指導や利用指導の支援のほか、教員への資料や情報提供などです。教育委員会では、市立学校全体に会計年度任用職員を中心に学校司書を配置しております。学校司書は学校図書館の館長である校長のリーダーシップの下で、各校の司書教諭などと連携、協力しながら、専門性を生かした役割を果たしております。学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、教育委員会では、今後も学校司書の適切な配置と資質の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目３つ目の災害対策についての(1)及び(2)についてお答えします。

初めに、(1)の災害時の避難場所についてです。避難場所とは、災害によって身の危険が迫っているときに一時的に避難する場所のことであります。避難所は一定期間、避難生活を送る場所に対しまして、避難場所は地震による揺れや洪水などの危険が切迫する状況において、生命の安全確保を目的に緊急に避難する場所と位置づけられております。具体的には、公園やグラウンドなどの一定の広さがある場所を指定しております。避難場所や避難所となる施設には、ＪＩＳ規格に応じたピクトグラムを使用した標識などを設置しております。また、市では避難場所や避難所が記載されている減災マップや水害ハザードマップを作成し、市公式ウェブサイトでの公表や公共施設等での配布に加え、大規模災害対応合同防災訓練、地域で行う防災訓練、防災講話や市民まつりなどのイベントの場でも参加者に配布するなど、積極的に周知を図っております。加えて、小学校区ごとの地域特性や災害リスクなどをまとめた防災カルテを市公式ウェブサイトで公表しているほか、市長のタウンミーティングなどの機会でも紹介しております。

次に、(2)の市の備蓄倉庫の現状と今後の取組についてお答えします。本市では、災害用の備蓄として、地震による建物の倒壊や火災で家を失った市民の皆様のために、各小中学校に設置している備蓄倉庫や市内14か所の防災倉庫などへ食糧や生活必需品の備蓄を進めております。食糧については、想定される避難所避難者の１日分を目標に、令和７年８月末現在、全体としてクラッカーやアルファ化米など約17万食や、乳児用の粉ミルク約4,600食などを備蓄しております。また、生活必需品として、毛布約４万7,000枚をはじめ、携帯トイレ約37万回分、トイレットペーパー約１万9,000個、乳幼児用や大人用のおむつ約６万6,000枚など、そのほか避難所の生活環境を整えるための資機材として、プライベートテント約2,100張り、ポータブル蓄電池約170台、バルーンライト約100台などの備蓄も行っております。公的な備蓄の周知につきましては、小学校区防災拠点協議会の活動や各種防災訓練、防災教育等の中で、家庭での最低３日分の水、食糧、携帯トイレ等の備蓄を前提として、各施設の備蓄物資の説明や紹介を行ってきたところでございます。あわせて、市公式ウェブサイトでも市川市地域防災計画の資料編におきまして、食糧、物資の備蓄状況を公表しております。

なお、本年７月の災害対策基本法の改正により、市町村は防災上必要な物資の備蓄状況の公表が義務づけられたことから、今後は新たに示された国の指針に従って、主な品目の備蓄状況を市公式ウェブサイトにおいて、分かりやすい形で公表する予定としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは大項目、災害対策についての(3)と外来植物に対する対応についてをお答えいたします。

災害廃棄物の処理につきましては、市川市災害廃棄物処理計画に基づき実施することとし、衛生的かつ迅速な処理や徹底した分別による資源化などを基本方針としています。この計画の中では、リサイクルの推進や最終処分量の削減などを行うため、損壊家屋の撤去により発生するコンクリートガラ、柱や家具などの木くず、家電などを品目ごとに一時的に保管する仮置場を確保し、運用することとしております。廃棄物の収集運搬や処分については、本市だけで対応が難しい場合は、協定に基づき他自治体や民間事業者などに支援を求めることを想定しております。このことから、本市では様々な協定による災害対応力の強化を図ってきており、昨年度には土砂が混じった災害廃棄物などをセメント製造の原料として資源化する協定を市内に施設を有する民間事業者と締結し、災害に強い体制づくりに取り組んでいます。

次に、大項目、外来植物に対する対応についてお答えいたします。外来植物とは、海外から持ち込まれた本来はその地域に生息するはずのない植物のことで、これらの中には、繁殖力が強く生態系や生活などに影響を及ぼすものがいることから、本市では、その種類や被害防止対策を分かりやすく周知するため、令和６年２月に市川市外来生物対策マニュアルを策定いたしました。御質問のナガミヒナゲシなどの外来植物の繁茂については、春から夏にかけて市民の皆さんからの問合せを受けることがあり、対策マニュアルのほか、市公式ウェブサイトにおいても周知に努めており、開花時期や特徴などを画像とともに紹介するほか、枯れさせてから燃やすごみとして処理することなど、具体的な除去方法を紹介しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　私からは大項目４つ目、市内における電話ｄｅ詐欺被害の実態と対策についてお答えいたします。

初めに、千葉県内における電話ｄｅ詐欺の被害状況についてです。千葉県警察によりますと、令和６年７月末現在で被害件数が507件、被害総額は約17億円でしたが、令和７年７月末では、被害件数が677件で、被害総額は42億円を超えており、昨年同時期と比べて、被害件数が170件、被害総額が25億円以上増加しております。

次に、本市の被害状況ですが、令和６年７月末で被害件数が45件で、被害総額は約１億円でしたが、令和７年７月末では、被害件数が73件で、被害総額は４億円を超えており、昨年同時期と比べて、被害件数が28件、被害総額が３億円以上増加しているという極めて深刻な状況となっております。このような電話ｄｅ詐欺の被害を防止するために、個人ができる主な対策といたしましては、警察庁の特殊詐欺対策ページでも紹介されておりますが、まず、固定電話の番号表示非通知サービスの導入です。詐欺被害のほとんどが自宅の固定電話への１本の電話から始まっていることから、知らない番号からの電話や番号非通知の電話には出ないことが有効です。次に、国際電話の着信ブロックの申込みです。国際電話を利用した被害が多発していることから、海外からの電話を受ける必要がない場合には、国際電話不取扱受付センターに着信ブロックを申し込み、海外からの電話に出ないことが有効です。また、本市が実施している対策といたしましては、令和２年に市川、行徳両警察署や自治会連合協議会などの関係団体と特殊詐欺被害撲滅に関する協定書を締結したのをはじめ、令和５年には市川警察及び市川郵便局の３者で地域安全に関する覚書を、行徳警察署及び行徳郵便局の３者で地域安全に関する協定書を締結し、電話ｄｅ詐欺の被害防止に努めてまいりました。これに加え、満65歳以上の方を対象に、迷惑電話防止機能つきの電話機を購入した際の補助事業や、簡易型自動録音機の譲与、街頭犯罪防止キャンペーンや地域イベントへの参加等による啓発活動、市川市民防犯講演会や出前防犯講座の実施、市公式ウェブサイト、「広報いちかわ」への掲載、ＳＮＳの配信などで電話ｄｅ詐欺への注意喚起を呼びかけてきたところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　私からは大項目、下水道行政についてお答えします。

初めに、(1)下水道整備の進捗状況についてです。まず、デザインビルド方式を導入するに至った経緯ですが、これまで、国では下水道の未普及の解消を効率的に進めるため、工事の規模を大きくし、複数年度にわたって契約ができる官民連携事業であるデザインビルド方式を勧めてきております。本市でも、このデザインビルド方式について、下水道での施工実績のある自治体等を研究したところ、一定の有用性が見られたため、本市において導入することといたしました。

次に、本市における実施状況ですが、現在、北方地区と国分地区の２地区において試行的に事業に着手しております。北方地区においては、一定の区画整理された面的な地区のモデルとして実施しており、事業期間は令和２年度から７年度末までの６年間、整備予定面積は約19haになります。国分地区においては、起伏のある線的な地区のモデルとして実施しており、事業期間は令和５年度から９年度末までの５年間、整備予定面積は約11haになります。

続いて、デザインビルド方式に期待する効果といたしましては、設計段階から外注することで人員不足を補うことはもとより、民間の設計や施工のノウハウ、柔軟な創意工夫等を取り入れることで、事業の効率化や市職員の技術レベルの向上が図られることが考えられます。あわせて、下水道整備を加速させることで、衛生的で快適な生活の早期実現につながることも期待しているところであります。

次に、(2)本市の安全対策と委託業者への指導についてお答えします。本年８月２日に行田市で発生した事故は、八潮市で発生した道路陥没事故を受けて実施されている大規模下水道管路を対象とした全国特別重点調査の実施中に発生した事故で、４名の方が亡くなられております。事故の経緯は、これまでの報道によりますと、点検前に管路内の排水作業を進めていたところ、マンホール内部の硫化水素濃度の上昇によりガス検知器が発報したため、作業員は一旦は地上に退避したとのことです。その後、ガス検知器の警報が止まり、内部状況を確認するため、１名がマンホール内に入り、はしごを下りている途中に意識を失い転落し、救助しようとした３人も相次いで転落したと見られ、４人とも転落防止の安全帯については装備していなかったとのことです。事故直後においてはガス検知器の警報は鳴っており、硫化水素の濃度は基準の15倍以上に達していたため、酸欠マスクを装着していなかったことから、硫化水素による中毒、それに伴う窒息が原因で亡くなられたと考えられております。現在、本市においても同様に、設置から30年以上経過した内径２ｍ以上の管路を対象として、合流式下水道区域の約470ｍの管路について調査を実施しております。安全対策といたしましては、作業開始前、作業中における酸素濃度、硫化水素濃度の測定並びに管路内の換気を徹底するよう指導するとともに、実施状況について、チェックシートにより確認することとしております。

今回の事故を受けて、国からは８月４日付で全国の各下水道管理者へ下水道の管路内作業における安全確保の徹底に関する事務連絡が発出されております。本市といたしましても、委託事業者への周知徹底はもとより、実効性も含めて安全管理を求めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。まず、第１項目の広島へ派遣した平和行政についてです。派遣内容の中身、感想などを伺いました。やはり現地で感じるものは中学生の心に残っていくものだと思います。この平和学習青少年派遣事業について、市川市では、節目となる５年ごとの事業というふうになっております。ですから、５年前にコロナで派遣が中止になって、10年目の派遣ということになったわけです。派遣の中学生の卒業により、貴重な経験を受け継いでいくことが難しいというふうに考えます。私は、毎年の派遣、少なくとも２年に１度の派遣が望ましいと考えますが、本市と同規模の近隣市である船橋市、松戸市の実施状況

及び財源について伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

まず船橋市についてであります。船橋市は、毎年２泊３日の日程で広島と長崎に交互に派遣をしており、今年度は広島だけではなく、周年事業といたしまして、沖縄にも派遣したとのことでありました。また、人数につきましては、行き先ごとに中学生以上の学生５名を派遣しており、財源につきましては、船橋市は基金を設置しておりませんので、経費につきましては市税等の一般財源ということになります。

次に、松戸市についてであります。松戸市は、毎年３泊４日の日程で長崎に派遣をしており、人数は市内中学校から各１名、合計22名、財源につきましては平和基金より拠出をしております。

なお、本市は、御質問のとおり５年ごとの実施で、財源につきましては、松戸市と同様に平和基金からの拠出としております。

以上であります。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。松戸市も船橋市も毎年広島、または長崎、そして船橋は今年、沖縄へも派遣をしているということです。本市の５年に１度というのは、あまりにも継承されないのではないでしょうか。以前に四街道市で開かれた平和の集いに参加をしたときに、その夏に広島に派遣された中学生の発表を聞く機会がありましたけれども、本当にすばらしい感性で、毎年派遣する意義はあるなというふうに感じました。ぜひ市川市でも毎年、または２年に１度でも広島、長崎に派遣をしていただきたい。そして、平和基金での派遣であれば、派遣費用を市民に募金を訴えるのはどうでしょうか。市民にも平和について考える機会になるというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、(2)の再質問です。11月に開催される核なき世界への連携フォーラムについて答弁をいただきました。このフォーラムで、全世界が今注目しています日本政府が核兵器禁止条約に署名、批准するように決議を上げていただきたいと思います。今署名は94か国、批准は73か国となっています。広島市のホームページには、核兵器禁止条約の概要、主な特徴、現状と課題、署名用紙もダウンロードできるようになっており、署名に御協力くださいとしています。被爆地ならではの取組だと思います。市川市では、中学生を派遣する周年事業と、例年実施しております平和の折り鶴、平和寄席、平和ポスターなどの平和啓発事業によって、平和の大切さや核兵器の廃絶を呼びかけているところですが、核兵器廃絶平和都市宣言はありますが、平和事業を推進していくために、他の自治体が制定しているような平和条例の制定が必要と考えますけれども、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。本市は世界の恒久平和を願い、いかなる国の核兵器に対しましても、その廃絶と軍縮を訴えることを目的に、昭和59年11月15日に核兵器廃絶平和都市宣言を行っております。この宣言の下、戦争の記憶を風化させないため、戦争の悲惨さ、平和の大切さを次世代に継承していくために、各種の平和啓発事業を実施しているところでもあります。また、平和啓発事業の永続性と財源の安定確保を図るため、宣言から５周年となる平成元年には平和基金に関する条例を制定し、その基金を活用して事業を展開してきております。このように、本市では事業の実施の根拠となる宣言と事業を実施するための財源となる基金により、平和啓発の根拠と継続性を担保して取り組んできているところであります。そのため、現時点では根拠と担保の視点からも、御質問の平和条例の制定は想定をしておりません。

以上であります。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　本市は2009年に平和首長会議に参加し、今年2025年は日本非核宣言自治体協議会に参加したということです。平和首長会議は全世界に呼びかけており、今166か国、8,516都市、日本では1,740都市、日本非核宣言自治体協議会には367の自治体が加盟しています。今年、長崎で開かれた平和首長会議には田中市長も参加したと広報で知りました。先ほどの答弁で、平和条例の制定については考えていないということですが、平和条例の制定の意義はやっぱり大きいというふうに考えます。私は、1990年に中野区で制定された中野区における平和行政の基本に関する条例がとてもしっくりきました。中野区は平和基金も設置しています。別記として、憲法擁護・非核都市の宣言があります。紹介します。「まちには　こどもの笑顔がある　ひろばには　若者の歌がある　ここには　私たちのくらしがある　海を越えた　かなたにも　同じ人間の　くらしがある　いま　地球をおおう　核兵器は　あらゆる　いのちの営みを　この　しあわせを　奪い去る　私たちの憲法は　くらしを守り　自由を守り　恒久の平和を誓う　私たちは　この憲法を大切にし　世界中の人びとと　手をつなぎ　核をもつ　すべての国に　核兵器をすてよ　と　訴える　この区民の声を　憲法擁護・非核都市　中野区の　宣言とする」というものです。市川市の核兵器廃絶平和都市宣言もとてもすばらしく、格調高いものだと思います。毎年の平和行進の出発式のときには宣言文を読み上げて、みんなで確認しています。ぜひ平和条例の制定を検討していただきたい、このことを要望します。

次に、教育行政について再質問いたします。(1)新規採用教員の育成について伺いました。令和７年度の新規採用教員88名に対して、指導教員は何人配置されているのでしょうか。また、どういった方が指導教員となり、また、新任者の悩みに寄り添った研修となっているのか、これについて伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

今年度採用の教員88名に対しては、指導教員は28名配置されており、今年度の指導教員は61歳以上の元管理職や経験豊富な指導力のある教員が務めております。また、研修内容は初任者の事後アンケートなども踏まえつつ考えられており、教科指導のほか、道徳教育、教育相談、いじめ、不登校への対応など初任者の悩みにも対応した内容となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　新規採用された教員は、指導教員とのあつれきがあり、上から目線の指導などで辞めていった方もいるということを聞いております。指導という名がついているので、行き過ぎた指導があってはならないと思います。十分に気をつけて、新規採用教員が独り立ちするように、また見守り、相談相手になるような指導教員になってもらいたいというふうに思います。それでなくても、全日本教職員組合の調べで、教員の97％が定時には帰れない。つまり、残業がほとんどだということが発表されました。時間外労働と教員の未配置により、教員の深刻な実態があります。希望を持って教員となった新規採用教員を、１年以内で辞めるという方がいないように、ぜひ指導をよろしくお願いします。

次に、(2)の小中学校の図書館司書の実態と今後について答弁いただきました。全ての小中学校に図書館司書を配置しているというのは本当にすばらしいことだと思います。このお仕事が専門性を生かして、重要な役割を果たしているということも分かりました。しかし、任用において、会計年度任用職員ということですが、正規職員ではなく会計年度任用職員を採用する理由について伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

学校司書の業務は、学校図書館の管理運営及び学校における読書活動と情報活用を支援することです。これら

の業務を学校司書は司書教諭と協力して担っているため、必ずしも正規職員である必要はなく、会計年度任用職員として任用しております。令和６年９月に文部科学省が公表した調査結果によりますと、全国の公立小中学校における学校司書の会計年度任用職員の割合は約95％となっております。今後の本市における学校司書の雇用については、こうした全国的な状況を踏まえて調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。文科省の調べでも、会計年度任用職員が約95％ということですが、会計年度任用職員は御存じのように１年ごとの契約です。１年で異動となることもあると思いますが、その学校になじむには１年では短いのではないかというふうに思います。その点、市はどのように認識していますでしょうか。お願いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会は会計年度任用職員である学校司書の任用については、市立学校全体の学校図書館運営が円滑に進むことを目指し、学校の要望及び本人の希望を考慮した上で、学校図書館運営において効果的に配置することを基本方針としております。そのため、学校司書の異動については、契約は１年であるものの、複数年同じ学校での勤務となることもあります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。学校司書で働くというブログを書いた方がいます。市や町によって雇用形態はまちまちで、非常勤が多い。やるべきお仕事は、本の整理、図書の貸出し、読み聞かせ、ブックノート、掲示、図書便りの作成、本の注文など、毎日忙しく、お給料は本当にちょっと。割に合わないなと思うこともしばしば。ただ、私たちの仕事は、自分の裁量一つでどうにでもなります。何もしない人もいます。私はどんなに忙しくなっても、楽しい図書室を目指したい。本に興味がなかった子が、目をきらきらさせて読書に夢中になる姿に出会えるだけで、やっぱりうれしくなる。このように、学校司書で働く方のブログがありました。本市は会計年度任用職員がほとんどで、本市の採用になっているということです。正規の職にするには、県の採用としてしっかりと給料も保証することなど、ぜひ要望していただきたいと思いますし、私たちも要望していきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、災害対策についてです。(1)の災害時の避難場所について伺いました。避難場所や避難所が掲載されている減災マップ等を配布するなど周知を行っていることは確認できましたが、市川市には多くの外国人が住んでおります。市川市国際交流協会の調べでは、４月末現在116か国、約２万3,000人ということです。その方たちにも分かるように、減災マップは今現在、何か国語で作成しているのか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

本市では、従来から、英語、中国語、韓国語の災害から身を守るための行動を掲載しているリーフレットや、市川市国際交流協会が編集、発行した多言語防災ガイドマップを配布しております。また、水害ハザードマップについては、英語、韓国語、ベトナム語の３言語に対応したものを作成し、市ウェブイトに掲載しております。そのほか、国や県が作成した多言語に対応したリーフレット等も活用してまいりました。多くの外国人の皆様が災害時に混乱しないよう、多言語での災害マップなどは重要でありますので、市内に居住している外国人の皆様に対して、適切な避難行動が行えるよう、様々な機会を通じて周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　本市のハザードマップが英語、韓国語、ベトナム語と３か国語ということで、あまりにも少ないなというふうに思います。116か国の出身の方が市川市に住んでいるわけですから、もっと多言語のマップを作成していただきたいというふうに思います。

再々質問です。今、線状降水帯などで大雨災害が多発しています。近くの河川が氾濫し、避難所に行けない場合はどうしたらよいのかという声もありました。この対応について伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

台風などの場合は特に高齢者や配慮が必要な方に対しまして、早期に避難情報を発信し、開設している避難所や浸水が想定されていない地区への避難など、安全な避難を促します。また、避難所へ避難するいとまがなく危険が迫っている場合には、近くにある頑丈な建物の高い階や、自宅にいる場合でも２階以上へ避難するよう避難情報を発信して、身の安全を守る最善の行動を促してまいります。

御家庭の中で逃げ遅れゼロを目指し、時系列に整理した防災行動計画であるマイタイムラインを作り、平時において確認することが大切であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　御答弁いただきました。８月16日付「広報いちかわ」の２面に、「地震から命を守る」という特集が掲載されています。１、自宅を安全にする、２、正しい情報を手に入れる、３、備蓄をする、４、非常持ち出し品を準備するというものです。いつ何どき災害に遭うか分かりませんので、しっかりと周知をしていただきたいというふうに思います。

次に、(2)の備蓄状況の現状などを伺いました。本年７月の災害対策基本法の改正により、市町村が防犯上必要な物資の備蓄品の公表、これが義務づけられたということで、備蓄品がどれだけあるのかなというふうに思っている市民には本当によかったというふうに思います。

そこで再質問なんですが、アルファ化米など17万食備蓄しているということですけれども、食糧などは消費期限があります。そのようなものに対してはどのように対応しているのか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

本市では、備蓄している５年保存のアルファ化米やクラッカー、ミルクなどのうち消費期限が迫ってきたものにつきましては、防災訓練や市内イベント等において参加者に提供するなど、備蓄の必要性を周知する取組に活用しております。また、庁内各課や市立小中学校に利用希望の調査を行い、防災訓練や防災教育で有効に活用してもらうとともに、子育て世帯や生活困窮者の支援にも活用し、廃棄することがないよう努めております。家庭においても、消費期限が近いものから順に消費し、消費した分を買い足していくローリングストックを実践していただけるよう、啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　ぜひ廃棄することがないように、有効に活用していただきたいというふうに思います。「『いざ』に備える防災特集」というヤオコーのチラシが入りました。そこには、防災チェックリストと合わせて、家族で話し合っていますかと５つのルールが書いてありました。１つは、行く先はいつも明確に。ふだんと違う場

所へ出かけるときには、必ず家族に行き先を報告する習慣をつける。２つに、３つの安全エリアに退避。頭を守り、落ちてこない、倒れてこない、移動しない、この場所を部屋の中で見つけようということです。３つは、どう逃げるか、どう動くか、家族で逃げる道を確認しよう。４、どこで落ち合うか集合場所を決める。避難所を確認し、ここに集合するルールを決めよう。５つは、非常時の連絡先、安否確認方法、伝言ダイヤルなど確認手段を決めておく。これらを家族で話し合おうというものです。とてもいいチラシだなというふうに見ました。また、ユニディなども菅野小学校で防災訓練を行ったときには、机も出して防災グッズなども紹介していました。ぜひ地域にそのようなお店をしっかりと皆さんも見ていただきたいというふうに思います。

次に、(3)災害時に出るごみの処理についてです。市川市災害廃棄物処理計画に基づいてごみを処理していくことは分かりました。それでは、本市は仮置場をどこに設置する考えなのか、これについて伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

災害廃棄物の仮置場については、被害の状況を考慮して場所を確保する必要があることから、事前の選定は行っておりません。選定する際の条件としては、重機の使用や廃棄物の種類ごとの保管に必要な広い面積が確保できること、搬出入の車両の通行が容易な幅員の広い道路に接続していること、環境保全対策や安全確保が可能であることなどがあり、想定とはなりますが、公園や広場を対象として考えております。これらの条件を踏まえた上で関係部署と協議を行い、設置することとしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。仮置場を設置する対象は公園や広場ということですが、北部地域、中部地域、南部地域、広い土地があれば候補地として、ふだんから整備をしていただきたい、このように思います。また、仮設住宅を建てる場所の取り合いなどとならないように、関係部署との協議もしっかりと進めていただきたいと思います。

次に、本市における電話ｄｅ詐欺被害の実態と対策についてです。発生状況を伺いました。本当に昨年と今年では被害の状況が大分拡大しているということが分かりました。今、固定電話だけではなくて、携帯電話にも詐欺の電話がかかってくるという状況です。私の知人も、末尾が1111という市役所の末尾と同じということで、市役所だと思って電話に出たら、やはり「市役所です。医療費の還付があります」という電話で、数百万円だまされてしまいました。今、警察官を名のったり、手口がどんどんと変わってきているように感じますけれども、最近の電話ｄｅ詐欺の手口、これはどうなっているのか伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

最近の電話ｄｅ詐欺の手口といたしましては、自宅の固定電話や携帯電話に国際電話番号などから電話をかけ、警察官を名のり、あなたの口座が犯罪に使われている、あなたの携帯電話が不正に使われたなどと様々な理由をつけて、資産を保護する、口座を調査するなどと言って現金をだまし取ったり、振り込ませるものが増加しております。また、犯人が警察官を名のり、あなたが逮捕されるなどと不安をあおり、ＳＮＳのビデオ通話で偽の警察手帳や逮捕状を見せてくるケースもあり、本物の警察だと信じ込ませるために、実在する警察署や警察本部の電話番号を偽造して電話機に表示させたり、末尾に0110がつく電話番号を使うこともあります。このような新たな手口が増えてきたことから、これまで被害が多かった高齢者世代より若い世代も被害に遭うことが増加しております。特に40歳代以下の本市の被害件数の割合につきましては、令和６年７月末では被害件数全体の8.9％でしたが、令和７年７月末では24.7％と急増しており、若い世代にも電話ｄｅ詐欺に対する注意喚起が必

要な状況となっております。

このように電話ｄｅ詐欺の手口が巧妙かつ多様化し、被害に遭う世代も広がっていることから、「広報いちかわ」の９月20日号に改めて電話ｄｅ詐欺の対策記事を掲載し、市民の皆様が被害に遭わないよう注意喚起を行う予定です。今後も警察や関係団体と連携し、様々な手法で電話ｄｅ詐欺の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　40代以下の若い世代にも被害が増えているというのは本当に驚きました。24.7％、４分の１が若い世代ということなので、注意喚起が本当に必要です。９月20日付の「広報いちかわ」で特集されるということですけれども、皆さんにぜひ見ていただきたいんですが、今、新聞購読者も少なくなり、市内の半分の世帯にしか届いていないのではないでしょうか。私たちは前から要望していますが、全ての世帯に「広報いちかわ」を届ける手だてを取ってほしい。要望いたします。これは市民部だけではいきませんけれども、ぜひ考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、下水道行政についてです。(1)の下水道整備の進捗状況について伺いました。デザインビルド方式の経緯と現状、効果について伺いました。北方地区は今年度が事業の最終年度ということですけれども、ここまで進めてきた上で得られた効果、課題、また市の評価、これについて伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えします。

新たな整備手法を採用したことにより、複数年にわたる設計施工の一括発注が可能となり、単年度の一般的な工事の整備面積、おおむね１haから２haに対し、より広範囲に面的な整備が可能となりました。一方で、限られた区域において多くの工事を同時に施工するため、施工中の迂回路の確保や関係機関との調整等、複雑な現場対応が必要となるといった課題もあると認識しております。本市の下水道事業として初めてチャレンジしたデザインビルド方式であるため、今年度中に北方地区の事業を完遂させた後、地域特性を踏まえた具体的な効果や課題などについて検証を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　まだ事業中ということで、効果もあり、課題もあるということで、現段階では評価は難しいということです。現在整備を進めている北西部、国分地区は、道が狭かったり、迂回路が取れなかったり、また高低差もあって施工が困難であるということもイメージできます。前回、やなぎ議員が質問したように、水道管を破裂させるような事故、これを起こさないように慎重かつ安全に工事を進めていただきたいというふうに思います。

その中でも、下水道の早期完成に向けてデザインビルド方式など、新たな方法にチャレンジしているということです。下水道の整備は80％を超えましたが、あと20％は残っています。一刻も早く100％の下水道整備がされるように取り組んでいただきたいと思います。お願いします。

次に、(2)です。安全対策と委託行政への指導について伺いました。本市では、これから全国特別重点調査の作業に着手をするということですが、国からの通知も踏まえて、決して事故が起こらないように、しっかりと安全対策を取っていただきたいと思います。

一方、本市では、この重点調査以外にも日常的に下水道管路の点検を実施していると思いますが、そこではどのような安全対策や委託業者への指導を行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　本市でも下水道施設の点検や清掃などでマンホールや管路内部に入る作業があるため、事故防止の安全対策は特に重要であると考えております。そのため、管理業務に従事する本市職員も、国家資格である技能講習を受講するなどして安全確保を図っております。また、委託事業者に対しては、契約書において、各種法令で定める遵守事項のほか、労働災害を防止するための安全管理事項を明記し、事故の未然防止に努めるよう求めております。加えて、今回の事故発生後において、本市から改めて管渠の修繕や清掃などを行う全ての事業者に対し、作業時の安全対策の注意喚起をしたところでございます。今後、事故原因を踏まえて国から再発防止策が改めて示されることから、委託業者と情報共有を行い、事故防止に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　くれぐれも事故が起きないように、安全対策をしっかりと取っていただきたいというふうに要望します。

最後の外来植物に対する対応についてです。先ほどもナガミヒナゲシのことを言われましたけれども、特にナガミヒナゲシについて、今回市民アンケートでたくさんの声をいただきました。北国分駅の近く、また大柏出張所の近く、八幡６丁目辺りに住んでいる方も民家の敷地などでよく見かけるけれども、毒性があるのではないか、発見した場合どのような対応をすればよいのかという声です。そこで、ナガミヒナゲシの対応について伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

ナガミヒナゲシは４月から５月にかけてオレンジ色の花を咲かせるケシの仲間で、市内の空き地など町なかで見かける機会が増えている代表的な外来植物です。繁殖力が強く、群生する特徴があり、ほかの植物の生育を阻害すること、また、毒性は低いものの、触れるとかぶれることがあることから、民家の敷地などで見つけた場合は、長袖の服や手袋を着用し、根から引き抜いて除去するように市公式ウェブサイト等で周知しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　ナガミヒナゲシは毒性が低いということですけれども、素手で触るとかぶれるということです。子どもたちは外で遊ぶ機会も多く、知らずに外来植物に触れることもあると思いますが、子どもたちに対して危険な外来植物をどのように周知しているのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

子どもたちへの周知としましては、令和６年には市立小中学校に外来生物対策マニュアルの活用を依頼するとともに、県が発行しました外来生物のハンドブックを配布しております。さらに、例年、ニッケコルトンプラザで開催し、多くの親子連れが訪れる環境フェアにおいて、県と連携し、外来植物の毒性や除去方法などを分かりやすく伝えるパネル展示を行ったところです。引き続き子どもたちが危険な外来植物に不用意に触れることがないよう、周知に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　植物も動物も外来種が本当に多くなっていると思います。毒性があるもの、ないもの、毒性があるものには近づかないことなどが一番ですから、どのようなものなのかしっかりと周知する必要があると思

います。これからも周知に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で共産党の代表質問を終わります。

○大久保たかし議長　次の質問者、新しい流れ、松永鉄兵議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　無会派の越川雅史でございます。議長はただいま何事もなかったかのように、会派新しい流れの松永鉄兵議員を指名して、代表質問を継続させようとしておりますが、同議員におかれましては、市川市議会政務活動費に関する条例に違反したとの理由から、田中市長より条例違反と認定され、政務活動費の全額の返還を命じられた経緯があることは皆さん御承知のことかと思います。そして、この事実を踏まえて、さきの６月定例会においては、本市川市議会は発議第１号条例違反により、政務活動費の返還命令を受けた松永鉄兵議員（会派「新しい流れ」所属）に対し、説明を求める決議についてを多数をもって可決しております。もちろん代表質問ですので、新しい流れという会派が、この人物こそが我が会派の象徴的な存在だとして代表者として質問に立てること自体は、同会派の良識と責任に基づいて同会派の判断でやれば結構なことだと思いますが、条例違反について、本市議会の多数をもって説明責任を果たすよう求められている議員が、自らは２か月以上もの長期にわたり説明責任を果たさない一方で、理事者に対しては条例や予算の執行状況などについて答弁を求める、すなわち、説明を求めるということは、本当に市民の理解を得られるのでしょうか。私は、市民の理解が得られず、本市議会に対する市民の信頼が失墜してしまうのではないかと危惧する次第です。

また、本市議会としても、公式な意思決定の結果として、松永鉄兵議員に対し、本件経緯と期日遅延の理由につき説明するよう求めていたにもかかわらず、松永議員が説明責任を果たす前に、何事もなかったかのように質問者として認めてしまうことは、議決の重みを本市議会自らが軽んじてしまうような行為であり、自己矛盾とも言える誤った判断に陥るのではないかとも危惧する次第です。もちろんこの議場にいる42名の議員の多数が、条例違反など代表質問を妨げる理由にはならない、議員は自ら説明責任を果たさずとも理事者に対しては答弁を求めることができる、説明責任を果たすよう求めることは当然であると考えるのであれば、そのような考えが市民の理解が得られるかどうかは別として、それが本市議会の意思ということなのかもしれませんが、目下、本市議会の意思がどこにあるのか曖昧なまま、あたかも何事もないかのように議事を進行させてしまうようでは、本市議会は大変無責任な議会であるように感じてしまいますし、議長に対する信任が揺らいでしまうという思いを持つのは私だけではないと思います。

つきましては、大久保議長におかれましては、ここで休憩を宣言していただき、議会運営委員長に対し速やかに議会運営委員会を招集するよう求めるとともに、発議第１号に基づく松永鉄兵議員による説明の件につき、同委員会における審査を促すべきと考えますが、議長の御見解を伺います。

○大久保たかし議長　ただいまの越川議員の発議に関してですけれども、休憩を求めるということでよろしいでしょうか。

越川議員。

○越川雅史議員　私は議事進行発言をしております。

○大久保たかし議長　議事進行として受け止めました。休憩をするような考えはございません。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　それでは、議長より議会運営委員長に対し、速やかに議会運営委員会を招集するよう求めると

ともに、発議第１号に基づく松永鉄兵議員による説明責任の件につき、同委員会における審査を促すべき時間が必要だと考えますので、休憩動議を提出いたします。

〔「賛成」「動議に賛成」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　ただいま越川議員より休憩の動議が提出をされ、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって直ちに議員の動議を議題とし採決をいたしたいと思います。

この採決につきましては起立により行いたいと思います。

議員の動議のとおり決することに賛成の方……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　採決なんですが、起立ではなく、この賛成ボタン、このシステムを使って表決をすべきと考えますので、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　すみません。できないという見解ですので、起立により行いたいと思います。

続けたいと思います。

この採決は、先ほど申し上げたとおり起立により行います。

議員の動議のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　数えますので少々お待ちください。

起立者少数であります。よってこの動議は否決されました。

次に移ります。

会派新しい流れ、松永鉄兵議員。

〔松永鉄兵議員登壇〕

○松永鉄兵議員　会派新しい流れの松永鉄兵でございます。会派を代表して、通告に従って代表質問を行います。発言方法は、初回に総括的な質問を行い、その後は一問一答方式で進めてまいります。

まず初めに、令和６年度決算についてお伺いをします。

決算につきましては、今後、決算審査特別委員会において詳細な審査が行われることから、ここでは個別具体的な内容については触れず、令和６年度決算に関して、気にかかる点を総括的に質問をさせていただきます。

このたび９月定例会において配付されました市川市決算審査意見書の結びにおいては、「令和６年度の決算は、市税収入及び財政調整基金現在高が過去最高額となり、各財政指標も堅調な水準を維持していることから、本市の財政状況は引き続き健全性を維持している」との客観的な評価が記されております。

そこで、まず(1)として、今回の決算について、市としてどのように自己評価されているのか。その特徴と総括的な認識についてお伺いをします。

次に、(2)として、国の財政に目を向けますと、税収は過去最高を記録している一方で、少子・高齢化の進行に伴い、社会保障関係経費は右肩上がりで増加し、国債への依存度も年々高まっている状況にあります。こうした背景から、財政構造の硬直化が進んでいるのでないかと危惧しております。国と地方では状況の違いはありますが、この傾向は本市の財政においても当てはまるのではないでしょうか。

そこで、(2)として、令和６年度決算の結果を踏まえ、本市における歳入歳出に構造的な課題はどこにあるのか。また、その課題を踏まえた財政運営上のリスクについて、市の認識を伺います。

次に、(3)です。本市では、毎年10月の予算編成に合わせて中期財政見通しを作成されていると承知をしています。したがって、最新の全体的な見通しは今後取りまとめられることになりますが、現時点でも中長期的に見

た際に、財政運営上の懸念は見えてきているはずです。私は、こうした懸念を解消しつつ、財政の健全性を維持する一方で、必要な施策は着実に進めていく必要があると考えます。例えばクリーンセンターをはじめとする公共施設の更新などにより財政負担が増大する一方で、市が掲げる重点施策も並行して進めていかなければなりません。

そこで、中長期的に安定した健全な財政運営を行うための基本方針と、市が掲げる重点施策をどのように両立させていくのか、決算を踏まえた市のお考えをお伺いします。

最後に、(4)です。現在、斎場やクリーンセンター、宮田小学校など、公共施設の建て替え事業が着手されています。６年度決算においては、まだ大きな支出には至っておりませんが、今後これらの事業費が大きく膨らんでいくことが見込まれます。

そこで伺います。公共施設の老朽化が進む中で、こうした投資的施策の優先度をどのように考えていくのか、市としての見解をお聞かせください。

次に、市川市総合計画について伺います。

本市では、平成12年度に策定された市川市総合計画Ｉ＆Ｉプラン21の計画期間が令和７年度をもって満了することから、令和８年度を始めとする次期総合計画の策定作業を進めていると伺っております。策定の進捗としては、令和５年度よりワークショップや市民アンケートを実施し、市民の意向を把握するとともに、各分野の代表者や市議会議員６名で構成された市川市総合計画審議会において、多角的かつ専門的な議論が重ねられると承知しています。また、次期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の３層構造で策定され、特に基本構想及び基本計画については、令和８年２月定例会に上程される予定であると伺っています。

そこでまず、(1)として、現時点における基本構想及び基本計画の策定状況をお示しください。

次に、(2)として、32の施策分野を含む大規模な計画をどのように進捗管理していくのか、具体的な方法を伺います。

また、(3)として、社会情勢の変化や財政状況に柔軟に対応するためには、計画の見直しを適宜行うローリング手法の実効性が重要であります。この手法をどのように運用し、実効性を高めていくのか、市の方針をお聞かせください。

さらに、(4)として、計画策定、さらには運用に当たって、市民参加や議会との連携が不可欠です。ワークショップやアンケートといった取組を今後どのように発展させ、また議会との関わりをどのように組み込んでいくのか、お考えをお伺いします。

加えて、(5)として、直近の決算の結果を踏まえた投資的施策の優先度を、総合計画の中にどのように反映させていくのか伺います。

最後に、(6)として、総合計画は市の最上位計画であり、市長の政策的意向が市政運営全体に反映される重要な機会であります。市長自身の政策的な意向をどのように計画に取り込み、全庁的に共有していくのか、市長のリーダーシップをどう示していくのか、お伺いをします。

次に、地域経済活性化とデジタル地域通貨の活用について伺います。

本市では、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯを既に導入し、今後、お米の補助事業に活用が検討されているところです。まず、これまでの活用実績と市としての評価をお示しください。

次に、私は、このＩＣＨＩＣＯを単なる１施策のツールにとどめるのではなく、地域産品の購入促進や市内消費の拡大に積極的に結びつけていくべきと考えます。農産物や特産品、さらには商店街の商品券など、多様な地域資源をマーケティングする手段として、ＩＣＨＩＣＯをどのように展開していくのか、市の見解を伺います。

さらに、今後の展開に当たっては、単に国の補助金に頼るだけではなく、スケールメリットを追求し、持続可

能な仕組みとして独自採算が可能な形に育てていく必要があると考えます。その上で、市内事業者や生産者にとって、実際に利益をもたらす仕組みにし、本市の産業活性化につなげることを目指すべきです。こうした方向性について、市の方針をお伺いします。

最後に、将来的には観光振興や市外からの需要の取り込みといった広域的な展開に発展させられると考えます。ＩＣＨＩＣＯを市川の産業と地域経済の成長エンジンとするために、どのような戦略を描いているのか、市の展望をお聞かせください。

次に、教育・子育て環境の充実について伺います。

今回は特に学校部活動の地域移行についてです。本市では、これまで中学校１校を対象に試行を進めてこられたというふうに承知をしております。そして、この９月からは、休日の部活動を対象に市内全域への地域展開を進めていく予定と伺っております。

まず、(1)として、この地域移行の現状の進捗と、これまでの試行を踏まえて市が認識している課題についてお示しをください。

次に、(2)として、地域移行を円滑に進めるためには、指導者の確保、活動場所の調整、そして経費負担など、解決すべき課題が山積しております。市としてこれからの課題に対して、どのような支援を行っていくつもりなのか。特に市独自の支援策をどのように講じていくのか、市の考えをお伺いします。

さらに、(3)として、部活動の地域移行は、単に学校から地域に業務を移すということだけではなく、子どもたちに多様な活動機会を保障するための仕組みづくりであるべきだと考えます。学校と地域が連携して子どもたちを育んでいくための体制づくりについて、本市の方針をお聞かせください。

続いて、市指定及び登録文化財の保護と活用について伺います。

この項目につきましては、２年前にも同様の質問をさせていただきました。しかしながら、その後、市として文化財の保護や活用を後押しするための補助メニューづくりは十分に進んでいない状況にあるというふうに認識をしております。文化財を守ることは、市の歴史や文化を次世代に継承するために欠かせない取組であると同時に、地域資源として観光や教育に活用する大きな可能性を秘めていると考えます。

そこでまず、(1)として、本市有形・無形文化財の保護に関する市の基本的な認識について伺います。

次に、(2)として、所有者や保持者に対して必要な支援を行うためには補助メニューの整備、拡充が不可欠です。現状進んでいない理由を含め、補助メニュー拡充に向けた検討状況をお示しください。

さらに、(3)として、文化財を観光資源や教育資源として生かしていくための戦略と、今後の展開について伺います。市民が誇れる文化財を守り、生かすために、市としてどのように取り組んでいくのか、市のお考えをお聞かせください。

続いて、地域ＤＸの推進について伺います。

本市では、行政手続や窓口サービスのデジタル化は進められているものの、生成ＡＩの活用や地域ＤＸの取組については、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの活用以外には大きな動きが見えてこないのが現状です。一方で、昨日市長は、防災ＤＸに取り組んでいく必要性について発言をされました。平時、災害時に情報を迅速かつ的確に届けることは、市民の生命と暮らしを守る上で極めて重要であり、この方向性は強く支持するものです。しかし、防災ＤＸを含め地域のＤＸを推進していくためには、単発的な施策ではなく、地域情報インフラの導入や情報連携基盤の整備など、基盤そのものを確立していくことが不可欠であると考えます。

そこでまず、(1)として、行政におけるＤＸ化の取組状況と今後の工程について伺います。

次に、(2)として、地域におけるＤＸ化、特に情報インフラや情報連携基盤の導入に関して、現状の検討状況と今後の方向性をお聞かせください。

さらに、(3)として、防災ＤＸを含め、地域全体でＤＸを進めるに当たり、市としてどのようなリーダーシップを発揮し、市民や事業者、地域団体と連携していくのか、市の見解をお伺いします。

最後に、カーボンニュートラルシティ実現に向けた施策について伺います。

本市は令和５年度をカーボンニュートラル元年と位置づけ、カーボンニュートラルシティの表明を行い、地球温暖化対策に積極的に取り組んでおります。先日には、国の脱炭素先行地域に採択されるとともに、地域電力会社を立ち上げるなど、具体的な動きも始まっております。こうした現状を踏まえ、改めてお伺いをします。

まず、(1)として、本市のカーボンニュートラルシティ表明に基づく工程表と、これまでの進捗状況についてお示しをください。

次に、(2)として、再生可能エネルギーの導入拡大や公共施設の省エネ化といった取組について、今後どのような新規施策を検討しているのか伺います。

さらに、(3)として、市民や事業者と協働し、地域ぐるみでカーボンニュートラルを推進していくために、市としてどのような仕組みを構築していくのか、市の方針をお聞かせください。

そして最後に、これらの取組を通じて、本市はカーボンニュートラルという大きな目標を達成していこうとしているのか、市長の決意とリーダーシップをお伺いします。

以上、１回目の質問とさせていただきまして、御答弁によりまして再質問をさせていただきます。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　私からは大項目、令和６年度決算についての御質問にお答えいたします。

初めに、(1)令和６年度決算に対する認識についてです。令和６年度は、国の定額減税補足給付金の支給や国府台スタジアムなど公共施設の整備を行ったほか、これまで進めてきました学校給食費の無償化や第２子以降の保育料無償化などの施策を着実に進めたことにより、歳入歳出ともに前年度に比べ増加し、コロナ禍にありました令和２年度に次ぐ過去２番目の決算規模となったところでございます。

そのような中、財政状況を示す主な財政指標を見てみますと、初めに、財政の弾力性を示す指標であります経常収支比率につきましては92.7％と、前年度と比べ0.2ポイントの微増となり、公債費負担比率につきましては6.2％と、前年度と比べ0.5ポイント低下しております。また、基金積立金現在高は、財政調整基金に20億6,000万円、公共施設整備基金に７億1,000万円を積み立てるなど、基金総額は33億6,000万円増の537億2,000万円となり、過去最高額の残高を更新し、市債現在高は、臨時財政対策債などの償還が進んだ一方で、建設事業債の借入れが増加したため、全体では２億1,000万円の微増となっておりますが、歳入の根幹をなす市税収入につきましては、前年度に引き続き過去最高額の収入額を更新したところでございます。このようなことから、令和６年度の決算の総括といたしましては、経常収支比率は微増となったものの、これまで実施してきた必要な行政サービスを維持しつつ、主な財政指標は堅調な水準を維持しておりますことから、令和６年度決算はおおむね良好な決算を迎えることができたものと認識しているところでございます。

次に、(2)の構造的課題や財政運営上のリスクについてです。初めに、本市の財政構造的な課題につきましては、まず、歳入面では、歳入総額に占める市税収入の割合が高いが、この市税収入は景気の影響を受けやすいこと、また、歳出面におきましては、人件費や扶助費の増加により義務的経費が年々増加傾向となっていることに伴い、その影響から経常収支比率が上昇していることから、財政構造の弾力性が課題の一つであると認識しております。こうした中での財政運営上のリスクといたしましては、本市の市税収入の基盤となっております個人市民税は景気の影響を受けやすいため、今後の景気の動向に留意する必要があることに加え、少子高齢化に伴う人口減少は、本市でも例外ではなく、個人市民税の減収となる可能性があること、さらには、人件費や扶助費が年々増加していることや、今後、クリーンセンターをはじめとした公共施設の更新などにより市債残高が累増

し、公債費の支払いが増加することで財政構造が硬直化し、財政運営の自由度を圧迫することが、今後の財政運営上のリスクと認識しているところでございます。

次に、(3)の財政健全化の方針と重点施策との整合性についてです。中長期的に安定した財政運営を行うためには、歳入に見合った歳出とすることが重要であり、将来世代に過度な負担を残さないことを財政運営上の基本的な考えとしております。このような考えの下、中長期的な財政の健全性の維持と子育てや教育施策の充実、地域福祉の強化、市民生活に不可欠な公共施設の更新といった予算重点施策の推進を両立していくためには、常に既存事業について精査することはもとより、事業の選択と集中の視点を踏まえ、施策の優先順位を明確にして、限られた財源を適切に配分しつつ、必要なサービスの確保と財政の柔軟性と健全性を両立させた持続可能な財政運営に努めているところでございます。

また、長期的な影響を与える市債の発行につきましても、適正規模の発行となるよう、建設事業の実施時期を含め、市債残高を管理することで財政の弾力性の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、(4)の投資的施策の優先度設定についてです。本市におきましても、市立学校や道路などの生活に欠かせないインフラ施設のほか、スポーツ施設や教育施設など多くの公共施設が老朽化の時期を迎えております。そのような中、令和６年度では、斎場をはじめ宮田小学校の建て替えや大洲小学校の校舎の増築に着手したところではございますが、将来にわたって持続可能な財政運営を実現するためには、限られた財源の中で投資的経費の優先順位を明確にして、計画的かつ効率的に整備を進めていく必要がございます。この公共施設の更新や整備につきましては、公共施設個別計画に定められた整備手法と整備時期に基づき、計画的に進めていくことを基本的な考えとして、そのほか緊急性がある施設の更新が生じた場合には、改めて優先順位を検討し、着実な整備を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　企画部長。

○小川広行企画部長　私からは大項目、市川市総合計画についてと地域ＤＸの推進についてお答えいたします。

初めに、総合計画について(1)現在策定中の基本構想、基本計画の進捗状況についてでございます。本市では、平成13年から始まった市川市総合計画Ｉ＆Ｉプラン21に基づき、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてまいりました。このたび当該計画が令和７年度末をもって期間満了となることから、令和８年度から始まる次期総合計画の策定を進めているところでございます。次期総合計画は現行の計画と同様に、基本構想、基本計画、実施計画の３層構造を予定しております。そのうち基本構想は、本市が目指す町の姿である将来都市像や、将来都市像を実現するための基本目標を定めるもので、計画期間を25年間とする予定でございます。また、基本計画は、基本構想を実現するための施策を定めるもので、計画期間を９年間とする予定です。さらに、実施計画は、基本計画を実現するための具体的な事業を定めるもので、計画期間を５年間とする予定でございます。策定に当たっての今後のスケジュールにつきましては、10月にパブリックコメントを実施し、11月に総合計画審議会からの答申をいただいた後、２月定例会において議案として提案する予定としております。

次に、(2)各施策の進捗管理の方法についてでございます。基本計画では、施策や事業を実施したことによる成果を図るためのアウトカム指標として、将来都市像を実現するための基本目標に関する成果指標のほか、基本目標を実現するための32の施策分野におきまして、健康寿命や地域における二酸化炭素排出量など、国や地方公共団体が保有、公開する統計数値を成果指標として設定してまいります。また、統計数値を成果指標として設定することが困難な施策分野につきましては、市民意識の変化などを確認する市民アンケートの結果を成果指標として設定してまいります。この２つの成果指標を組み合わせることで、次期基本計画で定める施策を網羅的に評価できると考えております。

次に、(3)社会情勢変化を踏まえたローリング手法の具体的運用についてでございます。次期総合計画の基本計画につきましては、計画期間ごとに、時代の潮流や前計画の評価などを踏まえ、策定を行ってまいります。さらに実施計画につきましては、毎年度必要な見直しを行うローリング手法を取り入れ、所管部署と事業の進捗や数値目標の達成状況を確認しながら、事業費や数値目標を年度ごとに設定していくほか、新規事業の追加などを柔軟に行っていく予定でございます。

次に、(4)市民参加や議会との連携をどのように取り組むかについてです。市民参加につきましては、令和５年度から市民や大学生を対象としたワークショップ、ショッピングモールなど多くの市民の方が集まる場所におきましてパネルを展示しながら御意見を伺うオープンハウス、また、市川市の将来に関する市民アンケートを実施し、次期総合計画の根幹となる基本構想などに市民の意向を反映してまいりました。今後につきましては、次期総合計画案に関するパブリックコメントを実施し、市民から御意見を踏まえながら計画を策定してまいります。市議会との連携につきましては、計画の検討に当たり、適宜、市川市総合計画審議会を開催し、市議会から御推薦いただいた６名の市議会議員の皆様を含めた委員の皆様から多角的かつ専門的な意見をいただいているところでございます。また、市議会への議案としての提案を令和８年２月定例会で予定しておりますが、事前にその進捗状況につきまして、市議会議員の皆様に共有させていただきたいと考えており、今議会の議案等説明会後にも進捗状況の報告を行っております。今後につきましても、随時進捗を報告してまいります。計画策定後の運用に当たりましては、基本計画の中間や策定時期におきまして市民アンケートを実施し、市民意向の変化の把握に努め、次の計画に反映してまいります。

次に、(5)決算の結果を踏まえた投資的施策の優先度設定を、総合計画にどのように反映させていくのかについてです。本市では、昨今の目まぐるしい社会情勢の変化を適切に捉え、市民サービスの向上や地域課題の解決に向けて、選択と集中の方針の下、優先的に進めるべき施策を選定しております。また、実施計画におきましては、各施策の実効性を高めるため、年度ごとの決算の結果に基づき、子育て世代の定住促進や出生率の向上、健康寿命の延伸といった本市の重点課題に対応する事業の進捗状況と施策別の目標の確認を行い、その結果を市川市総合計画審議会にお諮りし、審議結果を所管部へフィードバックすることで、次年度以降の事業内容の検討に生かしております。次期総合計画におきましても、将来都市像の実現に向けまして、財政部をはじめ各所管部と連携をし、事業の優先度を考慮した上で、計画に反映できる仕組みとしてまいります。

次に、(6)市長の政策的意向を計画にどのように取り込み、全庁的に共有していくかについてでございます。計画の策定に当たりましては、本市の25年後を見据えた将来都市像や基本目標を含む基本構想について市長の政策的意向を伺い、それぞれ反映をしながら計画策定を進めております。計画策定の進捗につきましては、都市計画マスタープランをはじめとした各分野の計画と連携を図りつつ、適宜、事務担当レベルでの全庁的な検討を重ねた上で、総合計画策定に係る全体会議を通じて庁内で共有しているところであり、将来都市像や基本目標の達成に向けて取り組む体制を構築しております。

続きまして大項目、地域ＤＸの推進についてについてお答えいたします。まず(1)行政手続窓口サービスのデジタル化の現状と工程についてです。国全体のデジタル化を推進するデジタル庁におきましては、59の手続を地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として示しております。この手続のうち県が行うべき13の手続を除く46の手続が本市の対象となりますが、本市では既に40の手続についてオンライン化をしており、残る６つの手続のオンライン化につきましても、現在、所管と協議をして検討を進めているところでございます。また、本市全体では、法令に基づく行政手続と法令に基づかないウェブアンケートやイベントへの参加申請などを合計すると、令和６年度末で1,672の手続をオンライン化しております。次に、国が整備している全国的なクラウド環境であるガバメントクラウドへの移行につきましては、国は令和７年度末の完了を目指しておりました

が、基幹20業務に係るシステムの標準化が、国の制度改正によりシステム改修の対応が必要となったことなどから、全国的に遅れている状況でございます。本市におきましても、本年５月に住民記録や国民年金等のシステム移行を終えるなど、順次進めておりますが、全てが完了するのは令和９年度末となる見込みとなっております。また、本市では、ＤＸ研修においてマイルストーンを設定し、電子市役所の実現が今年度末の目標となっているところでございます。今後も国の動向を見ながら、さらなるオンライン申請の拡大など、市民の利便性向上に取り組んでまいります。

次に、官民連携モデルの具体化に向けた本市のリーダーシップ発揮についてです。地域のＤＸとは、地域課題をデジタル技術で解決し、市民の暮らしをより豊かにして地域経済を活性化させる取組を指します。具体的には、行政サービスのオンライン化、スマート農業、観光ＤＸ、サテライトオフィスの誘致などが挙げられているところです。本市がこれまでに行ってきた地域のＤＸの事例といたしましては、災害対策として活用する水位センサーや崖地センサーの設置、市の持つ人口や公共施設などのデータを民間企業がビッグデータの分析などに利用できるオープンデータカタログサイトの公開、また、公共施設でのフリーＷｉ－Ｆｉの設置などがございます。さらに、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯや健康ポイントＡｒｕｃｏの導入につきましては、これまでデジタルには関心のなかった方が新たにキャッシュレス決済や健康アプリといったデジタルツールに触れるきっかけとなっております。これまで地域経済の中心的な役割を担ってきた民間企業も、今後は人口減少や少子・高齢化の影響を大きく受けることが予想されます。そのため、行政、教育機関、地域住民といった様々なステークホルダーを巻き込んで地域のＤＸに取り組む必要があると考えております。本市では、災害時の対応やカーボンニュートラルの推進、健康寿命の延伸といった様々な分野でデジタル技術を有する民間事業者との連携協定を結んでおります。今後は、これらの協定も生かしながら、他市の先進事例やＡＩなどの最新技術の調査研究も行い、官民連携モデルの具体化に向けて検討してまいりたいと考えております。

最後に、高齢者やデジタル弱者を含む誰一人取り残さないＤＸの実現策についてでございます。高齢者やデジタル技術が苦手な方へ向けた対応といたしましては、スマートフォンやＳＮＳ、パソコンなどの活用講座を従前より各公民館で行ってまいりました。また、令和６年度には、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯを本格実施するに当たりまして、主に75歳以上の高齢者を対象とした「学ぶ・使う・得をする」をテーマとするチャレンジ75を実施し、スマートフォンの基本操作などを学ぶデジ活講座の実施や、スマートフォンの購入費用の補助を行うことで市民の皆様が参加できるよう、情報格差、いわゆるデジタルデバイドの解消に努めてまいりました。一方で、生活に関する相談を直接対面で行いながら、その場で手続を行うことや、職員が実際に現場を確認することなど、従来どおりの、いわゆるアナログな手続につきましても、今後一定数は残っていくものと考えられます。オンライン申請などのデジタル化を推進するとともに、窓口業務においてはワンストップサービスを継続するなど、アナログな手続も組み合わせて、市民の目線に立ちながら、市民サービスの一層の向上を目指してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　私からは大項目、地域経済活性化とデジタル地域通貨の活用についてお答えします。

初めに、(1)デジタル地域通貨導入の実績と評価についてです。デジタル地域通貨の実績につきましては、令和６年度は約16億7,500万円、令和７年度は10億円近くのポイントが加盟店で利用され、市内における消費の循環に寄与しているものと考えております。

次に、評価につきましては、昨年度、利用者を対象としたアンケート調査の結果から算出した経済効果は約９億7,000万円になり、地域経済の活性化を図ることができたと評価しているところです。さらに、健康づくりや

ボランティア活動に行政ポイントを付与することで市民活動の活性化を図ることができたほか、令和７年度から新たに開始したスマートポイントでは、省エネルギー家電を購入した市民の方に対象経費の30％相当のポイントを還元し、地域課題の解消と地域経済の活性化を図ることができました。

次に、(2)お米購入補助事業を含めた地域産品購入促進への展開についてです。今回のお米のキャンペーンは、酷暑と少雨の影響により米価格の高騰が見込まれる中、お米の購入という明確な目的を打ち出したことで注目を集めているものと考えております。御質問の点につきましては、例えば旬の時期に梨とジュース等の加工品に対して、ＩＣＨＩＣＯを活用して市民の方に購入メリットを提供すれば、地域産品に対する興味や関心が高まり、購入の促進が図れるほか、地域ブランドとしてのさらなる地位確立にもつながるものと考えております。地域密着型のサービスとしてＩＣＨＩＣＯと地域産品の連携を図ることで、地域産品の魅力、さらには地域の魅力を高めることが期待できるため、今後のＩＣＨＩＣＯを活用した展開について検討を進めてまいります。

次に、(3)農産物、物産品、商店街商品券など多様な地域産品マーケティングへの応用についてです。買物や飲食といった日常生活で利用されるＩＣＨＩＣＯを活用してマーケティングを行うほか、地域産品の購入促進を図る上で、さらには地域の魅力を高める上で非常に有効であると考えます。ＩＣＨＩＣＯを活用したマーケティング手法として、例えば決済データによる消費動向の確認や、アンケート調査による潜在的なニーズの把握、地域産品とＩＣＨＩＣＯのＰＲを目的としたコラボイベントの開催、アプリのプッシュ通知による情報発信等が考えられます。今後、庁内の関係部署や関係団体の意見を伺いながら、どのようなマーケティング手法が有効なのか、調査研究を進めてまいります。

最後に、(4)観光振興や市外需要取り込みへの発展可能性についてです。ＩＣＨＩＣＯでは利用者を市民に限定していないことから、本市にお越しになる方や近隣自治体にお住まいの方にＩＣＨＩＣＯを利用していただくことで、観光の振興や市外の需要の取り込みを推進することができます。市外の需要を取り込むことにより地域に新たなメリットをもたらすことができれば、持続可能な仕組みとしてＩＣＨＩＣＯの事業を継続することにもつながるものと考えます。しかしながら、市外の方にＩＣＨＩＣＯを知っていただく、そして利用していただくためには、興味や関心を集める取組や工夫が必要です。例えば観光施設を巡るスタンプラリー等の参加型イベントを開催する、ふるさと納税でＩＣＨＩＣＯのポイントを返礼品としていることをＰＲするといった取組が考えられます。今後どのような取組や工夫が有効であるか検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　松永鉄兵議員に申し上げますが、残余の質問と答弁に関しましては、休憩後でお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後１時開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、企画部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

企画部長。

○小川広行企画部長　貴重なお時間をいただきまして大変申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

９月５日の会派公明党、久保川隆志議員の代表質問中、大項目、物価高騰に対する支援の(1)物価高騰対応重

点支援地方創生臨時交付金の活用の質問に対する答弁におきまして、推奨事業メニューの交付限度額として、令和６年12月17日付の金額を「６億472万2,000円」と申し上げましたが、正しくは「６億472万6,000円」でございます。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○大久保たかし議長　日程第１議案第17号から日程第21報告第27号までの議事を継続いたします。

答弁を求めます。

学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　私からは大項目４つ目、教育・子育て環境の充実についてお答えします。

初めに、(1)学校部活動の地域展開の進捗と課題についてです。本年４月に全ての中学校及び義務教育学校に対し、休日の部活動の地域クラブ化に関する希望調査を実施し、地域クラブ化を希望している学校の部活動と指導者として携わりたいと希望している方々や総合型地域スポーツクラブなどのマッチングを行いました。９月からマッチングが整った部活動から順次スタートしております。スタートに当たっては、すぐにお願いするのではなく、学校の部活動の顧問の教員と約１か月間ほど一緒に活動してから指導をお願いすることとしています。また、指導中における事故など緊急時の対応のため、緊急連絡先を関係者に伝えるほか、教育委員会職員も地域クラブを訪問することとしています。課題としては、指導者が不足していること、また、指導場所や種目で地域クラブ化を希望する部活動と指導者や総合型スポーツクラブなどが合致しないことであります。

次に、(2)指導者確保や活動場所、経費支援の在り方についてです。９月から地域クラブ指導者として携わる方々は、市川市公認スポーツ指導者や部活動地域指導者、総合型スポーツクラブで指導している方々です。今後は指導者の拡大に向けて、市川市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなどとの連携を深め、協力をいただく必要があります。活動場所につきましては、これまでの部活動で使用している各中学校の校庭や体育館となります。また、経費の支援については、各地域クラブの活動に対し、指導者に対する謝礼金、保険料、消耗品の用意ができるよう予算措置をしています。

次に、(3)地域と学校の連携体制づくりに関する本市の方針についてです。今年度、教育委員会内に設置をした調整組織が中心となって、学校、地域、教育委員会の３者で連携を図っていきます。学校は休日の活動場所の確保を、地域は休日の部活動指導者の紹介と受皿を、教育委員会は学校や地域の課題を解決しながら部活動の地域クラブ化を進めていく役割があります。本市の生徒たちが将来にわたって希望する活動ができる体制を構築してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、市指定及び登録文化財の保護、活用についてお答えをいたします。

まず、(1)有形・無形文化財の保護に関する市長の基本認識についてです。文化財とは、長い歴史の中で生まれ、育まれ、伝え、守られてきた貴重な財産であり、また、地域の歴史、文化等の正しい理解のためには欠くことのできないものであります。そのため、その保存、活用が適切に行われるよう努めなければならないものと認識をしております。そして、そうした認識の下、田中市長のリーダーシップにより、10月18日に全国国府サミットを市川市文化会館で開催をさせていただくものであります。

次に、(2)文化財の所有者等に対する補助メニュー拡充の検討状況についてです。文化財の所有者や保持者が抱える課題としては、維持管理や保存修理などに関する金銭面の課題と、高齢化により保持が難しくなるなどの

運営面の課題がございます。金銭面の課題については、指定文化財の維持管理費や保存修理に関する補助制度により対応をしております。また、運営面の課題については、状況により内容が異なるため、相談があった段階で適宜助言等を行っています。一方で、昨今、全国的な課題となっているものとしては、無形民俗文化財等の担い手不足が挙げられます。これまで受け継ぎ、継承してきた市川市の無形民俗文化財等についても、将来的には担い手不足が課題となることも懸念されます。この担い手不足の課題に対し、他の自治体では、無形民俗文化財となっているお祭り等のイベントに観光客の中から担い手を募集しているケースも見られます。現段階で具体的な補助メニューの拡充には至っておりませんが、今後も様々な観点から、所有者等のサポートができるよう努めてまいります。

次に、(3)文化財を観光や教育に生かす戦略と今後の展開についてであります。国は文化財の活用による文化、観光の振興は地方創生につながるものとしており、また、文化財保護行政を考える上で学校教育や社会教育との連携は不可欠としております。昨年はアイ・リンクタウンの45階展望室に市川の歴史と文化財について御覧いただけるよう歴史年表を設置いたしました。また、現在、国指定史跡である曽谷貝塚や下総国分寺跡では、保存活用と史跡の整備に向けた計画を策定している状況であります。この計画の中でも、観光的な観点や教育的な観点は議論の対象となっており、専門家や地元代表の意見を聞きながら、計画を策定してまいります。さらに、国では文化財の保存活用に関して各自治体が取り組んでいく具体的な内容を示したマスタープラン兼アクションプランとして文化財保存活用地域計画を位置づけております。今後、市川市における文化財保存活用地域計画を策定する際には、観光資源と教育資源の視点に立った文化財の保存と活用についても盛り込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは大項目、カーボンニュートラルシティ実現に向けた施策についてをお答えいたします。

初めに、(1)カーボンニュートラルシティの表明に基づく工程表と進捗状況についてお答えいたします。近年の気候変動に伴う影響により、地球温暖化対策は喫緊の課題であることから、本市は令和４年２月定例会において、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すカーボンニュートラルシティを表明し、田中市長の令和５年度施政方針演説において、同年度をカーボンニュートラル元年と位置づけ、地球温暖化対策に一丸となって取り組んできております。この実現に向けて強く脱炭素施策を推し進めるために、地球温暖化対策推進法に基づき、本年３月に第三次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、具体的な施策に取り組んできております。同計画では、長期目標として、2050年度二酸化炭素排出量実質ゼロを掲げており、その過程としまして、短期目標、2030年度に2013年度比50％削減、中期目標、2035年度に同60％削減としております。本市では、このカーボンニュートラルの目標達成に向けた施策としまして、京葉瓦斯株式会社、株式会社千葉銀行と共同で、地域新電力会社いちかわクリーンエネルギー株式会社を設立しております。また、本市が選定された脱炭素先行地域では、市内の他地域に先駆け、妙典土地区画整理事業区域等で既存住宅等の断熱改修、太陽光発電設備の設置などを行い、2030年度までにエリア内の電力消費に伴う二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しております。この先行地域の取組をモデルとして、妙典地域から市域全体に広げてまいりたいと考えております。

次に、(2)再エネ導入拡大や公共施設の省エネ化に関する新規施策についてです。再エネ導入拡大につきましては、いちかわクリーンエネルギー株式会社がクリーンセンターの廃棄物発電による電力を主な電源とし、本年４月より市の公共施設116施設に対し、取次ぎによる電力供給を既に実施しております。現在、小売電気事業者登録の手続中となっておりますが、登録後は市の公共施設以外にも、一般家庭や民間事業者などへ電力供給がで

きるよう検討を進めております。市内に多くの再エネ電力を供給するためには、市民や事業者が新たに設置する太陽光発電設備による電力や、固定価格買取り制度終了後の、いわゆる卒ＦＩＴも含めた再エネ電力を調達する必要がありますことから、いちかわクリーンエネルギー株式会社と連携を図ってまいりたいと考えております。この取組によって、再エネ電力の好循環を生むことで、さらなる再エネ導入の拡大を推進してまいります。

また、公共施設の省エネ化については、令和12年度までに公共施設における照明設備のＬＥＤ化をさらに進めてまいります。これに加え、再エネと省エネを組み合わせて建物の消費エネルギー収支をゼロにするＺＥＢ化について、公共施設の新築、改築、改修の機会を捉えて、今後も推進してまいります。

次に、(3)市民、事業者と協働したカーボンニュートラル推進の仕組みづくりについてです。日常生活における温室効果ガスの削減を市民、事業者、関係団体及び市が協働で推進することを目的として、地球温暖化対策推進法に基づく地域協議会である市川市地球温暖化対策推進協議会を設立しております。この協議会では、地球温暖化防止講演会、事業者向け省エネセミナー、市民向けの環境映画鑑賞会、環境かるた大会、エコキャンパスツアーなどの啓発イベントなどを主催しております。また、多くの市民が訪れますいちかわ環境フェアは、市との共催、事業者の協賛により実施しており、事業者による環境関連設備の展示や環境団体による活動内容の紹介など、子どもから大人まで参加、体験できるよう工夫を凝らしたブースを出展しております。今後は、脱炭素先行地域の推進においても、市のリーダーシップの下、協働提案者と協力体制を構築し、その他のハウスメーカーや不動産事業者にも協力を仰ぎながら、賃貸住宅のオーナーに対して断熱改修や太陽光発電設備の設置を呼びかけるなど、事業者と協働して脱炭素化に取り組んでまいります。こうしたこれらの取組を通じて、今後も市民や事業者との協働によるカーボンニュートラルの実現を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　松永議員。

○松永鉄兵議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただければと思います。

まず、令和６年度の決算についてであります。先ほど御答弁をいただき、決算の概要については大枠は理解できました。また、決算審査意見書に記載されているとおり、本市の財政状況は引き続き健全性を維持しているものというふうに承知をいたしました。そこで、(2)の財政運営上のリスクについて再質問をさせていいただきたいというふうに思います。将来的に市税収入が減少するリスクがあるということでしたが、このような状況下で安易に新規事業を開始することには懸念を感じております。当然のように、民意を感じてとか、自治体との競争の中で、ほかの自治体に後れを取らないようにやらなければいけない新規事業というのがあるんだというふうに思います。ただ、国で制度化されていない以上は、その財源というものがないわけですから、そういったものを実行するに当たっては、当然のように財政を圧迫してくるということが想定されるわけです。また、一度立ち上げた新規事業に関しては、御承知のとおり、なかなか終了が難しいというのが多分あるというふうに思います。特に子育て支援に対する支援策とかというのは、限りなく少子・高齢化の傾向が続く限り、それをなかなか打ち切るということは難しいんだというふうに思うんですね。

そこでお伺いしたいのですが、財政運営上、新規事業の着手に当たり、市としてどのような点に留意をしているのかをお聞かせ願えればというふうに思います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

市税収入が将来的には減少に転じることも想定されておりますことから、新規拡大事業を着手する場合には、財源の確保や必要性を十分に検討することで、歳出予算が安易に拡大することのないような予算の措置に努めて

おります。例えば、国や県からの補助金を活用した事業を新たに開始するときには、補助金が交付される期間を事前に確認の上、あらかじめ市が負担する一般財源の上限の目安を定めておき、市の負担が過度なものにならないよう、補助金が終了した際の事業の在り方についても十分検討した上で予算措置するよう努めているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　松永議員。

○松永鉄兵議員　御答弁ありがとうございました。新規事業に着手するときの考え方については理解できましたし、十分納得がいく御答弁だったかなというふうに思います。補助金等の財源のめどというのをつけながらコントロールをしていくということであったというふうに思います。新たな事業を開始する際には、財源の確保を含め、計画的に進めるとともに、事業を開始した後も漫然と続けるのではなく、一定期間ごとに事業効果を検証し、場合によっては廃止や縮小も検討していく必要があるんだろうというふうに思います。時代の要請というものとか社会トレンドということも敏感になりながらコントロールをしていくということだというふうに思います。一方で、緊縮的な財政運営に偏るのではなく、重点施策など市民生活に必要なサービスを常に拡大していくというのは、恐らく今の行政には求められていることなんだというふうに思います。ぜひともバランスの取れた財政運営を心がけていただければなというふうに思います。

その上でもう１点、再質問をさせていただきます。(2)の財政運営上のリスク及び(3)の財政健全化の方針に関する御答弁の中で、公共施設の老朽化対応に伴う市債残高の増加や市債の適正な管理の必要性に触れておられました。将来的な財政運営を考える中で、市債残高の状況は重要なポイントであると認識をしております。

そこでお伺いしたいというふうに思います。財政の健全性を維持する観点から、財政運営に長期的な影響を及ぼす市債の発行に関し、本市の基本的な考え方を改めてお示しをいただきたいというふうに思います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　市債の発行につきましては、公共施設の整備や道路、公園などの社会基盤の整備におきまして、現世代の市民だけでなく、その利益を享受する将来世代も含めて費用を負担するということで、世代間における負担の公平性を確保するという意義がございます。加えて、一度に多くの財源を必要とする場合に、財政負担を長期に分割し平準化を図る年度間の調整機能があるほか、予算上の一般財源を補完する財源としての役割があり、将来的な財政負担に配慮した上で市債を発行しております。これらの考え方に基づき、施設の耐用年数や単年度の負担額を踏まえて償還期間を設定しており、一般会計における市債の償還期間は、施設の耐用年数の上限や金利負担の軽減の観点から、発行の金額に応じて、原則として５年から15年の範囲内としております。また、事業を実施する際には、市債の発行により単年度の一般財源の負担が軽減され、事業を円滑に進めやすくなりますが、一方で、その償還には将来的な財政負担が伴うことから、国庫支出金などの特定財源を確保することで市債の発行額を抑制するとともに、決算収支を見据えて借入額の調整を行うなど、将来の財政運営に大きな影響を及ぼすことがないよう努めているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　松永議員。

○松永鉄兵議員　将来の財政運営に影響を及ぼさないように市債の発行に留意しているとのこと、理解いたしました。今後、公共施設の更新が重なっていくことが予想される中で、市債の管理は極めて重要であります。その上で、私として申し上げたいのは、総合計画や重点施策に基づき市民サービスを向上させる新たな施策を施設も含めて整備充実させ、市の魅力を高めていくことも当然必要であるという点です。今、自治体間がボーダーレスの時代になってきて、都市間競争の時代というふうに言われております。もちろん公共マネジメントの観点か

ら、既存施設の統廃合も同時に検討すべきではありますが、本市は他市と比較しても市債残高が少ない状況にあります。現時点からこうした積極的な視点も踏まえつつ、将来世代の負担を考えた市債の適正な管理を行っていっていただきたいなというふうに思います。

まとめになりますが、執行機関に対して監視機能を働かせることは、議員としての重要な役割であり、私自身も将来にわたり財政の健全性を保っていけるようチェックをしていくことに取り組んでいきたいというふうに思っております。あわせて、既存事業に加えて新たな施策、事業を確実に進めることも、選ばれる自治体になっていくため、そして市民生活には不可欠であるというふうに思います。理事者の皆さんには、市民からお預かりした市税の使い方について、いま一度基本に立ち返って事業を進めていただくことを要望し、次の質問に移りたいというふうに思います。

続いて、市川市総合計画についてであります。こちらは再質問はございませんので、私の考えを総括として述べさせていただきたいなというふうに思います。今回策定が進められている次期総合計画において重要な点は、基本構想で掲げたあるべき姿に向かって、市民の声を適切に反映したプロセスをいかにたどっていけるか、市民の期待に応えていけるか、あるべき姿に向かっていけるか、そして、その結果、都市間競争の中で選ばれる自治体になっていけるかどうかだというふうに考えております。いかにプロセスを設計するかというところにかかってくるんだというふうに思っております。そのためには、何よりも市長のリーダーシップが重要であるというふうに思います。市長の政策的意向を常に取り込みながら、あるべきＫＰＩを、いわゆる指標ですね。評価指標をしっかりと設定し、その達成に取り組んでいく必要があるんだというふうに思います。そして社会情勢の変化を踏まえ、計画を不断に更新し続けることが、市川市の持続的な発展につながるものと考えます。私自身も委員として参加をしております市川市総合計画審議会において、引き続き審議の様子を見守りながら、議会人として責任のある関わりを果たしていきたいなというふうに思いますし、来年度、新しい総合計画がよい形でスタートを切れるよう、市、それから市民と議会が一体になって取り組んでいけることを強く期待しております。

続いて、デジタル地域通貨についてであります。デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについては、既にＡｒｕｃｏを含めてとかお米の購入補助の活用への検討、実施が進んでおりますが、今後さらに発展的な利用を考えていく必要があると認識をしています。具体的には、先ほど申し上げた地域産品の購入促進、それからデジタル地域通貨を使うことでいろんなデータ、購買情報であるとか、消費者の動向というのが見えてくるわけですから、それらのデータのマーケティングへの活用、それから、ＩＣＨＩＣＯ自体を使うことによって市の産品のマーケティング等々にも使えていくというふうに思いますし、さらには、観光振興、市外需要の取り込みということが考えられるというふうに思います。重要なのは、本市を考えますと、大規模な商圏を保有していないというのが本市の特徴の一つでもあるのかなというふうに思っております。各駅の周りに分散したとか、拠点拠点に分散した商店というかお店があって、そこに商業圏を形成しているというのが、分散型の商業圏というのが本市の特徴であります。このＩＣＨＩＣＯというものを使うことによって、いわゆるバーチャル商業圏を、いかに大きな商業圏を確立していくかということが、これからの時代、求められてくるんだというふうに思います。そうすることによって独自採算が可能となり、利用者にとってもメリットが生まれるというところが重要な点かなというふうに思います。そして同時に、本市の産業活性化につながっていくんだというふうに考えております。したがって、市としても単なる施策の一つとして捉えるのでなく、デジタル地域通貨を核とした地域経済戦略を明確に描いていただいて、計画的に推進していくことが求められるんではないかなというふうに思います。まずはパイロット的に導入し、効果を確かめましょうという段階はもう既に終わったというふうに思います。これからは市川市の経済基盤とか産業活性化の基盤として、いかにスケールを大きくしていく、そして補助金頼りじゃない形、自主採算が可能な形にして、そして産業活性化のエンジンとして活用していくかということが重要でありますので、

ぜひとも地域経済戦略の中に取り込んでいただき、計画的に推進していくことをしていっていただければと思いますし、今後の展開に注視してまいりたいというふうに思います。

続いて、学校部活動の地域移行についてであります。まず、１点確認させていただきたいこととしては、既に活動している個人やスポーツ協会傘下の競技団体が立ち上げている子どもたち、生徒向けのクラブがあるというふうに認識をしています。今回の部活動の地域移行は、あくまでも学校の既存部活の希望を募って地域に展開していくということ、休日に限ってということでありますが、こうした個人やスポーツ団体が立ち上げているクラブが、この部活動展開に伴う地域クラブになることが可能なのかどうか。この点を、まずは市としてのお考えをお聞かせ願えればというふうに思います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

部活動の地域展開は、これまでの学校に場所を限るものではなく、地域の運動施設や文化施設などにおいても実施することを想定しております。したがいまして、既にある個人などで立ち上げたクラブが生徒たちの受入先の選択肢の一つとなることは可能です。子どもたちを受け入れるに当たっては、指導者に対する研修、実施日、指導内容、事故対応など、クラブの現状を十分に把握した上でお願いすることを考えております。９月から部活動の地域展開を市内全域に拡大したことから、実績を積み重ね、子どもたちが安全に安心して活動できるよう進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　松永議員。

○松永鉄兵議員　ありがとうございました。総括として申し上げます。今回の学校部活動の地域移行は、あくまで学校が地域移行を希望した部活動の休日活動に限って進められるものであり、ベースは各学校で既に存在している部活動であるというふうに承知をしています。そういう意味では、現在、在籍する学校にやりたい部活があっても、その部活動が地域移行を希望しなければ地域で活動することができない。それから、今いる学校にやりたい部活がない生徒は、その種目自体が地域移行されなければ、自分のやりたい競技に取り組むことができないという課題があるんじゃないかなというふうに思っております。私は全ての生徒に多様なチャンスを提供するということが、部活動ならではの役割なんだというふうに思っております。既存学校部活動の有無にかかわらず、幅広い種目の部活動を各地域に開設していくということが必要だと考えます。今後、競技団体としても今回の地域移行を競技人口拡大とか競技人口の底辺層の拡大ということのよい機会として捉えて、協力をこの部活動に対してしていきたいな、地域移行に対してしていきたいなというふうに考えております。

私が関わっているバドミントンという種目がありますが、この種目についても各地域で子どもたちが活動しているクラブが既に存在しております。だけど、今のままではそのクラブというのは、既存部活動からの発展じゃないので、地域クラブになることができないと思うんですね。そういった協会が協力しようというところに対して、ぜひとも今後、各地域に拠点を広げるという意味で、既存部活動がどうかというところだけではなくて、積極的にコミットしていっていただきたいというふうに思いますし、市としての役割はそこにあるんだというふうに思います。ぜひともさらなる地域移行の拡大、各地域拠点に多様な種目を整備するということを念頭に、これからの場づくりに当たっていっていただければなというふうに思います。既存の学校部活動に偏らず、市内各地域に多種多様な種目を展開する、生徒一人一人に様々な活動機会を提供していく、そんな教育的な観点に立ち返りながら、今後の検討、地域移行を進めていっていただくことを強く要望いたします。

次に、文化財保護、活用についてであります。今回この質問をした意図として改めてお伺いしたかったのは、市として文化財の保護や活用のための補助メニューをしっかりとレパートリー化していく意思があるのか、ない

のかというところであります。一例を申し上げます。数年前にも取り上げさせていただきましたが、私の地元北国分にある愛宕神社の大イチョウというのが市指定の文化財になっています。地元の皆さんはこの大イチョウを守り続けておられますが、高齢化が進み、落ち葉の清掃や巨木のメンテナンスに大変苦労されています。落ち葉清掃については、市の協力でボランティアのあっせんをいただき、大分楽になったと伺っています。しかしながら、巨木の枝の剪定といったメンテナンスは引き続き必要であり、例えば３年に１度の剪定には、１回当たりおおよそ約50万円ほどの費用がかかるというふうに聞いております。市川市の保存樹木管理等補助金制度というのを御紹介いただいたようでありますが、この助成というのは、補助率が費用の２分の１、上限20万円というところであり、現在もなお残りの30万円は地元の住民の持ち出しになっているという現状があります。文化財は市民共有の財産であり、その維持管理を地元住民の負担に大きく依存するというのは適切ではないのではないかなというふうに私は思います。ある程度市で賄ってあげる。その代わりお金を出すからには、市の観光振興とか教育の観点で、それを積極的に活用していくということが重要なんじゃないかなというふうに思います。ぜひ文化財という観点からの費用補助を新たに設けてほしいと思いますし、この補助メニューを拡充する必要性があるというふうに思いますので、ぜひとも御検討をお願いしたいというふうに思います。

市民が誇りに思う文化財を育て、守り、次世代に継承していくために、ぜひ市としての補助制度の見直し、拡充というのを進めていただきたいと思います。こちらは要望をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、地域ＤＸの推進についてであります。冒頭でも申し上げましたが、今般、市長が防災ＤＸに取り組んでいく必要性を発言されたこと、災害時に情報を迅速かつ的確に届け、市民の生命と暮らしを守る上で極めて重要であり、その方向性を強く支持するものであります。しかしながら、防災のＤＸを含め、地域全体のＤＸを推進していくためには、単発的な施策の積み上げにとどまらず、地域情報インフラの導入や情報連携基盤の整備といった基盤そのものの確立が不可欠であると思います。特に防災ＤＸでいえば、災害時において電力がシャットダウンしたとかでも使えるような、市民がそんなときでも必要な情報にアクセスするようにするために、災害時でも活用可能な電波網、それからＷｉ－Ｆｉ網を整備していく。平時は観光振興とかいろんなことに活用する。市民のボランティア活動に利用してもいいかなというふうに思います。そういった整備をしていくことが重要だというふうに思います。市内全体をフリーＷｉ－Ｆｉ網で張り巡らせることによって、逆にそこにエントリーしていただく方を潜在市民として捉え、そして、その行動のビッグデータを分析し、市の活性化につなげていくということもできるようになるというふうに思います。そういう意味で、この地域情報インフラというものの整備というのが、まずは大事だなというふうに思っていますし、実効性のある防災ＤＸを実現するためにも必要だというふうに思います。今後の市長のリーダーシップに期待したいというふうに思いますし、官民連携によるＡＩ活用を含めた行政のＤＸ化、そして地域ＤＸ化を力強く推進していただきたいと思います。結果的にこれらの取組が進むことで、行政におけるデータドリブン経営であったりとか、エビデンスベースの経営というのが定着化し、市民にとって効果的で持続可能な市政運営につながってくるものだというふうに思います。逆にこれがなければ、いつまでたっても印象ベースの経営になってしまうんじゃないかなというふうに思います。総合計画の実効性を高める意味でも、こういったものを整備していくということが適切なＫＰＩを取るということにつながるというふうに思いますので、ぜひとも御検討をよろしくお願いいたします。

次に、カーボンニュートラルシティについてであります。再質問をさせていただきます。本市は令和５年度をカーボンニュートラル元年と位置づけ、地域新電力会社の設立、脱炭素先行地域への採択といった大きな一歩を踏み出されました。しかし、お伺いしたいのは、これらの取組だけで果たして本市のカーボンニュートラル達成目標に十分なのかどうかというところであります。先ほどお聞きしますと、2030年度までに2013年度比50％減、

35年までに60％減、そして2050年度までに体現を目指すという目標であります。恐らく今の施策だけでは到底到達できないんじゃないかなというふうに思います。では、十分でないんだとすれば、具体的に今後どのような施策を展開していく考えなのか、そして、目標にコミットしていくつもりなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

2050年度二酸化炭素排出量実質ゼロの実現には、２つの施策のほか、さらなる二酸化炭素削減策が必要であると考えております。そのため、脱炭素先行地域での取組を市内に広げていくとともに、公共施設以外にも事業者における総エネ設備等の導入推進や、電気自動車の普及推進、充電インフラの導入促進などのほか、プラスチックごみの削減をさらに進め、二酸化炭素排出量実質ゼロ、カーボンニュートラルの目標達成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　松永議員。

○松永鉄兵議員　御答弁ありがとうございました。それでは、総括をさせていただきたいというふうに思います。

私は、本市がカーボンニュートラルの確実な目標達成に向けて、市のさらなるリーダーシップが不可欠であるというふうに思います。そのためには、施策の全体像を整理したメニューの見える化、それから実行プロセスを管理するジャーニーマネジメント、取組ごとの削減効果を見える化すること、そして市民の行動変容を促すインセンティブの仕組み、この４つが確実な目標達成のためには必要不可欠であるというふうに思います。こういったことに関して、より具体的な取組を定めていっていただきたいというふうに思いますし、ぜひ早いうちに展開をしていくということが目標50％減、60％減、実質ゼロというところに近づく道筋だというふうに思いますので、目標達成に向けたさらなる市のコミットメント、それから仕組み化というものをお願いし、この質問の総括とさせていただきたいというふうに思います。

ということで、時間がまだありますが、全体を通してさらなる市長のリーダーシップに期待を申し上げるとともに、私はこれまでの市長の取組を見ていまして、非常に民意に敏感な市長、アンテナがよく利いていて、そのトレンドを押さえつつも、民意を考慮しながら政策を進めていっているなというふうに感じております。そして日本全体的なトレンドも踏まえながらというところがあるんだというふうに思います。だからこそ市長のリーダーシップをさらに発揮していただきたいと思いますし、このリーダーシップを単なる思いつきではなくて、計画的に進めていっていただくことで、本市が目指すべき自治体像というのが出来上がってくるんだというふうに思っております。いいですか、何か……。じゃあ、市長の意気込みを最後に、全般にわたってお聞きをして質問を終わりたいというふうに思います。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　多岐にわたり建設的な質問をしていただきまして、ありがとうございます。少し振り返ってみますと――10分ありますね。令和４年、私が市長に着任したときは、他市に出かけて話を聞いたりするときに、少し市川市のマイナスのイメージが、若干、市川市はございました。その市川市のイメージをどうやって取り戻していくのか、市民の信頼を取り戻すことができるかと、そんなことが私の当初の課題でありました。それを解決していくためには、まず市民と向き合うということが大切だろうと。いわゆる市民目線、そのためには現場に出向いていくということと考えていろいろな方にお会いしてきた。現在もなお納税者である市民に対して、市役所職員がちょっと誤った対応が見られたとき、あるいはそういうことが発生する危険性などを感じたときは、私

の立場でやはりしっかりと注意をしていかなければいけないということを感じております。一方で、最近はカスタマーハラスメントということも言われるようになっていますが、そのようなことがあるにせよ、その理由をしっかりと聞き取る、そういう職員の姿というものが、まずは大事なんだろうと、そんなことを感じています。

２点目に、私が市長になって３年４か月ですか、５か月目に入りますけども、先送りしてきた課題をやらなければならないという使命があると思ってやってまいりました。それは、クリーンセンターであり、斎場であり、リハビリテーションのこじれであり、また老朽化した公共施設の建設、あるいは増築などなど、これをやはりレールに乗せなければいけないというのがありましたので、何とか職員の努力によりまして、一つ一つレールに乗って、これから報告できると思いますが、リハビリテーションも解決に向かって、今着々と進んでいるところであります。今、議員も質問してくださいました、お話ししてくださいましたけれども、先に新電力会社を立ち上げて、そして脱炭素先行地域に認定される。クリーンセンターの建て替えもレールに乗った。そこで、環境問題の一つ、パッケージをどうやってこれから総合的なものにしていくか。御質問のとおり、御発言のとおり、それを私も考えています。そのほか環境の保全とか改善というものに力を入れていく、そういうことを市川市のこれからテーマにしていかなければいけないんだろうなということを考えながら、できれば市川モデルというものをどのようにつくり上げるかということも目指してまいりたいと思っています。

最後に、直近では物価高騰ということが、やはり住民にとって大きくのしかかっておりますので、進めてまいりましたＩＣＨＩＣＯを活用しながら、物価高騰対策というものを地方行政でどこまでできるかということを考えているところであります。流れの中で、職員の皆さん方にも、議員の皆さん方にも御心配をかけていますが、国府サミットや核廃絶平和都市宣言の自治体間の連携ということも、年内の活動として上がってまいりましたので、一つ一つのテーマに対してきめ細やかに、議員の皆さんにも、職員の協力を得ながら、市川市の市民の皆さん方にも信頼される、理解される行動に努めていきたい。任期中は精一杯努力をしたいと、そんなふうに思っているところであります。御質問いただきまして、ありがとうございます。

○大久保たかし議長　松永議員。

○松永鉄兵議員　市長、御答弁ありがとうございました。ぜひ市川モデルを各分野で広げていく、そして全国に市川ありということを示していくということが、１つのこの市川市のブランドづくりにつながっていくのかなというふうに思います。以前、特徴はないけどちょうどいいのが市川の特徴だみたいなことを言われたことがありますが、しっかりと市川モデルという特徴づくりをしていただくということが重要かなというふうに思います。今後の市長のリーダーシップ、それから理事者の皆さんの市民に対するコミットメントをさらに期待して、新しい流れの代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　次の質問者、地域政党チームいちかわ、丸……。

〔〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　越川雅史でございます。ただいま新しい流れの代表質問中、初回総括一問一答で質問をしているところ、カーボンニュートラルシティ実現に向けた施策まで終わったところで、全体の総括について質問者は質問して、答弁は、デジタル地域通貨や市指定及び登録文化財の保護、カーボンニュートラルなど多岐にわたっておりましたが、このやり取りというものは市川市会議規則第55条に抵触する、議題外にわたりその範囲を超えるやり取りであったのではないかと懸念するところですが、議長の御見解を伺います。

○大久保たかし議長　ただいまの議事進行にお答えいたします。

松永議員の最後の質問の後、総括ということで、ほかの議員の方々の質問と答弁と同様に、今回の件については議長の裁量権の範囲内で認めました。

越川議員。

○越川雅史議員　昨日も議長の裁量権というお話で、代表者会議でも度々議長の裁量権というお話はあるんですが、幾ら裁量があったとしても、会議規則を当然に踏まえない裁量までが認められているものではないと思います。第55条というのは「議題外にわたり」「その範囲を超えてはならない」と決めていて、それを議長が裁量で乗り越えられるという根拠がどこにあるのか、議長の御見解を伺います。

○大久保たかし議長　乗り越えられるという認識はないんですけれども、要は、ほんのちょっとでも出たら、それで議題外というふうには私は判断をしておりません。今日の答弁に関しては特段問題ないというふうな認識でおります。よろしいでしょうか。

では、次の質問者、地域政党チームいちかわ、丸金ゆきこ議員。

〔丸金ゆきこ議員登壇〕

○丸金ゆきこ議員　地域政党チームいちかわの丸金ゆきこです。通告に従いまして、会派を代表して質問を行います。よろしくお願いいたします。

大項目１、防災倉庫管理のＤＸ化について。

先週も台風による被害が心配されたところですが、市川市もいつ災害に襲われるか分からない状況にあります。市内各地の防災倉庫には、非常食や毛布、簡易トイレなどを備えており、市民の命と暮らしを守る重要拠点となっています。自助、共助、公助といいますが、もちろん、まずは自助の部分でそれぞれの御家庭で最低３日分の備蓄をしっかりと行っていただきたいと思います。しかし、公助としての備蓄物資の管理は市の責任です。ところが、現状は職員が紙に記入しながら点検記録を行い、庁舎に戻り手入力をする非効率な仕組みで、大きな負担に加え、消費期限切れや物資の所在不明といったリスクを抱えています。これでは備蓄が安全に直結しないおそれがあります。一方、佐賀市や浜松市では、クラウド型在庫管理システムにより、バーコードや２次元コードで物資を管理、大阪府枚方市でも、民間と共同開発したシステムを活用するなど先進的な取組が進んでいます。こうした事例を踏まえ、本市においても防災倉庫管理のＤＸ化を進めることが喫緊の課題であると考えます。

そこで、(1)現状と課題について。市川市は現在、どのような体制で防災倉庫を管理しており、どのような課題を抱えていると認識しているのか伺います。

次に、(2)ＤＸ化の効果について。全国の先進自治体では、２次元コードやクラウドを活用することで在庫のリアルタイム把握を可能にしています。これにより災害時の物資供給を迅速に行うことができます。本市がＤＸ化を導入した場合、具体的にどのような効果が期待できるのか、見解を伺います。

次に、(3)導入費用と財源について。システムの導入には一定の初期費用と運用コストが必要となりますが、国の交付金や補助金を活用することで財源の確保が可能だと考えられます。また、他自治体では、民間事業者との協働により、実証実験を兼ねた導入でコストを抑える取組も行われています。本市でも、こうした補助金の活用や官民連携による導入を進めていく考えはあるのか伺います。

次に、(4)将来的な展望について。理想的には市内全域の防災倉庫を一元的に把握できる体制を整え、どの地域にどの物資があるのかを瞬時に確認できることが望ましいと考えます。市川市は防災倉庫管理のＤＸ化に向けた将来的なロードマップをどのように描いているのか伺います。

続きまして、大項目２、誰でも安心して外出できるまちづくりについて。

日本社会は急速に少子・高齢化が進み、市川市でも高齢者人口の増加が見込まれる中、介護予防や社会参加を支える仕組みづくりが一層重要となっています。本市は健康都市推進を掲げ、健康寿命日本一を目指していますが、その実現には、誰もが安心して外出でき、社会や地域とつながりやすい環境整備が欠かせません。特に町な

かに気軽に休憩できる場所や一息つける居場所があることは、高齢者や子育て世代、障がいのある方にとって大きな支えとなります。実際、私自身も足を骨折した際、買物や通院で休める場所が少ないことを痛感しました。高齢者が電柱やガードパイプなどに寄りかかる姿もよく見かけます。本市では、駅周辺や公園には一定数ベンチがあるものの、商店街や道路沿いでは不足が目立ちます。ほんの少し休めるベンチがあるかどうかで外出のしやすさを左右し、介護予防や健康寿命延伸、地域交流促進にも大きく寄与すると考えます。

そこで、(1)本市の総合計画の中の基本目標「安全で快適な魅力あるまち」の中に、「高齢者や障害のある人に配慮した歩道の整備」とありますが、具体的な取組の現状と課題、今後について伺います。

次に、(2)高齢者や障がいのある方が安心して外出できるようにするための現状の認識と具体的な取組について伺います。

次に、(3)ウオーカブルなまちづくりの推進に向けた今後の取組についてです。現在、改定中の都市計画マスタープランでも推進することがうたわれているウオーカブルなまちづくりについて、歩行環境を快適にするには、歩道の段差解消や幅員の確保と並んで休憩できるベンチの整備は欠かせません。今後、ウオーカブルな町の実現に向けて、どのようにベンチ整備を位置づけ、拡充していくのか、ウオーカブルなまちづくりの推進に向けた今後の取組について伺います。

続きまして、大項目３、地域学校協働活動推進員について。

学校教育は地域や保護者との連携が不可欠であり、特に地域学校協働活動推進員――以下、推進員と呼びます――は、以前は学校支援コーディネーターと呼ばれ、長年学校と地域をつなぐ役割を担ってきました。現在も安全、学習、地域活動の面で重要な存在となっています。これまではＰＴＡには保護者へのサポート依頼を、推進員には地域の方々への依頼をお願いするという感じで役割分担されていたのだと思います。しかし、これまで子どもたちのために学校のサポートを共に担ってきたＰＴＡの活動は、登校見守りや行事支援も縮小傾向にあり、ＰＴＡが担っていたボランティア調整なども推進員に頼らざるを得ない状況があることで、推進員の負担が増加傾向にあると伺っています。そんな今だからこそ、地域学校協働活動推進員の現状、役割、課題を整理し、今後こちらの活動を継続していくためにも、しっかりと教育委員会が方向性を示す必要があると考えます。

まずは、(1)現状について。推進員が配置された経緯や市内における配置状況や人数、主な活動内容について、市はどのように把握しているのか伺います。

次に、(2)役割について。ＰＴＡ活動が縮小する中で、推進員の役割はますます重要となっていますが、これまでと比べてどのように推進員の役割が変化しているのかは認識はされているのでしょうか。市は推進員の役割を今後もどのように位置づけていくのか伺います。

次に、(3)課題について。現場の声を聞きますと、学校ごとに活動の幅や内容に大きな差がある、後継者の確保が難しい、負担が一部の推進員に集中しているなどが指摘されています。市はこれらの課題にどのように対応していくのか伺います。

続きまして、大項目４、市立学校施設の維持管理について。

市立学校の校舎や体育館などの施設は、教育環境を支える重要な基盤ですが、全国的に老朽化が進み、本市でも昭和40から50年代に建てられた校舎が多く、雨漏りや配管劣化、エアコンの不具合など日常的な支障が報告されています。文部科学省の調査では、公立小中学校の約６割が築40年以上、７割以上が改修を要する深刻な状況です。老朽化は安全性低下や教育活動への影響に加え、学校が避難所となる災害時の拠点機能にも関わります。一方、少子化に伴う統廃合や建て替えとのバランス、教育現場の負担感も課題となっており、計画的な維持管理が求められています。

そこで、まずは(1)施設の老朽化と安全確保について。市立学校の老朽化の現状はどの程度進んでいるのか、

耐震性について問題はないのかなど、安全性に関わる課題について、市はどう把握しているのか伺います。

次に、(2)計画的な修繕と改修の進め方について。学校からの修繕や改修の要望はどのように吸い上げ、どの程度反映されているのか。また、現場の教職員の負担を減らす情報共有体制の現状について伺います。

次に、(3)環境整備について。エアコンの更新、トイレの洋式化、照明のＬＥＤ化は、教育環境の改善と同時に防災やカーボンニュートラル施策とも関連し、単なる修繕ではなく、総合的な投資と位置づけるべきであると考えます。

そこで、現状と今後の方針について。まず、エアコンについては、先順位者への答弁でおおむね理解しましたが、更新の優先順位をどのように考えているのか。省エネ対策としてＬＥＤ化を進めていると思いますが、こちらの進捗についても伺います。

続きまして、最後の大項目５、総合教育会議について。

位置づけ及び教育委員会から市長への提案の具体的な内容について伺います。７月に開催されました総合教育会議においては、教育振興大綱のさらなる具体化に向けた協議、調整が行われ、その中で教育委員会から市長に対し５つの提案がなされたと伺っております。

そこでまず、本市における総合教育会議の位置づけについて、改めて確認をさせていただきたいと思います。加えて、今回、教育委員会から市長に示された提案の具体的な内容について伺います。

以上、初回の質問となります。答弁の内容に応じて再度質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目、防災倉庫管理のＤＸ化についてお答えします。

初めに、(1)現状と課題についてです。本市では小中義務教育学校54校、公民館やいきいきセンターなどの公共施設、避難所として指定している民間施設など、市内約170か所の倉庫等に災害時すぐ必要となる物資を分散して備蓄しているほか、避難所等で物資が不足した場合に備え、14か所の防災倉庫でも一定数を備蓄し、必要に応じて補充する体制を取っています。また、備蓄品の数量や消費期限については、職員が構築したデータベースで管理しており、備蓄品の定期的な点検整理や更新作業を行っているところです。管理体制に関する課題といたしましては、非常に多数の物資を分散して備蓄しているため、管理に多くの人手と時間がかかることや、施設によっては保管スペースが不足していることなどがあります。システム面につきましても、備蓄品の追加や数量変更等が１点１点手作業での入力となるため、作業に時間がかかることや、現場から情報を入力できないため、物資の在庫をリアルタイムで把握できないことが課題となっております。

次に、(2)ＤＸ化の効果についてです。本市といたしましても、備蓄物資の管理におけるデジタル技術の活用は重要と考えています。先行して備蓄管理のＤＸ化に取り組んでいる自治体では、備蓄管理に関するシステムの導入により、慣れていない職員でも簡単に入力が可能になったことや、現場からの直接入力が可能となったこと、バーコードや２次元コードの活用により棚卸作業の簡素化が図られたことで業務時間の削減につながったとのことです。民間の備蓄管理システムには様々なものがあり、どのシステムを使用するかによって効果も変わってくると思いますが、一般的には新たなシステム導入による使い勝手の向上や新機能の追加によって平時の作業時間の削減が図れるとともに、災害時には、より迅速かつ適切に物資を配分することが可能になるものと認識しています。

次に、(3)導入費用と財源についてです。現状では自作のデータベースを使用しているため、ソフトウェアの使用料以外に費用は発生していませんが、新たに民間のシステムを導入する場合には、システム構築などの初期費用やシステム利用料などのランニングコストが発生することが想定されます。防災分野のシステム導入に活用

可能な交付金としては、現在、補助率２分の１の新しい地方経済・生活環境創生交付金がありますが、対象は単年度の初期費用のみで、ランニングコストの財源はございません。また、官民連携による導入につきましては、本市はＮＴＴドコモビジネス株式会社と防災ＤＸの推進に関する連携協定を締結しており、ＤＸを活用した災害対応体制の整備、高度化について、定期的に情報交換を行っているところです。他の事業者も含め、防災倉庫の効率的な管理や災害時の効果的な備蓄物資活用に資するシステムがあった場合には、市のメリットや費用などの点から、官民連携の可能性を検討してまいります。

次に、(4)将来的な展望です。防災には備蓄品の管理のほかにも、災害対策本部の運営や避難所の受付など、より迅速かつ効率的な災害対応を実現するために、ＤＸ化が望ましい業務が多くあります。そこで、現在、災害対応の全体を通じて費用対効果を含め、最も効果的なシステムについて研究しているところです。また、地方公共団体の物資の備蓄状況を簡便、迅速に把握、管理し、発災時には物資の調達、輸送等の調整を効率化するため、国が本年度から運用を開始した新物資システムの活用についても並行して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　私からは大項目、誰でも安心して外出できるまちづくりについての(1)にお答えします。

高齢者や障がいのある人に配慮した歩道の整備の具体的な取組としては、市川駅と本八幡駅、行徳駅と南行徳駅の４駅周辺を重点整備地区と位置づけ、優先的にバリアフリー化を進めております。整備内容は、歩道の有効幅員の確保、段差、急勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置です。整備に当たっての課題は、歩道の拡幅が必要な路線で用地を取得する必要が生じた際、多額の費用や時間を要することです。また、国の道路の移動等円滑化に関するガイドラインでは、ベンチを適当な間隔で設置することとされているものの、設置後に通行に必要な有効幅員の確保ができないことや、沿道の居住者から理解を得られないことなどによりベンチを設置できない歩道が多いことも課題です。近年、高齢化により設置の要望が増えているベンチについては、現在、拡幅整備している都市計画道路3･6･32号において、今年度、地元商店会から歩道にベンチの設置を求める要望があったこともあり、ベンチの維持管理に協力していただき、試験的にベンチを設置し、設置した際の課題の抽出、その対処方法について研究することとしております。今後も引き続き駅周辺の歩道のバリアフリー化を進めるとともに、歩道にベンチを設置することに関する指針作成の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　私からは大項目、誰でも安心して外出できるまちづくりについての(2)高齢者や障がいのある方が安心して外出できるようにするための現状の認識と具体的な取組についてお答えいたします。

高齢者や障がいのある方が安心して外出できるようになるためには、移動手段の確保、移動時の見守りや支援体制の充実などが重要であり、さらに休憩場所を確保できることで、より安心、安全な外出につながるものと考えております。高齢者サポートセンターには、長時間の歩行は困難だが、外出機会を増やしたい、転倒することも多くなり歩くのが怖いなど、歩行に不安を抱える方からの相談が寄せられております。このような相談には、個々の状況に応じて介護保険制度や障がい福祉制度などを御案内しております。介護保険制度では、要介護認定を受けた方に対して、車椅子や歩行器などの福祉用具の貸与を通じて外出の機会を支援しております。また、障がい福祉制度では、障害者総合支援法に基づき、通院や余暇活動、社会参加のための外出を支援する移動支援事業などもございます。さらに、本市では高齢者の転倒防止及び日常生活の利便性の向上を図るとともに、社会参

加の促進、健康増進などに寄与することを目的として、疲れたときに、いつでも、どこでも座ることのできるシルバーカーの購入費用の助成を行っております。そのほかにも、75歳以上のゴールドシニアの外出を促進するためのチケット75や、一定の障がいのある方を対象としたタクシーの運賃助成、また、高齢や障がいにより公共交通機関の利用が困難な方には福祉有償運送などがあり、安心、安全な外出支援に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　私からは(3)ウオーカブルなまちづくりに関する御質問にお答えします。

これからのまちづくりは、社会経済情勢の変化や価値観、ライフスタイルの変化などを踏まえ、多様な人々が集い、交流することのできる空間の形成が求められています。その一つとして、居心地がよく歩きたくなる町なか、すなわちウオーカブルなまちづくりがあります。歩行者が休憩できるベンチ等の設置は、この居心地がよく歩きたくなる町なかづくりに寄与する１つの要素と考えています。ベンチについて、これまで本市では、ＪＲ総武線市川駅など駅前広場や、都市計画道路の交差点のたまり場などに設置しているものの、幅員の狭い道路が多い本市の現状から、通行の安全性を考慮すると設置場所が限られるという課題を有しております。このため、地域の実情や道路の利用状況を踏まえ考えていく必要があると思います。現在、改定作業を進めている市川市都市計画マスタープランでは、新たな視点として、歩きたくなるまちづくり、ウオーカブルの推進を取り入れており、本八幡駅周辺をはじめとする都市拠点では、にぎわい活気あるまち中の形成、その他の駅周辺では、無電柱化や官民連携による居心地のよい滞在空間の創出等を図る方針としています。これらの方針を踏まえ、今後、道路をはじめとする公共施設整備の際には、居心地がよく歩きたくなる町なかづくりにつながるよう、関係部署と連携を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　私からは大項目３つ目、地域学校協働活動推進員についてお答えいたします。

初めに、(1)現状についてです。平成29年３月に社会教育法の改正により、地域学校協働活動推進員に関する規定が整備されました。本市では、平成30年度より中学校ブロックに地域学校協働活動本部を６本部設置し、31年度には２本部、令和２年度には８本部の設置の追加により、全中学校ブロック16本部の配置を完了しました。地域学校協働活動推進員は、前身の学校支援コーディネーターから行っている方も多く、現在は、各学校・園からの推薦で委嘱しております。地域学校協働活動推進員の人数は、令和７年度、全61の学校、園のうち51の学校、園で複数配置がされており、総計125名となります。また、統括的な地域学校協働活動推進員は、全16中学校ブロックのうち13中学校ブロックで配置されております。

次に、(2)役割についてお答えします。市川市地域学校協働活動推進員等の設置に関する要綱に基づき、地域学校協働活動に係る連絡調整や地域学校協働活動の協力者を募る役割がございます。また、家庭、学校、地域相互の連携に関することを各校や地域の実情に合わせて行っております。地域学校協働活動推進員の活動といたしましては、家庭科の裁縫やミシンなどの実習の補助、学習補助やプール学習の見守り、町探検の引率の補助、キャリア教育の講師や職場体験場所を探すなど、教育活動の支援に係る活動がございます。また、登下校の見守り、プール清掃、花ボランティアなど、推進員が地域の支援者の方々の思いを活動につなげ、学校の要望に応える活動のコーディネートも行っております。

続いて、(3)課題についてお答えします。現在、地域学校協働活動推進員は、各校・園の校長、園長の推薦により人選しております。課題といたしましては、新規の地域学校協働活動推進員の獲得が課題となっておりま

す。また、認知度の伸び悩みや保護者や地域の方の理解を得ることが挙げられます。これらに対する対応といたしましては、地域学校協働活動推進員の活動を教職員や保護者、地域の方にも理解してもらうよう、各学校において全教職員へ地域学校協働活動推進員の周知をお願いし、学校を通じて保護者や地域の方々が地域学校協働活動推進員とともに協働活動ができるような意識づけを進めてまいります。また、学校ごとの差や地域学校協働活動推進員の負担の集中に関しましては、今後も県、市で行う研修を充実させ、先進的に行っている事例をどのように進めているか、具体的に紹介する機会を増やすなど、内容を充実させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、市立学校施設の維持管理についてと総合教育会議についてお答えをいたします。

初めに、市立学校施設の維持管理についての(1)施設の老朽化と安全確保についてです。現在、本市小中学校55校全体で築40年以上の建物がある学校の割合は約94％となります。校舎や体育館の耐震性につきましては、昭和56年以前の旧耐震基準で建設された建物を対象に、平成７年度から耐震診断を実施し、その結果を基に耐震補強工事により耐震強度を上げることができる建物は、平成25年度までに工事を実施しております。また、耐震補強ができないと判断した建物は、平成26年度までに建て替えを完了させており、現在のところ耐震性に問題のある校舎や体育館はございません。その他の安全性につきましては、建築基準法に基づき、３年ごとに建物総合点検を実施しており、外壁や屋上の劣化、設備機器などの不具合などを調査しております。ほかにも防災設備や電源設備などの法定点検の結果を基に、安全確保の面で緊急性が高いと判断された不具合については、改修工事や修繕にて対応を行っており、現在のところ利用不可能となっている建物はございません。

次に、(2)計画的な修繕と改修の進め方についてお答えをいたします。学校からの要望につきましては、毎年、次年度の当初予算見積りに際し、６月頃に各学校に不具合など修繕の要望がないかヒアリングを行い、現地を確認した上で内容を決定し、予算に反映をしております。改修工事や計画的な修繕については、予算見積りの時点で次年度の授業や行事に支障がないよう、施工期間や影響範囲など、作業の概要を事前に学校に説明し調整を行っております。さらに、工事設計及び施工事業者選定後に詳細の作業スケジュールや施工範囲などの説明を行った上で、作業を実施しております。学校には、作業のため教室の移動や、資材や工事車両の置場に校内の一部を借りるなどの協力を要請することもございますが、施工事業者と調整をしながら、最小限の負担となるよう努めております。

次に、(3)環境整備についてお答えをいたします。近年の温暖化による猛暑の中で授業を行うためには、教室のエアコンの故障や能力の低下は学習環境に大きな影響を及ぼすと認識していることから、早期の更新を目指しております。先順位者にお答えしたとおり、整備についてはリースによる機器の更新を予定しており、今後３か年をかけて実施する計画で進めております。更新の優先順位としましては、初めに平成20年にリースにて設置した電気式エアコン、次に同時期に設置したガス式エアコン、次いで平成28年までに設置したエアコンの順に更新を進める予定です。

次に、学校施設の省エネ対策としては、照明器具のＬＥＤ化の改修を令和４年度より計画的に進めているところでございます。令和７年度は小学校３校、中学校２校を実施しており、これで小学校17校、中学校計３校まで完了いたします。また、今年度から給食室の照明器具のＬＥＤ化も開始し、小学校７校、中学校１校を実施することとしております。令和12年度までには早期建て替え予定校を除き、全ての小中学校の照明器具のＬＥＤ化を完了させる予定としております。

続きまして大項目、総合教育会議についてお答えします。総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律第１条の４の規定により、市長が設けることとされております。総合教育会議では、その地域の教育などに関する総合的な施策の大綱や重点的に講ずべき施策の協議などが行われるため、本市の教育施策上重要な会議であります。７月29日に開催されました総合教育会議では、令和５年１月に市長が策定した教育振興大綱の取組状況を共有した上で、大綱のさらなる推進に向けた協議、調整を行ったところでございます。その中で、市長との調整が必要となる保護者に対する支援に関して、５つの事項を教育委員会から提案をいたしました。１つ目が、無償化措置を踏まえた学校給食の充実、２つ目が、校外教育支援センターの複数設置、３つ目が、教材の学校備品化の促進、４つ目が、家庭の状況を問わない放課後活動の充実や朝の居場所の確保、５つ目が、保護者からの問合せに対応するコールセンターの設置でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずは大項目１、防災倉庫管理のＤＸ化について。(1)について再質問はありませんが、職員の皆さんも防災倉庫の管理に苦労されていることが改めてよく分かりました。

(2)について。避難所運営には地域住民の参画が不可欠であり、防災倉庫の管理も行政のみで行うのではなく、住民の理解と協力が求められます。特に小学校区防災拠点協議会の皆さんの知見を生かすことが重要です。近年普及している２次元コードやアプリなどを活用すれば、備蓄物資の点検や消費期限管理を住民も担えるようになり、市民協働による防災倉庫を守る仕組みづくりにつながります。そこで、本市としてもこうしたデジタル技術を用いた住民参画型の防災倉庫管理の仕組みを構築できるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

小学校等の防災倉庫の備蓄品を災害時に有効活用するためには、避難所運営に係る地域住民の皆様にどのようなものがどれくらい倉庫に入っているか知っていただくことが重要であり、現在も小学校区防災拠点協議会の活動として、定期的に倉庫内の備蓄品を確認していただいているところです。さらに、一部の協議会では、災害時に自分たちが使いやすいよう倉庫内の配置の見直しや、分かりやすい表示方法の検討にも取り組んでいます。防災倉庫管理のＤＸ化が進み、より簡単に在庫管理等が行えるようになれば、協議会の活動として倉庫管理に取り組む学校がさらに増え、避難所運営がより円滑に進むものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。(3)と(4)について再質問はありませんが、防災拠点協議会での防災倉庫の確認は年１回程度にとどまり、協議会ごとの倉庫内の整理状況にも差があり、現状では災害時の対応に格差が生じてしまいます。そこは市がリーダーシップを発揮し、平時から確実な管理と供給体制を整えるべきです。防災倉庫管理のＤＸ化は効率化だけでなく、市民の命を守るための投資であり、市民参加の仕組みは、市民と行政が一体となった防災力の強化につながり、本市の掲げる協働のまちづくりにも直結するものと考えます。スピード感を持って試行導入を進め、今できることはすぐに改善し、市川モデルとして全国に発信できる先進的な取組となるよう努めていただきたいと思います。

以上でこちらの質問は終わります。

次に、大項目２、誰でも安心して外出できるまちづくりについて。まずは(1)について。歩道上のベンチ設置について、市は意義を認識しつつも、有効幅員の確保や沿道住民の理解不足により設置が難しい現状にあるとの御答弁でした。確かに歩道が狭い路線では難しいですが、工夫次第で設置可能な場所も一定数存在すると感じま

す。実際、東京都世田谷区では路上ベンチ等設置指針を策定し、幅員が不足時の対応方法や様々な形状のベンチを図解で明示し、整備目標や技術的基準を明確化しています。この指針は、座れる場づくりガイドラインを補足するもので、設置に必要な技術的基準や整備目標を詳細に定めていると伺っています。本市でも先行事例を参考に、設置可能なエリアを特定し、試行的に導入を推進する余地があると考えます。

そこで、改めて具体的に有効幅員がどのくらい確保されていればいいのか。また、居住者の理解が得られない理由は何か伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　国のガイドラインでは、ベンチを設置した後の歩道の有効幅員を２ｍ以上確保することとしています。また、道路整備に合わせて新設したポケットパークにベンチの設置を試みた事例で理解が得られなかった主な理由は、夜間利用や集団での利用による騒音や、飲食や喫煙利用によるごみの心配、ベンチ利用者からの視線による防犯上の不安などでした。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。こうした課題が存在することは理解いたします。その上で、今年度、都市計画道路3･6･32号において試験的にベンチを設置されるとのことですが、この取組は大変重要であり、得られる知見を市全体の取組に生かしていただけることを大いに期待しています。また、世田谷区の路上ベンチ等設置指針では、幅員が十分でない場合にも工夫次第で整備を進められることが示されています。本市においても植栽帯の縁の部分を活用するなど、柔軟な発想を持ちながら、必要とされる場所にはできる限りベンチを設ける努力を進めていただきたい。

そして、居住者の理解を得る工夫も不可欠です。例えば商業施設や公共施設周辺など、居住者への影響が少ない場所から優先的に設置を進めることも有効だと思われます。ぜひこうした工夫と段階的な取組を通じて、積極的に歩道ベンチの設置を進めていただくよう要望いたします。

次に、(2)について再質問はありませんが、シルバーカーの購入費助成やチケット75、福祉タクシーといった施策は、在宅で歩行に不安のある方や既に困難を抱えている方への支援として大変有意義であり、高く評価いたします。しかしながら、現行の福祉施策は、移動困難者への対応が中心です。一方で、重要なのは困難を抱えないようにするための外出促進や、社会参加を後押しするフレイル予防の視点であり、そのためには道路空間や休憩場所など、まちづくり全体と一体で考える必要があります。

そこで、(3)について、御答弁ではベンチ設置を歩きたくなる町なかづくりに寄与する要素とされましたが、私は、単なる要素ではなく、誰もが安心して外出し、社会参加を広げるための必須条件と考えます。ウオーカブルな町は、途中で安心して休める場があってこそ成立し、ベンチなどの休憩場所は、高齢者や障がいのある方の外出を可能にする前提条件であると同時に、にぎわいを生み、多様な人々の交流を支える社会的基盤でもあります。

そこで、現在進めている本八幡の再開発において、町のにぎわいづくりのために設置されるベンチを、誰にとっても使いやすく安心できるものとするために、市として空地の在り方や休憩場所の設計をどのように誘導していくのか、改めて見解を伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

本八幡駅北口駅前の再開発では、事業に先立ち、令和６年３月に地区の独自のルールとなる地区計画を定めています。この地区計画において歩行者の滞留空間や憩いの場を創出する広場状公開空地や駅利用者の滞留空間を

確保し地域のにぎわいの形成や交流促進に資する空間として、広場を設けるよう位置づけています。今後この地区計画に定めた空間が確実に確保されるよう、関係者と調整していきます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。ありがとうございます。さらに、本八幡駅北口の再開発においては、地区計画に位置づけられた歩行者の滞留空間や憩いの場を創出する方針を着実に進めていただきたいです。その際には、滞留する場のつくり方こそが肝要であり、ベンチなどの休憩設備はその役割を果たす上で非常に重要であるという認識を強く持ってください。加えて、ウオーカブルなまちづくりとは、単なる形だけの整備ではなく、社会的背景を踏まえた本質的な思想に基づくものであるということを理解いただきたいです。国土交通省では、人口減少や少子・高齢化、地域の衰退などの課題に対応し、居心地がよく歩きたくなる町なかづくりを、法律、税制、予算の支援パッケージで推進しています。こうした国の政策は、単なる都市政策にとどまらず、都市の魅力向上や地域活力の創出、持続可能な環境づくりを目指すものであり、その意図を市川市も踏まえて取り組む必要があります。

先ほど申し上げた世田谷区路上ベンチ等設置指針では、限られた歩道幅の中でベンチや腰かける場を確保する具体例とともに、ウオーカブルの理念に沿ったまちづくりの方向性が明確に示されています。この指針は都市整備部門が主導し、福祉や道路交通担当などの関係部署と連携して取り組んでいます。市川市においても、ぜひ街づくり部が主導し、関係部署と緊密に連携しながら、再開発やまちづくりの中でベンチの整備や滞留空間の創出を進めていただくことを強く期待いたします。

以上でこちらの質問を終わります。

次に、大項目３、地域学校協働活動推進員について。(1)と(2)について再質問はありませんが、推進員の活動内容は確実に増えていると感じました。小中学校の保護者も働くお母様方が増え、従来、学校が保護者に依頼していた家庭科の補助、プール学習の見守り、町探検の引率なども集まりにくい現状があるのでしょう。登下校の見守りやプール清掃の協力依頼も、以前は主にＰＴＡが担っていたのだと思います。コロナ禍を経て、学校の活動が平常時に戻りつつある今こそ、推進員に負担が集中しないよう、教育委員会や学校には、今後の活動内容に関して、改めて立ち止まって考えてみていただくようお願いいたします。

(3)について、後継者の確保が難しいというのは、どちらのボランティア組織にも共通する課題ではありますが、まずは地域学校協働活動推進員の存在自体が知られていない、認知度が低いことも原因の一つであるのだと思われます。そこで、認知度を上げるための今後の取組を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

認知度を上げるために、現在、校内に紹介コーナーを設置して児童生徒、保護者の多くの方の目に触れるようにしております。未設置校につきましては設置の依頼をしております。また、教職員の認知度は、地域連携主任への研修や管理職からの推進員の紹介、学校からの要請があれば学校へ出向き、担当課からの説明など、継続してまいります。地域や保護者に対しましては、市公式ウェブページや「広報いちかわ」などを通じて地域学校協働活動への理解と周知を広げ、必要性や楽しさが伝わるよう、協働活動への参加を促してまいります。

今後は、学校便りによる地域学校協働活動推進員の活動報告の啓発や、地域イベントへの地域学校協働活動推進員の積極的な参加を通じて市民への認知度を上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。認知度を上げるには呼び名も大切かもしれません。以前から感じていましたが、地域学校協働活動推進員という名前は、とても読みづらいし、覚えにくいし、何を担っている推進員なのか分かりづらいです。なので、もっと親しみやすい愛称を考えるとよいのではと提案しておきます。

では、続いての再質問です。他自治体の取組を見ますと、まず杉並区では、全校に学校支援本部を整備し、推進員を中心にサポーターと呼ばれる地域ボランティアを数百人規模で組織化しています。幅広い活動を、できるときにできることをというスタイルで支えていて、地域の人材を最大限に生かす仕組みが構築されています。また、横浜市では、地域人材データベースを整備しており、各学校が必要とする支援内容に応じて、人材を迅速にマッチングできるそうです。これらと比べると、市川市の推進員制度は柔軟性を持ちつつも、学校ごとの工夫に委ねられており、地域資源の組織化や人材活用に課題が残っていると考えます。今後、学校ごとのばらつきを解消し、より安定した仕組みとするために、どのような取組が必要と考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

本市では、市立学校・園において学校運営協議会、地域学校協働活動本部を設置しており、地域と学校が連携、協働して子どもたちの成長を見守り支える土壌がありますが、課題もございます。現在、学習支援クラブ、学校支援実践講座、コミュニティクラブ、放課後児童支援など、多くの事業と地域学校協働活動が連携していることから、各事業を基盤に、さらに地域学校協働活動推進員の力を生かすことができる仕組みを整えているところです。また、自治会やＰＴＡなどの団体からの人材発掘やボランティア人材の確保も必要と考えております。そのような人材確保のためにも、まずは認知度を上げることが最優先であると考え、進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。これまで地域で活動されているボランティアの多くはＰＴＡ経験者でしたが、ＰＴＡ活動の縮小により、推進員をはじめ地域のボランティア人材が減少する懸念があります。今後、地域ボランティア人材の発掘をどう進めていくのかしっかり考えていかねばなりません。市川市は市民協働やボランティア文化が根づいていて、文化活動やスポーツ分野で多くの市民が活動しています。これらの人材を教育分野にも生かす仕組みを整えれば、杉並区のように大規模な登録ボランティアを組織化することは可能と思われます。また、横浜市のようにデータベースでＩＣＴを活用する仕組みは、少子・高齢化における人材不足を補い、効率的な学校支援に不可欠です。本市でも教育委員会が中心となり、ボランティア登録制度の導入、人材データベースの整備、ＩＣＴを活用したマッチングの仕組みを中長期的に構築する必要があると思いますので、今後しっかり取り組んでいただくよう要望し、こちらの質問を終わります。

では、次に移ります。大項目４、市立学校施設の維持管理について。(1)について。老朽化はかなり進んでいるが、耐震性に問題のある学校はないこと、しっかりと建物総合点検が行われていることが分かりました。そこで、施設修繕の予算規模と優先順位の決定方法はどのようになっているのか伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

施設修繕の予算規模につきましては、令和７年度当初予算では小学校が約３億円、中学校が約１億1,000万円、計約４億1,000万円となっております。修繕の優先順位につきましては、外壁の剝離やフェンス、内装の破損、防災設備や電源設備の故障など危険性が高いものを最優先としております。次に、水漏れや排水管の詰まり、浄化槽や便器の破損など衛生面に支障があるもの、続いて照明や建具の劣化など、学習環境に影響のあるものについて順次修繕を行うこととしております。修繕の内容は突発的な小破修繕がほとんどであり、国の補助制

度を利用するなど計画的に改修を実施する場合は、工事請負費にて予算を計上しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。改めて施設修繕の予算規模や優先順位についても理解できました。

次に、(2)について。今年度に入ってからも市民から、校舎の漏水やプールの修繕、エアコンの故障などの対応が遅いといった声が聞こえてきました。答弁にありましたように、学校側と連携しながらしっかり対応していることは理解しましたが、学校から修繕の依頼を受けてから施工完了までの平均的な所要日数はどのくらいなのか、また、時間を要するのにはどんな要因があるのか、迅速に修繕するため、例えば緊急修繕費など市独自の迅速対応枠を設ける考えはないのかも併せてお伺いします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　修繕の実施につきましては、学校から不具合の連絡を受けた後、修繕担当職員が現地の確認や調査を行い、修繕内容を決定した後、施工事業者を選定し、契約手続を経てから着手となります。窓ガラスの破損やトイレの詰まりの改善など、小規模な案件についてはおおむね１日から２日で対応をしております。その一方で、見積額が50万円未満の少額の場合を除いて、これは９月からは基準が改定され100万円未満となりますが、施工事業者は競争入札により選定をするため、入札手続を含めますと、修繕が完了するまで二、三か月程度かかることが多くなります。また、契約後に部品等の発注を行うため、納期に時間を要する場合もございます。ただし、高額であっても安全対策など、緊急性のある修繕については、地方自治法施行令第167条の２第１項第５号に基づき、関係部門と協議の上、実施可能な施工事業者に対して直ちに随意契約手続を行い、施工までの時間が最短となるよう対応しております。そのため、迅速な修繕が必要な場合であっても、これまでの予算措置や手続方法で対応可能と考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。様々な事情があり、時間を要する場合があること、これまでの予算措置や手続方法で対応可能だと考えていることは分かりました。

では、ほかの視点から再質問します。夜間、休日を含め、緊急時における学校との連絡体制について、また、現場負担軽減のため、専用の簡易修繕窓口を常設する考えはないか併せて伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　現在、夜間や休日に発生した不具合についても、平日の日中と同様に、学校から修繕担当の教育施設課職員に連絡ができる体制としております。また、修繕内容を決定する際には、簡易な修繕であっても技術的な経験や知識を有している職員、または保守事業者が現地を調査し、修繕の方針や概算費用の妥当性を確認した上で実施をしております。そのため、学校から直接施工事業者などに依頼し、修繕を実施することは課題があるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。夜間や休日でも修繕担当の教育施設課職員がしっかり対応されているとのこと。これからますます修繕が増えていくのだと思われますが、対応が遅いと言われる前に、市民へのしっかりした説明も大切だと感じています。それと、これから少しずつ新校舎への建て替えが進んでいきますが、建てると同時に中長期の修繕計画もしっかりと考えていただくよう要望し、こちらの質問については、これで終わります。

次に、最後の大項目５、総合教育会議について。教育委員会から市長への５つの提案のうちの２つの提案に関して再質問いたします。まずは教材の学校備品化の促進について、この提案はどのような課題認識の下でなされたのか。また、具体的にどのような教材を学校備品として位置づけることを想定しているのか併せて伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

物価高騰などの経済社会状況を踏まえ、各家庭が負担してきた教材の調達方法について、教材の使用状況等を踏まえ精査する必要があるものと考えております。現在、学校備品につきましては、原則、保護者が負担しておりますが、その取扱いが衛生上問題のないようなもの、そして一定の耐久性があるものについては、学校が調達し、児童生徒に貸与するやり方もあるものと考えております。どのような備品が適切か、現場の声も聞きながら精査をしてまいりたい、そのように考えております。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。私も子どもたちが通っていた頃から購入する物の多さに驚いていました。兄弟がいると使い回せますが、もったいないと感じるものも多々ありました。そして年々、学校から案内される教材のデザインが派手になってきたこと、選択できるのはよいと思いますが、価格にも幅があることにも疑問を感じていました。教材について精査するというのはとてもよい提案だと思います。

次に、コールセンターの設置についてです。学校や教育に関する相談や問合せの窓口を一元化するという提案であると理解していますが、どのような課題認識の下でこの提案を行ったのでしょうか。さらに、単に窓口を一元化するだけでは、保護者負担の軽減や支援の実効性には必ずしもつながらないのではないかと考えますが、市はどのように検討を深め、実際に保護者支援につなげていこうとしているのか伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　本年７月から、千葉県教育委員会が県立学校に関する問合せ窓口を一本化するコールセンターを設置いたしました。本市といたしましても、市立学校に対する問合せ窓口について検討する必要があるものと考えております。検討に当たりましては、千葉県が開設したコールセンターの運用状況等を確認するとともに、その他の自治体が行っている取組も参考にしながら、本市のニーズや状況に応じた保護者の負担軽減、支援の充実につながる相談体制を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。本市では既に保護者連絡メールを使用していますので、コールセンターを設置というよりは、先進自治体で導入されている学校連絡や情報共有を一元化でき、保護者の負担軽減や子育て支援にもつながるようなアプリなどを新しいシステムへの切替えを検討されるべきだと考えます。

では、高木教育長に伺います。田中市長に対してどのような思いから、今回の５つの提案を行ったのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　高木教育長。

○高木秀人教育長　お答えいたします。

教育基本法におきまして、保護者は子の教育の第一義的な責任を有するといった規定がされておりまして、家庭が教育の基盤となります。家庭が安定していれば、子どもは安心して学習や体験活動に取り組むことができます。家庭を安定させるためには、保護者に対する支援を充実することや、保護者の負担を軽減することが必要です。この保護者支援の充実や負担軽減は、教育内容そのものではありませんが、市長部局と連携して進めることが必要です。そのため、僭越ながら、教育委員会から田中市長に対して５つの提案をさせていただきました。例

えば、４つ目の提案事項に関連するものといたしまして、どのような家庭であっても放課後は小学校の敷地内に子どもの居場所があれば安心できるため、今回の補正予算案では、南行徳公民館にある放課後保育クラブを南行徳小学校内に移設する経費を計上させていただきました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　教育長、ありがとうございました。最後に田中市長に伺います。教育委員会からの保護者に対する支援の充実や保護者の負担の軽減といった５つの提案については、市長部局との連携が必要になると考えます。ただいま御答弁いただいた高木教育長の思いも含め、市長としてどのように受け止めたのか、田中市長の思いも聞かせていただければと思います。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　これまで高木教育長とは、定期的に私が第２庁舎に出向いて話合いを行ってまいりました。今回の総合教育会議において高木教育長からいただいた提案は、私の判断では、国の動向、先進市の状況を踏まえて、現在の市川市に必要な施策を示していただいたと、そのように受け止めております。その出された貴重な提案を尊重した上で、逆に私から教育委員会に対して、５つの観点から市川市教育振興大綱の推進に向けた教育施策の具体的な整理を行うようにお願いをしたところであります。幼保小の連携、小中一貫教育による中学校卒業時までにつながる学び、その学習環境整備を行ってもらいたい。２点目は、誰一人取り残さない学びの保障をお願いいたしました。３点目、小中学校一貫した英語活動、英語教育に力を注いでもらいたい。４点目、乳幼児期から図書館、学校図書館が連携した読書環境の整備。最後５点目は、心も体もしっかりと見ていただきたい。健康的な子どもたちを育む環境の整備の５点を、私のほうから教育委員会にお願いをいたしました。教育委員会の提案による具体化パッケージを、これから大いに期待をしたいと思っております。

最後に、市長としては、それぞれの課題解決に向けて予算調整、部局間の連携などを通じて、教育委員会と力を合わせて取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　田中市長、ありがとうございました。最後に、市長の答弁にもありました市川市教育振興大綱ですが、７月の総合教育会議で承認され、対象期間を１年延期したと伺っております。田中市長はこれからも高木教育長とともに、市川市の教育に前向きに携わられるということでよろしいでしょうか。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　もちろんでありますが、４月22日までが私の市長任期であります。それまで全力を尽くして、教育委員会と力を合わせてまいりたいと思います。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございました。これからも子どもたちの明るい未来のために、引き続き市長と教育長が手を携えて、しっかりと市川市の教育施策を推進していただきますようお願いいたします。次回、11月４日の総合教育会議の傍聴にもぜひ伺いたいと思っております。

以上で地域政党チームいちかわの代表質問を終わります。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午後３時１分休憩

午後４時５分開会

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１議案第17号から日程第21報告第27号までの議事を継続いたします。

れいわ・無所属・共生の会、門田直人議員。

〔門田直人議員登壇〕

○門田直人議員　皆さん、こんにちは。会派れいわ・無所属・共生の会の門田直人でございます。会派を代表いたしまして代表質問を行わせていただきます。初回総括２回目以降一問一答にて行います。本日の代表質問４人目で、皆さんお疲れのところ申し訳ございません。よろしくお願い申し上げます。

今日は９月９日、皆さん御存じのように救急の日でございます。■■■

次に(4)なんですが、今回の選定による環境省からの国庫補助、これは最大50億円と聞いていますが、先順位者の補正予算に関する質問で、補助金の主な用途については理解しましたが、本市は特にどの取組に重点を置き、どのようなことに補助金を活用していくのか伺います。

次に、脱炭素先行地域選定で決まった共同提案者というのがあるんですが、これは12の団体があるんですね。その共同提案者の会合が７月23日に行われたと聞いております。共同提案者は、以下12団体あります。例えばいちかわクリーンエネルギー株式会社、市川市農業協同組合、大和ハウス、積水ハウス、京葉瓦斯、オフグリッドラボ、再生可能エネルギー推進機構、再生可能エネルギー地域活性協会、千葉銀行、千葉商科大学、東京大学工学部研究室、一般社団法人Ｃｌｉｍａｔｅ　Ｉｎｔｅｇｒａｔｅ、これは平田仁子さんも所属している法人でございます。

そこで、(5)共同提案者の役割について、それぞれ伺います。

第１の項目を終わりまして、２つ目の大項目でございます。本市の新卒採用についてでございます。

日本経済新聞社によりますと、日本経済新聞社が発行しております専門情報誌、これは皆さんも御存じだと思いますが、「日経グローカル」という情報誌がございますが、この７月７日号、この情報誌が実施した2025年都道府県・政令市採用調査、この調査によりますと、対象となった67自治体のうち25年春入庁の新卒採用活動で採用目標者数が達成できなかったと回答した自治体の割合は、全体の約９割を占めました。また同誌によりますと、同年春入庁の新卒採用活動で内定を辞退した人の割合は20％から40％が全体の６割もありました。さらに、採用活動で最も苦労していることとしては、技術職への応募者が少ない、これが最多で６割を占めておりました。自治体の間では、技術職を中心とする人材の確保に向けて、採用の早期化や内定辞退を防ぐ試みが相次いでおります。大都市圏からの応募者獲得に向けた取組を急ぐところもあると聞いております。

そこで、本市の本年４月１日に入庁しました事務職及び技術職のうち、大学４年生から大学卒業後28歳までの、いわゆる新卒に関する採用の状況についてお伺いします。また、この新卒合格者のうち事務職及び技術職で内定を辞退した方の割合について、併せてお伺いいたします。

最後の大項目に移ります。有機給食でございます。

オーガニック給食ともいいますね。いろいろ調べますとオーガニック給食と、そちらの党の方がよく使われている言葉なんですけれども、有機給食とは、農薬や化学肥料をできるだけ使わずに育てられた有機農産物を学校給食に取り入れる取組でございます。子どもの健康促進や有機農産物の生産、流通を促進して、地域の農業者支援や経済の活性化、環境保全にもつながるとして注目されております。本市では2023年、２年前の４月から全ての市立学校、小学校38、中学校15、義務教育学校、特別支援学校計55校の給食費が無償化されました。そちらにいらっしゃる田中市長がすごく尽力されたことでございます。令和６年度の決算によりますと、市が負担する費用は、材料費で約21億円でございました。これは調べました。本市は地産地消の取組について、給食の質を維持向上させるために、ニンジン、小松菜、大根、キャベツ、長ネギなどの千葉県産食材を積極的に活用しております。地産地消とともに今後期待されるのは有機給食だと思います。これは市民の声にも、無償化した次の課題は地産地消、そして有機農産物の導入だという市民の声もございます。一方、農水省は今年３月、2023年度、２年前に学校給食で有機農産物を使った自治体が既に278市区町村になったと。過去最高だったその前年の22年度を４割以上も上回ったという調査結果を公表しております。特に有機米使用や有機野菜が急激に伸びております。

そこで、(1)有機給食の先行事例についてお伺いいたします。県内では、皆さん御存じかもしれませんが、いすみ市や木更津市で学校給食で有機食材を提供しているということですが、本市が把握している各市の現状をお伺いいたします。

次に、(2)有機給食についての本市の見解についてお聞きします。本市における有機食材使用の現状と今後の

方針をお聞きいたします。

以上、初回質問でございます。必要に応じて再質問いたします。御答弁をよろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　私からは大項目、脱炭素先行地域についての(1)から(5)についてお答えいたします。

初めに、(1)環境省による選定の具体的内容についてです。脱炭素先行地域には、脱炭素と地域の課題解決を同時に実現することが求められています。そこで、本市の提案は、地域課題を子育て世帯の定住促進とし、ファミリー向け賃貸住宅と子育て世帯が多い妙典土地区画整理事業区域を対象エリアといたしました。主な取組は、住宅の窓を中心とした断熱改修と、ガス設備や空調設備の高効率化等による省エネの推進、太陽光発電設備の設置による創エネの推進、従来の化石燃料由来の電気から太陽光発電等による再生可能エネルギーへの転換の促進でございます。これらにより既存の賃貸住宅の住みやすさの向上や光熱費の削減を図り、子育て世帯の定住と脱炭素を促進していくものでございます。

次に、(2)課題についてです。脱炭素を進めるに当たり、既存の賃貸集合住宅において断熱改修や太陽光発電設備等の設置が進まないことが、もとより全国的な課題となっております。本市においても同様で、いかにして１軒でも多くのオーナーに断熱改修等の設備投資をしてもらえるかが課題であり、本市の提案は、そこに対してチャレンジしていくものであります。

次に、(3)先進事例についてです。本市が選定される前に脱炭素先行地域に選定された事例は81ございました。そのうち、県内では令和４年11月に選定された千葉市と、令和５年11月に選定された匝瑳市の２市となっております。また、県外で本市の取組に類似する事例としては、都市部であり既存の集合住宅に対する取組を提案し令和６年９月に選定された東広島市が挙げられます。それぞれの取組を御紹介いたしますと、千葉市の取組は、人口減少や少子・高齢化が進んでいるエリアに省エネや創エネの効果が高い住宅を導入することなどにより、子育て世代を呼び込むこと、公共施設やコンビニエンスストア等に太陽光発電や蓄電池を導入し、災害時には住民支援拠点とすること、また、幕張メッセの照明をＬＥＤ化することなどにより、脱炭素と、人が集い、住まう、安心できる町を実現するものです。匝瑳市の取組は水田における営農型ソーラーシェアリングの導入や、住宅及び民間施設等における太陽光発電設備や蓄電池の導入、処理活用が課題となっている植木剪定枝を燃料として活用するバイオマスボイラーによる熱供給の実施などにより脱炭素を進め、農業の課題解決や地域経済の活性化などにもつなげていくものです。東広島市の取組は広島大学周辺の学生街において、既存の集合住宅には太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたエネルギーマネジメントを実施することで一括受電サービスを提供し、戸建住宅には太陽光発電設備と蓄電池のリースサービスを地域エネルギー会社や地元事業者等が連携して展開することなどにより、脱炭素と築年数が古くなった住宅のリノベーションを進め、建物の魅力向上につなげるものです。

次に、(4)本市が重点を置く取組と補助金の活用方法についてです。本市では、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領において定められている交付対象事業のうち、主に既存住宅断熱改修の実施、太陽光発電設備や蓄電池の設置、高効率空調設備や高効率給湯器の導入を行ったオーナーに対する費用の一部補助として交付金を活用いたします。また、これらの補助金は賃貸集合住宅のみならず、戸建ての住宅や分譲マンションなども対象とするほか、省エネ及び創エネ機能が高く、国の交付要件を満たした新築集合住宅を対象とすることで、当該地域の脱炭素を進めてまいりたいと考えております。

最後に、(5)共同提案者の役割についてです。民間事業者等との共同提案は、脱炭素先行地域の応募の必須条件であり、市と共同提案者が互いに連携し、共同で取組を推進していくことが求められています。本市の場合は、12の共同提案者に参加していただいており、その役割はおおむね５つに分けられます。市川市農業協同組

合、大和ハウス工業株式会社、積水ハウス株式会社は、賃貸住宅のオーナーに対して断熱改修や太陽光発電設備の設置など脱炭素への普及啓発を行います。いちかわクリーンエネルギー株式会社、京葉瓦斯株式会社は、各世帯に従来の化石燃料由来の電気から再生可能エネルギーへの転換を働きかけ、電気を供給します。株式会社再生可能エネルギー推進機構、株式会社オフグリッドラボは、太陽光発電で得られた電力を賃貸集合住宅内の各入居者へ分配供給する技術を施工業者に提供します。千葉商科大学、東京大学前真之研究室、一般社団法人Ｃｌｉｍａｔｅ　Ｉｎｔｅｇｒａｔｅ、一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会は、本市の関係者へ専門的な見地から助言を行います。株式会社千葉銀行は、賃貸住宅オーナーへ設備投資に必要な資金調達方法を御案内いたします。このように、各共同提案者にそれぞれの役割を担っていただきながら、本市と連携して脱炭素を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは大項目２番目の本市の新卒採用についてお答えをいたします。

本年４月１日の本市職員の採用に当たりまして、新卒の方を対象に実施をいたしました令和６年度――前年度になりますが――一般行政職採用試験の結果は、事務職員につきましては、募集人数80人に対し応募者数は598人、合格者は80人、技術職員につきましては、募集人数31人に対し応募者数は16人、合格者は８人となっております。また、ただいま申し上げました合格者のうち内定を辞退した人の割合は、事務職員につきましては約20％、技術職員につきましては50％となっております。

以上であります。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　私からは大項目３つ目、有機給食についてお答えします。

初めに、(1)有機給食の先進事例についてです。いすみ市では、2012年に市長主導で設立された自然と共生する里づくり連絡協議会が有機農業の契機となり、2014年から専門家による有機稲作モデル事業を開始し、地域に適した栽培技術を確立しています。さらに、2015年度に学校給食へ試験的に有機米を導入したことが有機給食のきっかけとなりました。翌2016年度には有機米100％使用を目標化したことにより生産拡大が進み、2017年度から市内小中学校13校の給食において、地場産有機米を100％使用しています。木更津市は、2016年のまち・ひと・しごと創生総合戦略でオーガニックなまちづくりを掲げ、人と自然、地域や社会が有機的につながり循環する持続可能な社会を目指しています。その一環として、木更津産米を食べよう条例を制定し、2019年から無農薬米の栽培を始め、学校給食有機米を試験的に導入しています。現在では、週４日分を木更津産の有機米で賄っているとのことです。

次に、(2)本市における有機食材使用の現状と今後の方針についてお答えします。本市では、児童生徒の健全な発育と食に関する正しい知識を育むことを目指し、学校給食に様々な食材を取り入れる取組を行っております。現在は複数の学校で給食に有機バナナを使用しています。また、大洲小学校では月１回程度、タマネギ、ニンジン、ジャガイモを使用した有機野菜カレーを提供しており、子どもたちが有機食材を食べる貴重な機会となっています。これらの取組は子どもたちにとって有機農業や様々な食材について知るきっかけとなっています。また、教育委員会では、食育の一環として毎年12月の有機の日を紹介し、給食で提供できる有機食材について各学校に情報を提供しています。これらの取組を通じ、本市の子どもたちが何を食べるかを自ら考え、選択できる正しい食の知識を身につけることを目指しております。また、地産地消の推進にも力を入れており、地場産物の使用を積極的に進め、各学校の実情に合わせて多種多様な食材を給食に活用しています。これにより、子どもたちが多様な食材に興味を持つきっかけをつくり、食について多くのことを学んでもらいたいと考えています。

しかしながら、有機栽培された地場産物は生産量が非常に限られており、市内全ての学校の給食を賄える供給量を確保できないことから、現在は全校一斉に給食に導入することは難しい状況にあります。今後も子どもたちが食に関する正しい知識を身につけ、自らの健康を主体的に守ることができるよう、継続的な食育活動を推進してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　答弁が終わりました。

門田議員。よろしいですか。

○門田直人議員　それぞれに御答弁、どうもありがとうございました。それでは、順次再質問してまいります。

まず、大項目の脱炭素先行地域選定についてでございます。(1)環境省に選定された本市の提案内容について、子育て世帯の定住促進などの地域課題と理解いたしました。これに関しては再質問はございません。

次に、(2)の実施に関する課題については再質問いたします。オーナーに断熱改修等の設備投資をしてもらえるかが課題とのことですが、本市はどのように課題に対して取り組んでいくのかお聞きいたします。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

既存の賃貸集合住宅のオーナーにいかにして断熱改修等の設備投資をしてもらうかという課題に対しては、国の補助金を活用するとともに、オーナー一人一人に直接アプローチしていくため、共同提案者のみならず、それ以外のハウスメーカーやリフォーム事業者にも補助金制度や断熱改修等の必要性や効果の説明を行い、協力を要請してまいります。先月既にその説明会を実施しており、今後さらに説明会を重ねて拡大していく予定であります。また、入居希望者に対しても、省エネ等の住宅性能を市が公表する制度を立ち上げ、不動産仲介業者からの案内と併せて断熱改修による住みやすさや光熱費の削減というメリットをお示しし、住居を選択する要素の一つとして断熱性能等にも意識を向けていただくことで、オーナーへの設備投資意欲向上につなげたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございます。これは入札ではないと聞いていますので、オーナーさんが太陽光パネルとか蓄電池をつけて、それをメーカーさん、あるいは業者さんと契約を結んで、お金を払った後に申請するというシステムだと聞いております。ですから、なかなか把握しづらい問題かもしれませんけど、また今後注視していきたいと思っております。

続いて、(3)です。県内外での先進事例についてですが、都市部の千葉市や東広島市の事例は、本市にとって参考になることも少なくないと思います。特に太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた取組は、防災にも備えた作るエネルギー、創エネとして重要だと考えます。県内外での先進事例について、今御説明があったわけです。

続いて、(4)なんですが、国庫補助最大50億円の重点を置く取組についてでございます。先順位者への御答弁で、補正予算で既存賃貸集団住宅３棟への補助金など１億238万円が計上されていますが、この賃貸集団住宅のオーナーからの太陽光パネル設置後の交付金の金額や使途についてしっかりと注視してまいりたいと思います。

最後に、(5)共同提案者になっている事業者について、詳しい御答弁どうもありがとうございました。ちょっと私の考えを最後にお話をまとめたいと思います。賃貸集団住宅のオーナーに設備投資してもらえるかが課題ということでございましたが、共同提案者の中にはＪＡさんとか、地元の地権者との交渉で土地をまとめたりした、そういうＪＡの組織力を使ったりとか、また、全体の12団体の共同提案者による総合力を生かしたりして、脱炭素先行地域づくりという大型事業をぜひ成功に導いていただくことを要望いたします。これに関しても市長

の決意とリーダーシップを大いに発揮されて尽力されることを期待しております。

次は、大項目、本市職員の採用についてでございます。事務職及び技術職の採用の状況と合格者のうち辞退する者の割合について再質問いたします。採用試験の結果や辞退者の割合を踏まえますと、事務職と技術職のどちらにおきましても、採用人数は募集人数に達しておりませんで、採用目標者を達成できておりません。特に技術職は令和６年度の応募者数が募集人数の半数にとどまっております。本市はこれまで市職員の採用試験の応募者を獲得するためにどのような取組を行ってきたのか、お聞きいたします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市では、これまでより多くの受験者の確保に向け、民間企業と公務員を併願している大学生や働きながら転職活動を行っている社会人の方々が、より受験しやすい環境を整えるため、令和２年度から公務員の専門試験に変えまして基礎能力検査、いわゆるＳＰＩを導入したほか、技術職で一定の国家資格を保有する方には技術の専門試験を免除するなど、それぞれのニーズに合わせた受験環境の整備に努めてまいりました。また、より多くの大学生や転職志望者に本市を知っていただくため、本市の魅力や市職員としての仕事のやりがいをＰＲしてきたところであります。具体的に申し上げますと、大学生だけでなく転職志望者も対象といたしまして、自治体や民間の企業が合同で参加する民間企業主催の大規模な就職説明会や、各大学におきまして在籍する学生を対象とした自治体だけが参加できる大学主催の合同説明会にできる限り参加をしてまいりました。さらに、遠方に居住しているなど説明会に参加できない方への採用情報をお届けするため、ウェブ上での説明会も実施をしております。その結果、令和６年度の一般行政職採用試験に向けて実施をいたしました令和５年度、その前の年になりますけども、説明会等の実績は、19回の説明会等におきまして約1,100人の御参加をいただき、令和４年度の約900人から約20％の改善をしたところであります。

以上であります。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございます。企業が採用選考時に応募者の能力や性格を把握するために実施する適性検査、今おっしゃられた基礎能力検査、これはＳＰＩといいますけれども、もう既に導入されているというのを聞きまして、全国的な広がりがあると聞いておりますが、それに加えて転職希望者も対象にしているということを理解いたしました。

次に、再々質問でございます。説明会などにおきまして、本市の魅力や市職員としての仕事のやりがいをＰＲしてきたとのことですが、令和６年度の技術職の応募者数は募集人員の半数にとどまっていて、応募者を獲得できておりません。この現状に鑑み、本市は応募者の獲得に向け、今後どのように取り組んでいかれるのかお聞きいたします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

職員採用試験の受験者を確保するため、先ほど答弁いたしました説明会等への参加に加えまして、昨年度には、この市川市役所を会場といたしまして、船橋市など近隣５市と合同説明会を実施し、定員となる300人の方に御参加をいただいております。また、技術職員につきましても、この市川市役所を会場といたしまして、千葉県及び船橋市など近隣２市と合同説明会を実施し、30人の方に御参加をいただいているほか、千葉県特定行政庁連絡協議会が主催する建築職合同キャリア説明会にも参加し、50人の方に参加をいただいたところであります。これらの取組によりまして、令和８年４月１日の本市職員の採用に当たりまして、新卒の方を対象に実施いたしました令和７年度、いわゆる今年度ですけども、一般行政職採用試験におけます募集人数に対する応募人数の割

合となる応募倍率が大きく改善をしてまいりました。今年度におきましても、本市に所在する千葉商科大学及び和洋女子大学の在学生を対象に、説明会や職場見学会、先輩職員との座談会などを行うオープンカンパニーも実施をしており、約50人の方に参加をいただいております。今後の取組といたしましては、実際に本市で働いている職員との交流機会が本市を選択する要因であるとの声が多くありますことから、志望動機の形成に大きく影響しております職員が本市の魅力や市職員としての仕事のやりがいを直接伝える機会を拡充し、就職先として本市を認知していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございます。市川市役所を会場にした近隣５市などとの合同説明会を行っていると聞きましたが、ほかの自治体、特に都内の区役所とか他の自治体に優秀な応募者を取られないように、ぜひ御配慮をお願いしたいと思っております。

さらに再々再質問をいたします。今年度の新卒を対象とした採用試験の応募者数については一定の改善が見られたように感じます。自治体が採用活動で打ち出せる強みとして、もちろん皆さん御存じのように遠距離の人事異動が少ない。遠くに人事異動に行くケースが少ないということがありますので、自治体を志望する学生の方々に対しては、皆さん御存じかもしれませんけども、いま一度この点を強く強調されて、応募者を獲得していくことを期待いたします。

技術職につきましては、今年４月１日の技術職の職員採用に当たり、新卒の方を対象に実施した令和６年度の一般行政職採用試験の合格者は、募集人員31人に対し８人と非常に厳しい状況にあります。技術職に関しては民間との人材獲得競争が激しくなっておりまして、苦境が続く人材確保だと思いますが、熱意ある受験者を増やす工夫として、試験日程や内定を出す時期の工夫なども検討に値します。昔、青田買いというのがありましたけど、今あるかどうか分からないですけど、そういう工夫もされたほうがいいのかと思います。それに関して本市の認識をお聞かせください。よろしくお願いします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本年４月１日の技術職の職員採用に当たりまして、新卒の方を対象に実施いたしました令和６年度、前年度の一般行政職採用試験につきましては、令和６年の５月から７月にかけて採用試験を実施し、８月に合格者を発表しておりました。これに対しまして、令和８年４月１日、いわゆる来年度の技術職の採用試験に当たりましては、新卒の方を対象に実施いたしました今年度の一般行政職採用試験におきましては、本年４月及び５月に採用試験を実施し、同月には合格者を発表しており、本市は既に試験日程及び合格者の発表を３か月程度早期化しております。さらに、本市では技術職の職員採用につきましては、新卒の方を対象とした採用試験のみならず、職務経験を有する方を対象とした採用試験も実施してきており、できる限り技術職の職員の確保に努めているところであります。

以上であります。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　試験日程や合格者の発表を３か月程度早め、また、新卒とともに職務経験者も対象に採用試験を実施していることが分かりました。

この大項目の最後になりますが、まとめになりますけれども、本市の新規採用についていろいろ伺ってきましたが、本市では今後、新クリーンセンターの建設とか、あと、先ほど大項目で挙げました脱炭素先行地域の指定などを受けたカーボンニュートラル推進など、行政運営には技術職の、技術系の人材確保が必要不可欠になると

考えます。御答弁にあったとおり、本市は技術系の人材確保に向け、説明会などによって採用試験の応募者を増加させたり、試験日程や合格発表の早期化などに取り組んでおります。しかし、繰り返しになりますが、民間との人材獲得競争は激しさを増しておりまして、今後、技術系の人材確保は不確実性を増す一方だと思われます。また、試験日程や合格発表の早期化は、自治体が民間との人材獲得競争に加わることを意味します。同時に、各自治体が前倒しを進めることによって、今まである程度統一されていた試験日程にばらつきが生じて、併願も可能になりました。その結果、普通の自治体に合格する者が多数発生する結果を生むこととなり、自治体間の獲得競争も激化させることとなると思われます。民間のみならず自治体間の獲得競争を勝ち抜くためには、地方公務員法の均衡の原則などにより、困難ではあるのかもしれませんが、近隣自治体に人材を奪われないような給与体系、これはちょっと難しい問題だと聞いておりますが、お給料をほかの自治体と違って上げるというのはちょっと難しい問題をはらんでいると聞いておりますが、給与体系も変えていく必要があるのではないかと思っております。いずれにしましても、技術系の人材確保は本市行政運営にとって重要な課題であると思います。今後もその採用には全力を尽くされるようお願いして、この質問を終わります。

○大久保たかし議長　この際、お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。最後の大項目、有機給食についてでございます。

(1)有機給食の先行事例について再質問いたします。農業を行っていない地域での事例があるのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

人口規模において本市と同程度である東京都品川区の公式の発表によりますと、本年10月より、都内で初めて区立小中学校46校の学校給食で使用する全ての野菜を有機野菜、または特別栽培農産物に切り替えるとのことでした。また、同発表によりますと、今回の切替えに伴う予算増額分は2,827万円と見込んでいるとのことです。今後、品川区の有機野菜を導入したことに伴う課題や懸念、その対応を含めまして、注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございます。品川区が10月から全ての野菜を有機野菜に替えると。または特別栽培農産物に切り替えるという話、予算の増額が2,827万円ということでございます。この品川区の今後を注視していっていただきたいと思っております。

次に、(2)本市における有機食材の現状と今後の方針について再質問いたします。市立小中学校などで給食無償化を2023年に達成した本市において、仮にお米だけでも有機に替えた場合、価格はどの程度値上がりするのか伺います。さらに、有機野菜を含めた地産地消の食材の給食への今後の活用についてお聞きいたします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

初めに、本市の学校給食に有機米を導入した場合の費用の試算についてです。有機米の価格ですが、総務省が発表している消費者物価指数や小売物価統計調査などにおいても有機米の品目がないため、統計データから市場価格を求めることはできませんでした。そこで、いすみ市、木更津市に確認したところ、両市が使用する有機米

の単価は、本市が現在使用している米の約1.2倍でありました。本市の令和６年度決算における米の購入費用は約１億8,000万円となっており、この金額から計算すると、有機米への全面的な切替えには約２億1,600万円の費用が見込まれ、参考値として約3,600万円の増額となりますが、実際に取引できる価格とは異なるものであります。

次に、有機野菜を含めた地場産物の今後の活用についてです。本市では、栄養士で構成する食品研究班が中心となり、給食での地場産物などの活用について調査を行っています。調査結果からは、先ほどの答弁のとおり、有機栽培された地場産物は生産量が非常に限られており、本市が学校給食において求める必要な量を定期的に納入することは、現時点では困難であることは明らかです。また、当日納品への対応や急な欠品のときの対応が難しいといった課題があることから、今後、有機地場産物の活用については、納入者と使用者の双方の現状を理解していく必要があります。今後も栄養バランスの取れた安全、安心でおいしい給食を提供し、子どもたちが食を身近に感じられるよう、引き続き学校給食における食育を推進してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　答弁ありがとうございます。いすみ市、木更津市が使用する有機米の単価は、本市が現在使用しているお米の約1.2倍と分かりました。本市が有機米に全面的に切り替えた場合、約２億1,600万円の費用が見込まれるとのことですが、年間3,600万円の増額との試算で、実際の取引価格もそんなに変わらないのであれば、ぜひ本市の子どもたちの食の安全のために、有機米の給食への導入を要望いたします。田中市長は尽力されて、２年半前に公立小中学校などで実現した給食無償化ですが、その次のステップとして、ぜひお米の有機米の給食への導入を実現していただきたいと考えます。

ここで、教育長にぜひ御見解をお願いしたいと思います。

○大久保たかし議長　高木教育長。

○高木秀人教育長　まず有機米についてでございますけれども、3,600万円で本当に導入できるのか、正直申しまして、その比較データがございませんので、疑問なところがございます。その上で、市川市の学校給食を提供する上では実施しなければならないことが２点ございます。１点目が、毎回３万食以上、年間約180日間、欠かすことなく確実に児童生徒のために提供できなければなりません。２点目としましては、食育を推進するために、できるだけ地産地消の食材を用意しなければなりません。そのため、有機栽培された地場産物の生産量が限られる状況を鑑みれば、食材を用意することができず学校給食を提供することができなくなるかもしれないといった懸念は、現時点では完全に払拭することができません。教育委員会の責任としまして、安定的に学校給食を提供できる仕組み、体制を引き続き構築していくため、御理解ください。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　教育長、ありがとうございました。最後にまとめたいと思います。

人口が40万人台の品川区で、10月から全野菜を有機野菜に替える給食が都内で初めてスタートしたんですが、また一方、県内のいすみ市、木更津市では有機米を給食に導入しているということ、伺いました。日本の食料安全保障の第一人者と言える食の安全保障の重要性を訴えております鈴木宣弘さん、東京大学大学院特任教授ですが、彼が話しているのは、いすみ市は有機米を１俵2.4万円、それに触発された京都亀岡市は3.6万円といった具合に、自治体行政やＪＡ、生協などが一緒になった取組が全国に広がってきていると農業協同組合新聞に指摘しております。また、千葉商科大学の小口広太准教授は、この方も見解を述べているんですが、全量切替えは納入業者や栄養士、調理人の負担が大きいと。だから、市川市は人口も多いですので、いすみ市なんかと違って即座

に導入はしづらいかもしれないということをおっしゃっています。また、無理のない範囲で提供していくべきではないかというような、そういうような見解を小口広太千葉商科大学の准教授は述べられております。このような観点を踏まえまして、本市におきましても、いすみ市や木更津市のような有機米を何とか部分的にでも当初は給食に導入することを強く要望したいと思います。

ちょっと遅くなりましたが、これで私の代表質問は終わります。御答弁ありがとうございました。

○大久保たかし議長　これをもって代表質問を終結いたします。

以上で報告第20号から報告第27号までを終わります。

○大久保たかし議長　９月５日に市長から提出された議案第22号市川市道路占用料条例の一部改正についてについて、本日付をもって撤回したい旨の申出があります。

この際、議案第22号市川市道路占用料条例の一部改正についての撤回の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よってこの際、議案第22号の撤回の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○大久保たかし議長　議案第22号市川市道路占用料条例の一部改正についての撤回の件を議題といたします。

市長から議案第22号の撤回の理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中　甲市長登壇〕

○田中　甲市長　今定例会に議案第22号として提出いたしました市川市道路占用料条例の一部改正についてを撤回させていただきたいと思います。

理由は、改定する道路占用料の額について、さらに精査する必要が生じたためでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号市川市道路占用料条例の一部改正についての撤回の件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

議案第22号が撤回されましたので、日程第６については議事日程から削除いたします。

この際、議案付託表を改めて配付いたします。

暫時休憩いたしますので、その場で少々お待ちください。

午後５時６分休憩

午後５時８分開議

○大久保たかし議長　再開いたします。

○大久保たかし議長　この際、議案第17号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから議案第28号損害賠償請求事件の和解についてまでは、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。認定第１号令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定については、決算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって認定第１号については決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　　今期定例会において、８月28日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたから、御報告いたします。

○大久保たかし議長　この際、松永鉄兵議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

松永鉄兵議員。

○松永鉄兵議員　貴重な時間をお借りして私の政務活動費収支報告書提出遅延及び未提出に関する説明をさせていただきたいというふうに思います。

まずは議事終了後の貴重な時間をお借りしますことを大変おわびを申し上げます。

さて、令和６年度の政務活動費に係る収支報告書につきまして、地方自治法及び市川市政務活動費交付に関する条例に定めた提出期限、令和７年４月30日を過ぎてしまったことに関し、ここに深くおわびを申し上げます。市民の皆様並びに議会の皆様に対して多大なる御迷惑と御心配をおかけしましたことを、心よりおわびを申し上げます。

収支報告書の提出遅延、未提出の理由でありますが、私といたしましては全ての支出について正確な記録を添付すべく、全領収書の収集を完了した時点で提出する方針で準備を進めておりました。しかしながら、一部経費である携帯電話料金――これはクレジットカード払いですけども――については、令和７年３月分の領収書が５月のカード引き落とし後でないと発行されない仕組みとなっており、証票の取得が５月上旬まで遅れる見込みとなっておりました。■■■

○大久保たかし議長　お諮りいたします。常任委員会審査のため、明９月10日から９月15日まで６日間休会することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって明９月10日から９月15日まで６日間休会することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後５時13分散会

第　４　日

令和７年９月16日（火曜日）

令和７年９月市川市議会定例会議事日程（第４号）

令和７年９月16日（火曜日）午前10時開議

第１	議案第17号	市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について（委員長報告）
第２	議案第18号	市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について（委員長報告）
第３	議案第19号	市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（委員長報告）
第４	議案第20号	市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について（委員長報告）
第５	議案第21号	市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（委員長報告）
第６	議案第23号	令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）（委員長報告）
第７	議案第24号	令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）（委員長報告）
第８	議案第25号	令和７年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）（委員長報告）
第９	議案第26号	市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約について（委員長報告）
第10	議案第27号	財産の無償譲渡について（委員長報告）
第11	議案第28号	損害賠償請求事件の和解について（委員長報告）
第12	請願第７－１号	「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願（委員長報告）
第13	請願第７－２号	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願（委員長報告）

本日の会議に付した事件

日程第１	議案第17号	市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第２	議案第18号	市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第３	議案第19号	市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第４	議案第20号	市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第５	議案第21号	市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第６	議案第23号	令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）
日程第７	議案第24号	令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第８	議案第25号	令和７年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第９	議案第26号	市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約について
日程第10	議案第27号	財産の無償譲渡について
日程第11	議案第28号	損害賠償請求事件の和解について
日程第12	請願第７－１号	「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
日程第13	請願第７－２号	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

出席議員　42名

門田直人
野口じゅん
丸金ゆきこ
冨家薫

沢田	あきひと
太田	丈之
小山田	なおと
川畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠　席　議　員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	山影	聡香
スポーツ部長	西村	直
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	宮内	徹
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷺沼	隆
保健部長	横山	京子
環境部長	佐原	達雄
街づくり部長	小塚	眞康
道路交通部長	米崎	勝則
下水道部長	大塚	信之
行徳支所長	秋本	賢一
消防局長	吉村	和弘
選挙管理委員会事務局長	荒井	義光
農業委員会事務局長	岩佐	伸幸
会計管理者	岩井	滴
教育振興部長	根本	泰雄
学校教育部長	池田	淳一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝広
事務局次長	町田	茂幸
議事課長	米津	孝成

（議事担当）

主		幹	金	子	貴　一
主		査	神	谷	尊　正
主		査	大	場	辰　磨
主		任	北	川	陽　介
主	任	書記	三	澤	啓　成

（調査担当）

主		幹	渡	辺	孝　文
副	主	幹	岡	澤	英　康
主		任	荒	木	智　貴
主	任	書記	伊	藤	祥　太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１議案第17号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから日程第11議案第28号損害賠償請求事件の和解についてまでを一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、環境文教、建設経済、総務の各委員会の順でお願いいたします。

健康福祉委員長、ほとだゆうな議員。

〔ほとだゆうな健康福祉委員長登壇〕

○ほとだゆうな健康福祉委員長　ただいま議題となりました議案第20号市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第21号市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第23号令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）のうち健康福祉委員会に付託された事項について、議案第24号令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）について及び議案第27号財産の無償譲渡について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告いたします。

まず、議案第20号について。

本案は、老朽化した大洲保育園の園舎を建て替えて、同園を社会福祉法人による公私連携型保育所とするため、公の施設としての供用を廃止するとともに、園舎の老朽化、地域の保育需要等を勘案し、富貴島保育園を廃止するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号及び第27号について。

議案第21号は、障がいのある子どもへの支援のさらなる充実を図るため、そよかぜキッズの運営を民間事業者に引き継ぐことから、公の施設としての供用を廃止するほか、所要の改正を行うためのものであります。

また、議案第27号は、市川市そよかぜキッズの運営を公募により選定された社会福祉法人明秀会へ引き継ぐに当たり、当該法人が児童発達支援センターとして安定的かつ良質な療育の提供ができるようにするため、市川市が所有する市川市そよかぜキッズの建物を当該法人に無償で譲渡するためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、「こども発達相談室及び幼児ことばの教室における令和６年度の相談件数はどの程度か。また、本条例の改正により、こども発達相談室に幼児ことばの教室の機能が移るとのことだが、これまで幼児ことばの教室で受けていた相談や支援の窓口は今後どのようになるのか」との質疑に対し、「令和６年度における言葉に関する相談件数の実績は、こども発達相談室が1,231件、幼児ことばの教室が528件となっている。また、窓口はこども発達相談室となり、言葉の関係であれば言語聴覚士に振り分ける運用となる」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、第３款民生費においてこどもたちの未来支援基金積立金、産後ケア委託料等の増額を、第４款衛生費において子どもインフルエンザ予防接種費用助成交付金の増額を計上したものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、第３款民生費第２項児童福祉費第８目

こども家庭センター費、産後ケア委託料について、「令和６年度と比べて産後ケアの利用件数が増加しているとのことだが、その要因をどのように分析しているのか」との質疑に対し、「市では、市公式ウェブサイトやアイティに妊娠届が提出される際などに周知を行っていること、産後ケアは、これまで行政側から必要とする方に提供していたが、今年度からは申請した希望者には極力提供するようにしていることに加え、医療機関からの勧めもあること、また、出産する方の年齢が幅広くなってきており、心理的な不安を抱えている方のニーズが急激に増えてきていることなどが要因であると分析している」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号について。

今回の補正は、歳出において償還金の増額を、歳入において前年度繰越金の増額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　次に、環境文教委員長、石原よしのり議員。

〔石原よしのり環境文教委員長登壇〕

○石原よしのり環境文教委員長　ただいま議題となっております議案第23号のうち環境文教委員会に付託された事項について及び議案第26号市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第23号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出第２款総務費第１項総務管理費において弁護士委託料及び北市川運動公園整備工事費を、第４款衛生費第２項清掃費において施設修繕料を、第３項環境費において協定樹木管理費補助金を、第11款教育費において考古博物館改修工事費、少年自然の家改修工事費等をそれぞれ増額するものであります。また、繰越明許費の補正において考古博物館施設改修事業及び少年自然の家営繕事業の事業費について、年度内の支出が困難であるため、翌年度に繰り越す措置を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第４款衛生費第３項環境費第３目自然環境費、協定樹木管理費補助金について、「当初予算において見込んでいた申請件数と今後の申請件数の見込みはどのくらいか。また、補助金の補助率の割合はどの程度か」との質疑に対し、「当初予算で見込んでいた申請件数は14件であり、今後の申請件数は20件を見込んでいる。また、補助率は剪定等の費用の２分の１であり、上限額は20万円である」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第４項第１目学校給食費、賄材料費について、「今回は国の物価高騰に係る臨時交付金で対応するとのことだが、今年度、さらに予算不足となった場合には国の交付金に頼らず、市独自で補正予算を計上する考えはあるのか」との質疑に対し、「国からの交付金がない場合においても、物価高騰などにより給食の質が低下しないよう、適宜補正予算の計上を検討していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第６項社会教育費第６目博物館費、考古博物館改修工事費について、「本工事費の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「今回はエレベーターの改修工事費のみ計上している」との答弁がなされました。

次に、第８目地域教育推進費施設修繕料について、まず、「本施設修繕料の内訳はどのようになっているのか」との質疑に対し、「電気関係の修繕として約420万円、内装建具の修繕として約65万円、壁の修繕として約15万円、消費税として約50万円である」との答弁がなされました。

次に、「南行徳公民館に設置されている放課後保育クラブを南行徳小学校に移設するとのことだが、移設した後の跡地の利用はどのように考えているのか」との質疑に対し、「跡地の利用は、校外教育支援センターの設置

を検討している」との答弁がなされました。

次に、「校外教育支援センターとは、どのような施設なのか」との質疑に対し、「校外教育支援センターは、学校に行くことができない不登校児童生徒の学びの場である。同様の施設は、生涯学習センター内のサポートルームふれんど市川がある」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号について。

本案は、既定予算に基づく市川市立第三中学校南側斜面地整備工事について、随意契約により三徳建設株式会社との間に工事請負契約を締結するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　次に、建設経済委員長、中村よしお議員。

〔中村よしお建設経済委員長登壇〕

○中村よしお建設経済委員長　ただいま議題となっております議案第23号のうち建設経済委員会に付託された事項について、議案第25号令和７年度市川市下水道事業会計補正予算について及び議案第28号損害賠償請求事件の和解について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第23号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、第６款農林水産業費において施設修繕料を増額し、第７款商工費においてデジタル地域通貨流通原資負担金等を増額するほか、家庭用防災用品購入促進事業デジタル地域通貨流通原資負担金を新たに計上し、第８款観光費において花火大会負担金を増額し、第９款土木費において自転車等駐車場関係負担金を増額するほか、北部系・信篤系遠方監視制御設備改修工事費等を新たに計上するものであります。また、繰越明許費の補正において、市排水機場維持管理事業の事業費について、年度内の支出が困難であるため翌年度に繰り越す措置を行うほか、債務負担行為の補正において、道路拡幅用地取得費及び土地開発公社から借り入れる資金に対する損失補償を追加し、その期間及び限度額を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第６款農林水産業費第２項水産業費第１目水産業振興費、施設修繕料について、「市川漁港の航路を示す灯浮標のチェーンを交換するとのことだが、費用の内訳はどのようなものか」との質疑に対し、「チェーン等の材料費、灯浮標を引き上げるための台船の使用料、燃料費、現場管理費及びその他一般管理費から成るものである」との答弁がなされました。

次に、第７款第１項商工費第２目商工業振興費、デジタル地域通貨チャージ手数料について、「チャージ手数料として約2,500万円を計上しているが、どのように積算したのか」との質疑に対し、「今回のキャンペーンで約８億5,000万円のチャージを見込んでおり、クレジットカードからチャージした場合は手数料として3.5％を、セブン銀行ＡＴＭからチャージした場合は手数料として１％を事業者に支払う必要がある。チャージの方法として、クレジットカードからが７割、セブン銀行ＡＴＭからが３割と想定し、積算した」との答弁がなされました。

また、「クレジットカードからチャージした場合に3.5％の手数料を契約先に支払っているとのことだが、当該事業者と契約している理由は何か」との質疑に対し、「令和５年度に実施した実証実験の際に一般競争入札を行った結果、当該事業者が落札した。その際、構築したチャージやポイント管理のシステムを現在に至るまで使用しているため、当該事業者と契約している」との答弁がなされました。

また、「チャージ手数料が安い他の事業者と契約することはできないのか」との質疑に対し、「現在のシステムを前提とした場合、別の会社に発注することは困難である」との答弁がなされました。

次に、デジタル地域通貨原資負担金について、「国からの交付金も活用するとのことだが、市の負担はどの程度

発生するのか」との質疑に対し、「米のキャンペーンにおいて、利用者にポイントを還元するための経費が7,500万円と見込んでいるが、本経費については国からの臨時交付金を充当する。また、利用者がチャージする金額として８億5,000万円を見込んでいるが、チャージした金額は市の歳入となるため、本市の負担は発生しない」との答弁がなされました。

また、「米のキャンペーンは物価高騰対策として実施する事業であるが、事業者が米を仕入れる際に本キャンペーンを利用し、利幅を増やすという、事業の趣旨に反するような事例は起こり得ないのか」との質疑に対し、「事業者が大量に米を入手したとしても、利用者１人当たりに還元されるポイントの上限は5,000ポイントであるため、そのような事例はある程度防げるものと考えている」との答弁がなされました。

次に、第８款第１項観光費第２目観光振興費、花火大会負担金について、「物価高騰等による増額とのことだが、具体的な内容はどのようなものか」との質疑に対し、「人件費及び燃料費の値上げに伴い資材運搬費が高騰した会場設置関係費のほか、花火代金分担金、ギネス世界記録に挑戦したことに伴う関連経費及び保険料の増額である」との答弁がなされました。

次に、「ギネス世界記録に挑戦することとなった経緯はどのようなものか。また、この負担金はどこに、幾ら支払われるものなのか」との質疑に対し、「本年４月に、花火大会を合同で開催する江戸川区から共同してギネス世界記録に挑戦しないかとの打診があり、本市花火大会実行委員会が決定した。負担金の額は約200万円で、ギネス世界記録の認定を申請する江戸川区に支払うものである」との答弁がなされました。

次に、「４月にギネス世界記録の打診を受けたにもかかわらず、なぜ６月定例会に補正予算として計上せず、花火大会が終了した後の今定例会に計上することとなったのか」との質疑に対し、「６月定例会の時点においては、チケット代金の売上げや企業協賛金などの歳入のほか、歳出が確定していなかったため計上することができなかった」との答弁がなされました。

次に、第９款土木費第２項道路橋りょう費第３目道路新設改良費、道路等改良工事費について、「市川漁港前の市道0103号の改良工事を行うとのことだが、どのような工事を行うのか」との質疑に対し、「本道路は駐車車両が多く見通しが悪いため、歩行者と車両の接触事故が常に懸念されている。そのため、駐車場を整備する工事を行うものである」との答弁がなされました。

また、第３項河川費第３目排水施設管理費、北部系・信篤系遠方監視制御設備改修工事費について、「老朽化が著しいことから改修工事を行うとのことだが、ハード面だけでなく、ソフト面でも機能の向上はあるのか」との質疑に対し、「現在のオンプレミス方式からクラウド方式に変更する予定である。併せて第２庁舎でも監視するシステムを増やす予定である」との答弁がなされました。

次に、第４項都市計画費第５目公園費、賠償金について、「市が管理する緑地内で倒木があったとのことだが、倒れた樹木はどのようなものか。また、自然災害の影響があったのか」との質疑に対し、「高さが約10ｍ、幹回りが1.35ｍのイヌシデという落葉広葉樹で、倒木の原因は根の腐食によるものであると考えている。また、倒木した当時は強風注意報が発令されており、強風の影響を受けたものと考えている」との答弁がなされました。

次に、債務負担行為補正、道路拡幅用地取得費について、「南八幡４丁目地先の市道0220号の歩道拡幅を行うとのことだが、どのような経緯で整備を行うこととしたのか」との質疑に対し、「令和４年３月に市川警察、教育委員会、道路交通部が連携し、通学路の合同点検を行った際、信号待ちのスペースが狭いという意見が出されたことから、信号待ちの待機スペースを確保するため整備を行うこととした」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号について。

今回の補正は、下水道事業の業務の予定量を改め、収益的支出において私設下水道管渠敷設費補助金を増額

し、資本的収入において高谷・田尻排水区公共下水道工事費負担金等を増額し、資本的支出において市川南第４排水区雨水管渠建設事業費、本年度支出額等の増額及び菅野終末処理場脱水設備等改修実施設計委託料の減額を計上するものであります。また、継続費の補正において高谷２号幹線建設事業及び市川南第４排水区雨水管渠建設事業の総額及び年割額を変更するほか、起債の限度額を改めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、相之川第１ポンプ場改修実施設計委託料について、「当初設計において、既設水槽の再利用を見込んでいたところ、大きさが適切ではないことが判明したとのことであるが、どの程度の不足を見込んでいるのか」との質疑に対し、「既設水槽の規模は24㎥であるが、委託しているコンサルタントより、ポンプの能力を効果的に発揮するためには40㎥程度必要であると提案されたものである」との答弁がなされました。

次に、菅野終末処理場脱水設備等改修実施設計委託料について、「今年度の発注を見送り、今後発注する際に経費が増えるリスクについてはどのように考えているのか」との質疑に対し、「来年度の予算要望について、大きな影響はないと見込んでいるが、設計の期間に関しては少し延びることを見込んでいる」との答弁がなされました。

次に、菅野終末処理場建築基準法適合状況調査委託料について、「交通公園等が立地する地区であるが、安全性に懸念があるために実施する調査なのか」との質疑に対し、「敷地内に建築物を新設するに当たり、既存建築物の建築基準法への適合性の調査が必要となり、実施するものである。老朽化はしているが、直ちに周辺地域の安全性に支障を来すものではないと考えている」との答弁がなされました。

次に、高谷２号幹線建設事業及び市川南第４排水区雨水管渠建設事業について、「請負代金変更の請求の要因となったインフレスライドの積算根拠と基準日はどのようなものか」との質疑に対し、「積算根拠については、県の基準等を使用している。基準日については、令和７年４月時点としている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号について。

本案は、損害賠償請求事件について当事者間で合意に達し、和解により解決を図るためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　次に、総務委員長、浅野さち議員。

〔浅野さち総務委員長登壇〕

○浅野さち総務委員長　ただいま議題となっております議案第17号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第18号市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第19号市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び議案第23号のうち総務委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第17号について。

本案は、国政選挙における選挙運動の公費負担の限度額の見直しを踏まえ、市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を見直すためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号について。

本案は、人事院規則の改正を踏まえ、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する仕事と育児の両立支

援制度の利用に関する意向確認の措置等を講ずるためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号について。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正を踏まえ、部分休業制度の拡充に対応するための規定の整備を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号のうち総務委員会に付託された事項について、今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出においては、第２款総務費において脱炭素先行地域づくり事業支援委託料、市税関係システム改修委託料等の増額を、第10款消防費において事業用機械器具費の増額を、第13款諸支出金において土地開発公社業務委託料の増額を計上し、歳入においては国庫支出金、県支出金、市債等の増額を計上するものであります。また、繰越明許費の補正において、図書館情報システム改修事業について、年度内の支出が困難であるため翌年度へ繰り越す措置を行うほか、地方債の補正においては、起債の限度額を変更するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第２款総務費第１項総務管理費第５目広報費、商標登録申請手数料について、「市の様々な事業の広報に活用してきた動物イラストを商標登録するとのことだか、どのイラストを登録申請するのか。また、登録申請に当たっての選定基準はどのようなものか」との質疑に対し、「商標登録申請の対象は、カワウソとレッサーパンダのイラスト及び公募で募集する予定の名称をそれぞれ登録する予定である。また、選定基準については、市川市事業キャラクター等の作成等に関する要綱において、所管課長が権利を保全する必要があると認めるときは商標登録の出願を行うものとされている。市制施行90周年ロゴマークやＩＣＨＩＣＯなどで、市民から特に好評を博したカワウソとレッサーパンダについては、事業者からのグッズ化のオファーや新聞報道などを受け、キャラクター化についての市民アンケートを実施した結果、商標登録申請の対象として選定したものである」との答弁がなされました。

次に、第６目財産管理費、アスベスト含有建材分析調査委託料について、「本委託料は、信篤複合施設整備に係る既存施設の解体に必要な調査を行うため、新たに1,000万円を計上するものとのことだが、その積算根拠はどのようなものか」との質疑に対し、「本委託は、アスベストが含まれると思われる部材からのサンプルの採取及び分析を業務内容とし、６施設で計184検体を見込んでいる。採取及び分析にかかる作業単価は１検体当たり４万9,300円であり、これに検体数を掛け、消費税10％を加えた金額が約998万円となることから1,000万円を計上した」との答弁がなされました。

次に、第７目企画費、脱炭素先行地域づくり事業支援委託料について、「次年度以降も本委託料を継続して支出するのか」との質疑に対し、「本委託は、国庫補助金を基に脱炭素先行地域を推進する上での事業者からの支援を受けるためのものである。次年度以降の予算計上については、国と調整する事項であるが、必要な支援をお願いしたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、歳入について。

第17款第１項寄附金第２目指定寄附金、こどもたちの未来支援基金指定寄附金及び第18款繰入金第４項第１目こどもたちの未来支援基金繰入金について、「本基金については、令和３年に１億円の寄附があったことから創設されたものと認識しているが、基金残高は使い切ったのか。また、繰入金約1,800万円は、基金を使い切ったことにより、既に実施している子どもの受験料支援に充てるため計上するのか」との質疑に対し、「基金は使い切っておらず、子どもの受験料支援については現在の基金残高を活用し実施している。今回の１億円の寄附を活用し、新たな事業として、受験する前の季節講習費用への支援を実施するものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、ほかの常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第18号市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第19号市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第20号市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第21号市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第23号令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第24号令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第25号令和７年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第26号市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第27号財産の無償譲渡についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第28号損害賠償請求事件の和解についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　日程第12請願第７－１号「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び日程第13請願第７－２号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を一括議題といたします。

本請願に関し委員長の報告を求めます。

環境文教委員長、石原よしのり議員。

〔石原よしのり環境文教委員長登壇〕

○石原よしのり環境文教委員長　ただいま議題となりました請願第７－１号「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第７－２号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、環境文教委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、請願第７－１号について。

本請願は、令和８年度予算編成に当たり、憲法、子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教

育を保障するために、国における2026年度教育予算拡充に関する意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出してほしいとの趣旨であります。

委員会において述べられた意見を要約して申し上げますと、賛成の立場から、「国においても、予算全体の中で教育費に関わる予算の割合が低くなっており、ＯＥＣＤ加盟国の中でも３番目に低いという状況である。そのため、市川市だけではなく、日本全体の子どもたちに係る教育の予算を底上げしていかなければならないと考えている。また、教育の格差が生まれないようにするためにも教育予算を拡充する必要があると考えている。よって、本請願は採択すべきである」との意見が述べられました。

本委員会といたしましては、採決の結果、採択すべきものと決しました。

次に、請願第７－２号について。

本請願は、令和８年度予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出してほしいとの趣旨であります。

委員会において述べられた意見を要約して申し上げますと、賛成の立場から、「教育における地域格差は拡大しないようにすべきであり、自治体の財政的な負担軽減は安定的な教育行政運営に直結するものである。そのため、国庫負担制度の堅持は必要であると考える。よって、本請願は採択すべきである」との意見が述べられました。

本委員会といたしましては、採決の結果、採択すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第７－１号「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本請願は採択することに決定いたしました。

これより請願第７－２号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本請願は採択することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。決算審査特別委員会審査のため、明９月17日から９月23日まで７日間休会することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって明９月17日から９月23日まで７日間休会することに決定い

たしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

○大久保たかし議長　本日はこれをもって散会いたします。

午前10時45分散会

第　５　日

令和７年９月24日（水曜日）

令和７年９月市川市議会定例会議事日程（第５号）

令和７年９月24日（水曜日）午前10時開議

第１　一般質問　国松ひろき議員、野口じゅん議員、石崎ひでゆき議員、冨家　薫議員、沢田あきひと議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子

宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	山影	聡香
スポーツ部長	西村	直
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	宮内	徹
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷲沼	隆
保健部長	横山	京子
環境部長	佐原	達雄
街づくり部長	小塚	眞康
道路交通部長	米崎	勝則
下水道部長	大塚	信之

行徳支所長	秋本	賢	一
消防局長	吉村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	岩佐	伸	幸
会計管理者	岩井		滴
教育振興部長	根本	泰	雄
学校教育部長	池田	淳	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝	広
事務局次長	町田	茂	幸
議事課長	米津	孝	成
（議事担当）			
主幹	金子	貴	一
主査	神谷	尊	正
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任書記	三澤	啓	成
（調査担当）			
主幹	渡辺	孝	文
副主幹	岡澤	英	康
主任	荒木	智	貴
主任書記	伊藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

国松ひろき議員。

○国松ひろき議員　会派未来市川の国松ひろきでございます。通告に従って、一問一答にて質問させていただきます。

まず初めに大項目の１つ目、江戸川河川敷の安全対策について伺ってまいります。

まだ残暑は厳しいところではありますが、一応の水遊びのハイシーズンは終わったのかなと思います。市川市において、江戸川の大きな事故は聞こえてこなくて安堵しておりますが、各所にて水難事故は多発しておりました。あの痛ましい江戸川の事故から２年半ほどが経過し、注意喚起の看板や低木植栽による安全対策等を要望させていただき、刷新されました。その後の経過も令和６年２月定例会にて質問させていただき、３度目の質問になりますが、現在の安全対策の状況をお聞かせください。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

国から江戸川の占用許可を受けている場所のうち、水際の安全対策が必要と考える市川南３丁目から５丁目の延長約750ｍの区間に、柵の代わりとなるツツジを植栽することとしました。令和５年７月末までに延長約300ｍ、約1,000本のツツジを植栽。その後、令和６年３月末までに残りの下流側約450ｍの区間に約2,200本のツツジを植栽しました。併せて注意喚起看板を51か所に設置しております。これにより、安全対策が必要と考える区間の注意喚起看板の設置及び柵の代わりとなる植栽を完了したところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　51か所の看板の交換、グラウンド面など、玉が転がって危ない位置には全面植栽を完了しているとのことでございました。ありがとうございます。何か起こってからでは遅く、できることはすぐにやったほうがよいと思いますし、何か起こってしまったら、安全対策をしていなかった市川市の責任問題になってしまいますので、でき得ることはこれからもやっていきたいというふうに思います。

再質問になりますが、各所に浮き輪の設置もしてくれております。いざ自分が溺れている方を発見したらどうするでしょうか。１人でいるなら、もちろん最初に通報するでしょうが、通報する時間も切迫する状況ならば、私は多少泳げるので飛び込むことだと思います。ですが、泳いで現場にたどり着くまでにも時間がかかります。また、泳げない方ならどうでしょう。そこで浮き輪が設置されているというのはとてもすばらしいことだと思っております。

では、改めまして、どれくらい、どの場所に設置しているのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

救命浮き輪につきましては、現在３か所に設置されていて、本市が設置したのは大洲２丁目と河原の２か所、国の江戸川河川事務所が市川南４丁目付近１か所に設置しています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　全部で３か所、本市と国で設置しているということ、とても少ないのかなというふうに思います。先ほどもお話しいたしましたが、いざ溺れている方を見つけたら、泳げない方なら通報をした後、何もすることができず右往左往してしまいます。そこで、浮き輪がたくさんあれば浮き輪を投げてあげることができます。多くあって損するものではありません。

そこで、実際に私もその３か所を見てまいりましたが、救命浮き輪がひび割れをしているのを確認いたしました。これで浮くことが可能なのか、不安と恐怖に襲われたところでございますが、どの程度の点検、定期的なパトロールを行っているのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

国や市が設置した救命浮き輪は、それぞれの職員による日常的なパトロールの中で設置状況などを確認しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　国の設置している１か所は、とてもばしっときれいなままでございました。本市の２か所の浮き輪は月２回以上点検しているのかなというふうに思いますが、ひび割れているのはとても問題だと思います。早急に交換をお願いしたいというふうに思います。

もう１点お伺いさせていただきます。そもそも長い長い江戸川の河川敷において、３つしか浮き輪がないというのは大変少ないというふうに感じております。より安全のため、救命浮き輪の増設が必要だと思います。また、前回も要望させていただきましたライフジャケットの設置も有効と考えております。先ほどの浮き輪を投げる、泳いで救助する、ライフジャケットを着てなら誰でも救助に向かうことができます。

そこで、救命浮き輪の増設及びライフジャケットの設置について、本市の見解をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

救命浮き輪の増設やライフジャケットの設置につきましては、江戸川の管理者である国と協議を行い、設置場所や設置数を含めて検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　増設を検討とのことでございます。ぜひ増設をしていただいて、ライフジャケットは常備していただくよう、強く要望させていただきます。

実際、江戸川水上スポーツ協会という協会のほうでお話が出ておりましたが、河川にライフジャケットが常備されているところというのはあまりないそうでございます。江戸川が率先して、それをやっていただけたら、かなりインパクトがあるのかなというふうに思いますので、ぜひライフジャケットの設置も強く要望させていただきます。

続きまして、(2)各種グラウンドについて伺ってまいります。

江戸川は散歩やレジャーだけでなく、しっかりとスポーツも執り行われる場所になります。スポーツをする用地の確保がなかなか難しい市川市において、江戸川の河川敷という広大な敷地はスポーツをするのにとても有意義な場所でございます。

そこで、現在、江戸川の河川敷にどのようなグラウンドが設置され、どのように維持管理されているのかお伺

いいたします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　お答えします。

江戸川左岸の市川３丁目地先から稲荷木２丁目地先の間及び江戸川放水路右岸の河原地先における河川敷に野球場11面、サッカー場１面、バスケットハーフコート１面を整備しております。各施設における設備といたしましては、野球場にはバックネットと１塁側と３塁側にそれぞれベンチを、サッカー場においてはサッカーゴールとベンチを、バスケットコートにおいてはゴールを１基整備しております。グラウンドの維持管理につきましては、グラウンドを使用された方が使用後に自分たちで整地していただくこととしておりますが、グラウンド内の砂が減少し、山砂や川砂が必要となった場合には、要望に応じて現場を確認した上で市で補充しております。また、不陸整正など、利用者による整地が困難な場合や芝生部分の草刈りについても市が実施しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ありがとうございます。もろもろ理解させていただきました。野球、サッカー、バスケ、どれをとっても使用者が整地を行うということでございますから、トンボ――レーキと言うのが正しいのか、清掃用具が必要になってまいります。

そこで清掃用具をしまったり、必要最低限のものをしまっておける各種倉庫のようなものが必要だと思われます。実際に倉庫は設置されているのか。また、以前にもお伺いいたしました、前定例会でも他議員が設置を要望されていたかと思いますが、ＡＥＤの設置や水難事故対応として浮き輪、ライフジャケットを収納するような倉庫の設置は可能なのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　お答えします。

現在、各野球場及びサッカー場脇に利用者が使用後にグラウンドを整地するための用具を入れた鉄製の籠を設置しております。新たに倉庫を設置するためには、大きさによっては建築基準法に適合させる必要がございます。加えて河川区域における工作物の設置となるため、河川管理者である国土交通省からの許可が必要となり、河川の流れを阻害することのないよう、増水時に撤去することが条件となります。このようなことから、例えば市川市サッカー協会では、河川区域外の民有地に倉庫を自主設置していると伺っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　工作物がつくれないということは設置が難しいのかなというふうに思います。ですが、現在は浮き輪が３つ、ＡＥＤもない、ライフジャケットもない。置く場所は経年劣化や風雨で、先ほどの浮き輪のようにひび割れてしまうこともあると思います。スポーツのための倉庫があれば、同時に浮き輪、ライフジャケット、ＡＥＤなど設置できるのかなというふうに期待しておりました。市民にとっても本市にとっても安全対策は必要不可欠でございますから、スポーツ部、街づくり部、各部署横断で安全対策に取り組んでほしいと思います。

もう少しスポーツ分野で伺ってまいりますが、現在の江戸川河川敷の各種グラウンドの利用状況についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　お答えします。

野球場とサッカー場につきましては、年末年始を除き、年間を通じて午前６時から午後６時までの間、１こま

２時間単位で１日６こまの貸出しを行っており、グラウンド使用料は無料でございます。利用に当たっては、公共施設予約システムで事前予約が可能となっております。令和６年度の河川敷野球場の使用率は年間で37％となっており、その内訳は平日が12％、土日、祝日が93％です。また、河川敷サッカー場の使用率は年間で42％で、平日が20％、土日、祝日が88％となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　土日祝含めて９割前後というのは、とてもすごい数字なのかなというふうに思います。平日はもちろん皆さん仕事されているので、しようがないのかなというふうに思います。週末の稼働率を考えれば、野球場及びサッカー場は増設してもよいのかなというふうに思います。

また、江戸川河川敷には、グラウンドを新たに設置できそうな区間があるように思います。具体的に言えば、野球の９号グラウンドの上流側に設置スペースがあるように思います。

そこで、グラウンドの拡充をする考えはあるのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　お答えします。

稲荷木２丁目地先にある９号野球場の上流側は、河川までの幅が約60ｍで、少年野球場にも求められます両翼70ｍを確保することや、少なくとも横幅60ｍ以上を必要とするサッカー場を整備するには十分な広さが確保できないこと、また、湿地帯であるためグラウンド整備に適さない状況にあります。さらには、環境省が絶滅危惧Ⅰ類に指定しておりますヒヌマイトトンボの貴重な生息地となっているため、その保護についても配慮する必要がございます。先ほど答弁いたしましたとおり、河川敷内のグラウンド使用率が年間では50％を下回り、利用が集中する土日、祝日においても、まだ空きがある状況でありますことから、河川敷内にさらにグラウンドを拡充する計画はございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ヒヌマイトトンボというのは初耳でございました。環境にも配慮していかなければならないということ、理解できました。利用率50％については、後ほどまた触れさせていただきますが、もう少し伺ってまいります。

各種グラウンドには11、12号グラウンドを除き、近くに駐車場がなく、道具を下ろすのが非常に大変という声を聞いております。河川敷への車の乗り入れと駐車場の開放状況についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　お答えします。

河川敷への車両の乗り入れは、車止めを設置した河川管理者である国土交通省の許可が必要となります。河川管理者からの占用許可を受け、本市で管理している河川敷駐車場は江戸川放水路右岸の河原地先11号、12号野球場近くと妙典小学校裏、妙典２丁目13番地先の２か所にございます。これらの駐車場は河川敷利用者の利便性向上と周辺道路の違法駐車対策を目的に設置したものであり、そのうち河原地先の駐車場は平成17年の整備以降、現在も午前５時から午後６時までの間、無料で一般開放しており、出入口の施錠はシルバー人材センターに委託しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　駐車場の件は理解いたしました。乗り入れには河川管理者の許可が必要とのこと。多分、こ

こにいる全ての人が見ているのかなというふうに思いますが、市川インターから篠崎に向かうときや都内から帰宅の際、また14号の市川橋を越えておりますと、江戸川区側の河川敷には多くの車が止まっているのが見えます。江戸川区側にも野球場やサッカー場があり、スポーツを観戦している人なのか、スタッフなのか、車を止めています。

そこで、江戸川区では河川敷への乗り入れができ、市川市ではなぜできないのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　お答えします。

江戸川区側の河川敷駐車場は、河川管理者である国土交通省から占用許可を受けた江戸川区が整備、管理しており、鍵の開閉は駐車場近くの管理事務所に常駐する区から委託を受けた事業者が行っております。本市におきましては、さきに答弁いたしました河原地先の野球場近くに既に駐車場を整備しておりますことから、直接グラウンドに乗り入れることのできる新たな駐車場の整備計画はございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　駐車場を造ってほしいということもありますが、何よりも乗り入れが一瞬でもできれば荷搬入も楽になります。そして、各種グラウンドの平均利用率50％というのも、車の乗り入れができればもっと増えると思います。実際に車が止められるグラウンドを最優先で借りていることから利用率が低いのかなというふうに思っております。また、乗り入れが可能ならば、もっとレジャーとして利用もしやすくなるのかなというふうに思います。江戸川区のように管理者がいれば、たくさんある江戸川の進入路の開閉も可能なのかなというふうに思います。安全対策も含め、河川管理者の国としっかり連携を深めていただき、市川の宝でもあります江戸川を使用しやすく、行きたくなるよう、各部署横断で取り組んでほしいと思いますし、何よりもスポーツをされている方も含め安全対策が急務だと思いますので、引き続きもろもろの御検討をお願いいたします。

続いて、大項目の２つ目、市内河川の通行に関する諸課題について伺ってまいります。

まずは(1)江戸川水閘門周辺の交通状況について、先順位者も聞いておりますので、別視点から伺ってまいります。

昭和18年に竣工され、竣工80年が経過し、昨年２月定例会でもお伺いいたしました。その際に、現在、実施計画を行っており、改築工事の早期着手に向けて準備を進めているとの答弁がありましたが、国はようやく改築工事に向けて動き出したようです。

まずは水閘門の現状についてお伺いをしていきます。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えします。

江戸川水閘門の現状につきましては、国土交通省江戸川河川事務所に確認したところ、前回、御質問のあった令和５年度は改築に関わる実施設計を行っておりましたが、ほぼ１年後となる令和７年３月に改築工事の契約に至ったとのことです。その後、本格的な工事着工に当たり、同年５月、市川市及び江戸川区で近隣住民を対象とした工事説明会が３回開催されております。市川市内で開催された説明会では、地元自治会の役員を中心とした参加者から工事中の大型車両の走行ルートや水閘門上部の通行などに関する意見や質問があったと伺っております。現在、現場では作業ヤードや工事用道路の造成といった準備工が終わり、河川内で施工するために工事箇所を一時的に自ら遮断し、作業場所を乾燥した状態にするため仮締切り矢板の設置に着手したところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ありがとうございます。前回の答弁では、今ある水閘門の機能を確保したまま下流部に新たな水閘門を設置し、最後に現水閘門を撤去するとのことでございました。大規模な工事になることから、市民の安全、安心のためにも早期完成が望まれます。今後、具体的にどのような工程、スケジュールで工事を進めていくのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　国によりますと、水閘門改築は、全体として大きく３つの工程となっております。

まずⅠ期工事として、令和７年度から10年度にかけ、旧江戸川の左岸側、市川市側を施工箇所として、船を通過させるための閘門を築造する工事を実施いたします。Ⅱ期工事としては、令和10年度から13年度にかけ、旧江戸川中央部において、主に治水機能及び塩分遡上防止を目的とした水門を築造する工事を実施いたします。そして最後のⅢ期工事として、既存の水閘門の撤去や影響部の護岸整備を令和13年度から15年度に実施する予定と伺っております。今回着手したⅠ期工事の具体的な工程といたしましては、仮締切り矢板の設置後、令和８年12月から閘門の基礎となるくいの打設が開始され、その後、令和９年２月から10年５月にかけて、閘門本体となるコンクリート構造物の築造を行う予定と伺っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　令和15年には完成するということ、理解いたしました。あと８年、大規模な工事なので工期どおりに完成するのか、とても心配です。市としても、国としっかり連携をしてほしいというふうに思います。

もう少し伺ってまいります。現在の水閘門の上部は車の通行ができず、車両の通行を要望させていただき、新たな水閘門の上部について、昨年の２月の答弁では、江戸川区とともに改築計画に合わせ、一般車両の通行を可能とすることを国に申入れを行っているとのことでありました。

そこで、新たに設置する水閘門の上部の道路部分は一般車両も通行できるようになるのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

水閘門上部の通路は、国において水閘門管理用通路として整備されることとなっております。現在は整備に合わせて一般車両も通行できるように、将来の道路整備について、江戸川区とともに国と協議、調整をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　調整を行っているとのことでございますが、たしか周辺の方への説明会では、車両の通行をさせるとの発言があったと聞いております。まだここで通行させるとは答弁をいただけませんでしたが、車が通行できるていでもう少し掘り下げていきます。

現在の水閘門に向かう通路は、車が通れるサイズではありません。水閘門から県道市川浦安線までの一般道をどのようにつなげる計画なのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

水閘門から県道市川浦安線までの一般道路は、一般車両が交互通行できる道路として整備するように国と協議しております。今後予定している道路設計協議の中で様々な課題を解決し、最適なルートを決めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ありがとうございます。相互通行ができる道路を整備するとのことでございます。土手を盛土して相互通行させるために太くさせるのか、別のルートを考案していくのか、これからのことでしょうが、東京に行ける橋が増えるわけです。周辺道路が混んでしまったら、何のための改良なのか分かりません。いろいろと検討していただきますようお願いします。

もう１点お伺いいたします。整備予定の一般道路と県道市川浦安線が交差する行徳橋南側について、どのような計画になるのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

行徳橋南側の県道市川浦安線との交差部については、接続する箇所が未定のため、一般道路のルートが決定した後に交通管理者である千葉県警察と協議し、交差点形状を決定する予定です。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ちょっと何が言いたいかというところなんですけれども、仮称押切橋が完成したらなのか、工事が始まったらなのか分かりませんが、以前の答弁では、県道市川浦安線は県道から市川市道に移管されると聞いております。本市の交通状況を鑑みて、しっかりと検討していただくようお願いしたいというふうに思います。市川市に移管されたら市川市が絵を描かなければならなくなってしまうと思いますので、そういったときにどういう安全対策ができるのかというところを複合的に検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、(2)所有者不明の橋梁に関する本市の認識について伺ってまいります。

所有者、管理者、どのように発言してよいのか分かりませんが、田尻５丁目にある高谷に架かる無名橋は、江戸川の堤防工事のために一時閉鎖したものの、その後も老朽化や所有者不明を理由に８年が経過し、現在もそのままにされております。このままですと、ますます老朽化が進むので、安全、安心という観点で思い切って無名橋を撤去するのも１つだと思いますが、県、市の認識をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えします。

高谷川は千葉県が管理する１級河川ですが、この川の田尻５丁目地先に架かるこの橋は、いつ頃、誰が設置したのか分かっておらず、現在も管理者が不明と伺っております。平成28年度に国土交通省が江戸川の高潮対策として堤防のかさ上げ工事を行った際に、現場の安全対策として国及び県により通行止めとされ、工事完了後も橋自体の安全性が確認できないとの理由から通行止めが続いている状況でございます。

そこで、平成29年９月に地元自治会から通行止め解除の要望書が本市へ提出されたことから、市では同要望書を国と県へ進達し、さらに同年12月に本市から県へ原状復旧の要望書を提出しております。その後、このまま橋を放置すると崩落する危険性があることから、平成31年４月に本市から県へ早期撤去と周辺護岸の改修に関する要望書を提出いたしました。令和５年９月に、この橋の通行に関する県の認識を確認したところ、この橋は直ちに崩落して治水上支障となる状況ではないが、高欄や橋桁等の破損状況から、人を通せるような状況ではないとのことでありました。今回、改めてこの橋の撤去に関する県の認識を確認したところ、県は河川管理者であり、管理者不明の橋を直ちに撤去する理由はないとのことであります。本市といたしましては、万が一、大規模な地震や洪水が発生するようなことがあれば、橋の崩落のほか、周辺の護岸や管理用通路が崩れるなど、被害が拡大する可能性があります。このことから、老朽化のみならず、自然災害が発生した際の周辺への影響も踏まえ、引き続き河川管理者である県と協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　直ちに撤去する理由がないとのことでございました。現状は、市の方は見に行かれましたでしょうか。さびてごみが多く捨てられており、見ていて、とてもきれいなものではありません。改めて所有者不明であるならば、河川管理者である千葉県が無名橋を撤去すべきと思いますが、県にはその意向がないということが分かりました。しかし、地元からは、江戸川に行けるようにしてほしいとの要望がたくさんございます。

また、先日、敬老の日の田尻シニアクラブ・絆さんの敬老祝賀会において、橋を何とかしてほしいとのお話が出ておりました。散歩の一環で江戸川に出たくても江戸川まで出られる橋がない、あっても少し遠いというのは確かに不便でございます。また、健康寿命日本一を掲げる本市において、年配の方が歩くために必要不可欠なのではないかなというふうに思います。依然として膠着状態が続く今の無名橋とは別に、市で新たに江戸川にアクセスできる橋を架けられないのか、市の見解をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

江戸川は市民の憩いの場所として広く利用されており、市街地から江戸川へアクセスできる動線を確保することは望ましいと考えます。新たな橋を架けるためには高谷川の転落防止などの安全施設も同時に整備する必要があると考えます。このことから、県が実施する高谷川の改修時期等を確認しながら検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　見に行けば分かると思いますが、ほんの数ｍです。仮称押切・湊橋や妙典橋のように大規模な橋ではありません。壊すのも造るのも、そんなに難しいものなのかなというふうに思ってしまいます。

高谷川の改修を踏まえてとの答弁でありましたが、改修時期は示されておらず、これではいつになっても橋を架けることはできないと思います。本市の見解を改めてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

江戸川はサイクリングロードや防災、スポーツ・レクリエーションなど様々な用途で活用されていることから、新たな橋を架ける場合には活用方法などを踏まえ、適切な場所を選定する必要があると考えます。また、安全対策として、橋だけではなく、河川の転落防止柵やバリアフリーに配慮した附帯施設の整備などの検討も必要となります。このことから庁内関係部署と調整していくとともに、状況に応じて高谷川の管理者である県や江戸川の管理者である国と協議してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　川幅としては、３ｍはないぐらいに見えます。壊すのも新たな橋を架けるのも、そんなに費用も時間もかからないような気がします。市川市の宝の江戸川へつながる橋です。市民の方は、あの橋の復活を待ち望んでおります。危険を伴う現在の橋は早々に撤去し、安全、安心なきれいな橋を造ってほしいと強く要望いたしまして、この項目は終わらせていただきます。

続きまして大項目の３つ目、防犯行政について。

私も消防団として地域のパトロール、自治会役員として防犯パトロール、地域のおみこしの団体と歳末パトロール、防犯協会在籍時にもパトロールを行っておりました。昨年の柏井町での事件もあり、市長は即座にカメラ付防犯灯を100基設置してくれました。

現在の本市の防犯体制はどのようになっているのか、警察との連携はどうなっているのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

本市では、市民の皆様が安全で安心して暮らすことができる町の実現に向けて、自治会、関係団体、警察と連携し、様々な防犯施策を推進しております。

初めに、自治会や関係団体との連携でございますが、防犯パトロールを実施している自治会等の自主防犯団体に対し携行ベストなどの防犯用品を譲与することのほか、地域イベントや駅周辺等での街頭犯罪防止キャンペーンにおいて、自治会や防犯協会などの関係団体とともに啓発活動を行うなど、様々な形で連携しております。

次に、警察との連携でございますが、昨年10月に柏井町において強盗事件が発生した際には、市長と両警察署長が緊急意見交換会を実施したほか、街の安全パトロールなどの合同パトロールの共催、防犯講話など、様々な防犯対策を連携して実施しております。また、千葉県警察ウェブサイトによりますと、市内には19か所の交番が千葉県警察により設置されております。その内訳は、市川警察署管内では市川駅前交番など13か所、行徳警察署管内では行徳駅前交番など６か所となっております。

なお、船橋警察署管内にはなりますが、市川、船橋の市境近くに中山駅前交番と藤原駐在所が設置されております。これらの交番は地域の安全確保やパトロールなど、市民が安全で安心して暮らせる町を守るための重要な役割を担っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　市境の交番の件もありがとうございます。市川警察署管内の交番は13か所、市境に２か所。県の管轄かと思いますが、ほかにも移動交番というものもあると思います。台数や役割、今後の移動交番の在り方についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　千葉県内の移動交番の台数でございますが、千葉県警察のウェブサイトによりますと、平成22年３月から移動交番の配備を進めており、現在では60台の移動交番車があり、そのうち市川警察署と行徳警察署には２台ずつ配備されています。この移動交番車には警察官２名、移動交番相談員１名が乗車し、そのうち１名は女性が配置されております。また、全車両にはＡＥＤを搭載し、県民の安全、安心確保に努めています。

移動交番の役割でありますが、事件、事故の多発地域や交番新設要望地域等に開設し、周辺の警戒、巡回パトロールなどを通じて地域の実情に沿った情報発信や犯罪抑止活動を展開しているほか、災害発生時には被災地域への派遣も行っているとのことです。今年９月の市内における移動交番の開設場所でありますが、市川警察署管内では里見公園など18か所、行徳警察署管内では広尾防災公園など14か所で開設される予定です。

今後の移動交番の在り方についてでありますが、令和６年７月の千葉県議会の常任委員会において、犯罪情勢や交通情勢等に応じて警察官の廃止、見直し、装備資機材の充実等を行っており、移動交番車についても、それら全体の見直しの中で必要な検討を行っていくと答弁されているところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　市内にあるということ、理解いたしました。開設場所に関しても多く出されている旨、分かりました。また、見直しもされているということ、理解いたしました。

それでは、移動交番ではなく、防犯ボックスの設置の経緯や役割についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　防犯ボックスは犯罪の抑止効果や体感治安の向上を目的として、交番設置に至らない地域に設置する交番類似施設になります。設置の経緯でありますが、平成25年に千葉県がモデル事業として、本市の南大野地区のコンビニエンスストアに設置したものです。この防犯ボックスには警察官ＯＢが勤務し、児童生徒の帰宅見守りや自治会との合同パトロールなどを実施していました。この防犯ボックスの設置の効果といたしましては、南大野地区の侵入窃盗認知件数が設置前３年間の年平均で44件であったものが設置後２年間の年平均では21件に減少するなど、防犯効果があったと推測されたものであります。しかしながら、設置していたコンビニエンスストアの閉店に伴い、平成31年にこのモデル事業は廃止となりました。そこで、本市は地域防犯力の維持を目的に、平成28年度に施行した千葉県の補助金制度を活用するとともに、大野中央病院にも御協力をいただき、令和元年７月に下貝塚の同病院敷地内に１つ目の防犯ボックスを設置いたしました。また、北国分地区には、付近に交番がなく、交番設置の強い要望があったことなどから、令和元年11月に北総鉄道北国分駅の南口ロータリーに２つ目の防犯ボックスを設置いたしました。

なお、千葉県内で防犯ボックスを２か所設置している自治体は本市のみとなります。

この防犯ボックスの開所時間ですが、どちらの防犯ボックスも午後のみの開設で、12月29日から１月３日までの年末年始は閉所しております。防犯ボックスの主な役割でありますが、地域、千葉県警察、本市との連携による防犯業務、自主防犯団体等との合同パトロールの実施及び指導助言などであり、24時間、いつでも直接に犯罪に対応できる交番と比べると、その業務は限定的なものとなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　限定的と今答弁がございましたが、南大野地区にて44件の平均窃盗件数が21件に減少するというのは効果がてきめんだったということでございます。多くあればいいのかなと思ってしまいます。

なぜここまで聞いたかと申しますと、私の住む市川市東部地域ですが、とても広く、交番は若宮地区にあるのみです。北方１丁目付近や鬼越駅付近は八幡交番からなのか、若宮交番からなのか、分かりません。また、下総中山駅には交番がありますが、船橋地域になります。若宮１丁目からすると、若宮交番からよりも下総中山駅前交番のほうが近いです。事件、事故があった際には若宮交番から時間をかけて来てくれます。

そこで、例えば鬼高、鬼越、高石神、北方町で通報があった際はどこの交番が対応するのか。また、市境の市川－船橋間での事件があったら、どちらの警察署が対応するのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

市川東部地域には、議員が御発言いただいたとおり若宮交番が設置されているほか、船橋警察所管の中山駅前交番と藤原駐在所が隣接して設置されております。交番の管轄地域でございますが、千葉県警に確認したところ、鬼高は南八幡交番、高石神は若宮交番、北方町は柏井交番の管轄であるとの回答がありました。また、市境で発生した事件等の対応につきましては、警察署境であっても事案に応じて適切に対処しているとの回答がありました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ありがとうございます。東部地域は交番の管轄も分かれている旨、理解できました。市境でも適宜対応いただけるとのことです。例えば鬼高地域のニッケコルトンプラザさん、東側、鬼高小付近でも南八幡交番だとしたら、すごく遠いように感じてしまいます。

改めて市東側に交番を設置することはできないのか。また、交番設置が難しいようであれば、先ほど質問をさせていただきました防犯ボックスの設置はできないのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

令和７年２月の千葉県議会定例会では、交番の新設は地域の治安情勢や人口、世帯数などのほか、既存の警察施設などとの位置関係を考慮し総合的に判断してきたところだが、治安情勢や今後の人口動態等を踏まえると、交番の総数を増やすことは現状では困難と考えているとの答弁がされております。また、新たな防犯ボックスの設置の基準につきましては、多くの市民からの交番設置要望があること、周辺に警察署や交番が少ない地域で地域防犯力向上の拠点となること、子どもや女性の帰宅の見守り活動、自治会等との合同パトロールの実施など、防犯ボックスの活動の効果が期待できる地域、場所であることなどでございます。しかしながら、過去には千葉県から防犯ボックスごとに600万円の補助金が交付されていましたが、令和６年度の途中で本市の防犯ボックスが開設から５年を経過したことにより、この補助金の対象外となりました。その後、本市の防犯ボックスは千葉県の別の補助金の対象となりましたが、この補助金の上限額は１市町村につき300万円であり、その結果、県から本市に交付される補助金額は年間1,200万円から300万円へと４分の１に減少し、防犯ボックスの運営に要する本市の財政的負担は増加しております。

また、千葉県には毎年防犯ボックスに警察官ＯＢの配置を要望しておりますが、警察官の定年延長制度などの影響もあり、近年は新たな人材が配置されない状況が続き、勤務している職員の高齢化が進んでおります。このような状況の下で、他の自治体では防犯ボックスを廃止したところもあると聞いております。本市における新たな防犯ボックスの設置につきましては、千葉県の補助金の動向や交番等の設置状況、市民の皆様の御意見などを踏まえ、その可否を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　もろもろありがとうございました。鬼高地域は市内でも有数の人口の場所です。また、ニッケコルトンプラザさんがあります。市内外からたくさんの人が来ます。そこが交番空白地ではとても心配でございます。また、防犯ボックスに関して検討してくださるということ、よろしくお願いいたします。

やはりいつもの市境の問題なのですが、駅前で自転車が窃盗されると下総中山交番で届出を出し、船橋の奥地に取りに行かなければなりません。また、落し物をしても東船橋にある警察署まで取りに行かなければなりません。昨今の事件等を鑑みると、市民は警察がいないという状況に不安になっております。市民の安全、安心の心のよりどころといたしましても、警察の存在はとても重要になってまいります。市民の安全、安心は警察だけでなく、本市としてもしっかり検討していかなければなりません。市民のため、安全、安心の対策をしっかり行っていただき、防犯ボックスの設置の検討をお願いして次の項目に移ります。ありがとうございました。

大項目の４つ目、害獣対策について。

市民にとって癒やしを与える野生動物、動植物園にいるようなかわいらしい動物がいる一方、生活に悪い影響を与える動物もあります。カラスやハトなどの鳥類、アライグマ、ハクビシン、タヌキなどの小動物、そういった動物の相談件数は増えているのかなというふうに思います。

そこで目撃及び苦情の現状をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

野生に生息する様々な動物は人々の生活に潤いを与えてくれる一方で、人間の生活環境への被害、農作物への

被害、生態系への影響を及ぼしている側面もございます。本市には犬や猫等の飼育されているペットのほか、ネズミやハクビシンなどの野生の小動物、カラスやカワウなどの鳥類など、動物に関する多くの情報や相談が寄せられています。御質問のハクビシン、カラス、ハト、タヌキ、アライグマについては、これまでも多くの情報が寄せられており、その件数は令和４年度約250件、５年度270件、６年度約330件と増加傾向となっております。情報の内容としては、ふんの被害のほか、小動物については移動する際の物音など、生活被害に関する苦情が主なものとなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　どんどん宅地化されている市川市においても、年々増えていっているということ、理解できました。細かく掘り下げさせてもらいます。

改めてカラスやハトなどの鳥類に関する被害状況や要望、相談についてはどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

鳥類に関する共通する相談としては、ふんや鳴き声に関する内容が多く、個別には、カラスは生ごみの散乱や繁殖期の威嚇や攻撃、ハトは餌やり禁止の要望など、それぞれ約60件の要望や相談が寄せられています。このほか、近年、街路樹や電線をねぐらとするムクドリに対する相談も30件程度あり、増加傾向となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　私のところにもハトのフンに関して相談が数件来ました。餌をあげてしまっている方もいらっしゃると聞いております。また、家の目の前のごみ捨て場では、毎回ではないですが、金網型のごみ捨て場なのに隙間からつつかれた生ごみが散乱しています。そういったものはごみ当番や我が家、お隣さんが処理をしています。

そこで、鳥類のふん及びごみの散乱対策についてお伺いしてまいります。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

鳥のふんへの対策としては、電線に鳥が止まれないようにする鳥よけが有効であるため、市や相談者から電力会社に依頼をするほか、ムクドリについては、市の職員によるＬＥＤライトの照射や拍子木の音による追い払いなどを行っております。また、ふんで汚れてしまった道路や駅前広場等については、鳥がほかに移動してふん害が落ち着いたことを確認した後、道路を所管する部署と調整し、清掃を行っております。鳥類へのごみ対策としては、ごみの集積場所を利用する方たちに散乱防止のカラス対策ネットや金網式ごみ箱を貸し出しするとともに、集積場所の管理及び清掃などをお願いしております。カラスなどによってごみが散乱した場合には集積所の清潔さを維持するため、可能な範囲で収集業者が清掃を実施しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　市の職員さんが、あのグランドホテル前のすごい鳴き声が聞こえるムクドリの対応をされているということ、また、部署横断で道路交通部さんが清掃しているとのこと、本当にお疲れさまでございます。カラスも頭がよく、青いネットもくちばしで動かし、隙間からごみをあさっています。先ほど話した、私の家の前の通りのごみ捨て場は通り沿いに３か所ありまして、全部が荒らされていると収集業者さんでも時間がかかっ

てしまって大変です。画期的な鳥類の対策を検討してほしいなというふうに思います。

続いて、アライグマ、ハクビシン、タヌキの小動物の生活に関してなんですけれども、農作物の被害の状況についてお伺いしてまいります。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

御質問の小動物に関する令和６年度の生活被害の相談件数は約150件あり、主な内容は、家の天井裏や床下をふん尿で汚されることや鳴き声及び足音の騒音のほか、庭木の果物が食べられるなどの相談が寄せられています。

次に、御質問の農業被害につきましては約50件の相談があり、アライグマでは露地野菜や梨など、ハクビシン及びタヌキでは梨やイチゴなどの被害相談となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　市川市の名産でもある梨の被害もあるということ、理解できました。実際に何件か私のところにも相談が来たのですが、やはり簡単に捕らえることや自身での対応は非常に難しい。

では、小動物に係る保護用のわなや侵入防止のネット等の貸出しは行っているのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。

本市では、農家を対象に小動物の捕獲のためのわなの貸出しを行っておりますが、侵入防止ネットの貸出しは行っていません。近年は農家からのわなの貸出し要望が多い状況となっており、千葉県の協力もいただきながら19個のわなの貸出しを行っていますが、場合によっては、わなの数が追いつかない状況となっています。

なお、捕獲用のわなの設置にはわな猟免許が必要となるため、免許をお持ちでない農家には、わなの従事者として千葉県より許可を受けている職員が出向き設置しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　貸出しが足りていないということ、また、わなの設置が免許を持っている職員じゃなければ設置できないということ、理解できました。以前、信篤地域の農家さんから貸出しの依頼があり、市に依頼をしたところ、今は全て貸出し中で、ないとのことでございました。その方は実費で対策グッズを購入されておりました。あくまで捕獲用のわなとかではなくて対策グッズでございます。対策グッズを購入されておりました。数が多くあったら、そのような費用がかからなくてもよいのに、足りていないということは問題だと思っております。ほかの方は市から借りることができたのに、実際にその方は実費で対応されたわけです。拡充の検討を強くお願いしたいというふうに思います。

続いて、貸出しできない場合ですが、わなや侵入防止ネットの購入、設置に関して、本市として補助金等はないのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。

現在、捕獲用のわなの購入費用に対する補助制度はありませんが、小動物侵入防止のためのネットにつきましては、多目的防災網や防鳥網などの設置に対する補助制度を設けており、多くの農家に御利用いただいております。また、捕獲用のわなの設置にはわな猟免許が必要となりますので、免許の取得に対する費用について補助制度を設けております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　わなの補助はない、ネットの補助はある、免許の補助制度はあるとのこと。農家さんにとっては、気象問題と同様に害獣被害も死活問題になります。梨だって、かじられたものは販売できません。ぜひわなに関しても補助を広げていただきたいというふうに思います。

続いて、小動物に係る農作物被害について補償などは行っているのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。

本市では、農作物の被害に対する補償制度は設けておりませんが、鳥獣等の被害により農家の収入減を補塡する保険制度がありますので、農家の皆様には状況に応じて御案内しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　保険制度があるということ、理解いたしました。私の中では、市川市は都市部だと思っており、実際、この目でアライグマやハクビシン、タヌキなど、市内で見かけたことはほとんどありません。ですが、多くの声を聞く中で、本市にとっても、とても大きな問題だということ、認識いたしました。本市としても、しっかり対応いただきたいと思います。

最後に、もう１点お伺いいたします。害獣、害と申しておりますが、動物愛護の観点では簡単に退治することができません。そして、小動物なので動物園にいるかわいい動物と一緒でございます。なかなか対応が難しいということも理解できます。県議会では、都市部以外でキョンの被害が度々問題視されています。ほかにも千葉県は熊なし県と言われておりますが、近しいところでは茨城県や都内の23区より向こう側で熊が出没したというニュースを見ました。本市では、猿が出ましたと防災無線が流れますから、猿が出たときの対応マニュアルはあるのかなというふうに思います。

そこで、本市においてキョンや熊などが出た際にどのように対応するのか、対応マニュアルの整備についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

これまで県内での熊の生息情報はなく、また、キョンについては生息範囲が拡大傾向にあるものの、本市とは地域的に離れているため、現在のところ対応マニュアルは作成しておりません。これらの動物が本市に影響を与えるおそれが想定される場合には、野生の猿を目撃した際の要領に準じて対応することとしております。具体的には、むやみに近づかないなど基本的な対処方法を市民に向けて周知するほか、千葉県や警察などの関係者と連携を図り、対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　もしも万が一、本市においても、そういった野生動物が出てもおかしくありません。茨城県日立のほうから熊がこちらに流れてくることは想定できませんし、23区を越えることも想定できません。私の家の娘は、熊のニュースが流れ過ぎているせいか、夕飯どきに、今日、熊さんのニュースないねなどと言うぐらい、連日、熊のニュースが流れております。ですから、いつそういった状況に本市がなるか。なってもおかしくありませんし、熊、キョンが出てもおかしくありません。猿の対策と熊の対策は全く異なると思いますので、危機管理の観点からもぜひ対応策というのは一考をお願いしたいというふうに思います。何はともあれ、鳥類、小

動物の被害が年々多くなり、本市としても対策の拡充等、考えていかなければならない時期に来ていると思っております。ぜひ検討のほどお願いを申し上げます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。多くの部署の皆様、ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　野口じゅん議員。

○野口じゅん議員　地域政党チームいちかわの野口じゅんでございます。通告に従い、一問一答で質問をいたします。

まず、１つ目の大項目、道路交通行政についてです。

東京外郭環状道路が開通してから既に７年が経過しました。開通により本市の交通環境は大きく変化し、渋滞の緩和や移動時間の短縮など、様々な改善が見られることは歓迎すべき点であります。しかし、一方で、国の所管となる外環そのものに関わる課題が依然として残されています。これまで議会でも取り上げられてきた残地として残された土地、いわゆる路傍部の問題に加え、歩道橋に設置されたエレベーターの稼働時間が限られていて利用者にとって不便であること、また、外環に接する道路がフェンスによって分断され、地域の行き来が妨げられていることなど、私のもとに市民からの具体的な声が寄せられています。こうした課題は市民にとって看過できないものであり、早期の改善が求められると考えます。

市として、現在、これらの課題をどのように認識し、国や関係機関に対してどのような対応、要望を行ってきたのか。また、今後どのように取り組んでいくのかについてお伺いします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市を縦断する東京外郭環状道路――以下、外環道路と申します――及びその側道に関しては、これまでに本市議会で路傍部の利活用について、ボランティアサポートプログラムを活用した地域団体の植樹帯や花壇の設置管理などを行うことが可能であることをお答えしております。令和６年度には、国分６丁目における道路の美化清掃などのボランティア活動について、自治会、首都国道事務所、本市の３者で協定を締結し、プログラムの実施に至っております。また、市民からは除草や投棄物処理に関する要望、市川市道から外環道路に流入する際の安全確保のために路傍部にカーブミラーを設置してほしいなどの要望があり、国の管理地に対しての要望は、現地を確認し、管理者である首都国道事務所に内容を伝え、対応を依頼しております。

なお、本市で対応可能なものについては所管部署に依頼し、対応しております。御質問の歩道橋のエレベーターの稼働時間が設置場所によって異なっていることや、外環道路に接している道路にフェンスや車止めが設置され、通行が制限されている状況については把握しております。本市としては、利用者からの声に耳を傾け、必要に応じて関係機関との協議をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。路傍部の利活用については、国分６丁目での協定の締結など具体的な取組が進んでいるようですので、それは評価できるものと考えます。このような活用が可能な箇所は市内にまだ多く存在し、市民の皆さんからも同様の要望が寄せられていますので、引き続き積極的に取組を進めていただきたいと思います。

一方で、横断歩道橋のエレベーターの稼働時間や外環道路に接する道路に設置されたフェンスや車止めによる通行制限については市民生活に直結するものであり、不便さの解消が求められます。

そこで伺いますが、国がどのような根拠や考え方に基づいて、この運用や設置を行っているのか。市として、

どのように把握しているのかお答えください。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

エレベーター及びフェンス等の設置について国に確認したところ、エレベーターの稼働時間については歩道橋開通時の歩行者交通量等を考慮して決定したもの、フェンスの設置は地域の方々から生活道路に不特定多数の通行者が入ってくることを危惧し、対応を求める要望があったために設置したもの、車止めの設置は外環道路開通直後に地域の方々から生活道路における騒音に関する苦情が自治会を通じて挙げられたために設置したものとのことです。そのため本市としましては、設置された施設や運用については妥当なものであると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。

まず、エレベーターの稼働時間については、ある箇所では、現状では19時以降利用できなくなっているため、高齢者の方などが外環道路を横断する際には長い階段を使わざるを得なかったり、大きく迂回しなければならないといった課題が生じています。また、フェンスや車止めについても、設置当初は地域の安全や騒音対策といった目的があったことは理解いたしますが、開通から７年が経過し、交通状況や生活環境も変化してきています。こうした変化を踏まえ、必要に応じて見直しを検討していくことも必要なのではないかと考えます。

一旦、この質問を終えて次に移ります。

続いて、(2)外環道路の開通により、市内の交通の流れには大きな影響が生じています。まず、本市として、この交通状況の変化をどのように認識しているのかを伺います。

そして、開通当初には見えてこなかった課題も７年が経過した今、実際の交通状況の変化として顕在化してきていると考えます。既存の一方通行規制などを含め、現在の交通規制が今の実情に即しているのか、市として検証を行い、必要に応じて見直しを進めていくお考えがあるのか、併せて伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

令和５年６月に国が公表した東京外郭環状道路千葉区間開通５年後の整備効果によりますと、地域の南北交通の約８割が外環道路の国道298号を利用するようになり、並行する県道市川松戸線等の一般道路の交通量が約２割減少し、沿線居住者の約９割が移動時間の短縮を効果として実感しているとされております。また、周辺の生活道路６地点の交通量調査を行った結果、流入交通量が約４割減少し、沿線住民や小学校児童の安全性が向上したとされております。本市も一般道路の渋滞軽減や生活道路への流入の減少など、外環道路整備の効果を実感しており、本市内の円滑な交通に寄与しているものと認識しております。交通規制は道路管理者と交通管理者との協議によって規制しているものでありますことから、必要に応じて協議、調整してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。再質問していきます。国の調査によっても、市内の南北交通の約８割が外環道路を利用するようになったことや、一般道路や生活道路の交通量が大幅に減少したということでした。こうした変化は市民にも実感されているものと考えます。一方で、国の調査は一部の地点や時期に限られたものであり、外環道路周辺地域の実態を把握するには十分とは言えない面もあると思います。今後の交通行政の在り方を検討するためには、市として独自に調査やデータ収集を行い、よりきめ細かく状況を把握していくことが不可欠だと考えます。市民から苦情や要望が上がってきたり、事故が発生したりする前に実態を先取りして検

証、改善を進める姿勢が求められます。また、交通状況の変化がこれだけ明らかになっている以上、従来の一方通行規制などについても、現状に即した形へと見直しを図るべき時期に来ていると考えます。

そこで、市として独自に調査をする考えはないのか。また、交通規制の見直しが必要という認識があるのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市では外環道路開通後、市道の拡幅整備を計画する場合など、必要に応じて交通量を調査しております。国の交通量調査により生活道路の交通量は減少しているという結果もあり、５年ごとに国が交通センサスを行っていることなどから、現時点で広域的な交通量調査は予定しておりません。また、交通状況の変化による交通規制の見直しは必要と考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。今の御答弁では、交通状況が変化していれば交通規制の見直しは必要と考えているということでしたが、その一方で、交通量調査は予定していないということでした。実態を踏まえた見直しを行うためには、まず調査を実施しなければならないのではないでしょうか。

実際に外環道路の開通によって市内の交通状況は大きく変化しており、それ以前から設けられていた交通規制については、現状に即して見直されるのが当然と考えます。開通後に交通量が減少しているにもかかわらず、外環開通前の規制がそのまま残り、住民に不便を生じさせている例も見受けられます。例えば新田エリアでは、かつて産業道路へ抜ける車が多かったために、通り抜け防止対策として設けられていたと考えられる一方通行規制が存在します。しかし、現在は通過交通が大幅に減少しているにもかかわらず、その規制がそのままになっているため通行の合理性を欠き、住民が遠回りを余儀なくされているとの声も寄せられています。こうした規制については、地域住民の意見を踏まえながら、見直しのための協議、調整を交通管理者と進めていただきたいと思います。

そこで次の質問として、(3)このように、外環道路そのものに関わる課題や周辺の交通環境に関わる課題など、様々な問題が複合的に残されています。市として、これらをどのように総合的に整理し、どのように対応を進めていくお考えなのかを伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市の都市計画道路の整備率は約60％となっており、これからも道路ネットワークの整備を進めていく必要があります。外環道路そのものに関わる課題については、その経緯や現状の交通状況等を調査、確認し、整備を進めていく過程で関係機関と協議したいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。都市計画道路の整備を進めていく過程で調査するという御答弁でした。先ほどから申し上げているとおり、既に外環道路の開通前と後では市内の交通状況や生活環境に大きな変化があることが分かってきています。現在、都市計画マスタープランの改定が進められていますが、本来、このような長期的なまちづくり計画の中で交通状況の変化と、それによる市民の生活環境の変化を踏まえた上で交通政策の方向性をしっかりと示す必要があると考えます。他市においては、都市交通マスタープランを策定し、道路整備、公共交通、歩行空間の改善などを一体的に進める方針を打ち出している例も見られます。本市としても、

外環道路の影響も踏まえた長期的な交通政策の方向性を示すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

今後、道路ネットワークの整備を進める上で整備の必要性や方向性を示す必要があります。本市では、現在、市川市総合計画や市川市都市計画マスタープランの見直し作業が進められていることから、それらの見直しを踏まえ、本市の交通渋滞、事故、公共交通の衰退など、交通に関わる様々な課題について総合的かつ一体的に取り組むための市川市総合交通計画についても見直しを行います。最新の状況を把握した上で、長期的な視野で必要な施策を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。御答弁では、総合計画や都市計画マスタープランの見直しと併せて市川市総合交通計画を最新の状況に基づいて改訂するということでした。ぜひ進めていっていただきたいです。その際には市民や地域団体の声を丁寧に反映させ、生活道路の安全確保、公共交通の利便性向上、歩行者や自転車の空間確保など、一体的に進めていただくよう要望して次に移ります。

次の大項目、共生社会の実現についてです。

市川市は共生社会の実現を掲げ、誰もが安心して暮らせる町を目指しています。その実現に向けては、障がいのある方への理解促進が要となるものであり、社会全体での意識向上が欠かせません。障がい者理解の促進は、単に障がいのある方への支援にとどまらず、多様な背景を持つ市民一人一人が尊重され、互いに支え合うインクルーシブな社会を実現していく上でも重要です。

そこで伺います。市民における障がいのある方への理解促進について、ア、これまでの啓発活動や理解促進の取組の現状と課題、そしてイ、今後の方向性について、本市の考えを続けてお答えください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

初めに、ア、現状と課題についてでございます。全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現は本市にとって重要な目標であり、また、昨年４月の障害者差別解消法の改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、社会全体でインクルーシブな社会を目指す動きが一層進んでおります。本市としましても、この流れを踏まえ、市民の理解を深め、行動につなげるための取組を推進しております。具体的には、毎年12月３日から９日の障害者週間に合わせて、啓発事業としてＩ♡あいフェスタを実施しております。昨年度は市制施行90周年記念事業として、パリ2024パラリンピック金メダリストであり、市民栄誉賞を受賞された羽賀理之選手と市長との対談、講演会、ステージ企画など、大変盛況でございました。また、障がいのある方の作品を展示し、市民投票による表彰をするあい♡１（あいわん）グランプリ、また、市内の大型ショッピングモールで手作りの作品やお菓子などを販売する福祉の店やワークショップの開催など、来場された方と障がいのある方の交流の場となりました。また、障がいに関する理解と啓発を広く呼びかけるため、令和５年度から第１庁舎の一部を特定のテーマカラーでライトアップする取組を始めており、９月23日の手話の日及び手話言語国際デーにはブルー、10月10日の世界メンタルヘルスデーにはシルバーとグリーンのライトを点灯しております。さらに、議員発議により令和４年に制定された市川市手話言語条例に基づき、昨年度は手話言語条例に関する啓発ポスターを市内の公立小学校４年生から６年生の教室、市内公共施設や包括協定を締結している市内大学へ掲示するなど、理解を育む取組を進めております。これらの取組を通じまして理解促進に努めているところではございますが、より多くの方に継続的に浸透させていくためには官民の連携を一層強化し、障がいへの理

解を育む機会を拡大していくことが課題であると認識をしております。

次に、イ、今後の方向性についてでございます。これまで行ってきた啓発イベントやライトアップなどの取組を継続しながら、今後もより多くの方に障がいへの理解を深めていただき、行動につなげてもらえるような取組を進めてまいりたいと考えております。本年11月には、聴覚に障がいのあるアスリートによる国際大会、東京2025デフリンピックが開催されます。この機会を捉え、啓発や交流の場をさらに広げ、市民一人一人が共生への意識を高められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、今年度から新たに働く障がいのある方の居場所づくりを目的としたフリースペースイベントであるあいあいパークを地域のＮＰＯ法人や相談支援機関などと協働して実施しております。このイベントでは、ゲームや創作活動などを通じて障がいのあるなしにかかわらず自然な交流が生まれるなど、相互理解を深める場となっております。こうした取組に多くの方に参加いただくことで、さらに障がいへの理解と行動につながるきっかけになるものと考えており、関係機関と連携しつつ市民参加の機会を広げ、お互いを理解し合い、支え合う共生社会の実現に向けて今後も取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。様々な取組が行われているということが分かりました。また、市民参加型のあいあいパークの実施など、新しい様々なアプローチの試みもあるということは理解いたしました。

ただ、私の印象では、現在の障がい者理解の施策の多くが、障がいがある個人やその能力に焦点を当てた、いわゆる個人モデル、あるいは医学モデルと呼ばれる視点に立った障がいへの理解を促すものが中心になっているように感じます。一方で、障がいは個人に帰属するものではなく、社会に存在する物理的、制度的、意識的な障壁によって生じるという社会モデルの考え方が国際的にも国内的にも重要視されるようになってきています。昨年改正された障害者差別解消法で事業者に合理的配慮の提供が義務化されたのも、この社会モデルを背景とした動きです。

こうした個人モデルと社会モデルの視点の違いは、市が用いる言葉の表記の仕方にも表れているのではないかと考えます。具体的には、本市の公式文書や広報などで、「障害」の「害」の字を漢字で表記する場合と平仮名で「がい」と表記する場合が混在しています。しかし、市民にとっては、その違いの意味するところが分かりにくいのが実情です。

そこで再質問いたします。本市として、「障害」の「害」の字を漢字で表記する場合と平仮名で表記する場合をどのような考え方や基準に基づいて使い分けているのかお答えください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

「障害」の表記につきましては、国の障がい者制度改革推進会議の「障害」の表記に関する作業チームが平成22年11月に報告を取りまとめており、その報告では、当面は法令などにおける表記は現状のままとする一方、障害は個人の特性によるものではなく、社会的に存在する障壁によって生じ得るという障害の社会モデルの観点から、今後の普及状況などを注視しながら検討を進める必要があるとされております。

本市では、平成30年に漢字表記による「害」という文字の否定的な印象に配慮し、市民の目に触れる機会の多い課名や施設名、広報紙などについては、「害」の表記を平仮名の表記に改めることといたしました。一方で、法令や本市以外の作成した文書の引用、施設名などの固有名詞などについては、国の方針や整合性を重視して漢字表記としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。「害」という字を平仮名で表記している考え方は理解しました。漢字の「害」という文字が持つ否定的な印象に配慮したということでしたが、この考え方は、「障害」は個人に帰属するものという個人モデルを前提とした考え方かなというふうに思います。一方で行政としては、漢字表記を用いることで、「障害」を個人の問題ではなく、社会に存在する物理的、制度的、意識的な障壁と捉え、それを改善していく姿勢を示すことも必要だと私は考えます。

千葉市では「障害」の漢字表記を用いていますが、10年前に当時の千葉市長は自ら、「『障害者』とは『社会の障害』でも『身体に障害を持つ者』でも無く、『社会と関わりの中で障害に直面している者』という意味であり、私たちはその障害を一つひとつ解消していくことが求められている」と説明し、市民の理解を促す工夫を行った経緯があります。とはいえ、様々な考え方も存在するというのも事実です。今回、御答弁の中で市の考え方を伺えたことは意義があったと考えております。また、その説明を市民に対しても分かりやすく伝えていくことが重要と考えます。

先ほど御答弁でも触れられていた国の障がい者制度改革推進会議による報告の総括には次のように示されています。「障がいのある当事者(家族を含む。)のアイデンティティと密接な関係があるので、当事者がどのような呼称や表記を望んでいるかに配慮すること」と書かれています。つまり行政が一方的に配慮しているつもりで表記を決めるということではなく、当事者の声にしっかり耳を傾けることこそが社会モデルの実践であり、そのような姿勢で今後も丁寧に表記の在り方を検討していただくように強く要望いたします。

次に移ります。次のウの今後についての再質問ですが、これまで質問の中でも特に重要なものとして取り上げてきたのが、この障がいの社会モデルです。本市や市職員がまずこの視点に立つことが、共生社会の実現に向けた出発点になると考えます。

そこで、障がいの社会モデルを学ぶ研修として障がい平等研修、ＤＥＴというものがあります。これはほかの自治体でも導入が進んでおり、例えばバリアフリーが進んでいる温泉地としてニュースにもなった伊香保温泉がある群馬県渋川市では、合理的配慮が義務化された事業者や市職員、さらには学校現場においても、この研修が実施されています。また、このＤＥＴは、東京オリンピック・パラリンピックのボランティア研修にも活用された実績があります。本市においても、まず市職員を対象にこのＤＥＴ、障がい平等研修を導入し、社会モデルの理解を深めることが有効と考えますが、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

障がい平等研修、いわゆるＤＥＴは、障がいのある方自身が進行役となり、参加者との対話を通じて、障がいは社会にあるという社会モデルの視点を学ぶ研修でございます。この研修では、障がいの捉え方を見直し、合理的配慮やインクルーシブな環境づくりを参加者自身が考えることを目的としております。本市では、総務部が平成29年に策定した障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領に基づき、新規採用職員を対象に障がい者支援課職員が講師となって、障がいのある方への関わり方や接し方などを学ぶ研修を実施しております。このような研修の中でＤＥＴを取り入れることにつきましては、関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。施策を進める上で障がいの社会モデルの視点を持つことは大変重要であり、この視点が行政の取組全体に浸透していくことが共生社会の実現への第一歩になると考えますので、ぜひ検討を進めていっていただきたいと思います。

次の(2)に移ります。障がい者理解の促進は、大人になってからの啓発だけでは十分ではなく、幼少期からの教育や日常的な体験を通じて、子どもたちが多様な人と出会い、共に活動する中で思いやりや協力の心を育むことが重要です。そうした学びの場として、学校教育における福祉教育は大きな役割を果たしています。

そこで伺います。市立学校における福祉教育の現状と課題について、本市の認識を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

千葉県では、福祉教育の推進に向けて児童生徒が豊かな体験を積み、思いやりの心を育て、助け合いと連携の意識を培うことを目的として、県内小中学校に対し福祉教育推進校を指定しています。

なお、令和７年度から９年度は、南行徳中学校ブロックの小中学校４校が県の指定を受け、児童生徒による福祉教育の実践活動を行うこととなっております。また、本市でも、市川市社会福祉協議会が小学校２校、中学校２校を市の福祉教育推進校として指定し、推進校では福祉教育の実践活動を行っております。推進校では、助成金を活用してパラスポーツアスリートなどの講師を招聘したり、体験活動を行ったりしております。児童生徒からは、アイマスク体験では状況が分からず不安だったや、障がいのある方が生活をする上でどのようなことが大変なのかを学ぶことができたなどの声を聞いております。指定を受けた推進校は、令和７年７月に推進校同士で児童生徒による福祉教育の実践活動の報告会を行い、学校間での共有を図りました。今後、推進校は学校の取組だけでなく、推進校の児童生徒や地域との交流活動を協議して計画していくことが求められております。また、推進校は、児童生徒が社会に出てからも様々な人と交流し、助け合いを行えるような、より実践的な福祉教育の方法を考える必要があります。教育委員会は、ほかの学校が推進校の実践を生かし、持続可能な取組として定着するよう各学校に周知してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。福祉教育推進校というのがあって、３年にわたり指定され、助成金を活用して計画的に福祉教育の取組を進めているということでした。そのような学校では、児童生徒が体験を通じて障がいや福祉について学び、その成果を他校とともに共有する取組が進められているということでしたので、そういった学びは子どもたちが多様性を理解して協働や助け合いの姿勢を育む上で重要な機会になっているんだなというふうに理解しました。

そこで再質問ですが、現在、市内の市立学校のうち、福祉教育推進校として指定されたことがない学校はどの程度あるのか教えてください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

これまでに県及び市、どちらの指定も受けていない学校は、市立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校55校中、小学校６校、中学校２校、特別支援学校１校であります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　御答弁によれば、既に大半の学校が福祉教育推進校の指定を受けたことがあり、残る学校も僅かということでした。つまり、いずれは市内の全ての学校が一度は指定を経験することになるということでした。この福祉教育推進校は助成金を活用しながら、３年にわたり取組を進めているということですけれども、大切なのは、その期間に培われた経験や成果を指定が終了した後も各学校の教育活動にどう根づかせていくかということかなというふうに考えます。

そこで、続けて再質問します。指定期間終了後、各学校では、それまでの経験や取組をどのように学校教育へと生かしているのか教えてください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

福祉教育推進校の指定期間中にパラスポーツ体験やアイマスク体験を行った学校では、指定期間終了後も取組を継続できるよう、総合的な学習の時間の中に位置づけていく計画を進めていることと把握しております。また、ボランティア活動に取り組んだ中学校では、生徒の希望により月１回、地域の清掃活動や市民図書室の受付の活動を継続しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。指定期間中の体験活動やボランティア活動が指定終了後も総合的な学習の時間に位置づけられたり、生徒の希望によって継続されている例があるということでした。こうした取組が学校教育の中に生かされていることは意義深いことだと分かりました。しかしながら、学校という場は、先生や生徒は常に入れ替わっていくものです。継続性を保つことは容易ではありません。だからこそ、地域とともにこの取組を進めていくことによって、学校単独では難しい継続性を補い、子どもたちの学びを一層深めていくことができるのではないかと考えます。地域との協働の中でこそ、共生社会を支える基盤が育まれると考えます。

そこで伺います。今後、これらの活動をどのようにさらに充実発展させていくのか、市の考えをお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、児童生徒が福祉教育の一環として地域の方々と交流し、身近な人との助け合いなどを体験することにより、活動の継続性の確保につながると考えております。また、推進校の実践活動がほかの学校や地域へ広がることは、多様性を認められる児童生徒の育成につながるものでもあると認識しております。今後も教育委員会が社会福祉協議会などの関係機関と連携して、各学校に対して推進校の取組を周知してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。ぜひそのような視点を持って進めていっていただければと思います。

学校内の話に戻すと、地域における日常的な関係づくりが大切であるように、学校生活の中でも日常的に子どもたちが多様な人と自然に触れ合う機会をつくることが重要です。そうした視点に立つと、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に学び合える環境づくり、すなわち交流や共同学習といったことをどう進めていくのかという点でインクルーシブ教育の在り方とも深く関わってくると考えます。

そこで次のイとして、インクルーシブ教育の現状と課題、特に障がいのある子どもとそうでない子どもとの交流や共同学習の現状について伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

本市では、市川市特別支援教育推進計画（第３期後期）の方針に、教育的ニーズに対応した多様な教育の場による指導の充実の具体的な取組として交流及び共同学習の推進を掲げております。それにのっとり、特別支援学級では、児童生徒の実態に応じて運動会や校外学習などの行事をはじめ教科学習や学級活動などで通常学級との

交流及び共同学習を行っております。小学校では、児童が特別支援学校の児童とスポーツを通じた交流や一緒に米作りの作業をするなどの共同学習を進めております。また、中学校では、特別支援学校の生徒と合同で行う津波を想定した避難訓練など、防災に係る学習も行っております。特別支援学校においては、児童生徒が学区にある小中学校の行事や教科の学習などに参加する居住地校交流を行っております。居住地校交流は、特別支援学校の児童生徒、保護者の希望を基に交流及び共同学習の内容を決め実施しており、学級活動での交流や音楽の授業などの共同学習を行っております。

なお、居住地校交流を行う際には、特別支援学校の担任や特別支援教育コーディネーターと小中学校の担任が適切な指導や支援を行うために、密に連携を取るための時間が必要となります。また、小中学校の教職員に対して、児童生徒の障がい特性に応じた指導、支援に関する専門知識やスキルの向上を図る必要があると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。運動会や校外学習、避難訓練など、様々な場面で交流や共同学習が行われているということでした。特に特別支援学校に遠方から通う子どもにとって、居住している地域での交流の機会は、地域社会の一員としてのつながりを実感できる大切な取組であると感じます。

そこで再質問します。昨年度と今年度における居住地校交流の実施人数、そして１人当たりの実施回数についてお答えください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

令和６年度の市立小中学校における居住地校交流の実施人数は小学校６人、中学校５人、令和７年度は小学校９人、中学校４人となっております。実施回数は児童生徒によって違いますが、１人につき２回から５回の交流を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　居住地校交流の実施人数が小中学校合わせて十数名にとどまっているということが分かりました。地域とのつながりを深める貴重な機会であるにもかかわらず、参加者がそれほど多くない点は課題なのかなというふうに感じます。

そこで再度伺います。居住地校交流の実施人数が少ない要因について、市としてどのように分析しているのか教えてください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

特別支援学校では、居住地校交流について、年度当初に保護者に向けて文書を配布し、保護者会で説明を行うなど周知はしておりますが、交流を希望する家庭は少ない状況です。要因といたしましては、登下校時の送迎や受入れ側の環境など幾つかございます。教育委員会といたしましては、受入れ側の小中学校教職員が児童生徒の障がい特性に応じた適切な指導や支援ができるよう、障がい特性の理解と対応などを学ぶ研修会を実施するなど、体制づくりを図っていきたいと考えております。また、居住地校交流の目的や意義について、特別支援学校を通じて保護者へ積極的に周知していく必要があると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　御答弁の中で、要因として受入れ側の環境というのが挙げられていましたが、環境が十分に整わないまま実施すると形だけの交流となってしまって、かえって子どもたちにとって、ポジティブな経験にならないということも考えられます。実際に保護者の皆さんの話を伺うと、そうした懸念が心理的ハードルとなり、交流を希望しづらい理由の一つになっていると私は感じました。だからこそ、本当の意味で心の交流を実現するためにはきちんとした環境や体制の整備が欠かせないと思います。

インクルーシブ教育の本来の目的は、障がいのある子どもとない子どもが単に同じ場にいることではなく、お互いの違いを理解し、多様性を尊重する心を育むことにあります。一方で、教育現場では障がい特性の違いに応じた個別の対応が求められ、結果として特別支援学級や通級、特別支援学校など、学びの場が分けられているというのが現状です。こうした点は、インクルーシブ教育の理念と実際の教育活動との両立が難しい面であるとも言えます。だからこそ、子どもたちが安心して交流できる環境を実現するためには、特別支援教育の先生だけではなく、通常学級の先生や職員が障がい理解を含め、きめ細やかな支援体制を整えることが不可欠だと考えます。そのためには、先ほど紹介したＤＴＥをはじめとする研修や啓発の取組を含めて幅広い施策を進めていきたいと思います。これはこれで結構です。

次の(3)に移ります。これまで共生社会の実現に向けた福祉部や学校における取組について質問してまいりました。しかし、制度の問題や予算といった制約もあり、行政だけでできることには限界があるのも事実です。一方で、民間の取組に目を向けると、地域に根差した柔軟な活動や多様な主体が協働して進める独自の取組があり、共生社会の実現に大きく寄与している事例も見られます。行政としては、こうした活動をきちんと把握し、必要に応じて支援や連携を行うことが不可欠だと考えます。

そこで伺います。最近始まったイチカワフォントという取組は、障がいのある方とデザイナーなどが協働し、パソコンで利用可能なフォントやパターン――絵柄を制作するものであり、共生の理念を具体化した新しい取組であると認識しています。このイチカワフォントについて、まず、ア、プロジェクトの目的と特徴、イ、その意義と今後の連携体制、そしてウ、具体的な活用方針について、それぞれ本市の認識をお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

初めに、ア、プロジェクトの目的と特徴についてでございます。イチカワフォントの発祥となる御当地フォントは、東京都渋谷区内の一般社団法人が運営するシブヤフォントを起点として全国に広がり、現在ではシブヤフォント、エドフォントなど、20以上の民間グループにより取り組まれております。本市のイチカワフォントも、こうした動きの中で県内初の事例として、民間団体により立ち上げられたものでございます。プロジェクトの特徴としましては、障がいのある方の創作活動を基盤とし、そこで生まれた自由な線や模様、イラストにプロのデザイナーの専門的な知見が加わることで新たな価値を持つ作品へと仕上げられております。また、その成果物は文字の書体やデザインの素材として商品化され、企業や個人に広く利用されることにより収益が生まれ、その収益が就労継続支援事業所などを通じて工賃向上など、福祉に還元される仕組みとなっております。このように、障がいのある方の感性や表現がデザイナーとの協働によって、より洗練された作品となるなど、本人も御家族にとっても働く喜びや自己肯定感の向上につながることもこのプロジェクトの大きな目的であり、特徴であると認識をしております。

次に、イ、意義に対する認識と連携体制についてでございます。イチカワフォントは創作活動を収入につなげる新たな取組であり、また、働く喜びや自己肯定感の向上にもつながるものと認識をしております。また、依然として全国的に低い水準にある就労継続支援事業所の工賃水準に対し、これを改善する新たな収益モデルの一例として、多様な就労機会の拡大につながることを期待しております。障がいのある方が自らの能力、感性を生か

し、自信や誇りを持って働ける機会が広がることは第５次いちかわハートフルプランで掲げる理念に通じるものであり、本市としましても大きな意義のある取組であると考えております。一方で、この取組は特定の民間事業者によるプロジェクトであることから、公平性や透明性の観点を踏まえ、どのような連携体制を整えていくことができるのか検討してまいります。

次に、ウ、今後の活用方針についてでございます。イチカワフォントは単なるデザインツールではなく、共生社会の実現というメッセージを伝えるためのツールとして参考となるものであると認識をしております。今後、民間団体や事業者の活動を尊重しつつ、障がいのある方への工賃向上や理解促進につながるよう活用の可能性を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。今日は、実際にどのようなものか見ていただいたほうが分かりやすいと思い、議長の許可を得てイチカワフォントのパネルを持ってまいりました。これがパソコンでダウンロードして利用できるフォントです。こんなものを使うことができます。そしてパターンですけれども、このような形ですね。このようなパターンとフォントがあります。

御当地フォントというものの発祥の地である渋谷区のシブヤフォントは、障がい者施設と学生デザイナーとの協働を行政が支援していく枠組みでスタートしたそうです。渋谷区庁舎や公共施設で実際に活用され、区の職員の名刺や案内表示などにも使われています。さらに、お土産などの商品開発を通じて民間企業とも連携しているようです。このように、制度面、広報面、場の提供など多方面で関わり、渋谷区の共生社会の理念を具体化しています。

イチカワフォントにおいては、まだスタートしたばかりではありますが、既に市内の各団体による活用が進んでいて、来月、市川市の協賛の下、開催される障がい者福祉イベント、マナフェスの会場ともなっている千葉商科大学では、同大学の創立100周年の記念品にこのイチカワフォントのパターンが使われるそうです。このように共生社会の実現の観点からも、誰もがまちづくりの一部として関われる仕組みであり、市民の多様性や個性を可視化し、町のブランド価値を高める重要な取組だと考えます。本市として、そのような視点でこのプロジェクトの意義をどのように認識できるか、改めて伺います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

本市では、障がいのある方、ない方にかかわらず誰もが自分らしく暮らせる環境を整えるため、共生社会の実現に向けまして、「誰一人取り残さないまち」を施政方針にも掲げております。絵画や音楽、ダンスなど、障がいのある方の文化芸術活動は盛んに行われており、本市におきましても、創作活動をされている方が多くいらっしゃるものと想定されます。イチカワフォントプロジェクトは、障がいのある方の社会参加の促進や多様な就労機会を提供するとともに、創作活動を通じて経済的な対価が得られること、また、地域のデザインを学ぶ若者や学生、民間企業など、様々な主体と競争していくことにより、新たな価値の創造や地域の活性化につながっていく意義のある取組であるものと認識しております。今後、より多くの方に取組を知っていただくために、本市と包括連携協定を結んでいる学生にプロジェクトへの参加を呼びかけるなど、引き続きイチカワフォントの活用や連携について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。ぜひできることからスピード感を

持って進めていっていただければと思います。例えば市の職員の名刺デザインに採用するなど、身近で分かりやすい形での活用は市民の目に触れる機会を広げる第一歩になるのではないでしょうか。８月に行われたイチカワフォントの発表会では、イチカワフォントの制作に関わった皆さんから、その活用方法についていろいろなアイデアが出ていました。

少し紹介させていただきます。市役所や学校などの公共建築の館内表示やサインに使ってほしい、動植物園の動物のサインや説明文に使ってほしいなど、夢が大きく広がっていました。既に大学や企業といった民間団体の間ではイチカワフォントとの協働が始まっています。行政が積極的に後押しすることで、その広がりはさらに加速し、市全体のブランド力や地域経済の活性化にもつながると考えます。ぜひ市長のリーダーシップの下、この取組を共生社会の実現と市川の魅力の発信の柱として積極的に進めていっていただきたいと考えますが、市長にお考えを伺いたいと思います。

○大久保たかし議長　田中市長。

○田中　甲市長　福祉部、企画部の両部長が答弁したとおりと思っておりますが、誰一人取り残すことのない市川市を目指す中で障がい、ハンディーキャップを持っている市民と、その人たちを支えていこうとしている健常者、また企業がコラボレーションすることによって生活の基盤をつくり出すことができれば大変すばらしいと、そのように感じながら聞かせていただきました。大いに期待をしていますし、行政としても応援をしていきたいと、そのように思います。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　市長、ありがとうございました。ぜひ先ほども申し上げたとおり、共生社会の実現と市川の魅力の発信の柱という視点でも支援を推進していくことを期待して私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

石崎ひでゆき議員。

○石崎ひでゆき議員　会派市民クラブの石崎ひでゆきでございます。通告に従って一問一答で一般質問を行います。

大項目１点目、選挙事務についてであります。

まず冒頭、このたびの参議院議員通常選挙の執行に携わられた選挙管理委員会事務局、所管各部局、投票所、開票所で従事された職員、関係機関の皆様に、議場より心から感謝を申し上げます。厳しい暑さの中で準備運営、夜間に及ぶ開票、トラブル未然防止のリスク管理、投票環境の改善や情報発信の工夫など、多くの現場対応によって、市民の権利行使と選挙の公正が支えられました。一方で、市内においては、重大な選挙違反が疑われる行為が確認をされ、現職国会議員に対する刑事告発が行われたと承知しております。選挙は民主主義の根幹であり、表記を偽造するかのような重大な違反を黙認することはできません。本日の質問は、現場の御尽力を前提に利便性、透明性、実効性を一層高める観点から、これまでの取組の検証と次に向けた改善について伺うものであります。

まず、(1)第27回参議院議員通常選挙の投票率向上への取組と結果についてお尋ねをいたします。

投票率向上のため、本市が実施した主な施策と効果を伺います。今回の参議院議員選挙ですが、本市の最終投票率、年代別傾向、期日前投票の割合と基本指標の確定値を伺います。また、前回との比較と要因分析をお示しください。

○にしむた　勲副議長　選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えいたします。

初めに、投票率向上に向けた取組についてです。令和７年７月に執行されました参議院議員通常選挙では、従来からの施策であります「広報いちかわ」選挙特別号の配布や市公式ウェブサイトでの周知、ＸやＬＩＮＥなどＳＮＳを活用した周知を継続して実施いたしました。また、20歳代から30歳代の投票率が低いことが課題でありましたことから、令和６年10月執行の衆議院議員総選挙から、期日前投票期間中に比較的若年層が多い行徳地域のショッピングセンターにおきまして街頭啓発活動を行っております。これらの取組に加え、令和７年３月執行の千葉県知事選挙からは、投票率が低い23歳の有権者に対し投票を呼びかけるはがきを送付するとともに、市オリジナルの来場証明書としてパンサーﾝカードの配布を実施いたしました。パンサーﾝカードは、投票のヒョウにかけて、動物のヒョウをモデルにしたパンサーというキャラクターを創作し、若い世代やお子さんに人気の高いカードゲームを模したデザインといたしました。投票に来た方や保護者の方と一緒に来場したお子さんなどに配布をいたしましたが、参議院議員通常選挙では、選挙への関心を高めるとともにコレクションする楽しみを感じていただくため、千葉県知事選挙とは違うデザインといたしました。期日前投票も含め選挙期間中に約６万1,000枚を配布し、大変好評いただきましたことから、今後も実施していきたいと考えております。

次に、参議院議員通常選挙の投票率についてです。本市の千葉県選出議員選挙の投票率は37.36％でありました。これは前回、令和４年７月執行時の50.02％から7.34ポイントの大幅な上昇となりました。また、千葉県全体の投票率55.74％を上回り、本市と同規模である船橋市や松戸市よりも高い投票率となっております。前回の投票率と比較いたしますと、行徳地域での投票率の上昇がそれ以外の地域と比べて大きい傾向にありましたことから、これまでの投票率向上に向けた取組に加え、パンサーﾝカードなど、若い世代を対象とした新たな取組が投票率の向上につながったものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございました。本市の投票率は、千葉県平均55.74％を1.62ポイントも上回りました。市川市は投票率が低いと言われてきましたけれども、ようやく平均を上回ってきたなというふうに思います。選挙管理委員会の取組の成果と評価をさせていただきます。一方で、全国平均58.51％とはなお約1.2ポイントの差があり、さらなる向上が必要であると言わざるを得ません。

そこで投票率や年代別傾向等の分析を踏まえＫＰＩを明確化し、目標値、算出方法、公開時期を定めてＰＤＣＡを回すべきと考えます。今後、ＫＰＩを設定し、具体的な目標管理の下で投票率向上に取り組む考えはないのか。選挙管理委員会の考えをお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　すみません。まず初めに、先ほどの答弁の中で、本市の千葉県選出議員選挙の投票率につきまして37.36％と発言しましたが、正しくは57.36％になります。失礼いたしました。議長におかれましては、訂正をよろしくお願いいたします。

○にしむた　勲副議長　訂正を許可します。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　失礼いたしました。再質問にお答えいたします。

投票率向上のための取組といたしまして、先ほど答弁をいたしました各選挙への投票を呼びかける選挙時啓発に加え、主に政治や選挙への関心を高めるための常時啓発を行っております。参議院議員通常選挙の投票率につきましては、これまで継続的に取り組んできた常時啓発に加え、年代別や地域別の投票状況を分析し、令和６年度から実施しております行徳地区での街頭啓発や23歳へはがき、パンサーノカードの配布などの選挙時啓発が成果として現れてきたものであると考えております。目標値や時期を定めることは重要であると認識をしておりますが、１回の選挙における投票率により効果の有無を判断することは難しい面があると考えております。今後もＫＰＩの手法も含め他市の事例など、様々な施策について調査研究を行い、投票率の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございます。ただいまの御答弁を受けて、所管の皆様の常時啓発と選挙時啓発の両輪、行徳地区での街頭啓発、若年層向けのはがき、来場者パンサーノカードの取組が一定の成果を生みつつある点は高く評価をさせていただきます。

その上で申し上げます。御答弁のとおり、単回の選挙で効果判定が難しいことは理解しますが、だからこそ、施策別のＫＰＩを事前に設定して、数回の選挙を踏まえた検証設計を明確にしていただきたい。調査研究にとどまらず、市川版ＫＰＩパッケージを早期に設定し、継続的な投票率向上に取り組むことを強く要望いたします。

それでは、次に行きます。(2)選挙管理委員会の役割と明らかな選挙違反が確認された場合の対応について伺います。

選挙の公平、公正は民主主義の根幹であり、疑義を残さない迅速、適正、中立の運営が不可欠です。選挙管理委員会は取締り機関ではない一方、違反が疑われる事案に対しては通報の受付、現地確認、証拠保全、関係者への注意、撤去要請、警察との連携、必要に応じた告発まで一連の初動と判断が求められます。

まず、本選挙管理委員会の役割について伺います。

第27回参議院議員通常選挙において、比例表記に選挙区候補者名を記した状態で、市内において現職国会議員が活動している写真がＳＮＳで拡散され、刑事告発に至った事案がありました。個別の当否に踏み込むものではありませんが、この種の明らかな選挙違反が強く疑われる事案が発生した場合、選挙管理委員会はどのような対応をするのかお示しください。

○にしむた　勲副議長　選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えいたします。

選挙管理委員会の役割につきましては、選挙が公明かつ適正に行われるよう、選挙に関する事務を適切に管理、執行することであると認識しております。選挙管理委員会では、選挙違反が疑われる事案を確認した場合は所轄の警察へ情報提供を行うことになります。議員から御指摘がございました表記の流用に関する事案につきましては、公職選挙法第164条の５に規定する街頭演説に係る表記使用に関する違反が疑われましたことから市川警察に報告をいたしました。本市では、これまでも市公式ウェブサイトにおきまして、選挙違反と罰則について掲載するなど、選挙違反の防止に努めております。今後も選挙が公明かつ適正に行われるよう、選挙の適切な管理、執行と選挙違反を含め、選挙に関する周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきました。選挙管理委員会の役割が選挙を公明かつ適正に執行するため、選挙に関する事務を適切に管理、執行することであるならば、明らかな選挙違反が強く疑われる事案を確認した

際、単なる市川警察署への報告にとどめる対応が最善であったのか、重大な疑義が残ります。刑事訴訟法第239条第２項は、「官吏又は公吏は」――これは公務員を指しますけれども、「その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と定めており、同項は訓示にとどまらず、法的義務としての告発義務を課すものと一般的に解されています。この観点から見れば、本県における本市選挙管理委員会の対応は、同条の告発義務の履行として不十分であったと言わざるを得ません。これ以上の追及は本日は控えますけれども、今後は基準の明確化と初動の迅速化、告発の要否、適切な判断と実施並びに市民への抑止、周知の徹底を強く要望いたします。

以上で選挙関連の質問は終わります。

次に、大項目２点目、ｅスポーツについてであります。

世界的に若年層を中心とした新しい観戦、参加文化としてｅスポーツが広がり、国際大会でも存在感が高まっています。国内においても市場とファンは右肩上がりであり、2003年の国内ｅスポーツ市場は146億8,500万円、前年比117％に到達、2025年に向けては200億円に迫る拡大が予想されています。ファン数は、2023年856万人、2025年には1,000万人を超える見込みと推計をされています。本市でもブリオベッカ浦安・市川と連携をして、令和７年３月８日に市役所第１庁舎１階ファンクションルームにおきまして、サッカーゲームのｅスポーツイベント、市川市ｅスポーツフェスタ2025を開催し、選手の実況、解説を交えた取組を実施しました。これは、市民がｅスポーツに触れる機会の創出と包括連携協定先の認知向上を目的にしたものと認識をしています。

以上を踏まえ、(1) ｅスポーツに対する認識について、本市はｅスポーツをどのように評価しているのか伺います。

ｅスポーツは見る、支える、参加するの三位一体で、地域の新しいスポーツ文化を形成し得る分野であります。右肩上がりの市場、ファンの動向、そして本市での実証的な取組を踏まえ、本市の基本的認識と推進の軸を明確にしていただき、事項の活用についての具体策へとつなげてまいりたいと思います。答弁を求めます。

○にしむた　勲副議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　お答えします。

ｅスポーツとはエレクトロニックスポーツの略で、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称のことでございます。インターネットの普及や通信回線の高速化、対戦ゲームの動画配信など、ゲーム市場が拡大、成熟化し、ゲームが単なる娯楽からスポーツ競技として捉えられるようになりました。このような社会的潮流の中、民間企業による集客や収益を目的としたｅスポーツ国際大会の開催や、自社プロモーションにプロゲーマーを活用するといった動きなどにより、ｅスポーツはますます世界的な広がりを見せております。そして、2023年６月にはＩＯＣ国際オリンピック委員会主催のイベントとしてオリンピックｅスポーツウィークが開催され、2024年のＩＯＣ総会においては、ｅスポーツのオリンピック、オリンピックｅスポーツゲームズが2027年にサウジアラビア王国で初開催されることが決定いたしました。また、日本では、スポーツ庁がｅスポーツも他のスポーツと同様に、スポーツ基本法を踏まえ、共にスポーツの価値を高めていけるような方策の下で推進していく必要があるとの提言を行っております。地方自治体においても、ｅスポーツを地域コミュニティーの活性化など、地域課題解決ツールとしても活用している事例もございます。

本市におきましては、昨年度開催したｅスポーツイベントや他市先行事例を調査、研究する中で、子どもからシニアまで年齢にかかわらず参加できること、性別や身体的ハンディーキャップを問わずに取り組めること、時間、場所にとらわれずに実施できること、不要な接触や対面を避けるなどの実施も可能であることといった、ｅスポーツの持つ多様性をうまく活用することができれば、様々な分野において人と人をつなぎ、人を呼び込むツールになり得る可能性を秘めているものと評価しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございました。ただいまの答弁で、ｅスポーツの歴史的経緯と推進理念、そして本市が整理した５つの特性、エイジレス、ジェンダーレス、エリアレス、ハンディーキャップレス、コンパクトレスと言ったらいいですかね。この５つの特性が示されたというふうに思います。私は、これらの特性こそが地域課題の解決に直結する実装の鍵だと考えます。

第１に子どものインクルーシブな居場所づくりです。放課後や休日に安心して集い、教え合える第３の居場所をユニバーサルデザインと合理的配慮を前提に設計すべきです。例えばぴあぱーく妙典ＣＯＣＯや南行徳地域共生センターでの常設プレーデーにおいて、初心者講座や親子多世代の協力戦に加え、アダプティブコントローラー等の補助機器、字幕読み上げ機能の活用、静音スペースの確保、チャットのモデレーション、スタッフの障がい理解、発達特性、ジェンダー感度に関する研修を標準化、経済事情への配慮として機器の貸出し、利用料の低廉化、誰一人取り残さない参加設計を徹底することが重要であります。

第２に高齢者のフレイル予防です。低負荷で座位でも参加できる、反応、注意、記憶など認知面の刺激を得つつオンライン、オフライン双方のつながりを生みます。既存の介護予防教室やサロンにｅスポーツプログラムを編入し、週次参加、交流回数、継続率など、ＫＰＩで効果を可視化することはどうでしょう。

第３に取り上げる不登校児への活用です。ｅスポーツは勝敗だけでなく、戦術立案、実況、配信、運営など多様な携わり方が可能で、成功体験が設計しやすいといった特徴があります。対面とオンラインの併用で、教室外でも安全に参加できる入り口を用意し、学びと社会性の再接続が図れます。いずれも安全性、フェアプレー、インテグリティーを土台として、年齢区分、プレー時間、課金、依存対策、ネットリテラシー教育を織り込んだ運用指針を整備し、参加者数、初回参加率、リピート率、多世代比率、満足度、当事者の声といったＫＰＩで検証し、より効果的な施策となるでしょう。本市が掲げられた５つの特性をインクルーシブな居場所づくり、フレイル予防、学びの再接続といった三本の矢の実装へとつなげるべきだと申し上げ、次のｅスポーツの活用について、具体策についてお伺いをします。

まず、アのぴあぱーく妙典ＣＯＣＯにおけるｅスポーツの活用についてであります。本市は、ｅスポーツを５つの特性、エイジレス、ジェンダーレス、エリアレス、ハンディーキャップレス、コンタクトレスという特性を持つ施策ツールとして評価していると承知しています。その点からも、子どものインクルーシブな居場所づくりの拠点であるぴあぱーく妙典におけるｅスポーツの活用の現状と課題を確認いたします。

先日、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯを視察させていただきました。体育館には大型スクリーンや音響施設が設置されていることが確認できましたので、少し足りないものもありますが、ｅスポーツを実施する環境は整っていると考えます。今後、インクルーシブな居場所づくりとしてｅスポーツを活用していく必要があると考えるが、本市の認識を伺います。

○にしむた　勲副議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯでは、子どもたちが持参した家庭用ゲーム機やスマートフォンを使用して複数人でゲームを楽しんでいる姿が日頃から多く見られます。このことから、この施設でｅスポーツを実施する際には、多くの子どもたちに関心を持っていただけるものと考えております。子どもにとって、ｅスポーツはゲームを楽しむというだけではなく、一定のルールの下に互いに競い合う中で仲間と戦略を考えたり、状況に応じた判断を重ねたりすることを通してコミュニケーション力や判断力などが養われることにもつながると考えております。また、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯのような、子どもを中心に地域の大人も利用可能な施設でｅスポーツを実施するこ

とは、子どもや若者、高齢者の方などとの世代間交流の契機になることも期待されます。現在、施設の屋内運動場には大型スクリーンや音響装置が設置されており、映写のためのプロジェクターもございますが、一方で、ｅスポーツの実施に用いる家庭用ゲーム機やパソコンなどの機材、ゲームソフトなどにつきましては、今後用意する必要がございます。さらに、競技を中心とする高度なｅスポーツを実施する場合には、対応できるインターネット環境などの整備も必要になると考えております。今後はｅスポーツの種目や競技方法などについて、子どもたちや関係する方々の御意見をよく伺いながら、実施できることから取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございます。ｅスポーツの持つ教育的・社会的効果や世代間交流の可能性について、前向きに評価をいただいた点は心強く思います。一方で、御答弁にもありましたように、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯには、大型スクリーンや音響設備などが既に整備をされており、環境面では一定の準備が整っていると考えます。足りない家庭用ゲーム機やパソコン、インターネット環境の整備についても、比較的低コストで段階的に対応できる部分であります。また、県内のｅスポーツ団体とも意見交換を行ったところ、市川市に対して協力を惜しまないというお話もいただいております。さらに、今後、子どもたちの意見を聞きながら検討していくとのことですが、単なる遊びの延長としてではなく、ｅスポーツを通じたインクルーシブな居場所づくりを強く意識していただきたいと考えます。障がいの有無、性別、年齢を問わず参加できる共生の場として活用することこそ、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯの理念にも合致するものだと私は考えます。

したがって、今後の検討においては、１点目、子どもたちの意見だけでなく、障がい児や保護者、高齢者など多様な立場からの意見を取り入れること、２点目、自治体での先進事例を参考にしつつ小規模なトライアルイベントを実施し、課題を抽出すること、３点目、機材整備については、教育委員会や市民団体、民間事業者との連携を模索し、コストを抑えつつ環境を整えること。こうした点を踏まえ、早期に具体的な取組へとつなげていただきたい、このことを強く要望します。

次の項目に移ります。イ、南行徳地域共生センターにおけるｅスポーツの活用についてであります。近年、ｅスポーツは単なる娯楽を超え、健康づくりや世代間交流に資する取組として全国的に注目を集めています。千葉日報の８月22日の一面トップ記事では「健康づくりにｅスポーツ」との見出しで、千葉大学予防医学センターが高齢者の居場所づくりに活用できるよう手引を作成し、自治体向けに公表したことが紹介をされました。これは学術的な裏づけを持った実践的な資料が整備され、既に自治体が取り組む準備が整っていることを意味していると思います。

また、福島民報９月15日の記事ですけれども、100歳の安藤ウシさんがテレビゲームは長生きの秘訣と語り、４歳のひ孫と対戦する様子が紹介をされていました。その中で、安藤ウシさんは「負げらんね」というふうにコメントを出していたというふうに新聞には書いてありました。ここには、世代間を超えて生きがいを持ち続ける姿が映し出されているのではないでしょうか。まさにｅスポーツが高齢者の心身の健康、世代間の交流の促進に直結する証左だと言えます。

さらに、私自身が南行徳地域共生センターを視察した際、施設には大型モニターなどが備えられておりました。一定の環境は整っていることを確認しています。僅かな機材の補強やインターネット環境の整備を行えば、十分にｅスポーツを導入できる状況にあります。２階にはインターネット環境はあるんですけど、１階には環境がないと言われていますので、それだけ１階も入れればよいというふうに思います。加えて、先ほども申し上げたとおり、県内のｅスポーツ団体からは協力を惜しまないとの声もいただいております。人材やノウハウの面での支援も期待でき、導入を阻む要因は見当たりません。むしろ市として積極的に取り組まない理由がないとさえ

言えます。南行徳地域共生センターは、高齢者をはじめ地域住民が集う拠点です。この場にｅスポーツを導入することは施設の理念にも合致し、高齢者福祉の推進や地域交流を一層活性化するものと確信をしております。

そこでお伺いいたします。南行徳地域共生センターにおいて、健康づくりや世代間交流の促進を目的としたｅスポーツの活用を早期に導入すべきだと考えますが、本市の見解を求めます。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

南行徳地域共生センターは居場所づくりや地域交流に関する取組など、地域共生社会の実現に資する活動を行う団体や、市内在住、在勤、在学の方が登録して利用することができる施設でございます。活動室は１階と２階合わせて６つあり、最も大きい活動室は約145㎡の広さがあり、30名程度が活動することができます。また、65インチのモニターを１台設置しており、個人の方から御寄附いただいた家庭用ゲーム機とゲームソフトの中には子どもや大人も、また、複数人でも楽しめるテニスやボーリングなどのスポーツゲームもあり、世代を超えた交流も見られております。さらに、２階の一部にはインターネットを利用したゲームや学習などを想定して市川市フリーＷｉ－Ｆｉを設置しております。ゲーム機やインターネット環境はあることから少人数でのゲームは可能となっておりますが、大勢の方の参加するｅスポーツ大会などを実施する場合には、ゲーム機などの設備面やインターネット環境のさらなる整備が必要になると認識をしております。ｅスポーツは年齢や障がいの有無を問わず、誰もが参加できるコミュニケーションツールとして、また、高齢者のフレイル予防につながることが期待されると言われておりますことから、様々な自治体による取組事例がございます。地域住民の社会参加と介護予防の取組を行う施設でもありますことから、著作権などの課題を整理しつつ、先進自治体の取組事例などを参考にしながら高齢者向けのゲーム体験会を主催するなど、まずは高齢者の方にゲームへの関心や興味を持っていただけるような仕掛けづくりを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　答弁ありがとうございました。南行徳共生センターの設備や寄附による家庭ゲーム機ソフト活用、またフリーＷｉ－Ｆｉの整備など、一定の環境が整っていることは理解をいたしました。１階にはＷｉ－Ｆｉはないようなので、自動販売機にＷｉ－Ｆｉがついている機械もあるようなので、そういうのも含めて検討していただければと思いますけども、ｅスポーツが高齢者の健康づくりや世代間交流に資する可能性についても前向きに答弁いただいた点には評価をさせていただきます。しかしながら、まずは体験会という答弁にとどまっている点については極めて不十分だと思います。体験会の開催は重要ですが、それだけでは単発イベントに終わり、地域住民が継続して利用できる仕組みづくりにはつながらないのではないでしょうか。

先ほども申し上げましたとおり、県内のｅスポーツ団体からは協力したいとの声も出ています。実際にこのスポーツ団体は市原市の子ども未来館で行政と連携してｅスポーツイベントを行っているノウハウを持っていますから、著作権の問題とかもクリアできるというふうに言われていますし、機材に関しても協力ができる旨のお話を伺っています。この著作権や整備の課題についても連携できれば十分に解決できる問題であり、導入を阻む決定的な障害はございません。既に施設には基盤があり、導入できる環境は整っているのです。であるならば、今、市が取るべき姿勢は検討や体験会にとどまるところではなく、明確に導入を決断し、スピード感を持って具体化することではないでしょうか。導入しない理由は見当たらず、市が本気で取り組むかどうかだけが問われています。南行徳地域共生センターは高齢者福祉と地域交流の拠点です。その施設においてｅスポーツを導入することは時代の流れに即した必然の施策であり、市として積極的にリーダーシップを発揮すべきであります。市が腰を上げなければ、この貴重な機会を逃すことになると強く指摘し、早期の実現を強く要望させていただきま

す。

次に移ります。ウ、不登校児に対するｅスポーツの活用についてです。近年、不登校児童数は全国的にも増加傾向にあり、市川市においても例外ではありません。学校に行きづらさを抱える子どもたちにとって、無理に学校に行かせるのではなく、安心して過ごせる居場所や社会とのつながりを実感できる場の確保をすることが喫緊の課題です。

私は先日、サポートルームふれんど市川も視察をさせていただきました。学習支援に加えて、子どもたちが自分のペースで安心して過ごす、少しずつ自信を取り戻していけるよう工夫していることを確認することができました。その中で、子どもたちの関心や参加をさらに引き出す仕組みが求められているというふうに感じました。

その点でｅスポーツは大きな可能性があります。ｅスポーツは体力や障がいの有無を問わず、誰もが参加でき、仲間と協力や対戦する中でコミュニケーション力や自己肯定感を育む機会となります。不登校の子どもたちにとって、社会との接点を回復するきっかけとして有効に機能すると考えます。さらに、議論してきたぴあぱーく妙典ＣＯＣＯや南行徳地域共生センターといった拠点と連携することで、不登校児童が孤立せずに地域の子どもや高齢者と交流を通じて、より自然に社会との関わりを取り戻せる場が広がります。こうした複数拠点を活用したネットワーク型の支援はインクルーシブなまちづくりにもつながると考えます。

そこで伺います。本市として、不登校児を支援するサポートルームふれんど市川において、ｅスポーツを活用する――そこだけ限定ではないですけども、全体的にｅスポーツを活用するとともに、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯや南行徳地域共生センターとの連携により学びや交流の機会を広げていくべきと考えますが、教育委員会の御見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

不登校児童生徒は、学校の校内教育支援センターや教育センターのサポートルームふれんど市川において、少人数集団や異学年集団の中で他者と関わることや体験活動を充実させることが大切です。一方で不登校児童生徒支援については、ｅスポーツを通じて児童生徒の自己肯定感やコミュニケーション能力の向上が図られた報告もあります。また、生徒がｅスポーツ大会やイベントに参加することで同じ趣味を持つ新たな仲間ができ、学校に復帰した事例もございます。ｅスポーツの活用による課題としましては、児童生徒が長時間ｅスポーツに取り組むことから慢性的な運動不足になるなど、健康被害が懸念されます。教育委員会としましては、今後、ほかの自治体の事例などを参考に関係各課と連携を図りながら調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ただいまの御答弁ありがとうございました。御答弁の中で、ｅスポーツが不登校児童生徒の自己肯定感やコミュニケーション能力を高め、学校復帰につながった事例があることを認めていただきました。これは非常に重要な点です。

一方で健康被害の懸念については、長時間利用にならないようルールを設定することで十分に対処可能であり、むしろ運動不足のリスクを理由に導入をためらうのは本質的ではないと考えます。既に他自治体でもｅスポーツを活用した具体的な取組が進み、成果を上げている事例も報告されていますことから、市川市が調査研究にとどまっていては、結果として子どもたちの支援の機会を逃すことになりかねません。

そこで再質問します。市としては、いつまでにどのような形で不登校児童支援におけるｅスポーツの活用の具体的な取組を検討、実施するのか、明確な方針を示していただきたいと思いますが、御見解をいただきます。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会としましては、ｅスポーツに関わる方々による講演や体験活動を各学校の授業で実践することを通して、児童生徒がｅスポーツを知り、理解を深めることは意義のあることと考えます。不登校児童生徒支援におけるｅスポーツ活用の効果について、学術研究の成果を見極めて、必要があればｅスポーツの活用について方針を検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ありがとうございました。ただいまの答弁で、学術研究の成果を見極めた上で必要があれば検討するとのことで、不登校児童生徒の支援は待ったなしの課題であり、まずは小規模な実施や検証を進めるといった明確な工程を示すことが必要だと考えます。こういうことを言いましたけど、取り組んでいただけるということは非常にいいことだと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

私は、このｅスポーツの課題を取り上げるようになってからプロのｅスポーツプレーヤー、先月、海外で優勝したチームの選手とやり取りをさせていただいて、いろいろと情報をいただいて勉強させていただきました。そんな中で、彼らはまだまだなかなか社会的に認められていない部分があって、こうやってｅスポーツを取り上げてくれる議会や自治体があることに対してすごく喜んでいまして、市川市にこれからも頑張っていただきたいということで、ふるさと納税をいただいたところでございます。ですから、やはりこういうのは注目をされていると思いますので、ｅスポーツの活用についてはぜひ教育委員会も理解をしていただきたいなと思います。中には、やっぱり教育上問題ありそうなゲームもありますけれども、教育委員会が主導すれば、そういうゲーム以外で市川市版のｅスポーツが進めていけるんじゃないかなと思います。

ｅスポーツの活用について、３点の観点から質問をさせていただきました。まずは、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯにおいては大型スクリーンや音響設備、環境が整っており、子どもたちのインクルーシブの居場所づくりとして、障がいの有無や性別、年齢を問わず活用できる可能性がある。共生センターにおいては、高齢者を中心に、地域の世代間交流の拠点として活用する意義が大きく、県内のｅスポーツ団体との協力をしていただいて、ぜひとも実施していただきたいと思います。さらには、不登校児童の支援においては自己肯定感やコミュニケーション力を育み、学校復帰につながった事例も報告されているわけですから、ぜひぴあぱーく妙典ＣＯＣＯや南行徳地域共生センターとの連携を図りながら、社会との接点を取り戻す機会を増やしていただきたいなと思います。田中市長が掲げる誰一人取り残さない町を推進するためにも強い意思を示していただくことを強く要望して、この項目の質問を終わります。

最後の大項目であります。令和７年人事院勧告に伴う本市の対応について伺っていきたいと思います。

本年８月７日、人事院は国家公務員の給与について、月例給で１万5,014円、率にして3.62％の引上げ、一時金についても0.05月分の引上げを行う旨の勧告を示しました。また、俸給表については、大卒初任給で１万2,000円、高卒初任給で１万2,300円を引き上げるとともに、若年層を重点に置きつつも、全ての級で2.7％以上の引上げを行っております。いわゆる賃上げですね。さらに、自動車等使用者の通勤手当の改善や駐車場利用に対する通勤手当の新設なども行われております。これまで本市においても、人事院勧告等を踏まえ職員給与の改定を行ってきたところであり、今後の職員団体との交渉を経て条例改正がなされるものと考えております。

一方で、今回の人事院勧告と同時に政府に提出された公務員人事管理に関する報告及び職員の給与に関する報告については、本市職員にも影響を及ぼす可能性があり、注視をしていかなければならないと考えております。

その中で特に重点的な点として挙げられているのが、職務、職責をより重視した新たな給与体系であります。人事院は職務給の原則の下、採用の種類や年次にとらわれず、職務や職責を基準とした給与制度運用を進めるこ

とが重要であるとし、これに見合った給料処遇の確保を推進するため、職員が昇格するに当たり、一定期間、その級に在級することを求める在級期間の制度を廃止するとしています。そして、この新たな取組を令和８年４月から実施するとしています。この国の方針は、年功序列的な処遇からより実際の職務、職責を反映した給与体系への移行を示すものであり、本市においても無関係ではないと考えます。

そこで伺います。本市においても、職務、職責を重視した給与体系の構築に向け、国と同様に在級期間に係る制度を廃止する考えがあるのか、総務部の御見解をお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市におきましては、国家公務員と同じく、職員が昇格するために原則として一定の期間、昇格前の級に在級することを求める在級期間に係る制度を設けております。今般、人事院は在級期間に係る制度を廃止するとしたところではありますが、その廃止後の昇格制度は示されておりません。したがいまして、現段階におきましては、本市も同様に廃止するかどうかについて判断する材料に乏しく、その方針も定まっていないのが状況であります。いずれにいたしましても、在級期間に係る制度の廃止につきましては、何年で昇格できるといった目安がなくなることからマイナスの影響が生じる可能性もあります。今後示されるであろう国の昇格制度を注視しつつ、まずは総務部でメリット、デメリットをそれぞれ検討し、職員団体の意見も聴取するなど適切に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○にしむた　勲副議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございました。いつものような答弁ですけれども、国の制度がまだ示されていないため、本市としての判断材料が乏しいという御説明でした。しかしながら、今回の人事院勧告が示した方向性は、従来の在級年数を基準とした年功序列的な給料体系から職務、職責をより重視する体系への大きな転換となるものです。人材確保がますます難しくなる中で職務の内容や責任に応じた処遇は優秀な人材を引きつけるようになると思います。また、市民にとっても納得の高い制度になると考えます。ただ、長くいれば上がれるという、そういう制度はやめようというところですよね。本市においても、国の動きを待つだけでなく、その趣旨を十分に踏まえ、将来の制度改正に先んじた検討を主体的に進める姿勢が求められるのではないでしょうか。都合のいいときだけ独自性、都合が悪くなると国基準、これはやめたほうがいいということですね。また、職員団体との協議についてもしっかりと進められることを強く要望します。

以上、意見とさせていただきます。

次の項目に移ります。(2)最重要課題とされた超過勤務の縮減についてです。

人事院は、月100時間や平均で80時間を超える時間外勤務は脳、心臓疾患の発症との関連性が強いとされており、まずはこのような超過勤務の最小化が喫緊の課題である。本院としては、不退転の決意で取組を進めていくと明言をしています。私もこれまで市川市職員の時間外勤務、とりわけ月100時間を超える長時間労働の改善について繰り返し取り上げてまいりました。職員の健康を守り、市役所全体の持続可能な組織運営を実現するためには、人事院と同様に、本市においても不退転の決意で時間外勤務の最小化に取り組むべきであると考えます。

そこで伺います。令和６年度における本市職員の月100時間等の上限を超える時間外勤務の実態について、どのような状況であったか、当局の答弁を求めます。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

令和６年度におきまして、月100時間の上限を超えて時間外勤務が行われた月数といたしましては26月、職員

の実人数といたしましては22人となっております。これは、前の年度となります令和５年度におけます月数69月、職員の実人数42人と比べまして、月数で43月、実人員で20人減少する結果となりました。これまで本市では、時間外勤務の縮減に向けまして、令和５年度４月に導入いたしました上限規制について、所属長をはじめとする管理職への周知などに取り組んできたところであります。こうした周知の取組などが一助となり、時間外勤務の縮減に向けた意識が少しずつですけれども、職員に浸透してきたのではないかと考えているところであります。

以上であります。

○にしむた　勲副議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ただいまの御答弁ですけれども、令和６年度における月100時間を超える時間外勤務を行った職員、前年に比べて大きく減少したことについては一定の取組の成果があったものと理解はします。所属長への周知徹底、応援体制の構築、さらには人員増員など、組織として具体的な取組を進められてきたことは評価をいたします。しかしながら、人事院勧告でも強調されているとおり、月100時間を超える時間外勤務は脳、心臓疾患の発症と関連性が極めて高く、健康被害や最悪の事態につながるリスクもはらんでおります。そもそも100時間を超えるような超過勤務はあってはならない事態であり、１人の職員も生じさせてはならないんです。人事院勧告が最重要課題と位置づけているのも、まさにこの理由によるものであります。

そこで伺います。本市として、月100時間を超える勤務時間を行う職員をなくすることを考えているのか、そもそも考えていないのか。考えているのであれば、その達成時期も含めて当局の御見解をお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

今般の人事院勧告におきまして、先ほど御質問にありました超過勤務の縮減が最重要課題であるとの記載がされました背景には、国の本府省におきまして、令和６年度の平均年間超過勤務時間数が２年連続で減少するなどとした一方で、一部の部署におきまして、月100時間の上限を超えた職員の割合が直近の令和５年度において、令和４年度よりも増加していたことなどの分析を踏まえまして、さらなる超過勤務の縮減に努めることが必要との認識であったのではないかと捉えております。しかしながら、先ほど答弁しましたとおり、本市におきましては、月100時間の上限を超えた時間外勤務を含め、時間外勤務の時間数や時間外勤務を行う職員数は共に減少してきており、これまでの取組が少しずつではありますが、御質問にありましたとおり、成果として出てきているのではないかとも考えられます。御質問の月100時間を超える時間外勤務を行う職員をなくす時期につきましては、具体的にお答えすることは現時点ではできません。しかしながら、時間外勤務の縮減は重要な課題の一つであることは理解していますので、これまでの取組を継続しつつ、さらなる時間外勤務の縮減に努めてまいります。

以上であります。

○にしむた　勲副議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　人事院が最重要課題と位置づけているのは、まさにこの水準が命に直結する危険水準だからです。本市においても、減っているということは決して胸を張れないんです。むしろ一人でも発生している以上、重大な課題として直視をしてください。市民のために働く職員が過労で健康を損なうような事態を放置してよい理由はありません。本市は、不退転の決意で月100時間を超える超過勤務を一刻も早くゼロにする、その姿勢を明確にし、徹底した取組を進めるべきと強く申し上げ、私の意見とします。

次に移ります。最後の項目です。(3)兼業制度の見直しについてです。

最後に、令和７年人事院勧告に伴う本市の対応について、兼業の見直しについてを聞いていきたいと思いま

す。人事院は、国家公務員法103条に基づく自営兼業制度に関して、職務専念義務や職務の公正な執行、公務に対する国民の信用を確保するという制度趣旨を前提としつつ、職員が有する知識や技能を生かした自営兼業、さらには社会貢献に資する自営兼業を認める方向を示しました。その上で統一的な承認基準を新設し、令和８年度から施行するとしています。こうした国の動きは公務員の能力発揮の場を広げるとともに、社会との関わりを通じて公共にも資する仕組みとして注目をされています。本市においても、人材の確保、育成という観点から兼業制度を見直していく必要はあるのではないでしょうか。

そこで伺います。まず、本市における兼業制度の概要とその運用実績についてお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

地方公務員法第38条におきまして、営利企業への従事等の制限として兼業は原則禁止とされています。具体的には大きく３項目が示されており、まず営利団体の役員等を兼ねること、次に自ら営利企業を営むこと、さらに報酬を得て事業または事務に従事することとなります。御質問にありました兼業制度は、これらの兼業を任命権者の許可を得て行うことができる制度であります。本市におきましては、公務能率の確保の観点から、職員が営利企業への従事等をしても職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと、また職務の公正性の確保の観点から、営利企業と本市との間に相反する利害関係を生じるおそれがないこと、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと、さらに職員の品位の保持の観点から職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと、これら３点を最低基準といたしまして兼業の許可を行っております。

また、昨年度の兼業許可の実績でありますが、営利団体の役員等を兼ねる役員兼業は役員の１件、御質問にありました自ら営利企業を営む自営兼業は不動産賃貸の１件、報酬を得て事業または事務に従事する兼業は講師などの21件となっております。

以上であります。

○にしむた　勲副議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきました。本市の兼業制度について、地方公務員法第38条に基づき、任命権者の許可を得て行う仕組みであること、また昨年の実績として、役員兼業、自営兼業、講師等の事例があることも理解をいたしました。特に公務能率の確保や公務の公正、職員の品位保持という観点から基準を設け、慎重に行っていることは一定の妥当性があると考えます。一方で、人事院は今回の勧告において、国家公務員が自営兼業を行うことによって、職員の自己実現や社会課題の解決に資するのみならず、自律的なキャリア形成やモチベーションの向上を通じて本業にも好影響を与える、さらには人材確保の観点からも有益であるとの認識を示しております。兼業を単なる制限の対象として捉えるのではなく、むしろ職員の資質向上や人材確保に資する仕組みとして積極的に評価をしようという方向性であり、令和８年度から統一的な承認基準が導入されることになっております。

そこで伺います。本市においても、公務への好影響や人材確保の観点を踏まえ、国に準じて自営兼業審査基準を見直す考えがあるのか、当局の見解をお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

今般、人事院は自営兼業の承認基準の見直しをすることとしたところでありますが、今後、関係者の意見も聞きつつ、見直しの詳細について検討を進めるとしており、その詳細は示されておりません。一方、本市は、今般の人事院による報告前の本年６月に総務省が発出しました「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項について」を踏まえまして、兼業許可の承認基準の見直しを進めているところであります。この総務

省通知が発出された趣旨でありますが、職員による自律的なキャリア形成などをはじめ、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することで公務を支える有益な人材に選ばれ、さらには兼業を通じて地域を知り、人と交わるなどにより、結果として効率的な公務運営の確保にもつながるとされておりまして、御質問にありました人事院の認識とおおむね一致しております。本市といたしましては、人事院の自営兼業の承認基準の見直しを注視しつつ、本市において反映すべきものがある場合には適切に反映をするなど、現在進めております兼業許可の承認基準の見直しの中で適切に対応をしてまいります。

以上であります。

○にしむた　勲副議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございました。本市としても、既に総務省の通知を踏まえ兼業許可の承認基準の見直しを進めていること、また、その趣旨が人事院の方向性と一致しているとの御説明は理解をいたしました。職員の兼業を単に制限の対象にするのでなく、職員の自律的なキャリアの形成、自己実現を支え、さらには公務における能力発揮や市民サービスの向上につなげるよう、そのような視点はこれからの人材確保にとって極めて重要であると考えます。

一方で、国の動きを注視するという姿勢にとどまるのではなく、本市として主体的にどのように兼業制度を活用していくのか、積極的な方針を打ち出していただきたいと思います。市職員が地域と交わり、得られた経験や知識を市民のために還元することは、市川市にとって大きな財産となるはずです。この点を強く申し上げ、私の意見といたします。

以上、今回は選挙事務、ｅスポーツ、人事院勧告の３点について質問をさせていただきました。選挙については、選挙の公正性と透明性を高め、市民の信頼を確保することが民主主義の基盤であり、その徹底を求めました。ｅスポーツについては、インクルーシブな居場所づくりの視点を重ねて強調させていただきました。人事院勧告については、持続可能である市川市が魅力ある市役所づくりに向けてという観点から質問をさせていただきました。

市政を取り巻く課題は複雑、多様化しておりますが、共通して申し上げたいのは、市民の信頼に応え、市川市の未来を切り開くために不断の改革と挑戦を続けなければならないということであります。今後とも市民の声に真摯に耳を傾けながら建設的な提案と議論を重ねてまいりたいと思います。

最後に、日々市民のために職務に専念し、時に厳しい勤務環境の中で奮闘されている職員の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　冨家薫議員。

○冨家　薫議員　こんにちは。地域政党チームいちかわの冨家薫でございます。通告に従い、初回から一問一答にて質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

大項目１、教育行政について、(1)市立学校教職員の人員不足について。

市立学校の教員の不足に関しては、令和５年の６月、チームいちかわ初めての代表質問で丸金議員が質問いたしました。その後の市立学校の教職員の人員不足についてはどうなのか、現状と課題についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教職員の人材確保に向けては、本市では、新規採用教員も含めて年度末人事によって適正な人数を配置してお

ります。しかしながら、出産や育児のための休暇や療養休暇を取得したりする教職員が増加したことから複数の欠員が生じており、７月１日現在の欠員は９名となっております。また、千葉県におきましては、教員採用候補者選考の志願者数の減少により多くの講師が正式採用となり、講師の数が減少しております。本市におきましても、講師登録を希望する者については同じような状況となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　答弁ありがとうございます。前回の令和５年６月の質問時点では24名の不足とお答えをいただいております。現在は９名ということで、欠員はあっても、現時点では、前のときに比べてはいい状態なのではというふうに思います。しかしながら、前回の質問と同じく、講師の数が少ないということで産休や育休、病休対応が難しいということが分かりました。講師からの正規採用の教師が増えたということは、先生側にしてみたらいい方向ではないかと言えると思います。

そこで再質問です。各都道府県で教師になれば奨学金を返さなくてもよい奨学金返還緊急支援制度という制度があります。千葉県でもこの制度を実施していますが、それによって教員採用試験の志願者が増えているのかをお伺いします。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

この制度は、千葉県が令和６年度から採用した教諭に２年目から10年間、日本学生支援機構の第一種奨学金を全額補助する制度となります。本制度は導入からまだ１年でありますが、県からは、既にこの制度を利用している教員がいると伺っております。また、本制度の利用により志願者が増えているかにつきましては、県に確認をしたところ、始まったばかりの制度であり、まだ検証中の段階であるとの回答でした。教育委員会といたしましては、今後も県の動きを注視していくとともに、教職員の確保については最善を尽くしてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。都道府県によっては全額出ないところもある中、千葉県は全額の補助と聞いております。質の高い教職員が見込めるのではないかと感じます。まだ始まったばかりで、検証中ということでお答えはいただけなかったですけれども、採用された若い教職員の方々をしっかりと育む取組をしていただくことは将来によい結果につながると思いますので、教職員を育むことにしっかり注力をしていただきたいと思います。これからの未来を担っていく非常に大切なことだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の(2)に移りたいと思います。外国籍児童生徒の現状と課題及び今後の対応についてです。この件についても以前質問をしておりますが、依然として外国籍の児童生徒、非常に多い本市において、その後の現在の状況と課題についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

まず、外国籍児童生徒の現状についてですが、外国籍児童生徒数はコロナ禍の令和３年度５月１日時点で657名でしたが、令和７年５月１日時点においては956名となっており、年々増加する傾向にあります。また、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、編入学前に就学前日本語指導教室を実施しており、令和３年度の教室修了者は14名であったのに対し令和６年度の修了者は68名と、コロナ禍終息後は増加しております。同教室の実施によって、対象児童生徒の日本語の習得のみならず、日本の学校生活に慣れるための準備としても効果を上げてお

ります。課題といたしましては、外国籍児童生徒数が年々増加傾向にある中、入学前日本語指導教室の学習時間が限られることが挙げられます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。やはり年々増加傾向ということが分かりました。外国籍の児童生徒の中でも、特に日本語を話すことが難しい児童生徒がいると思われますが、入学後の対応と課題についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

日本語を話すことが難しい児童生徒に対しましては、編入学後、学校が特別の教育課程を編成して日本語指導を実施しております。特別の教育課程による日本語指導は、児童生徒が日本語を用いて学校生活を営み、学習に取り組めることを目的としております。日本語指導では、対象となる児童生徒にとって、緊急性の高い事柄から指導しています。初期の段階では、挨拶や自分の名前を平仮名で書くこと、文字を理解できるようになることを目指しております。また、本年度より教育委員会では、学校生活で日常的に使う言葉に困難さが見られる児童生徒に対して日本語指導講師を派遣しております。講師については、市川市国際交流協会をはじめとする地域の方々に御協力をいただいております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。日常的に学校で使う言葉に困難のある児童生徒に対し日本語指導講師を派遣しているということで、それは市川市国際交流協会などの地域の御協力があってということが分かりました。以前に比べ日本語講師の輩出も多くなってきていると思います。日本語講師だけではなく、保護者に入学時に届けられる学校に関する書類、例えば家族の構成だったり、学校までの地図だったりとか、本当にたくさんの書類や問診票などもありますけれども、それらを英語とか中国語、韓国語などのフォームに作り変えたりするというようなことも外国籍の子どもたちの助けになるのではと考えます。そのような作業も国際交流協会や地域の熱意のある方々の御尽力があれば実現も可能かと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、翻訳作業だけではなく、外国籍の方のビザなどに関する各国の様々な申請などの相談もあるかと思いますが、その場合も国際交流協会の方々のお力を借りていることと思います。その取組は本当にすばらしく、ありがたいことだと感じます。今後もそのように熱意のある国際交流協会との積極的なやり取りをしていただくよう、お願いいたします。

次の(3)に移りたいと思います。放課後保育クラブの現状と課題及び今後の方向性についてお伺いします。

最近、物価高が続いていると思いますけれども、いよいよもって核家族で働くお母様が増えていくと思われます。そこで保育クラブの現状、そして利用児童数、支援員の推移、それらに関わる課題についてお伺いします。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

本市の放課後保育クラブは令和７年９月１日現在、小学校の敷地内を中心に46施設135クラスを開設し、運営は市川市社会福祉協議会が指定管理者として行っております。利用児童数は令和元年度当初5,000人を超え、以降、推移は増加しております。令和７年度当初は約5,800人となっており、放課後保育クラブを希望する児童は増加しております。また、放課後児童支援員数も利用児童数の増加に伴い増加傾向にあり、利用児童数の推移と同様に、令和元年度当初の約200人から令和７年度当初は約280人となっております。課題といたしましては、利

用児童者数の増加傾向を考慮し、教室の確保及び放課後児童支援員などの人材確保です。また、放課後子ども教室や民間学童保育クラブなども活用できるよう、さらに関係各所と情報を共有していく必要があります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。やはり児童数は年々増え、支援員の数も増えているということが分かりました。

では、放課後児童支援員の確保及び資格についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

本市の社会福祉協議会では、放課後児童支援員の確保につきまして、様々な職種の経験を持つ方々から募集をし、人材の確保に努めております。放課後児童支援員になるためには、千葉県で開催されている放課後児童支援員認定資格研修に参加し、認定資格を取る必要があります。放課後児童支援員認定資格研修は年間13回のうち、いずれかの１回を受講することとなっており、受講希望者は本市に申込みをし、本市が千葉県放課後児童支援員認定資格研修事務局へ提出いたします。申込者数は令和５年度43人、令和６年度46人と、毎年40人から50人ほどとなっております。今後も本研修を多くの方に受講していただくよう、認定資格研修について、市公式ウェブサイトにて周知してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。県の資格認定が必要ということで、毎年四、五十名の資格者が増えているということでした。質の高い支援員を確保、そして持続するため、支援員が市外に流れてしまわないようにする努力も必要だと思われます。また、指導員に対する待遇や賃金を考慮すべきと考えますので、その点も注視していかれるよう、よろしくお願いいたします。

では、再質問なんですが、夏休み、冬休みなど長期休暇がありますけれども、昼食も挟んでの１日の保育となります。長期休暇はどのように対応しているのかをお伺いします。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

放課後保育クラブ利用保護者の要望を受け、今年度の夏休みから昼食に仕出し弁当を提供する仕組みを導入いたしました。仕出し弁当の申込みは利用者の希望制となっており、保護者が直接弁当事業者に注文、支払いを行っております。長期休業時の保育の工夫としましては、１日保育となり、保育時間が長いことから、児童が安全に楽しく過ごすことができるよう各保育クラブで工夫しております。例えば水遊びやスイカ割り、夏祭りなどのイベント開催、また、厳しい暑さにより外遊びが難しい場合は、体育館にエアコンが設置されている学校においては学校と体育館利用状況を考慮の上、体育館での遊び時間を確保しています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。本年度の夏から希望制で仕出しのお弁当を導入しているということで、最近の気温上昇で持参のお弁当の温度管理も大変だと思います。ですから、働く保護者にとっては、とてもいい選択肢が増えたのではないかというふうに思います。

また、長時間なのでイベントなども工夫されていることが分かりました。水遊びやスイカ割り、とても楽しそうで、子どもたちが楽しんでいけることと思います。通常期と違い、時間も長く、支援員さんの長期休暇対応は

体力も必要ですし、人数も必要と思います。そのあたりも考慮して、次のいろいろな配置に努めていただければというふうに思います。

では、(3)に移ります。各学校には、保育クラブの近くに放課後子ども教室というのがあります。保育クラブは保育園の延長のような施設で有料で、保護者がお仕事をされていて近くに面倒を見る方がいらっしゃらない、そして一定の時間、例えば週に何日以上とか、１日何時間以上の仕事をしていますという証明がないと、そこに入ることができません。それに対して、放課後子ども教室はこども館のように、任意で子どもが自由に出入りができる、利用できる施設であります。保育クラブは、保育園のようにこども家庭庁の直轄であり、放課後子ども教室は文科省の直轄で、性質の違うところではありますが、この双方の連携を踏まえて今後の方向性を伺いたいと思います。

〇にしむた　勲副議長　学校教育部長。

〇池田淳一学校教育部長　お答えします。

日頃から放課後保育クラブと放課後子ども教室の両スタッフでミーティングを行い、天気のよい日には外遊びを共有するなど、連携して活動しております。また、放課後子ども教室の様々な活動プログラムに放課後保育クラブの児童が参加するなど、子ども同士の交流も図っております。今年度より放課後子ども教室の所管課に放課後保育クラブ事業が移管されたことにより、より一層、放課後児童に関する事業の管理を行いやすい環境となりました。今後の方向性といたしましては、総合教育会議においても、家庭の状況を問わない放課後活動の充実について、教育委員会から市長に提案をし、今後、具体策を検討していくこととしております。また、国が放課後保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型、連携型の推進を進めていることから、その動向を注視し、放課後保育クラブと放課後子ども教室のさらなる連携を図ってまいります。

以上でございます。

〇にしむた　勲副議長　冨家議員。

〇冨家　薫議員　ありがとうございます。総合教育会議で家庭の状況を問わない放課後の活動の充実というようなお話が上がりましたように、それぞれの性質が違っても、子どもたち、今までは本当に学童の子と一緒に遊べなかったときがあったんですけれども、同じクラスの子と遊べないような状況があったときがありました。今では本当にそれが分け隔てなく、子どもたち、同じクラスの子と一緒に遊べるようになったというのはとてもいいことだと思っております。保育クラブをいずれやめて自分で学校に行って帰ってくるというような時期が来るんですけれども、そのときにショッピングモールなんかに行ってしまうとお子さんがどこへ行っちゃったか分からないというような状況になるんですけれども、保育クラブをやめてから子ども教室に通っていると分かれば、保護者の方もとても安心な気持ちになるというふうに思います。

また、今年度より子ども教室の所管課に保育クラブが移管されたということで、落ち着くまでは本当に大変な作業だとは思いますけれども、子どもたちが日々心豊かになるような保育クラブ子ども教室であるよう、交流、連携を取っていけるようお願いして、この項目は終わりにします。

では、次の大項目に移ります。中高生の居場所づくりについてです。

中高生の居場所については、令和５年９月の定例会において質問いたしましたが、現時点における本市の中高生の居場所の現状についてお伺いしたいと思います。

〇にしむた　勲副議長　こども部長。

〇山室繁央こども部長　お答えします。

本市における中高生の居場所の現状といたしましては、主にこども館や妙典こども地域交流館、こども食堂などがその役割を担っております。まず、こども館は、18歳までの子どもを対象に遊びを通じた支援によって健や

かな成長を育むための施設であり、市内に12か所設置しております。このうち、中央こども館には中高生専用の部屋があり、中高生が勉強などで日常的に利用しています。また、中高生のみが利用できる中高生タイムを中央こども館で月に２回、相之川こども館では月に１回設けております。この中高生タイムでは、卓球やバドミントンなどで体を動かしたり、ビリヤードなどを楽しんだりできるほか、フードパントリーを実施して食を支援する場にもなっております。

次に、妙典こども地域交流館ＣＯＣＯは、子どもの体験活動の機会を創出し、子どもを中心とした地域の人々の交流を促進するために本年３月に開館した施設であり、中高生を含む多くの子どもたちに利用されております。様々な活動が日々活発に行われており、例えば屋内運動場ではバスケットボールやバドミントン、音楽室ではギターやドラム、壁面に鏡が設置された活動室ではダンスの練習などをする様子が見られます。また、自習室や漫画の部屋、カフェスペースなども設けられており、中高生が友達と交流したり、自分の時間を過ごしたりする場としても活用されております。

次に、こども食堂です。こども食堂はＮＰＯ法人や自治会などが運営主体となり、市内30か所で開設されております。子どもたちに対し、無料または低価格で栄養のある食事が提供されるとともに学習支援の場や遊び場の提供も行われ、中高生を含めた多くの子どもたちの居場所となっており、本市としても支援を行っているところです。これらの居場所に加え、子どもや中高生に特化した施設ではありませんが、第１庁舎や図書館などの公共施設内には、中高生が学習の場などとして利用できるスペースがございます。これらの場所も活用していただけるよう、施設の名称や所在地、利用可能なスペースや時間、利用方法などを一覧表にまとめ市公式ウェブサイトに掲載し、周知を図っております。さらに、本年７月からは中高生つどいの広場として、八幡市民交流館ニコット内にｃｈｏｃｏｔｔｏという愛称で新たな中高生専用の居場所を設けたところです。

以上でございます。

〇にしむた　勲副議長　冨家議員。

〇冨家　薫議員　ありがとうございます。様々な場所、様々な方法での居場所があることが分かりました。

では、中央こども館と相之川こども館で中高生タイムを設けているということですが、市内のほかのこども館でも同様に中高生タイムを設ける考えがないのかお伺いします。

〇にしむた　勲副議長　こども部長。

〇山室繁央こども部長　お答えします。

中高生タイムは、将来のことや家族のこと、学校における人間関係など、多くの悩みを抱える思春期の子どもたちが安心できる居場所となるよう、比較的スペースに余裕のある２か所に設けて実施してまいりました。これまで運用してきた中で中高生の健全な成長を支える役割を担っているものと考えられることから、今後は他のこども館においても、各施設の面積や設備などの状況や地域ごとの特性やニーズを踏まえながら、中高生タイムの拡大について検討したいと考えております。

以上でございます。

〇にしむた　勲副議長　冨家議員。

〇冨家　薫議員　ありがとうございます。こども館のスペースや設備などで、ほかのこども館での中高生タイムはなかなか難しいように思われます。中高生が小学生よりもちょっと行動半径が広くなったとはいえ、南行徳なり中央こども館しかないんですけれども、例えば暗い夜道を自転車で行くのはとても、まだまだ難しいというふうに中高生からもお声が届いております。２年前の児童議会でも、塩浜ですけれども、近くに図書館など本を読んだり勉強するスペース、過ごせる場所が欲しいと言っていた児童生徒もおりました。どうか地域格差をなくすべく進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

次に、(2)先ほどの御答弁のあった新たな中高生の居場所である中高生つどいの広場について、現状と課題をお伺いします。

○にしむた　勲副議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市では中高生の新たな居場所づくりとして、本年７月、八幡市民交流館ニコット内に中高生つどいの広場を開設いたしました。居場所を必要とする中高生に対して、気軽に集い、相談できる場を提供するとともに、学校以外の地域社会などとのつながりや自己肯定感の向上などにも期待しているものです。乳幼児とその保護者が利用する八幡親子つどいの広場、こちらを開設していない時間帯のスペースを活用して運用しており、開設日時は毎週水曜日と金曜日の午後５時30分から午後８時30分、日曜日の午前10時30分から午後７時15分となっております。この広場では中高生が勉強したり、ゲームを楽しんだり、何もせずゆったりと過ごしたりできるほか、学校や家庭における人間関係の悩みや進路への不安など、様々なことをスタッフに相談することもできます。また、中高生がリラックスして過ごせるよう、飲み物やお菓子などの軽食を提供しています。さらに楽器演奏イベントなど、中高生が楽しめる催しや基礎的な学力向上などを図る学習会をそれぞれ月１回ずつ実施することとしております。

本事業の開始に当たりましては、夏休みに入る前に市内の中学校、高校、こども館などでチラシの配布や掲示を行い、中高生への周知に努めてまいりました。しかしながら、開設されて間もないこともありますが、利用者数は徐々に増えているものの、１回当たり最大で６人程度となっております。今後は本事業をより多くの方に知っていただくとともに、居場所を必要としているより多くの中高生に気軽に利用してもらえるよう、引き続き周知を進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。内容の充実を感じます。これ、始まったばかりということで、まだまだ人も少ないということですけれども、新しい取組を積極的に進めるということで非常によいことだと思います。このモデルケースも、やはり八幡のほうなので、こちらの行徳のほうからはなかなか通うことができないんですけれども、八幡以外の親子つどいの広場というところがほかにもあると思うんですけれども、そういうところにこのケースが広がってくれることを期待して、これからも注視していきたいと思っています。

中高生の居場所についてはこれからも時々質問させていただきたいと思うんですけれども、中高生の声というのは、ゼロ歳から小学生ぐらいまでの声は保護者があって届くものがあると思うんですね。大学生以上、成人になれば自分で声を届けることができるんですけど、なかなか、一番少ないのが中高生、高校生の声だと思うんです。そういうところも含めて、本市はこども部だけではなく、ほかの部署とも連携して考えていただければと思います。それに、中高生はこれからの未来を担っていく大事な大事な宝物でありますので、本市で大事に育んでいただけることをお願いしたいと思います。

これでこの項目は終わりにします。

では、最後の項目、塩浜地区のまちづくりについてに移りたいと思います。

(1)塩浜４丁目地域の現状及び課題についてです。

過去の定例会、令和４年の12月、荒木市議の代表質問の御答弁で、ハイタウン塩浜の老朽化や高齢化といった団地特有の課題に対処するために自治会、管理組合、ＵＲ都市機構などとの連携が重要と考えており、関係団体に対して積極的にまちづくりについての話合いの場へ参加を促すなど、働きかけを行うとの御答弁がございました。

そこで、現在の建て替えの検討状況などをお伺いしたいと思います。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

分譲マンションとＵＲ賃貸住宅を含めたハイタウン塩浜は、良好な市街地環境の確保及び土地の有効利用を図る目的で、建築基準法第86条による一団地の認定を受け、一体的に整備されています。このため、増築や建て替え等の際には一団の土地の区域全体で検討する必要があります。認定区域の管理者であるＵＲ都市機構に建て替え等の検討状況を確認したところ、ハイタウン塩浜の賃貸住宅につきましては、既存の建物を維持管理しながら、ライフスタイルの変化に対応した改修の実施等により、地域及び団地ごとの特性に応じた多様な活用を行うストック活用型に分類されており、現時点では建て替えの方針はないとの回答でした。また、修繕については、住戸、共用部分ともに、項目別に修繕周期などの基準を定めて計画的に実施しているとのことでした。ハイタウン塩浜の建物は築年数もたっていますことから、今後もＵＲ都市機構と定期的に意見交換等を行ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。ＵＲ都市機構が代表して管理者であるということ、そして建築基準法第86条によって、一団地の認定を受けて一体的に整備をされているということです。ＵＲより市への回答は、現在は建て替えの時期ではなく、ストック活用型の時期であるというようなお答えでした。御答弁のとおり、ハイタウン塩浜は分譲のマンションと賃貸の住宅が混在しているため、地域のまちづくりの検討に当たっては自治会、管理組合、ＵＲ都市機構、行政が連携することが必要だと考えます。例えば災害時の対応などでは、特に連携が重要になると思われます。防災面における関係者間の連携強化の取組について、市はどのように関わっているのかをお伺いします。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

塩浜４丁目地域の４自治会で組織する塩浜４団地連絡協議会では、定期的に地域合同災害対策会議を開催しており、地域の要請を受け、危機管理室の職員も会議に積極的に参加しているところでございます。この会議は、東日本大震災での活動を振り返り、今後の取組などを検討するため毎年３月に開催しており、今年も塩浜４団地連絡協議会をはじめ塩浜学園、行徳高校、社会福祉協議会、危機管理室など15団体40名が参加し、意見交換や情報共有が行われたところでございます。また、そのほかに災害時の避難所運営などについて話し合う塩浜学園小学校区防災拠点協議会や塩浜４団地連絡協議会が主催する塩浜合同訓練なども実施されております。小学校区防災拠点協議会につきましては、学区内の防災関係者が顔の見える関係づくりを目的の一つとしており、地域全体の防災力を効果的に高めていくためには多様な団体に参画いただくことが必要であると考えております。特に避難所となる塩浜学園には、地域住民だけでなく、沿岸部の工業地域で働く方々も避難してくることが想定され、周辺事業者との連携が非常に重要となってまいります。そのため市といたしましても、現在、近隣の工業会に対し、小学校区防災拠点協議会への参加について働きかけを行っているところでございます。今後も小学校区防災拠点協議会の活動を中心として、地域の防災訓練など関係団体の連携強化につながる取組を支援してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。先日、９月20日に４自治会の合同災害訓練が実施されました。御答弁

にあった３月の塩浜４団地連絡協議会で上がったマンションのベランダの隔壁の突破訓練というものをこの20日に実施していただきまして、ありがとうございます。コロナ以降、ずっと実施されていなかったんですけれども、初めてまた実施が復活したということで、これが今後もほかのマンションへと広がっていくことを期待しております。

また、塩浜１丁目から３丁目の工業地帯のほうへも働きかけをしてくださっているということでした。やはり災害に対し、顔の見える関係というのは重要と思いますので、引き続きよりよい交流ができるよう、計らっていただきたいと思います。

また、次回の地域合同災害対策会議ですね。今回は塩浜学園、行徳高校が加わっておりますけれども、保育園、幼稚園、そしてまた、先ほどのお話がありましたように、工業会の参加なども期待するところであります。前の３月でも40名というすごい人数で、15団体で、皆さん、発言がたくさんたくさん飛び交ったんですが、その中でマンションの隔壁突破の訓練というのが実現いたしましたけれども、とても重要な会議と思います。皆さん、やっぱり意見したいことが多い方がたくさんいらして、今後もどうぞよろしくお願いいたします。

防災面について、いろいろと実績があることの御答弁いただきました。しかし、災害時のみならず、その他の課題においても関係団体が連携をしていくということが大事だと思います。市は関係団体が連携できる場づくりについて、どのように考えているのかをお答えいただきます。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

ＵＲ都市機構では、居住者からの御意見や御要望をハイタウン塩浜の現地事務所や問合せシステムなどを通じて受けております。また、本市に直接御意見等があった場合はＵＲ都市機構と情報共有し、いずれの場合も両者で連携を取って対応しております。ハイタウン塩浜は、建物の老朽化や住人の高齢化など団地特有の課題を有していますことから関係者間の連携は重要と考えます。今後も住宅や福祉、防災などのテーマに応じてＵＲ都市機構と関係部署で連携を図り、関係者間の意見交換の場を設けていきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ＵＲと直接連絡を取り合っているということでした。ありがとうございます。東日本大震災で塩浜は水が止まって液状化現象があって、そのとき、やはり自治体、自治会ごとですごく密に連携を取らなければいけないと、本当にひしひしと皆さん感じたわけです。そういうときに、やはり絆というものが強くなるのではないかということをすごく身にしみて感じました。今回、防災訓練がありましたけれども、そういうときに街づくり部の方とかＵＲ都市機構の方とか見ていただくと、高齢化していることがやはり分かると思うんですよね。実際に防災のときの訓練を見ると、もっと日々のことが身近に分かって連携をする絆が強くなるのではないかというふうに思うんです。なので、防災訓練というのは、やっぱりいろいろな方々に、実体験はできませんけれども、本当に疑似体験で、やっぱり絆を強めていかなければいけないというところを強く感じるので、その防災訓練でたくさんの方々で見ていただいて、そして、それを基に協議をしていただくことを希望して、この項目を終わりたいと思います。

(2)に移ります。カワウの対策についてです。

これはいつも質問させていただいておりますが、最近では市道側の電線にカワウが多数止まっており、個体数が依然として減っておらず、ふん害が発生している状況が続いております。

そこで、カワウの被害状況、個体数、そして現在の市の取組についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

行徳鳥獣保護区に生息する野鳥のカワウは、平成30年頃より個体数の増加に伴い、保護区の周辺のふん害が広がっており、歩道の汚れや臭いの原因となるほか、保護区内の樹木の立ち枯れによる被害が増えてきています。本市では、これまでカワウ個体数の適正管理やふん害対策などについて、令和２年頃より管理者である千葉県に要望するとともに情報共有を図ってきております。県では、カワウの止まり木となるやぐらを設置するほか、歩道に近い樹木の伐採や剪定などを継続的に行ってきており、令和６年度は約500本の樹木伐採をしております。

こうした取組の中で、カワウの個体数は令和４年度の約１万5,400羽から令和５年度は約9,600羽へと減少しましたが、令和６年度は約１万3,800羽となっており、現在も市道側の電線には多くのカワウが止まっている様子が見られ、現時点、効果が現れていない状況となっています。本市では、県の対策に合わせ、保護区を管理するＮＰＯ団体と連携し、拍子木などを使った音による追い払いを行ってはおりますが、一時的にカワウの姿は減るものの、時間の経過とともに戻ってきており、効果は限定的なものとなっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。平成５年度9,600羽ということで、減ったなと思ったら１万3,800羽ということで、増えていることが分かりました。この数、千葉県中のカワウの８割の数なんだそうです。

では、今後の取組についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

県では、樹木の伐採等を引き続き今年度内に行う予定で、具体的には塩浜学園側の敷地から越境している樹木など約170本を伐採するほか、国道357号線の道路上に伸びた約50本を剪定すると伺っております。また、やぐらについては、昨年度に引き続き５基を新設し、今後、生息場所が保護区の内側に移動することで、ふん被害が少しでも軽減する効果を見込んでいるところでございます。本市といたしましても、市道側の電線に止まっているカワウの多くが保護区の内側に移動するまで拍子木などの音を使った追い払いを継続して行ってまいります。今後につきましては、これらの対策の効果や周辺地域への影響を注視するとともに、県に情報提供を行い、ＮＰＯ団体等の関係団体と連携しながら粘り強くカワウ対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。県の取組も前年度から進んでいるお答えでした。本市でも電線のカワウを追い払っていただいているということで、本当にありがたいことだと思います。

環境省では、カワウの対策についての指針があって、それをホームページで掲載をしております。その中に、全国の５つのカワウ対策の広域協議会というのがあり、令和７年の４月には関東カワウ広域協議会というところで一斉追い払いをしたということであります。そして最近では、市川漁業組合は千葉県の漁業資源課からアンケートがありまして、その中でカワウの被害というところを伝えているそうです。そして、漁業組合では関東カワウ広域協議会に入ったということをお聞きしております。

私は、今後の行徳カワウ繁殖抑制プロジェクトというものを実施するという資料を入手しております。もちろんカワウが悪いわけではないわけですよね。ただ人間に都合が悪いというところで、そして日本中で生態系をどういうふうにすればいいのかということを考えた上で、県も考えて今こういう方向に動いてきているんだと思うんですけれども、いつも県のお答えと市がやっておられることということで御答弁をいただくんですけれども、生物多様性といいますか、やはりその辺の大きく捉えたところでの動きも監視してやっていっていただければと

いうふうに思います。もちろん本市全体で、先ほどの先順位者のお話にもありました害獣、害鳥のことも考えていかなくてはいけませんし、そのことをやはり住民みんなで意識する、そういうところを高めていただきたいと思っております。これはこれでおしまいにします。

次に行きたいと思います。最後の項目に移ります。(3)いちかわ三番瀬まつりの現状と今後について伺います。

令和５年度より開催されて今年で３回目を迎えます。まず、この開催についての経緯についてお伺いします。そして来場者数、主な内容、今後について、併せてお伺いします。

○にしむた　勲副議長　行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

いちかわ三番瀬まつりは、令和５年度より市川漁港において、本市の水産業への理解と水産物の消費拡大を促進するため、漁業者、消費者、行政で構成された市川市魚食文化フォーラム実行委員会が毎年10月に開催をしております。来場者は令和５年度が約1,000人、６年度が約1,200人となり、今年度はそれを上回る方に来場していただけるよう、９月６日号の「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、ＳＮＳなどで周知を図っております。

これまでの祭りの主な内容といたしましては、漁師による活魚の水揚げ実演では、体長１ｍを超えるタチウオや60㎝超のスズキ、クロダイなど、漁船から次々と水揚げされる様子を見るにつれ、多くの方々がその大きさや迫力に歓声を上げておりました。また、三番瀬を巡る漁場クルーズでは、自然豊かな海を親子で体験できるとあって好評でありました。このほかにもノリすき体験、市川産の水産物を使った料理の試食と販売、三番瀬の海に生息する生き物の展示など、来場された皆様に楽しんでいただけるよう、様々な企画を実施してまいりました。さらに、昨年度には里山と里海を持つ本市ならではの取組として、梨の剪定枝を束ねたボサと呼ばれる仕掛けを海に沈めておき、それにすみついた小魚やエビなどを引き揚げて捕まえるボサ漁や本市の漁業に関するクイズラリーなど、子どもたちが楽しめるイベントを新たに実施したところであります。今年度もまた新たな企画として、かつて行徳の浜で行われていた製塩手法を参考に、海の砂に海水を大量にまき、それをこして煮詰める塩作りを再現し、子どもたちにも体験していただく予定であります。今後も市民の皆様に、楽しみながら本市にある貴重な三番瀬の海を身近に感じていただくとともに、本市の水産業を知ってもらえるイベントとして毎年開催していきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　答弁ありがとうございます。水産業への理解、消費拡大への促進のためということで、水産業を知ってもらえるイベント、毎年開催の意向ということをお答えいただきました。魚食文化フォーラム実行委員会で開催しているとのことです。来場者が増えているということで、そして内容もとても充実してきていることが分かりました。漁港を目の前にして、海があって、波、そして潮風などを体感して、海の生き物に直接触れて、そこで取れたものを食べることができて、買うこともできて、そして本年度は塩作りということで新たな取組が行われているということで、積極的なところ、いいことだと、とても感じております。年に一度の三番瀬まつりではありますけれども、これは令和５年の10月に初めて開催し、翌年の２月からは漁業組合の主催で毎月朝市が今でも行われておりますけれども、それも水産業への理解や消費拡大にもつながって効果があったのではないかと思っています。水産業の振興だけではなくて、海のない市町村もございますので、海のある本市はその特色を最大限に生かすべきだと思っております。そして、この海という自然の宝を子どもたちに伝えるべく、本年度の10月もノリすき体験というのがございますけれども、毎年、学校数校では体験ということでやっていると思います。そちらのほうもぜひ教育委員会と連携を取っていただくことも要望させてください。

そして、本市の子ども、全ての方がより心豊かな町になることを心から願って、私の質問は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時48分休憩

午後３時40分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

沢田あきひと議員。

〔沢田あきひと議員登壇〕

○沢田あきひと議員　会派新しい流れの沢田あきひとでございます。初回総括、その後一問一答にて再質問してまいります。

まず、大項目、福祉行政について伺ってまいります。

今回は、今後増加が見込まれる高齢者について、行政ができる取組について伺ってまいります。2021年、65歳以上の高齢者のいる世帯は2,580万9,000世帯で、全世帯の５割を占めています。その世帯のうち、３世代世帯が9.3％、親と未婚の子世帯は20.5％、独居高齢者単独世帯が28.8％で、夫婦のみの世帯は32％。1980年には３世代世帯が約５割でしたが、2021年では１割にも満たない状況です。

１つ目に、本市独居高齢者世帯及び高齢者夫婦のみなどの２人世帯の総数と全世帯に占める割合についてお答えください。

２つ目に、独居等の高齢世帯の抱える問題点について伺います。

次に、大項目、本市におけるロボットの活用に対する認識について伺ってまいります。

現在、超高齢社会が到来したことで人手不足という問題が顕著になっております。我が国における生産労働人口は、1995年に約8,716万人でピークを迎えた後、減少に転じ、内閣府の高齢社会白書によると、2024年で約7,373万人となりました。2050年には約5,540万人まで落ち込むと推測されています。この人手不足を補うために、ロボットとの共存があらゆる場面で期待されています。子育てや教育分野に活用されるロボット、リハビリ支援や施設職員の負担軽減など介護・医療・福祉分野におけるロボット、高齢者に対する見守り、自立した生活を支援するための移動や買物、コミュニケーション支援など高齢者の生活の中で活用が期待されるロボット、危険な捜索や救助、調査など各種作業を被災地で行う災害対応ロボット、農林水産、インフラ、建設、交通、流通、観光などの分野における人手不足に係る生産性の向上などの諸問題を解決、改善することが期待されるロボット、犯罪、テロへの安心、安全を高めるロボット。このように、あらゆる分野でロボットとの共存が求められる中で、本市においても、その導入に向けて準備を進めなければならないかと存じます。

初めに、本市におけるロボットの実用化、普及、活用に向けた今後の考え方について伺います。

次に、教育現場にロボットを導入する考えについて伺います。

教育分野へのロボット導入を考えるに当たり、弱いロボットという概念を御紹介します。弱いロボットとは、元豊橋技術科学大学教授、岡田美智男さんが研究しているロボットです。ロボットとは、人間の代わりに複雑で精密な動作を行うものと想像する方も少なくないかもしれませんが、弱いロボットは、その対極にある、誰かの助けがないと何もできない不完結、不完全なロボットのことを指します。この一つにトーキング・ボーンズというロボットがあります。昔々ね、あるところにね、おじいさんとね、おばあさんがね、住んでいたんだよ。ロボ

ットは桃太郎などの昔話を語りますが、おばあさんが川で洗濯をしたところで、えーと、何が流れてきたんだっけと物忘れをしてしまいます。桃だよと教えてあげると、ロボットは、そうそう、桃だったね、それでねと、また語り始めるのです。

このほかにも、ごみ箱の近くでたたずみ、人にごみを拾ってもらうごみ箱ロボット、人の手が差し出されるのを待つティッシュ配りロボットなど、様々な弱いロボットが開発されています。身近な例でも、メロディーを流しながら来る猫の顔がついた配膳ロボットに対して、思わず自分から道を空けていたという経験をお持ちの方もいるでしょう。弱いロボットについて、岡田先生はこのように語っています。自分の中にいろんな機能を備えて自己完結するのではなく、周りに半ば委ねつつ支えてもらうことで物事を成し遂げる考え方から生まれたのが弱いロボットです。弱いロボットの不完結、不完全な部分が人との関わりの中で相手の強みや優しさを引き出し、結果的に物事を成し遂げてしまうのです。

さて、この弱いロボットを実際の教育現場に取り入れた例があります。愛知県と豊田市の公益財団法人では、弱いロボットの特性を生かし、子どもたちの優しさ、意欲、協調性などを引き出す仕掛けづくりとして新たな学習環境を開発しました。例えば子どもとロボットがお互いの弱さを補完しながら、タブレット上の穴埋め問題に取り組む協働的学習環境や、プログラミング言語や生成ＡＩを用いてロボットたちのおしゃべりや動画をデザインする共構築型学習環境の開発です。従来のタブレットを用いた家庭学習では、ドリルの穴埋め問題に回答し、その正誤を確認するだけでしたが、このシステムでは、ロボットを手助けしながら回答することで自己肯定感を高めながら学習を深めるというお互いの弱さを補いつつ、強みを引き出し合う協働的な学習環境を実現できたと言えます。これは、ロボットが単なる学習の効率化だけでなく、情操教育にも役立っている例であると言えるでしょう。

そこで、本市において、教育現場にロボットを導入する具体的なお考えがありましたら伺います。

また、子ども施設での活用なども有効と考えますが、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯなどの子ども施設における活用はできないでしょうか、伺います。

次に、介護・福祉分野におけるロボットの活用について伺います。

令和６年、厚生労働省の発表によると、都道府県が推計した介護職員の必要数は、2026年には約240万人、2040年には272万人の介護職員を確保する必要があると推計されています。2022年度の職員数が215万人であったことに鑑みると、深刻な人材不足がうかがえます。本市において、今後必要な介護職員数の不足はどれぐらいと試算され、それを補うロボットとの共存を実現するための具体的な方策について伺います。

次に、本市第１次産業へのロボットの導入について考えます。

本市の特産物は、皆さん御存じのとおり、市川の梨です。今年も本市のおいしい梨が実り、全国の皆様に喜んでいただいております。私は梨花隊で梨の栽培ボランティアも経験しておりますが、その作業は非常に肉体的な負荷の高いものでした。不自然な姿勢を維持するために膝や首、肩、背中、腰が痛くなるのです。農業に長年従事されてきた方々にとっても、やはり身体的につらいものと思います。高齢化が進んでいるとなっては、なおさらです。

日本の各自治体では、ロボット導入によるスマート農業が推進されています。例えば福島県福島市の栽培現場では、本市でも一部農家で使用されている草刈りロボットを導入し、作業時間の削減や品質の向上につながっているそうです。さらに、今、注目が集まっているのがマッスルスーツの導入です。マッスルスーツは、ロボットという言葉で私たちが思い浮かべるような鉄腕アトムやドラえもんとは違う人間の力をアシストするロボットです。マッスルスーツは人工筋肉を使用することで、人や重い物を持ち上げる中腰作業を続けるといった作業の負担を軽減させ、腰痛予防にも貢献します。梨やブドウの栽培など、腕を上げたまま行う作業時にはうってつけで

しょう。本市農業に対して、ロボットの導入の現状を伺います。

最後に、市役所の庁舎案内などにロボットを導入する考えについて伺います。

各分野において、長年、その事業に従事されてきた方々の中には、今までのやり方を変えることに抵抗感を持つ方も少なくないでしょう。だからこそ、本市こそが積極的にロボット導入への姿勢を見せるファーストペンギンとしての役割を持つべきではないでしょうか。例えば藤沢市では、企業に協力し、市役所の案内に試験的にロボットを導入していたそうです。自律移動型ロボットＡＹＵＤＡは、コロナ禍をきっかけに感染症対策と業務効率化を目的として、来庁者の問いに音声やディスプレー上に地図を表示するなどコミュニケーションを図り、該当課や目的地に案内するほか、挨拶や日常会話、イベント情報なども提供します。ＡＹＵＤＡのほかにも、藤沢市では自律走行式床面洗浄ロボットや紫外線照射除菌ロボットなど実証実験を行っていたそうです。本市市役所の庁舎の案内などにロボットを導入するお考えはありますでしょうか。

以上、総括質問いたします。各位御答弁いただいた後に、必要に応じて一問一答にて再質問させていただきます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　私からは大項目、福祉行政について及び本市におけるロボットの活用に対する認識についてのうち、(4)介護・福祉分野におけるロボットの活用についてお答えをいたします。

初めに、福祉行政について、(1)本市の独居高齢者世帯と高齢者のみの２人世帯の総世帯数及び全世帯に対する割合についてです。本市の独居高齢者世帯は令和７年３月31日現在、３万4,354世帯で、全体の13.1％、高齢者２人世帯は２万30世帯で全体の7.6％となっております。独居高齢者世帯及び高齢者２人世帯は今後増加する見込みでございます。

次に、(2)独居等の高齢者世帯の抱える問題点についてです。独居高齢者世帯は健康上の問題や認知症の発症があっても気づきにくく、深刻な状態になってしまうことがございます。高齢者の２人世帯の場合は、どちらかが体調を崩したり、認知機能が低下した場合には老老介護となり、介護する方の体力や精神的な負担が大きくなることが問題となってまいります。

次に、大項目、本市におけるロボットの活用に対する認識についての(4)介護・福祉分野におけるロボットの活用についてでございます。本市における介護職員数不足の見込みにつきましては、国の推計方法が明確にされていないことから試算することは困難でございますが、千葉県において本年度策定された千葉県福祉人材確保・定着推進方針において、県内の介護職員は令和８年度時点で１万846人不足する見込みであると示されております。

次に、介護職員数の不足を補うための方策につきましては、千葉県においては、介護職員の負担軽減を目的に千葉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金により事業者を支援しております。この補助金は一定の要件の下、移動や見守りなどを支援するロボットやＩＣＴ機器の導入費用の４分の３、１事業所当たり最大で750万円を補助するものでございます。本市におきましては、介護事業者において、今後さらにロボットなどの導入が促進されるよう、この補助金について周知を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　企画部長。

○小川広行企画部長　私からは大項目、本市におけるロボットの活用に対する認識についてのうち、(1)本市におけるロボットの実用化、普及、活用に向けた今後の考え方についてお答えいたします。

ロボットにつきましては、経済産業省はセンサー、知能制御系、駆動系の３つの要素技術を有する知能化された機械システムと定義しております。ロボットは大きく２つに分類され、１つは物流倉庫や工場などの生産現場

で組立てや塗装といった作業を担う産業用ロボット、もう一つは公共空間や私たちの生活を支援するサービスロボットとなります。このサービスロボットは情報通信技術やセンサー技術など、テクノロジーの発達により近年多くのロボットが登場し、活躍の場を広げております。特に飲食店などのサービス業や介護施設や医療現場、農業など、人手不足が課題となっている民間分野での導入が増加しています。また、一般家庭におきましても、掃除ロボットや人の心を癒やすペット型ロボットなどがあり、ロボットの存在は身近なものとなりつつあります。

本市におきましては、ソフトウエア型のロボットがパソコン上で行う入力作業などを職員に代わって行うＲＰＡを令和元年度から導入し、業務時間の短縮やコストの削減、ヒューマンエラーの防止に大きく寄与しているところでございます。他市の導入事例といたしましては、東京都国分寺市では、庁舎の安全を守る警備業務にロボットが導入され、職員がいる日中、夜間の無人時間帯にも巡回警備を担っております。また、埼玉県戸田市では、生成ＡＩと連携した案内ロボットが自ら庁舎内を移動して来庁された方を目的地まで案内することや、音声での対話を通じて市政情報を提供する実証実験が行われました。このほか、石川県小松市では、遠隔地からロボットを操作してリモートで展示物の解説を行ったり、ワークショップに参加したり、その場にいるかのような臨場感のあるコミュニケーションを取ることができるアバターロボットの実証実験も行われています。今後、本格的な人口減少社会を迎え、労働力の確保は全ての分野で共通の課題となっております。自治体におきましても、職員の人手不足や限られた人員で質の高い行政サービスを維持向上させるため、ＡＩをはじめとした情報技術やロボットなどの新たな技術の活用は期待されているところと認識しております。

一方で、ロボットの導入に当たりましては、高額な導入費用や維持管理にかかるコスト、多くの情報を大容量かつ高速に届けるための通信インフラの整備、また、ロボットを適切に管理、運用するための専門的な知識を持つ技術者の確保など、様々な課題があるところでございます。本市といたしましては、他自治体における取組を参考にしながら今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　私からは大項目２つ目の(2)教育現場にロボットを導入する考えについてお答えします。

愛知県では、産学行政連携の研究開発を進め、ロボットと子どもたちが成長できる学習環境を開発しております。また、市川市で採択している教科書ではありませんが、小学校国語科では、児童がロボットとの未来について話し合い、多角的に考える題材として弱いロボットが取り上げられています。その題材では、周りの人の協力や行動を誘う弱いロボットと生活をサポートするロボットとの比較を通して、テクノロジーと人間との共存を考えさせております。

一方、現段階では、ロボットを導入する学習環境の実証実験を繰り返し、教育現場における活用を目指していく段階であり、教育的な効果についても研究の段階です。本市の学校現場におけるロボットの導入については、試験的な導入の情報を収集し、今後も国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、本市におけるロボットの活用に対する認識についての(3)にお答えします。

ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯやこども館など、多くの子どもたちが利用する施設におけるロボットの活用方法としては、まず、子どもと一緒にゲームや工作をする、一緒にボール遊びなどができる、絵本の読み聞かせや対話をすることができるといった子どもの相手をするロボットが想定されます。また、子どもが作成した簡単なプログ

ラミングによって、手を挙げる、前に進むといった動きをする、子どもの動きや声に反応して動くなど、子どもたちが先進技術に触れるきっかけとなるロボットも考えられます。このほか、子どもの危険箇所への立入りを検知する見守り機能を搭載したロボットをスタッフの補助として活用するなど、施設の安全管理に活用することも考えられます。これらのロボットを多くの子どもたちが利用する施設で活用することで子どもが興味や関心を持つきっかけになるとともに、今後さらに活用が進むであろうロボットを身近に感じながら成長していくことで、未来を生きるための発想力の向上にも影響を与えられると考えられます。今後はロボットの活用方法や、人とロボットの役割のすみ分けなどについて、技術の進歩を注視しながら調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　私からは大項目、本市におけるロボットの活用に対する認識についての(5)についてお答えします。

ロボット導入に関する補助事業として、市川市農業振興対策事業補助金交付要綱のスマート農業推進事業がございます。令和２年度にはアシストスーツの購入費用に対し補助を行っております。農業従事者の高齢化や農作業の効率化の観点から、農作業等を補助するロボット導入については従事者から意見を伺いながら対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　私からは大項目、本市におけるロボットの活用に対する認識について、(6)市役所の庁舎案内などにロボットを導入する考えについてお答えいたします。

庁舎におけるロボットの導入につきましては、庁舎案内のほか、清掃や警備、物品搬送など、将来的に様々な業務に活用できる可能性があると認識しております。このうち庁舎案内におけるロボットの活用方法としては、来庁者の問合せに対し担当部署を音声やディスプレーで案内することや、自律走行により目的地まで誘導することなどが考えられます。現在、本市の庁舎案内につきましては、総合受付において、複数の部署にまたがる関連手続を１か所で行うことができるワンストップサービスをはじめとした来庁者への総合的な案内を行っております。これには、来庁者の多様なニーズにその場で柔軟に応えることができる特徴があり、一定の評価をいただいているところでございます。

このような庁舎案内にロボットを導入し、職員が行っている業務の一部をロボットに代行させることは、定型的な案内業務の効率化や多言語対応の充実などによる市民サービスの向上の効果が期待できます。しかし、ロボットの導入や維持管理にかかる費用に加え、案内業務における正確性の確保や複雑な質問、イレギュラーな事案への対応、機器に関する技術的なサポートの必要性など、様々な課題も想定されます。現在のところ、本市の庁舎案内などにロボットを導入する具体的な計画はございませんが、今後、本市における総合受付の特徴のほか、期待できる効果と想定される課題を踏まえ、先進自治体の取組やロボット技術の進歩などの動向を注視してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　それぞれに御答弁、理解いたしました。

では、福祉行政について再質問してまいります。令和６年度、本市独居高齢者世帯13.1%、本市高齢者２人世帯7.6%で、合わせて20.7%。両世帯とも今後増加する見込みであることが分かりました。これを前提に独居等の高齢者世帯の抱える問題点について再質問させていただきます。

しかし、高齢者夫婦世帯、老老介護の親子世帯、その他のパターンであっても、どちらかが亡くなれば独居高齢者になります。

再質問いたします。独居高齢者世帯が市の窓口に持ちかけてくる問題の中で顕著なものをお教えください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

高齢者サポートセンターなどに寄せられる主な相談内容としましては、生活に関する相談でございます。具体的には、働けなくなると収入がなくなり生活が不安、病気になったら身の回りのことはどうしたらよいか、相談できる相手もなく、誰に相談したらよいかなどでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　働けなくなったら、病気になったら相談する相手もなく、不安であるなどの声が上がっているとのことですが、具体的に市の窓口がどう答えているのかが重要でございますので、しっかりとした御対応をお願いいたします。

次に、介護認定等を申請してこない独居高齢者に対して、役所から生活状況の聞き取り、さらに必要であれば介護サービスの申請、勧奨を行われていますか伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

独り暮らしで生活に不安を抱えている高齢者を対象として、民生委員が月１回程度、訪問による見守りを行う友愛訪問があり、高齢者サポートセンターと連携し、それぞれの状況に応じて支援をしております。また、高齢者サポートセンターでは、御本人や支援者などから相談を受けた際には電話や訪問などにより状況を把握するとともに、必要に応じて介護サービスの利用を案内しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。民生委員さんが訪問の結果、不安を抱えている高齢者さんがどれぐらいいて、どういう問題を訴えているのかを確実に把握することが重要です。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。例えば月々10万前後の年金の方は生活保護も受けにくく、介護施設の入居費用を捻出することも難しく、いわゆる独居高齢者となることが多々ございます。本市では、特に行徳地区に多いと仄聞しております。問題として考えられるのは、独居高齢者が文字どおり頼れる身寄りのない高齢者である場合です。例えば、そうした方も病気になって入院が必要になった場合、あるいは介護状態になって介護施設に入所しようとする場合に、通常、身元保証人を求められます。身元保証人がいなければ、入院、あるいは入所が大変困難になります。

再質問いたします。介護サービス等が必要で身元保証人がいない高齢者から相談があった場合の対応について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

入院や施設入所の際に身元保証人が見つからないという相談では、親族以外でも友人や知人が身元保証人になれる場合があることから、病院や介護施設が求める身元保証人の役割などを確認することを説明しております。また、身元保証会社に相談できることをお伝えし、事業者に関する情報を提供するなど、個々の状況に応じ対応をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　御答弁いただいた身元保証会社は、高齢者のために家族等に代わって有料サービスを行います。病院や介護施設が進んでそうした業者を入院、あるいは入所希望者に紹介して契約を成立させる場合もあるそうです。また、そうした業者は、身元保証のほかに日常生活支援を行ったり、さらに高齢者の死亡後、葬儀の手配から部屋の片づけ、遺品整理、死後事務サービスを行っているそうです。

2022年３月29日、総務省の調査により、身元保証人がいないことを理由に入院を断られたなどの病院や介護施設での実態調査が公表されています。それによれば、身元保証人が用意できなければ入院、入所をお断りするとの回答も見られ、施設では２割を超える161か所、そして病院施設の合計では、身元保証会社を紹介するとの回答が79か所、6.3％でした。経済的に余裕のある高齢者であれば、遠い親族に頭を下げて依頼するよりも、一定の金銭によって、契約によって請け負ってもらうほうが気持ち的に楽なのかもしれません。高齢者のためを思えば、以上のようなサービスを本市が提供できれば最も理想的と考えますが、税金を使ってそれらを行うのは現実的とは言えないでしょう。したがって、そうした民間業者の存在を認めざるを得ません。

市川市において活動している、そうした身元保証業者の実態、数とか業務内容について把握していればお教えください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

身元保証業者につきましては、総務省の身元保証事業に関する調査の結果などから、近年増加し、提供されるサービス内容は様々であることが示されております。高齢者サポートセンターにおきましては、千葉県や東京都などに所在地があり、市内で身元保証などを行う16の事業者を把握しておりますが、契約内容や料金体系の詳細は様々であるため実態の把握はしておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　しかし、国民生活センターには、そうした業者に関連する苦情相談が例えば2023年には400件近く寄せられているとのことです。契約どおりのサービスが提供されないケース、契約解除を望んでも応じてもらえないケース、また、ずさんな経営によって破産状態に陥りサービスが中止され、多額の契約金が返金されないケースなどです。こうしたケースについて、本市として調査して、何か情報があればお示しください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

身元保証に関する契約トラブルにつきましては、国民生活センターなどから注意喚起がなされておりますが、市の消費生活センターや高齢者サポートセンターには、このようなトラブルについての相談は寄せられてはおりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。しかし、今後増えていくことが予想されているわけです。本市でこのような詐欺まがいの行為を絶対に容認はできません。現状では、こうした業者を監督する官庁はなく、また、業界内の自主ガイドラインを定める全国的な業界団体も存在しないようです。特に日本社会では、身元保証人という仕組みが社会に根づいています。独居高齢者が介護施設に入居する際も同様です。

2016年３月18日、内閣府より日本ライフ協会、東京都港区が公益目的事業を行うのに必要な経理的基盤がないとして、公益認定の取消し措置がなされた事件をきっかけに身元保証人問題が顕在化しました。会員は協会組織

に約165万円を支払う代わりに長期間身元保証人となり、親族同様の支援をするシステムだったようです。しかし、会員からの多額な資金を別の用途に流用したことで日本ライフ協会は破産状態に陥り、協会は解散を迫られ、当然、契約した高齢者らへのサービスも中止され、多額の契約金が返金されずに身元保証人難民が生じました。

そこで考えられるのが、自治体が何かしらの規制や枠組み、例えば条例の制定や、あるいは業者の認証を行うことです。実際に静岡市では、第４次静岡市総合計画に基づき令和５年３月に策定した静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画において、高齢者本人と家族が安心して最期のときを迎えられるように人生最期に関する包括的な支援、いわゆる終活支援を行うことを位置づけ、２つの事業を行っています。１つ目は、終活が市民の皆様に浸透していない状況に対する事業です。２つ目は、市民の皆様が安心して事業者を活用した終活が行えるようにするための事業です。

昨今、静岡市では、悪質な業者に勧められるままにサービスを追加して、思ったより高額な契約になった等のトラブルが発生し、静岡市の地域包括支援センターに市民の皆様から終活支援事業者の紹介を求める問合せが多く寄せられるそうになったそうです。対応を検討し、市民の皆様が安心して終活に取り組んでいただくためには、事業者の質の保証に行政が関与することが必要であると考え、令和５年度から終活支援優良事業者認証事業を開始しました。また、令和５年12月25日、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議においても、まずは適正な事業者の育成を進めていく必要があるとされているとおり、終活支援事業者の適正かつ円滑な進行を図るとともに、優良事業者と手を携えて終活政策を継続的に改善しながら本市でも行うことが市民の安心につながると考えます。条例や認証制度の導入について検討の余地があるとお考えかお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

今後ますますの高齢化の進展に伴い、身元保証などのニーズは高まるものと認識をしておりますが、まずはアンケートなどを通じて終活支援に関するニーズを把握するとともに、終活支援体制について、先行自治体の事例などを参考に調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　今のところ、そのお考えがないということですが、現実の問題として、このようなトラブルが生じていることに鑑みると、本市の考え方を是正していただきたいと思っております。ここにいる皆様方が諦めてしまっては高齢者の方が被害に遭ってしまいます。市民の皆様を守れるのは、ここにいる皆様しかいません。私たちの動きが市民を守ることにつながります。独居高齢者が多い世の中で、ちゅうちょなく時代に合った取組を進めていただきたいものです。市民誰もがどのようなトラブルに陥っても、いわば人生の最終ステージを安心して迎えられるよう、常に進歩的なお考えを持っていただきたいと思います。

次に、一部の自治体では、社会福祉協議会などに公的資金を投入して、民間市場よりも安価に身元保証サービスを利用できるケースも見られますが、そのような例はまれです。本市においても、そのような事業はまだないと伺いましたが、身元保証サービスに関する啓発活動等をどのように行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

高齢者サポートセンターでは、身元保証サービスを含む終活全般に関しまして個別の相談に応じるほか、家族介護教室などにおきまして終活に関する啓発を行っております。また、本市の作成する私と家族の終活べんり帳におきまして、身元保証を頼める御家族がいない場合はいざというときに困らないよう、あらかじめ専門家など

に相談することなどを説明しております。このほかにも社会福祉協議会に委託する成年後見相談支援等業務委託におきまして、死後事務委任や任意後見人に関する個別の相談を受けているほか、市民を対象に終活をテーマとした講演会を実施し、啓発を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。身元保証人はあくまでもプライベートな領域であり、高齢者独自で対応するのが今のところ社会通念なのです。今後、こうしたことでお困りになる高齢者は、減ることは考えづらい状況でございます。そうした独居で、かつ身元保証人のいない高齢者に対して、行政が何らかの対応をしていくことは、いずれにしても不可欠であると考えます。

さらに、そういう高齢者が認知症に陥った場合、問題がさらに複雑になります。認知症にもいろいろなタイプがありますが、個別の状態に対応していくことも考えられますが、本日問題にしている身寄りのない高齢者が認知症にかかった場合、様々な判断や手続が自身で困難になることも考えられます。本市の対応をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

認知症になると判断力が低下し、自分で判断することが難しくなることから、そのようなときの備えとして、法律的に財産や権利を守れるように任意後見制度の案内を行っております。また、判断力が低下してしまった際には成年後見制度の利用につなげるなどの支援を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。認知症に限らず、窓口に来た市民に任意後見人制度についてのサービスがあることを示して資料等をお渡しし、説明するだけでは、厳しい言い方をすれば、役所はやるべきことはやっていますという、制度的に責任を果たしていると主張するための証拠にとどまっているのではないでしょうか。高齢者の方は一般的に判断力が低下していると推定されます。そうした人に通り一遍の説明をしただけでは、真の意味での情報提供にはなりません。相手の立場に立って、相手が本当に理解したか否かを確認しながら、すなわち行政としての理解、確認義務を果たしながら、独居高齢者にとって、高度に重要な後見人問題を解決していくべきでしょう。御検討、よろしくお願いいたします。

独り暮らしの高齢者が死亡した後の遺品整理の問題の拡張として、故人が飼っていたペット、犬、猫など、その後の管理はどうなるのでしょうか。生前に新たな飼い主を指定しておかないと、犬、猫は殺処分になってしまう可能性があります。それは故人にとって、一番避けたい事態であると考えます。そして、動物さんたちの命もかけがえのないものであると考えます。

再質問いたします。その場合、本市での取決めをお伺いいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

ペットの相談につきましては、まずは御親族や御本人の関係者などで引き取ることができないか、御検討いただいております。それでも引取り手が見つからなかった場合には、犬や猫などの保護を行う地域の団体や動物愛護の普及啓発などを行っている千葉県動物愛護センターなどに相談するよう御案内をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　回答、理解いたしました。しかし、現実に保護施設などのシェルターに残れるペットは本当に多くはないのではないでしょうか。現実の数を把握した上で、相談や案内という現状からより一歩踏み出した制度づくりを望みます。１匹でも多くの命が助かるよう、よろしくお願いいたします。

次に、独り暮らしの高齢者が万が一亡くなった場合の対応について、自治体によっては、事前に本人から連絡先、葬儀の進め方、納骨、墓地選定等について情報を登録しておくところもあるそうです。こうしたことを聞いていなければ、墓地埋葬法第９条に基づいて、市長の名前で無縁仏として埋葬することになるそうです。これに対する制度として、神奈川県横須賀市ではわたしの終活登録があります。本市においては、具体的にどのような取組を行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

自分が望む最期が迎えられるように、連絡してほしい親族や財産、葬儀の方法などについて伝えたいことを記録するエンディングノートの作成や、御自身が亡くなった後に死亡届などの手続を担う死後事務委任制度、また、遺言書の提出先などについて市公式ウェブサイトに掲載するほか、高齢者サポートセンターなどで終活講座を開催するなど、終活の大切さについて周知啓発を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。本市では、エンディングノートという紙に記載することで意思表示とみなされますが、何分、紙というものは混乱時には見つからずに終わることも考えられます。データとして、市が保管管理することが重要と言えるでしょう。自治体によっては、自治体自身が市民である高齢者から事前の情報を登録し、その死後、その内容を責任を持って実施しているところもあるようですので、本市でも御検討いただければ幸いです。

毎回のように申しておりますが、高齢者に優しい町として行政の取組を期待いたしております。その取組は、これからの市川の大切な宝になっていくはずです。私も微力ではありますが、皆様とともに尽力してまいります。

福祉行政については以上で結構でございます。

次に、本市におけるロボットの活用に対する認識について再質問してまいります。本市におけるロボットの実用化、普及、活用に向けた今後の考え方については、本市からも深い理解があることを認識しました。今後、ロボットの普及、活用に向けて、執行部でも議論していくことを切望いたします。

学校教育部からは注視していくと、こども部からも調査研究と前向きな御答弁をいただきました。よろしくお願いいたします。

市民の皆様の豊かな生活の実現に向けて、教育現場や子ども施設にロボットを導入することについては興味深いデータがあります。日本の子どもの身体的健康は先進国38か国中１位、精神的幸福度は37位と、両極端な数値であることが判明しております。ロボットの導入によって、知的好奇心、自己肯定感の向上、保護者のストレスレベルの低下、学校に行くことが楽しくなることでひきこもりや不登校、子どもへのアプローチにも有効であると考え、ぜひ導入を御検討いただきたく存じます。

次に、介護・福祉分野におけるロボットの活用について再質問してまいります。深刻な介護人材不足の中で働く職員をサポートするため、介護現場にテクノロジーの導入が進められています。担当課においては、本市でも千葉県からロボットの導入補助金が出されている旨を伺いました。現時点では、どのようなロボットが介護現場に導入されているのでしょうか。また、その数もお伺いいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

千葉県の公表する令和５年度の導入事例としましては、浴室用リフトなどの入浴支援機器を10事業所で10台、ベッドに敷くセンサーマットなどの見守り支援機器を80事業所で480台、介護職員の体につけるアシストスーツなどの移乗支援機器を４事業所で８台、排せつを感知するセンサーなどの排せつ支援機器を２事業所で２台導入しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。千葉県全体での導入事例は分かりました。もちろん事業者様、利用者様、皆様の声を聞きながらにはなりますが、よい部分は本市でも導入を進められることを期待いたします。

例えば熊本県では、介護生産性向上推進総合事業として介護ロボットの体験展示場が常設されています。そこでは様々な介護福祉用具機器に触れることができます。例えば抱き上げ式移乗介助をアシストするロボット、利用者の心拍、呼吸、睡眠状態などを遠隔で見守るためのロボット、介護する人、される人の使用感を体験できる場所が設けられています。このように、福祉介護施設経営者の方々にロボット導入を検討していただくためには、市が中心となってロボット開発企業との橋渡し役になっていただきたいところです。

再質問させていただきます。介護・福祉分野におけるロボットの導入につき、本市が行える役割をお教えください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

介護保険法において、都道府県は介護サービス事業所の業務の効率化、質向上、その他の生産性の向上に資する事業に関する事項を事業計画に定め、取り組むよう努めなければならないとされております。千葉県におきましても、昨年度、千葉県介護業務効率アップセンターを設置し、介護の生産性向上に向けてロボット導入などの相談に応じるほか、ロボットの展示会やメーカー企業との橋渡しなどを行っております。本市としましては、介護事業所に対し、同センターをさらに活用していただけるよう、セミナーや相談窓口などの周知に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。よろしくお願いいたします。

先ほど課題があることを伺いましたが、ロボットの導入に際しては、何よりもお金の面でのサポートが肝要です。現在、千葉県では、事業所の規模にもよりますが、購入費の４分の３のロボットの補助金が交付されていると伺いました。しかし、ロボットにかかる費用は購入費だけでなく、電気代などの維持費についても懸念があります。

再質問させていただきます。ロボット購入維持に向けた経済的補助として、本市独自の制度などは考えられないでしょうか。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

ロボットの購入につきましては、千葉県の補助制度がございます。また、導入したロボットの電気代などの維持費につきましては、介護サービス事業所全体の維持費用として介護報酬で賄われております。昨年度の介護報酬改定によって生産性向上推進体制加算が創設され、また導入する機器や事業所の体制によっては、人員配置の

緩和が認められる場合もございます。これらのことから、本市独自の経済的支援制度については現時点では検討しておりませんが、今後も国や県の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。私が視察に伺いました事業所でも人手は不足しておりました。業者さんと利用者の声を伺い、必要であればロボット導入をすることで人員の緩和が認められるとの御回答でしたので、より丁寧な説明や周知に努めていただければと思います。現在、既に浜松市や相模原市では、市独自のロボット導入補助金を構築しています。やはりロボットは高価なものですので、残額につき低金利で貸付けを行うなど、本市ならではの施策を考えていただきたいところです。

次に、現場でロボットを購入したとして、それを扱える人材の育成も重要であると考えます。ここで懸念すべきは、介護従事者についても高齢化が進みつつあることです。以前、私が視察した介護施設におきましても、ヘルパーの方のほとんどが50代半ばを超えていました。このような世代には、ロボットという新しいデバイスを使いこなすための人材教育も必要でしょう。

さらに再質問させていただきます。ロボット活用に向けた技術習得、施設事業者教育についてのお考えを伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

千葉県介護業務効率アップセンターによる支援内容としましては、介護サービス事業所からの相談により、メーカーとの橋渡しやロボットをお試しで使用できる場合がございます。また、ロボットの展示会において、企業側スタッフが説明や実演を行う場合もございます。このため、ロボット活用に向けた技術習得などにつきましては、直接メーカーからのアドバイスやセミナーを受けることが望ましいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。常にお考えがあることは重要ですので、よろしくお願いいたします。

介護現場に取り入れやすいロボットとして、セラピーロボットについて御紹介いたします。一例として、我が日本の産業技術総合研究所の柴田さんが開発したアザラシ型ロボット、パロがあります。パロは世界で最もセラピー効果のあるロボットとしてギネス世界記録にも認定されております。2023年には30か国以上の病院や介護施設などで7,500体以上が稼働しています。パロの内部には触覚や視覚など様々なセンサーがあり、なでるとキューという本物のアザラシの鳴き声を発したり、人間との触れ合いによってまばたきをしたり、手足を動かしたりといった反応を見せます。温度センサーによって、常に温度が30度に保たれていることもあり、本物の動物と触れ合っているような感覚を覚えられるのです。パロのセラピー効果は医学的、科学的にも証明されています。パロと触れ合う人の脳血流量を計測することにより、前頭前野や側頭部の血流が増加し、活性化していることが明らかになりました。例えば認知症によって言語を忘れていた認知症患者がパロとの交流によって言語機能を回復させたなど、身体的機能の向上にも役立っているのです。現在ではアニマルセラピーを目的として、セラピー犬などを飼う介護施設も出てきましたが、コストやリスクの低さから考えても、本市におけるロボットの導入は妥当と思われます。本市における介護施設へのセラピーロボットの導入について、お考えをお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

セラピーロボットの導入につきましても、千葉県による介護ロボット導入のための補助金制度がありますこと

から、本市独自の支援は現在のところ考えておりませんが、今後も千葉県が設置した介護業務効率アップセンターをはじめロボットやＩＣＴ導入に係る補助制度などの周知に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。必要なところに周知をお願いいたします。

私もＬＯＶＯＴというロボットを実際に見て、大変愛らしい見た目やしぐさ、本当に癒やされました。ＬＯＶＯＴは、資生堂さんとの共同実証実験で幸せホルモンと言われる脳の下垂体後葉から出るオキシトシンの増加が見られ、ストレスホルモンと言われる副腎皮質から出るコルチゾールの低下も認められています。介護のみでなく、本市の健康寿命を推し進める一助も期待できると考えます。介護分野において、今後は積極的なロボット導入をお願いいたします。

次に、第１次産業の現場にロボットを導入する考えについて、農業について御答弁をいただきました。

さて、いよいよ美しい人工干潟が予定されております市川の海について再質問させていただきます。漁業なども年間を通して暑さ寒さの中、作業を行わねばならず、その作業は大変に危険を伴うもので、身体的にもつらいものであり、高齢化も進んでおります。漁業などへロボット導入に向けた考え方を伺います。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

本市の漁業従事者は、かつては500人以上いたものの、令和６年度末時点では約70人となっております。このように担い手の減少、それに伴う高齢化の進行により、本市の漁業は厳しい状況に置かれており、効率的な操業や生産性の向上に取り組んでおります。例えばノリ漁では、陸上で種つけした網を海に張り、約１か月半後に成長したノリを刈り取り、板状に乾燥させて出荷しておりますが、収穫から出荷までの生ノリの洗浄、裁断、ノリすき、乾燥、束ねなどの作業など、ほぼ全ての工程が連携し、機械化、自動化され、少人数で作業が完了できるよう効率化を図っております。本市は市川市漁業協同組合と効率的かつ安定して漁業活動ができるよう、継続的に必要な支援の話合いを行っており、ロボットの導入についても、まずは漁業従事者にどのようなニーズがあり、どのような導入効果が期待できるか、調査をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。御答弁にあった、皆さん御存じの市川漁業の特産物である行徳のノリなどは自動化されているということから、漁業という分野にもロボットを導入できることが期待できます。さらに負担を少なくしていくことも重要です。実際に、かつて不要な海藻を採取するロボットも導入されておりました。その都度都度に適したロボット導入をお願いいたします。

漁業、農業、共に中小で行っている方の購入費用は大きな負担になります。個人で所有が難しくても組合に所有していただき、それを組合員に貸し出すスタイルが妥当かと思われます。そういったところのニーズの把握に努めてください。

最後に、庁舎案内などにロボットを導入する考えについて伺いました。事業者や利用者の考えも大事でございますから、よろしく御検討ください。

ここで分身ロボット、ＯｒｉＨｉｍｅについて御紹介いたします。このロボットは外出が難しい難病患者や重度障がい者のために開発され、自宅のパソコンを通して遠隔操作をすることで会話や物を運ぶといった身体労働を伴う業務に従事することが可能になります。これをうまく活用すれば、本市での障がい者の方の雇用にもつながります。障害者雇用促進法による民間企業の障がい者雇用率は2.5％が令和８年７月には2.7％に上ります。そ

して、地方公共団体の障がい者雇用率は2.8％が3.0％に上ります。御検討、よろしくお願いいたします。

ロボットはとても有用であることから、既に多くの自治体が災害時の救助ロボットを導入していると聞きます。そのほか、今回触れられなかった分野においても、ロボット導入に向けた開発は進められています。現在、人手不足はもはや避けられない問題であります。本市でもスマートシティーを目指し、持続可能な社会を見据えた新時代のテクノロジーの活用や開発支援をお願い申し上げます。

以上、新しい流れ、沢田あきひとでございました。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時35分散会

第　　６　　日

令和７年９月25日（木曜日）

令和７年９月市川市議会定例会議事日程（第６号）

令和７年９月25日（木曜日）午前10時開議

第１　一般質問　宮本　均議員、つかこしたかのり議員、川畑いつこ議員、中村よしお議員、廣田徳子議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　42　名

門田	直人
野口	じゅん
丸金	ゆきこ
冨家	薫
沢田	あきひと
太田	丈之
小山田	なおと
川畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子

宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	山影	聡香
スポーツ部長	西村	直
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	宮内	徹
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷲沼	隆
保健部長	横山	京子
環境部長	佐原	達雄
街づくり部長	小塚	眞康
道路交通部長	米崎	勝則
下水道部長	大塚	信之

行徳支所長	秋本	賢	一
消防局長	吉村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	岩佐	伸	幸
会計管理者	岩井		滴
教育振興部長	根本	泰	雄
学校教育部長	池田	淳	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝	広
事務局次長	町田	茂	幸
議事課長	米津	孝	成
（議事担当）			
主幹	金子	貴	一
主査	神谷	尊	正
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任書記	三澤	啓	成
（調査担当）			
主幹	渡辺	孝	文
副主幹	岡澤	英	康
主任	荒木	智	貴
主任書記	伊藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、門田直人議員から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

門田直人議員。

○門田直人議員　貴重な時間をお借りいたしまして申し訳ございません。発言の取消しをお願いいたします。

９月９日の私の代表質問の冒頭におきまして、「■■■■■」から「■■■■■■■■■■■■」と発言した部分につきましては、誤解を生じさせる不適切な発言でありましたので、取り消したいと思います。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。ただいまの申出のとおり、発言の取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よってただいまの申出のとおり、発言の取消しを許可することに決定いたしました。

この際、門田直人議員に申し上げます。議場における発言は慎重を期し行うことは言うまでもないところであります。今後の発言に当たっては、慎重にされ、誤解を生じさせることのないようお願いをいたします。

次に、市民部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

市民部長。

○吉田一弘市民部長　貴重な時間をお借りして申し訳ございませんが、発言の訂正をお願いいたします。

昨日の国松ひろき議員の一般質問中、本市の防犯体制についてに関する質問に対する答弁において、北総鉄道北国分駅の南口ロータリーに防犯ボックスを設置した時期について、「令和７年11月」と発言いたしましたが、正しくは「令和元年11月」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

宮本均議員。

○宮本　均議員　おはようございます。公明党、宮本均です。初回から一問一答で一般質問を行います。

まず、花火大会の件ですが、私、毎回、花火大会の質問を行ってきたわけですが、６月定例会では花火の質問を取り上げなかったものですから、会派の中から、質問をするようにと強い要望がありましたので、改めて、終わった後ですが、花火の質問をさせていただきます。

今年の花火大会ですが、事故もなく無事終了、本当によかったと思います。関係者の皆様、心から感謝申し上げます。誠にお疲れさまでした。

最初に、(1)花火大会開催結果の評価についてです。総括的な評価をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。

市川市民納涼花火大会は本市最大級のイベントであり、市民の間では、ふるさと市川を感じてもらう機会にな

るとともに、夏の風物詩としても定着しています。また、市外の人に対しては本市をアピールする機会ともなっております。今年の第41回市川市民納涼花火大会は、例年実施してきた８月の第１土曜日を開催日とし、打ち上げ総数約１万4,000発により実施しました。特に富士山をかたどった仕掛花火の高さについて、江戸川区と共同でギネス世界記録に挑戦し、多くの報道機関に取り上げられたところでございます。ギネス世界記録達成の場面では、大会会場全体が歓声に包まれるなど大いに盛り上がり、無事に開催することができました。約50万人の観覧者の皆様をはじめ多くの方に楽しんでいただけたことで、ふるさと市川を感じていただけたと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。今回の花火大会、私も久々に協賛席でこの仕掛花火、ギネスの世界記録挑戦ということで、間近で見まして大変に感動したものであります。昨年以上に盛り上がったのではないかと感じております。

次の(2)でさらに細かくお伺いをしますが、まず、運営面について、経済効果としまして地域経済への影響、また、環境配慮のうち、ごみ、トイレ等の環境について、さらに、今後の展望についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。

まず、運営面についてです。大会当日は市職員約280名、消防局職員約110名、消防団員約80名、民間警備員約370名のほか、千葉県警察にも協力をいただき安全確保を図りました。混雑解消の対策として、市川駅前においては、会場までの案内チケットの配布、警備員や市職員による誘導に努めたほか、大会終了後の混雑緩和を図るため、立て看板や誘導用のボードを用いて対応したところです。さらには、河川敷のサイクリングロード上に緊急車両用の通路を確保し、大会終了後には花火師への感謝を表す光のメッセージを実施し、観覧者が会場を離れる時間に差を設け、混乱の緩和に努めました。また、観覧者の遺失物については、大会会場に受付を３か所設置し、警察とも連携し対応を図りました。今大会では、効率的な大会運営とするため、新たな取組として、市川商工会議所青年部や市川青年会議所からボランティアスタッフ25名を派遣していただき、大会運営のサポートをしていただいたところです。一方、大会開催に伴う経費につきましては、物価高騰の影響などにより増加傾向にある点が課題であると認識しております。今後も安全、安心に配慮しながら、多くの方に楽しんでいただける花火大会として継続できるよう、必要経費の確保策などについて実行委員会の皆さんとともに検討を進めてまいります。

次に、地域経済への影響についてでございます。本大会では観覧者数が約50万人に上ることから、大会会場の周辺におけるスーパーやコンビニ、商店、居酒屋などにおいて、買物や飲食をする機会が大幅に増加いたします。そのため、地域経済への影響ないし経済的効果は極めて大きいものがあると言えます。

次に、ごみ及びトイレ等の環境についてでございます。ごみ対策としては、仮設のごみ集積所を約70か所設置するとともに、市職員が受持ち場所の周辺のごみを拾い集めるなど、散乱防止に努めました。また、大洲防災公園のごみ箱は、今大会から、より大きなサイズのものに変更しました。花火大会の翌日は、市職員や地元のボランティアが朝の早い時間帯にごみの回収や仮設ごみ集積所の撤去作業を実施しました。観覧者用のトイレにつきましては、会場となる江戸川河川敷及び会場周辺のコンビニエンスストアやＪＲ市川駅から会場への動線にある公園など、約220基の仮設トイレを設置しました。今大会から試行的ではありますが、有料席エリアの一部のトイレにつきまして、洋式トイレを15基設置しました。

最後に、今後の展望についてでございます。さきにも述べましたが、本大会は本市最大級のイベントであり、

市民の間では、ふるさと市川を感じてもらう絶好の機会であることから、この花火大会を継続していけるよう事業の検証を行い、これまでのよいところは残しつつ、課題については解決に向け対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。市の職員の方はじめ民間警備合わせますと834名、これに警察も加わるかなりの人数で取りかかっていたというのはよく分かりました。補正予算については了解をしているところです。また、その他についても随所に改善しているところがございました。落とし物の対応も了解をしたところです。

再度お伺いします。２点ございます。まず、今大会は台風の影響で中止になる可能性が非常に高いところでありましたが、台風等の荒天の場合、花火大会は中止となっております。期待の大きいイベントですから、今後、例えば順延、延期という選択肢の可能性はないのか、まずお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

令和元年度の第35回大会までは順延という運用をしておりましたが、順延となった例はないことから、令和２年度の花火大会の実施に先立ち、江戸川区とともに順延の可否について改めて検討することとなりました。その結果、順延は支出の大幅な増加を招くおそれがあること、また、順延日における警察、ＪＲ等の交通機関、警備会社をはじめ近隣の小中学校や事業者などの協力を得ることが極めて困難であることなどから、江戸川区と協議の上、令和２年度の第36回花火大会より、順延から中止という運用に変更したものです。

なお、この令和２年度から４年度におきましては、コロナ禍により花火大会は実施されておりません。令和５年度の花火大会から、大会当日に開催ができない場合は中止としているところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。やはり中止以外の選択肢は今のところちょっと難しいということは分かりました。

もう１点お伺いをいたします。花火会場の場所取りについてお伺いをいたします。市川市側では場所取りの禁止、これが定められております。しかし、実際には開催前から場所取りをする。ひどいケースでは、河川敷の川辺直近にテントを張るような光景があります。場所取りに対する対策についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

現在の対策では、レジャーシートなどによる場所取りを想定し、禁止としているところです。その理由は、会場設営業務の支障になること、車両との接触等による事故やけがにもつながること、場所取りをするための大きな石や水が入ったペットボトル、くい等が放置されることなどです。花火大会当日の４日前から警備員が深夜帯を含めて巡回しており、場所取りのシート等を見つけ次第、撤去しているところです。今後、花火大会における場所取りの防止に対しまして、どのような対策が有効なのか、また、御質問者の御指摘のように、河川敷にテントを張るケースなどへの対応につきましても、関係機関と協議してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。同時開催の江戸川区のほうは、たしか時間を設けて場所取りを行っ

ているところです。これは今後考えていただきたいところなんですが、例えば会場の全てを有料席にしている花火大会もございます。費用の面もあるでしょうが、今後ぜひとも検討していただきたいと思います。経済観光部をはじめ多くの方々のおかげで大会成功に導いたことと思います。特に日焼けで真っ黒になった宮内部長が現場に入っている姿を何度もお見かけをいたしました。来年の花火大会も大成功に終わるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。図書館運営についてです。

最初の(1)図書館課設置の経緯と業務についてお伺いをいたします。図書館課、これが設置をされたわけですが、ホームページ上では事業概要としまして、課の庶務に関すること、ここから始まりまして８つ、生涯学習センターの建物の管理に関することと、こうやって事業概要が載っているわけですが、まず設置の経緯、業務についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

現在の八幡市民交流館ニコットの地にございました市立図書館を平成６年11月１日に生涯学習センター（メディアパーク市川）内の中央図書館として開館をし、本市図書館全体の運営管理を行ってまいりました。令和７年度からは管理部門と施設の名称を明確にするため、組織の名称を図書館課といたしました。なお、中央図書館長の役割につきましては、図書館課長が行っているところであります。図書館課では、中央図書館をはじめ行徳図書館、信篤図書館、南行徳図書館、市川駅南口図書館及び平田図書室など各図書館の運営管理に関する業務のほかに、平成19年度からは市の組織改編に伴い、生涯学習センターの施設全体の管理に関することも所管をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。１点ちょっと気になるところは、いわゆる各図書館の図書館長の位置づけというのがちょっと明確ではないような気がいたします。管理職である以上、モチベーションの件も含めて、その点はいま一度考えていただきたいと思います。

それでは、次の中央図書館について、アとイについて質問します。まず建物についてですが、中央図書館のある生涯学習センター、これはもう31年が過ぎたところと思いますが、この老朽化に対し、今後の大規模修繕等の計画があるのか。また、ある場合、どのような形で進めていくのか、この点についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

中央図書館が入ります生涯学習センターは、平成６年の開館から31年目となっており、雨漏りなどの不具合をはじめ照明機器やエレベーターなど設備関係の老朽化が目立つようになってきております。当該施設はデザイン性に優れ、平成８年には日本図書館協会建築賞も受賞をしております。その一方で、コンセプトやデザイン性を重視して建設していることから、複雑な構造の上に、特注品の部材や機器も多く、規模も大きいため、本市の他の施設に比べ改修費用が高額となってしまいます。さらに、中央こども館、教育センター、文学ミュージアムも併設された複合施設であるため、全館休館日がほとんどないこともあり、これまで大がかりな改修工事はほとんど行われていない状況でございます。本市の公共施設等総合管理計画に基づき策定された公共施設個別計画において、生涯学習センターは、今後も継続して使用していくこととしております。そのため、標準的な耐用年数である60年目までは適切に建物の保全を行っていくことが必須となります。その上で、長寿命化も含め集中的に改修工事を行うなど、実施の手法も含め、整備内容を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　耐用年数60年ですか、その年数に対してようやく半分なんですが、半分を過ぎ、31年目ということであれば、やはり大規模修繕が既に始まっていなくてはならない時期かと思います。図書館に関しては、私しばらくじっと見守っていたところなんです。いつかは修繕の計画が出てくるだろうと。今日に至るまで修繕の計画というものがまだ見当たりません。建物を今後も継続して使うということですから、建物の大規模修繕に関しては早く進めていただきたいと思います。

次の複合施設の在り方についてお伺いをいたします。生涯学習センターの中の現状を言いますと、まず中央こども館、これはこども部です。中央図書館、こどもとしょかん、こちらが教育振興部、少年センター、教育センター、これが学校教育部、それと一番最後に加わりました文学ミュージアム、文化国際部。本市の図書館の顔というべき中央図書館でありますが、現在は複合施設として運営をされております。例えば単独の図書館での事業拡大を図るとか、今後の複合施設、どのように考えているのか、市の見解をお伺いします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

現在のところ、併設されている他の施設の移転計画がないこともあり、中央図書館の単館化については計画をしておりません。今後の中央図書館につきましては、本市の図書館が目指す図書館像を実現するため、市民の多様なニーズに対応した情報発信や市民の主体的な活動の場の創出など、市内の図書館ネットワークの中心として、現在の施設を生かしながら事業を展開してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　アの質問とも関係してくるんですけど、複合施設であるがゆえに効率的な修繕もなかなか難しい状況であるというのはよく分かりました。改めて質問を行いますが、その前に、他市の図書館の事例をここで紹介をさせていただきます。札幌市では、市民交流プラザという名称の９階建てビルに札幌文化芸術劇場、文化芸術交流センター、札幌市図書・情報館の３つで構想された施設がございます。札幌市図書・情報館は、「はたらくをらくにする」コンセプトを掲げ、ビジネスパーソンを支援する図書館、問題解決に役立てるため、いつでも最新の図書、情報が手に入るようにしております。そこではマーケット情報、起業、資格取得、医療・健康、法律、舞台芸術、現代アート、相談窓口の開設やセミナーの開催による橋渡しを行い、ここが特徴的なんですが、文学、児童書、絵本のコーナーはございません。大人を対象としたビジネス、問題解決に役立つ情報を提供する課題解決型図書館となっております。そして館内は閲覧のみで、本の貸出しは行っておりません。これでバックヤードの確保というのがございません。そして、さらに家具の快適性にも気を配り、上質な閲覧環境を設けております。座席の半分近くを予約席とし、利用時間を１人90分、これには長時間の占有を防ぎ、多くの利用者に最新の情報に触れていただくためというものでございます。平日の開館時間、こちらが夜の21時。忙しいビジネスパーソンが座席を確保してから安心して来館してもらうためのものであります。ちょっと長くなりましたけども、本市でも特色ある図書館づくり、これは考えられないのでしょうか、改めてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

本市におきましては、例えば市川駅南口図書館は駅に直結していることや、通勤途中の短時間利用者が多いことなどから、ビジネス支援サービスや健康・医療情報の提供に力を入れた駅前情報拠点として運営をしております。他の図書館につきましても、それぞれの地域の実情に合わせ、さらに特色のある図書館づくりをしたいと考

えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。札幌の例を挙げましたが、こういった特色のある図書館も今後の図書館の魅力を高めるために必要かと思いますので、ぜひ御一考願いたいと思います。

それでは、(3)の今後の図書館像についてですが、先ほどの答弁もありましたが、市川市が考えていく今後の図書館についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

本市では、文部科学省が示した図書館の設置及び運営上の望ましい基準に基づき、市川市子どもの読書活動推進計画などとの整合性を図った上で策定をした市川市立図書館運営基本計画を基に図書館事業を進めております。図書館運営基本計画では、基本方針として、１、情報拠点として市民の学びを支える図書館、２、子どもの成長をサポートする図書館、３、地域の文化を育み、豊かなまちづくりを支える図書館の３つの柱を掲げ、それぞれに対して具体的な施策を定めております。現在、文部科学省では、デジタル社会への対応や読書バリアフリーといった課題を踏まえた図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しに向けた検討を行っており、本市では、令和８年度以降を目途に、この内容を盛り込んだ図書館運営基本計画の改定作業を行う予定であります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ところどころで見直しを図る、そういうことなんですが、中期的な目標というのは具体的に定めているのでしょうか、再度お伺いします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　図書館運営基本計画では、基本方針に沿って21の具体的な施策を定めております。主な施策としては、生涯学習機会の拡充、大学図書館との連携と利用の促進、調べ学習及び読書環境向上のためのサポート、地域資料の収集と提供などがございます。これらの施策に基づく実施計画につきましては、３年ごとに評価、見直しを行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。これから計画の改定ということなんですが、もう１点、他市の先進事例、横浜市でございます。こちらは令和４年から６年に横浜市図書館ビジョン、これを策定しております。市民アンケート、先行事例調査から始まり、市民ワークショップ、原案を策定した後、議会定例会で複数の報告を経た後、ビジョンの策定を行っております。市川市でも分かりやすいビジョンの策定、これは考えているんでしょうか、この点についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　図書館運営基本計画の策定に当たりましては、教育委員会議や社会教育委員会議、パブリックコメントなどにより市民や有識者の意見を取り入れながらまとめております。今後の改定に当たりましても、市民や有識者の意見を取り入れながら、より多くの方に利用していただける新しい図書館の形を示してまいります。また、現在の計画は全文のみを作成、公表していることから、文章が多く、分かりづらいという御意見も伺っております。改定の際には、計画の全文だけでなく概要版を作成するなど、分かりやすい周知の方法を検討し、市が目指している図書館像をより理解していただくことを目指してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。長々中央図書館に関してお伺いをいたしましたが、中央図書館、現在の建物ができたときからずっと利用させていただいております。その分、思い入れというのは大きいわけですが、まずは大規模修繕、そして今後の図書館ビジョン、これを明確に示していただきたいと思います。

次の質問に移ります。ウォーターＰＰＰ導入についてです。

これは何度か議会でも取り上げておりますが、まず(1)の事前の検討についてです。市川市ウォーターＰＰＰ導入可能制検討業務特記仕様書、これは入札時に示されたものですが、令和６年度に検討したウォーターＰＰＰガイドラインに基づく現状分析、課題の洗い出し、事業の枠組みの検討の結果を踏まえて、それ以降続くわけですが、まず市の現状分析、課題の洗い出し、事業の枠組みの検討について、どのような結果だったのかお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えいたします。

ウォーターＰＰＰは下水道や水道等の分野において、地方公共団体の抱える職員不足や施設の老朽化などの課題を解決し、事業の持続性を向上させるために、国が令和４年度から10年間で導入の拡大を図る官民連携手法であります。本市においても、国から示されているガイドラインに沿って、令和６年度より検討を進めております。昨年度に行った検討内容につきましては、官民連携方式の導入の必要性について把握、整理するため、ガイドラインに示す導入検討手法の４つのステップのうち、ステップ１の現状分析及び課題の洗い出しとステップ２の対応方策の検討を実施しております。ステップ１の現状分析として、下水道事業に係る事業環境、執行体制、保有資産、財務状況、情報管理、いわゆる人、物、金プラス情報の視点で、今後増大が予想される事業量や財務指標の推移を整理し、将来的な下水道事業の運営に関わる課題の抽出を行っております。具体的には、未普及地域の早期解消や、整備開始から既に50年以上が経過している真間・菅野地区の将来的な流域下水道への編入を見据えた老朽施設への対応、また、近年多発する豪雨への対応など、多くの事業を同時に進める必要があり、今まで以上に効率的な事業運営が不可欠となっております。特に市民の安全、安心な暮らしに直結する老朽化対策については、計画的に事業を進めることの重要性や財源の確保、そして執行体制の強化の必要性など課題を認識しております。これら本市特有の課題に対し、ステップ２として包括的民間委託、指定管理者制度、ＤＢＯ方式など、課題解決に資するＰＰＰ／ＰＦＩ手法の抽出や事業の枠組みといった対応方策の検討を行い、ウォーターＰＰＰの有益性を確認したところでございます。また、事業の枠組みとして、下水道施設の運営権を付与するレベル4.0のコンセッション方式もありますが、導入までに時間を要することから、初めてウォーターＰＰＰの導入を目指す本市では、まずは改築工事に関する補助金の交付要件を満たすことができるレベル3.5の管理・更新一体マネージメント方式の導入が望ましいものと考えております。このことから、令和７年度は引き続き次のステップとして、導入可能性の検討を進めているところでございます。なお、６年度に実施しました検討には約７か月間を要しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。ただいま現状分析、課題等をお伺いいたしました。その中で財源の確保、執行体制強化、このような答弁でございました。この２点について、さらに詳細をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えします。

財源の確保に関する課題としましては、まずは支出の面では、老朽化施設の増に伴う維持管理コストの増加に加え、未普及対策などの事業量の増加から、今後、企業債の借入残高の増加が見込まれます。一方、収入の面では、整備に対する国からの補助金が減額傾向にあることや、将来的に人口減少の進展から、下水道使用料収入が漸減していくことなどが見込まれ、下水道会計の収支の悪化等の懸念がございます。また、執行体制の強化では、老朽化施設への対応や新たな業務量の増加に伴う職員への負担増のほか、技術職員の減少による技術継承に関する課題等がございます。これらの課題に対して、ウォーターＰＰＰを導入することが課題解決につながるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。本当に財源の確保が一番の大きな課題かと思います。それ以外に関しては了解をいたしました。

(2)の導入可能性の検討、これは現在進めているところですが、今回の入札によりウォーターＰＰＰ導入可能性検討を行っておりますが、委託期間が契約日の翌日から令和８年２月27日となっております。他市の先行事例を見ますと、柏市は検討期間が１年５か月、豊橋市２年９か月、鶴岡市１年、そんな先行した市の例があるわけですが、市川市の導入可能性検討期間、私はちょっと短く感じるんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えします。

本市では今年度、ウォーターＰＰＰの導入可能性を専門的見地から検討するため、７月より委託業務を開始しております。今年度の業務内容としては、昨年度に引き続き４つのステップのうちステップ３とステップ４について検討を行います。ステップ３では、導入可能性のあるＰＰＰ／ＰＦＩ手法や、事業スキームの検討、マーケットサウンディングを実施いたします。また、ステップ４では、要求水準書の設定やリスク分担、ライフサイクルコストの縮減を促すプロフィットシェアのほか、モニタリング方法の検討及び事業スキームの構築を行うこととしております。これら導入に向けての全体の検討期間といたしましては、昨年度と今年度の実施期間を合わせ１年４か月と見込んでおります。現在、ウォーターＰＰＰの導入検討は全国の下水道管理者にて開始され、公募開始まで至った実績は少ないですが、国のガイドラインでは、導入検討期間として２年程度とされております。また、国がガイドラインを策定する前の平成30年度より先行的に包括的民間委託を行っている柏市の１年５か月と比較しても、おおむね同程度の期間となっております。検討期間につきましては、現段階で十分な時間があるとは言える状況ではございませんが、限られた時間の中で効率的に進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ここは現在、調査を行っておりますので、調査の結果を受けて、また改めてお伺いしたいと思います。

次の(3)事業開始までのスケジュールについてお伺いをいたします。今年度の結果を踏まえて、ウォーターＰＰＰの導入可能性が大きい、できると判断された場合、その中で次に問われるのが民間事業者の募集・選定、契約交渉・締結業務の引継ぎ、これらにもかなり多くの時間が必要になるのではないかと思います。国が示している令和９年に向けてどのようなスケジュール感を持っているのか、お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えします。

現在、ウォーターＰＰＰを導入する上で、本市にとって最適な事業エリアや対象とする下水道施設、その業務範囲などを検討しているところであります。この検討の結果、導入することが望ましいと判断した際には、令和８年度より公募や入札に向けた手続を進め、国庫補助金の補助要件にウォーターＰＰＰの導入が必須となる令和９年度中の開始を目指し、切れ目なく進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。ウォーターＰＰＰの実施に当たり、令和９年中を目指すとの答弁でございました。入札による契約締結となるわけですが、既にウォーターＰＰＰ導入で先行している市町村があるわけですね。いわば入札時に企業の奪い合いの状態になるのではないかと非常に心配をしております。肝腎の入札に応募する企業があるのか、入札不調にでもなれば、さらに時間がかかることが予想されます。この点について市の見解をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　今年度の検討の中で、民間事業者に対するマーケットサウンディング調査を予定しております。調査の実施に当たりましては、いかに市場性を確保していくのかも重要であると認識しており、この点についても慎重に検討を進めているところであります。また、調査を通じ、各専門企業の参画の意向や参画が可能となる業務分野、事業量を把握しながら、本市にとって最適となる事業スキームと市場性のバランスを確認しながら、早期の事業実現に向けて進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　かなり大変な作業になるかと思います。それでは、もう１点お伺いをいたします。ウォーターＰＰＰの導入目的、これは官民連携によるインフラの維持管理、作業の効率化に加え、地域密着型の取組というものもございます。まずは下水道事業の大切さへの情報提供、そして、さらに地域密着型ということですから、地元企業、地元人材の活用等について市の見解をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　現在、下水道管の破損など緊急時の対応につきましては、市内の地元企業を中心に応急対応の協定を締結し、昼夜を問わず対応していただいており、安全で衛生的な市民生活の一端を担っていただいております。特に暮らしに重要なインフラである下水道施設の維持管理においては、本市に精通している地元企業の協力は不可欠であり、御質問の地域との密着性も重要な要素の一つであると考えております。また、ウォーターＰＰＰの事業期間は10年間であるため、地元企業が参画できれば、地元人材の安定した雇用や充実したサービスにつながるものと考えております。このようなことから、広く地元企業も参画できる視点を取り入れた事業スキームを検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　今までウォーターＰＰＰ、細々お伺いをいたしました。まだ経過途中でもありますし、まずは令和９年度導入を目指してしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　つかこしたかのり議員。

○つかこしたかのり議員　創生市川・自民党第１、つかこしたかのりです。通告に従って質問させていただきま

す。

まずは災害時の対応について。

大規模災害時には一般的な備蓄物資の確保に加え、基礎疾患やアレルギーをお持ちの方々への配慮が必要不可欠です。特にアトピー性皮膚炎の患者は、皮膚への刺激や食物アレルギーに対応した物資がなければ、避難生活において健康を大きく損なうおそれがあります。アトピー性皮膚炎の患者の人数について、厚生労働省の調査結果によれば、国内には約160万人の患者がいると推計されておりますが、本市としてどの程度を想定しているのでしょうか。

そこで、質問項目(1)として、想定されるアトピー患者の人数及び市の備蓄、避難所運営の現状と今後の取組について伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

アトピー性皮膚炎の患者数につきましては、本市における正確な患者数は把握しておりませんが、厚生労働省が実施した令和５年度の患者数調査では、県内において約７万8,000人と推計されておりますことから、本市におきましても相当数の患者がいらっしゃるものと想定されます。アトピー性皮膚炎の患者は災害時要配慮者として配慮が必要であり、食料品については、アレルギー疾患の方でも食べられるよう消費者庁が指定する特定原材料等28品目不使用のアルファ化米を備蓄しているところです。また、衛生用品として備蓄しているボディータオルについては、多くの方に使用していただけるよう、昨年度よりノンアルコール、無香料の低刺激仕様のものを購入しています。さらに、避難所の運営に当たりましては、受付の際、配慮を要する事項を申告していただき、必要な相談に応じることとしております。また、不足する物資などが生じた場合には、災害対策本部を通じて、国や県、協定事業者などから調達を行うこととしています。なお、アトピー性皮膚炎をはじめ基礎疾患がある方につきましては、症状に応じて災害時に必要なものが異なることから、自宅での備蓄など日頃からの備えが一層重要であると考えております。市といたしましては、こうした自助に関する啓発を引き続き行うとともに、当事者の御意見も伺いながら、必要な支援について検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　アトピー性皮膚炎を含む基礎疾患をお持ちの方々には、自助として日頃の備えが重要であると私も考えますので、市として啓発活動をより一層強化してくださるよう要望します。

その上で、避難所運営においては、受付時の申告を通じて配慮がなされての御答弁でしたが、避難生活が長期化する場合において、御高齢者を中心に認知症の進行や心身の機能低下を招くおそれも指摘されています。このため、避難所運営においては医療、介護の専門職や地域リハビリテーション関係者と連携をして、軽い体操などリハビリテーション活動を取り入れる仕組みを整えることが重要と考えます。これは避難者の健康維持だけでなく、介護度の悪化防止や在宅復帰の円滑化にもつながります。

そこで、質問項目(2)として、本市は避難所におけるリハビリテーション活動をどのように導入、推進していくのか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

大規模災害時、被災者は平時に行っていた活動の場などの機会をなくすことから、避難所でのリハビリテーション活動は被災者の健康を守り、生活の質を維持するために大変重要な役割であると認識しています。特に高齢者や障がい者等は避難生活において活動が制限されやすく、エコノミークラス症候群や慢性疾患の増悪、新たな

疾患等を併発し、災害関連死の要因となる危険性もございます。避難所生活が長期化した場合は、本市では、保健師、看護師、介護福祉士、作業療法士などの有資格者で編成する保健福祉活動チームが避難所を巡回し、被災者に対し、予防を含めた健康管理を行うこととしております。また、被災生活の長期化が見込まれる場合には健康管理が課題となることから、医療機関や国、県、災害協定団体とも連携して専門職による対応を要請し、災害関連死の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　災害時の避難生活が長期化する場合、本市はリハビリテーション活動や健康管理の重要性を認識しつつ、災害関連死の防止に取り組まれることを理解しました。避難所におけるリハビリテーション活動の導入は、御高齢者や障がいのある方の身体機能を維持するだけでなく、認知症の進行予防や在宅復帰の円滑化にもつながるものであり、市民生活の安心と安全を守る上で大変意義のある取組と考えます。今後も日頃よりリハビリテーション活動、フレイル活動などを推進されている当事者や専門職の声をしっかりと反映しながら、より実効性の高い仕組みを整えていただくことを期待して、この項目の質問は終えます。

次は介護サービス事業について。

訪問介護や通所介護といった在宅介護サービスは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために生活を支える基盤であり、欠かすことのできない存在です。しかし、民間のリサーチ会社の調査によりますと、今年１月から６月までの半年間に全国で45件の訪問介護事業所が倒産したとの報告があり、上半期としては過去最多を更新したとのことです。前年、2024年の年間倒産件数は84件でしたが、既にその半数を超えており、このままでは年間100件を上回るペースで推移しかねないという極めて深刻な状況です。なお、この調査は負債額1,000万円以上の事業所に限られているため、それ以下の規模も含めれば、さらに多くの事業所が経営困難に陥っている可能性があります。このような状況が続けば、高齢者の皆さんが必要とするサービスを維持することが困難となり、利用者や御家族の安心に大きな影響を及ぼしかねません。

そこで、質問項目(1)として、市内における訪問介護・通所介護事業所の数や経営状況をどのように把握されているのか。また、地域包括ケアの要である在宅介護サービスの事業者をどのように支えていくのか、市の考えを伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

介護保険法上介護サービス事業者は、サービスの開始時や終了時に県や市町村――以下、市町村等と申し上げます――への届出をすることが定められております。届出を受けた市町村等は介護台帳システムに届出情報を登録し、県内介護サービス事業所の情報を管理しております。本市におきましても、毎月当該システムにて事業所数の推移を確認しており、サービス提供体制を把握する上で必要なことと認識をしております。また、経営状況につきましては、国が介護サービス事業所の経営情報を収集し、データベースを整備する取組を進めており、今後、経営情報が公表される予定となっております。国が整備を進めているこのデータベースは、３年に１度の介護保険法の改正及び介護報酬改定に必要な基礎資料となる介護事業所経営実態調査を補完することを目的とするとともに、介護現場における人材不足の状況や物価上昇などを踏まえた支援策を検討するものとしております。

本市の介護サービス事業者を支えていく考えにつきましては、これらの経営状況を基に検討された国などの支援策を把握し、介護サービス事業者への適切な周知に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　国の支援策をしっかりと把握し、市内の介護サービス事業者へ適切に周知を進めていくとの御答弁ですが、訪問介護や通所介護は高齢者や要介護者の方々、そして、御家族の生活を地域で支える大切な社会インフラである一方、近年は介護報酬改定に伴う収益性の低下、人材不足の深刻化、さらに制度上の要件への対応負担など、事業所の方々が直面している構造的な課題が多く、年々厳しさを増しているように感じます。こうした課題は、一事業者の努力だけで解決できるものではなく、事業の継続性やサービスの質の担保にも直結しており、市民の暮らしに影響を及ぼしかねません。だからこそ、自治体としても事業者を支えるための役割をしっかり果たしていく必要があると考えます。

そこで、質問項目(2)として、介護サービス事業所に対して、本市としてどのような支援をしているのか。あわせて、持続可能な介護サービス提供体制の確保に向けた本市の考えについてもお伺いします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

国はＩＣＴを活用することで、例えば居宅介護サービス事業所間における連携についてはケアプラン連携システムを、また、介護保険法上、市町村等への提出が定められている申請書類については電子申請届出システムを活用することによって紙や郵便料などの事務経費を削減し、また、業務効率を進めることで、人材不足を改善するための取組として推進をしております。本市におきましては、ケアプラン連携システムや電子申請届出システムの導入促進に向け、本市が指定権限を有する市内の介護サービス事業所への研修――以下、集団指導と申し上げます――におきまして、システムに関する情報提供に努めております。また、集団指導におきましては、３年に１度の介護保険法の改正に伴う介護報酬の請求要件や介護サービス事業所が運営に当たり必要となる基準などの情報を共有できる機会を提供するとともに、各介護サービス事業所へ訪問し個別に指導することで質の確保に向けた支援を実施しております。今後もこのような事業所への支援を継続するとともに、持続可能な介護サービスの提供体制の確保に向け、国や県の動向を注視しつつ、引き続き介護サービス事業所への支援をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　在宅介護サービスは国や県の制度によるところが大きいとは、これまでの御答弁から理解しましたが、地域住民が住み慣れた環境で市川市で安心して生活を続けるためにも、在宅介護サービスは欠かせないものであり、その持続性の確保は市の社会福祉政策における重要課題の一つと考えます。しかし、現状では、国の制度改正や報酬水準の影響に加え、人材確保の難しさ、事業所の経営悪化など、構造的な課題が重なり、地域におけるサービスの維持が懸念されています。このような中で、市として国や県の制度に頼るだけでなく、地域の実情に即した支援策や独自の工夫を打ち出すことが必要ではないでしょうか。

そこで、質問項目(3)として、在宅介護サービスの持続可能性を守るために、市独自でどのような施策や支援を検討しているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市の取組としましては、市内事業所の人材確保を目的として、介護福祉士の資格取得につながる研修費用やケアマネジャーの資格取得費用など複数の支援を行っております。一方で、介護保険法におきましては、人材確保に関する支援については県が広域的な立場から国の基金を活用しつつ事業計画に位置づけ、推進するものとされております。千葉県では、業務効率化を目指す事業のＩＣＴ技術などの導入に関し、千葉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金により事業者を支援しているほか、事業所のカスタマーハラスメントへの対応を支援する

ため、無料相談窓口を設置しております。また、千葉県が設置する千葉県介護業務効率アップセンターでは、事業所からの業務効率化に係る相談窓口を設置しているほか、介護職員の負担を軽減するために、ＩＣＴ技術や介護ロボットなどの導入支援も行っております。本市としましては、まずはこれらの千葉県の支援策を活用していただくことが重要と考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　在宅介護サービスは、市川市で暮らし続けたいという高齢者や御家族の思いを支える極めて重要な社会基盤です。その持続可能性を守るためには、国や県の制度的な支援を活用しつつも、市として積極的に人材確保や事業所支援に向けた工夫を重ねていくことが大切と考えます。例えば、市内事業所間の連携強化、ＩＣＴ導入への助成など、本市ができる範囲の施策を講じることで、在宅介護サービスを将来にわたって安定的に維持していくことも可能だと考えます。今後も現場の声に耳を傾けながら、市独自の視点から在宅介護サービスの持続可能性を守る取組を要望して、この項目の質問を終えます。

次に、大項目、国の制度設計に基づく定額減税補足給付金（不足額給付Ⅱ）については、本人及び扶養親族などとして定額減税の対象外でありながら、低所得世帯向けの給付対象にもならない市民が一定数存在すると聞いています。本来であれば制度のはざまに置かれることのない方々がいる現実は、市民の安心感を低下させないかと懸念しています。こうした対象から外れた層に対し、市独自で何らかの補完的支援を講じることは、市民の社会的基盤を守るとともに、市川市は市民を取り残さない姿勢を持つ自治体であるという発信にもつながります。また、過去にも、本市は新型コロナウイルス感染症により様々な困難に直面した方々の生活、暮らしを支援するために、いちかわ生活よりそい臨時特別給付金を市独自で支給した実績もあります。このことは、移住や定住を検討する方々にとって、生活上の安心が担保されている自治体であるとのＰＲにもつながり、本市のシティープロデュース、移住の推進やブランド力の向上に貢献したものと考えます。

そこで、本市として対象外となる方々の人数把握とともに市独自の救済措置を講じる考えについてお伺いします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

令和５年度以降、国の実施する家計支援策としまして、低所得世帯への給付金や所得税、または住民税所得割が課税されている方には、所得税及び住民税からの定額減税、定額減税補足給付金の調整給付が行われてきたところでございます。今年度は定額減税補足給付金の不足額給付――以下、本給付金と申し上げます――としまして、これまでの給付金の対象でなかった個人事業主の配偶者などの専業従事者などにも対象が広がったことから、おおむね全ての方がいずれかの家計支援策の対象となったと考えております。なお、本給付金の対象と思われる方に対しましては、本年７月末より順次申込みに関する案内を通知するとともに、市公式ウェブサイトにおいて、本給付金の周知に努めているところでございます。一方で、本給付金の対象とならない方は、所得がなく、内縁関係などにより税法上の扶養親族にならないものと推察されます。現状においては、国が実施している今回の本給付金を確実に進めているところでございます。本市独自の給付金などを講じる予定は現在のところはございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　国の制度設計の下で、多くの方がいずれかの家計支援策の対象となっていたこと、また、個々の事情により対象とならない方の人数を網羅的に把握することは困難であることは理解しました。しか

しながら、市民生活を守る観点から、制度のはざまに置かれている方々が実際に困難に直面した際には、相談窓口の周知や既存制度の活用を通じて柔軟に支えていただけるよう、市独自の工夫や連携強化も御検討いただき、今後も誰一人取り残さない市川市の実現に向けて取り組んでくださることを要望して、この項目の質問は終えます。

次は、市制施行90周年記念ロゴで採用されたコツメカワウソなどの動物イラストのキャラクター化について。

市川市において動物イラストをキャラクター化し、市民から広く名称を公募する取組は、市民の皆さんが主体的に参加できる新しい文化創出の一環であり、ひいては市への愛着や地域ブランドの確立にもつながると考えます。

そこで、(1)としてキャラクター化の方針について、現在検討されているコツメカワウソとレッサーパンダのイラストを今後どのような手順でキャラクター化していくのか、具体的な流れや考え方をお伺いします。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

コツメカワウソとレッサーパンダのイラストをキャラクター化することにつきましては、市民の皆様の御意見を伺うため、本年７月にウェブアンケートシステムいちモニによりアンケート調査を実施いたしました。アンケート調査には3,000人を超える方に回答いただき、キャラクターとして活用することに、賛同すると答えた方が９割を超え、このイラストに名称をつけることにつきましても、賛同すると答えた方が８割を超える結果となりました。また、自由記載欄には、名称の公募やグッズの販売を要望する声が多く寄せられたところでございます。

こうしたアンケートの結果を踏まえまして、キャラクター化に向けた準備を進めていくこととし、現在、名称を市民の皆様に公募しているところでございますが、その後、商標登録の出願を行う予定でございます。商標の出願が審査を通過いたしましたら、広報広聴課の事業キャラクターとして市川市事業キャラクター等登録台帳に登録し、名称の公表とお披露目をしたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　市民アンケート調査では3,000人を超える回答があったことは、動物イラストのキャラクター化に対する関心度の高さを改めて実感します。さらに、その回答内容では、９割を超える方がキャラクターとしての活用に賛同し、また、８割を超える方が名前をつけることにも賛同していることから、市民の皆さんの期待値の大きさがうかがえます。

そこで、(2)として権利保護について、キャラクター化するイラストの権利をどのように守り、第三者による無断利用を防止していくのか、その具体的な対応をお伺いします。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

本市が制作したイラストにつきましては、著作権法上、著作権が市川市に帰属しており、第三者が無断で複製や改変、配布や販売などの利用をすることはできないものと認識しております。その上でキャラクター化する動物イラストにつきましては、類似品や模倣品の横行を予防し、無断利用や悪用された際に対抗できるよう商標登録を申請する予定です。商標登録により独占的に使用する権利や類似するものを排除する権利が保障されるため、キャラクター化したイラストを適正に保護するとともに、キャラクターとしての価値や社会的信用を保つことができるものと考えております。商標登録の方法といたしましては、キャラクター化する動物イラストを図形商標として、公募した上で決まった名称を文字商標として、弁理士を通じて特許庁に出願する予定でございま

す。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　動物イラストのキャラクター化に向けた取組において、大多数がキャラクター化や名称の公募に賛同しているという事実は、市川市に新しい魅力を生み出す大きな可能性を示していると感じます。また、商標登録を通じて知的財産を守り、安心してキャラクターを活用できる環境を整えることは、市民の期待に応える意味でも重要であり、本市のブランドとしての価値を高める大切なステップだと考えます。今後このキャラクターが市民の方々にさらに親しまれ、愛着を持たれながら、市川市の魅力発信や地域ブランドの確立、さらには定住・移住推進といったシティープロデュースの一環となることを期待して、この項目の質問を終わります。

次は水道の水質について。

有機フッ素化合物ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡは、環境の中で極めて分解されにくく、体内に蓄積することで健康への影響が懸念されております。こうした状況を受け、国においても規制を強化し、令和８年度からは水道事業者に対し水質検査の実施を義務づけることとなりました。加えて、本年６月30日付で水質基準に関する省令の一部を改正する省令が公布され、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが新たに水道の水質基準に追加されました。そこで、水道水の規制強化はどのような内容なのか、この概要についてお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

有機フッ素化合物の一種であるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについては、健康被害への影響が懸念されていることから、水道の水質管理目標の設定項目に位置づけられ、暫定目標値が令和２年４月１日に設定がされました。この暫定目標値は、各家庭に水道水を供給している千葉県企業局などの水道事業者やマンションなどで受水槽を設けて水道水等を供給する専用水道の設置者が水質検査の実施を行う際の目標値となっております。その後、国では令和６年度に水道水におけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの検出状況を把握するため、水道事業者や専用水道の設置者を対象に調査を実施いたしました。その結果を踏まえて、令和７年６月に水質基準に関する省令等の一部を改正し、水質管理目標設定項目から水質基準に引き上げるとともに、暫定目標値と同じ50ng／ℓを基準値として設定し、水道事業者等に対し、基準の遵守及び水質検査を義務づけることとし、令和８年４月１日から施行することとなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　規制強化の概要は理解いたしました。その上で、市民の安全、安心を守る立場として、本市はこれまでどのような対応を行っており、法施行後はどのような対応をするのかお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

これまで本市では、水道事業者である千葉県がＰＦＯＳ等の水質検査を令和２年度より定期的に実施し、検査結果が暫定目標値を大きく下回っていることを千葉県営水道のホームページにて公表していることを確認しており、市内の水道水が安全であることを市公式ウェブサイトを通じて市民に周知をしてきております。また、専用水道の設置者に対しては、国からの通知などの情報を提供するとともに、今回の省令の改正を受け、令和８年４月１日からＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが水質基準へ引き上げられ、水質検査が義務づけられることについて文書にて周知を行い、加えて市公式ウェブサイトにも掲載してきたところでございます。

今後の対応としましては、県による水道水の水質検査の状況把握に努めるとともに、専用水道の設置者に対し、水質管理の徹底を図るよう引き続き指導を行ってまいります。また、国の動向を注視しながら、市公式ウェブサイトにおいて、有機フッ素化合物等に関する最新情報などを速やかに配信していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　御答弁いただき、国による規制強化の経緯や内容、本市の対応について理解いたしました。市民の生命と健康を守る上で、水道水の安全、安心を確保することは極めて重要です。とりわけＰＦＯＳ、ＰＦＯＡといった有機フッ素化合物については、市民の関心も高い課題です。今後は国の動向や千葉県による検査結果を踏まえつつ、正確で分かりやすい情報発信をお願いいたします。市民に不安を与えることなく、科学的根拠に基づいた丁寧な説明を積み重ねることが、行政への信頼につながると考えます。引き続き市民の皆さんに安全で安心できる水をお届けするという強い決意を持って、市川市で暮らす方々の健康と生活を守ってくださることを要望して、本項目の質問は終えます。

次は雨水貯留・浸透施設の設置助成金について。

本市では、集中豪雨や気候変動による浸水被害を軽減するため、雨水貯留・浸透施設の設置に助成を行っています。市民による雨水の流出抑制を推進することで、地域全体の治水対策の一助となる非常に意義のある制度だと考えます。しかし、この制度が市民の皆さんにどの程度活用されているのか、十分に浸透しているかという点について、関心を持つ方から質問を受けることがあります。制度が有効であったとしても、市民の認知が不足していれば、結果として、災害リスクの軽減につながる仕組みが広がらないという課題が生じます。

そこで、(1)としてこれまでの助成金の利用実績はどの程度か。また、制度が市民に十分に周知されているとお考えか、現状についてお伺いします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えします。本市の中心市街地を流れる１級河川真間川につきましては、かねてより度重なる水害が頻発していたことから、昭和54年に国から総合治水対策特定河川の指定を受けております。このことを機に、真間川流域では総合的な治水対策として、河川改修や調節池の建設を進めるほか、市街地においては雨水の流出抑制対策を図ることとしました。その一環として、本市では市民による雨水流出抑制を促進するため、平成10年度から雨水浸透施設、同13年度から雨水小型貯留施設の設置について助成を行っております。本制度の利用実績ですが、制度開始当初は助成件数が年間100件を超える年もありましたが、ここ10年間はおおむね10件程度にとどまっております。助成実績の低迷につきましては、幾つかの要因が考えられるところですが、特に本制度に関する啓発活動として、「広報いちかわ」への掲載や自治会掲示板への掲示、イベントでのチラシ配布など定型的なものにとどまっており、市民の皆様への周知が十分に行き届いていないことも要因の一つであると推測しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　ただいまの御答弁により、制度開始当初には年間100件を超える活用があったものの、近年は年間10件程度にとどまっていることが分かりました。また、市民への周知が十分に行き届いていないことから、助成の実績が低迷しているとの御見解が示されました。市民が災害リスクの軽減に主体的に関わることは、行政によるハード対策と併せて極めて重要です。そのためには、市民が制度の存在を知り、関心を持ち、安心して利用できる環境づくりが欠かせないと考えます。

そこで、質問項目(2)に移ります。先ほどの御答弁を踏まえ、本事業の予算額の適正についてどのように考え

ているのでしょうか。加えて、近年、ゲリラ豪雨や台風などによる浸水被害の発生頻度が増しており、市民から雨水貯留・浸透施設の設置助成制度に対する期待や拡充を求める声が寄せられています。このような声をしっかりと受け止めることは、制度の有効性を向上させ、安心、安全なまちづくりに直結すると考えます。

そこで、浸水対策の観点から、この市民要望をどのように受け止め、助成内容や手続の改善、広報啓発について今後拡充する考えはあるのか、併せて御答弁ください。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えします。

本制度につきましては、年度により助成実績に差異があることから、予算の計上に当たっては、助成対象となる施設ごとの実績や予算の執行率などを考慮した上で、ある程度予算に幅を持たせ、計上しており、おおむね適正であるものと考えております。また、助成内容につきましては、同制度を実施している近隣自治体と比較しても大きな違いがないことや、申請手続なども利用者から煩雑との御意見もないことから、適正な内容であるものと考えております。一方、本制度の広報啓発につきましては、今年度に入り、４月には当該ウェブページの見直しを行ったほか、新たにフェイスブックなどのＳＮＳを活用し、情報発信を強化しております。これらの取組により、今年度につきましては、例年以上の申請やお問合せをいただき、中でも助成金額が高額な浄化槽を転用し貯留施設とする申請が例年に比べ多かったことから、本年８月下旬には当初予算に計上した上限額に達しております。

近年の助成実績の低迷の要因の一つとして、広報啓発の取組が挙げられますが、それ以外にも、雨水浸透施設や貯留施設の設置にはある程度のスペースが必要となることや、貯留施設にためた水の衛生面に不安を感じる方もいらっしゃるとお聞きしております。しかしながら、本制度は地球温暖化を起因とする気候変動に対して、本来の目的である治水効果のみならず、節水対策として、また、災害時におけるトイレや雑用水などへの活用など、その役割の重要性が再認識されてきております。このため、今年度の助成実績を踏まえた市民要望や現制度の課題などを改めて整理した上で、今後の対応について検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　制度の開始当初には年間100件を超える活用がありながら、近年は年間10件程度にとどまっているという現状がある一方、本年度はホームページのリニューアルやＳＮＳを活用した新たな情報発信により例年を上回る申請やお問合せが寄せられ、早々に予算上限に達したとの御答弁でした。このことは、広報や啓発の工夫次第で市民の関心や利用状況が大きく変わることを示す非常に明るい兆しであると受け止めています。また、市民の皆さんが浸水対策に主体的に関わることは、行政によるハード面の整備と相まって、地域の安全、安心を大きく高める力となります。今後も寄せられる市民の声を丁寧に拾い上げていただき、制度の課題整理や助成内容のさらなる拡充、手続の利便性向上、そして、より効果的な広報啓発に取り組んでいただきたいと考えます。こうした取組を通じて、市民一人一人が浸水対策の担い手となり、災害に強く、誰もが安心して暮らせるまちづくりがさらに力強く前進することを心より期待して、この項目の質問は終えます。

次は市立第三中学校南側斜面地整備工事について。

第三中学校の南側斜面地は、安全確保や学校の周辺環境を維持する観点から早急な整備が求められています。この事業は、令和５年12月22日に生涯学習部にて行われた近隣住民への説明より工事開始が予定より約１年遅れ、完成が令和８年度、具体的には令和９年１月下旬になった経緯があります。加えて、当該斜面地は令和２年６月２日に土砂災害防止法に基づき、千葉県にて土砂災害崩壊危険区域等に指定されたことから、近隣の方々は身の危険を感じながら、今も生活されています。このことから、私はさきの定例会において入札不調となった理

由を質問し、一刻も早い事業者の選定を求めてまいりました。今回、本定例会の議案第26号において斜面地整備工事の契約議案が提出され、採決の結果、可決されましたが、議案の提出に至る経緯について、その透明性を確保することは重要です。

そこで、(1)の質問として本定例会において議案が提出された経緯についてお伺いします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

市立第三中学校南側斜面地整備工事の施工事業者選定につきましては、本年４月16日に一般競争入札の公告を行いました。しかし、５月22日に入札を行いましたが、不調となり、５月26日に再度の入札を行いましたが、これも不調となってしまいました。そこで、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号に基づき、関係部門と協議の上、入札参加者のうち最低額を提示していた施工事業者に対し見積り合わせを行い、随意契約、いわゆる不調随契としたものであります。この仮契約が６月26日に調いましたことから、直近の本９月定例会に議案として上程をさせていただいたものです。なお、議案上程の時期につきましては、当初より本９月定例会を想定しており、施工事業者選定に時間はかかりましたが、スケジュールどおりに進んでおります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　２回予定価格を超過した入札となったことから不調となり、地方自治法施行令に基づき随意契約となったといういきさつは理解いたしました。その上で、この斜面地整備工事は地域の安全確保のため不可欠な事業である一方、工事期間中は騒音や通行規制など周辺住民への影響が懸念されています。

そこで、(2)として工事の具体的な予定、開始・完了時期、作業時間、作業内容などや近隣住民への説明、周知方法について伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

本定例会におきまして契約議案の承認が得られましたことから、受注者が施工計画の検討を開始しており、現在、詳細を詰めているところでございます。作業期間につきましては、10月から令和９年１月下旬までとしております。初めに準備工事や樹木伐採、掘削などの作業を渇水期となる10月以降に行うことを想定していたことから、当初の計画どおり実施できる見込みであります。また、作業時間帯につきましては、日曜、祝日を除く日中を予定しております。作業動線は崖上の第三中学校側に工事用車両の出入りをさせることとしており、可能な限り崖下の道路の利用を制限しないように計画をしております。近隣住民の方々に対しましては、これまで令和４年６月より３回説明会を開催いたしました。また、令和６年６月には各戸に直接訪問をし、工事実施に関して意見を伺うなど、御理解いただけるよう努めてまいりました。今回、工事契約が調ったことから、９月19日に工事説明会を開催いたしました。説明会では、作業期間や作業時間、仮設計画や作業概要など、近隣住民の方々に御迷惑をおかけする内容や御協力をお願いする事項を中心に説明を行いました。今後、工事中につきましては、現場付近に工事スケジュールの掲示をするほか、重機の使用により通行に制限が発生する場合などには、案内文書をポストへ投函するなど、丁寧な周知に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　私も９月19日に開催された工事説明会に出席しましたが、当日は工事に関する具体的な質問がほとんど出なかったことからも、近隣住民の皆さんがこの工事の必要性を理解され、行政の取組に信頼を寄せていると感じました。こうした住民理解の下で計画が着実に進められている点につきましては、これまで

の御尽力に感謝申し上げます。一方で、説明会においては、令和９年１月末までの工期が示されており、地域の皆さんは、このスケジュールを前提に生活の見通しを立てておられます。したがって、この工期を守り、確実に完成まで結びつけていただき、仮にやむを得ず遅れが生じるような場合には、早い段階で丁寧な説明を求めます。そして、地域の皆さんはもとより、第三中学校に通う生徒、その保護者や先生方の御理解も得ながら、よりよい環境で工事を進めてくださることを要望して、この項目の質問を終えます。

次は、ちば電子調達システムにおける建設工事の入札不調について。

公共工事や物品調達における入札は、市民生活を支えるインフラ整備や行政サービスの安定的な提供に直結する極めて重要な手続です。しかし、近年、ちば電子調達システムを用いた入札において不調や不落となる案件が一定数発生しており、結果として契約手続が長期化し、事業の進捗や市民サービス提供に遅れが生じていないのか懸念しています。

そこで、(1)として本市の建設工事における入札の実績、すなわち入札件数及び不調不落の件数とその割合について伺います。あわせて、不調や不落が発生している現状についてどのように認識されているのか、見解を求めます。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

本市発注の建設工事の入札につきましては、原則としてちば電子調達システムを利用し実施しております。このシステムによる令和６年度の建設工事の入札件数は215件、このうち入札参加者がいなかった不調は15件、入札者全員の入札価格が予定価格を超過した、または最低制限価格を下回り落札者が決まらなかった不落は29件、合計44件で、不調及び不落の割合は約20％でありました。また、令和７年度は８月末までの入札件数が98件、このうち不調は３件、不落は10件、合計13件で、不調及び不落の割合は約13％となっております。不調不落が発生した場合は、原則として、工事内容や工事参加資格要件を見直し、改めて入札公告するため、契約の相手方を決定し、契約するまでに、さらに一定の期間を要することとなります。このことから、不調不落の発生は事業の進捗を遅らせ、市民生活や行政サービスに不利益をもたらす可能性があるものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　ちば電子調達システムを使用した令和６年度の不調及び不落の割合が20％もあることは課題であると考えます。また、令和７年度８月末までの不調及び不落の割合が13％であったとのことで、この数字からは改善が図れているようですが、不調不落だった13件のうち、入札者全員の入札価格が予定価格を超過した、または最低制限価格を下回った不落となる案件が10件もあること、ほとんどが不落であったことは改善すべきと考えます。加えて、さきの質問である市立第三中学校南側斜面地整備工事では、２回予定価格を超過した入札がありましたが、この入札は１回の公告であったことから、入札件数、不落件数ともに１件とカウントしている事実を鑑みると、集計方法によっては不落の件数はさらに増えます。入札参加者がいなかった不調と違い、不落は入札に参加者がいたにもかかわらず、予定価格との乖離や最低制限価格の下回りによって成立しなかったケースですので、原因分析がしやすい部分もあります。入札の不落は事業の円滑な実施や行政サービスの提供に影響を与えることから、対策を講じる上で原因を把握することは重要です。

そこで、質問項目(2)として建設工事の入札における不落の発生理由及び今後の対応について本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

近年の本市の建設工事の入札における不落の発生理由につきましては、急激な物価上昇や人件費の高騰の影響が考えられます。また、本市では、本年６月から建設工事に係る入札制度を見直し、市独自で決定した単価や交通誘導員の配置人数など、予定価格の積算根拠を入札公告時に明示しておりますが、従前はこれらの情報を事前公表していなかったため、市と事業者の積算条件に相違が生じ、予定価格と入札価格の乖離につながった可能性もございます。

今後の対応といたしましては、引き続き建設工事の円滑かつ適切な執行に向けて、工事の積算において執行時点で最新の労務単価や材料単価を用い、さらに実勢価格を考慮した上で算出するなど、適正な予定価格を設定してまいります。また、入札の状況を注視していくとともに、不調や不落が発生した場合は、その原因の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　本年６月からは単価や交通誘導員の配置人数など、市独自で決定した積算根拠を入札告示時に明示する制度に変更されたことは、非常に意義のある取組と評価いたします。不落の理由として、クリーンセンターや斎場、この後にも質問します市民プールといった公共施設の再整備を計画的に実施するため、本年度も基金は積極的に積み上げられている一方、市債残高は累進させない運用がされている。本市は一見すると健全と思われる財政状況の一方で、建設工事の予算は引き締められており、その結果、予定価格の算定が実情と合っていないことで不落が多いものではないかと個人的に懸念していましたが、新たな入札制度では、このような懸念は生じないものと考えます。過去には入札に関連して逮捕者が出る事態もあり、市民の行政への信頼が揺らいだ経緯もあることから、このようなことが繰り返されないよう、今後はこの新しい見直しの効果をしっかりと検証していただき、入札が不落とならないよう、より実態に即した予定価格の設定と積算根拠の明示をしていただき、透明性と公平性がある入札・契約制度の構築を要望して、この項目の質問は終えます。

次は市川市市民プールについて。

(1)今後の運営計画について。市川市民プールは開業以来、世代を超えて多くの市民の皆さんに親しまれてきた夏の定番施設であり、本市のスポーツ、レクリエーションの場としても大きな役割を果たしてきました。しかしながら、近年では施設の老朽化が進み、安全確保や維持管理の面で課題が生じていると伺っております。さらに、近い将来、現在の市民プールは営業を終了し、新たなスポーツ施設で整備される可能性があるという声も一部の方々より届いております。こうした現状を踏まえ、現在の市民プールの利用、運営の在り方、そして今後の方向性について、市としてどのように考えているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　お答えします。

昭和57年の開業以来、市民プールは毎年多くの方々に御利用いただいておりますが、老朽化が進み、近年は安全、安心な施設運営に向け、適宜修繕を行った上で開場しているところでございます。そこで、市北東部におけるスポーツ施設の不足等の課題解決のほか、市民の健康の保持、増進を図ることを目的として策定しました市川市北東部スポーツタウン基本構想の中で、老朽化が進む市民プールやその周辺地域を仮称東市川スポーツプラザとして、スポーツライフの推進と健全な心身を育む施設を整備することとしております。このことから、令和７年２月市議会定例会での施政方針において、令和８年度の営業をもって現在の市民プールの営業を終了し、新たなスポーツ施設に生まれ変わるよう整備計画を策定するとのお考えを田中市長が示されました。今後は、新たなスポーツ施設の具体的な内容や規模、整備に関する手法やスケジュール等も含め検討し、整備計画を策定してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　長年市民に親しまれてきた市民プールが、新たなスポーツ施設へと生まれ変わる方針が示されましたが、これは地域の健康づくりやスポーツ環境の向上に向けた大きな一歩であると感じます。その一方で、これまでの利用者にとっては、市民プールの閉鎖は大きな関心事でもあります。特に、いつまで利用できるのか、閉鎖の時期や経緯がどのように伝えられるのかといった市民への丁寧な周知は極めて重要であると考えます。しかしながら、市川市公式ウェブサイトの市民プールのページなどを確認しても、さきの御答弁にあったとおり、令和７年２月の施政方針において、令和８年度の営業をもって終了するとの説明以外に閉鎖に関する詳しい情報は掲載されていない状況です。

そこで、市民プールの閉鎖の決定について、市としてどのように市民へ伝え、影響を受ける利用者や地域住民への情報提供、そして必要な対策をどのように講じていくのか、お伺いします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　お答えします。

整備計画案がまとまり次第、市民の皆様にもお示しし、いただいた御意見を参考としながら整備計画を策定していきたいと考えております。また、市民プールの営業終了の際には、「広報いちかわ」をはじめ市公式ウェブサイト、ＳＮＳ等を活用し、広く市民の方々や関係団体の方々へも周知してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　御答弁により、整備方針の策定に当たっては、市民の声を確認しながら進めること、また、整備のスケジュールが確定した際には、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、ＳＮＳなどを活用して広く周知を図るという方針を示していただきました。私自身、幼い頃には父と、最近では子どもたちと利用し、３世代で楽しんでいた市民プールが長い歴史に幕を閉じようとしていることに、個人的にも深い感慨を抱いています。しかしながら、閉鎖されること自体をまだ御存じでない市民の方々も多いのが現状です。だからこそ、しっかりと早い段階で周知していただき、市民プールとのお別れを心の準備を持って迎えられるよう、時間的な配慮をお願いしたいと思います。

あわせて、早期に情報を周知することで駆け込み需要も見込まれ、施設利用の増進にもつながる可能性があると考えます。地域に長く親しまれてきた施設が次のステージに移行していく中で、市民に寄り添い、安心と期待を共に育む姿勢は大切です。ぜひ市民の皆さんへの丁寧な周知と、最後まで安心して利用できる環境づくりを要望して、この項目の質問、ひいては私の一般質問を終了させていただきます。御答弁ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、経済観光部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　貴重な時間をお借りして申し訳ございませんが、発言の訂正をお願いいたします。

先ほどの宮本議員の一般質問のうち、令和７年度市川市民納涼花火大会について(2)運営面、地域経済への影

響、ごみ及びトイレ等の環境、今後の展望についての質問において、混雑解消の対策として配布したものを「案内チケット」と発言しましたが、正しくは「案内チラシ」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○にしむた　勲副議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

日程第１一般質問を継続いたします。

川畑いつこ議員。

○川畑いつこ議員　こんにちは。公明党の川畑いつこでございます。通告に従いまして、一問一答にて質問させていただきます。

まちづくりに関連する支援制度についてです。

近年、高齢化や相続などにより適切な管理が行われず、樹木が大きくなり、太い枝などが近隣住居に侵食したり、通学路などの上部を覆ったりと大変に危険な状況の箇所が複数あります。それらの樹木が災害時に倒木した際には、甚大な被害となることが予測され、本来であれば土地所有者が責任を持って整備しなくてはいけませんが、さきに述べたように、適切な管理が行われない樹木が存在します。令和６年６月定例会で危険木の整備について質問をさせていただき、全国でも同じような問題を抱えており、危険木の樹木整備に係る助成を行っている自治体があることや、危険木でお困りの市民のお声をお伝えしました。それらを踏まえ、今回の質問では、危険コンクリートブロック塀等除却事業と併せてお伺いします。

初めに、１、危険コンクリートブロック塀等除却事業助成の実施状況について伺います。本市の災害対策事業に危険コンクリートブロック塀等除却事業助成があり、パンフレットには「大切な命を地震から守るために」とあり、表紙には、「過去の大きな地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が多く出ています。また、道路に面したブロック塀等が倒壊すると、歩行者に危害が及ぶだけでなく、瓦礫が道路をふさぐなど避難や復旧活動にも支障となります」と具体的に危険ブロック塀等の整備の必要性が書かれています。

そこで、地震などの災害時に避難する市民の妨げになるような危険コンクリートブロック塀等除却事業の概要及び昨年度の実績、近年の傾向についてお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

本市の危険コンクリートブロック塀等除却事業は、市川市耐震改修促進計画に基づき、地震時、ブロック塀等の倒壊から市民の生命、身体の保護や道路閉塞を防ぐため、道路沿いの傾き、ぐらつきなどが見られるコンクリートブロック塀等を除却する際の費用の一部を助成する事業です。この事業は平成21年度から実施しており、平成30年６月に発生した大阪北部地震で塀の倒壊による児童の死亡事故を受け、平成30年８月には補助額の見直しを行っています。昨年度の申請件数は22件、延長約250ｍ、申請のほとんどが塀の全部を除却するもので、塀の上部の一部を除却する一部除却は僅かであります。近年は大阪北部地震の倒壊事故から時間が経過したことなどもあり、申請件数は年々減少傾向にあります。今後も引き続き制度が十分に活用されるように、事業の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　平成30年の大阪北部地震でのブロック塀の倒壊による事故は、今でもニュースの映像が脳裏に浮かび、心が痛みます。ブロック塀等倒壊の事故がニュースなどに出た際には、自身の家を見直し、申請件数が増え、時間の経過とともにそれらの認識が薄れてしまうこと、理解しました。どこかで地震が起これば避難袋の中身が整理され、住居の見直しがされるのかと思います。しかし、それらは日頃から行っていただきたいこと

です。パンフレットにもあるように、大切な命を地震から守ることは、自他ともの命を守るという意味になりますので、広報やＳＮＳなどでさらなる促進をお願いします。

次に、２、危険木の伐採の助成についてです。危険木の現状についてお聞かせください。令和６年６月定例会にて危険木の質問をした際、危険木の所有者を把握し、個々に対応することは困難なため、出水期など有効なタイミングを見て、広報紙などを通じて適切に管理していただけるように周知をするとのことでしたが、どのような周知活動をされたのでしょうか。また、危険木の管理が困難な方が管理できない理由として多いものは何でしょうか。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

民有地の樹木に関しましては、本来その所有者が適切に管理すべきものであり、昨年８月の「広報いちかわ」に「樹木の適切な管理をお願いします」という表題で、点検及び剪定の協力をお願いする記事を掲載し、周知を行いました。そのほか、地域住民から多くの対策要望をいただいていた倒木のおそれのある樹木の所有者に対し、改善が見られないところについて、直接、剪定等の実施についてのお願いに伺い、一部対応していただいた実績もございます。

次に、所有者による危険な樹木の管理や整備が進まない理由といたしましては、所有者が高齢のため、自己による管理が困難な場合や土地の所有者を特定できないなど、複数の要因が考えられるものでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　周知の方法としては、昨年１度、「広報いちかわ」に掲載をし、樹木の点検及び剪定のお願いをし、さらに市民のお声を直接聞き、樹木所有者に直接お願いに行ってくださったとのこと、ありがとうございます。樹木整備の周知ですが、出水期だけでなく、防災週間などにも広報やＳＮＳなどで発信していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

しかし、整備が進んでいないところが複数あり、整備されない理由は、全国的な理由と同様で、高齢のため自己管理が困難であったり、土地の所有者が特定できなかったりとのことでした。

では、再度伺います。答弁の中で一部対応していただいたとのことでしたが、お願いは何件行き、何件対応していただいたのかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

市民からの情報提供に基づき、崖地や道路に張り出した枝木など樹木の適正な管理について、昨年はおよそ400件指導しております。そのうち対応していただいている箇所もありますが、全てを把握しているものではございません。台風のときなど暴風が想定される場合には、危険箇所のパトロールを強化し、通学路につきましても、教育委員会と連携し、安全対策に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　昨年は適切な樹木管理のお願いをおよそ400件も行われたとのことでした。１軒ずつお願いに歩かれたり、お手紙を入れたり、１軒の家に何度も足を運ばれていることをお聞きしています。しかし、土地所有者が分かり、コンタクトが取れる方での件数かと思います。土地所有者不明や言い出すことができずにお困りの市民を合わせると、さらに危険木に関してのお困りの方は多くなるかと考えます。本来であれば、樹木の整備は土地所有者が行うことなのですが、土地の所有者が特定できないのであれば、それは困難なのではないでし

ょうか。樹木の枝が隣家に侵食した際に、樹木所有者に何度も剪定依頼をしても改善されなかった際には、侵食された側が剪定をしてもよいことになっています。これは、高齢で自己管理ができない方には話すことができても、土地の所有者が不明であれば話すことはできません。また、樹木が通学路や避難経路に覆いかぶさっている場所では、できれば本市での整備をお願いしたいところですが、地域の方が整備することも考えられます。

それでは再度伺います。危険コンクリートブロック塀等除却事業助成の条件には、避難経路の妨げや通学路等が入っています。災害時には危険木も同じ状況になると考えられます。危険木の剪定に助成を行い、人命を守ることはできないでしょうか。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

倒木のおそれのある危険な樹木は法律などで定められた定義がなく、伐採や剪定に対する助成制度を設けている自治体が、独自に対象とする樹木の要件を要綱等で定めております。例えば地面からおよそ1.2ｍの位置で幹の直径が20㎝以上、かつ樹高が４ｍ以上であり、倒木により住宅に被害を及ぼすおそれのある樹木、道路の交通に支障となるおそれのあるもの、電線を切断するおそれのあるものといった被害リスクの要件などであります。これら助成制度を設けている自治体の多くは、山間部や森林地帯が多い自治体や、住居と近接する森林を多く抱えているという事情があります。本市においては、伐採等を助成する要件に該当する範囲を定めることが困難であることから、民有地の樹木は今後も所有者が管理するという原則に基づいて、必要に応じて個別に対応をしてまいります。実際に倒木による被害が発生した場合におきましても、伐採及び排除については所有者が行うことが原則でありますが、緊急的な措置といたしまして、消防局など関係部署におきまして、倒木の排除などの処理を行う場合もございます。また、樹木が電線に触れ、停電や切断のおそれのある場合には、電力事業者と連携し対応しているところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　倒木のおそれのある危険な樹木は法律などで定められた定義がなく、現時点で市川市のような都市でも同様で、助成を行っている自治体は山間部や森林地帯の地域であるため、本市には当てはまらないということでした。また、倒木したら排除し、電線に触れ、停電や切断のおそれがある際には電力事業者などに対応を依頼すること、理解しました。本年２月に強風があった際、通学路の脇にある整備されていない樹木の大きな枝が折れ、階段を塞いでしまうことがありました。通学時間帯ではなかったため、階段を利用する人がおらず、事故にはならずに済みましたが、地域の方が学校に連絡をして、階段を使わずに通学するように手配をしてくださいました。その後すぐに本市職員が大きな枝を撤去し、子どもたちは通学にその階段をすぐに使えるようになりました。もしこれが通学時間帯に重なっていたら大事故につながっていたかもしれません。危険木の整備に危険コンクリートブロック塀等除却事業助成と同様の助成を要望し、次の質問に移ります。

大項目２つ目、高齢者等への支援についてです。

本市での高齢者率は、全国的に見ればそれほど高くありませんが、年々高齢者は増えています。そして、高齢者が増えるにつれ、独り暮らしの高齢者も同じように増え、様々なお困り事を抱えるようになると考えます。そのような中で、本市は高齢者等の支援が必要な方に地域のボランティアで支援を行う高齢者生活支援サポーターがありますが、無償であるボランティアを高齢者が利用を遠慮してしまうことがあると聞いています。また、高齢者介護施設では人材不足でお困りとの声も聞いていることも踏まえ、伺います。

１、現状についてです。現在の高齢者の独居世帯はどれくらいいるのかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市の65歳以上の高齢者の人数は、本年３月末現在で10万6,515人であり、そのうち独り暮らしの高齢者世帯は３万4,354世帯で、高齢者のおよそ約３割となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　本市では65歳以上の単身高齢者世帯が３万4,354世帯で、高齢者の約３割とのこと、理解しました。厚生労働省がおよそ４万世帯から世帯の状況を推計した国民生活基礎調査が公表され、それによると、去年６月の時点で全国の65歳以上の高齢者が独りで暮らす単身高齢者世帯はおよそ903万1,000世帯で、前の年より47万8,000世帯増え、単身高齢者世帯のうち75歳以上の後期高齢者の割合は約６割だったとありました。全国では高齢者の独居世帯は年々増えており、本市も同様と考えられます。そこで、冒頭にも述べた高齢者生活支援サポーターは、単身高齢者には心強い事業と考えるため、充実することが重要と考えます。

そこで、２、高齢者生活支援サポーターについて伺います。高齢者の日常生活において、小さなお困り事を支援するためにある高齢者生活支援サポーターですが、養成講座を実施した結果、現在の状況はどのようになっているのかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

高齢者生活支援サポーター――以下、サポーターと申し上げます――につきましては、高齢者が抱える日常生活の困り事を支援する地域の担い手であり、このような担い手を養成することを目的に、令和元年度よりサポーター養成講座を開催しております。昨年度は、市川市社会福祉協議会との共催によるサポーター養成講座を９月上旬から市川市広報やＳＮＳなどにて募集を開始しており、10月に八幡会場として全日警ホール、11月に行徳会場として南行徳地域共生センターで３日間の講座を開催しております。また、各募集定員40名のところ、参加者は全日警ホールでは８名、南行徳地域共生センターで９名でございました。なお、今年度は10月に大野公民館、南行徳市民センター、11月に市川駅南公民館、12月に市役所第１庁舎において開催を予定しており、現在募集中でございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　募集定員が40名の講座の受講者が、八幡会場で８名、行徳会場では９名だったとのことでしたが、少なく感じます。サポーターが年々増え続けての結果なのでしょうか、それとも、周知ができていないからなのでしょうか気になります。

再度伺います。高齢者生活支援サポーター養成講座を実施した結果、現在の状況はどのようになっているのか。講座を受講した方の累計人数と稼働人数及びサポーターの利用人数と活動の内容について、どのようになっているのか。また、利用したい方とサポーターの人数は充足しているのかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

令和元年度以降、毎年サポーター養成講座を開催しており、修了証を交付した受講者数の累計は現在193名でございますが、稼働人数につきましては、様々なボランティア活動の形態があることから、把握は難しい状況でございます。現在のボランティア活動の形態としましては、個人での活動や市川市社会福祉協議会などのボランティア団体に所属しての活動などでございます。また、昨年度より地域ニーズと社会資源をつなげている生活支援コーディネーターによって話し相手を求めている高齢者などとサポーターをマッチングする新たな取組を始め

たところでございます。昨年度のマッチングによる実績としましては、10名のサポーターが高齢者の話し相手、将棋の相手など、主にコミュニケーションによるボランティア活動を行っております。サポーターの充足につきましては、令和元年度以降、毎年サポーターを養成し、着実に増えてはいるものの、マッチングは新しい取組であり、まだ事例が少ないことから、さらにサポーターを増やし、高齢者のニーズに応えられる体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　令和元年度以降、毎年サポーター養成講座を開催し、受講者数の累計は現在193名であるが、様々なボランティア活動の形態があることから、稼働人数の把握はできていないことを理解しました。人口50万人になろうとしている本市において、サポーター養成講座の受講者数が現在193名は少ないと感じます。本市の65歳以上で独り暮らしの高齢者世帯は３万4,354世帯で、高齢者の約３割とのことでした。お一人で何でもできる高齢者はいいのですが、年齢を重ねるごとに少しのお手伝いは助かることが増えていきます。

さらに伺います。高齢者に高齢者生活支援サポーターの話をすると、御存じない方が多く、また、利用を勧めても、お世話になれないと遠慮される方が多くいます。また、ボランティアをしてみたいと興味を持たれる方もいらっしゃいます。そこで、どのような周知をしているのかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

ボランティアによる支援を必要としている高齢者に向けましては、これまではサポーターは主に個人やボランティア団体に所属して活動していたため、サポーター養成講座を市と共催で行っており、ボランティア団体を紹介する市川市社会福祉協議会のホームページなどを通じて周知をしております。今後につきましては、昨年度からの新たな取組である高齢者とサポーターをマッチングする体制整備を進める中で、新たな周知についても検討してまいります。一方、ボランティアをしてみたいと興味を持たれる方に向けては、サポーター養成講座の募集案内を市公式ウェブサイトやＬＩＮＥ及び「広報いちかわ」を通じて周知しているほか、募集チラシを公民館などの各公共施設や市内大学など約50か所へ配架しております。さらには、市川市社会福祉協議会のホームページや地域新聞に掲載し、多くの方に御参加いただけるよう周知に努めております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　周知には努力をされていること、理解しました。しかし、周知の努力をされていても、この事業を知らない市民が多く、内容を伝えると、ほとんどの方が、そんなにいい事業があったのかと驚かれています。もともとはお互いさまの助け合いがこの事業の内容であったと考えますが、気軽に利用し、ごみ出しや話し相手といった小さなお困り事に対して行われるボランティアのため、御近所付き合いの範囲内の内容かと思います。遠慮などで御近所に頼める方が少なくなったことから、この事業が必要と考えます。さらなる充実を早急に行わなくてはならないのではないでしょうか。

では、視点を変えて伺います。３、ボランティアで支援をされている方への本市のサポートについてです。これまで利用者とボランティアの方のことを聞いてきましたが、高齢者等の家族が仕事や休息のために短時間フォローしていただける支援として、例えば子育て支援のいちかわファミリー・サポートのような支援が高齢者等の家族にも必要と思います。そこで、介護職員初任者研修を受講した方以上の有資格者で、現在働いていない方や時間に余裕のある方などに数時間でも支援をお願いできる体制があると、家族は仕事から慌てて帰宅することがなくなり、また、リフレッシュの時間が取れるなどケアラー支援になると考えます。高齢者等が住み慣れた地域

で安心して暮らせる体制づくりは重要なテーマです。さらに、ヤングケアラーやビジネスケアラーの支援にもなります。また、支援者の人手不足の観点から、高齢者の事業所等のベッドメイキングや食事の配膳など、身体介助ではない活動などをボランティアで支援できると職員の負担が軽減され、充実した介護ができると考えますが、そのような支援体制ができないか、お聞かせください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

家族へのフォローや事業所支援の観点から、ボランティアとのマッチングはニーズのあるものと考えており、御家族からもボランティアについての相談は高齢者サポートセンターに寄せられております。このため、昨年度より地域の様々なニーズに応えられるよう、マッチングに協力できる体制づくりに取り組んでおります。今後、事業所から相談のあった際には、マッチングへの協力をするなど、さらなる体制の充実に向けて、どのような体制が効果的なのか検証してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　家族や事業所からの相談に寄り添っていること、理解しました。

では、再度伺います。現在、本市で行っているボランティアは無償ボランティアです。無償ボランティアを長く続けることには、担い手に限界があると考えます。以前、経済観光部にＩＣＨＩＣＯへのボランティアなどのポイント給付状況を伺ったところ、子育て支援や健康促進など幅広くあり、これから行われる新規事業も合わせると81項目でポイント給付ができます。ボランティアだけを見てみると、自治会活動サポート学生ボランティアは1,000ポイント、障害者週間でのイベント実行委員には500ポイント、江戸川クリーン大作戦は100ポイントなど付与しているとのことでした。そこで、高齢者生活支援サポーターとしてボランティアを行う方へ、ほかのボランティアと同様にＩＣＨＩＣＯポイントを付与することはできないかと考えます。市の見解をお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

無償のボランティア活動に対してサポーターにＩＣＨＩＣＯポイントを付与することや、有償の制度にすることにつきましては、今後の体制づくりを進める中で検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　サポーターへのＩＣＨＩＣＯポイント付与や有償制度は検証していくとのこと、ぜひ前向きな御検討をお願いします。

厚生労働省が高齢者の生活支援のニーズとして、５つのこととちょっとしたこと、安心確保の重要性を発表した中で、「生活をうまく営むためには、『５つのこと』と『ちょっとしたこと』をこなすことが必要だといいます。『５つのこと』とは、自分の存在を気にかけてくれている人がいる『安心』の確保、買物や掃除、調理、布団干しなどの『日常的な家事』、通院や買物などの『外出』、友人知人らとの『交流』、大掃除や家電製品の買物など『非日常的な家事』のことで、『ちょっとしたこと』とは、蛍光灯の交換や固い蓋の開け閉めなどのような日常生活で不意に起こるようなことです。そして、この『５つのこと』と『ちょっとしたこと』は、どれも生活の上で必要なことですが、その中でも『安心』の確保は基盤であり、最も重要で不可欠なものだ」とありました。本市が取り組んでいる高齢者生活支援サポーターは、まさに安心を確保する事業と考えますが、さきにも述べたように、利用できる対象者には遠慮があります。その遠慮の壁を取り払い、気軽に利用できるようにするた

めにも、周知は重要と考えます。さらに、高齢者生活支援サポーターの方を増やすことが重要です。話し相手やごみ出しなどは年齢を問わずにできることと考えます。また、介護保険制度を活用したボランティアポイント制度が全国の自治体で広まっています。終日働くのは大変だけど、人の役に立つことをしたいとの意欲がある高齢者はたくさんいらっしゃいます。一方、少しのお手伝いが必要な高齢者もいらっしゃいます。高齢者生活支援サポーターの周知を広報やＳＮＳ、さらに高齢者クラブなどにチラシを配布するなどしていただくことをお願いするとともに、高齢者生活支援サポーターにＩＣＨＩＣＯポイントを付与すること等を強く要望し、次の質問に移ります。

最後に、中学生の英語力向上のための取組についてです。

文部科学省が次期教育振興基本計画で定めた方針では、2027年度末までに中学生の60％以上が実用英語技能検定――以下英検といいますが、英検３級相当以上、高校３年生の60％以上が英検準２級相当以上の英語力を持つことを目指すと発表しており、千葉県としても同様の目標を発表しています。これまで複数の議員が英語教育の質問をしており、具体的な例として、さいたま市の取組など、事業の充実を訴え、また８月24日に開かれた児童議会では、32番の児童議員が田中市長に対して、今の市川市に足りないものは何ですかとの質問をし、田中市長はじっくりと考え、教育かな、具体的に言うと、小学校、中学校にもっと英語教育をし、市川で教育を受けたい、皆さんの親御さんが市川の教育を私たちの子どもたちに受けさせたいという魅力をつくれる町だと思っているので、今もっと教育に力を入れたいと考えていると御答弁されていました。また、総合教育会議の中でも５つのテーマで話された中に、小中一貫して英語教育の推進があり、５つのテーマについて、さらに具体化するようにも話されていました。

そこで、１、中学生の英語力の現状について伺います。千葉県では、生徒に求められる英語力についての中で、中学校はＣＥＦＲ、Ａ１、英検３級相当を６割と目標にしていますが、本市の中学生の英語力の現状についてどのように判断し、また、中学３年生の達成状況についてお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

文部科学省及び千葉県では、生徒の英語力に関して、中学校卒業段階で英検３級相当と言われるＣＥＦＲ、Ａ１レベル相当以上を達成した中学生の割合６割以上を目標としています。生徒の英語力に関することの判断方法としましては、英語能力に関する外部検定試験の結果がＣＥＦＲ、Ａ１レベル相当以上を取得していることで判断する方法と、英語担当教師が学習指導要領に基づき自校でのパフォーマンステストの結果で、相当する英語力を有していると判断する方法とがございます。令和６年度の市立中学校３年生については、生徒の英語力に関することにおいて、63.6％の生徒がＣＥＦＲ、Ａ１レベルの英語力を有しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　本市の中学生ではＣＥＦＲ、Ａ１レベルが63.6％もいるとのことでした。本市の中学生が頑張っていること、教職員が努力されていることがうかがえる結果かと思います。

再度伺います。さきにも述べましたが、ＣＥＦＲ、Ａ１は英検３級に相当します。英検を持っていると受験の加点になることが多く、就職や資格取得に英検の等級が条件になることもあります。

そこで再度伺います。千葉県外国語教育推進計画の中に外部検定試験受験の促進とありますが、どのように促進しているのでしょうか。また、本市中学生の受験人数は把握できているのかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

千葉県では生徒の英語力の実態を調査、把握し、各学校での英語教育の一層の充実を図るため、平成27年度から英語検定協会と提携し、千葉県英語の学力状況調査（英検ＩＢＡ）を実施していました。令和２年度に千葉県英語の学力状況調査の事業は終了しております。令和６年度の市立中学校３年生の外部検定試験を受けたことがある生徒は38.1％となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　千葉県は中学校への千葉県英語の学力状況調査（英検ＩＢＡ）を現在は行っていないため、外部検定試験受験の促進としての具体的な取組がない状況であること、理解しました。外部検定試験を受けたことのある中学３年生は38.1％とのことでした。検定試験を受験したくない生徒もいるかもしれませんし、等級が何級か分かりませんが、英検３級以上を目指せる生徒が63.6％いる中で、受験者数は約半数ということになります。ある学習塾の講師の方が英検を取得するメリットは、目に見えるスコア以上に自信と将来の武器になることです。英検合格によって、自分にもできたという成功体験が得られ、それがその後の学習意欲にも直結しますと言われていたことがとても印象的でした。

そこで、２、課題と対策について伺います。外部検定試験受験の促進はしていないとのことでしたが、グローバル化が進む現代社会において、英語力は重要性が高まっており、子どもたちの将来を考えた際に、資格を持つことは大切と考えます。現在、英検を受験する環境づくりは行っていないようですが、本市において英語力向上の課題は何でしょうか。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

本市では、小学校と中学校の英語担当教師が指導内容や指導方法について理解を深める研修を行い、小中連携の推進を図っております。しかしながら、小学校では、話すこと（発表）、話すこと（やり取り）、聞くことを中心に授業を行っていることに対して、中学校では、これらに加えて、読むこと、書くことの４技能５領域の言語活動を通してコミュニケーションを図る資質、能力を育成する授業を行うことから、教育委員会といたしましては、円滑な接続に課題があると考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　小学校での授業の進め方と中学校での授業の進め方に違いがあるため、円滑な接続が課題であること、理解しました。

では、再度伺います。英語力向上を目指すための対策はあるのかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会としましては、中学生の英語力向上には小学校と中学校の円滑な接続が必要であると考えております。このことから、中学校の授業において、小学校で学んだ言語材料を意識しながら、コミュニケーション能力の育成を意識した授業を行うよう指導、助言を行っております。また、総合教育会議において市長より、小中学校一貫した英語活動、英語教育について提案を受けておりますので、具体的な施策を検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　対策としては、小中一貫の英語活動、英語教育を行っていくとのこと、理解しました。

では、さらに伺います。対策は理解しましたが、具体的に英語の授業での取組はどのように進めていくのかお

聞かせください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

中学校では、毎時間英語科の学習において、英語を使って日常的な話題について、ＡＬＴや友達とやり取りする活動を行っております。また、中学生が１人１台端末を用いて自分の発表を録画し、よりよい説明の仕方や表現について考え、振り返りを行うなど、主体的に話す活動にも取り組んでおります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　友達と英語でやり取りすることは、相乗効果も期待でき、また、発表を録画することは、客観的に自身を知る機会になると考えます。中学生が日常で楽しみながら英語に触れる時間を増やす取組をされていることを理解しました。

次に、３、英検検定料の助成について伺います。現在、様々な自治体で子どもたちの英語力向上のための取組がされる中で、英検の受験料に助成を行っているところがあり、対象が中学生だけのところや、小中学生、小学生から高校生までと様々なパターンがあり、未来を担う子どもたちへ平等な教育の支援を行っているところがあります。その中で、千葉県山武市では令和６年度英語検定の結果について公表しており、「市の英語推進事業として『中学卒業までに英語検定３級を取得』という市の目標に向けて、市内中学校の生徒を対象に英語検定のための費用の補助と英語検定対策の学習会（英語力アップ講座）を行っています」とありました。山武市での英語検定補助は、市内全中学生を対象として、各学校が試験会場で、１年のうち１回分の検定料全額を補助しており、対象となる級は５級以上、英語検定に向けて学習会を各学校で開催し、講師は日本人講師、または外国人講師を派遣して行い、令和６年度からはＡＩ英会話システムで様々なシチュエーションを想定し、ＡＩと対話練習することで個々の能力に対応した効果的な学習ができているとのことでした。そのような取組の中、中学卒業時での英検の取得率は、令和５年度は41.7％、令和６年度は45.2％で、１年間で3.5％アップすることができていました。英検の等級によって子どもたちの将来の選択肢が広がる可能性があることを考えると、全ての子どもたちが平等に英検取得できる環境づくりが必要と考えます。

そこで、外部検定試験を受験しやすい体制づくりとして、本市でも英検検定料の助成を行うことはできないか、お聞かせください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

文部科学省は、英語教育実施状況調査において、英語能力に関する外部検定試験の結果をＣＥＦＲ、Ａ１レベル相当以上の英語力を有していると判断する方法の一つとして示しております。このことから、教育委員会は、外部検定試験は生徒の英語力を客観的に確認するものとして有効であると考えております。総合教育会議で市長から小中学校一貫した英語活動、英語教育の提案がありましたことから、外部検定試験の助成も含め、具体的な施策について検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　英検受験のメリットとして、何級合格という明確な目標ができることで、日々の英語学習へのモチベーションを維持しやすくなり、合格という成功体験は子どもに大きな自信を与え、やればできるという自己肯定感を育むことにつながり、さらに、英検は文法や単語、リーディング、リスニングといった英語の基礎的な力を段階的に身につけるのに役立つと考えます。英検検定料は、本会場では３級が6,900円、準２級は8,500

円、等級が上がると受験料も上がります。しかし、準会場では３級が5,000円、準２級は6,100円となります。準会場としての会場申請は、団体で申し込み、２級から５級の志願者の総人数が10名以上いれば行えるため、助成をしているほとんどの自治体が学校を準会場として申請をし、検定試験を行っています。私が話を伺ったひとり親家庭の方で、英検検定料が家計の負担になることから、受験を諦めている子どもがいます。教育は子どもの権利であり、平等であるべきと考えます。子どもの英語力向上のために英語検定料の助成を強く要望します。

以上で質問を終わります。御答弁いただき、ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　中村よしお議員。

○中村よしお議員　公明党の中村よしおでございます。通告に沿って一般質問を行ってまいります。

事業所が排出した段ボールの適切な処分方法について。

(1)事業所で発生した段ボールの処分方法について質問いたします。ある事業者の方から、事業活動を通じて排出する段ボールを一般廃棄物処理事業者に委託して排出していますが、段ボールは分別されることなく、クリーンセンターで焼却処理されているようだ、汚れていない段ボールなので資源化してほしいが、どうしたらよいかとの相談を受けました。確かにリサイクル可能なものはきちんと分別し、再資源化すべきであるということは言うまでもありません。

そこで、事業所で発生した段ボールはどのように処分されていると認識しているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

事業活動に伴って発生した段ボールを含む一般廃棄物は、廃棄物処理法や条例により、排出した事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないと定められており、本市では原則として、事業者自らがクリーンセンターに搬入する、または市が許可する業者に処理を委託することを適正処理として定めております。このうち段ボールにつきましては、廃棄物処理法により、くず鉄や空き瓶類などと同様に、専ら再生利用の目的となる廃棄物と定められており、適正処理ができる業者であれば、許可業者以外でも収集を依頼することが可能となっております。御質問の事業所から発生した段ボールにつきましては、事業者または処理を依頼された許可業者等により、市内５社の紙問屋に搬入され資源化されており、許可業者が燃やすごみと併せてパッカー車に投入し、混載したものについてはクリーンセンターで焼却をしております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　事業所から発生した段ボールは、主に事業者または許可業者等により市内の紙問屋に搬入されて資源化されていると。一方、許可業者が燃やすごみと併せて収集したものについてはクリーンセンターで焼却しているということで、焼却される段ボールもあるということでありました。この点が今回の質問のポイントとなっております。

このことを踏まえて、(2)に移ります。次に(2)実際の処分状況について。ア、廃棄物処理事業者数及び廃棄物の処分量についてを質問いたします。事業系ごみを収集する許可業者数とその許可業者による燃やすごみのクリーンセンターへの搬入量について伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

市では廃棄物の適正な処理のため、ごみや浄化槽汚泥などの品目ごとに許可を付与しております。御質問の事業系一般廃棄物の収集・運搬業の許可業者は全体で34社、そのうち品目や収集地域などの限定がない業者は22社

となっております。許可業者がクリーンセンターに搬入する事業系一般廃棄物のうち、燃やすごみの量は年間約２万8,000ｔとなっており、この中には分別されていない段ボールも含まれております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。

このことを踏まえて、次のイに移ります。それでは、イ、廃棄物処理法において、専ら再生利用を目的としている廃棄物である段ボールの回収状況についてです。事業所から排出される段ボールの総量、許可業者が収集し紙問屋に搬入する量、市内事業者から紙問屋に搬入される量についてお答えください。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。事業所から排出される段ボールの総量や紙問屋に事業者が直接持ち込む量につきましては、それぞれ報告を受けておらず、また、紙問屋へは市外からの搬入もあり、本市から排出される事業系の段ボール総量については把握ができておりません。また、段ボールは専ら再生利用を目的とした廃棄物であるため、許可業者以外が収集する場合もあると認識しており、こちらについても収集に際して市への事前登録などが必要ではなく、収集業者に関する情報がないため、把握ができておりません。一方で、許可業者が収集する事業系一般廃棄物につきましては、クリーンセンターへの搬入量のほか、段ボールをはじめとした資源物の搬入先や量の報告を毎月受けており、段ボールの紙問屋への搬入量は年間約7,000ｔとなっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。市は許可業者から段ボールをはじめとした資源物の搬入先や量の報告を毎月受けているとのことで、段ボールの紙問屋への搬入量は年間約7,000ｔであるということでありました。それでは、限定のない許可業者22社のうち何社が紙問屋に搬入しているのか、お答えください。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

収集場所や品目に限定のない許可業者22社のうち18社は段ボールを紙問屋へ搬入しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。今の答弁から、22社のうち18社は紙問屋に搬入しているが、このことから４社は搬入をしていないということでありました。この搬入していない業者がいるということについて、私は違和感を覚えております。(3)で議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、(3)専ら再生利用を目的としている廃棄物である段ボールが適正に回収されリサイクルされるための方策についてであります。専ら再生利用を目的としている廃棄物である段ボールは、そもそも適正に回収され、適切に資源化されなければなりません。しかしながら、資源化をしていないと思われる許可業者がいることが分かりました。そこで、事業所から排出される段ボールを適切に資源化するため、事業者や許可業者に市はどのような周知を行っているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

最終処分場を持たない本市は、ごみの最終処分量を減らす取組のさらなる強化が求められており、事業者が排出する燃やすごみに含まれる段ボールについても、分別の徹底による資源化が必要と認識しております。そのため、排出する事業者に対しては、段ボールを含む古紙のリサイクルを促すために、事業系ごみガイドブックや市

公式ウェブサイトにおいて、市内にある紙問屋の連絡先や地図、搬入方法などを掲載し、適正処理の周知啓発に活用しております。また、ショッピングセンターなどの大規模小売店舗や一定の延べ床面積を有する事業所を、条例により事業用大規模建築物と定め、廃棄物管理責任者の選任や減量・資源化に関する計画書の提出を義務づけ、段ボールを含めた一層の資源化への協力を求めてきております。また、許可業者に対しては、資源化可能な段ボールは可燃ごみピットに投入せず、段ボールの保管場所に可能な限り降ろすよう周知するなど、段ボールの資源化に向けて取り組んでおります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　これまで段ボールの資源化に向けて一定の取組をされているということについては認識をいたしました。しかしながら、許可業者に対しては資源化可能な段ボールは可燃ごみピットに投入せず、段ボール保管場所に可能な限り降ろすよう周知するなど、段ボールの資源化に向けて取り組んでいるとのことではありますけれども、実態では全てがそのようにはなっていない部分もあるというふうに考えております。

そこで、さらに質問してまいりますが、適切な資源化をさらに確実に進めるため、本市はどのような取組ができると考えているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

段ボールの資源化のためには、事業者や許可業者に御協力をいただけるよう、さらなる周知啓発の強化が必要と考えております。排出する側の事業者に対しては、段ボールを含めた古紙がリサイクル可能であり、そのリサイクル方法として、紙問屋に直接持ち込めることや、許可業者などに依頼して搬入することなどを引き続き周知してまいります。請け負う側となる許可業者に対しては、段ボールの分別収集に併せて、段ボールが少量の場合であってもパッカー車に投入せず別に積載し、クリーンセンターの保管場所に降ろすことを機会を捉えて呼びかけてまいります。今後はこうした取組に加え、段ボールを含む事業系一般廃棄物のさらなる資源化を促進するため、先進市の効果的な施策を調査研究してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　ではこのテーマをまとめます。クリーンセンターの焼却炉への負担を減らすことや焼却費の低減にもつながるため、段ボールをはじめ事業系一般廃棄物の資源化を確実に進めていければなりません。先ほど答弁でありましたけれども、事業用大規模のショッピングセンターとか、あと私たちが家庭で資源物として段ボールとか紙類を出しておりますけれども、そういったものの資源化、要するに紙問屋に持ち込んでいる量等については把握をされているけれども、事業系の一般廃棄物、これは自身が、そもそも排出業者が持っていけば把握はされるんでしょうけれども、それ以外に委託業者とか、これは許可が必要ないので、許可を受けていない業者が持っていくものについては把握をされていないと、ここだけが実は把握をされていないというところが私は問題ではないかというふうに考えております。ただ、これは廃棄物処理法の法律の問題がありますので、なかなか市だけで独自に変えることはできないけれども、それについては、できる限りのやっぱり努力をしていかなければならないというふうに考えております。また、事業者の資源化ニーズに応えるため、段ボールを紙問屋に持ち込んでいる許可業者を明らかにしていくことについて、これは分かりやすく明確にしていくということ。要するに、排出事業者が選べるようにするということは、私はこれはできることではないかというふうに考えておりますので、ぜひこのことをやっていただきたいことを要望いたします。

そして、答弁で言われました段ボールの資源化への取組、先進市の効果的な施策の調査研究を確実に進めてい

ただくことを要望して、このテーマはこれで結構であります。ありがとうございました。

次のテーマです。公園に設置されたプールや水遊び場の維持管理及び整備について質問します。

今年の夏、南行徳公園ということで、いわゆるえんぴつ公園の25ｍプールが故障していて使用ができないと。楽しみにしていたけど使用ができないんだと。市民から、これは予算がないから直せないんだというふうに聞いていると。これは根拠のないことだとは思いますけれども、そんなふうに市民の方からも言われました。

そこでまず、南行徳公園の25ｍプールの不具合について、経緯や原因、どのように対処したのかについてお答えください。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

南行徳公園内の25ｍプールにつきましては、昨年の８月３日、開場前の準備中にろ過設備内のポンプの電源が入らなくなり、修繕等が必要なため、開場を中止したところです。その後、修繕のため故障したポンプを確認したところ、プール開設、昭和47年ですけれども、その当初から使用してきたもので、修繕で対応することが難しく、ポンプ本体の交換が必要であることが判明しました。ポンプ本体の交換にはポンプ周辺の配管及び周辺設備の交換も必要となり、改修設計を含めてある程度の時間を要しますことから、今年度の25ｍプールの開場は中止といたしました。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。このえんぴつ公園の25ｍプールが昨年の８月３日から現在に至るまで、開場が中止されているということでありました。当該プールは開設されてから53年程度経過している。老朽化が大分進んでいるということで、昭和47年なので、私の年齢と同じなので、確かに人間もかなり老朽化が進んできているところなんだろうなというような思いになります。やっぱり部品も古くなっていって、聞くところだと、部品を生産しているような会社そのものが今現存していないような、そういったこともあるということで、当初補修で済むと思っていたものが、そうではなくて改修をしなければならないということですね。市内公園に設置されているプールは、やっぱり多くが設置が古くて同様の状況になっている、また、これからなっていくのではないかと私は考えております。

それでは、このことを踏まえて(2)に移ります。次に、(2)公園に設置されたプールや水遊び場の維持管理の考え方及び取組について伺ってまいります。市内公園プールの設置箇所、設置年、そして公園プールに要する維持管理費と具体的な業務内容について伺います。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

公園内のプールは子どもたちが夏に水遊びができる場所として、市内20か所の公園に設置しています。そのうち行徳の駅前公園と南行徳公園の２か所の公園には25ｍプールと子ども用のミニプールを併設し、その他の18か所の公園にはミニプールを設置しています。公園内のプールを安心、安全に開場するためには、衛生的に利用するための水質管理と機材の管理、利用者の事故を未然に防ぐための適切な監視などの維持管理が必要です。現在、公園内のプールの維持管理は委託により実施しており、開場前後に行うプール設備の保守点検業務と開場期間中に行うプール監視等の業務があります。それぞれの費用はプールの設備の保守点検業務、年間約63万円、プール監視等の業務、年間約2,200万円となります。保守点検業務の主な内容です。開場前はプールに水を入れた状態で設備の運転調整やバルブ、水槽、シャワーなどの附帯設備の点検整備、開場後はろ過器の水抜き、ろ材や配管内部の洗浄など附帯設備の点検となります。プール監視等業務の主な内容です。監視員は行徳の駅前公園と

南行徳公園は各４名、ミニプールは公園ごとに１名を配置し、プールサイドの清掃や水中のごみの回収、循環装置等の点検、受付及び監視、水質検査などを行っています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　公園プールは市内20か所に設置されていて、どこも子ども用のミニプールが設置されていて、そのうち２か所、25ｍプールが設置されているということであります。維持管理に関しては、プール設備の保守点検は年間約63万円、保守点検業務は約2,200万円の費用がかかるということで、やっぱりこれは人件費ですね。相当かかるんだなというふうに、そんな印象を持っております。

このことを踏まえて(3)に移ってまいります。(3)今後のプールの維持管理について積極的な予防保全を行い、建て替えの費用対効果や地域ニーズを反映した整備計画を策定することについてであります。監視員約26人の配置を行っているということ、理解をいたしました。プールの数は多く、維持管理は大変な費用と労力がかかっていることが分かりました。今後は故障等を極力減らす予防と建て替え等の整備の検討が必要であるというふうに考えております。

そこで、ミニプールや25ｍプールについて、今後、予防保全の考え方を入れた整備計画があるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

現在、公園内のプールの建て替え計画等の整備計画や施設保全のための整備計画はありませんが、施設の適切な維持管理は、衛生面や安全面の点から必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　公園プールの建て替え計画等の整備計画や保全のための整備計画はないということは分かりました。昨年の夏から今年の夏にわたって約１年間も使用ができなかった。先ほどのやり取りで出ましたえんぴつ公園のことを考えると、既に調達できない部品とか、そういったものがどの程度あるのかというようなものを確認しておくということが、故障が生じたときに早急に修繕や改修の対応ができることから、ぜひプールに関する部品等について、そもそもあるのか、また調達できるのか等の事前確認を強く要望しておきます。これはこれで結構です。

次の(4)に移ります。(4)水遊び場の整備についてであります。現在、増設や建て替えの計画がないことや施設保全計画、そういったものがないということは先ほど理解いたしましたが、実際、費用対効果を考えますと、ミニプールの増設や更新、改修よりも、例えば今、市内に南行徳公園や行徳の駅前公園の噴水など、既に設置されている水景施設のほうが暑さ対策の一環としては、監視員も要らず効果が高いのではないかと考えます。これら水景施設の新たな配置について本市の考えを伺います。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

噴水や小さな子どもたちが水遊びのできる水景施設は、市内では大洲防災公園、広尾防災公園、行徳の駅前公園、南行徳公園の４か所に配置しています。水景施設は暑い日に涼しさを提供し、子どもたちも楽しめる施設です。水景施設の新たな配置については、公園の立地条件や地域の意見、整備に関する費用などを含めて、他市の事例も参考に検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　このテーマをまとめます。老朽化が進んでいる公園プールについて、25mプールは、私はその必要性はあるというふうに考えていて、更新に当たっては、より使い勝手のよい、例えばユニバーサルデザインを取り入れたプールなど検討していただきたいと思います。

ミニプールについては、実際この利用者はかなり少ない。それぞれのプールによってばらつきはあると思いますけれども、利用者は少ないと。一方で、ミニプールには監視員を１名配置しなければいけないというような維持管理費用はかかるので、その必要性についてはよく検討していただきたいと思います。また、より幅広い年代の市民が利用可能な暑さ対策に資する噴水広場やジャブジャブ池などの水景施設設置の検討をぜひ進めていただきたいと思います。答弁も前向きだったというふうに私は受け止めました。公園プール、暑さ対策の水景施設の整備により、市民生活がより安全、快適なものになると考えますので、推進をよろしくお願いいたします。このテーマはこれで結構であります。

次に、市立学校の水泳学習及びプールの在り方についてであります。

まず、水泳学習の目的及び事業の実施状況について伺ってまいります。暑さ指数計が31以上や雨天となった場合に水泳学習を中止しているということでありますが、今年度の実際にプールを使用した水泳学習の実施日数を教えてください。そして、そもそもこの水泳学習は何を学ぶために実施しているのか、改めて確認をさせていただきます。加えて、猛暑が定着している近年、暑さ指数計が31以上を超える日がより増えることを想定しますと、今後の水泳授業をどう実施していくのか、環境整備について検討すべきと考えますが、本市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

初めに、水泳学習の目的についてです。文部科学省が定める学習指導要領において、指導すべき水泳技能としては、小学校の低学年では水に慣れること、中学年では浮くことや泳ぐこと、高学年及び中学校ではクロールや平泳ぎなどの泳法としております。水泳技能と併せて本市の小学校では、着衣泳の実施、中学校では救助法の学習など、事故防止についての学習も行っております。なお、適切な水泳場の確保が困難な場合においても、水泳を行うときの事故防止などの心得は必ず取り上げることとなっております。

次に、授業の実施状況についてです。プールが設置されている小中学校を対象に、今年の６月から７月までで実施した日数について調査を行いました。この集計結果といたしましては、学校や学年によって実施予定日数に多少のばらつきはあるものの、５日間実施を予定していた小学校での平均実施日数は約4.3日間、７日間実施を予定していた中学校での平均実施日数は約6.3日間の実施となっておりました。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　水泳学習の目的は理解いたしました。授業の実施状況については、プールが設置されている小中学校を対象に調査を実施していただいた。その結果は、学校や学年によって実施予定日数に多少のばらつきはあるけれども、５日間実施を予定していた小学校の平均実施日数は約4.3日間、７日間実施を予定していた中学校での平均実施日数は約6.3日間の実施ということでありました。教育委員会からもお聞きをしましたけれども、実施できなかった場合は、その振替等、工夫をされたということでありました。工夫を重ねて子どもたち、児童生徒にしっかり授業を受けさせることができた、日数を確保されたということについて敬意を表したいというふうに思います。これはこれで結構であります。

(2)プールの設置状況及び維持管理について質問してまいります。本市の小中学校はプールが設置されていない学校があるというふうに承知していますが、本市小中学校等のプールの設置状況について伺います。また、プ

ールの維持管理について、過去５年間の費用や件数、主な修繕内容などについて伺います。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

本市小中学校のプール設置の状況は、小学校が全38校、中学校が第一、第八、福栄、妙典中学校を除く11校に設置をしております。義務教育学校の塩浜学園及び須和田の丘特別支援学校には設置をしておりません。なお、プール棟を閉鎖している行徳小学校と塩浜学園の前期課程につきましては、民間スポーツクラブのプールを利用した授業に切替えをしております。また、須和田の丘特別支援学校稲越校舎の小学部につきましては、稲越小学校のプールを利用しております。維持管理につきましては、令和６年度のプール修繕費用の実績は、小学校が26件で約540万円、中学校が８件で約260万円、計34件、約800万円となっております。また、令和２年度から５年間の実績としましては、小中学校合わせて145件、約6,500万円となっております。主な修繕内容としましては、プール槽やプールサイド、フェンスなどの建築関係が約64％を占めており、続いて配管の詰まりや漏水などの給排水関係が約19％、その他ろ過器の部品交換などが約17％となっております。傾向としましては、全体的に老朽化が進んでいることから、特定の学校のプールに修繕が集中しているものではございません。修繕方法は、応急処置がほとんどであり、危険度が高く、大がかりな修理が必要なものについては改修工事で対応をしているところであります。過去５年間で実施したプール関係の改修工事は、危険度が高いと判断をした屋上プールのフェンス改修２件であり、今年度も屋上プールのプールサイドの改修工事１件を行っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。再質問ですが、本市小中学校のプール設置の状況について、小学校は全校設置をしているものの、行徳小は使用中止になっていると。中学校が４校、義務教育学校と特別支援学校についても設置していないという状況であります。

そこで再質問になりますけれども、行徳小学校及び義務教育学校の塩浜学園についてはプールが閉鎖となり、民間スポーツクラブのプールを使用して授業を行っているというふうに認識をしていますが、そのときの施設閉鎖の理由をお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

２校ともプール棟の軀体の鉄骨の腐食がひどく、部分的な補修は不可能であることから、プール棟を建て替えざるを得ないと判断をしたものです。しかしながら、費用の面と工事完了まで２年以上かかると見込まれることから、民間スポーツクラブのプールを利用することといたしました。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　このプール棟の軀体が腐食した状態というのは、既に安全な状態と言える状況であったのかというところはちょっと疑問があるところであります。また、修繕について、過去５年間で約6,500万円というのは、例えば他の自治体の状況等と比較をしているわけではないので、これが多いのか少ないのかというのは今の答弁から私は判断できませんけれども、決して少なくない費用がかかっているというふうに私は思います。

さらに質問しますが、老朽化が進む中、修繕・改修件数が増加し、財政負担が増していくということになると考えますが、今後、校舎の建て替えまでどのような維持管理をしていくのか伺います。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

現在のところ、プール槽やプールサイド躯体全体に係る大規模な改修やろ過器全体の更新などは計画をしておりません。毎年プール授業実施の前後に行う施設点検により劣化具合や破損などの調査を行っており、修繕や改修工事の必要性を確認しております。修繕が必要となった場合は、これまでどおり安全面を最優先に、授業に支障がないよう速やかに行ってまいります。また、大規模な改修が必要となった場合は、関係部署と協議の上、改修工事や使用中止などの判断を行います。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　今の答弁から、プール槽やプールサイド躯体全体に係る大規模な改修やろ過器の更新について計画をしていないということは分かりました。緊急的な修繕実施によって費用をかけるのではなく、児童生徒が安全、安心に水泳授業を受けられるように、早い段階でプール躯体等の調査を行い、改修あるいは使用中止にするか等について適切に判断をしていくべきであるということを指摘しておきます。これはこれで結構であります。

(3)今後の水泳学習の環境整備について、アとイをまとめて質問いたします。ア、プールの整備方法にはどのようなものがあるのでしょうか。また、イ、整備方法の判断時期とそのプロセスについて伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

プールの配置の方策は、令和３年に作成をいたしました市川市学校環境基本計画において考え方をまとめております。ここでは学校ごとに屋外プールを設置するというこれまでの形態に加え、学校の近くにある民間スポーツクラブなどを利用する形態や、複数校が１つのプールを利用するなど、拠点プールとして使用する形態を示しております。プールを整備する判断時期は、学校の建て替えや大規模な修繕が必要となったタイミングで判断することとしております。その際、児童生徒が移動できる距離にあること、移動の際の安全確保が図られていること、民間スポーツクラブなどの受入れができなくなった際の代替策の見通しが立つことを条件として、まずは学校の近くにある民間スポーツクラブなどを利用することを検討いたします。次に、民間スポーツクラブなどが近くにない場合には、近隣の小中学校のプールを拠点プールとして使用することが可能かどうかを検討いたします。この検討に当たっては、拠点プールとして使用する形態が有効であること、複数校の児童生徒が移動できる範囲にあること、移動の際の安全確保が図れていることを条件としております。最後に、近くに民間スポーツクラブなどや利用できるプールもないとなった場合には、自校にプールを整備することを検討いたします。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　プールの整備方法として、令和３年に策定した市川市学校環境基本計画において考え方をまとめているということで、これについては私も既に拝見をさせていただいております。先ほどの答弁から見ると、その都度といいますか、それぞれの学校の建て替えのときに、それぞれの条件、例えば民間施設を利用する場合、その代替策があるかとか様々な考え方があるわけですけれども、別にこれはもう早い段階で検討はできるんじゃないのかなというような印象を受けました。これはこれで結構であります。

次の(4)に移ります。(4)今後のプール整備方法の考え方についてです。アとイ、まとめて質問します。(3)で現在のプールの整備方法については明らかになりました。その上で、(4)今後の考え方について議論を進めてまいります。まず、アの基本方針についてお答えください。

次に、イについては、これまでの議論で、学校プールの維持管理、更新について、プール槽やプールサイド躯体全体に係る大規模な改修やろ過器全体の更新等の計画はなく、緊急的に不具合が起こるたびに修繕や改修を行

うサイクルになっているというふうに私は認識をいたしました。今後、学校施設の維持管理や更新におけるトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、そして児童生徒が水泳授業を適切に受けられるようにするためにも、学校プールの閉鎖や集約化及び共同利用についての整備計画を早い段階であらかじめまとめるべきと考えますが、見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

市川市学校環境基本計画では、今後、宮田小、一中、市川小、二中、八幡小と１校ずつ順番に建て替えることとしております。このうち学校の建て替えに着手をした宮田小学校については、近隣の民間スポーツクラブを利用することとしております。今後、建て替えが予定される学校については、先日行われた総合教育会議にていただいた学習環境の整備に関する市長からの提案を踏まえ、プールの整備についても調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　理解いたしました。最後に、教育長の御所見を伺いたいというふうに思います。これまでの答弁では、プールの老朽化が進んでいる、軀体が腐食して建て替えざるを得ないが、閉鎖を選択した学校が２校出現しています。また、今後、建て替えが予定されている第一中学校、市川小学校、第二中学校、八幡小学校については、先日行われた総合教育会議での学習環境の整備に関する市長からの提案を踏まえて、プールの整備についても調査研究をしていくということでありました。

ちょっと話は変わりますが、９月19日付の読売新聞記事で、千葉工業大の福嶋准教授という方が、「民間委託や公共施設の利用は、どの自治体でも選べる手段ではない。プールの授業にどこまで時間と労力をつぎ込むか、税金の使い道や教育活動全体のバランスを踏まえた議論が必要だ」と指摘しており、適切な指摘だと私は思っています。本市の水泳授業をどのようにしていくのか。施設整備にどれくらいお金をかけていくのか等、根本的な課題にさらに一歩踏み込んだ検討をしていただきたいと思います。まずは、今後建て替えが予定されている前述の４校について、整備方針のどのような形態を選択していくのか、これらのことについて、早い段階で検討すべきと考えています。教育長は文科省で全国様々な先進事例など御存じだと思います。御所見を伺います。

○にしむた　勲副議長　高木教育長。

○高木秀人教育長　お答えいたします。

学習指導要領にあるとおり、水泳の学習におきましては、小学校では水慣れや浮くこと、泳ぐこと、中学校ではクロールや平泳ぎなどの泳法を授業で扱うことは重要であると考えております。しかしながら、学校自らがプールの維持管理を行うことは必ずしも必要ないというふうに考えております。御指摘の４校を含めました学校における学習環境の整備につきましては、先ほど議員からもありましたとおり、総合教育会議におきまして市長から提案を受けて、具体的に検討しているところになります。これを踏まえて、学校の建て替えや大規模修繕に際しまして、プールについても民間スポーツクラブなどの利用でありましたり、拠点化の検討について進めてまいります。

なお、今回の質疑におきまして、冒頭の学校教育部長の答弁でもありましたが、学校現場では、日々様々な情報が蓄積されておりまして、それを教育委員会が網羅的に把握しているものではない状況でございます。そのため、今後は真に教育行政を進める上で必要不可欠な情報やデータに関しましては、学校現場の負担も勘案しながら、バランス感覚を持って教育長として適切に判断して把握に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　教育長、答弁大変にありがとうございました。かなり踏み込んだ御答弁だったのかなというふうに私は受け止めております。特に最後の各学校等の負担にならない範囲で、それぞれの情報を集約というか把握をしていくということで、私これは本当にすごく大事な点だというふうに思っております。ぜひこれを進めていただきたいというふうに思います。

今御所見いただいたので、私からそれ以上言うことはないんですけれども、ただ、これは一般的に言われますけれども、プールの新設に１校で２億円超かかるとか、維持費も年間100万円かかるとか、そのようなことも新聞等にも書かれております。以上のように財政負担が多い。また、水着を着るのが嫌なので授業を欠席するというようなケースもあるというようなことも聞いておりまして、そういうことに対する配慮とか様々な課題があるというのが、この水泳授業であるというふうに思います。そういった中で、市川市が水泳の授業について、今後、将来を見据えた具体的な議論をさらに進めていただくことを要望しまして、このテーマは終わります。ありがとうございました。

最後に、江戸川サイクリングロードの整備についてであります。

私は時折、この江戸川サイクリングロードでサイクリングをしています。この質問をするに当たり、数日前ですけれども、この道を実際に改めて確認で走ってまいりました。私は江戸川の広大な河川空間は本市に残された貴重なオープンスペースであり、潤いとゆとりのある都市空間としての市民の憩いの場となっており、いちかわ景観100選にも選ばれているこの市川市民が愛する江戸川という貴重な資源をさらに美しく使いやすく整備するなど、価値を高めていくこと、これをしっかり取り組んでいくべきだというふうに考えております。私はその思いから、これまで江戸川サイクリングロードの整備に取り組んでおり、2016年９月定例会にて、一般質問で質問、提案を行いました。それから９年が経過をしました。この間、市川市区間の江戸川サイクリングロードは、行徳橋が建て替えられて、本当にきれいに整備されて、サイクリングロードのルートを誤らないための矢印表記や路面の舗装が進み、草がきれいに刈られている。おといぐらい走ってきましたけど、さすがに草が生え始めているなというところはありますが、基本的にはもうきれいに整備をされているというふうに思っています。今回の質問では、江戸川サイクリングロードのさらなる整備について議論を進めていきたいと考えております。

それではまず、江戸川サイクリングロードについて、本市の政策上どのような位置づけとなっているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市では、主に自転車や歩行者の通行の用に供することを目的に、平成10年度に国が策定した複数の自治体が広域的な連携の下、活力とゆとり、潤いのある空間の創造を目指す地域戦略プランにおいてサイクリングロードの整備を要望し、国が平成11年度から堤防天端部に整備を進め、平成14年度に一部区間を除いて整備が完了しております。現在は本市が河川管理者である国から占用許可を受け、江戸川サイクリングロードとして管理しています。政策上の位置づけとしましては、歩行者と自転車が安全で快適に通行できる道路環境の実現のために、平成27年６月に策定した市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画において、比較的長い移動を担い、積極的な自転車交通の誘導が可能なネットワークの骨格路線として位置づけております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　本市が平成27年６月に策定した市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画において、比較的長い移動を担い、積極的な自転車交通の誘導が可能なネットワークの骨格路線として位置づけているということでありました。これはこれで結構です。

次に移ります。次に、(2)これまでどのような整備を行ってきたかについてです。江戸川サイクリングロードの整備状況について、私はこの10年間くらい大分推進されてきたと先ほども申し上げました。自転車で走れば道を間違えることもほとんどないし、道の端の草の手入れもよくされている。また、路面の整備もなされ、快適にサイクリングを楽しめるようになってきたと感じています。

そこで、これまで本市はどのような整備を行ってきたのかについて伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市がこれまで行った整備は、利用者の安全対策や利便性を向上させるための自転車ゲート、車椅子ゲート、距離標、案内板といった施設の設置や、土手下から江戸川サイクリングロードに至る斜路の手すりの設置、国道14号下を通過する際の経路が分かりにくかったことの対策で設置した路面標示などがございます。また、部分的な舗装補修や年３回の除草作業なども行っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。よく整備をされていただいたこと、理解しました。敬意を表するところであります。これはこれで結構です。

次に移ります。次に、(3)バイク進入防止施設の取扱いについてであります。今回の質問に当たり現地の確認をしましたけれども、バイク進入防止施設が一部、１か所撤去されているのを確認しました。バイク進入による歩行者や自転車走行者への接触事故防止の観点からは、当該施設の必要性は認めるものの、利便性から考えると、必要ないんじゃないのかなと私は以前から感じていましたので、この撤去については評価したいと考えますが、まだ当該施設、数か所あります。これらについても撤去するのか、その取扱いについて認識を伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

江戸川サイクリングロードには、一般的に車止めと呼ばれる物理的に自動車やバイクの通行を阻止し、歩行者や自転車の通行の安全を守るための施設が設置されています。この車止めは、松戸市境から江戸川水門約7.3kmの区間に７か所設置されており、車やバイクの進入を防ぐ一方で、自転車の快適な走行を阻害していたことから、市長指示により改善策を検討してまいりました。国との協議の結果、この車止めは利用者からの要望や苦情により設置されたものもあると考えられることから、一度に全てを撤去するのではなく、段階的に撤去し、検証しながら進めることとなりました。稲荷木３丁目地先の車止めの撤去は、この協議に基づいた最初のケースで、令和６年度に実施したものです。車止めを撤去したことについて、サイクリングロードの利用者から苦情や再設置の要望は、現在のところ確認できておりません。そのため、今年度も国と協議して、市川南３丁目地先の車止めを撤去する予定としております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　今後もこの車止めについて段階的に撤去し、検証しながら進めると。今年度については国と協議し、市川南３丁目地先の車止めを撤去する予定であるということでありました。要するに、車止めについては撤去していくということで理解をいたしました。聞くところによると、市長が現地を確認されて、答弁にもありましたけれども、指示をされたということで、大変な英断であるということで敬意を表するものであります。ぜひ早期に進めていただきたいと思います。これはこれで了といたします。

次に移ります。次に、(4)国府台３丁目地先の江戸川サイクリングロードの整備状況に移ります。平成28年９

月定例会の一般質問で、この箇所について質問しています。そのときには、サイクリングロードの整備そのものはなかなか困難ということで、路面標示を行うこととしたいというような答弁をいただきました。しかしながら、当該箇所の拡幅など抜本的な整備がなされていないということで、サイクリングロードのここが断絶をしているというふうな状況が続いており、千葉県サイクリングロードには含まれないことにつながっているというふうに私は認識をしております。そのような状況が大きく変わる動きがありました。この令和７年度当初予算に拡幅工事の調査予算が計上されたということでありました。そのときに私は、拡幅するのかと大変驚いたんですね。この拡幅について予算が計上されたということは大変喜ばしいことであるし、担当部局もずっと長きにわたって取り組んでこられたのかと敬意を表するものであります。

そこで、国府台３丁目地先の江戸川サイクリングロードの整備状況について伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

平成28年９月定例会で御質問のあった国府台３丁目地先の里見公園西側の未整備箇所については、幅員約５ｍの一般道路に3.5ｍのサイクリングロードを付加し、整備するための予備設計を行っております。予備設計では、河川側や里見公園側に道路を拡幅する場合、護岸や擁壁の築造が必要となりますことから、それらを検討するための地質調査や測量を行い、最適なルート案を検討するとともに、河川を所管する国や関係部署と協議を行っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　この里見公園西側の未整備箇所ということで、幅員約５ｍの一般道路に3.5ｍのサイクリングロードを追加すると。そのための整備のための予備設計ということであります。この3.5m拡幅するというのは、なかなかこれはすごいなというふうに私は思いました。ぜひこの取組について、今後どんどん進めていただきまして早期実現をしていただきたい。強く要望しておきます。

(5)に移ります。最後の(5)今後、当該サイクリングロードをより魅力あるものにするための取組について伺ってまいります。これまでの議論で、江戸川サイクリングロードの未整備区間が整備され、安全に走行できるようになれば、江戸川サイクリングロードの魅力とともに本市の名所などを絡めて発信し、本市全体のＰＲにもつながると考えます。本市の認識をお答えください。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

江戸川サイクリングロードが全線整備されると、江戸川左岸に整備されている自転車道は野田市関宿から東京湾が眺望できる本市の下妙典地先まで走行が可能になります。本市の区間及びその近くには里見公園や本市の代表的な景観である江戸川の水辺空間を含む江戸川放水路など、本市の景観100選に選ばれている箇所が多くあります。全線整備された江戸川サイクリングロードを周知することは、本市としても有意義なことと認識しております。整備の完了に合わせて、千葉県のサイクリングロードマップへの掲載をはじめ、関係部署と連携しＰＲしたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中村議員。

○中村よしお議員　では、まとめます。江戸川サイクリングロードが全線整備されるということで、いよいよこの江戸川サイクリングロードの周遊が可能となります。私も実際、下妙典といいますか、海側を行って、国道357の陸橋を上ってぐるっと回ってきましたけれども、この周遊が可能となると。そしてこの未整備箇所、仮に

3.5ｍの拡幅がされるということになると、江戸川の川面に結構近いんですよね。水面に近いところにあるので、ここを江戸川の川面に程近い休憩所などを整備すれば、また魅力的な市川市の名所というかスポットが創出されるのではないかというふうに想像いたします。当該箇所の道路拡幅は簡単なことではないと思いますが、鋭意取り組んでいただき、早期整備を実現していただくことを強く要望し、中村よしおの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時38分休憩

午後３時10分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

廣田徳子議員。

○廣田徳子議員　日本共産党の廣田徳子でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、１つ目は配食サービスについてです。議長に申し上げます。(2)を先に質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　はい。許可いたします。

○廣田徳子議員　以前にも２回ほど質問をさせていただいています市川市の高齢者等の食の自立支援についてです。

そこでまず、(2)の利用者の実態について伺います。配食事業の利用者の実態について、過去３年間の利用者数及び配食数について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

過去３年間における利用者数及び配食数につきましては、令和４年度の利用者は実人数で376人、配食数は延べ１万9,984食、令和５年度は347人で１万6,405食、令和６年度は291人で１万4,209食でございます。利用者数及び配食数につきましては年々減少しておりますが、利用をやめた方の主な理由としましては、施設入所や入院などのほかに、ヘルパーなどほかのサービスを利用するようになった、食事を自分で用意できるようになった、また、食事が口に合わないと感じたなど、様々な声がありました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　利用者が少なくなった理由が、食事の支度が自分でできるようになったということは大変喜ばしいことですが、食事が口に合わないからやめてしまうという理由は大変残念に思います。

そこで、市民はこの制度を利用したいとき、また、やめたいとき、どのような手続が必要なのか伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

配食サービスを申請される場合につきましては、申請書もしくはオンラインにて申請をしていただいており、申請書の受付は市役所第１庁舎や行徳支所の窓口のほか、市内15か所の高齢者サポートセンターでも行っております。また、申請受理後につきましては、各高齢者サポートセンターの職員が申請者の自宅を訪問して体調や生活状況を聞き取り、その後、事業者が御自宅に伺って約３週間程度でサービスが開始となります。配食サービスをやめたいときの手続につきましては、やめたい日の前日の17時までに辞退届、もしくはオンラインにて申請を

いただいております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　分かりました。開始までに３週間程度かかるというのは、少し時間がかかり過ぎだと思います。やっていただいているとは思いますが、利用したい人の状況を判断し、臨機応変に対応していただくようにお願いいたします。

次に(1)です。配食事業者の現状と今後の選定における考え方について。私は十五、六年前、配食業者で働いたことがあります。配達先は様々で、寝たきりの利用者さんにはレンジで温めてからベッドのテーブルに置いてくる、認知症の方には、持っていくとすぐに食べてしまうので、玄関のシューズボックスに入れて、ヘルパーさんが来てから食べる、玄関のベルを鳴らしても留守かと思うくらい出てくるまでに時間がかかる人など、本当に１軒１軒違います。安否確認や買物サービスまで本当に大変な仕事だと思います。今後、独り暮らしなどの高齢者が増加すると見込まれており、高齢者の健康維持のための食の確保とともに、安否確認を行う配食サービス事業を拡充していくことが必要と考えます。

そこで、本市の配食サービス事業の目的や概要、事業の経緯と事業者の選定方法について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

配食サービス事業につきましては、平成６年度より健康的な日常生活を営むことができるよう、在宅の独り暮らしの高齢者などを対象に、要介護度などに応じて週に１回から３回、御自宅を訪問し、食事を手渡しするとともに安否確認を実施しております。本事業につきましては、事業開始時より市内で高齢者福祉施設などを運営する社会福祉法人３法人に委託して、市内を４地区に区分し、それぞれの法人が事業を実施しておりましたが、令和４年度に１法人より、サービスの継続が困難であるとの申出がございました。年度の途中の申出であったことから、当該地区の事業を継続できるよう検討しましたところ、事業者の選定については、市内に配食サービスを提供する複数の事業者がありましたので、一般競争入札を実施し、社会福祉法人以外の民間事業者に令和５年１月より委託をいたしました。これにより社会福祉法人以外の民間事業者による実績も確認できたことから、令和５年度は市内全域を対象とした一般競争入札を実施し、１事業者と契約を締結いたしました。令和６年度からは委託期間を令和９年６月までとする３年間の長期継続契約とし、現在、民間事業者１社により事業を実施しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　本市の配食サービス事業については理解いたしました。今後、拡充に向けて、例えば荒川区では複数の配食サービス事業者により事業を実施しており、高齢者が希望する事業者を選べます。市川市でいう高齢者サポートセンターに見守りステーションを置いて、人を確保し、食事の数の管理などを行っているようです。配食事業者は７社、料金やメニューも違いますが、荒川区が一律270円を負担しています。一見補助金額が少ないようにも思えますが、回数の上限を撤廃しました。市川市では現在、介護度によって週１回から３回までとなっていますが、十分な回数とは思えません。荒川区は人口22万人、高齢化率は22.5％、市川市は49万人、高齢化率は21.5％、65歳以上の人数が倍いる計算になります。しかし、配食延べ数は、令和６年度、荒川区では９万食を超えています。市川市では１万4,209食です。今、市川市は１社で最高週３食までですが、それ以上はほかの業者やコンビニなどを利用しているのだと思います。物価高騰や利用者の利便性を考え、見直しを検討することも必要かと思います。現在は１社による長期継続契約とのことですが、次回の契約の際に配食サービス事業

を複数の事業者によって実施することについて、市の考えを伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

一般競争入札を実施する以前は、市内を４地域に区分し事業を実施しておりましたが、配食サービスを提供する事業者が市内に増えてきたことから、令和４年度に事業者への聞き取りを行いました。聞き取りの中で、市内全域を対象にすると配食サービスを提供できない事業者がいる一方、実施できる事業者もいたことから、複数事業者による実施も検討いたしましたが、公正性及び透明性、また経済性の確保の観点から、原則である一般競争入札を実施し、１事業者と契約を締結いたしました。また、３年間の長期継続契約とすることにより、日々の配食サービスを安定的に提供できるだけでなく、利用者と配達員の信頼関係が構築されることで、利用者の異変に気づきやすくなることなどから、見守り体制の強化につながるものと考えております。引き続き利用者などの御意見を伺いながら検証してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　３年間の長期契約にすることで、事業者が計画的に人の配置や利用者とのコミュニケーションを取ることは好ましいと考えます。しかし、市内にある配食業者が切磋琢磨し、活性化できることも複数の事業者と契約することで可能になるのではないかと思います。利用者に寄り添い、今後増えていく高齢者が安心して食事ができるよう、選択肢も増やす方向で、ぜひ検討していただきたいことをお願いして、次に進みます。

次の大項目は、市立美術館整備事業及び郷土資料館構想についてです。

市内にも市川にゆかりのある東山魁夷記念館、文学ミュージアムがあります。しかし、市川駅から１時間以内で行かれる東京の美術館は、東京都美術館や上野の森美術館があり、竹橋にある東京国立近代美術館は40分ほどで行かれます。その時々で様々なイベントを行い、また、世界からの展示品を借りるなど、常に動きがあります。そこにはどれだけのお金がかかるか。運搬費や保存費、レンタル料、物によって違いもあると思いますが、多くの人に見に来てもらおうとすればするほど費用はかかり続けるのだと思います。昨年度から市立美術館整備事業に予算がつき、検討されているようです。

そこで、市立美術館整備事業及び郷土資料館構想について、進捗状況について伺います。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○山影聡香文化国際部長　私からは市立美術館整備事業の進捗状況についてお答えいたします。

市立美術館整備事業といたしまして、昨年度、芸術家や美術関係の有識者などで構成する市川市立美術館整備検討委員会を設置し、２回開催いたしました。委員の皆様からは、主に市立美術館のコンセプトや備えるべき機能、求められている社会的役割などについて御意見をいただいております。本年度は、他自治体の美術館整備事例の調査や情報収集を継続するとともに、平成14年度に策定した市川市文化振興ビジョンが本年度に目標年次を迎えることから、その改定作業の一環として、本市の文化施策に対する市民の皆様の意識や意見を把握するため、市の文化芸術についてのアンケート及び美術館に関するアンケートを実施しております。これらのアンケート結果も参考としながら、市立美術館構想の素案をまとめる作業を進めているところであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　私からは郷土資料館構想の進捗状況についてお答えをいたします。

郷土資料館の構想につきましては、施設設置の在り方やコンセプト等の大枠を示すものを想定しております。現在、行徳地域の方々や地域で活動する行徳まちづくり協議会など、関係団体の御意見を伺いながら検討を進め

ているところでございます。また、建設予定地につきましては、関係団体の意見を伺うとともに、地域の既存資源との連携などの要素を踏まえ、総合的に判断し、最適な場所を選定してまいります。

本市においては、新クリーンセンターの建設や斎場の建て替え、行徳地域においても南消防署の建て替えなど、多くの費用を要する建設事業があることから、これらの事業の進捗や財源の確保などの課題を解決しながら、着実に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　美術館につきましても、郷土資料館についても、まだ検討のスタートラインに立ったというところでしょうか。では、最初に美術館について伺います。市立美術館整備検討委員会はどのような人で構成されているのか伺います。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○山影聡香文化国際部長　お答えいたします。

市川市立美術館整備検討委員会の委員は６名で構成されており、その内訳は、学識経験者３名、美術及び文化芸術の振興に資する活動を行っている方３名となっております。具体的には、学識経験者は公立、私立の美術館で学芸員や館長として美術館の開設準備から館の企画や運営などに携わったことのある方で、その経験等に基づいた御意見をいただいております。また、美術及び文化芸術の振興に資する活動を行っている方は、市内外で創作活動や美術館での展示会を行っており、過去に大学で教鞭を執られた方や、公立美術館の設立準備に携わった方など、それぞれ豊富な経験を踏まえつつ、制作者の立場から御意見をいただいております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　市立美術館整備検討委員会は、これまで２回開催されていると思いますが、どのような内容で、委員の方からどのような意見が出されているのか伺います。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○山影聡香文化国際部長　お答えいたします。

市立美術館整備検討委員会で検討いただいた主な事項は、美術館のコンセプト、備えるべき機能や担うべき役割、望ましい立地、施設整備の考え方などでございます。それぞれいただいた御意見ですが、まず、美術館のコンセプトにつきましては、市川らしさが入っているとよいとの意見が出された一方で、市内には自然や歴史、産業、人口など何でもそろっているため、特徴を絞ることは難しいとの意見や、本市が既に美術作品を多く収蔵しているということは利点であり、これをうまく活用すると市川らしさにつながるといった意見などが出されました。次に、機能や役割につきましては、現在の美術館に求められているものは社会包摂やデジタル化対応など多岐にわたるため、全てに対応することは難しく、ある程度の取捨選択が必要であるといった意見や、これからの美術館に多様性への対応は欠かせないなどの意見が出されました。さらに立地につきましては、最寄り駅から美術館までの距離やアクセスが集客に大きく影響するため、整備する場所は非常に重要であるとの意見で一致し、施設整備の考え方につきましては、近年は美術館や博物館は統廃合や複合型として整備する傾向があることから、既存の博物館やその他の文教施設などを含めた大きな整備構想があったほうがよいのではないかという意見や、美術館の整備等が特殊であることから、使い勝手を考えると、複合型ではなく単独型のほうがよい、美術館は学芸員やどのような専門チームをつくるかなど、配属する人材次第であるなどの意見をいただいております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　最近の美術館は、家族で楽しめる体験型や、これまでにはなかったような工夫を凝らした展示が多いように思われます。

次に、郷土資料館について再質問いたします。関係団体などの意見を伺いながら検討を進めているということですが、どんな意見が出ているのか伺います。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

いただいた主な御意見といたしましては、古民家などにある行徳地域の歴史に関わる資料や民具などを保存、展示してほしい、資料展示だけではなく行徳地域の文化を体験できる展示が望ましい、開館後も継続的に人が集まるような施設にしてほしいといったものがございました。今後も引き続き広く御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　先日、市川考古博物館と歴史博物館を訪ねました。夏休みが終わってひっそりとしていましたが、ゆっくり見て回ることができてよかったです。歴史博物館には中世期以降の市川市の歩み、海辺の人々の生活として行徳地域の歴史が展示されていました。また、台地の人々の生活と同じフロアにあったことで比較もでき、海では塩やノリ、台地では野菜や梨、米など、市川市の食を豊かにしてきた歴史を感じました。市川市全体を見ることに意味があるのだと思います。そうなりますと、この今ある歴史博物館とのすみ分けをどのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

歴史博物館は、博物館法に基づき中世以降の歴史に関する資料を収集、保管、展示するとともに、調査研究を行う博物館として登録を受けた機関となります。一方、郷土資料館は、製塩業や水運の発達により育まれてきた行徳地域特有の文化を次世代に継承していくための施設を想定しており、歴史博物館とは異なる性質の施設となるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　行徳には行徳ふれあい伝承館もあります。地名の由来、みこしの歴史、塩田のことなど、とてもよく分かりやすく展示してあります。中でまたお話をしてくださる方がとても分かりやすく教えてくれます。道路の反対側の活用なども考えてみてはいかがでしょうか。

次に、(2)美術館に関するアンケートの結果について伺います。７月の終わりに行徳支所に行きましたら、待合室の椅子にアンケートのＱＲコードが貼ってあり、アンケートの案内がありました。結果の公表はまだされていないようですが、アンケートの内容と結果についてはどのようなものであったのか、概要を伺います。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○山影聡香文化国際部長　お答えいたします。

美術館に関するアンケートは、本年７月24日から８月６日までの14日間、市川市ウェブアンケートのいちモニと第１庁舎以下９施設にアンケート用紙及びＱＲコードを掲載したチラシを設置して実施し、2,900件を超える回答をいただきました。アンケートでは、美術館への関心や必要性、美術館を整備する場合に重要視する事柄、本市にふさわしいと考える美術館のイメージやコンセプトなどについてお聞きし、御意見をいただきました。主な結果でありますが、まず、美術館に関心があるかとの質問に対しては、「ある」、「どちらかといえばある」と

の回答が合わせて72%、「ない」、「どちらかといえばない」は27%でした。また、ふだんどのくらいの頻度で美術館に行くかの質問に対しては、「月に１回以上」が５%、「半年に１回以上」が25%、「１年に１回程度」が28%で、「ほとんど行かない」が41%でした。次に、作品の保管や展示などができる美術館が必要だと思うかでは、「思う」、「どちらかといえば思う」の回答は66%、一方で、「思わない」、「どちらかといえば思わない」は15%、「わからない」が17%でした。さらに、美術館を整備する場合に重要視する事柄では、「交通の利便性や駐車場完備」が最も多く、「展示・収蔵品等の企画内容」、「入館料」と続きました。なお、美術館の整備場所として最も適切だと思う場所については、「公共交通機関等が近くアクセスの良い場所」が50%と半数を占め、次いで「緑が多く、教育機関等が近い文教地区とされる場所」、「他の教育施設と連携が取りやすい場所」と続きました。アンケート結果からは、美術館を整備する場合に重要視する事柄と整備場所として最も適切だと思う場所の両方について、アクセスのよい場所が望まれているということが分かりました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　美術館には関心はあるが、なかなか行かないということでしょうか。美術館が必要と「思わない」、「どちらかといえば思わない」と回答した人について、理由は何と回答しているのか伺います。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○山影聡香文化国際部長　お答えいたします。

美術館が必要だと「思わない」、「どちらかといえば思わない」と回答した人の理由としましては、「施設整備費、維持管理費がかかり、現役世代や次世代への負担となるから」が最も多く回答されており、「東京都内や近隣都市の美術館に行けば十分だから」、「市川市にはすでに展示施設があるから」が続きました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　今回質問をさせていただいた美術館と郷土資料館ですが、市外から来訪者を呼び込む観光資源にもなり、周辺の商業施設や飲食店に経済的な恩恵をもたらす可能性もあります。また、教育的に見ても、美術品の鑑賞、郷土資料館で我が町の歴史を知ることで感性を育み、情操教育にも貢献すると思います。しかし、答弁にもありましたように、新クリーンセンターの建設や斎場の建て替え、行徳地域においても南消防署の建て替えなど多額の費用を要する建設事業があることから、これらの事業の進捗や財源確保などの課題を解決しながらとのことです。なぜ今なのかという疑問も残ります。本市において美術館や郷土資料館が何十年先も市民の憩いの場として、学びの場として引き継がれていくよう、慌てず、もっと市民や子どもたちの意見も聞いていただきたいと考えます。今あるもので充実できるのなら、その分、災害対策や教育の場である学校の施設修繕を優先していただきたいことをお願いして、次に移ります。

３番目です。道路行政について伺います。

新湾岸道路計画の複数案に対する本市の考えについてです。令和７年５月に第２回新湾岸道路有識者委員会が開催され、その後、国から道路計画の複数案が示されました。そこに至った経過と本市の考え方について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

令和７年５月28日に開催された第２回新湾岸道路有識者委員会では、国から令和６年11月から令和７年２月の間に行ったパネル展やオープンハウス等のコミュニケーション活動の実施結果と、そこで寄せられた意見を取りまとめた御意見の要旨と、寄せられた意見を踏まえて道路計画の必要性を確認するために設定した達成すべき目

標や配慮すべきことについて報告がありました。それぞれについて委員から意見や助言をいただくとともに、達成すべき目標の達成には、新たな道路の整備なしには困難であるとの見解が示され、計画検討手順である課題の共有と、道路計画の必要性の確認と、複数案の設定と評価項目案の設定について、基本的な考え方が了承されました。有識者委員会で助言や見解をいただいた結果、国は湾岸地域の課題を解決するには、新たな道路計画の検討が必要であると判断し、道路のルート帯と構造を示した複数案と、複数案を比較するための評価項目の案を設定しております。道路の複数案は、道路新設案として高架構造及び地下構造を主体とした２案と、現道拡幅案１案の合計３案が示されました。なお、これら複数案を比較評価するためのベースラインとして、対策しない案も示されております。現在、新湾岸道路の複数案と評価項目案について、国の特設ホームページや新聞広告、ニューズレター、パネル展を併用したオープンハウスなどで幅広く情報を発信して、オープンハウスやウェブによるアンケート調査によって住民等の意見をお聞きする２回目のコミュニケーション活動を実施しているところです。本市内でも既に市役所第１庁舎、ニッケコルトンプラザ、ＳＯＣＯＬＡ南行徳の３か所でパネル展とオープンハウスを開催しており、今後、道の駅いちかわでも開催を予定しております。

本市としましては、国のコミュニケーション活動において、地域住民等から道路計画に関する幅広い意見聴取ができるように協力するとともに、アクセス性や環境へ配慮した道路計画を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　５月28日に行われた第２回の有識者委員会の資料から、委員会の皆さんが意見を出し合い、指摘のあった内容を追加や修正を行って、６月27日、再度対応策など資料が出されています。新湾岸道路有識者委員会の中で話し合ったアンケートにあった人口減少等により将来の交通量は減少するため、道路は必要ないのではという意見がありました。それに対し大変重要な議論をしなければいけないということを話されているにもかかわらず、具体的に人口減少について議論がなされていないようですが、本市の認識について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

コミュニケーション活動で寄せられた意見は、御意見の要旨として国が取りまとめており、その中で交通需要の減少などを理由とした将来は不要という御意見も記載されています。また、この御意見に対する対応案としては、整備しない場合との比較を含め、具体的に検討していくとしております。このことから、有識者委員会で具体的な議論はされていないものの、今後２回目のコミュニケーション活動での意見聴取等により、それぞれの案を比較することで適切な対策案を検討していくものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　現在、新湾岸道路計画に伴う２回目のコミュニケーション活動が行われており、その中でアンケート調査を実施しています。私も市役所のファンクションルームで回答させていただきました。そのアンケートの質問項目等の内容について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

アンケート調査はスマートフォンやパソコン等を用いたウェブサイトとパネル展を併用したオープンハウスの会場で行っております。質問項目は、湾岸地域にとって望ましいルート検討の際に重要と思うことと配慮しなければならないことの２点について、４段階評価で質問をしております。例を挙げますと、重要と思うことでは、慢性的な渋滞の改善、救急搬送時の速達性とアクセス性の向上、迅速な救援物資輸送の実現、生活道路へ流入す

る交通の減少による生活道路の安全性向上などがあります。配慮しなければならないことでは、三番瀬の自然環境、動植物の生息及び生育環境、海辺等の景観、騒音や大気質等の沿道環境などがあります。また、それぞれの質問に対する具体的な意見やその他の自由意見についても記述ができるものとなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　アンケート内容につきましては理解しました。整備することが前提になっている質問項目になっていると思います。工事や用地取得等に大きな費用がかかることや、環境悪化など反対意見を持っている人が意見を上げにくい現状になっています。整備することは既に決定事項になっているのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

国は１回目のコミュニケーション活動のアンケート等で寄せられた様々な意見を基に、達成すべき目標を設定し、第２回有識者委員会では、整備なしには目標達成は困難であるとの見解が示され、新たな道路計画の検討が必要であることが了承されました。国が示した複数案のうち、道路新設案は、沿線市の市街地や自然環境を避け、既存の公共用地を活用し、千葉港や京葉臨海工業地帯へのアクセス性を重視した自動車専用道路を全線新設する案となっております。また、現道拡幅案は、国道357号と国道16号を拡幅し、国道16号の養老川付近から市原インターチェンジ周辺までを一般道路として新設する案となっております。これらの案を比較評価するに当たり、対策しない案もベースラインとして示しております。国からは、今後、コミュニケーション活動での意見聴取等により様々な案を比較評価することで、最も適切な対策案を検討していくと伺っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　それぞれの案を比較評価して、最も適切な対策案を検討するとのことですが、複数案の事業費については、道路新設案の高架構造案が約１兆円、地下構造案が約２兆円、現道の拡幅案が0.5兆円としています。あまりにもざっくりとした数字です。用地取得費や工事費といった費用をどのような積算根拠に基づいて算定しているのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

国では複数案の事業費について、類似の道路事業の実績を参考に、現時点で可能な範囲で概算費用として見積もったものと聞いております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　７月25日に新湾岸道路が関わる６市の共産党市議１人ずつ、県議２人でレンタカーを借りて、１日がかりで視察をしてきました。浦安には第二湾岸で予定されていた土地が確保されている。市川市は塩浜２丁目を見学し、高谷ジャンクションを通過し船橋に行きました。海浜公園付近は潮が引いており、かなり奥まで干潟になっていました。海岸沿いに土地が確保されているところを見てきました。谷津干潟、ポートタワー周辺を視察し、養老川の河口付近へ行くと広い土地が既に確保されていました。しかし、第二湾岸とは違い、新湾岸道路の計画は高谷ジャンクション付近から市原インターまでという計画です。道路を造らない案は既に検討から外されているように感じます。配慮すべきことには、人口問題、環境問題などがありますが、千葉県全体の人口は減っても、北西部や湾岸部の人口は減らないというのが県の考え方です。しかし、早くても30年後です。巨額の税金で造る価値があるのでしょうか。回ってきた６市の地域には、まだまだ改善しなくてはならない生活道路

がたくさんありました。何を優先するべきか、地元の市それぞれが国、県に意見を上げていただきたいと思います。

次の項目に移ります。(2)原木のコーナン跡地における物流施設の建設に伴う周辺道路の整備についてです。市内道路の交通量が増加すると考えられます。現在も原木コーナン跡地に大規模な物流施設の建設が計画され、交通量の増加が見込まれます。円滑な交通のため、周辺道路の整備について考えを伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

新湾岸道路は外環道路高谷ジャンクション周辺から蘇我及び市原インターチェンジ周辺を結ぶ高規格道路として計画、検討が進められており、本市への整備効果としては、湾岸エリアの産業地帯から新湾岸道路へアクセスすることで、工場や物流拠点における物流の効率化による生産性の向上が期待できます。新湾岸道路へのアクセスを円滑にするためには、本市内の道路ネットワークの形成も同時に必要になると考えています。原木・高谷地区には、京葉道路原木インターチェンジ及び外環道路市川南インターチェンジ周辺を結ぶ延長約1.6kmの都市計画道路3･4･13号二俣高谷線が計画されています。この道路は外環道路の整備に併せて一部区間は整備されているものの、原木インターチェンジまでの約1.3km区間が未整備となっており、現在、千葉県で事業化へ向けた検討が進められております。このことから、新湾岸道路や3･4･13号の計画進捗、原木・高谷地区のまちづくりも見据えた中で、円滑な交通に向けた対応を考えてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　新湾岸道路は整備されるとしても、今後まだまだ時間がかかります。一方、コーナン跡地の物流施設は2028年には完成予定との話を聞いていることから、円滑な交通に向けた対応を考える上で、都市計画道路3･4･13号の整備は急務であると考えますが、未整備区域間の事業化の見通しについて伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

都市計画道路3･4･13号二俣高谷線につきましては、千葉県に早期の事業化を要望しており、県からは、関係機関と意見交換しながら計画の具体化へ向けた検討や概略設計を進めていくとの回答を受けております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　川崎市の中原区でも計画されている大型物流施設に住民は、交通量が増えること、住環境が悪くなるのではと反対をしています。幸いにも本市の現状は住宅地ではないために、そのような声は聞こえていないものの、今後どうなっていくのか分かりません。ぜひ早期に整備していただけるよう県に要望してください。

次に、(3)新行徳橋北側における工事の詳細について伺います。周辺道路としては新行徳橋北側で大規模な工事が随分前から行われています。こちらの工事の詳細について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

新行徳橋北側で行われている工事は、外環道路と京葉道路を地下構造で連結する京葉ジャンクションの整備工事です。この工事は、外環道路の松戸方面及び高谷方面と京葉道路の東京方面及び千葉方面の全８方向が通行可能となるように、両道路を連結するためのランプを築造するものです。８本のランプのうち、現在ＮＥＸＣＯ東日本が未完成の外環道路高谷方面から京葉道路千葉方面を連結するＢランプと、京葉道路千葉方面から外環道路高谷方面を連結するＧランプの築造工事を進めており、工事完成後は全方向への行き来が可能となります。これ

によって高速道路の利用できる経路が増え、利便性向上や周辺地域の交通円滑化が期待され、物流の効率化や災害時の緊急輸送路等、さらなる広域的な道路ネットワークの形成に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　通常、工事をする際には、工事期間などが分かっているのかと思っていました。何とも不思議です。随分前に途中までできている歩道橋も通行できないままです。いずれにしましても、市民が安全に通行できるよう、関係する歩行者用道路、自転車レーン、車道の整備を早急に進めていただけるよう国に要望してください。よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時53分散会

第　　７　　日

令和７年９月 26 日（金曜日）

令和７年９月市川市議会定例会議事日程（第７号）

令和７年９月 26 日（金曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　浅野さち議員、小山田なおと議員、やなぎ美智子議員、青山ひろかず議員、中町けい議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子

宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	山影	聡香
スポーツ部長	西村	直
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	宮内	徹
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷲沼	隆
保健部長	横山	京子
環境部長	佐原	達雄
街づくり部長	小塚	眞康
道路交通部長	米崎	勝則
下水道部長	大塚	信之

行徳支所長	秋本	賢	一
消防局長	吉村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	岩佐	伸	幸
教育振興部長	根本	泰	雄
学校教育部長	池田	淳	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝	広
事務局次長	町田	茂	幸
議事課長	米津	孝	成
（議事担当）			
主幹	金子	貴	一
主査	神谷	尊	正
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任書記	三澤	啓	成
（調査担当）			
主幹	渡辺	孝	文
副主幹	岡澤	英	康
主任	荒木	智	貴
主任書記	伊藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、冨家薫議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

冨家薫議員。

○冨家　薫議員　貴重なお時間をお借りして大変申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

一昨日の私の一般質問中、放課後保育クラブの現状と課題、及び今後の方向性についてに関する質問について、保育クラブを所管する省庁を「厚生労働省」と発言いたしましたが、正しくは「こども家庭庁」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

浅野さち議員。

○浅野さち議員　おはようございます。公明党、浅野さちです。通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

初めに、大項目の多胎児支援について伺います。

多胎出産率は、自然妊娠とともに、1980年代後半から生殖補助医療を含めた不妊治療の普及により増加してきました。特に、不妊治療による保険適用が、2022年４月から、それまでの保険適用外だった不妊治療の多くが公的医療保険の対象となりました。これにより、不妊治療を受ける際の経済的負担が大幅に軽減され、不妊に悩まれている御夫婦にとって大きな前進でした。一方では、核家族化が進む中、周りに支援する家族がいない場合、御両親の不安、疲労などは計り知れません。私は、多胎児育児支援について2019年12月定例会にて初めて質問させていただきました。その際、双子や三つ子など多胎児を育児する家庭に限定した支援は特にございませんとの答弁でした。その後、2020年から23年まで毎年質問し、多胎児育児支援が開始され、拡充されてきていることを評価いたします。しかし、まだまだ支援が必要と考えます。

そこで伺います。

１、支援の現状と課題について３点伺います。

１点目、近年、令和４年、５年、６年の本市における多胎妊婦の届出状況について伺います。

２点目、現在行われている妊娠期から産後、その後の育児サポートなど、どのような支援があるのか具体的に伺います。

３点目、多胎児家庭は個々に違いがありますが、どのような課題があると認識しているのか伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

初めに、妊娠届出時における多胎妊婦の状況ですが、令和４年度は、妊娠届出者数3,839人のうち59人、令和５年度は3,781人のうち54人、令和６年度は3,757人のうち57人が多胎妊婦となっており、妊婦全体の約1.5％となっております。

次に、多胎児への支援についてです。まず、妊娠期の支援として、妊婦健康診査を受診する際に使用する妊婦

一般健康診査受診票について、通常は14回分を配付していますが、多胎妊婦については、妊娠中の受診回数の増加に備え５回分を追加して交付しています。出産後の支援としては、母子が一緒に利用できる産後ケア事業では、子どもが１人の場合の料金は１回2,700円ですが、多胎児が利用する場合には、２人目の子どもからは１人につき720円の加算で利用できるようにしており、負担の軽減を図っております。家事、育児の支援として、自宅に訪問支援員を派遣して家事や育児を行う子育て世帯訪問支援事業いちふぁみヘルプでは、通常は利用できる期間が妊娠中から出産後90日目まで、利用上限を20回としていますが、多胎児については利用できる期間を妊娠中から出生後１年間とし、利用上限を40回まで増やせるよう令和７年度から制度を拡大したところです。また、多胎児家庭に広く活用されている子育て支援の取組として、ファミリー・サポート・センター事業がございます。同事業の多胎児家庭への支援に関する活動件数は、令和４年度が849件、令和５年度2,055件、令和６年度1,595件となっており、多くの方に活用いただいております。地域を受け持つ保健師の関わりとしては、多胎児に関わる場合には、妊娠による母体への負担や出産への不安、産後の子育て負担等が大きくなることを十分に考慮しながら、妊娠期から出産後まで継続して家庭訪問等による相談支援を行っております。そのほか、小さく生まれた子どもと保護者を支援するとともに、交流の場となっているすくすく親子の会は2,000ｇ未満で生まれたお子さんを対象としておりますが、多胎児の場合は、いずれかの子どもの出生体重が2,000ｇ未満の場合には、他の子どもも一緒に参加できるよう配慮しており、保健師等が多胎児の発達状況を確認しながら支援しております。

次に、多胎児家庭が抱える課題についてです。多胎児を育てる場合、日常的に同時に２人以上の授乳やおむつ交換、夜泣きなどに対応する必要があることから、保護者の身体的・精神的負担が大きく、睡眠不足なども重なって疲労が蓄積することが考えられます。また、多胎育児に関する情報の不足から、具体的な子育て生活のイメージが持ちづらく、保護者の不安が強くなってしまうことや、多胎育児の困難さを周囲に理解されず孤立を感じやすくなることに加え、お子さんと一緒に外出するのも一苦労となることから、家の中に籠もりがちになってしまうことも心配されます。そして、複数の子どもの養育費用が同時にかかるため、経済的な負担が一時期に集中することも多胎育児の課題の一つと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　本市の多胎児妊娠の状況は、妊婦全体の約1.5％となっているということです。全国的には１％というデータがありますが、比べると本市は多いということが分かりました。また、ファミリー・サポートも多くの方に活用されており、また、現在の支援として妊婦健診を14回から19回へ拡充、子育て支援訪問支援事業であるいちふぁみヘルプの拡充、産後ケア事業等を伺いました。

そこで、さらに３点伺います。

１点目は、産後ケア事業の金額的な多胎児支援はありますが、そのほかはないようです。多胎児でも訪問型産後ケアの条件は生後１年未満となっています。特に、早産で低体重で生まれ入院が延びている場合は、実質半年ぐらいしか使えないわけです。予定日から１年に拡充していただくとともに、回数も増やし、育児不安や負担をサポートする助産師からのケアが必要ではないでしょうか、見解を伺います。

２点目、すくすく親子の会ですが、開催場所や回数、具体的な詳細や現状はどうなのか伺います。

３点目、課題は多岐にわたってあることを伺いました。私も先日、三つ子の御家族の声を聞いてきました。初めての育児に対する不安、御両親ともに睡眠不足による心身の疲労、経済的な不安など様々伺い、養育負担がかなり大きいと実感しました。子ども・子育て支援等推進調査研究事業で、家族への支援の中に多職種連携による支援があります。そこで本市は、多胎児に実際関わっている保健師、産後ケアの助産師、ファミリーサポーター

の方、いちふぁみヘルプの事業者、医療関係などの多職種連携は行われているのか、現状を伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

産後ケア事業の訪問型は、利用期間が生後１歳未満、利用回数は宿泊型や日帰り型と合わせて最大７日間となっております。産後ケアの利用者数は年々増加傾向にあり、委託先である医療機関などの確保も課題となっていることから、対象期間や利用回数の拡大につきましては、利用状況を注視していくとともに、近隣市の状況なども調査してまいります。

次に、すくすく親子の会は、出生体重が2,000ｇ未満と小さく生まれたお子さんの発育、発達について、保護者の負担の軽減を図るとともに、地域での孤立を防ぐことを目的に実施しております。身長、体重の計測や、保健師や臨床心理士などの専門職が発達や離乳食など育児に関する相談に個別に対応するほか、保護者同士の交流を図ることで、育児に関する情報交換の機会にもなっております。市川市保健センター及び南行徳こども家庭センターにおいてそれぞれ年間３回開催しており、令和６年度は全体で延べ46組の親子が参加されています。

最後に、多職種の連携についてですが、本市では、多胎児に限らず、妊娠中から出産後も継続した支援が必要な母子に関しては、地域を受け持つ保健師が御本人の了承を得た上で、医療機関や産後ケア助産師等と情報を共有し支援に当たっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　産後ケア事業は、宿泊型、日帰り型、訪問型合わせて最大７日間、医療機関等の確保が課題ということです。特に、訪問型産後ケアは、母親の母乳ケアとともに、小さく生まれたお子さんに対しての育児相談など、希望に合わせた産後ケアを実施できます。多胎児の訪問型産後ケアは、ぜひ期間と回数の拡充を強く要望します。

また、多職種連携は、保健師が御本人の了解を得た上で、医療機関と産後ケア助産師と情報共有し支援していくとのことです。特に、課題がある御家庭の場合、情報共有とその家庭に即した支援は大変重要です。的確な支援が切れ目なく行われるように、よろしくお願いいたします。

１点質問いたします。すくすく親子の会は、小さく生まれたお子さんが対象です。例えば、多胎親子や多胎妊娠中の方を対象に交流会や情報共有の場が必要と思うが、考えを伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

現在、本市では３か所の親子つどいの広場で、双子や三つ子を対象とした交流会を定期的に開催するほか、地域子育て支援センターでは、先輩ママとのお話し会として、双子を妊娠中の方が実際に双子を育児中の母親から話を聞く機会をつくるなどの取組も行っております。また、八幡市民交流館ニコットでは、地域の子育て支援ボランティアの活動として、双子や三つ子を対象とした交流会が定期的に開催されていることを把握しております。このような取組を多胎妊婦に妊娠期から情報提供することで、多胎児育児に関する情報共有や、交流を図るきっかけづくりを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　今お話を聞いた様々な交流会を持っているということです。このような場があり、母親にとっても大変心強いと思います。ぜひ積極的に情報が行き渡るように、市のほうからもよろしくお願いいたします。

次に、(2)子育て世帯訪問支援事業の拡充について伺います。

産前産後の御家庭の家事・育児支援を行う事業ですが、現在多胎児の場合、妊娠中から生後１年間としていますが、先ほどの産後ケアの際も言いましたが、早産で入院期間が長くなり利用できる期間が短くなってしまうケースが見受けられます。そのため、多胎児家庭については利用期間の延長など、柔軟な対応をしている自治体もあります。本市においても２歳までの期間延長の対応ができないか伺います。

あわせて、家族の抱える悩みとして圧倒的な睡眠不足、外出、移動の困難、食事やトイレなど自身の時間が取れない、周囲に大変さを理解してもらえない、人手不足、孤立感と言われています。御家族が希望すれば派遣する訪問支援員を２名にするなどの対応はできないか伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

子育て世帯訪問支援事業については、養育の負担が大きい多胎児については、利用期間を妊娠中から出生後１年間としておりますが、多胎児に限らず利用期間を妊娠中から２歳未満としている自治体もございます。また、令和６年度に本市で実施した利用者アンケートにおいても、利用期間の延長や利用上限回数を増やしてほしいという希望がございました。一方で、利用期間を延長したり、派遣する訪問支援員の人数を増やすためには、事業者の人材確保も課題となります。子育て世帯訪問支援事業については、多胎児家庭や里帰り出産後の利用など多様なニーズがあることから、利用期間や派遣する訪問支援員の人数も含め、利用者のニーズに沿った事業となるよう今後検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　多胎児や里帰り出産などの状況を踏まえると、利用者のニーズに沿った見直しは検討するということです。多胎児にかかわらず、早産で入院が延びている場合もありますので、利用期間の２歳までの延長をぜひお願いいたします。

また、希望があれば支援員の複数派遣については、母体の休息のためにも必要なことです。２人派遣できれば、例えば１人が食事の支度、もう１人がお子さんの育児と対応ができます。ぜひとも希望時はできるようによろしくお願いいたします。

次に、(3)妊娠時からのサポート体制について伺います。

アの産後プランニングの作成の推進について。先ほどの課題についての答弁で、多胎育児に関する情報を得る機会が少ないことから、育児の具体的なイメージが持ちづらく、不安を抱える方が多いとのことです。特に、初めてのお産で多胎育児となると、さらにその不安は増すと思います。産後プランニングとは、どのような産後の生活を送りたいか具体的にイメージして、産後の過ごし方やサポート体制について、妊娠中に夫婦や家族で話し合っておくことです。多胎児支援として必要なことであると思います。

そこで、産後プランニングの作成や推進についての見解を伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

出産後の生活については、出産時の状況や産後の母子の体調によっても変化が生じることから、妊娠期から地域の担当保健師が継続した支援を行う中で、個々の状況に応じた情報提供、相談支援を随時行っております。また、子育て世帯訪問支援事業いちふぁみヘルプでも、専門的育児支援として産前産後の生活への助言を行っております。市としては、産後の生活について、どのような形でプランを作成していくことが望ましいのかも含め、関係者の意見も伺いながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　産後プランニングの作成については、関係者の意見を伺い、今後考えていきますということです。いちふぁみヘルプのいちふぁみの事業者には産後ドゥーラさんもいますけれども、産後ドゥーラさんは産後プランニングをしっかり立てられます。今年度から妊娠期から使えるようになりましたので、ぜひこの産後プランニングの推進のほうをよろしくお願いいたします。

次に、イのふたご手帖の配付について伺います。2022年６月定例会で配付を強く要望しました。この手帳は、妊娠から産後１年までの必要な情報やアドバイスが詰まった手帳です。本市でも2023年から配付していると伺っています。どのように配付されているのか、配付実績について伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市では、令和５年度から母子保健窓口アイティにおいて、多胎であることが分かった時点でふたご手帖を配付しております。また、ふたご手帖に加え、保護者自身が双子の妊娠、出産、育児に関する記録を残すことができる付録をセットにしてお渡ししており、令和５年度は54名、令和６年度は57名の方に配付しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　ふたご手帖を配付していること、また、妊娠期から利用できるいちふぁみヘルプで専門的支援として産後プランニングの作成について検討することは理解いたしました。

例えば、産後プランニングの際にこのふたご手帖を利用することはできないか。また、多胎妊婦についてはこれらの利用を勧めるなどの方法を取ることはできないか伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

多胎妊婦の産後の生活をプランニングするには、通常に加えて様々な情報が必要になることから、ふたご手帖を活用することは有効と考えますので、併せて検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　今後、産後プランニングの作成とふたご手帖活用の検討を進める点、伺いました。この手帳は、全国の多胎サークルに所属する565人のお母さんの声と、専門職、大学研究者が協力して作成したものです。57ページにわたり細かく記載されています。ふたご手帖を活用し、産後プランニングの作成で、それぞれの家庭に合った準備ができ、育児のイメージができるように取組をお願いいたします。

次に、多胎児移動支援事業について伺います。

多胎児を連れての外出は大変です。そこで、多胎児家庭の移動に要するタクシー代金などの補助を行っている自治体が増えています。松戸市は、令和７年度より多胎児が適切な時期に安全に安心して乳幼児健診や予防接種が受けられるよう、移動の際に利用したタクシーの料金の一部助成を開始しています。多胎児移動支援事業として、タクシー利用料助成の導入について見解を伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

御質問の多胎児家庭の移動に要するタクシー代金などを補助する事業は、一部の都道府県や市町村で独自に実施している例がございます。東京都では、多胎児家庭支援事業として、多胎児家庭への移動支援のほか、相談支援、サポーターの派遣等の多胎児家庭を支援する事業に対して独自に補助を行っていることから、都内の多くの

区や市では多胎児家庭の移動支援が行われております。千葉県内では、松戸市が今年度より多胎児移動支援を実施しており、乳幼児健康診査や予防接種、各種の子育て教室など多胎児家庭向けの交流会や講座への移動に要するタクシー代金を１回の乗車につき2,000円まで、ゼロ歳から２歳の各年齢において、年間最大30回まで補助を行っております。多胎児家庭が外出する際に利用できる移動支援については、経済的な支援だけでなく、外出のきっかけづくりになることから、多胎児家庭の孤立を防ぐ支援にもつながると認識しておりますので、引き続き先進事例などを調査しながら研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　ふだんのお出かけや予防接種、乳幼児健診などは、たくさんの荷物を持ち出かけることは、想像しても大変です。また、バス、電車などの公共交通などの利用も一苦労だと察します。松戸市はゼロ歳児、１歳児、２歳児利用分について、それぞれ申請ができます。保健センターで行っているすくすく親子の会や多胎児親子の集いの交流会に参加していただくための移動支援としても必要ではないでしょうか。ぜひ本市においてもタクシー利用料助成の導入を強く要望いたします。よろしくお願いいたします。

次に、(5)の養育支援に対する市の考えについて伺います。

本市の子育て世帯訪問支援事業の養育支援事業について、概要を伺います。また、養育負担が大きい多胎児家庭の支援に活用できないか伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

子育て世帯訪問支援事業における養育支援とは、児童虐待の防止や養育環境の改善のため支援が特に必要であると判断された家庭に対し、訪問支援員が家事・育児支援及び養育に関する指導や助言等を行うことにより適切な養育の実施を確保することを目的としております。訪問支援員は、保護者の養育力不足により適切な授乳や食事が与えられず子どもの体重が増えない、清潔な状態を保てない、外出ができないなどといった養育環境が整わない家庭を訪問し、沐浴や食事の準備、掃除や洗濯などをはじめとした家事、育児の助言や支援を保護者の気持ちに寄り添いながら行っております。

本事業の実施に当たっては、関係機関からの情報提供や児童虐待の通告などに基づいて、子どもや保護者、家庭の状況などを確認し、ケース検討会議などで支援の必要性を十分検討した上で導入を決定しており、令和６年度は８世帯について支援を行っております。多胎児家庭につきましても、課題のある家庭に対しては同様の手続により養育支援を実施してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　養育支援の実施の流れ、支援内容を伺いました。令和６年には８世帯の支援を提供したということです。先ほどの答弁で、子どもや養育者、家庭の状況を確認し、ケース検討会議などで支援の必要性を十分検討した上で決定するとのことです。その基準値として客観的判断ができるようになっているのか、見解を伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

子育て世帯訪問支援事業の養育支援の対象者の決定に当たっては、担当職員の個人の考え方や価値観によって判断が変わることがないよう、多職種の専門職や関係機関と情報共有や課題検討の会議などを実施しております。また、客観的判断の指標として、千葉県子ども虐待対応マニュアルにおいて規定されているリスクアセスメ

ントシートを活用しております。これは、子どもの発育や発達の状態、保護者の養育能力や精神状態、保護者の経済状態など、児童虐待のリスクとして考えられる27項目について家庭状況を評価し得点化することで、虐待のリスクを測るものとなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　伺いました。リスクアセスメントシートを活用して客観的に評価しているとのことです。2019年の愛知県豊田市にて、三つ子の母親が生後11か月の次男を死なせる事件が発生しました。行政は関わっていましたが、事件は突然起きたようです。疲労が重なり判断能力が落ちた場合、発作的な行動を起こすことを大変懸念します。そのためにも母親に寄り添っていただき、信頼関係の構築とともに、関わる窓口の保健師をはじめ、先ほどの多職種連携で随時連携していくことが大変重要です。

今まで多胎児支援に対して多岐にわたって質問、要望してきました。部分的な支援ではなく、妊娠時から出産、乳児期、幼児期、就学時まで、支援の内容は変わってきますが、切れ目ない支援で孤立させないことが大事です。引き続き注視してまいりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは次に、項目でありますゴールドシニア外出支援事業について伺います。

チケット75は、令和５年10月から事業が開始されております。定着してきており、２月定例会にて質問した際、令和５年度は１万件の予定で上限を上回る申請があったため、補正予算で対応し、最終１万2,000件弱の申請がありました。また、令和６年度は１万5,000件を上限の予算で行い、最終約１万3,000件弱の申請があったことを伺っています。また、利用率は約半数となっている点が課題でした。

そこで、今年度の申請状況及び利用状況について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

今年度は、４月１日の受付開始から大変盛況で、２週間ほどで当初の予定件数を上回る申請がございました。このため、受付を終了することも検討いたしましたが、開始早々に終了した場合、チケットを利用したいのに申請いただけない方が生じること、また、昨年度のチケットの利用率は、バスは約50％、タクシーは約43％であったことから、多くの方にチケットを利用して外出していただけるよう、予算の範囲内で受付を継続することといたしました。受付期間につきましては、申請の集中した４月以降は申請件数は減少いたしましたが、予算の範囲内とするため９月末までとし、市公式ウェブサイトや９月６日号の「広報いちかわ」などにより周知を行ったところでございます。今年度の利用状況としましては、実際に使われ出した５月から７月の利用率を比べると昨年度比約２倍となっており、７月末の時点では、バスは約25％、タクシーは約18％となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　申請数も利用率も伸びていることが分かりました。私も訪問する中、今まで使っていた方は早々と申請していました。一方では、この事業を知らなかったという方もおり、その場でＬＩＮＥ申請のお手伝いを何十人もさせていただきました。この事業は、外出機会の促進が健康寿命を延ばすことを目的としていることから、これからの10月から来年の３月までの半年間の利用促進が大事です。２月定例会の答弁では、令和６年度の最終の利用率は約50％との結果から、利用促進を市内の観光資源やイベントの紹介と併せた、チケット75を使って外出したくなるような情報発信を行うということでしたが、どのようなＰＲや発信をしているのか、今後の予定を伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

今年の夏は記録的な暑さが続いておりましたが、これからは暑さも和らぎ、お出かけしやすい季節となることから、お手元のチケットを使って外出していただけるよう、お出かけスポットの紹介を市川市公式ウェブサイトやＬＩＮＥにて行っております。また、今後開催する市のイベントや講習会などにチケット75を使ってお越しいただけるよう、イベントなどの案内には併せてチケット75の利用を紹介してまいります。そのほか、チケットを利用した外出の楽しさなどを知ってもらえるように、チケットの活用事例を紹介するチラシをイベント会場などで配布する予定としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　お出かけスポット紹介やイベント来場時の利用、チケット活用例の紹介を行うことを伺いました。チケットを使い切っていただけるように、外出機会の促進を引き続きよろしくお願いいたします。

次に、(2)のアンケートについてです。

２月定例会の答弁で、令和７年度の申請受付の際にはアンケートを行うなど、ゴールドシニアの皆様のニーズをさらに把握するとのことでした。申請の際、質問のチェック項目として何点かありました。どのような実施状況で、結果はどうなったのか伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

チケット75の申請を行っていただく際に任意でアンケートに回答いただいており、回答率は７月末時点で約82％となっております。質問事項としましては主にチケットの利用に関するもので、チケットの利用目的や利用するチケットの種類などのほか、今後の支給内容に関する希望についても確認をしております。チケットの利用目的につきましては複数回答可としたところ、通院が最も多く73％、次いで買物が約43％、お出かけが約40％となっており、多くの方が通院のためバスやタクシーを利用されております。利用するチケットの種類につきましては、バスが約46％、タクシーが約29％、バスとタクシー両方が約25％となっており、利用状況からは、年齢が高くなるにつれてバスの利用に比べタクシーを利用する割合が高くなっております。

今後の支給内容に関する希望につきましては、今までどおりバス、タクシーの両方申請可能を選択した方は約41％であったのに対し、バス、タクシーどちらか一方の申請で枚数が増えるを選択した方は約59％でございました。課題としましては、アンケート結果などから、ニーズに合ったより利用しやすい制度にしていくことと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　アンケートの結果を伺いました。利用目的として通院が最も多く、次に買物、また今後の支援内容に関する希望では、バスチケットもしくはタクシーチケット、どちらかを多く欲しいが約59％と多いこと、また、課題はニーズに合ったより利用しやすい制度にしていくということです。申請のお手伝いをする中で、バスが運行していない地域もありますので、現在のタクシーチケットの５枚から増やしていただければさらにうれしいとの声をいただいております。今後の取組として、来年度以降、このようにどちらかだけ利用する場合はチケットの枚数を増やすようなことはできないのか、考えを伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

今年度の申請状況では、７割以上の方はバス、タクシー両方のチケットを申請されている一方で、アンケート

結果におきましては、バスまたはタクシーのいずれかのチケット枚数を増やしてほしいという希望が多くございました。チケットの配付枚数につきましては、このような利用者のニーズを踏まえまして、ゴールドシニアのさらなる外出促進につなげられるよう検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　アンケートの結果から、バスまたはタクシーのいずれかのチケット枚数を増やしてほしい希望が多い状況のため、配付枚数は検討することを伺いました。特に、タクシーは年齢が高くなるにつれて、タクシーを利用する割合が高くなっているようです。今年のように暑い日が続くような場合など、タクシー利用が増えると思われます。その辺は今後の配付増に考慮してほしいと思いますし、選択できるようによろしくお願いいたします。

１点再質を行います。今後、信篤地域でデマンド型乗合タクシーが運行される予定です。11月頃と認識していますが、その際、チケット75の利用はできるのか、どのようになるのか、周知とともに伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

信篤地域で11月よりデマンド型乗合タクシーの運行開始が予定されており、乗車する際にはチケット75のバスチケットと100円を支払うことで利用できる予定としております。また、市公式ウェブサイトや９月６日号の「広報いちかわ」におきまして、デマンド型乗合タクシーでバスチケットを利用できる旨を周知しているほか、チケット75の申請窓口のある公共施設などにチラシを配架し、広く周知に努めております。そのほかにも、地元自治会などへデマンド型乗合タクシーに関する周知を行う際には、併せてチケット75が利用できることを周知する予定としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　伺いました。デマンド型乗合タクシーもバスチケットの100円を使えるとのことです。引き続き、自治会や高齢者クラブの皆様へ周知をしっかりしていただくよう、よろしくお願いいたします。

また、市民の声として、現在タクシーを予約し、来ていただく時点で500円がかかるそうです。乗車する前からチケット１枚500円は終わりになります。その際、２枚使えるなど柔軟に使用できるようにできないかなどの要望もあります。その点も、今後市民の声を伺って検討していただきたいと思います。

最後に、ゴールドシニア外出事業は、現在は75歳以上が対象です。以前から公明党は対象年齢の引下げ拡充を要望しています。引き続き、この点も検討のほう、よろしくお願いいたします。この項目は終わらせていただきます。

次に、最後の項目、骨粗鬆症予防について伺います。

(1)骨粗鬆症検診の実施要領について。

前回、令和５年９月定例会にて骨粗鬆症検診について質問しました。その際、国は検診の実施要領を見直す検討を始めたとの報道を受け、国の動きを注視し、導入の検討を進めたいとの答弁がありました。国の実施要領の概要と見直しの状況について伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

骨粗鬆症検診は健康増進法に基づくもので、国は健康増進事業実施要領により検診の実施内容を定めており、40歳から70歳までの女性に５歳刻みで年１回、問診や骨量測定などの検診に努めることとしています。要領が見

直された場合は検診実施内容が変更されることも考慮する必要があるため、報道後、国の動向を確認してきましたが、現時点で見直しは行われていないことから、引き続き国の動向を注視しながら課題の整理に努めているところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　現時点では、国の実施要領は見直しを行っていないということを伺いました。

一方、健康日本21は、21世紀において日本に住む一人一人の健康を実現するために2000年から開始された国民健康づくり運動です。2024年度から開始された第３次健康日本21では、骨粗鬆症を含む生活習慣の対策の強化が図られており、骨粗鬆症検診の受診率の目標が新たに設定され、2032年度までの目標として、受診率15％が掲げられています。市としてどのように認識しているのか。また、本市の骨粗鬆症の方の状況をどのように分析しているのか伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

国が定める第３次健康日本21では、健康寿命の延伸を実現するためには、心身の健康を維持し、生活機能を可能な限り向上させることが重要であり、また、女性についてはライフステージごとに女性ホルモンが劇的に変化するという特性等を踏まえ、人生の各段階における健康課題の解決を図ることが重要であるとして、女性の受診率の目標を新たに設けています。本市におきましても、国民健康保険加入者のうち、女性が骨粗鬆症により受診した件数は、令和６年度で男性の約14倍となっており、女性の受診割合が高くなっています。これらのことから、第３次健康日本21が掲げる受診率15％を目指すことは、自覚症状がなく進行する骨粗鬆症を早期に発見し、骨折を予防する上で非常に重要であると認識しています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　骨粗鬆症による受診件数は、女性が男性の14倍となって圧倒的に女性が多い点伺いました。２年前の質問でもほぼ同じ結果でした。特に、骨粗鬆症が要因となって骨折する方が多く、その骨折で運動器の障がいから介護が必要となることがあることから懸念されます。

そこで、(2)本市の取組状況について伺います。

本市では、骨粗鬆症検診をまだ取り入れていない現状にありますが、保健センターで骨に関する知識の普及を兼ねて骨の健康測定会を行っていると伺っています。この取組状況を伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市が独自で実施している骨の健康測定会は、性別や年齢を限定せず令和７年１月から実施しており、令和７年度については、４月と10月を除き、毎月保健センターまたは南行徳市民センターで実施する予定となっています。測定は、骨粗鬆症検診で認められている測定方法の一つである、かかとに超音波を当てて短時間で測定できる超音波骨量測定装置により行っています。測定後、保健師や管理栄養士が測定結果の見方を説明し、食事や運動など予防に関する日常生活のポイントを伝え、希望者には個別に相談支援を行っています。令和７年は８月までに６回実施し、約260人が測定を受けました。このほかに、公民館、地域団体から依頼を受けて、骨密度の測定と予防のための健康教育を実施しています。令和６年度は19回実施し、約360人が参加しており、令和７年度は８月までに９回実施し、約230人が参加しています。また、市民まつりにおいても骨密度の測定を行っており、例年約150人の方に参加いただいております。

このように、本市独自の取組についても市民の関心が高いことから、引き続き骨の健康測定会などの実施に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　大変多くの方が測定されていて、関心の高さがうかがえます。また、結果とともに、食事や運動の予防に関するポイントを伝える個別相談支援も行っていること、理解しました。測定された市民の声にはどのようなものがあり、測定会などの取組をどのように評価しているのか伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

骨の健康測定会の参加者からは、食事や運動などの生活習慣を見直すきっかけにしたい、あるいは医療機関に相談しようと思ったというような御意見を多くいただいており、骨粗鬆症の予防啓発や健康意識の向上につながっていると認識しています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　伺いました。

(3)骨粗鬆症検診導入に向けた進捗状況について伺います。本市の現状の取組は理解しました。多くの方が関心を持っていること、骨粗鬆症の受診率は女性が多いこと、また、骨粗しょう症検診率を2032年まで15％を目標に掲げる点から、導入は早急に必要と考えます。令和５年度９月定例会の答弁では、検診の導入に向けた具体的な検討を進めるとのことでした。どのような検討を行っているのか、進捗状況を伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

国が検診の導入を推進していることから、これまで本市では先行して実施している自治体について、検診対象者や骨量の測定方法などを調査し、本市としてどのような実施方法が望ましいか検討を行っています。また、昨年度からは、検査方法や指導内容など、検診の効果的な実施方法について、市川市医師会に５回程度相談をしています。引き続き、関係機関との協議調整を行うほか、検診システムの改修などの課題について整理してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　医師会との協議は進めていますが、まだこれからのようです。県内で先行して行っている自治体では、例えば、松戸市は35歳から５歳刻みで70歳まで、手のエックス線検査で集団検診、柏市は40歳から５歳刻みで70歳まで、個別方式と集団方式で選択できます。船橋市は、今年の６月から開始しました。手のひらや前腕部にエックス線を照射するＭＤ法やＤＸＡ法などの検査で自己負担額として500円、より精度が高く、腰椎や大腿骨に２種類のエックス線を照射するＤＸＡ法の検査が1,000円となっております。本市においても、骨粗鬆症検診の導入によって自分の体の状況を知ること、食事や運動による予防、また早期治療によっての骨折予防、その後の健康寿命の延伸にもつながります。関係機関との協議調整を早急に進めていただき、骨粗鬆症検診が開始されることを切にお願いいたしまして、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　小山田なおと議員。

○小山田なおと議員　公明党の小山田なおとでございます。通告に従いまして、初回から一問一答にて質問をさ

せていただきます。

まず初めに、大項目１つ目、本市の東京2025デフリンピックに関する取組についてでございます。

(1)東京2025デフリンピックに関する認識についてでございます。

東京デフリンピックは、聴覚に障がいのあるアスリートが世界各国から参加する世界最高峰の国際大会であり、日本初開催となる大変意義深い大会でございます。競技面だけではなく、障がい理解の促進や多様性の尊重、共生社会の実現といった社会的意義も非常に大きいものと考えます。

そこで伺います。東京2025デフリンピックの概要及び本大会の開催が市民や地域社会にとってどのような意義を持つと考えているのか、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

東京2025デフリンピックは、聞こえない、聞こえにくいアスリートが参加する世界最高峰のスポーツ大会として４年に１度開催されております。今回の大会は、1924年の第１回大会から数えて100周年目の節目となる大会として、11月15日から12日間、日本で開催され、アジアで初めての開催でございます。競技は、東京都を中心に、福島県、静岡県を含む複数会場で実施され、世界70から80か国・地域からおよそ3,000人の選手が参加され、21の競技が行われる予定となっております。本市にゆかりのある選手も代表として選出をされております。

本市としましては、本大会を聴覚障がいに関する理解の促進とインクルーシブな社会づくりの機運醸成につながる契機であると認識をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　東京2025デフリンピックは100周年の記念大会であり、アジアで初めて日本で開催される大会であること、また、市川市ゆかりの選手が出場予定であること、さらには、本大会を契機として聴覚障がいに関する理解の促進やインクルーシブな社会づくりの機運醸成につながると認識されているというような答弁でございます。

そこで、改めて伺います。本市ゆかりの選手について、これまでの経歴や出場種目、大会に向けた抱負など、市として市民に周知できる情報はどのようなものがあるのでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

報道や御本人に確認しましたところ、柔道60kg級代表として出場予定の吉良暁生選手は、2013年の第22回大会に続く２度目のデフリンピック出場でございます。前回大会では銀メダルを獲得されており、今回も上位入賞が大いに期待されております。現在、県立特別支援学校の教員として勤務しながら、アジア太平洋大会での金メダルをはじめ、国内外の舞台で数々の実績を重ねられ、世界的にも高く評価をされております。

また、バスケットボール代表のリザーブ選手に登録されている榎本愛美選手は、市内在住の中学３年生で、国際ユースキャンプへの参加経験もあり、ＭＶＰに選ばれるなど将来性が高く評価されており、今後の成長が期待されております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　本市ゆかりの選手といたしまして、柔道60kg級代表として出場予定の吉良暁生選手、そして将来性豊かな中学３年生バスケットボール代表のリザーブ選手に登録されている榎本愛美選手を、私たちもしっかりと応援していきたいと思いますので、皆様よろしくお願いをいたします。

続いて、(2)知名度向上及び機運醸成に向けた取組についてであります。

大会の成功には、市民や地域社会の理解、関心が不可欠であり、市内における広報活動やイベント、学校、福祉施設等での周知活動など、具体的な取組が重要と考えます。

そこでお伺いをいたします。大会に向けて本市として市民への広報啓発活動はどのように進められているのか。また、気運醸成の具体的な施策について計画があるのかお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

デフリンピックへの関心を高めるため、本市では様々な取組を計画しております。10月21日には、大会ＰＲの一環として全国を巡回するデフリンピックＰＲキャラバンカーが本市を訪れ、デフリンピックの紹介や競技体験などを通じて、大会の意義や応援の機運を高めてまいります。また、同日には本市にゆかりのある選手による市長表敬訪問を予定しており、インタビューの様子をユーチューブや広報などで発信してまいります。また、10月14日から20日まで、市役所第１庁舎１階ファンクションルームにおきまして、大会の歴史や競技の紹介、過去の大会のハイライトなどのデフリンピックに関するパネルなどを展示するほか、大会の意義や選手の挑戦をより深く理解していただけるよう、全日本ろうあ連盟が制作いたしました映画「みんなのデフリンピック」を上映いたします。このほか、全国の自治体キャラクターが大会を盛り上げる取組があることから、本市動植物園のキャラクター、市川梨丸を東京2025デフリンピック応援隊に登録いたしました。

本市としましても、こうした取組を通じてより多くの市民に大会を知っていただき、応援の輪を広げられるよう、市公式ウェブサイトやＳＮＳ、駅前のデジタルサイネージなど、様々な情報ツールを活用して分かりやすく情報発信してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　東京2025デフリンピックに向けて、市ではキャラバンカーの来庁、また出場選手による市長表敬訪問、広報紙やユーチューブでのインタビュー配信、市役所でのパネル展示や「みんなのデフリンピック」上映、また動植物園キャラクターの応援登録、梨丸君の登録、駅前、庁舎のデジタルサイネージでの情報発信など、多岐にわたる取組を予定されているということでございました。

そこで、詳細をさらに伺ってまいりますけれども、大会の見どころや注目競技について、市民に分かりやすく伝える取組はどのようにされているのか。また、市内でのパブリックビューイングや観戦イベントの開催については検討されているのか。また、市民が大会会場での応援や観戦に参加できるような現地応援支援や情報提供の方策について、どのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

デフリンピックの競技は、聴覚障がいのある選手が安心して力を発揮できるよう、競技によって様々な工夫がなされております。吉良選手が出場予定の柔道につきましては、基本的に国際ルールに準拠して行われますが、「始め」や「待て」といった審判の指示は、選手の肩を軽くたたくなどの方法で伝える点が特徴となっております。次に、日程につきましては、男子60kg級は11月16日、東京武道館で実施される予定となっており、選手たちによる技と気迫のぶつかり合いが大きな見どころとなります。

また、榎本選手がリザーブ選手として登録されているバスケットボールにつきましては、競技中のファウルや試合終了を知らせる笛やブザー音が聞こえにくいため、フラッグマンが旗を振って合図を送るなど、視覚的に情報を伝える仕組みが導入されております。競技は、大田区総合体育館で、11月16日から25日にかけて実施される

予定でございます。スピード感あふれる試合展開に加え、手話やアイコンタクトを駆使した独自のチームワークが観戦の大きな見どころとなります。

パブリックビューイングや観戦イベントにつきましては、放映権などの関係もあるため関係団体などに確認するとともに、東京2025デフリンピックは事前の申込みは不要でどなたでも無料で観戦でき、競技の様子はインターネット配信される予定となっております。これらの観戦方法につきましては、市公式ウェブサイトやＳＮＳなどを通じて市民に分かりやすく周知し、多くの方に大会を応援していただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　吉良選手が出場を予定されている柔道60kg級は、11月16日日曜日に東京武道館にて、榎本選手がリザーブ選手として登録されているバスケットボールは、11月16日から25日にかけて大田区総合体育館にて実施される予定ということでありました。そのほかの競技につきましても、東京都内、近場で行われるということでございますので、私も現地に行って応援をしていきたいと、このように思っております。一方で、現地観戦したくてもできない方も多くいらっしゃるのではないかというように思います。今回残念ながら、確認するとテレビでの放映がなくインターネットによる中継ということでありますから、ぜひこの庁舎等においても使用できるスペースの確保を検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、(3)大会終了後における取組についてであります。

東京2025デフリンピックを契機として、障がい者スポーツや多様性の理解を持続的に市民生活や地域活動に定着させることが重要であります。

そこで、大会終了後における本市の取組についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

大会終了後につきましては、一過性で終わらせることのないよう、12月の障害者週間に合わせて、デフリンピックの結果報告や出場選手の活躍を紹介するとともに、体験イベントなどを企画しております。本市では、議員発議により令和４年に制定された市川市手話言語条例や、今年の６月には手話に関する施策の推進に関する法律が施行されたことを受け、障がいのある方のコミュニケーション支援や情報保障に関する取組を推進しており、東京2025デフリンピックはこれらの取組をさらに推進する契機でございます。この大会を通じて得られた経験や学びを、今後の施策に生かせるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　東京2025デフリンピックの成果を一過性で終わらせず、市民への理解促進や交流につなげるために、まずは12月の障害者週間において結果報告や出場選手の紹介、体験イベントなどを企画しているということであります。大変楽しみであります。

そこで、改めて伺います。大会終了後、市民が選手と直接触れ合う機会や交流イベントについて、どのような計画があるのでしょうか。また、大会の成果を地域に定着させるためには、市民や学校、地域団体との持続的な交流が必要であり、スポーツ部や学校教育部との連携も必要と考えますが、市の見解をお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

市民がデフスポーツを直接体験できる機会としましては、12月の障害者週間に合わせ、市役所第１庁舎１階ファンクションルームにおきまして、陸上競技で使用されるスタートランプを用いて、聴覚に頼らず視覚でスター

トを切ることを体験していただくことを考えております。あわせて、パネル展示などにより、競技の魅力やルール上の工夫などを紹介し、市民の皆様の理解と関心を高めてまいります。また、大会の成果を一過性に終わらせることのないよう、今後もスポーツ部や学校教育部などの関係部署とも連携を図りながら、デフスポーツを身近に感じてもらえるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　種々答弁ありがとうございました。東京2025デフリンピックは100周年の記念大会であり、アジアで初めて日本で開催される重要な大会であること。また、市川市にゆかりのある吉良選手や榎本選手が選出されていること。そして、聴覚障がいへの理解やインクルーシブ社会の機運醸成につながる大変重要な意義があることを確認することができました。本市としても、これから様々な方法で盛り上げていっていただけるということでありましたので、私たちも一緒になって全力で応援していきたいと思います。今後も、市と関係機関がさらに連携を強化し、大会の意義と成果を最大限に生かす取組を進めていただくことをお願いして、本質問を終わります。

続けて、保健行政でございます。

(1)国民健康保険の現状及び今後の見通しについてであります。

現在、市の国民保険税は、加入者数や高齢化、医療費の増加などを背景にどのような状況にあるのか。直近の税収や保険税の負担状況を含めて御説明ください。また、今後の見通しについて、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市では、令和６年度の国民健康保険税の見直しにより約６億4,000万円の増収となり、赤字の拡大を抑制することができました。しかしながら、平成27年度から９年にわたって税率等を据え置いてきたことから、近隣市と比べて保険税水準が低い現状にあるため、国民健康保険の単年度の赤字が20億円を超える状態となっています。このような中、令和11年度に県内保険税水準の統一が予定されており、これに伴って国、県から国民健康保険の赤字解消が求められている状況にあります。また、今後につきましては、令和６年の子ども・子育て支援法の改正により、新たに子ども・子育て支援金が令和８年度から医療保険料に上乗せされる形で徴収されます。このため、国民健康保険についても、国民健康保険税に子ども・子育て支援金分が加わる見込みとなっています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　令和６年度に保険税の見直しを行われましたけれども、依然として単年度20億円の赤字があり、解消にはさらなる努力が必要であることが分かりました。さらに、今後の見通しといたしましては、令和８年度から子ども・子育て支援金が上乗せされるため、国民健康保険税への影響があるということでもありました。

そこで、国民健康保険税について、子ども・子育て支援金はどの程度の負担となるのか。また、負担軽減策はあるのか。令和８年度からの実施に向けてどのようなスケジュールとなっていくのかについてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

こども家庭庁の試算では、市町村国民健康保険加入者の平均負担額は、被保険者１人当たり月額で、令和８年度が250円、９年度が300円、10年度が400円、１世帯当たりでは、令和８年度が350円、９年度が450円、10年度

が600円と、年々引き上げられることが示されています。なお、子ども・子育て支援金に係る主な軽減措置としては、低所得世帯に対して、所得額に応じ、均等割額や平等割額が７割、５割、２割軽減されるほか、18歳未満の被保険者に係る均等割額は全て軽減され、負担が生じないこととなっています。

次に、スケジュールにつきましては、本市も法令等に従って令和８年度から子ども・子育て支援金を加えるため、国民健康保険税条例の改正が必要となります。このため、本年11月下旬に県から示される予定の令和８年度の子ども・子育て支援金の総額と標準保険税率の仮算定結果を踏まえ、賦課方式や保険税率に関して市川市国民健康保険運営協議会へ諮問するなど、令和８年２月定例会までに改正議案の提出ができるよう手続を進めていく必要があります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　子ども・子育て支援金の負担金及び負担軽減策について答弁いただきまして、また、今後の条例改正につきましても、令和８年２月定例会までに改正議案の提出が必要であるということでありました。少子化、人口減少の問題は、日本の経済全体、地域社会全体の問題であり、子どもや子育て世帯を全世帯、全経済主体で支えていこうというのがこの本制度の趣旨ではありますけれども、国民健康保険については引き続き厳しい状況が続くものと思います。

そこで、(2)に進んでいきます。本市における国民健康保険の医療費の特徴についてであります。

国民健康保険の赤字を解消していくためには、収入と支出の両面から様々な取組が必要となります。支出面としては、医療費の適正化を進めていく必要があると考えます。

そこで、本市の国民健康保険の医療費について、どのような特徴があるのかお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市国民健康保険の令和６年度の総医療費約256億円のうち、糖尿病や高血圧症をはじめとする生活習慣病が約119億円、46.4％を占めています。疾病別医療費では腎不全が最も高く、総医療費の７％を占め、次いでがんが6.6％、糖尿病が5.1％を占めています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　生活習慣病が総医療費約256億円のうち半分の約119億円を占めているということでありました。また、疾病別では、腎不全、がん、糖尿病の比率で高い順になっているということでありました。

さらに伺ってまいります。年齢別や男女別の医療費の傾向はどのようになっているのか、どの層をターゲットとしていくことが重要であるのか、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市の国民健康保険では、被保険者１人当たりの医療費は、年齢が上がるにつれて増加し、50歳代半ば以降は女性よりも男性の医療費が高くなっています。令和６年度の総医療費の約７割を60歳から74歳の被保険者が占め、40歳から59歳が約２割を占めています。医療費適正化を進めるためには、総医療費の９割を占める40歳から74歳までの被保険者を対象として様々な取組を行うことが効率的で効果的となっています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　医療費につきまして、50代半ば以降は男性のほうが医療費が高くなっているということで

ありました。私も50代に入りましたので気をつけていかなければいけないというふうに思いますけれども、また、年齢別で見ると、60歳から74歳までが総医療費の約７割を占め、続けて40代、50代を含めると、もうほぼ約９割となるということであります。この世代に対する取組をさらに重視していくことが効果的であるというような答弁でもございました。

続いて、(3)医療費適正化に向けた取組についてに進んでまいります。

医療費の適正化には生活習慣病、中でも腎不全や糖尿病といった疾病に対する重症化予防をさらに進めていくことが重要と考えます。本市ではどのような取組が行われているのでしょうか、お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

重症化予防の取組といたしましては、人工透析への移行を抑制するため、40歳から74歳までの特定健康診査において、受診の結果、糖尿病の重症化リスクの高い方や、慢性腎臓病の疑いのある方に受診勧奨をする糖尿病性腎症重症化予防事業や、慢性腎臓病重症化予防事業を実施しています。直近の令和５年度の成果を申し上げますと、まず、糖尿病性腎症重症化予防事業では、ヘモグロビンＡ１ｃが７％以上の糖尿病未治療者及び治療中断者の約130人に受診勧奨を行ったところ、約９割の方が医療機関を受診し、約半数の方が翌年度の特定健康診査でヘモグロビンＡ１ｃが７％未満に改善しています。また、慢性腎臓病重症化予防事業では、腎機能が低下し慢性腎臓病が疑われる未治療者約330人の方に受診勧奨を行ったところ、翌年度の特定健康診査で受診者の約９割の方が腎機能の維持改善がされています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、対象者の約９割が医療機関を受診され、そのうち半数の方が翌年度の特定健康診査において、このヘモグロビンＡ１ｃの値が７％未満に改善をされたということでありました。また、慢性腎臓病重症化予防事業においては、受診勧奨後、受診した約９割の方が改善されたということでありました。やはり、しっかり受診勧奨、特定健康診査を受けていくことが非常に大事だということを確認することができました。

続いて、(4)特定健康診査及び特定保健指導の現状と課題についてに進んでまいります。

この生活習慣病の重症化予防事業は大きな成果を上げられているというような答弁でもございましたが、対象者の方々につきましては、これは引き続き重症化予防に取り組んでいく必要もあると思います。また、この重症化の一歩前、言わば予備軍の方々に対しても、予防の意識を高めていただくことが大変重要かとも思います。そのためにも、できるだけ多くの方にこの特定健康診査や特定保健指導を受けていただくことが必要と考えますが、本市における現状と課題への取組についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

初めに、特定健康診査の受診状況についてです。本市では、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施しています。本市の特定健康診査の受診率の推移については、コロナ禍前の平成30年度は約45％であり、コロナ禍では40％以下に落ち込み、コロナ禍後の令和５年度には40.7％まで上昇しています。これは、千葉県内の平均受診率を上回っています。

次に、課題につきましては、受診率をコロナ禍前の水準以上に引き上げていくことです。そのため、令和６年度から特定健康診査を受けていない方に送付する受診勧奨はがきについて、過去の受診頻度に応じて受診勧奨の効果が上がるよう、勧奨内容に違いを設ける工夫をして受診率向上に努めています。

次に、特定保健指導の実施状況についてです。特定保健指導は、特定健康診査の実施結果から、生活習慣病のリスクが高く改善予防が期待できる方に保健師や管理栄養士が実施しており、対象者には利用券を郵送しています。令和５年度における本市の実施率は13.5％で、千葉県内の特定保健指導の平均実施率23.6％を下回っている状況です。その要因といたしましては、特定健康診査を集団検診で行っている自治体では、特定健診後に同日に同一会場で特定保健指導を行うことができますが、本市のように各医療機関で個別健診により行っている場合は後日面接を受けていただく必要があるため、実施率が低くなる傾向があると捉えています。また、課題といたしましては、働く世代である40歳から50歳代の方が、ほかの世代に比べ低い傾向となっています。この世代についても特定保健指導を受けやすい環境をつくるため、特定保健指導のウェブ申し込みやＺｏｏｍによるオンライン面接のほか、土曜日、日曜日の面接を実施しています。さらに、今年度からは、特定保健指導の初回面接を利用した方にデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの500ポイントを付与する取組を開始し、そのチラシを利用券に同封し周知を図っているところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　特定健康診査につきましては約41％ということでありました。これは目標としては今のところ60％ぐらいを目指していかなければいけないということでありますので、まだまだ足りないということでもあります。また、特定保健指導については、さらに下がって13.5％ということであり、千葉県の平均をも下回っているというような現状でございました。まだまだ伸ばせる余地があるものと思います。

東京都の小平市では、令和元年度から人工知能、ＡＩを活用したパーソナライズされた受診勧奨通知というものを行っております。不定期受診者、また未経験者、これは特定健康診査ですけれども――に対する受診率の目標を20％に設定されてやったところ、大幅に上回る45.6％の方が受診をされたということでありました。本市の受診勧奨通知を確認すると３種類に分けて発送されておりますけれども、小平市では、実は８種類に分けて発送されております。頑張り屋さんだったり、心配性さんだったり、甘えん坊さんだったり、面倒くさがり屋さんだったりとか、この８種類を分けること、セグメントを分けることによって、それぞれに適した受診勧奨通知を行っているということであります。特に40代、50代の方を意識して取組を強化されておりますけれども、本市においてもこうしたＡＩを活用した行動経済学に基づくアプローチができないかについて、再度お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

特定健康診査を受けていない方に対する受診勧奨について、本市では、個々の受診状況により３種類にタイプ分けして受診勧奨通知の内容を変える取組を昨年度から開始しており、現在、この取組による効果を検証しているところです。今後もＡＩの活用を含め、他の自治体の様々な取組も参考にしながら、効果的な受診勧奨に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　また、小平市では、この特定健康未受診者へのアンケートを行ったところ、忙しいという方が25％、定期的に実は受診をされている、通院をされている方が25％が未受診理由のトップを占めておられました。また、予約が取れないという方も８％と上位に挙げられておりまして、これは時間的制約が、医療機関の混雑といった物理的な障壁が市民の受診行動に根強く影響を与えており、この課題を根本的に解決するには受診時間の多様化、例えば夜間であったり休日健診の拡充や、あとはオンライン予約システムの導入など、より包括

的な利便性向上策が不可欠であると小平市は考察をされておりました。本市で言えば、例えば休日に健診が可能な場所を設定したり、市公式ＬＩＮＥによる予約や受診勧奨も有用ではないのかというように考えます。また、特定保健指導につきましては、本市としては、私は知らなかったんですけれども、Ｚｏｏｍを活用したオンライン面接も行われているということで、これは非常にいいなというふうに思いました。また、ＩＣＨＩＣＯのポイント付与もされているということでありました。このあたりにつきましても、もっと周知をしていっていただきたいなと、このようにも思います。

続いて、(5)市川市健康ポイントＡｒｕｃｏの現状と、特定保健指導との連携について伺ってまいります。

本市は、市民の健康増進、健康寿命延伸を目指して令和５年よりＡｒｕｃｏを導入しておりますが、現在はスマートウォッチなどのウェアラブル端末とも連携可能となり、利用者が増えていると聞いております。Ａｒｕｃｏは、血圧や体脂肪率に加えて、内臓脂肪、筋肉量、骨量、水分量などの測定結果がアプリ上でグラフ化され、履歴も確認することができます。自身の日々の健康管理はもちろんのこと、特定保健指導の場においても有効に活用できると考えますが、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

現在、Ａｒｕｃｏは日々の健康状態を自己管理いただく記録として活用いただいておりますが、特定保健指導の対象者につきましては、アプリに保存された記録を確認させていただき、特定保健指導においても活用しています。また、対象者から確認させていただいた健康状態のデータのうち、特定保健指導で活用したものにつきましては、必要に応じて記録し、健康管理することで、その後の指導に利用できるものと考えています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　Ａｒｕｃｏのデータを特定保健指導に活用されているということでありました。とはいえ、この特定保健指導を受けられている方全員が運動データ等を記録されているわけではない、活用されているわけではないと思いますので、ぜひこの日々の健康データの管理ツールとしてＡｒｕｃｏを特定保健指導の場でも紹介をしていただいて、活用するように勧められてはいかがかなと、このようにも思います。

熊本県荒尾市では、この特定保健指導に係る課題として、健康に関する意識、行動変容になかなかつながらないと、生活習慣改善の取組を記録するツールがないことを挙げられておりました。そこで、荒尾市独自のデジタル健康手帳を作成し、日々の健康記録や食事の記録だけではなく、マイナポータルとも連携し、お薬に関する情報、予防接種記録、健診記録等も管理できるほか、医師による診察内容、また離れた場所で暮らす家族の見守りまで活用することが可能となっており、このデジタル手帳をタッチポイントとしたさらなるサービスの統合化を図っていかれるということでありました。私も、本会議におきましてこのパーソナル・ヘルス・レコードの活用につきまして何度か質問と提案をさせていただきましたが、この荒尾市の取組は大変すばらしい事例でありますので、ぜひ本市においても導入に向けた研究をしていただきたいなと、このようにも思います。

続いて、(6)市民の健康意識を高めるための取組についてであります。

市民の健康意識をさらに高めていくためには、やはり若年世代からの意識啓発が重要ではないかと考えます。本市における取組状況についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

若い世代を対象とした本市独自の取組といたしましては、30歳代の方に対し、エコー検診による乳がん検診や口腔がん検診を実施しています。また、細胞診による子宮頸がん検診については、国は２年に１回の実施として

いるところ、本市では毎年実施しており、二十歳の歯科健康診査では、国が定める項目以上の健康診査を実施しています。さらに、40歳未満の国民健康保険被保険者の方には、人間ドック費用の助成を40歳以上の世代よりも手厚く行っています。このように、若年層の検診を積極的に取り入れることで、健康意識の高揚を図っています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　若年世代を対象とした本市独自の支援といたしましては、30代に対する乳がん検診、口腔がん検診、子宮頸がん検診、二十歳の歯科健康診査であり、40歳未満の国保被保険者の方には人間ドック費用を40歳以上の世代よりも手厚くされているということであります。

そこで伺います。この人間ドックなんですけれども、近年の助成金交付状況についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

40歳未満の国民健康保険の被保険者の方を対象とした人間ドック費用の助成状況につきましては、令和６年度は20歳代が６人、30歳代が43人、合計で49人となっています。これまで人間ドック費用助成につきましては、健康診査やがん検診の対象者に送付するリーフレットや国民健康保険の被保険者に送付する資格確認書等に御案内を同封することなどにより周知を図っているところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　この人間ドックですけれども、令和６年度は20代が６人、30代が43人ということであります。本市第３期データヘルス計画を確認いたしますと、この20代、30代の被保険者数を確認いたしましたところ、合わせて合計１万8,000人いらっしゃいました。これを考えると、まだまだこの若年世代のドック検診は少ないというふうに思います。

墨田区や小平市では、この40歳未満の若年世代向けの一般検診を実施することにより健康意識の向上を図っておりますが、本市における見解を伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

若年層健康診査は、生活習慣病対策の一つとして有効と考えられます。本市では、引き続き若年層に対する人間ドック助成や、本市独自のがん検診等の普及や周知に努め、受診の促進を図るとともに、まずは生活習慣病のリスクがより高い40歳以上の方の特定健康診査の受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　本市としては、まずは40歳以上の特定健診受診に力を入れていかれるということであります。しかしながら、この生活習慣病に関わる生活習慣は、乳幼児期に基礎が形成され始め、学童期や思春期を経て、若年成人期、18から二十歳ぐらいに本格的に定着すると考えられております。もっと身近で気軽に健診が受けられるイベント等の実施も必要ではないでしょうか。例えば、若年世代が集まりやすい場所や広場等においてワンコイン健診を実施したり、将来の発症リスクが分かる検査などを検討いただければと思います。先ほど紹介した荒尾市では、ＮＥＣと共同して４年以内の発症リスクが分かるフォーネスビジュアス検査を実施しており、地元医師会とも連携しながら生活習慣改善の意識を高めているということでもあります。今後、国保財政はますます厳しい状況が見通されております。本市においても、市民の皆様を巻き込みながら、積極的に予防医療に取

り組んでいくことが必要ではないでしょうか。市民の健康を守り、かつ、さらなる負担を少しでも軽減できるよう、これからも取り組んでいかれることを要望して、本質問を終わらせていただきます。

続いて最後となります。本市のＥＶ用充電インフラの整備促進及び啓発に向けた協定についてであります。

近年、脱炭素社会の実現に向けた取組が全国的に加速する中、本市においても電気自動車、ＥＶの普及促進が重要な課題となってきております。特に、2023年10月27日に市川市とパナソニック株式会社エレクトリックワークス社が締結したＥＶ用充電インフラの整備促進及び啓発に向けた協定及びその一環であるｅｖｅｒｉｗａ　Ｃｈａｒｇｅｒ　Ｓｈａｒｅの取組は、カーボンニュートラルと災害レジリエンスの強化施策として進められております。そこで、本協定及び関連施策について伺っていきたいと思います。

まず、(1)協定の概要及び目的についてであります。

本協定は、電気自動車の充電インフラ整備と市民への啓発を通じて、ＥＶの充電に不安のないまちづくりを推進し、カーボンニュートラルの実現と災害時のレジリエンス向上を目的とすると承知をしております。この協定は全国初のモデルケースと聞いてもおりますけれども、本協定の趣旨、内容及びパナソニック社の事業内容についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

本市とパナソニック株式会社エレクトリックワークス社とは、市川市内においてＥＶ用充電インフラの整備及び啓発を行うことで、ＥＶの充電に対する不安のないまちづくりを推進することにより、カーボンニュートラルの実現と災害等に対するレジリエンス向上及び課題の解決を目的とすることを趣旨として、令和５年10月27日に協定を締結しております。この協定では、公共施設におけるＥＶ用充電設備の設置やシェアリングに関すること、ＥＶの普及、ＥＶ用充電設備及びそのシェアリングに関する市民への啓発に関すること、ＥＶ用充電インフラを活用したまちづくりに向けた取組に関することなどを連携事項として定めて、ＥＶ充電器の整備を進めてきております。

次に、事業の内容ですが、ＥＶ充電器を貸したい方と借りたい方の両者を登録し、充電器の設置場所の検索、貸出し予約、精算などができるＥＶ充電器のシェアリングサービスを提供するものです。貸したい方は、これまで個人や会社だけで利用されていた充電器を利用しない時間帯に貸し出すことでシェアができ、利用料で収入を得ることができます。借りたい方は、近場の空いている充電器を検索して見つけ、手軽に充電、精算できるといったメリットがございます。現在、公共施設では第１庁舎、大洲防災公園、市川駅南公民館、少年自然の家、菅野公民館、生涯学習センター、東部公民館、本行徳公民館の計８か所にパナソニック社により充電器が設置されており、民間施設では同様に３か所設置がされております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　現在、市内ではこの第１庁舎、大洲防災公園、市川駅南公民館、少年自然の家、菅野公民館、生涯学習センター、東部公民館、本行徳公民館の８か所の公共施設に計８基のＥＶ用充電設備が設置されているということであります。これらの設備につきましては、パナソニック株式会社エレクトリックワークス社との協定に基づき、ＥＶ充電インフラの整備を進めるとともに、これは無償にて設置されて、また、シェアリングサービスを活用して、市民や来訪者が手軽に利用できる仕組みとして導入されているということであります。

そこで伺います。これら８か所の公共施設におけるＥＶ充電設備の利用状況はどのようになっているのか。また、設置からこれまでに得られた効果や成果をどのように評価されているのかについて伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

順次運用を開始した公共施設８か所の令和７年７月末までの稼働実績は、全国的な充電器１口当たりの月平均稼働率が2.5％となっている中で、本市においても同程度のものと伺っております。運用開始から間もない時期は、知れ渡っていないこともあり利用が限定的でありましたが、今年に入ってからパナソニック社で住民へのチラシ配布、利用促進キャンペーンの実施、充電器の設置場所へ看板を設置するなどの取組を行ったことで利用が増えてきており、ＥＶの普及に一定の効果を上げてきていると認識をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　市内８か所の公共施設に設置されたＥＶ充電器の稼働実績が、全国平均と同程度の月平均稼働率2.5％ということでありました。一方、周知啓発の取組により利用が徐々に増えてきているということでもあります。しかしながら、このＥＶの普及促進やカーボンニュートラルの実現、災害時のレジリエンス向上といった協定本来の目的を達成するためには、より一層の利用促進や安定した稼働が不可欠ではないか、このようにも思います。

そこで伺います。これまで運用してきた中で、市としてどのような課題や問題点を認識しているのでしょうか、お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

運用中８か所の充電器の中には、稼働率が全国平均に満たない施設もあり、利用者の増加に向けたさらなる取組が必要と認識しております。こうしたことから、充電器の利用を促進するため、本年度は利用者にＩＣＨＩＣＯポイントを付与するキャンペーンを実施しており、利用者の増加と充電施設の周知に努めてきております。また、一般的な充電料金の目安が１時間当たり330円程度に対して、本協定で設置した充電器は220円と割安であることから、公共施設を利用する方がその時間帯を利用し安価となる充電ができるといった点についても一層周知し、利用促進に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　利用促進が課題であり、そのためにＩＣＨＩＣＯポイントの付与や割安料金の周知などを進めているということでありました。しかしながら、このＥＶ充電器を実際に利用する市民や来訪者にとって、どこに充電器があるのかをすぐに把握できることが利用増加や稼働率向上の第一歩でもあると考えます。ＥＶ充電器利用者の増加や稼働率向上を図るために、充電器の設置場所をより分かりやすく表示、周知する取組が必要と考えますが、市としてどのように考えているのか御見解を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

充電器の設置場所を探す方法は、カーナビや民間のウェブサイト、検索アプリなど、様々な媒体を使って調べることができるほか、パナソニック社が提供しますシェアリングサービスに登録している方については、専用のアプリを使って本協定で整備した充電器の設置場所を検索することが可能となっております。また、市公式ウェブサイトにおいても設置場所を表示して周知しており、利用促進に努めているところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ＥＶ充電器の設置場所を探す方法として、カーナビであったり、民間のウェブサイト、ア

プリによる検索機能、またパナソニック社が提供する専用アプリ、そして市公式ウェブサイトでの設置場所表示といった複数の手段があり、市としても利用促進に努めているということでありました。こうした取組は、ＥＶ充電器の利便性を高め、利用者の増加や稼働率の向上に寄与するものであり、今後も市民への周知を継続的に強化していただきたいと、このように思います。

続いて、(2)地域新電力会社との連携についてであります。

ＥＶの普及や充電インフラの整備を進める上では、再生可能エネルギーの地産地消や地域での電力供給体制の強化も重要な視点であるかと思います。市内での再生エネルギー利用や電力の地産地消を進めるためには、ＥＶ充電インフラと地域新電力会社との連携が、カーボンニュートラルの実現や災害時のレジリエンス向上に大きな役割を果たすと考えます。

そこで伺います。本協定の枠組みにおいて、地域新電力会社との具体的な連携はどのようになっているのでしょうか。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

現在、クリーンセンターで発電した電力は、いちかわクリーンエネルギー株式会社を通じまして、公共施設116か所に供給を行っております。公共施設の一部のＥＶ充電には、このクリーンセンターでの廃棄物発電による電力が使用されており、このクリーンな電力の循環は環境面に大きな効果があると認識をしております。いちかわクリーンエネルギー株式会社で扱うクリーンな電力は、将来的には公共施設に加え、民間へ供給することを想定しており、これに併せて電力の消費先となるＥＶ車やＥＶ充電器の普及を進めることで、より高い二酸化炭素削減効果が得られることから、パナソニック社と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　現在、クリーンセンターで発電された電力は、いちかわクリーンエネルギー株式会社を通じて公共施設へ供給されており、公共施設の一部ＥＶ充電には、廃棄物発電によるクリーン電力が活用されているということであります。この取組により、公共施設でのＥＶ充電における環境負荷の低減や、二酸化炭素排出削減への効果が得られているということは非常に意義深いと思います。また、将来的には公共施設に加えて民間への電力供給も想定をされており、電力の消費先としてＥＶ車や充電インフラの普及を進めることで、より高いCO_2削減効果を期待していきたいと、このようにも思います。

続いて、(3)災害時における活用についてであります。

ＥＶは、走行時のCO_2排出ゼロだけではなく、蓄電池としての機能を持ち、災害時の非常用電源として活用できることが知られております。本協定に基づくｅｖｅｒｉｗａ　ｎｏ　ｗａ　市川Ａｃｔｉｏｎでは、ＥＶバッテリーからの給電体験イベントが実施をされておりまして、2023年11月３日のいちかわ市民まつりでは、その実用性が市民に示されております。災害時の電力供給は、本市の防災力向上に直結する重要な要素であります。災害時に電力が停止した場合でも、ＥＶ車が公共施設などで充電、放電することができ、家庭での利用に備えることは非常に重要であると考えます。例えば、熊本市でありますけれども、地域新電力会社であるスマートエナジー株式会社は、防災・減災力向上事業として清掃工場から近隣の公園へ自営線を延伸し、急速充電器を設置することで、公園を災害時のＥＶ充電拠点として活用しております。

そこで伺います。次期クリーンセンターにおいて、災害時に備えた充電設備の計画はされているのか。また、熊本市のように地域新電力会社であるいちかわクリーンエネルギー株式会社と連携し、災害時にＥＶ充電拠点として活用できる体制の整備は可能なのか、市の見解をお聞かせください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

次期クリーンセンターでは、ＥＶ充電器の新設の計画はございませんが、現クリーンセンターには２基の充電器が管理棟に設置されております。こちらにつきましては、今後も公用ＥＶ車の充電設備として活用をしてまいります。また、クリーンセンターでの発電は、ごみを燃やした際の排熱を使用していることから、災害時に停電が発生した場合においても２基の充電器は継続して利用できるものとなっております。

御質問の熊本市の事例は、出資する地域新電力会社が地下埋設型の自営線を整備して災害に強い送電系統を確保しております。本市においても、災害時のレジリエンス向上のため、そういった手法を含めまして、いちかわクリーンエネルギー株式会社やパナソニック株式会社エレクトリックワークス社と連携し、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　次期クリーンセンターでは、充電器の新設は計画されていないものの、現クリーンセンターの管理棟には２基の充電器が設置されており、公用ＥＶ車の充電に活用されているとともに、排熱を利用した発電のため災害による停電時でも継続利用が可能であるということであります。また、熊本市の事例のように、地域新電力会社が自営線を整備し、災害時のＥＶ充電拠点を確保する取組についても、今後いちかわクリーンエネルギー株式会社やパナソニック社と連携して、災害時のレジリエンス向上に向けた手法を調査研究されていくということでありましたので、どうかよろしくお願いをいたします。

続いて、(4)今後の整備促進及び啓発に関する方針についてであります。

市内公共施設や民間施設におけるＥＶ充電インフラの整備、パナソニック社との協定によるシェアリングサービスの運用、クリーン電力の活用、災害時の利用や地域新電力会社との連携の可能性など、幅広い取組が進められていることを確認することができます。これらを踏まえまして、今後さらに市内でのＥＶ充電インフラ整備を促進するとともに、利用者や市民への周知啓発を一層強化することが重要と考えます。

そこで伺います。今後のＥＶ充電インフラ整備における具体的な方針や、市民や施設利用者への利用促進、啓発活動をどのように進めていかれるのか見解を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

ＥＶの充電に対する不安のないまちづくりを進めていく上では、市内に満遍なく、より多くの充電器の普及を進めていくことが充電インフラの充実につながると考えております。今後、公共施設では現在の８基に加え、第１庁舎、第２庁舎、ぴあぱーく妙典で、さらに11基の稼働を予定しております。また、この充電器の設置数を増やすことに加えて、今後は稼働率向上にも焦点を当てて取組を展開し、市民の認知度向上と利用者を増加させる施策をパナソニック社と連携して実施してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　市では、ＥＶの充電に対する不安のないまちづくりを進めるため、市内に満遍なく充電器を普及させることが重要であると考え、公共施設においては現在の８基に加えて、さらに第１庁舎、第２庁舎、ぴあぱーく妙典でさらに合わせて11基の稼働を予定されていること。また、設置数の拡大に加え、稼働率向上や市民認知度の向上、利用者増加に向け、パナソニック社と連携して施策を展開されていくということでありました。今後の充電器整備に当たりましては、市内全体の設置バランスがちょっと悪い、このようにも思います。地

図で確認をしますと、どうしても北西部地域への設置をぜひ検討いただきたいなと、このように思います。

今回、パナソニック社で設置されている充電器ですけれども、普通充電となるため、１時間当たりの充電で約20㎞から30㎞程度走れるということであります。ですので、例えばですけれども、国府台の野球場の付近であったり、また小塚山公園あたりに設置いただければ、市内全域を安心してＥＶ利用ができるようになるものとも思います。ぜひともこの充電インフラの空白地帯をつくらないように検討のほうをお願いしたいなと、このようにも思います。

また、併せて利用者増加に向けた具体的な施策といたしまして、現在県であったり市の補助を活用することで、個人で充電インフラの設置というのが可能となっております。本協定のシェアリングサービスを活用することで、個人でも任意金額にて充電設備を他人に貸すことができるのがこの協定の特徴とも聞いております。市内におけるＥＶ比率を上げるためには、個人の取組も大変重要となるとも考えます。より具体的な啓発、広報に今後もさらに取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

やなぎ美智子議員。

○やなぎ美智子議員　日本共産党のやなぎ美智子です。通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いします。

最初の大項目は、令和７年７月30日に発生したカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波対応についてです。

(1)として、避難指示の発令について伺います。

令和７年７月30日午前８時25分頃に、カムチャツカ半島付近で発生した地震によって、北海道から和歌山にかけて、主に太平洋沿岸に津波警報が、市川市に近い東京湾内湾に津波注意報が発表されました。今回の津波に対し避難指示が発令されましたが、どのような経緯で発令されたのか伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

本年７月30日午前９時40分に、気象庁から東京湾内湾に津波注意報の発表があり、併せて津波到達時間が午前11時30分との発表がありました。注意報の発表を受け、午前10時30分に防災行政無線により、東京湾内湾に津波注意報が発表されました。海岸や河川から離れるようにしてくださいとの内容で、避難情報を京葉道路以南の地域に放送いたしました。この避難情報は、防災行政無線のほか、各種放送事業者やアプリ事業者などのメディアを通じて災害関連情報を一斉に伝達するＬアラート、市公式ウェブサイト、メール情報配信サービス、市公式ＳＮＳで発信したものでございます。また、近隣の船橋市、浦安市なども同様に行っております。当日は、同内容の防災行政無線を３回放送し、翌日の午前10時45分に気象庁からの津波注意報解除を受け、防災行政無線で避難情報解除を放送いたしました。なお、今回の津波に関して、本市の人的・物的被害は確認されておりません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　本市において、過去津波注意報による避難指示が発令されたことはありますか。また、過去に津波の影響での被害などの記録はあるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

本市においては、過去にチリ地震や東日本大震災の際に津波警報が発表され、沿岸地域に対し注意喚起や避難所設置情報などを発信しました。これは、当時の地域防災計画に従った対応でありましたが、その後、情報伝達のマニュアルを策定し、今回の避難情報の発令を行ったものでございます。過去の津波による影響の記録につきましては、1703年の元禄地震により行徳地域に被害が出たことや、台風による高潮災害とされておりますが、1917年、大正６年９月30日の台風の暴風雨が満潮と重なり、市川市域も甚大な被害を受けた大正大津波が市川市史にも記述があるものでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　私は、今回初めて東京湾内湾との表現を聞きました。東京湾内湾とはどこを指すのですか。また、東京湾内湾と津波との関係性について伺います。現在、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていますが、本市はどの程度の津波を想定されているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

気象庁における津波予報区におきまして、東京湾内湾とは、千葉県房総半島の富津岬と神奈川県三浦半島の観音崎を結ぶ線より北側の東京湾沿岸部とされております。この東京湾内湾の津波観測点は、東京晴海、横須賀、千葉、横浜の４か所であり、今回の地震では、本市に近い晴海及び千葉において20㎝の潮位の変化がありました。千葉県が過去の大きな地震を参考にした平成23年度の津波シミュレーションによりますと、本市には2.5ｍの津波が想定されております。また、本年３月31日に国が公表した新たな南海トラフ巨大地震の被害想定では、本市は震度５強で、津波の高さは最大３ｍと想定されているところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　1703年の元禄地震より古い平安時代、869年に三陸沖で発生した大地震によって引き起こされた巨大津波が貞観津波です。京都の祇園祭は、貞観津波被災者への鎮魂が始まりと言われています。近年の貞観津波の地質学的研究に基づき、大規模なプレート移動での大地震と、巨大津波の発生による原発の危険性を指摘したのが、2006年日本共産党の当時衆議院議員の吉井英勝氏でした。吉井氏は、貞観時代の話だと笑い者にされてもその主張を貫きました。その５年後、2011年に発生した東日本大震災と原発事故は、吉井氏の指摘どおりでした。科学的に過去を学び、伝承し、対策を講ずることの重要性を痛感します。

次に、⑵地震、津波に対する本市の対応について伺います。

幸い市川市には被害がなかったとのことですが、今回の地震及び津波注意報に対する市の体制はどうだったのか。また、どのように対応したのか伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

気象庁による東京湾内湾の津波注意報の発表を受けまして、本市では、直ちに警戒本部体制である第１配備体制を整え、情報収集や巡回パトロールを開始いたしました。また、関係部署において状況の変化を注視し、必要に応じて避難所開設等にも対応できるよう、引き続き情報収集に努めたところでございます。午後８時45分に太

平洋沿岸部等の津波警報は解除されたものの、継続して東京湾内湾には津波注意報が発表されていたことから、引き続き第１配備体制を継続し、翌日午前10時45分に津波注意報解除を受け、体制を解除いたしました。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　警戒本部体制である第１配備体制を敷いたとのことですが、第１配備体制とはどのような体制なのか伺います。また、私はＮＨＫテレビのテロップで、市川市に津波避難指示が出てびっくりしたわけですが、メディアとの関係はどのようになっているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

まず、配備体制につきましては市川市地域防災計画で定めており、第１配備体制は、危機管理監を長とし、災害対応事務局である危機管理室、消防本部としての消防局、被災市街地対応本部としての街づくり部、道路交通部、下水道部、管財部及び行徳支所により構成されております。配備条件として、地震においては市域で震度４を観測したとき、東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき、また、本市域で地震による長周期地震動階級３以上が観測された場合で、主な対応としては、地震情報及び被災情報の収集、被害が確認された場合の対応と関連職員の動員でございます。

水害については、気象警報が発表された場合、局所的な道路冠水、家屋の浸水、またはがけ崩れのおそれがある場合などで、主な対応としては、気象情報の収集及び提供、土のう配布、巡回パトロール等で、状況に応じて災害対策本部を設置いたします。また、テレビ等において発表される避難情報については、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営するＬアラートを活用しています。Ｌアラートとは、全国の自治体から収集した災害情報等を報道機関等に一斉に配信し、災害情報を迅速かつ効率的に住民に伝達するシステムであります。今回の避難情報については、本市にある千葉県防災情報システムに情報入力することにより、Ｌアラートを通じてテレビ、ラジオ等の各放送事業者に情報が伝達され、テレビのテロップやウェブサイトを通じ市民に発信されたものでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　各部の対応及び水位監視体制について伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

各部の対応といたしまして、例えば、スポーツ部においては河川敷や球場などの巡回パトロール、経済観光部においては行徳臨海部の工業会に対する注意喚起を行いました。東京湾及び市内の河川の水位監視体制については、行徳漁港や江戸川及び真間川など重要河川に監視カメラを設置しており、常に状況を監視できる体制となっております。被災市街地対応本部である下水道部においては、真間川排水機場、原木第２排水機場において24時間体制で水位監視を行いましたところ、水位に問題は見られなかったものでございます。そのほか、消防局及び行徳支所による沿岸地区の巡回パトロールの実施、教育委員会やこども部、福祉部並びに環境部においても施設利用者等への周知、注意喚起などの対応を行ったものでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　津波注意報解除までの夜間の体制、対応はどのようになされたのか伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

午後８時45分に太平洋沿岸等の津波警報が注意報へと切り替わった後も、危機管理室において漁港や河川の監視カメラ、気象庁からの情報収集などのモニタリングを継続し、併せて警察等の関係機関との連携を図ってまいりました。さらに、下水道部による水位監視、消防局による沿岸パトロールについても夜間を通じて実施しており、この体制は、翌日10時45分に津波注意報が解除されるまで継続したものでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　夜間も含め全庁的に対応されたと伺いました。本当にお疲れさまでした。

次に、(3)避難指示による市民の反応について伺います。

今回の避難指示によって市民からどれくらいの反応があったのか。また、どういったものだったのか伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

今回の津波注意報発表後の避難指示によって、市民から約50件の問合せがございました。その主な内容は、避難指示が出ているが自分が住んでいるところは大丈夫か、防災行政無線の音声が聞こえないなどが寄せられました。また、公民館などに自主的に避難された方が３名おり、施設を待機場所として開放することも行いました。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　市民から約50件の問合せがあったと伺いました。危機管理室が市民からの問合せに当たられたと思いますが、ほかにも対応しなければならないことが多かったかと思います。市民からの問合せへの対応はどのようにされたのか伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

今回の津波注意報に対する問合せにつきましては、第１配備体制の中で危機管理室で対応を行い、避難に不安がある市民からの問合せに対し、まず、沿岸から離れ安全を確保するよう丁寧に説明し対応いたしました。また、海面に大きな変動が見られた場合は、直ちに災害対策本部を立ち上げられるよう準備を整えておりました。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　災害時のフェイクニュース拡散は、深刻な問題を招きかねません。信頼できる情報、公的な問合せ窓口が機能することは大変重要です。市民が混乱しないで冷静に対応できるような情報発信と問合せ窓口のさらなる充実を求めます。

次に、(4)津波対応の今後の課題について伺います。

今回の津波注意報発令に対する対応について、今後に生かすための課題はあったのか伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

今回は、カムチャツカ半島付近における地震により、北海道から沖縄までの広い範囲で海面変動が観測されたものでありました。このような遠方で発生した地震であっても津波が到達する可能性があることから、あらゆるリスクを想定しておくことが必要でございます。市民の皆様が安全に避難できるよう、日頃から避難ルートの確認など事前の備えを促すとともに、今後も地域での防災訓練や講話、各種イベントなど、様々な機会を通じて市

民の防災意識の向上に努めてまいります。また、津波や高潮被害に遭わないためには、学校や公共施設、商業施設などの高所への避難が必要となります。今後も民間の商業施設などと災害時支援協定の締結を進め、避難施設の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　南海トラフ巨大地震は、科学的には今後30年以内に80％の確率で発生するとされています。現代の科学では、地震の発生時刻や場所、規模を精度高く特定する予知はできないと言われています。そのため、大地震の発生を前提とした防災対策が重要となります。その意味でも、今回のカムチャツカ半島付近地震に伴う津波注意報の発令と対応は、貴重な経験になったと思います。この経験を本市の防災対策に生かしていただきたいと思います。

また、市川市には、2025年４月末現在、116か国、約２万3,000人の外国人が暮らしています。沿岸や江戸川河口の行徳地域には、市川市に住む外国人の約半数が集中しています。その中には、自国において地震災害が少ないため、災害や避難に関する知識が少なく、地理的にも不案内で適切な行動が取れない方も少なくないと思います。救急や消防同様に、外国人向けの防災に関する支援が取り組まれてはいますが、最近、外国人への差別や分断をあおるような動きがあることを私は大変危惧しています。外国人を含め、誰一人取り残さない、この市政運営の基本を防災対策においても貫いていただくことを求めて、この質問を終わります。

２つ目の大項目は、脱炭素先行地域選定についてです。

(1)として、第６回脱炭素先行地域選定から今日までの経過と取組について伺います。

本年７月26日、27日、第67回自治体学校が東京で開催されました。私は本市の脱炭素先行地域選定に多角的に考えたいとの思いで、地域・自治体から、ゼロカーボンと環境保全を考えるの分科会に参加しました。前職が環境省地域循環共生圏推進室の石川拓哉氏が地域循環共生圏の創造と地域脱酸素について、匝瑳市ゼロカーボン推進課脱炭素推進室の齋藤雅裕氏が匝瑳市における営農型ソーラーシェアリングと農業についてと題して、行政の立場からの報告と問題提起がされました。また、ＮＰＯの立場から、ＤＸ、ＧＸによる大規模開発から地域の環境を守る住民参加の取組、人口3,000人の町議会議員の立場から再生エネルギーの地域循環を目指し住民参加の自治体づくりなどが報告されました。本市が脱炭素先行地域に選定されたことは、先順位者への答弁で対象エリアや取組内容などについて市公式ウェブサイトや「広報いちかわ」、懸垂幕の掲示や対象エリアの自治会長などに説明していることなどで市民に周知していることを理解しました。また、今後は当該地域の住民に向けた説明会や講演会の開催、周知啓発のための資料作成・配布を予定していること、共同提案者との協力体制構築、ハウスメーカーや不動産事業者の協力を仰ぎ、賃貸住宅のオーナーに対して断熱改修や太陽光発電設備の設置を呼びかけるなど、事業者と協働して脱炭素化に取り組んでいくことなどを理解しました。

その上で伺います。脱炭素を推進していくために、本市では選定からこれまでカーボンニュートラル推進課を中心に庁内や関係者でどのような協議が行われてきたのか伺います。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

庁内での協議としましては、補助金制度の要綱制定については総務部、事業進捗を図る体制の強化については企画部、脱炭素先行地域への電力供給を行ういちかわクリーンエネルギー株式会社との連携については環境部など、必要に応じて関係部署と相談や協議を行っております。また、関係者との協議としましては、共同提案者間の協力体制を築くとともに、共通認識を図るため、７月に共同提案者実務者会議を立ち上げ、さらにはこの会議体の中で共同提案者が担う役割ごとにグループを構築し、事業推進のための検討や情報共有などを進めていると

ころでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　先順位者への答弁で、戸建てや分譲マンションも対象に含むとのことでした。８月26日、日本共産党市議団は、妙典の対象エリアを車で一周して確認しました。妙典土地区画整理事業区域は２階、３階建ての賃貸集合住宅密集地であることが容易に確認できました。戸建ての比較的大きな住宅や、高層の分譲マンションも数棟ありました。応募時の提案から、戸建てや分譲マンションも含まれていたのか、また、そのうち戸建てや分譲マンションが住宅全体に占める割合について伺います。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

本市の提案における補助金の対象は、脱炭素先行地域応募時から、戸建てや分譲マンションを含む全ての住宅としております。応募するに当たり令和６年６月に本市が調査したところ、住宅全体の棟数に占める割合は、戸建てが約36％、分譲マンションが約３％となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　一昨日24日には、事業を推進していく組織体制が示されました。本事業を強力に推進していくとの決意が感じられますが、本市には待ったなしの課題も山積しています。人事など、全庁的なコンセンサスを取りながら進めていただきたいと思います。

次に、(2)既に選定されている他市との交流について伺います。

７月27日、分科会終了後に匝瑳市ゼロカーボン推進課脱炭素推進室の方から、今週匝瑳市に市川市から視察に見えられることになっています、市川市の計画は大変優れていると思いますとの話がありました。そこで、他市との交流について伺います。脱炭素先行地域に選定される以前には、どのようなことを目的に、どこの自治体と交流されていたのか伺います。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

本市が脱炭素先行地域に選定される以前は、千葉市、さいたま市、仙台市、大阪市、匝瑳市、東広島市など、本市より先に選定された自治体に、国の選考委員会のヒアリングの様子や指摘内容、選定後のスケジュールなど、様々なアドバイスをいただいてまいりました。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　今年５月に選定されてからは、どのようなことを目的に、どこの自治体と交流したのか伺います。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

選定後におきましても、先ほどお答えしました自治体から、事業の内容や進捗状況、事業を進める上での課題などをお聞きするとともに、環境省への対応や補助金の運用、組織体制、民間事業者への委託内容等について情報交換を行っております。加えて、第４回脱炭素先行地域に選定された匝瑳市は、県内で直近に選定された自治体でもあることから、直接訪問し、取組内容をはじめ、組織体制や共同提案者である地域電力会社を交えて、市と電力会社との協働内容についてお伺いしてきたところでございます。また、第５回脱炭素先行地域に選定され

た東広島市は、取組内容が既存の集合住宅の脱炭素化であり、本市と類似していることから、集合住宅入居者との合意形成方法についてもお聞きし、参考としております。今後も、各市との情報交換を行いながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　全国各地でデータセンターや大型物流センターなどがもたらす生活環境悪化の事案が報道されています。私は、塩浜地域の大規模物流倉庫の建設ラッシュなど、市民生活が営まれない地域の再開発はいかがなものかと思っています。そのようなことから、子育て世代の定住促進、断熱による省エネ、太陽光パネルによる創エネ、電力事業者による再エネでの快適な住宅によるまちづくりを目指す本市の取組を注視しています。冒頭紹介した自治体学校分科会で、講師や参加者から共通に出された脱炭素に向けてのキーワードは、地域課題の解決に向け地域特性が最大限発揮されること、地域住民が参加した主体的な取組が要とのことでした。この妙典地域の取組が、市民参加で全市域で脱炭素を目指す出発点になることを期待し、この質問を終わります。

３つ目の大項目は、市内経済の状況についてです。

(1)として、市内中小事業者の現状について伺います。

現在の経済情勢は、コロナ禍から社会経済活動が正常化し、業種を問わず回復が進んでいます。特に、円安が追い風となり、インバウンド事業を取り込んだ企業はコロナ禍を上回る水準まで利益が拡大しています。その一方では、物価と賃金の好循環を実現するため、賃上げ機運も高まりました。しかしながら、体力のない中小企業に目を向けると、コスト上昇に対する価格転嫁が十分にできず、賃上げにも至っていない場合が多い状況です。さらに、現在はトランプ関税問題や石破総裁辞任による総裁選挙などへの慎重な対応が続いている情勢の中、金利の引き上げといった懸念もあります。今後、中小企業は円安による物価高、人手不足を背景とした人件費の高騰、金利上昇の三重苦を乗り越えていかなければなりません。市は、このような現状の中、市内の中小事業者の現状をどのように認識されているのでしょうか。また、多くの中小企業が倒産の危機に瀕していると予想されますが、市内企業の倒産は何件発生しているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

本市は、法人、個人を含め約8,000の市内企業のうち、９割強が中小企業であると推定されます。中小企業を含めた市内経済の現状については、千葉県等が実施する県単位の調査で把握しております。このほど千葉県が公表した大企業を含んだ７月の月例経済報告では、個人消費が回復しつつあることに伴い、企業の景況感は弱さが見られるものの改善しており、全体として緩やかに持ち直しているとされております。中小企業については、経営状況のアンケートに対して、好転していると回答した企業比率から悪化と回答した企業比率を差し引いて指数化した業況判断ＤＩでは、１月から３月期はマイナス11.9％でありましたが、４月から６月期ではマイナス14.3％と2.4ポイント悪化しております。この要因としては、人件費を含んだコストの高止まり等に加え、国のゼロゼロ融資などの支援策の効果が薄れ、中小企業の業績に下押しリスクが高まったものと考えられます。このような中、負債総額1,000万円以上の市内企業の倒産件数は、令和４年度は15件、５年度が20件、６年度には36件と増加傾向となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　中小企業を含めた市内経済の現状について、千葉県等が実施する県単位の調査で把握されているとのことを理解しました。県単位の調査だけでは市内経済の現状把握は難しいと思われますので再質問は

しませんが、今後は県単位の調査を踏まえ、市が直接事業所を訪問するなどして、市内経済を支える中小企業の実態を把握して支援策などの施策に生かしていただきたいと思います。

次に、(2)本市が実施してきた支援策と結果について伺います。

本市では、令和６年度は対前年度比較で16件増加の36件と非常に多くの倒産が発生しました。これは、千葉県内で最も多い倒産件数です。このことを私は本年６月16日、千葉県議会予算委員会での日本共産党の浅野ふみ子県議の質疑で知り、衝撃を受けました。そこで、すぐに経済観光部に市川市の倒産の状況を問い合わせた次第です。業況判断ＤＩが示すとおり、市内の中小企業は厳しい経済情勢の中にあり、これに加えて国の無担保、無利子で貸付けを行うゼロゼロ融資をはじめとしたコロナ支援施策の終了が追い打ちをかけました。コロナ禍が終息したとはいえ、全ての経済情勢が好転したわけではなく、十分に業績が回復できない中、賃上げも検討せねばならず、資金繰りが悪化した結果、多くの中小企業が倒産したものと考えます。市は、市内の中小企業の倒産に対してどのような支援策を講じ、その結果はどのように表れているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

本市では、市内の中小企業に対して、事業者エネルギー価格等高騰対策支援金、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金等を給付することで直接的に経営を支援しております。中小企業の円滑な資金調達を図ることを目的とする中小企業融資制度では、融資利率を平成28年度から据え置くとともに、さらに中小企業が支払った利子の一部に対して利子補給金を交付しております。そのほかにも、市内での消費を喚起するため、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯといった施策を展開しております。

一方、市川商工会議所においても、経営に関して様々な相談ができる経営相談会の開催や、倒産防止について経営安定特別相談室を設け、専門スタッフが経営不振に陥った中小企業の対策に当たっております。しかしながら、今年度に入ってからも倒産件数は８月までの集計において既に27件が確認されており、昨年度に続き高水準にあります。市として対策は講じているものの、物価高をはじめとした不透明な社会経済情勢は、倒産のリスクを一層高めているものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　市が対策を講じても、なお倒産件数は減少せず、むしろ昨年度より倒産する企業のペースが早くなっています。本市において倒産する企業はどういった業種が多く、どのような傾向にあるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

倒産した企業の業種については、６年度に倒産した36件では、建設業が10件、卸売業が８件と、この２業種が半数を占めております。７年度の８月までに確認された27件では、卸売業６件、建設業５件及びサービス業ほか５件が主な業種となっております。倒産した企業の傾向でございますが、６年度に倒産した36件について負債額の平均を算出すると、１社当たり約8,500万円となります。この倒産件数及び負債額の平均について、近隣市も同様に算出いたしますと、船橋市が16件で１社当たり約１億100万円、松戸市が29件で１社当たり約３億円、柏市が24件で１社当たり約9,700万円となっており、倒産件数では本市が最も多い状況にありますが、１社当たりの負債額では近隣市を下回っております。これらのことから、本市では建設業、卸売業を中心として、全体的には小規模な企業の倒産が多く発生していると考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　倒産した企業の業種で多いのが、建設業や卸売業とのことです。建設業では建設資材の不足や資材価格の高騰、卸売業ではガソリン価格の高騰やトラックドライバー不足でサプライチェーンが十分機能していないことが背景にあると考えます。市独自でこれらの課題に向き合うのは困難かとは思いますが、県や国に厳しいこの実態を報告し、抜本的な対策を講ずるよう求めていただきたいと思います。

次に、(3)倒産防止を含めた今後の支援について伺います。

倒産する企業の傾向は理解しましたが、現在の社会情勢は直ちに好転するものではなく、今後も倒産を余儀なくされる中小企業は多いと思われます。市は、今後倒産防止を含めた市内中小企業への支援をどのように考えているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

さきに答弁させていただきましたが、本市では、これまで国の交付金を活用した各種支援金の給付や、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯのキャンペーンなど、様々な形で中小企業を支援してまいりました。これら本市独自の支援策は、微力ながら中小企業の経営の安定化につながっていると考えております。しかし、議員御指摘のとおり、中小企業の倒産は減少せず、依然厳しい経営状況にあります。今後とも、中小企業の声に耳を傾け、市全体の施策と調整しながら、倒産の防止につながるような施策を検討し、市川商工会議所とも連携し、市内経済の活性化を図ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　倒産の防止につなげるため、市川商工会議所と連携して市内経済の活性化を図っていくとの答弁を伺いました。また、市川商工会議所では、経営に関して様々な相談ができる経営相談会の開催、倒産防止について経営安定特別相談室で専門スタッフが経営不振に陥った中小企業対策に当たっていることを理解しました。市川商工会議所と情報を共有し、倒産防止のセーフティーネットの役割を果たしていただくことを期待します。

再質問はありませんが、まとめが少し長くなります、御了承ください。９月５日、47都道府県の地方最低賃金審議会で、最低賃金改定の答申が出そろい、千葉県の答申額は64円引上げの1,140円、発効日は10月３日です。隣の東京都の答申額1,226円とは86円の開きがあります。最低賃金1,500円の目標には程遠いものですが、まずは速やかな実施が求められます。しかし、中小企業では、この賃上げさえ厳しいとの声が上がっています。東京商工リサーチ千葉支店の調査によると、昨年度、賃上げができない県内の中小企業は20％ありました。本市の法人、個人を含め約8,000の市内企業のうち、９割強が中小企業と推定されるとのことですから、本市でも昨年度賃上げができなかった事業所が約1,400社以上あったと思われます。全国の中小企業の割合は企業数の99.7％で、国内の従業員の約７割が中小企業に雇用されています。岩手県、徳島県、奈良県、群馬県は、促進支援金や支援事業など、賃上げのための直接支援を行っています。中小企業の経営継続が雇用継続につながり、県民生活を支えることにつながるからです。千葉県内の中小企業も、県内企業の99.8％、常用雇用の72.6％を占めています。県内の中小企業従業員への最低賃金改定を速やかに実施することが求められますが、賃上げが経営を圧迫し、倒産につながっては元も子もありません。本市として、他市とも協働して、県に対して中小企業事業者への賃上げのための直接支援を求めていただくことを要望し、この質問を終わります。

最後の大項目です。八方橋交差点における歩行者の通行についてです。

(1)として、これまでの所管警察との協議について伺います。

通称ニッケコルトンプラザ通り八方橋交差点は、定周期式信号機から歩車分離式信号機に変更されましたが、歩行者用信号の青時間が短く、渡り切れないことがあります。日本共産党が行った市民アンケートに、八方橋交差点について、八幡在住の60歳代の方から要望が寄せられましたので紹介します。冨貴島小、八方橋交差点の渡り方、歩車分離式がよく分からない、自転車を降りて押して歩く人はいない、信号の時間が短過ぎて80歳を超えると渡り切れない気がするとの声です。私も八方橋交差点は頻繁に通行しており、この市民の方の声はそのとおりだと思います。これまで歩行者用信号の青時間について変更していると思いますが、これまでの所管警察との協議について伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

八方橋交差点は、交差点ができた平成28年11月10日時点、定周期式の信号機で運用を開始しました。しかし、小学校が近接し児童の通行が多いことや、自転車の交通量が多いため、横断時の車両による巻き込み事故が危惧され、交通管理者である千葉県警察に歩行者の安全を考慮した信号制御方法に変更を望む意見が多くありましたことから、令和３年３月に歩車分離式に変更しております。その後にも、歩行者用信号の青時間を延長できないかとの意見が多く寄せられ、令和３年５月31日に、それまで17秒だった歩行者用信号の青時間を、平日の朝７時15分から８時30分の通勤通学時間帯に限り７秒間延長し、24秒としております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　24秒としたと伺いました。しかし、この交差点において、この時間では横断歩行者は渡り切れません。歩行者用信号の青時間をもっと延ばせないかという声があります。これについて、所管警察の見解について伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

千葉県警察に歩行者用信号の青時間をさらに延長することについて確認したところ、平日の朝における青時間については既に検討が済んでおり、ニッケコルトンプラザ通りのさらなる渋滞増加につながらない最大の時間にしているため延長は難しい、それ以外の時間帯の青時間延長については検討の余地があるとのことでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　検討の余地があるならば、平日朝のこの通勤・通学時間帯以外にもこの交差点を渡る人は多いですから、ぜひ歩行者用信号の青時間延長を千葉県警察に要望していただきたいと思います。

次に、(2)現状に対する本市の認識について伺います。

この八方橋交差点の横断歩道は冨貴島小学校の通学路になっており、登下校時には多くの児童が通行しています。一方で、横断歩道を通行する自転車も多いため、児童と自転車が錯綜し、接触事故の危険があります。歩行者がいる場合、自転車を降りて横断するものと思いますが、自転車の交差点通行に関する市の認識について伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

自転車が横断歩道を通行する際に歩行者の通行を妨げるおそれがある場合には、自転車を押して歩く必要があります。本市は、当該交差点では冨貴島小学校の児童が登下校する際に、自転車と錯綜することによる接触事故

の危険性が特に高くなるため、自転車は降りて渡りましょう、注意、児童が横断していますという看板を現地に設置し注意喚起しております。また、警察や関係団体と協力し自転車利用者への指導や啓発をしており、令和６年度は３回、今年度はこれまで２回実施しております。今後も引き続き警察や関係団体と協力して、交通ルールやマナーに関する街頭指導と啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　来年４月から自転車に関するいわゆる青切符が施行されます。そこで、基本的なことになりますが、交差点における自転車の正しい通行方法について、市の認識を伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

道路交通法上、自転車は車両の一種である軽車両と位置づけられるため、原則として車道の左側を通行する必要があり、交差点を通行する場合は車両用の信号に従って通行しなければなりません。しかし、ニッケコルトンプラザ通りの歩道は自転車歩行者道に指定されており、自転車は歩道を通行することができます。歩道を通行してきた自転車が当該交差点を横断する際には、歩行者用の信号に従い横断歩道を通行することになります。その際、横断歩道は歩行者の通行が優先であるため、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合には自転車を押して歩かなければならないものと認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　車、歩行者、自転車のうち、最も交通ルールを守っていないのが自転車だとの話を聞いたことがあります。頻繁に自転車を利用している私には耳が痛いわけですけれども、自転車のルールは分かりにくく、分かっていてもルールを守れないような道路の状況です。来年の道路交通法改正に向けて、自転車ルールの周知を図ることと併せて、道路の拡幅など道路整備を進めていただきたいと思います。

次に、(3)市民要望への本市の対応について伺います。

八方橋交差点は歩車分離式信号機に変更され、歩行者横断時の車両による巻き込み事故に対する安全が確保されましたが、交差点を斜め横断できればさらに便利になると考えています。この交差点の斜め横断を希望する市民に対する市の対応を伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

朝の通勤・通学時間帯に交差点の状況を確認したところ、斜めに横断している歩行者と自転車が見受けられました。千葉県警察に寄せられている要望について確認したところ、この交差点を利用する方から、現在の歩車分離式信号機をスクランブル式信号機に変更してほしいとの意見が多い、また、交差点を斜めに横断している人から、横断時間が足りないとの意見があるとのことでした。一般的に、交差点のスクランブル化は斜め横断ができるように歩行者用の青時間が多く必要となり、車両用の青時間が短くなるため、渋滞が助長されるといった課題があります。当該交差点のスクランブル化については、先ほどの歩行者用信号の青時間の延長と併せ、千葉県警察の見解を確認したいと思います。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　市民の皆さんが、自分たちも困っているからいろいろ提案したいので実際に測ってみようということで、測ってくださって報告をいただきました。歩行者用信号の青時間、それも横断歩道、普通の歩き

方で歩いたら18秒、走れば何とかなるかもしれないがとか、車が流れるのを待つ時間は１分58.06秒、すぐに点滅が始まるので斜めに行くには１回では無理、そのように歩行者の方は今のこの八方橋交差点の歩車分離式についての改善を求めています。私はたまたま立ち会ったんですけれども、千葉県警察の２名の警察官が、斜め横断は危険ですとメガホンで叫んでいました。私は叫ぶのではなく、歩車分離式交差点の渡り方を分かりやすく周知していただくこと、そして、スクランブル化についても検討していただくこと、そして市にとってはベンチの設置による高齢者などへのこの２分近い信号待ち時間の負担軽減のための合理的配慮を検討していただくよう、市民の皆さんの声に耳を傾け、気持ちに寄り添い、千葉県警察とともに八方橋交差点の問題解決に向け引き続き御尽力していただくことを求めて、私の一般質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　青山ひろかず議員。

○青山ひろかず議員　こんにちは。会派創生市川・自民党第２の青山ひろかずでございます。通告に従いまして、初回から一問一答にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

最初の質問は、コミュニティバスについてです。

コミュニティバスについては、これまでも何度も取り上げておりました。行徳地域においてコミュニティバス南部ルートが運行されて、わくわくバスの愛称で地域に親しまれています。この南部ルートとは別に、公共交通の利用が不便な一部の地域を考慮し、さらなる利便性向上を図ることを目的に、昨年２月から今年１月までの間、行徳ルートと南行徳ルートの２つのルートで検証実験運行が実施されました。この実験運行では、行徳駅を起点として、行徳駅、行徳・妙典地区及び南行徳地区にある鉄道駅や、医療機関、公共施設などを経由するルートが設定され、今までバスが通っていなかった場所にも運行されるようになり、利用者から、日頃からの交通手段ができたことで評価する声もありました。

そこで質問させていただきます。今回行われたコミュニティバス南部ルートの検証実験について、運行の結果はどのようなものであったか。また、結果に対する本市の認識についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

コミュニティバス南部ルートのわくわくバスは、利便性向上と利用者増加等による採算率のさらなる向上を目的に、現在のルートを変更せず、新たに行徳と南行徳ルートを設け、令和６年２月１日から令和７年１月31日までの１年間、検証実験運行を行いました。この間、行徳ルートで4,400人、南行徳ルートで5,950人の利用がありました。バス停別の利用傾向としては、行徳ルートは行徳総合病院、ぴあぱーく妙典、南行徳ルートはあいねすと駐車場前、欠真間公園、行徳郵便局といった施設のほか、両ルートともに駅から比較的離れたバス停の利用者が多い傾向が見られました。この結果を踏まえて、今後詳細な乗降データを分析し、利便性向上と利用者増加策を検討したいと考えております。

しかし、検討するに当たっては、実験運行における１便当たりの平均利用者数は2.0人と非常に少なく、採算率も8.4％と、市川市コミュニティバス運行指針の採算率の基準である40％を大きく下回った結果であったこと。また、近年のバス運転手不足、労働時間短縮といった社会的要因も加味する必要があります。コミュニティバスの運行は、公共交通の利用が不便な地域では高齢者の移動手段として重要であることから、実験運行での採算率や社会的要因を考慮した中で、利用者が多かったバス停をどのように組み入れ、利便性の向上につなげられるかが課題になると認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。１年間の運行結果として、行徳ルートの利用者が4,400人、南行徳ルートが5,950人とのことでした。利用傾向としては、病院や市の施設など公共的な施設のバス停の利用が多く、駅から離れたバス停の利用も多かったということです。しかし、１便当たりの利用者数が少なく採算率の基準を下回っているということで、どのように採算を維持しながら利便性の向上につなげるかが課題ということでした。市の認識としては理解しましたが、コミュニティバスは特に高齢者の方々にとって日常生活、日常の移動手段としては大変重要なものでありますし、外出促進につながるものだと思います。

そこで２に移ります。検証実験結果と課題を認識した上で、コミュニティバス南部ルート運行計画の見直しについては現在どのような状況になっているのでしょうか。また、本市の今後の方向性についてどのように考えているかお伺いします。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

検証実験運行の結果は、本年４月のコミュニティバス南部ルート実行委員会で、委員である地域の代表者や運行事業者に報告しております。その際、委員からは、駅から離れたバス停の需要があることは分かるが採算率が悪く定時のバス運行には向いていない、南部ルートの乗車率や採算率などの支障にならない手段を考えてもらいたいなどの意見をいただきました。また、利用者１人当たりの市負担額が4,913円という結果であったことから、本市の公共交通調査専門員からは、１人当たりの輸送経費が非常に高額であり路線バスとしては成り立たないという印象で、運行ルートを変更するほどの需要はないと考えるとの意見もいただいております。

運行計画の見直しについては、本年６月に運行事業者からわくわくバスの乗客に関する乗車場所と降車場所の移動データの提供を受けたことから、現在、その移動傾向に関して分析を進めております。今後、分析結果をまとめ、実行委員会へ報告し、利便性向上と利用者増加の観点から、採算率のさらなる向上につながるルートの見直しについて議論する予定です。既存ルートにおける昨年度の採算率は62.9％と運行指針基準の40％を大きく超えており、今年度も微増傾向にあります。ルート変更などの運行計画の見直しについては、利用客の減少や採算率の低下につながらないように慎重な検討が必要と考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。現在、運行事業者から乗り降りに関する移動データの提出を受け詳細を分析中とのことでした。ただ、実行委員会や専門委員の御意見として、採算率などの課題が大きく見直しが難しいという見解であることを理解しました。私も、運転手不足や労働時間短縮などによるバス路線の廃止や減便が行われている中、新たなバス停を追加することで採算率の維持や運行距離を延長することが容易でなく、運行計画の見直しには慎重な検討が必要だと思います。しかし、先ほども申し上げましたとおり、高齢者や日常の移動手段を持たない方々にとっては、コミュニティバスの存在は大変重要なものであります。検証実験運行で利用が多かったぴあぱーく妙典、あいねすと駐車場前、欠真間公園などといった公共施設へ行くことができれば、外出促進と健康増進にもつながります。運行事業者にとっても大変難しい状況にあることは私も理解していますが、例えば、既存ルートの中でも利用が少ないバス停があるならば、今申し上げたような公共施設を通るルートに一部変更するなどの検討もぜひ行っていただきたいと思います。

今後、乗車と降車に関する移動データの分析を実行委員会に報告して、運行計画の見直しについて議論するとのことですので、その際には私が申し上げた点も踏まえていただきながら、ぴあぱーく妙典やあいねすといった公共施設との連携も含めて検討していただき、地域の方々の利便性の向上に努めていただくことをお願いして、この質問は終わらせていただきます。

次に、チケット75について。

チケット75の質問については、先順位者への答弁により分かりました。先順位者への答弁にありました今年度のチケット申請の状況について、当初予定していた件数を２週間で上回ったということでした。多くの方々がチケット75を必要としている表れだと思います。９月まで申請を伸ばすといった点についてはよかったと思います。また、先順位者への答弁で利用者アンケートに関する質問がありましたが、アンケートの結果では、今後のチケット支給内容に関する希望について、バス、タクシー、どちらか一方の申請で枚数が増えることを希望する方が59％とのことでした。この点は、私にも市民からチケットの枚数を増やしてほしいという希望を度々耳にしているところあります。ぜひ様々な利用者のニーズを踏まえて、チケット配付枚数を増やしていくことについて、引き続きしっかりと検討していただきたいと思います。そもそもこの事業の目的は、外出促進、健康寿命の延伸となっていますが、現状ではチケットによってどれくらいの方々が外出が増えているのかという効果も気になるところです。

そこで、私からは、アンケートにおいて外出の頻度に関して質問しているのか。また、質問しているのであれば、結果と結果に対しての認識を伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

アンケート調査におきまして、チケットを使って御自身の外出は増えたかという項目を設けております。外出頻度につきましては、バスは「増えた」が約63％、「変わらない」が約36％、「減った」が約１％となっております。また、タクシーは「増えた」が約54％、「変わらない」が約45％、「減った」が約１％となっております。バス、タクシーともに「増えた」という回答が半数を上回っており、高齢者の外出促進に効果があったと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。「変わらない」という方もいましたが、バス、タクシーともに「増えた」という回答が半数を上回り、高齢者の外出促進につながったことは分かりました。高齢者の方にとっては、どんどん外出をしていくことがフレイル予防につながると確信しています。ぜひ今後も多くの方々に外出をしていただきたいと思います。また、今後の高齢化の進展を考えますと、75歳以上のゴールドシニアがますます増え、この事業をぜひ継続していってほしいと市民が期待していると思います。

そこで再質問いたしますが、この事業は今後も継続するのか伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

チケット75の申請窓口におきましては、ゴールドシニアの方から、チケットがあって助かっていますなど感謝の言葉をいただくこともあり、また、アンケート調査からも外出の増えた方が多くなっており、外出促進の効果が大いにある事業と考えております。今後、さらにチケットをより利用しやすくするなど継続に向けて努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。今後、独り暮らしの高齢者が増えることが見込まれていますので、家で独りで過ごすことでフレイル状態や認知機能の低下につながることもあります。そのようなゴールドシニアの方に、このチケット75を利用して、家に独りでいたかもしれない時間を、外出や社会参加にするこ

とによって日々の生活を楽しんでいただきたいと思っております。これからも多くの方々に利用していただきたい、いろんなところへ外出して元気で健康でいられるよう、ぜひ事業の継続に向けて、私からも頑張ってほしいと思います。この質問はこれで終わります。

次に、続きまして、３つ目の大項目、旧江戸川堤防についてです。

行徳地域は、昭和40年代に東西線の駅が開通し整地されたことや、土地区画整理事業により急速に市街地化が進んできました。日本全体では人口減少が進んでいますが、幸いにも、本市は堅調に人口増加が続いております。50万人突破が目前に迫っています。そして、行徳地域も令和７年８月30日現在約16万9,000人と、市の総人口の３分の１に及んでいます。このように多くの市民の生活拠点となっている行徳地域でありますが、先ほどのとおり、東西線や土地区画整理事業による町の急成長から既に50年以上が経過し、町の老朽化を心配する声が私の耳に届いています。

一方、また今は本格的な台風シーズン真っただ中です。先日の代表質問初日には台風15号が襲来し、行徳地域ではあちこちで道路冠水が起きました。近年は地球温暖化の影響に、台風の大型化や線状降水帯の発生などに本当に脅威を感じます。万が一、大規模な洪水や高潮などが生じ、旧江戸川が決壊するような事態が起きた場合、行徳地域は甚大な被害を受ける可能性が高いからです。また、先日の台風15号の夜には地震も発生し、幸いにも市川市は震度２でしたが、最近は地震と水害が同時に発生する、いわゆる複合災害が増えており、被害がさらに拡大するおそれがあります。

そうなると、様々な面で心配になってくるのが旧江戸川の老朽化した護岸です。私は旧江戸川護岸改修について度々この議会において質問しておりますが、これは市民の安全、安心と暮らしを守るために本当に重要なことだからです。もちろん、事業主体は河川管理者である千葉県であることを承知しております。最下流の浦安から改修工事を進めてきて、ようやく市川市では常夜灯公園付近に着手したのが20年ほど前です。しかし、いまだに完成のめどは立っていません。

そこで、１の質問ですが、千葉県が進めている旧江戸川の護岸改修の現状と老朽化への対応、そして今後の改修について伺います。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○大塚信之下水道部長　お答えいたします。

市川市内の旧江戸川の護岸は、上流は河原地区の江戸川放水路との分岐点から、下流は浦安市境の島尻地区までの延長約５㎞にわたっております。この護岸は、河川管理者である千葉県が昭和40年代に高潮対策として整備したものでございます。そこで県では、高潮と地震時における護岸の安全性を確保するために、本市域における護岸改修を平成18年度より進めております。護岸改修の進捗状況といたしましては、市域の延長約５㎞に対し、昨年度末までに980ｍの区間が完成しております。その内訳としましては、常夜灯公園前の約300ｍ、広尾防災公園前の約420ｍ、浦安市境付近の島尻地先約260ｍとなっております。今年度は、広尾や島尻地先におきまして工事が進められております。また、県では定期的に護岸の点検を実施しており、ひび割れや破損等の不具合が生じていることが確認された場合、必要に応じて修繕を実施しているとのことです。本市におきましても、地域の方々などから不具合に関する情報が寄せられた場合には、現地確認を行い、県に報告し、補修等の依頼を行っているところであります。

旧江戸川の護岸改修につきましては、本市といたしましても非常に重要であると認識しており、これまでも京葉広域行政連絡協議会等を通じ、県に対し早期整備を要望してまいりました。昨年度に行った要望に対し、県からは、さらに新たに工事着手が可能な場所を選定し、複数の箇所で工事が進むよう検討しているとの整備を推進する旨の回答がございました。また、埼玉県八潮市にて発生した道路陥没事故を受け、公共インフラの重要性に

鑑み、本年３月、千葉県に対し改めて護岸改修に関する緊急要望を行ったところであります。この要望に対しても、県からは、護岸改修をさらに推進していきたいとの回答がございました。さらに、本年７月には、田中市長自らが県の職員とともに消防艇に乗り、河川側から護岸の巡視を行い、直接課題の共有を図ったところでございます。

本市といたしましては、旧江戸川の護岸の早期改修に向け、今後も千葉県に対し要望、働きかけを積極的に行ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。前回私が質問してから１年経過しましたが、少しずつではありますが、護岸改修が進んでいることが分かりました。また、本年１月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けて千葉県に対して緊急要望を提出したことや、何よりも田中市長が自ら消防艇に乗り、県の職員と乗って旧江戸川護岸を視察するなどの市民の安全、安心、暮らしを守るための強い意気込みを感じることができました。ありがとうございました。川のほうから見ると、結構クラックがいっぱい入っているんだよね。

御存じのとおり、現在国を挙げて強靱なまちづくりを進めています。そのような中で、八潮市の事故は私たちの日常の暮らしの中でとても身近に起こり得る脅威であり、そのために老朽化対策の重要性を改めて強く認識させられました。少しでも早く護岸改修が進むよう、引き続き千葉県へ粘り強く働きかけていただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、堤防の上にあるベンチや植栽などの整備についてお伺いします。

このことについても令和６年６月定例会で代表質問で質問させていただきました。ベンチの増設につきましては地元住民の理解が必要で、ベンチの増設の検討は慎重に進めていく必要があるとの答弁でした。また、植栽の維持管理については、地元住民の意見を聞きながら進めていくとの答弁をいただきました。あれから１年以上経過しましたので、その後、進捗状況があれば伺います。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

旧江戸川堤防は住宅地に隣接し、一段高い場所に河川管理用通路があります。このため、地元の意見として、新たなベンチにつきましては騒音の発生やのぞかれる不安などがあるとのことから、増設は難しい状況です。植栽につきましては、低木が植栽されている部分は定期的に剪定や除草を行っています。なお、現在防草シートで覆われている部分につきましては、花の種類や植える時期を地元自治会に御意見を伺っており、今後、段階的に花を植えていく予定です。今後も、年間を通じて花や緑が楽しめるように、地元の御意見を伺い、管理してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。ベンチの増設については地元の理解が必要であり、なかなか増設は難しいということが分かりました。それでも設置を望む声もありますので、引き続き増設の検討は続けていただきたいと思います。

また、植栽についても答弁いただきました。防草シートがある箇所は何かお花を植えてほしいと思っておりましたが、地元の意見を聞いて段階的に植えていく予定があるということで少し安心しましたが、花は一年一年枯れちゃうので、できればツツジとかサツキ、そういった植栽をしてもらったほうが年間を通じて維持費も管理もしやすいのではないかと思いますので、そういうツツジやサツキの植栽をお願いいたします。今後、花がきれい

に咲いていくことを楽しみにしております。この質問はこれで結構です。

次に、大項目、行徳地域における公共施設の老朽化についてです。

先ほど大項目で言いましたが、近年は公共施設の老朽化が課題になっています。行徳地域においても土地区画整理が昭和40年代から50年代に行われ、そのときに整備したものは、区画整理が終わってから整備したものでありますから古い公共施設が多く、老朽化が進んでいます。公園や道路などの公共施設は市民生活に欠かせないものであり、快適に市民が利用していただくことはもちろんですが、災害時には公園は市民が避難してきて、道路は緊急物資の輸送にも使われますので、常に安全、快適に利用できるよう維持管理をお願いいたします。古くなったものは改修する必要があります。

そこで、まずは１の公園のトイレの洋式化の現状と、今後の整備について伺います。

公園を快適に利用する上でトイレは重要ですが、行徳地域の公園は古いトイレが多く、和式便器が多いと思われます。近年は高齢の方や子どもたちが、洋式の便器のほうが使いやすいとの声を聞きますので、行徳地域の公園のトイレの洋式化の現状と今後の整備について伺います。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

初めに、行徳地域の公園トイレ洋式化の現状です。行徳地域は、現在53か所の公園にトイレがあり、設置から30年以上経過しているトイレも多く、その多くが和式便器となっています。洋式便器がある公園は、比較的新しく造られた広尾防災公園、常夜灯公園、ぴあぱーく妙典、また、和式便器を洋式に改修した相之川公園や広尾公園等の15か所となっています。公園トイレの洋式化につきましては、屋根、外壁等の改修も併せて、地域の祭りやイベントなどの利用状況、地元自治会などからの御要望、築年数などから優先順位を精査して、市内全域の公園トイレの改修計画を策定し、順次取り組んでおります。今後も、この改修計画を踏まえて、トイレの洋式化に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　ありがとうございました。公園のトイレは計画的に洋式化や修繕に取り組んでいるとのことです。しかし、行徳地域でトイレのある箇所約50か所の公園のうち、洋式便器のある公園は15か所とのことであり、まだまだ洋式化が進んでいないと思います。和式便器は利用できないという方もいらっしゃいますので、市民が安心して公園を利用するために、トイレの洋式化は早く進める必要があると思います。また、トイレは汚い、臭いなど悪いイメージもありますので、洋式化や修繕を進めていただき、明るくきれいな、市民が気持ちよく快適に利用できるトイレの整備を行っていただきたいと思います。この質問はこれで結構です。

次に、損傷が見られる道路の状況把握と今後の改修について伺います。

道路は、住民の生活に密着した重要な公共施設です。しかし、老朽化などにより舗装にひびが入っている箇所が多く見られます。損傷は速やかに補修することが望ましいと思いますが、道路は幹線道路のほか、生活道路と言われる幅員の狭い道路まで様々ありますので、行徳地域においても非常に膨大な延長があり、職員だけで全てを把握し、これに対応することは困難であると想像できます。そのような状況の中で、市は道路の損傷をどのように把握しているのでしょうか。状況の把握の方法について伺います。また、道路の損傷や、特に行徳地域で多く見られる横断歩道、停止線などの白線の薄れは、車両事故や転倒のほか、交通事故を引き起こす原因となります。先ほども申しましたが、速やかに対応することが理想であると考えますが、人手不足や予算など様々な都合があり、全ての損傷をすぐに直すことは現実には難しいと思います。

そこで、確認した道路の損傷は、その後どのような改修の対応をしていくのかお答えください。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

道路の損傷状況の把握は、交通量の多い１・２級幹線市道は定期的に路面の劣化状況の調査を行っております。そのほか、本市職員や受託業者による道路パトロールによって、道路損傷の早期発見に努めております。それ以外にも、市民等からの通報によって把握しており、行徳地域の市道の延長は約200kmと膨大であることから貴重な情報源となっております。行徳地域における令和６年度の道路の損傷発見件数は約250件あり、その内訳は、職員のパトロールが約40件、電話や市民の意見箱、ＬＩＮＥを利用した通報が約210件となっております。市民の意見箱やＬＩＮＥを利用した通報システムが有効に機能しており、今後もこれらを活用し状況把握に努めてまいります。今後の改修につきましては、行徳地域は応急対応による補修跡が点在し走行性が悪くなっている場所が多いことから、小規模な対応ではなく路線として工事し、これを改善できるように努めてまいります。また、事故を未然に防ぐための整備工事についても、損傷が顕著化する前に計画的に行ってまいります。横断歩道や停止線が消えかかっているといった通報があった際には、交通管理者である千葉県警察にその都度復旧について依頼いたします。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。行徳地域だけで市道の延長は200kmあり、損傷状況の把握を効率的に行うには住民からの通報が貴重であるとのことでした。市民の意見やＬＩＮＥなどのＩＴを活用した通報も行われているとのことで、今後も引き続き効率的な状況把握を進めていただきたいと思います。

また、把握した損傷については、規模や緊急性などに応じて、職員での対応や工事を発注しての対応といった方針を判断していくとのことでした。全ての損傷をすぐに補修することは現実的には難しいでしょうから、適切な対応をお願いしたいと思います。

この間、行徳小学校近くの老朽化した舗装の補修工事が終わった場所を見る機会がありました。損傷していた道路がきれいに直されているということは、事故防止などの観点もあるのですが、それに加えて町が明るくなったような印象を受けました。特に、この工事は交差点部分に赤くカラー舗装をしていただきました。これは昨年私から要望した交差点部分の安全対策として実施していただいたものですが、通常は黒いアスファルトだけで単調に終わってしまうところに、部分的に赤いカラー舗装があるということがちょうどいいアクセントになり、町に花を添えるようでした。道路をきれいにするということは、そういった効果もあるのではないかと思います。ぜひ今後も適当な管理に努めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。ちょっと腰の調子が悪くて。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時29分休憩

午後３時開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

中町けい議員。

○中町けい議員　会派市民クラブの中町けいです。一問一答により、これより一般質問を行わせていただきま

す。本日最後の質問者となり、お疲れのところ恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、大項目１つ目、暑さ対策についてです。

近年の夏の気温は年々上昇し、その期間も６月から９月下旬まで長期化し、以前の夏場における認識と現在とでは、気候変動のギャップ認識が発生していると感じております。以前から度々議会でお伝えをしておりますが、夏場における認識や考え方を改め、本格的な暑さ対策を講じていかなければ、結果的に市民生活を守り切ることができないというふうに思っております。そこで、６月定例会に続き、今定例会でも引き続き暑さ対策について言及をさせていただきます。

そこで、１番、公営プールにおける利用可能な期間の延長についてです。

本年の市民プールの営業期間は７月19日より９月７日までとなっておりますが、営業期間前後においても危険な暑さとなっており、市民ニーズとして前倒し営業、または９月に入っても延長を求める声を聞いております。

そこで、現在の気候変動による影響を加味し、市民プールの期間延長及び影響額についてお尋ねします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○西村　直スポーツ部長　お答えします。

市民プールは、市川市市民プールの設置及び管理に関する条例により開場期間が定められておりますが、猛暑日が続く昨今、市民プールの開場期間を延長することは、暑さ対策として有効な手段となり得るものと認識しております。しかしながら、開場期間の延長に際しては幾つかの課題もございます。まず、現在高校生、大学生が中心となっているプール監視員を夏休み期間以外にも十分に確保できるかが課題となります。また、入場料収入から運営経費を差し引いた不足分として、仮に９月の土日、祝日のみの開場とした場合では約1,400万円、平日も開場すると約3,300万円程度、現在よりもさらに市の財政負担が増えることが見込まれております。加えて、スポーツ団体が使用しているグラウンドを市民プール駐車場として延長してお借りする必要があることから、その調整も必要となります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　課題について今お聞かせいただきました。

続けて、次に公園プールにおいても同様に再質問させていただきます。公園プールは収入がないために全て支出となることや、対象がおむつが外れた乳児から小学３年生までとなっており、９月においては平日の利用は低いと思いますので、例えば土日祝の部分営業をした場合の１日当たりの影響額及び期間延長における見解について伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

開場期間を延長した場合にかかる主な経費としては、プール監視業務の費用と水道料金があります。公園内のプールは市内に20か所あり、各プールには安全等のため監視員を配置しています。監視員の費用は、１日当たり約50万円となります。なお、水道料金につきましては、減免期間を超過するため、延長期間約１か月分の費用として約40万かかる試算となります。今年の利用者数は、７月19日から８月31日までの40日間、20か所のプール合計で約１万8,300人です。１日当たりの利用者数は、25ｍプールのある行徳の駅前公園は約270人、その他のミニプールは１か所当たり約９人でした。このため、開場期間の延長につきましては、公園プールの利用状況や、開場期間延長の際に必要となる経費、気温上昇の状況などを踏まえ、他市の事例も参考に調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　子どもたちは、夏場だと行動範囲も限定されて運動不足にもつながります。また、安全な避暑場所の確保の観点からも、現行の営業期間の妥当性について見直しをする必要があるというふうに思っております。

本格営業期間前後における土日祝の部分営業や、段階的営業期間延長も視野に検討していただいて、例えば、今御答弁いただいた市民プールだと、延長の場合ですと監視員の人材確保の課題があるというお話でしたので、例えば、それが前倒しを検討していただいたりですとか、公園プールは逆に９月の期間延長というところを対応していただければ、結果的に長い期間、利用期間というのは取れると思っておりますので、ぜひ今、市税収入というものも増えているということは、市民からも徴収する市民税、固定資産税を多くいただいているということですので、現在の気候変動に合わせた市民サービスの還元という意味においても、いま一度課題を整理していただいて、来年度に向けた取組というものを要望させていただきます。

次に、⑵自治会等が主催する夏祭りの開催時期に関する本市の認識についてです。

今年も幾つかの自治会等のお祭りに出席させていただきましたが、特に、日中から行っているお祭りについて、主催されている自治会の皆さんがミストシャワーを手に持ちながら対応されている姿や、炎天下の下、火気を使用した模擬店での調理、子どもから高齢者まで、来場者の皆さんもとても暑くて大変そうな印象を受けました。また、この猛暑の中での設営、撤収、模擬店での提供する食品管理の衛生面や健康面についても少し心配になりました。

そこで、夏場における各自治会におけるお祭りの実施状況と、近年の気候変動の影響で実施時期をずらしているお祭りやイベント等の状況についてお伺いします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

今年度実施された自治会等が主催するお祭り等の件数につきましては、全てを把握しているわけではございませんが、７月、８月にそれぞれ約30件、９月に約10件と認識しております。お祭り等の日程につきましては主催する自治会等が決めており、盆踊り大会など時期を移すことが難しいものもありますが、幾つかの自治会等では暑さを考慮し、例年夏に開催していたものを６月や秋に移動したという話を伺っております。なお、この夏は市長とともに私も夏祭りや盆踊り大会に幾つか参加させていただきましたが、各自治会の皆様は、御質問者からもありましたように、ミストシャワーの設置のほか、テントで日陰になる場所を設けたり、気温が下がる夕方以降に開催するなど、それぞれ暑さ対策を講じていらっしゃいました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　本市が把握されている数だけで、７月、８月合わせて60件のお祭りが開催されているということで、自治会等の主催なので市として特段権限がないということも分かっておりますし、地域でのお祭りごというのは、私も大いに結構だというふうに思っております。ただ、昔と違ってやはりこの暑さですので、もう一度立ち止まって、何のために、誰のために実施するのかということを考えると、一番しんどい真夏の炎天下に無理をして開催するよりは、少し時期をずらして開催することのほうが結果的に運営側、来場者にとってもメリットが大きいというふうに思います。

例えば、来場者の参加率であったり滞在時間であったり、設営、運営、撤収における熱中症のリスク、大量の氷の手配、食中毒のリスクや設営道具の調達のしやすさ、周辺自治会とのお祭りの日程のかぶりなど含めて、各自治会におけるお祭りの実施日を集約して、今後タウンミーティングも控えているということですので、改めて

情報共有をされたほうがよろしいのかなというふうに思います。

集団食中毒や重度の熱中症など、事故や深刻な体調不良が発生してからでは遅いので、今の時代に合ったお祭りの在り方というものを見直すきっかけにつながればと思いますので、以上でこの項目の質問は終了します。

次に、大項目２つ目、本市の寄附制度についてです。

今年度は、本市がクラウドファンディングに挑戦し、見事1,000万円の目標金額の達成を果たしておりますが、寄附は単に財源確保だけではなく、本市の施策の理解やファンの獲得につながる機会だと捉えております。また、一般財源だけに依存しない財源の多様化や、今後の高齢化社会の進行に伴い注目される遺贈寄附をはじめ、様々な部分の寄附制度の在り方についていま一度整理をして見直しを図ることで、結果的に市民サービスの向上に寄与すると感じております。

そこで、以下質問させていただきます。

(1)現況及び受入れ実績についてです。本市への市民、企業等からの寄附について、過去３年間の寄附件数、金額の推移と目的別寄附の内訳、併せて特徴もお示しください。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

過去３年間における寄附の件数と金額の推移でありますが、令和４年度は約1,250件で約３億7,600万円、５年度は約1,640件で約３億6,100万円、６年度は約2,200件で約４億7,300万円となっております。

次に、寄附金の目的別の内訳についてです。令和６年度の指定寄附金の主なものは、福祉基金指定寄附金として約130件で約１億400万円、犬猫いのちの基金指定寄附金として約140件で約2,100万円、こどもたちの未来支援基金指定寄附金として約500件で約900万円となっております。

次に、指定寄附金に係る特徴についてです。例えば、福祉基金指定寄附金であればゴールドシニア事業などの福祉施策に共感するなど、各部局室が実施する事務事業に共感して寄附をいただいていることが特徴と考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　ありがとうございます。参考までに、市民部さんからいただいた直接寄附をする際の寄附申出書というものが、こういう用紙がございます。ちょっと遠くからは見づらいと思いますけれども、この項目には17項目の寄附先がございます。この項目の中で、特に市民がどのような目的に共感して寄附をしていただいているのか、直近３年の総額と内訳を聞かせていただきました。

続けて再質問させていただきます。インターネットを経由した本市のふるさと納税制度における寄附件数、金額の推移と、目的別寄附の内訳、特徴も併せてお示しください。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

初めに、インターネットを経由したふるさと納税制度における寄附件数と金額の推移でございます。過去３年間におきましては、令和４年度は約1,190件で約1,700万円、５年度は約1,570件で約2,300万円、６年度は約2,060件で約4,800万円となっており、件数、金額ともに毎年度増加をしております。令和６年度は、新たな返礼品としてデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯのポイント等を追加したことにより、寄附金額の増加につながりました。

次に、目的別寄附の内訳でございます。令和６年度の主な項目としては、市政全般における様々な取組が最も多く、約770件で約1,400万円、次に、福祉基金指定寄附金が約120件で約900万円、そしてこどもたちの未来支援

基金指定寄附金が約490件で約800万円という状況です。特徴としては、市政全般に対する寄附が最も多く全体の約３割を占めていること、次いで福祉基金指定寄附金やこどもたちの未来支援基金指定寄附金に対する寄附が多いことが挙げられます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　以前に私、2019年９月代表質問及び2021年２月の質問でも、ふるさと納税における使い道の選択の拡充について言及をさせていただいたことがありました。2019年の当時は、ふるさと納税における使い道の選択が、１つ目、子育て支援や教育、環境の向上、高齢者福祉や災害対策の充実などに向けた様々な取組、２つ目に、市民の暮らしを支えるために行われる様々なボランティア活動を応援する市川ハート基金の積み立ての、当時はこの２点しかございませんでした。この使い道をさらに窓口での寄附の項目とイコールになるように拡充し、さらにそこに動物愛護を付け加えてほしいと要望させていただきまして、現在は窓口での寄附と同様の項目数となっており、この点については大変感謝をしております。また、窓口での寄附であれインターネットを通じたふるさと納税であれ、寄附先、使い道についての寄附者の意向が数字によって明確にされ、その中でも大口の寄附も併せて令和６年度の犬猫いのちの基金指定寄附金は年間約140件、2,100万円ということで大変大きな金額だというふうに思っております。

そこで、続けて再質問させていただきます。税制上の個人、法人を含めた優遇措置についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

個人や法人が地方公共団体に寄附を行った場合における税の優遇措置につきましては、まず、個人の方につきましては、国税である所得税において、年間の寄附総額から2,000円を差し引いた金額が所得控除として適用されるとともに、地方税である個人市民税及び個人県民税においては、一般的な寄附金税額控除の制度に加えて、ふるさと納税制度に係る特例控除の制度が適用される優遇措置がございます。また、法人が地方公共団体に寄附を行った場合は、国税である法人税の申告におきまして、課税標準となる所得額が減少となるため、法人税額が減額となるとともに、併せて地方税である法人市民税や法人県民税におきましても、この国税である法人税額が課税標準となっておりますことから、併せて減額になるといった優遇措置を受けることが可能となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　個人、法人について税制上の優遇措置があるということを改めて確認させていただきましたので、次の質問に移ります。

次に、寄附に対応する基金がない場合の活用についてですけれども、先ほどからお伝えしております寄附先として17項目から選択できる中で、基金を設けていない寄附先も中にはあります。

そこで、基金がひもづいていない項目については会計上どのように活用されているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

基金を設けていない寄附についつきましては２通りの活用方法がございます。まず、１つ目の方法は、その当該寄附金を活用し、市や市民にとって必要な寄附者の意向に沿った事業の経費を予算計上する場合で、当該年度の補正予算において必要となる予算措置を行うもので、具体的な事例を申し上げますと、本定例会に提案いたし

ました９月補正予算におきましても、救急活動を支援するための寄附金を市民を対象とした救命講習会で使用する訓練用備品の購入費の財源として予算計上したところであります。２つ目の方法といたしましては、寄附者の意向を踏まえ、当該年度の事業の財源として活用するもので、具体的にはスポーツの振興や環境施策の推進など、寄附申出書等に記載された活用希望先に沿った既定予算の事業の財源として活用しているところであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　御答弁ありがとうございます。基本的に市の会計は単年度決算ですので、基金がない項目は年度における補正予算や希望先に沿った事業の財源に活用していることが分かりました。

続けて再質問させていただきます。地震に限らず風水害など、本市が直接的に被災した場合に、被災地支援の寄附には大きく分けて支援金と義援金の２つがあります。支援金とは被災地での支援活動に役立ててもらう寄附であり、すぐに支援団体の活動資金として使われ、使用使途や収支報告を公表する義務があります。一方で、義援金とは、被災者一人一人に直接分配される寄附のことですが、今回私が再質問したいのは市に直接寄附される支援金に対して、災害時、緊急時に寄附の受入れ体制はどのように整備されているのか、平時からの準備状況をお示しください。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

災害時の復旧・復興財源を使途として寄附を募る方法といたしましては、インターネットによるふるさと納税制度を活用する自治体が増えております。ふるさと納税では、災害対応に追われる被災自治体の事務負担を軽減するため、他の自治体が代わりに寄附を受け付ける代理納付も可能であり、能登半島地震などでも全国の自治体が協力しておりました。本市におきましても、過去の熊本地震の際には寄附金の代理納付に協力した経緯がございます。大規模災害により本市が被災した際には、災害時の相互応援協定を締結している自治体に、代理納付による寄附の受付協力を要請していきたいと考えております。寄附の受付については、従前からの現金や会計管理者口座への振込も可能であるため、受入れ体制について関係部署と協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　新潟県中越地震で被災地となった新潟県長岡市山古志村に以前視察に行った際に、支援金の振込先等を準備していなく、テレビなどの報道を通じて直接支援の寄附の周知ができず、初動やその後にも影響したとおっしゃっていたことを今でも覚えております。現在の寄附先項目の、先ほど御紹介した７番目は、危機管理、防犯対策向上を図る事業となっておりますが、市民部さんと危機管理で部署がまたがっておりますので、災害時の対応も想定して、危機管理については災害対策基金などを平時から設置しておくなど、前もっての有事に備えた体制をお願いいたしまして、次に進みます。

次に、(3)寄附者への活動報告及び寄附内容の見える化についてです。

この項目も以前の質問時から一貫して指摘をしておりますが、寄附をしてくれた方に対してのフォロー及び今後の継続的な寄附につながる信頼関係の構築に向けて、どのように寄附が活用されているのか、活動報告や見える化について、加えて今後さらに寄附を増やしていくための取組についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

寄附をしていただいた方への個別の活動報告は行っておりませんが、指定寄附金につきましては、財源として

充当された事務事業ごとに決算として概括的に報告されているところでございます。また、寄附の見える化につきましては、寄附者御本人の御希望がありましたら、市の公式ウェブサイトに氏名及び寄附金額を掲載し皆様に公表しております。

続いて、寄附を増やすための取組でございますが、まずは各部局室が実施している個別の事務事業の内容を多くの方に知っていただき、深く理解していただくことが重要であると考えております。その上で、本市の事務事業に賛同し、応援したいと思った方が、次のステップとして寄附という行為につながっていく方策について、他市の事例を研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　2024年のふるさと納税における全国トップファイブの市町村を拝見していますと、例えば、全国３位の大阪府泉佐野市は総額約181億円のふるさと納税による収入があり、寄附先はおおむね基金とひもづいております。ふるさと納税における市独自の直営サイトも設けており、そこには市長からの挨拶、寄附金の使い道、寄附金の実績、活用の実績の報告が全て公表されており、例えば一例を紹介させていただきますと、子どもの未来応援事業では、家庭の事情で朝食を食べずに登校する児童へ食事を提供するこども朝食堂を７校で実施し、延べ参加者数１万9,298人が利用されたと。また、高齢者運転免許証自主返納奨励事業では、運転免許証を自主返納した高齢者に地域ポイント、さのぽ10万ポイントを進呈して、276人が免許証を返納した実績を紹介していたり、ふるさと納税という寄附を通じてどんな目的を実施しているのか、非常に見える化されております。単純に寄附額が高いだけではなくて、寄附者に対して非常に分かりやすく見える化への努力が伝わり、非常に長けている事例だと思いますので、ぜひ参考にしていただければと思います。

本市に関してです。本市に関して、例えばファンクションルームを活用してパネル展示でもいいと思いますし、寄附でこのような事業につながっておりますという、少しでも市民への周知と見える化が必要だというふうに私は思っております。法人からの寄附で、いちカレ事業にも本市の事業として結びついた事例もありますし、今、寄附者は先ほどお伝えしました17項目の寄附先しか主な情報というものがありませんので、もっと本市の取組を知っていただく動機にもつながればというふうに考えております。寄附制度を改めて見直す機会として期待をさせていただきまして、この項目の質問を終了します。

次に、動物愛護についてです。政令指定都市や中核市ではない本市において、動物愛護について、財源確保も踏まえてなかなか踏み込みづらい中でも、本市の取組が全国の先進事例となるよう期待を込めて質問させていただきます。

１番、地域猫活動支援拠点における管理、運営についてです。

先順位者の質問で重複していない部分についてお尋ねしますが、同支援拠点における一時預かりの頭数、期間、預かりにおける要件など、今後どのような管理運営をしていくのかお伺いします。また、併せて現時点で市内にはどの程度の地域猫がおり、そのうち地域猫団体で管理している猫はどれぐらいなのか、併せてお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

本年12月に鑑賞植物園内にオープン予定の地域の猫活動を支援する拠点、以下、支援拠点と申し上げますが、ここでは譲渡可能な地域猫の一時預かりを役割の一つと考えております。想定している預かり頭数は約20頭、預かり期間は３か月程度としており、期間内に里親探しを行い、飼い主が見つからない場合は動物愛護センターの終生飼養ではなく、団体に猫をお戻しする予定としております。預かる際の要件としましては、市に登録された

活動団体が管理する健康な地域猫を対象とし、動物病院においての健康状態確認やワクチン接種状況確認後の預かりとなります。市内にいる飼い主のいない猫の頭数につきましては把握ができておりませんが、地域猫活動団体が管理している猫は、本年８月末現在で約600頭となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　詳細と地域猫団体が管理する猫が今600頭いるということを確認させていただきました。

続けて再質問します。譲渡についてのルールとして、里親希望者とやり取りは、譲渡判断は団体側に裁量があると考えてよいのか。また、様々な理由でお断りする場合の拒否権もあると考えてよいのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

里親探しにつきましては、市は支援拠点を通じて里親と団体をつなぐ役割を担うことから、新しい飼い主が適切に猫を飼育できるかどうかの見極めなど、譲渡可否の判断については活動団体にお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　譲渡に関しては団体側に裁量があるということを確認させていただきました。

続けて質問させていただきます。現在の名称は地域の猫活動を支援する拠点となっていますが、市民への周知を含め、愛称はとても大切だと考えます。そこで、愛称や当施設における市民への理解促進についてはどのように考えているのかを伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

市民の皆さんや猫活動団体の方々に親しみを持っていただける愛称を考えており、10月上旬から実施するクラウドファンディングの周知に合わせてお知らせする予定としております。今後は、こうした周知とともに、支援拠点の目的や取組内容を広くお知らせすることで、市民理解を深めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　ぜひ市民の皆さんに親しまれる愛称となるように、そして取組のさらなる周知をお願いしまして次に進みます。

次に、(2)保護や事情により飼育できなくなった場合の新しい飼い主を探す手法についてです。

私は、飼い主のいない動物にいかに最適な里親とマッチングし、人間も動物もお互いが幸せな環境で暮らしていけるのか、その母数をいかに高めていけるかが動物愛護のゴールだというふうに思っております。市が今回一時預かりした後に、大きな課題として、新しい飼い主をどのように探していくのか、現状はどのように想定しているのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

猫の新しい飼い主を早く見つけるためには、市内外の多くの方々に、ここでの譲渡会や猫自身の情報を広く知っていただくことが重要と認識しております。そのため、市公式ウェブサイトでの支援拠点の紹介、そこでは団体の方々にも協力をお願いし、預かっている譲渡可能な猫の様子や特徴を、画像や文章で伝えてまいります。また、猫のストレスに留意しながら、動植物園の来園者が支援拠点を見学できるようにするなど、猫の様子が直接

分かり、親しみが湧くような取組も行いたいと考えております。このように、まずは支援拠点や譲渡への取組を多くの方々に知っていただき、新しい飼い主探しを円滑に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　続けて再質問させていただきます。以前も同様の質問と要望というものを繰り返しておりますが、飼い主がいない動物に関する根本的な課題解決として、本市が里親支援としてマッチングサイトを運営し、事情により飼えなくなってしまった方と里親を結ぶプラットフォームもつくることができれば、より多くの命を救い、改善できる可能性が高いと長年にわたって一貫して主張しております。今後、高齢化で入院や施設入居など事情により飼えなくなってしまうケースや、本市の一時預かりについては、原則地域猫以外は一時保護できないということで、その他の動物の里親にもカバーできる利点も考えられます。

そこで、365日24時間、ネットを活用したマッチングサイトの必要性について見解を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

ネット活用型のマッチングサイトにつきましては、既に千葉県が飼い主のいない猫や犬に対する里親探しのサイトを開設しており、県内を対象地域としていることから、利用者数やマッチングの機会が多く、譲渡条件に合った猫や犬を探せるメリットがあり、本市の公式ウェブサイト等において県のマッチングサイトの周知にも努めております。今回の支援拠点の取組では、預かる猫の情報登録などの活用を図るとともに、猫の様子を伝えていくための支援拠点見学なども想定しており、インターネットに加え、このような取組でよりマッチング効果が表れることを期待しているところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　ありがとうございます。まずは地域猫に限定して、一つ一つ成功事例を積み重ねていくということが大切だというふうに考えておりますけれども、その先を考えますと、地域猫団体が管理する猫だけでも現在600頭いまして、同支援拠点で20頭を一時預かりし、最大３か月預かって、年間仮に４回転、最大80頭が仮に新しい飼い主が見つかったとしても、それだけではどうしても限られてしまいます。加えて、今後高齢化で施設入所や入院等の理由でどうしても飼えなくなってしまうケースが増加するのは目に見えていて、現在、地域猫以外にも実際に動物を飼い切れなくて新しい里親を探している方々もいます。また、どうしても飼えなくなってしまった場合に責任を持って次の里親を自分で探す仕組みや、動物の命の重みを市民に理解していただかないことには、結果的に飼い主のいない動物を減らすことにつながらないと考えております。だとしますと、市がプラットフォームを提供して多くの動物の命を救うことを考えると、マッチングサイトの導入はいずれ必要だというふうに考えますし、先ほど御答弁をいただいた、実際現地での来場や譲渡会と併せてマッチングサイトのプラットフォームをつくることで、より相乗効果というものも見込まれるというふうに思っております。千葉県のサイトがあるというのは、以前質問したときにもそのような御答弁をいただいておりましたが、そこだけで問題が解決するのであれば私も同じ質問をしませんし、仮に本市がマッチングサイトを運営しても、法的にも可能で、両方に登録してもいいと思いますし、県と市、２つあっても問題ないというふうに思っております。ぜひ、今後犬猫いのちの基金を有効活用して、さらに先を見据えた根本的解決に向けて、引き続き要望とさせていただきたいと思います。

次に、３番目、市川市犬猫いのちの基金の今後の財源確保についてです。

動物愛護を進めていくには、寄附を含めた継続的な財源確保は欠かせないと考えております。そこで、現在の

残高、来年度以降の地域の猫活動支援拠点における年間の施設維持管理費の見込みと財源確保について、どのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

市川市犬猫いのちの基金は、令和５年２月に設立し、ふるさと納税や個人、企業からの寄附などを積み立て、これまで飼い主のいない猫の不妊化手術等の助成事業などに活用し、残高は本年３月末時点で約4,000万円となっており、現在整備中の支援拠点費用にも活用をしてまいります。支援拠点における人件費を除く消耗品、光熱水費及び医療費などの維持管理費用につきましては１か月約46万円、年間で約550万円と見込んでおります。予定していますクラウドファンディングでの御寄附はこの基金に積み立て、支援拠点の運営費用等として活用することを予定しており、寄附者には支援拠点の活動報告レポートを送付することで、継続的な御支援をお考えいただけるよう対応をしてまいります。このように、支援拠点の成果や取組内容を広く市内外に周知し、寄附者を募ることで、継続的な運営費用の財源確保にも努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　繰り返しになりますけれども、今後も動物愛護を進めていくには、やはり継続的な財源確保というものが必要だというふうに思っております。参考までに、令和６年度の川崎市動物愛護事業への寄附について確認をしますと、ふるさと納税を含まないで年間の寄附額が物品285件、金銭168件、合計8,092万2,245円と非常に高い寄附が集まっております。本市もこれから新たなクラウドファンディングにチャレンジするとのことですので、ぜひ私も陰ながら応援させていただきまして、これからも本市の動物愛護の前進をともに頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でこの項目の質問を終了させていただきます。

次に、最後の大項目は保育行政についてです。

本市の保育施設における質の担保及び法令遵守についてです。

保育施設において、安全や保育の質を確保するために実施している指導監査の概要と、例えば、年長、年中等の合同保育による配置基準について伺います。また、具体例として、施設長が他施設と兼任しており勤務日数が少ない場合や、施設長が不在の場合、市はどのように対応するのかも併せてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市では、保育所等の保育施設における保育の質を確保するため、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、千葉県と連携して、原則として年１回、各施設の実地に赴いて指導監査を実施しています。指導監査の対象となる項目は、施設や設備が基準に適合しているか、法令を遵守した運営管理体制となっているか、保育士等の人員配置、保育の内容、非常災害時の対策や訓練の実施状況、各種記録の整備状況など多岐にわたっております。

次に、保育士の配置基準については、千葉県の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定されており、ゼロ歳児では園児３人につき保育士１人、１、２歳児は６人につき保育士１人、３歳児は15人につき保育士１人、４、５歳児は25人につき保育士１人と年齢ごとに異なっており、計算方法は、年齢別の子どもの人数を保育士１人が担当できる子どもの人数で割り、それぞれ小数点第１位まで計算し、その合計値を四捨五入して、施設全体の最終的な必要保育士数として算出することとされております。保育士の配置に当たっては、合同保育の時間なども含め、施設を運営する全ての時間帯において、この必要保育士数を確保することが求められ

ており、仮に基準を満たしていない時間帯があることが確認された場合は、市から指摘して改善を求めることとなります。

施設長については、必要保育士とは別に配置し、常勤かつその保育所の管理運営業務に専従することが求められております。指導監査では施設長の配置状況も確認しており、不在の場合や勤務日数が著しく少ない状況が常態化していることが確認された場合などには指摘を行い、改善を求めることとなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　千葉県及び本市における指導監査では、施設長は専従することが求められており、不在や勤務日数が少なく常態化している場合は指摘、改善の対象となることを確認させていただきました。

続けて再質問させていただきます。社会福祉法に基づき、各施設には苦情処理体制を整備することが義務づけられており、苦情解決責任者には、責任主体を明確にするために本来は施設長が任命されていることが望ましいと考えますが、例えば副主任とか施設長以下の役職者が任命されている事例があった場合に、本市としてどのように対応するのか伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

保育施設は、市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第30条により、苦情処理の体制を整備することが義務づけられております。また、その具体的な内容は、指導監査の項目において、国が策定した苦情解決の仕組みの指針を参照することとされております。同指針では、苦情解決責任者について、苦情解決の責任主体を明確にするため施設長、理事長等とするとしていることから、御質問のように副主任が任命されているなど適切な責任者が選任されていないと考えられる場合には、保育施設に対してその理由の説明を求めるとともに、合理的な理由がない場合は指導または助言を行い、改善を求めることとなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　苦情解決責任者について、苦情解決の責任主体を明確にするために、施設長、理事等とすることが本来あるべき姿であって、適切な責任者が選任されていないと考えられる場合には、保育施設に対してその理由の説明を求めるとともに、合理的な理由がない場合は指導または助言を行い改善を求めることとなるという御答弁を確認させていただきました。

続けて再質問させていただきます。本来は、労働基準法に基づき常時10人以上の労働者を使用する事業所では、就業規則の策定と労働基準監督署への届出が義務づけられており、就業規則には退職規程について記載されているにもかかわらず、実質の退職強要や不当解雇が後を絶たず、保育業界においても例外ではないと、現場の声として耳にいたします。

保育施設における職員に対する実質的な退職強要や不当解雇を防止することについて、本市の認識と取組について伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

指導監査の項目の中でも、労働法制の遵守は、安定した保育の実施のためにも重要な項目であり、就業規則や法定帳簿の整備状況のほか、給与の支給、休暇の取得状況などを確認しております。不当解雇の予防については、就業規則の整備と職員への周知が重要なため、就業規則の策定や労働基準監督署への届出状況のほか、勤務している職員への周知の状況について実地で確認を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　一般的には、労使交渉に関しては市としては言及は難しいかもしれませんけれども、自主退職を迫る退職強要や不当解雇については、指導監査の対象として、ぜひ市としても強く指導を実施してほしいと思います。次に進ませていただきます。

(2)保育現場における職員の一斉退職防止に向けた取組についてです。

全国的に、保育現場における職員の一斉退職が多発し、保育士不足により受入れができなくなってしまうケースや、保育の質の低下につながるような事例が発生しております。その背景には、法令を遵守し、子どもたちの安心、安全な保育環境や保育の質を高めていく必要があるにもかかわらず、経営側と現場の意識の乖離があればあるほど保育現場から人が離れ、崩壊していく背景があると考えられます。新規で募集しても新しい保育士が入らず、辞めていく保育士が多いほど残された現場は疲弊し、特に経営側と現場との風通しが悪かったり、人件費比率が低い現場であれあればあるほどこの傾向は高い状況です。本市においては、市立、私立含めて200園以上ある中において、今後起こり得る可能性もあることから質問させていただきます。

2025年の４月に児童福祉法等の一部が改正され、保育現場における虐待に関して、通報義務と同時に市町村に相談窓口が義務化されました。そこで、虐待事案以外の保育現場関係者から本市への相談体制はどうなっているのか。また、現場の保育関係者の皆さんが安心して働き続ける環境を継続するために、本市としての取組についてお伺いします。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

市内の保育施設で働く方々に継続して働き続けていただくための取組の一つとして、指導監査により保育施設に対して適切な労働環境の整備等を求め、職員の定着に向けて取り組むよう促しております。また、このほかの取組として、本市が主催する市内保育施設向けの研修の中で、職員の定着を目的とする研修も企画しており、今年度の施設長研修では、働きやすい職場環境の整備をテーマとして、保育施設の労務管理に詳しい外部の講師を招いて開催する予定となっております。また、若手から中堅の保育士を対象とする研修では、参加者同士が交流を図れるよう、グループワークやペアワークの時間を必ず設けており、こうした取組を通じて保育士同士の仲間づくりを進め、本市で働き続ける意欲につながる機会としていきたいと考えております。

次に、保育施設で働く職員などからの相談につきましては、専用の相談窓口は設けておりませんが、保育施設の利用者をはじめとする関係者からの相談を毎年200件以上受け付けている中には、現場の保育士からの相談も含まれており、随時対応しているところです。なお、職員からの相談のうち、労働条件やハラスメントなど労働問題に関する相談については、労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーを案内する場合もございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　市川市内の保育園で働いている保育士さんに対してのフォローアップというものが必要だと思います。そもそも国の定める配置基準は、年中の４歳児、年長の５歳児が園児30人から25人と変更になりましたが、それでも１人の保育士で25名の園児の安全や適切な保育が実施できるとは考えにくく、相当無理がある状況だというふうに私は思います。これでは、配置基準を最低限満たしていれば園としては法令上クリアしているので、現場の保育士も疲弊しますし、預けている保護者も不安で仕方がありません。

そこで、続けて質問させていただきます。例えば、保護者から見ても職員が立て続けに退職をされて、配置基

準がぎりぎりで、子どもたちの安全面や保育の質が担保できていないのではないかと、保護者側から保育施設に要望を含め説明会を求めた際に、現状では保育施設には説明会を実施する義務はありませんが、もし開催がされなければ不誠実な対応と捉え、保護者も納得できず、非常に不利な立場となります。そのような場面において、本市の対応及び役割について伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

御質問のような状況が発生し、保護者から苦情として市に相談があった場合は、市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第30条に基づく権限により、保育施設に対して説明会を開催しない理由について説明を求めるとともに、本市として開催が望ましいと判断した場合は、その旨の指導または助言を行い、実施を求めることとなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　今御答弁いただいた、根拠条例として市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第30条に基づく権限によって、本市として開催が望ましいと判断した場合は、その旨の指導または助言を行い実施を求めるということ、御答弁を確認させていただきました。

続けて、ちょっともう一つ踏み込んで質問させていただきたいと思います。ケース・バイ・ケースとしてですが、保育士の一斉大量退職によって、既存の園児すらも受け入れられない、保育の継続が困難になった場合に、きょうだい児を含む多子世帯をはじめ、救済措置や他の入園調整との優先順位はどうなるのか。また、そのような事態が発生した場合に、事業所に対してどのような対応を求めるのかお伺いをします。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

原則として、保育施設への入園や転園に当たっては、家族構成や就労の状況など保育の必要性を点数化し、施設の受入れ状況を踏まえ、点数の高い子どもから内定することとしております。保育施設で保育士が一斉退職し保育の継続が困難になった場合には、まずは周辺施設の空き状況、保護者やきょうだい児の状況を勘案しながら、丁寧に相談に応じた上で、簡易保育園や幼稚園も選択肢に含め、保育の利用を継続できるよう努めることとなります。

また、事業所への対応といたしましては、指導監査の権限に基づき、一斉退職に至った原因や運営状況などを確認し、課題がある場合には改善に向けた指導助言を行い、速やかに保育が再開できるよう対応を求めることとなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　最後に、この項目をまとめさせていただきたいと思います。お隣の東京都も本年９月より第１子からの保育料無償化が始まりましたので、隣接する本市は今後さらに保育士確保が難航するというふうに思われます。そのためには、現実に今本市で保育に携わっている方を大切にして、フォローアップの支援の在り方を考えなければ市外に流出してしまうリスクを懸念します。また、もし保育士が年度末で大量に一斉退職し、受入れが困難になり転園せざるを得ないという状況に仮になってしまうと、環境が変わってしまう子どもたちや、保護者も慣らし保育などの影響も発生し、深刻な問題に発展します。そのような前例を防止するためには、しっかり日頃から法令を遵守して、質を担保するための保育体制を構築していかなければなりませんし、待機児童が落ち着いた市川市は、今まさにそのフェーズに入っているのではないかというふうに私は捉えております。

では、実際、今の実態はどうなのかといいますと、経営側が必要最低限の保育士でその負担を現場に負わせれば利益が追求できてしまいますし、現場は子どもたちのために改善が必要だと感じても、経営側に認識が変わらなければ、現場はただ我慢を強いられながら勤務しなければならないと現場の声として聞いております。当然、このような悪循環の運営では、人が入るよりも減り、残る現場の方々にますます負担がたまり、一線を越えれば園が維持できないほどの一斉大量退職にも発展します。現在、市内における保育士の有効求人倍率は平均約３倍ですので、選択の自由もあり、それぞれの生活や事情もある中で、精神をすり減らしてまでとどまる理由がありません。冒頭にも言いましたが、市内には市立、私立含めて200園以上の保育園があるわけですから、このような事例も今後本市で発生する可能性もなきにしもあらずだと忠告します。

子どもたち、そして現場の保育士さんのためにも、安心、安全な保育の質の向上を強く要望しまして、私の一般質問を終了します。御答弁ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時57分散会

第　　８　　日

令和７年９月 29 日（月曜日）

令和７年９月市川市議会定例会議事日程（第８号）

令和７年９月29日（月曜日）午前10時開議

第１　一般質問　石原みさ子議員、とくたけ純平議員、小泉文人議員、越川雅史議員、大場　諭議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子

宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	山影	聡香
スポーツ部長	西村	直
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	宮内	徹
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷲沼	隆
保健部長	横山	京子
環境部長	佐原	達雄
街づくり部長	小塚	眞康
道路交通部長	米崎	勝則
下水道部長	大塚	信之

行徳支所長	秋本	賢	一
消防局長	吉村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	岩佐	伸	幸
会計管理者	岩井		滴
教育振興部長	根本	泰	雄
学校教育部長	池田	淳	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝	広
事務局次長	町田	茂	幸
議事課長	米津	孝	成
（議事担当）			
主幹	金子	貴	一
主査	神谷	尊	正
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任書記	三澤	啓	成
（調査担当）			
主幹	渡辺	孝	文
副主幹	岡澤	英	康
主任	荒木	智	貴
主任書記	伊藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　おはようございます。創生市川・自民党第１の石原みさ子でございます。通告に従いまして、４つのテーマで一問一答にて一般質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

最初の質問は、暴力のない社会の実現への取組についてです。

本市は、市川駅北口、市川１丁目24番、国道14号沿いに市川市男女共同参画センター、通称ウィズを1991年に開館しました。市川西消防署との複合施設になっており、１階から３階が消防署、４階から７階がウィズとして市民が利用しています。小さな図書室機能を持つ情報資料室、研修室、子どもの保育ルーム、和室、大ホールなどがあり、女性のためのあらゆる相談への対応や団体の活動場所として、また学習の機会の提供を行っています。公民館とは異なり、男女共同参画社会の推進を図る拠点施設であります。私自身、30年ほど前からウィズを拠点とした外国人への日本語等の支援や、ワーキングマザーとしての活動を行うとともに、市主催の様々な講座で学んでまいりました。そして、ウィズは2004年６月から配偶者暴力相談支援センターとしての事業を開始し、今日に至っています。県内で配暴センターを有する市町村は、千葉市、船橋市、野田市、我孫子市、そして市川市の５か所しかありません。

そこで質問いたします。配偶者暴力相談支援センターとしての機能を持つ男女共同参画センター相談室を設置している本市の具体的な取組及び課題についてお伺いします。実施している業務や実績、市として行っているＤＶ防止等の周知啓発の内容と、ＤＶ対策の事業を行う上での課題についてお答えください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるＤＶ防止法の第３条第２項におきまして、市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センター――略して配暴センターと言わせていただきますが、配暴センターとして機能を果たすように努めることとされておりまして、配暴センターが取り組む業務として６つの業務が挙げられています。簡潔に述べますと、まず１つ目として相談業務、２つ目としてカウンセリング業務、３つ目として緊急時の安全確保、４つ目として生活自立支援の援助、５つ目として保護命令制度の利用援助、最後に居住施設の利用援助となっております。県内では、先ほども御質問にありましたとおり配暴センター機能を有する市町村が少ない中、本市は配暴センターとしてカウンセリング業務を除く５つの業務を実施し、積極的なＤＶ被害者の支援を行っております。その中でも支援の中心となっている相談業務は、市川市男女共同参画センター相談室におきまして、女性を対象とした電話相談と面接相談を、日曜日と休館日を除いて、平日は９時から16時まで、土曜日は９時から12時30分まで行っております。相談に当たっては、同法第４条に規定する女性相談支援員として会計年度任用職員を採用し、１日につき３人を配置して、女性のあらゆる相談に応じる体制を取っております。また、採用する際には相談業務に従事した経験を有することを要件としておりますが、多くの相談員が社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師といった何らかの資格を持っております。加えて、女性弁護士による法律相談も行っており、休館日を除く毎週水曜日の13時から17時まで、離婚、親権、相続などの相談に応じております。そのほか、令和７年３月で事業を終了いたしまし

たが、ＳＮＳを活用した女性相談も実施しておりました。

次に、ＤＶの面談におけます過去５年の相談実績ですが、いずれも延べ件数で令和２年度が288件、３年度が366件、４年度が405件、５年度が428件、６年度が410件となっており、２年度と６年度を単純に比較しますと約1.4倍となっております。

次に、周知啓発についてであります。ＤＶを社会全体の問題として、市民一人一人がいかなる暴力も許さない、許されるものではないと認識してもらうため、本市では市川市男女共同参画基本計画第５次ＤＶ防止実施計画に基づき、市民に向けた啓発や周知活動を行っております。具体的に申し上げますと、相談窓口の周知につきましては、ＤＶ相談の窓口であります当該相談室を案内するカードや、千葉県女性サポートセンターの電話番号を記載したカードなどを公共施設の窓口や庁舎内のトイレなどに設置をしています。また、国が主唱する11月12日から25日までの女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせまして、本市でも独自に11月をＤＶ根絶強化月間と位置づけまして、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、ＳＮＳでの情報の発信や、ＤＶの予防啓発につながる講座の開催、ダイバーシティ推進課発行の情報紙への特集記事の掲載といった啓発活動を行っております。さらに、市内中高生に対しましては、交際相手から交友関係や行動を監視、制限されたり、プレゼントを買わされたりするといった暴力、いわゆるデートＤＶの被害防止のために、リーフレットの配布やポスターの掲示を行っております。

最後に、課題についてであります。近年、面談によります相談件数の増加や、複雑な相談による面談の長時間化など、相談員の面談に関わります割合が大変多くなってきております。電話相談に十分に対応できないといった場面も見受けられるようになってきているところです。そのため、相談員の質を確保しつつ、支援を必要としている方からの相談を適宜適切に受けられる体制を整えることが課題であると考えております。また、令和６年度に実施しましたＤＶに関する市民アンケートによりますと、精神的・経済的・性的暴力について、ＤＶであると認識している割合が５年前と比較しまして、それぞれ５ポイント前後上昇し、いずれも９割を超える人が正しく認識しているなど、これまでの啓発の効果が一定程度見られる一方で、ＤＶの相談窓口を知らないと回答した方が約25％いるなどの周知が行き届いていない面もあり、引き続き周知啓発活動を進めていく必要もあると考えており、この点も課題の一つと捉えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　詳しい説明をしていただきました。課題として２点部長から挙げていただきました。１つ目は相談体制の充実について、現在７名、１日３名ずつだけれども、お休みの次の月曜日に相談が多いということで月曜日は４名体制であるということでした。相談員は会計年度任用職員で１年契約でありますから、なかなかずっといていただけるかというのはいつもいつも心配なところなんですけれども、どの相談が必要な施設、他市も皆さんもう争奪戦なんですね。ですから、相談員の質を確保したいと思ったら、やはり長くいてもらうことと、それからやっぱり福利厚生で、もう時給が50円でも100円でも高いとそっちに行ってしまいますので、以前は本当に相談員が足りなくて大変な時期もあったと思うんですけれども、今の御答弁を聞いていると、今は何とか充足しているようではありますが、今後のことを考えると、やはり専門知識を持つ相談員の方の福利厚生を改善することで相談員の質も確保できると思いますので、その辺は御検討をお願いします。

また、２つ目の課題ですが、市民への啓発についてでありました。ＤＶの相談窓口を知らないと回答した人が25％もいたということなんですけれども、相談窓口が市役所の中ではなくて別の、しかも駅も違いますので、別の場所にあるということが分かりづらくしているのかもしれないんですけれども、やはりこれは引き続き周知を強化していくべきと私も考えます。

そこで再質問いたします。市民への啓発、周知に対してです。市民アンケートの結果から引き続き進めていく必要があるという御答弁をいただきましたが、これまでよりも、もっとインパクトのあるやり方で実行していってはいかがかと思います。

そこで、３点提案します。１つ目、パープルライトアップを行う。女性に対する暴力根絶のシンボルは、パープルリボンにちなんでパープルなんですね。多くの自治体で施設を紫色にライトアップしたり、強化月間、市川の場合11月ですが、その期間に市庁舎をライトアップしたりする、そういった取組がされています。実際、令和６年度は全国47都道府県、約450か所で実施されたと読みました。市川もぜひこのパープルライトアップをしてはいかがかと思います。

それから２つ目として、11月のＤＶ根絶強化月間に合わせて、例えば第１庁舎のファンクションルームで企画展示や来場者へのアンケートを行う。せっかくいい場所があるので、やはり第１庁舎でやらないとなかなか目立たないと思うんです。ですので、ファンクションルームを使って一定期間啓発に努めるというのはいかがでしょうか。

それから３つ目なんですけれども、「広報いちかわ」などで市長によるメッセージを発信していくというのも思いつきました。これは、ヒントになったのは、昨年石破総理が政府広報の動画で御自分から発信されていたんですね。やはり市のトップである市長からメッセージを送っていただけると非常に効果があるのではないかなと感じました。

こういった今までにはないもう一歩進んだ積極的な取組をしていただくべきかと思いますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市では、先ほども申し上げましたとおり11月を市独自のＤＶ根絶強化月間と位置づけ、これまでもＤＶの予防につなげるための様々な啓発活動を行ってきております。御提案にありましたパープルライトアップをはじめ、パープルリボンのピンバッジの着用やファンクションルームでの企画展、または内閣府などのメッセージの紹介など様々な御提案いただいた啓発方法がございますので、ＤＶ防止対策のため、取組の一つとして今後考えてまいりたいと思います。

以上であります。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　ぜひ前向きに検討して、今年はもしかしたらちょっと間に合わないかもしれませんが、来年からはやってほしいと思います。強く要望いたします。

では、次の再質問です。ＤＶ防止に係る啓発活動についてです。市川市男女共同参画基本計画第５次ＤＶ防止実施計画の令和６年度年次報告書によりますと、子育て世代やシニア世代、ＤＶ加害者の気づきにつながる活動を実施していくことが今後の課題となっていました。本年度この課題を受けて、具体的にはどのような取組を行うのかお答えください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問の年次報告書におけます今後の課題への対応ですが、先ほど申し上げましたとおり、11月の強化月間中に実施している啓発事業は、情報の発信や講座の開催など多様な形で行ってきております。まずは、この強化月間中の啓発事業のうち、今年度は講座の中でＤＶ加害者や子育て世代等に向けた取組を行っていきたいと考えております。具体的には、アンガーマネジメント講座につきましては毎回好評をいただいていますことから、例年

どおり怒りのコントロールについて学び、加害者とならないような気づきにつなげる内容で継続をいたします。また、ＤＶ相談の約７割に精神的ＤＶが含まれているとの内閣府のデータを踏まえまして、令和３年度にも取り上げましたが、今年度のＤＶ防止講座はモラルハラスメントに関する内容を予定しております。自分にそのつもりがない言動でも、相手がＤＶと受け止める可能性があることについて学べる内容とすることで、加害者も含め、子育て世代やシニア世代など、どの世代もＤＶに対する見識を深められ、ＤＶの防止につながる講座内容になると考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　講座でモラルハラスメントをテーマに取り上げるという御答弁でした。モラルは倫理、道徳、ハラスメントは嫌がらせと訳します。一般的にモラハラとも言われていますけれども、先ほど部長がおっしゃったように、内閣府の調査によれば、やはり結婚したことがある女性の27.5%、男性の22%が配偶者から暴力を受けたことがあり、そのうち女性の13.2%、男性の7.2%が何度も被害を受けているという統計があります。また、ＤＶ相談者の年齢は30代から40代が全体の54.4%を占めていて、相談内容は７割が精神的ＤＶ、モラハラを含んだものです。その次が身体的ＤＶで約３割、それから経済的ＤＶで２割となっています。圧倒的に精神的ＤＶが多いわけですね、昨今。けがはさせないけれども、殴る蹴る、そういうことはないけれども言葉や態度による精神的苦痛によって相手を苦しめるという行為です。ぜひ多くの市民が参加されるように望みます。実施を期待しております。

次の再質問です。若年層への啓発についてなんですけれども、先ほどリーフレットを中高生向けに配布しているというお話がありました。中高生は、やはり将来加害者にも被害者にもならない、そういった教育が必要かと思います。結婚していないカップルの間で起こるＤＶをデートＤＶといいますけれども、具体的に、リーフレットを配布して、その後どのような効果があったのかお伺いします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市では、若い世代に対しどのような行為がデートＤＶに当たるかを理解してもらうとともに、被害に遭った場合の相談先の周知を目的として、市立中学校の３年生にはリーフレットを、市内高等学校にはポスターをそれぞれ配布してきております。配布による直接的な啓発効果を数値等で把握することはできませんが、手に取ってもらい目にすることで、デートＤＶや気づきや相談先の認識につながるものと考えております。今後もリーフレット等を活用した周知啓発を積み重ね、デートＤＶで苦しむ人を一人でも減らせるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　ぜひ、リーフレットは毎年配っていただいていますが、配って終わりというのは大変もったいないので、これは教育委員会のほうにお願いしたいんですけれども、配布したときに人権教育の一つとして取り上げたり、あるいは詳しく読み合わせをするとか、そういったことでの啓発を、ぜひ御協力をお願いいたします。以前と違って、以前はＡ４、３つ折りタイプだったんですけれども、今すごく小さくなって、内容も本当にぎゅっと絞られた感じで。驚いたのは、相談窓口の掲載にすごく紙面を取っていることですね。部数がなくてちょっと持ってこられなかったんですけれども、もう少したくさん印刷をして、センターにも置いてください。

次の再質問です。今、中高生にリーフレットを配布するという啓発について伺ったんですが、生徒だけじゃなくて、学校の職員もやはりデートＤＶについて正しい理解が必要だと思います。どのように先生や学校職員の方々に啓発していくのでしょうか、お答えください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

例年、生徒へのリーフレットの配布を通して、学校教員に対してもデートＤＶを知る機会として位置づけてはきております。しかしながら、令和６年度の年次報告書によりまして、生徒だけではなく学校職員についても正しく理解し適切な対応が取れるよう啓発を続けていくというようなことの報告がございましたので、今後につきましては、年次報告書にありますとおり継続的に啓発していくことはもちろん、各学校に依頼する際には、生徒への配布だけではなく、改めてリーフレットを活用した周知等、一歩進めた協力を依頼する予定であります。このような取組をきっかけに、学校職員にとってもデートＤＶを深く知る機会としていただきたいと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　理解いたしました。ぜひ総務部が旗を振って進めていってほしいと思います。

では、最後の再質問です。ＤＶ対策として、ＤＶ被害者を支援する側の育成というのも大事だと考えます。以前、市川市ではＤＶ被害支援者の育成を目的としたＤＶ被害者サポーター養成講座というのを実施しておりました。実は、私もその修了生の一人でございます。ただ、最近はあまりやっている様子がないのですけれども、現在の状況と今後の予定について、支援者側ですね、支援者側の育成に当たる養成講座の今後の予定についてお伺いします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

過去に実施をいたしましたＤＶ被害者サポーター養成講座は、強化月間にちなんだ啓発活動の一環として、ＤＶについての理解を得てもらう機会とすることや、被害者に寄り添ったきめ細かい支援をすることができる人材の育成を図ることを目的に、平成23年度から29年度の間に４回実施をいたしました。その成果として、平成24年には当該講座の受講生の有志によりますＤＶ被害者女性の支援を目的とした、女性が自分らしく過ごせることを目指した団体が立ち上がっております。以降、同団体によりますＤＶ被害者をはじめとした女性の居場所づくりの運営が継続的に行われていますことから、当初の目的は達成されたものと考え、当該講座は平成29年度で一旦終了したところであります。今後の開催につきましては現時点で予定はしておりませんが、要望があった際には現在実施している講座の一つとして、再度の実施を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　状況は分かりました。ただ、最後に実施して団体が立ち上がってから、団体が立ち上がったのが2012年ですので、もう13年過ぎております。その間に、メンバーの高齢化や介護でとか、いろんな事情でその女性たちが活動できなくなっている状態なんです。ですので、これは止めてしまうと後を継いで活動する人が育ちませんので、ぜひ、もう遅いぐらいだとは思うんですが、今年ないし来年、早めに実施してほしいと要望いたします。講座が続いていると若い新しいメンバーも入ってくる見込みが立つと思うんですけれども、やはり被害者のサポーターというのは誰でもすぐにできることではないんですね。やはりその接し方ですとか考え方ですとか、言ってはいけない言葉とかいろんなことがありまして、やはり講座をちゃんと修了して学んだ方じゃないと活動ができないわけなんです。ですので、ぜひ市が主催して、以前のように、今だとまた内容が多少違ってくるかと思いますが、ＤＶ被害者サポーター養成講座の再開をお願いいたします。要望いたします。

最後に、ちょっと私の経験からお話ししたいんですけれども、本市の場合は、先ほど部長がおっしゃったよう

にアンガーマネジメントの怒りのコントロールをする講座とＤＶ防止講座、その２つを大体ずっとやってきていますね。令和元年からずっとその２つをやってきている。つまり、１日ずつ、２時間ずつぐらいですか。私は、実は夏に男女共同参画センター横浜で講座を受けてきました。それはどういうものかというと、４月から３月まで毎月あるんです。毎月１回ずつあって、それは単発で受けてもいいし、連続して受けてもいいとなっています。これはちょっとびっくりしたのは、受けるのに名前も何も申込みが必要ないんです。何でそういうことをしているかというと、受講生の中には被害者が入っているわけです。そうすると、被害者はやっぱり自分の名前とか住所とかは言いたくないですよね。そういった配慮もあって、一切名前も住所も聞かれません。当日その会場に行って、その日の２時間の講座の代金600円を払えば誰でも受けられる。女性に限りますが、そういうものでした。

私が受けたときは、「女性のためのこころのケア講座～ＤＶ・モラハラ・トラウマを理解する～」というテーマだったんですけれども、市川でも以前お世話になっています西山さつき先生を講師に大変いい内容でございました。オリジナル資料を使っていて、毎回異なったテーマを取り上げています。また、講師も元被害者で、今はそこから立ち直って皆さんに自分の経験を通したことをいろいろと伝えてくださっています。定員30名となっているんですが、男女共同参画センター横浜で受けたときは50人以上が来ちゃったんですね。それで、もうお部屋の中で椅子が足りなくて、職員がもっと広いお部屋を用意すべきでしたって謝っていましたけれども、なかなか市川でやると人が集まらない、集まらないと聞くんですけれども、やはり内容とかやり方をちょっと工夫するとニーズはあるんではないかなと思います。この内容は、市川でやるから市川市民だけではなくて、もう市外からも県外からも来ていいものなんですね。むしろ被害者だったりすると、あえて自分の地域ではないところで受けようとしたりします。なので、ちょっと一般の講座とは違うやり方を考えていただいて、ぜひ男女共同参画センター横浜での取組を参考に、よりよい講座を開催していただきたいと思っております。

大分時間を取ってしまいましたが、今後の啓発については期待しておりますので、よろしくお願いします。

次に移ります。次は、小学校の外国語活動、外国語の学習について質問します。

2020年に英語が必修化されまして、現在小学校３年生以上が英語学習を行っています。小学校３年生、４年生が週１回、外国語活動と呼びます。それに対して小学校５年生、６年生は週に２回、２こま、外国語の学習と呼んでいて、５年生以上は算数や国語と同じように教科の一つとなっており評価もされています。小学校で扱う語彙数、小学生は英語学習についてどのように感じているのか。その現状と学習の成果、課題についてお答えをお願いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

小学校学習指導要領解説、外国語活動・外国語編では、小学校外国語活動と外国語科の目標を、外国語によるコミュニケーションにおける見方、考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質、能力を育成することを目指すと示しております。小学校で扱う英語の語彙数は、小学校６年生では３年生の外国語活動の授業から取り扱った語を含む600から700語程度を学習しております。教育委員会では、毎年市立小学校３年生から６年生に対し英語学習に関するアンケートを実施しております。令和６年度の調査において、英語の授業は楽しいと感じている３年生は92％、６年生は78％であり、英語は好きですかと感じている３年生は83％、６年生は69％です。また、英語の勉強は大切だと感じている３年生、６年生はともに96％であり、英語が話せるようになりたいと感じている３年生は97％、６年生は98％でございます。このことから、小学３年生から６年生が高い割合で英語の学習に対して肯定的に捉えていると認識しております。

課題は、英語が好きと感じている児童の割合が６年生になると下がっているところですが、英語の勉強は大切だ、英語が話せるようになりたいなどの項目は高い水準を維持しております。このため、教育委員会では、児童にとって楽しく分かる授業を展開するよう、英語担当者会議においてＩＣＴ活用を含めた具体例を提示し、指導、助言を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁を伺いました。おおむね良好というアンケート結果を見ると、そのように言えるのかなとは思ったんですけれども、１つ気になるのが、３年生のときに83％の子どもたちが英語を好きだと言っているのに、６年生になると69％に下がってしまうという点がちょっと気になりました。どんどん英語学習が、以前中学校でやっていたことを小学校、高校でやっていたことを中学校って、どんどんどんどん前倒しになっていますよね。だから、そういった意味では、６年生ぐらいになるとやはりちょっと難しいことも入ってきているということなのかななんていうふうに感じたんですけれども。

では、再質問します。実際のこの外国語活動、外国語科の指導は誰が行っているのでしょうか、お答えください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

小学校の英語の授業は、小学校３、４年生は週当たり１こま45分、小学校５、６は週当たり２こま90分です。本市では、小学校の授業は学級担任と外国語活動指導員が行っております。なお、小学校英語専科教員が配置されている学校は、小学校５、６年生を中心に授業を担当しております。また、中学校に配置しているＡＬＴを年間数回小学校に派遣しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁を伺いました。現在のやり方は、2020年に必修化された当初とあまり体制は変わっていないんだなというふうに確認しました。外国語の活動指導員というのは、市川市に住んでいらっしゃる日本人でも外国語、英語に堪能な方とか、あと日本語を話せる外国の方が入っているかと思います。ＡＬＴも年に数回ですか、小学校に派遣されているということでした。

では、小学校の担任の先生が５年生、６年生に関しては１人で授業を行わないといけないときがありますね。もう今の小学校の先生方というのは、もともと英語を教えると思って教員になっていない方も多くいらっしゃいます。そういった中で、どのようにして小学校の学級担任の英語の質を上げる努力をされているんでしょうか、お願いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、例年夏季休業中に小中外国語教育担当者会議を開催しております。今年度は、ワークシートの共有や、２学期からの指導方法について研修を行いました。また、担当者が教師役と児童生徒役に分かれて模擬授業を行うなど、互いの指導力向上に向けて研修に取り組んでまいりました。教育委員会は、今後も児童の資質、能力を向上する授業の在り方について考える機会を設け、小学校教員の指導力向上に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。努力をされている様子が目に浮かびます。頑張ってほしい

と思います。

もう一つ再質問ですが、本市の英語学習に対する評価を教育委員会はどのように捉えているのか。文部科学省の学習指導要領に照らし合わせてどのように考えているかお答えください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会としては、小学校学習指導要領に基づき、英語の年間指導計画を基に授業を行い、児童の学習状況を正しく評価しております。また、英語学習に関するアンケートから、英語が話せるようになりたいと感じている児童が98％であることから、コミュニケーションを図る基礎となる資質、能力を育成していると考え、ほぼ狙いを達成していると認識しております。しかしながら、小学校へのＡＬＴの派遣回数が少ない現状もあることから、よりよい英語学習の在り方について、他の自治体の取組などを研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁伺いました。聞く、話す、書く、読むにコミュニケーション能力を合わせて今５技能が必要と言われています。シャワーのようにたくさん英語を浴びて、それがないと自分から今度アウトプットで話すことはできないものですね。ですから、そういう意味ではＡＬＴのような方々と生のコミュニケーションを取るということは小学生にも非常に重要だと思いますので、先ほど部長の答弁にもありましたけれども、ＡＬＴの派遣回数が少ない現状を何とか解決していただけたらと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。次は、中学校の英語教育について伺います。

2021年の学習指導要領の改正に伴い学習の範囲が広がり、語彙も増え、授業はオールイングリッシュとなりました。中学校で扱う語彙数、中学生の英語学習への意識など、現状とその影響、成果、課題についてお答えください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

中学校学習指導要領解説外国語編では、「生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること」と示されております。また、中学校で扱う英語の語彙数は、小学校で学習した語に1,600から1,800語程度の新しい語彙を学習します。教育委員会では、毎年市立中学校１年生、２年生に対し英語学習に関するアンケートを実施しております。令和６年度の調査では、英語の授業は楽しいと感じている生徒は81％であり、英語が好きと感じている生徒は61％です。また、英語の勉強は大切だと感じている生徒は95％であり、英語が話せるようになりたいと感じている生徒は92％でございます。このことから、中学生も英語の学習に対して肯定的に捉えていると教育委員会では認識しております。

一方で、教師が生徒の理解の程度に応じた英語を用いることなど、指導方法について課題が挙げられます。そのため、教育委員会としては、各学校に対し、教師が生徒に使う英語の語句や文章を平易なものにすることや、既習の言語材料を用いながら授業を行うよう、学校からの要請に応じて指導しております。中学校では全校にＡＬＴを派遣しており、中学生に生きた英語に触れる機会を設け、話すことを中心に展開しております。教育委員会は、英語担当者会議において、ＩＣＴ活用を含めた具体例を提示し、指導、助言に努めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。中学生へのアンケート、英語が好き、小６では69％だった

のが、中学生になると61％にまたさらに下がってしまっているのがちょっと気になります。大切だと思う生徒が95％、また、話せるようになりたいと考えている生徒も92％と高い中で、英語が好きと言えなくなっている原因はどこにあるのかなとちょっと考えたいと思うんですけれども。やはり中学生の場合は、以前、私たちの時代、高校で習っていた、学習していた内容が、今中学校で教えていることがあると思うんですよね。そういったことの難しさなどがあるんではないかと思うんですけれども、学習指導要領の改正によって、どういった内容が今、高校でやっていた学習のどういった内容を中学校でやっているのか、また、それに対して教育委員会はどのように捉えているんでしょうか。あわせて、生徒にどのような指導の工夫をされているのかも伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会としては、今まで高等学校で学習していた現在完了進行形や仮定法などが追加されたことにより、表現をする幅が増え、より豊かに表現することができると考えております。また、教師が授業を行う際に、ＩＣＴ機器を活用して生徒に動画や画像で場面を示すことや、コミュニケーションを行う目的や場面を設定し活動を行うよう指導しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁伺いました。私自身は高校で勉強していた現在完了形や仮定法が中学校に下りてきて、中学生のみんなは大変だな、難しいだろうなというふうに感じていたんですけれども、今の御答弁は大変ポジティブで、表現の幅が増えて、より豊かに表現することができると。それができる生徒にとってはそうかと思うんですけれども、とてもポジティブに受け止めていらっしゃるということが分かりましたが、一方で、大変苦労している生徒たちも少なくはないというのが現場の声ではないかなと思います。

発音などＩＣＴ機器を活用しているということでした。英語は話すことができるようになるための学習ではなくて、英語は、言語は手段なので、英語を使って何かを成し遂げないと意味がないんです。例えば、英語を使って自分が知りたい情報を得るとか、英語で世界中に友達をつくるとか、そういった英語を使って何ができるかなんですよ。だから、ぜひ子どもたちには、これを勉強することでこういうことができるようになるんだよということも併せて伝えていってほしいと思います。英語を勉強することが目的ではないので、決して受験勉強のための英語学習ではなくて、将来、自分の人生を非常に豊かにしますね、世界中にもし英語が話せて友達ができたら。本当に楽しい人生になると思いますし、いろいろな機会もあると思います。仕事の幅も広がります。そういったことも併せて伝えてほしいと思います。

ぜひ、市長がどう考えられるか分からないんですけれども、世界中に友達をつくろうプロジェクトとして、例えばガーデナーの子どもたちと市川の子どもたちが画面越しに交流して英語でコミュニケーションを取るとか、ペンフレンドとして手紙のやり取りをする、今だったらメールかもしれませんけれども、そういったメッセージのやり取りをする。時差の問題もあるかもしれませんけれども、クリスマスの時期には英語のカードを交換するとか、そういった具体的な、同じ世代の外国の子どもたちと触れ合うような機会というのをつくってはいかがかなと思います。市川の子どもたちが一人でも海外、また将来英語で助かったと、あるいは英語を話せてよかったと思えるような子どもたちが一人でも増えてほしいと思いますので、そういった視点も検討いただけたらと思います。

私は中学生の英語学習にちょっと携わっているんですけれども、やはり中学校の最近の定期テストはすごく高校入試を意識したものに変わってきていますよね。リスニングの持ち点も非常に多くなっていますし、以前あった発音が同じ単語を選びなさいなんていう問題はもうないですね。非常に高校の入試を意識した定期テストにな

るんだなと思って、このまま大学受験まで行くのかなと思いながらおりますけれども、小学校はとにかく英語好きの子どもたちを育てる、そして、その子たちが中学校でますます英語を使って何か自由な、遊びでも何でもいいのでできることを体験させる。その体験、成功体験が大事だと思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。

では、最後の質問に移ります。最後の質問は、外国籍の児童生徒への支援についてです。これは本市独自の取組であります。

まず、市立学校に在籍している児童生徒数の現状、推移、出身国、市内居住地域の傾向などの特徴について伺います。一部、前質問者の答弁で分かったところもあるんですけれども、視点を変えて伺いたいのでお願いいたします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

直近３年間における外国籍児童生徒数は、各年度５月１日現在で、令和５年度746人、令和６年度825人、令和７年度956人となっており、また、就学前日本語指導教室の教室修了者数は、令和５年度41人、令和６年度68人、令和７年度は既に10月前半までに49人修了予定となっております。出身国の内訳は、中国が外国籍全体の約50％、次にネパールが約９％、その次にフィリピン約７％となっております。市内居住地域の傾向は、１校当たりの外国籍児童生徒の人数の多い学校が、江戸川より南側の学校に集中している点が挙げられます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。先日、私も視察させていただきました、八幡小の外国籍児童の日本語指導教室を見させていただきました。四、五年前にも行ったんですけれど、今、随分状況が変わってきているなと思いました。私が先日見たときは、中学生４人、小学生６人、10人が、実際は保護者の方も来ていますので、10組の親子が１つの部屋でお勉強していました。講師が３人いて分かれていましたけれども、もうあれ以上増えるとちょっと手狭な状況だと思いました。今の人数から、就学前日本語教室に来る生徒は全体の中ではそれほど多くはないということが分かったんですけれども、ただ、年々増えていて、今年はもう10月前半で49名ということは、３月までに100人近く行ってしまうんではないかなというふうに思います。これは市川市に限ったことではなくて、他市も同じような状況にあります。

では、もう一つ質問いたします。就学前日本語学習ワールドクラス通訳講師の派遣等の具体的支援の現状と課題についてお答えください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

具体的支援としては、平仮名と片仮名を書けるようにするための指導や、教室内や授業でよく使う言葉の学習を行っております。使用する教材としましては、ワークシートや日本語指導テキスト「たのしいがっこう」を活用しております。また、実際の学校生活を知るために、校内見学ツアーも実施しております。

次に、ワールドクラスについてですが、教育委員会は、毎年県教育委員会に教員の配置を要望し、今年度は小学校９校、中学校５校に日本語指導教員を配置しております。取り出して指導する必要のある児童生徒のために、通称ワールドクラスまたは日本語指導教室と呼ばれている日本語指導用の教室を設けている学校もあります。現在は、鬼高小、行徳小、新浜小、富美浜小、大洲小、幸小、南新浜小、塩焼小、第六中、第七中、大洲中、塩浜学園にワールドクラスを設けております。また、各学校は特別の教育課程を編成し、それに基づいて指導を行っております。

小学校では、主に日本語指導教室担当教員が日本語指導教室にて週に１こま45分から数こま程度、個別指導や少人数のグループ指導を行っております。中学校も日本語指導教室担当教員のほか、他の教員も各教科の指導を行っております。教育委員会としては、外国籍児童生徒の増加に伴い、その出身地も多様化しているため、日本で生活を営むための指導や支援を行う必要性も高まっていると考えております。

最後に、通訳講師の派遣についてですが、現在19言語に対応しており、21名の講師が登録しております。教育委員会は、児童生徒１人について年間３回程度、通訳講師を派遣しております。現在派遣する言語で一番多い言語は中国語で、続いて英語、ネパール語であり、ウズベク語についてはＡＩ通訳機にて対応を行っているところでございます。

課題といたしましては、出身地の多様化に伴い、母国語に対応する日本語指導の内容に差が生じることであり、担当教員の負担も大きい点が挙げられます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。

再質問いたします。就学前日本語指導教室の内容です。先ほどの御答弁から、挨拶、自己紹介、平仮名、片仮名ということは分かったんですけれども、小学校、中学校に実際に入学する前に、日本語ゼロだった子どもたちなので、日本の習慣もあまり分からないかと思うんです。防災に関する学習というのが非常に重要なんじゃないかなと思うんですけれども、入学してすぐ地震が起こったとします。そのとき、まず初動として何をするのか。また、学校の中にある逃げ道のマークがありますよね、グリーンの。そういうのが何を表しているのか、そういったことを伝えるような取組というのはされているんでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

就学前日本語教室では防災に特化した学習は行っておりませんが、学校生活に適応できるように、教室内や授業でよく使用する言葉の学習を指導しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　現在、就学前日本語指導教室では防災に関する学習は行っていないという御答弁でした。ただ、先ほど申し上げましたように、やはり命を守ることなのでとても重要だと考えます。実際に今後行う考えはないのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

就学前日本語指導教室の最終日には、教育委員会の職員が教室の修了を確認するための面談を行う時間を設けております。その時間を活用し、面談だけではなく、災害が発生した際の避難の仕方を教えることも含め、検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

最後の再質問をいたします。就学前日本語支援事業の予算の内訳について伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

就学前日本語支援事業の内訳は、令和７年度の当初予算で、講師謝礼金が64万円、損害保険料が３万円、合計67万円となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　議員講師謝礼金64万円、損害保険料３万円、全て講師の人件費になるかと思います、67万円ですね。実際、教室の様子を私が見させていただいたときに、皆さん、全て教材が白黒で、本来カラーのテキストもみんな白黒なんですよね、子どもたちが持っているものは。それを指導者の方々はカラーコピーがしたいという希望も持っていますし、そういったカラーコピーになるような予算、それから一部講師の方々が手づくりをして教材を作成し、それを利用しています。自分で手づくりしているものについては、教育委員会から渡されるコピー用紙などはあるみたいなんですけれども、実際持ち出しで時計をつくったりとかしている様子が分かりました。なので、ぜひこの講師謝礼金、損害保険料に合わせて消耗品を、教材に対するものですので、ぜひ消耗品を少し計上していただけたらと思います。これは要望いたします。

今、成田空港が国家プロジェクトで、これからもっともっと大きくなるんですね。滑走路の延伸も行われますし、さらに多くの外国人を呼び込む戦略であります。ということは、成田近隣市もそれを見込んで、もうホテルを造るとか、外国の方が買物できる場所を造るとか、いろんなことを計画し出しているんです。市川もこれまで以上に外国籍の子どもたちが増えてくると思いますし、やはり市川は都内に出るのには非常に立地のいいところでありますので、今日の最初の答弁のところでも江戸川より南、つまり行徳地域にたくさんいるということでした。やはり行徳地域のほうが少し物価が安いのと、市川、総武線沿線よりも都内に出やすいということもあるんだと思うんですけれども、行徳には実際にイスラム教の方が、普通のお肉屋さんのお肉は食べられないんですけれども、お祈りをしたお肉屋さんがあるんですね。そこに皆さんが買いに行って、ふだんお肉を食べているという現実もあります。

今後、市川ももっともっと外国人も増えると思いますし、それに併せて外国籍の子どもたちも増えてくると思いますので、そういった子どもたちの受皿を今から準備していってほしいと思います。市川で暮らす外国籍の子どもたちが楽しい、日本に来てよかったなと思えるような生活ができることを願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　とくたけ純平議員。

○とくたけ純平議員　とくたけ純平です。イスラエルがガザ市への地上侵攻を行い、現地では想像を絶するような悲惨なことが起こり続けています。一刻も早くパレスチナの平和と解放が実現することを願いながら、通告に従い、一問一答にて一般質問をいたします。

まずは、そよかぜキッズの運営事業者の変更についてです。

2026年４月から、そよかぜキッズの民営化に当たり、運営事業者が変更されることになりました。発達に課題を持つ子は環境の変化にとりわけ敏感であるとされ、利用している保護者からは不安の声も寄せられています。

そこで、アとして、事業者の変更による利用者への影響について、本市の認識を伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

発達に課題があるお子さんの多くは、支援する職員がその特性をよく理解して個性に応じた関わりを工夫することにより、不安や緊張が軽減して生活しやすくなることから、民営化後のそよかぜキッズにおきましても、それぞれのお子さんに適した環境づくりが大切であると考えております。運営事業者の変更に伴い、療育に直接関

わる職員も入れ替わることから、環境が大きく変わり、子どもが不安を抱くことも想定されますので、その影響を少なくするための取組が必要であると認識しております。そのため、民営化の前に引継ぎ療育を行う期間を設け、後継事業者の職員と、現在の指定管理者である事業者の職員が現場で一緒に療育に携わるなどの方法により、新たに関わることになる職員がお子さんの特性や療育の内容を十分に理解できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　引継ぎ療育につきましては、代表質問においても３か月間で行う旨の説明がありました。

そこで、イとして、現在の利用者に安心して利用を継続していただくための対策として、引継ぎ療育に携わる後継事業者の職員の職種や人数をお伺いします。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

引継ぎ療育に従事する後継事業者の職員は、療育に必要な配置基準に定められている児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、機能訓練担当職員、看護職員、栄養士、調理員などの職種で、人数は10から15名程度を見込んでおり、それぞれの職種の専門分野に基づき、児童の特性や療育プログラム、日々の過ごし方などについて引継ぎを行ってまいります。なお、実際に現場で療育などに携わる日数につきましては、調理員は１から３日程度、その他の職種については20日から40日程度を見込んでおります。令和８年度以降も引き続きそよかぜキッズを利用するお子さんについては、それぞれの特性に合わせて必要な職種が十分な引継ぎを行うことで、４月からの運営に備えてまいります。また、引継ぎに当たっては、現行の運営事業者と後継事業者との間でスムーズな引継ぎができるよう、市が中心となって調整を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　調理員を除く職種については20から40日程度とのことです。これは保育園の引継ぎと同程度の想定かと思われ、発達支援の引継ぎとしては心もとない設定ではないかと思います。特に、子どもに直接触れ合う機会の多い保育士の引継ぎには最大限の配慮をすべきだと思いますが、議決された予算の中で、機能訓練担当職員や栄養士などの日数を可能な範囲で保育士に回すなどして、保育士に関しては３か月以上あるいは40日以上の引継ぎ日数を確保することができないのか、御見解を伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

引継ぎ療育については、児童発達支援や放課後等デイサービスなど、提供する支援の種類ごとに必要な職員配置基準に基づいて積算した予算を確保しております。引継ぎに関わる職員の配置については、そよかぜキッズにおける日常の療育の状況を確認しながら、現行の運営事業者及び民営化後の運営事業者と協議し、職種ごとの引継ぎの日数については調整を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　調整を図っていくとのことですので、利用者の声に耳を傾けていただき、その不安に寄り添っていただきながら対応をお願いします。

続いて、ウ、医療的ケア児の利用について伺います。来年度から医療的ケア児も利用ができると聞いています。期待したいと思いますが、後継事業者は利用の流れをどのように説明しているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

医療的ケアが必要なお子さんの保護者からは、そよかぜキッズを利用したい旨のお問合せをいただいた場合は、定員の空き状況を確認しながら、医療ケアの内容や頻度、留意事項などについて保護者に詳しく伺い、看護師の配置や送迎ルートの確認など、必要な環境を整えながらお子さんを受け入れていくとの提案を後継事業者から伺っております。また、後継事業者が所属するグループの法人においては、グループ内の医療機関と連携して独自に医療的ケア児の療育に関するノウハウを構築しており、既に市内で医療的ケア児を対象とした児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所を運営しております。今後は、グループ法人内の経験や人材も生かしながら、医療的ケア児の療育に取り組んでいただけるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　続けてお伺いします。医療的ケア児が利用する場合の送迎範囲、受入れ人数、看護師の確保は確かに可能なのか、利用時間に制限があるのか、以上について後継事業者はどのような考えを示しているのか、まとめてお伺いします。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

医療的ケア児の保護者が送迎を希望した際は、市内全域を対象として送迎する予定であると後継事業者から伺っております。また、受け入れる人数は、必要な処置の内容などにもよりますが、最大で５人程度までを想定しており、受入れの際は看護師を含め、必要な人数のスタッフを配置するとの提案をいただいております。なお、利用時間につきましては、医療的ケア児について特段の制限を設けることはなく、今後実施していく児童発達支援、放課後等デイサービス及び日中一時支援、それぞれの運営時間内は通常どおり御利用いただけると伺っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　民営化後も後継事業者から毎年計画書と報告書を受け取ると聞いています。医療的ケア児が利用できる場所が市内に増えることは市民からも歓迎されると思いますが、その期待を裏切ることがないよう、事業者との連携を図り、市民からの要望をしっかりと伝えていただくようにお願いをいたします。また、本市としても、市内における医療的ケア児の人数や要望をまとめ、総合的な計画を練っていただくということも強く要望したいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、大項目２つ目、学校に行けない、行かない、いわゆる不登校の児童生徒やその保護者への支援について伺います。

アとして、フリースクール等との連携の現状についてお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、これまで市内にあるフリースクール等の運営方法や、フリースクール等による支援の在り方、学習評価などについて調査を行ってきました。令和６年度より、フリースクール等の関係機関や保護者の会の方々に依頼し、不登校に関する意見交換会を行っております。意見交換会の目的は、教育委員会と不登校に携わるフリースクール等の関係機関が相互に連携し、児童生徒の社会的自立に向けた支援を推進することです。意見交換会の内容としましては、学校とフリースクール等の連携、進路選択、フリースクール等による支援方法、保護者の悩みなどについてです。今後も、教育委員会では市内、近隣市のフリースクール等の関係機関について継

続して調査を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　その意見交換会ですが、その中でフリースクールの利用者に対する経済支援を求める声があったのかどうか、お伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

意見交換会の中では、フリースクール等の関係機関の方々から、他の自治体において補助金を受けている保護者や団体があり、経済的に助かっているという内容の発言がございました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　フリースクールの利用者への経済的支援、これへの要望が高まっているということだと思います。

そこで、イ、フリースクール等学校以外の場における多様な学習活動に対する経済的支援について、近隣市の取組をどのように認識しているのか、本市の状況と併せてお答えください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

本市では、フリースクール等学校以外の場における授業料などの支援は行っておりませんが、経済的にお困りの御家庭については、就学援助制度により、学用品や通学用品費等の支援を受けることができるようになっております。また、交通費につきましても、不登校の児童生徒が在籍する学校の校長が、各鉄道事業者やバス事業者の定めに基づき申請をすることで、通学用定期券の購入が可能となっております。葛南５市でフリースクール等に通っている家庭への補助を実施している市はございません。松戸市では、令和７年度より物価高騰に対する子育て世代への緊急的な対策として、不登校傾向にある児童生徒のフリースクール利用料の３分の１、月額上限１万円の補助を開始しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　松戸市で今年度から始まったフリースクール利用者への補助制度は、当初は１学期分だけの予定でしたが、通年に拡大をされました。東京都内では、既に全域でこの補助制度を行われています。それだけ必要とされており、意味があるということだと思います。

続けて伺います。2017年に施行された教育機会確保法の趣旨をお示しください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

通称教育機会確保法とは、平成28年12月に公布された法律で、学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、不登校の子どもたちに対する支援や、夜間中学における就学の機会の提供などを規定している法律でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　御答弁もいただきましたが、この教育機会確保法では、登校がつらいときは休むことが必要であることや、フリースクールや家庭などの多様な学びの場を選択できること、不登校の児童生徒にそれぞれ

必要な支援を提供することが示されています。この教育機会確保法の附帯決議の第９項をお示しください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育機会確保法の附帯決議第９項には、「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。」と記載されております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　今年３月に、２月定例会ですね。３月に私が行った一般質問において、学校教育部長より、フリースクールを利用する場合、家庭における経済的な負担が大きいことは認識しているとの御答弁がありました。当時の学校教育部長でした。さきにお示しいただいた教育機会確保法では、学校に行かない選択を擁護するとともに、附帯決議においてフリースクールの利用に対しては経済的支援の在り方について検討し必要な財政上の措置を講ずることとされています。本定例会の代表質問において、教育長は家庭が安定していれば、子どもは安心して学習や体験活動に取り組むことができる、家庭を安定させるためには、保護者に対する支援を充実させることや、保護者の負担を軽減させることが必要だと発言をされております。

そこで教育長にお伺いします。フリースクールを利用する御家庭への助成制度の創設に向けて取組を進めるべきだと考えますが、教育長の御見解をお答えください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

本市は、不登校支援として、児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりが最優先であると考えており、教育センター内のふれんど市川や、令和７年度から実施している校内教育支援センターにより支援を行っております。フリースクール等に通う家庭への経済的な支援については、現在のところ実施する予定はございません。今後は、校内教育支援センターなどの活用状況や効果を検証し、不登校児童生徒への支援を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　校内教育支援センターやふれんど市川には合わない、フリースクールにこそ居場所があるという児童生徒が実際にいて、その子たちは今、経済的な面で本市の支援から漏れてしまっているというふうに考えます。教育長は、本市における全ての児童生徒に学びの場を保障する責任があると認識されているのでしょうか。認識されているのかどうか、端的に教育長に伺います。

○大久保たかし議長　高木教育長。

○高木秀人教育長　お答えさせていただきます。

当然、市川市の子どもたちに対しては学校教育をしっかりやっていただかなきゃならないと思っています。

３つ話をさせてください。１つ目、教育基本法の教育の目的に関する関係でございます。教育基本法第１条におきまして、教育の目的は、人格の完成を目指すということだけではなくて、国家及び社会の形成者としての国民の育成を目指すと書かれています。この２つの目的を達するためには、やっぱり学校でしっかり学んでいただくということが重要です。そのため、教育委員会としましては、市立学校の学校教育を充実させると、誰もが来たくなるような学校教育を進めるというのが最大限の力を注いでいるところでございます。ただし、やっぱり学校に行きにくい子、教室に行きにくい子という子は出てきてしまいます。そういった子どもたちに対しまして、校内教育支援センターでありましたりとか、ふれんど市川といったような施設を設けていますし、また、新たに

南行徳にふれんど市川と同様の類似した施設についても検討を進めているところでございます。

２つ目でございます。私学助成についてでございます。憲法89条で、公金、公のお金は公の支配に属しない教育の事業に用いることはできないとなっております。ですけれども、私立の学校には私学助成をなされています。それはなぜかと申しますと、国もしくは県から学校法人としての認可、私立学校としての認可、この２つの認可を受けて、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法、この３つの監督を受けていると、それをもって公の支配に属するというふうに規定されているところでございます。ですので、私立学校に対しては私学助成が出せるということになっています。

３つ目でございます。学校法人としての認可、私立学校としての認可を受けるといったことはどういう意味なのかということについてお答えさせていただきます。それは、やはりちゃんと子どもたちが長時間学びを受けるような、しかるべき施設設備、人材があるといったことになります。例えば、教室とか保健室、図書室のような施設設備がしっかりありますといった点でありましたりとか、急に閉鎖することがないようなために資金をしっかり持っているといったことでありましたりとか、あとはちゃんと教職免許を持った教員がいるといったことでありましたりとか、あと、学習指導要領に基づくカリキュラムをしっかり実施できるといったことなどが挙げられるところでございます。

ただ、学習指導要領に基づくカリキュラム、いろいろとありますけれども、その中でも授業時間数に関しますと、なかなか不登校傾向の子には難しい部分があるところは否めないところでございます。そういったところに対しましては、今は学びの多様化学校といったもので、文部科学省の指定を受ければ授業時数の弾力化も可能なところでございます。例えば、横浜市内に実際フリースクールから私立の多様化学校になった学校がございます。そちらはちゃんと県の私学助成を受けているところでございます。大分前になりますけれども、私も横浜市教育委員会に出向しているときに、その開校に関わったところがございますので、もしフリースクールの方で、子どもたちのために私立学校になりたい、学校法人になりたい、学びの多様化学校になりたいといった方がいらっしゃれば、何なりと御相談いただければと思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　教育長、御答弁ありがとうございます。憲法のお話がございましたが、私が認識しているところで間違いがなければ、今年度、千葉県ではフリースクールの事業者に対する助成の制度が補正予算でつけられたというふうに認識しているので、そういった考え方も県は行っているということで、フリースクールの場というものを県としてはしっかりと提供していこうと、そういったことを考えているというふうに私は認識しておりますし、国としてもフリースクールを子どもの居場所としてしっかりと確保していく。それは、いろんな施策の１つの在り方としてそれも選択肢に入れており、本市もフリースクールとの連携、それは初回の答弁でございましたが、模索をしていく、しっかりやっていくという状況の中で、本市として校内支援センターやふれんど市川のような施設、これを拡充していくということは、それはそれでぜひ行っていただきたいと思いますが、教育長も御認識されているとおり、学校やそういった校内支援センター、あるいはふれんど市川のような場所では、そこにはどうしても行けないというお子さんがいるということも、これも事実として教育長も認識をしているというふうに思います。

そんなときに、やっぱりフリースクールにしか行けないというお子さんがいる中で、それでも経済的な理由でフリースクールに通えない、あるいは回数を減らさなければいけないという現状があるということ、これも教育長含め、教育委員会の皆さんは御認識をされていると思います。私はこの状況に、やはり学校に行くような支援をすることが第一だとしても、しかし、併せてこの状況に並行して手を打たない現状で、僕はこれは教育委員会

としての責任を全うしていると言えるのかという疑問を持つわけですけれども、その点について教育長の見解をお伺いします。

○大久保たかし議長　高木教育長。

○高木秀人教育長　お答えさせていただきます。

繰り返しになりまして恐縮でございますけれども、教育基本法の目的を達成するためには、やはり学校に行くべきだということが大前提になります。ただ、行きにくい子がいらっしゃるということはしっかりフォローしなきゃならないと思っているところでございます。その学校というのは私立学校もあります。私立学校でありましても、しっかりとした施設設備があって、人がいて、カリキュラムがあるといった、子どもたちが教育を受けるに当たってしかるべき基準を超えているといったことでございますので、私立学校として認可されているところでございます。そうじゃない環境にずっといることが本当に子どもたちにとっていいのかというのは、私は残念ながら疑問に思っているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　教育長のお考えはお示しいただきまして、理解をしたところではありますが、しかし一方で、これも私も繰り返しになってしまいますけれども、確かに学校にみんなが行ければそれに越したことはないのかもしれませんが、私はどうしてもそれができない子どもがいるという、そこを忘れないでいただきたいということなんですね。教育長もそれは認識されているという御発言もありました。その子たちは、やっぱり今子どもの時代を生きているわけで、悠長に本市が様々な体制を整えている間に大人になってしまうわけです。そういったときに、やっぱり学校に居場所がというか学校に行けないという状況の中で、フリースクールにだったら行ける、そこで様々な楽しいことや学習、学びを行うことができるという状況があるという現実は、これは認められると思うんですけれども、そういったときに、やっぱりフリースクールという居場所を尊重して、今後どういうふうにやっていくかは分かりませんけれども、今そういった状況がある中で、私はやっぱりそこに行けるように経済的な負担を軽減させていくという取組はどうしても必要だというふうに思うんです。

市長は代表質問の中で、教育委員会に５つの観点から教育施策の具体的な整理をお願いしたと発言し、その中の一つとして、誰一人取り残さない学びの保障をお願いしたと。そして、それぞれの課題解決に向けて予算調製に取り組んでいきたいと、予算調製に取り組んでいきたいとまで発言をされているわけです。今日の教育長の答弁に切実な思いで期待をしている、フリースクールにお子さんが通っている保護者という方が本市にもたくさんいます。フリースクールの利用に対する助成制度、先ほど様々なお考えを述べていただきましたが、僕は様々な施策を進める中の一つとして、せめてこれを市長部局との調整や協議の議題に上げていただきたいということを思うんですが、せめてそのくらい、議題には上げていくと、それは御答弁いただけないんでしょうか、教育長にお伺いします。

○大久保たかし議長　高木教育長。

○高木秀人教育長　お答えいたします。

フリースクールにしか行けない子が存在するのは、それは重々認識しております。ただ、フリースクールであっても、子どもたちがしっかり学習できるような環境が必要だと私は考えています。それが学校としての認可、学校法人としての認可だと思います。その認可があれば、県から私学助成が入りまして、その経済的負担も軽減されます。そちらが本当に子どもたちにとっての学習環境としては適切な状況だと私は認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　フリースクールに通っているお子さん、本当にそこで居場所があって、そこで大事な経験、学びをしているという現実も重々承知ということでありますけれども、ぜひその点に私は経済的な支援、これを行っていただきたいということを改めて強く教育長並びに市長に要望をしまして、この質問は終わりにしたいと思います。

続いて、地域の猫活動を支援する拠点での猫の一時預かり事業について伺います。

本市は、本年12月をめどに、地域の猫活動を支援する拠点を鑑賞植物園にオープンし、そこで猫の一時預かりを始めるとしています。先順位者への答弁によれば、預かる猫の対象は、地域猫登録団体が登録している健康な地域猫を最大20頭、最長３か月としています。しかし、健康であることと最長で３か月という条件で、既に居場所のある地域猫を預けるケースはほぼ想定できないと考えます。地域猫を施設に入れる状況として考えられるのは、けがや病気で保護が必要となる場合ですが、しかし、健康な猫しか受け入れないという前提があるので、これが対象外になります。また、地域猫であっても里親さんを探すという判断になることもあり得ますが、今回の施設は里親さんが見つかるまで収容するわけではなく、３か月だけという条件です。３か月で里親さんが見つからなければ預けた団体に戻すと聞いていますが、３か月で里親さんが見つかる可能性はとても低いと思います。ボランティアの中からは、この条件であればクラウドファンディングの周知拡散に協力したくないし、施設の運営にも協力したくないという声が既に上がっています。

一方、多頭飼育崩壊や飼い主の他界などで飼育が継続されないケース、外で迷子のような猫が発見されたときには、まずすぐに保護する必要がありますので、そういう場合などに預かりボランティアを手配するまでのつなぎとしてなら、健康であるという条件や最長で３か月という条件の中でも利用価値は高く、現場から十分に歓迎されると考えます。様々な点で地域の問題の解決にも寄与します。

そこで、価値のある事業とするためにも、対象者は登録団体としたままで、預かる猫の条件にある地域猫を、地域猫も含まれる飼い主のいない猫と改める必要があると思いますが、御答弁をお願いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

地域の猫活動を支援する拠点――以下支援拠点と申し上げますが、その役割には、地域猫活動団体の支援などを目的として、近隣とのトラブルにより地域猫活動を継続できない場合への対応として、一時預かりによる里親探しなどがございます。しかしながら、この一時預かりの範囲を飼い主のいない猫にすることについては、保護等の観点から必要性が高いことは認識しておりますが、今回整備します支援拠点では受入れ頭数が限られていること、また、原則として所有者不明の猫の引取りは都道府県等が所管することから、まずは対象を健康な地域猫に限りスタートしたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　それでは伺います。地域猫を収容したいという要望が地域猫登録団体から１件でも届いているのか。また、私が他の行政の収容施設で収容動物の譲渡のアドバイスをしていた動物行動学の専門家に意見を求めたところ、地域猫を収容することは地域猫活動の趣旨にそもそも反しており、ボランティアの要望に沿ったものなのか甚だ疑問であるという感想を聞いていますが、本市にそのような認識があるのか、併せて伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

本年２月に地域猫活動団体の皆さんに実施したアンケート及び２回の意見交換会において、一時預かりする猫

は、地域猫に限らず預かる猫の範囲を広げるべきとの御意見をいただいており、このような要望があることは認識をしております。また、次の御指摘の地域猫活動に対しての御意見があることも認識をしておりますが、支援拠点は、地域猫活動を継続できない場合への対応も役割の一つであり、今回の取組、一時預かりによる里親探しが趣旨に反していることはございません。引き続き団体や関係機関の意見を伺い、よりよい事業となるよう考えてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　地域猫団体からの要望があったかについては明確な御答弁ではありませんでしたが、恐らく現場から、健康な地域猫を期限つきで収容したいという要望はないのではないかと思います。地域猫活動の趣旨にも反していないというような旨の御答弁もありましたが、地域猫活動というのは、地域住民やボランティア、行政などが協力して管理、世話を行い、人と猫との共生を目指す活動です。トラブルが起きたら猫を収容しようということになれば、人と猫との共生という理念をむしろ後退させる、地域猫活動を否定しかねない、そんなことになってしまうのではないでしょうか。現場の意見にも専門家の意見にも耳を傾けていない事業が果たして成功するのかというふうに思います。

また、先順位者の質問に対し福祉部からは、飼い主が亡くなってペットが取り残された際、地域の保護団体を紹介する旨の答弁がありました。そういったケースで団体を頼っておきながら、市の一時預かり施設は利用できないというのもいかがなものでしょうか。本事業は一般市としては珍しい取組であり、動物愛護の推進を求める全国的な注目を集める可能性があります。しかし、このままでは誇らしい事業となり得たものが、失敗の事業になりかねないと危惧をします。これでこの項目は終わりにしますが、早急な預かり対象の見直しを強くお勧めをいたします。

続きまして、大項目、平和行政についての(1)日本が二度と戦争をしないために本市ができることの認識について伺います。

日本が戦争を二度としないことは市民共通の願いであると考えますが、そのために本市ができることをどう考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市は、昭和59年に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、この宣言に基づき、平和について考える機会を提供する平和啓発事業を継続的に実施してきております。戦争を二度と繰り返さないためには、特に若い世代に対して平和の意識の醸成を図る取組が必要であると考えております。そこで本市は、これまで小中学生の平和意識の高揚を図る平和ポスター作品募集と平和ポスター展や、被爆の実相を知ってもらう被爆体験講話、被爆地へ中学生を派遣する平和学習青少年派遣事業など、将来を担う若年層に向けた事業を展開してまいりました。様々な事業を通して、市民の皆様にいかに現在の平和が大切であるかを実感していただき、御質問にありました戦争を二度と繰り返さないという決意を次世代につないでいけるよう、今後も様々な手法や媒体を検討し、時代に即した事業展開を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　若い世代を中心に平和意識の醸成を図る取組が必要との認識でした。そのためには、戦争の歴史を真正面から継承していくことが欠かせないと思います。

そこで、(2)戦争に関して日本が受けた被害だけでなく、日本による加害の史実を継承することについて伺い

ます。

本市は、原爆や東京大空襲に関するパネル展を開催してきており、それはそれとして欠かせない取組であると認識しています。一方で、満州事変から太平洋戦争に及ぶ15年戦争は、日本による侵略戦争であり、他国の住民に対する加害が行われた史実があります。日本が二度と戦争をしないためには、当時の日本の天皇主権や言論弾圧、植民地主義に基づく他国への侵略と加害を語り継ぐことも重要だと考えますが、本市の認識を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市は、宣言の趣旨として核兵器廃絶を訴えておりますので、戦争の実相として原爆の恐ろしさと被害を伝えることで平和意識の醸成を図ることを中心に、これまで平和啓発事業を実施してきております。戦争の悲惨さを伝えるだけではなく、当時の世界情勢、開戦に至った経緯、戦地での状況など、歴史を多面的に伝えるに当たりましては、特定の思想や立場に偏らず、中立性を保ちながら事業を実施することが自治体として重要であると考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　特定の思想や立場に偏らず中立性を保つということですが、それは大前提とした上で、改めて伺いたいと思います。戦争における他国への侵略行為と加害を語り継ぐことが戦争を二度としないために大切であるという認識を本市は持っているのかどうか、お答えください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

戦前、戦中、戦後を通して国内外で起こった歴史的出来事や、それに至った経緯など史実を知ることは大切であると認識はしております。御質問のような特定される視点につきましては、本市の進める全般的な取組の中に含まれているものと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　要するに、侵略行為と加害を含む史実も知ることが大切だということです。

それでは、加害の歴史を継承するためにどのようなことが必要か、あるいはどのようなことができると認識しているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

平和啓発事業を実施するに当たりましては、客観的で公正な歴史認識の下、特定の思想や立場に偏らず、中立性を保ち、市民の皆様が参加しやすい事業をすることを重視しております。本市の平和啓発事業では、戦争の被害や体験を伝えることに重点を置いており、日本が加害者となった歴史については意識的に伝える取組は行っておりませんが、被爆体験講話の中で、戦時中の日本の置かれた状況を伝えております。加害の事実も含めた歴史の扱いにつきましては、国や他の自治体の動向を踏まえつつ、今後の事業の在り方として慎重に調査研究してまいります。

以上であります。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　史実を知ることも大切だという認識ですので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、客観的で公正な歴史認識の下という御答弁、言葉がありましたので、念のため確認したいと思います。15年戦争が日本による侵略戦争であったことや、日本軍による民間人に対する虐殺や性暴力などの加害行為があったことを歴史的な事実であると認識しているということで間違いがないかどうか、念のため確認させてください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

直近の平成27年、終戦70年の内閣総理大臣談話では、さきの大戦では日本が外交的、経済的な行き詰まりを力の行使によって解決しようと試みたこと、戦場となった地域では、戦闘のみならず、食料難などにより多くの住民が苦しみ犠牲となったこと、さらには戦場の影には深く名誉と尊厳を傷つけられた女性たちがいたことについて国が発信しております。これ以上、本市、自治体としてお答えすることはございません。

以上であります。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　市としてお答えすることはないということで、果たしてそのような姿勢で平和啓発ができるのかと不安になる御答弁です。

教育委員会に伺います。義務教育課程で本市が採択している教科書に、侵略行為である日本が行った占領政策や皇民化政策、朝鮮人や中国人の徴用、南京事件などの各加害の史実が記述されているか。されている場合、どのような記述があるか。できれば加害の歴史についてのみお答えをお願いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

本市が採択している教科書には、太平洋戦争を含めた第二次世界大戦の死者は、日本人では軍人約230万人、民間人約80万人と言われ、総力戦の下で民間人からも多数の犠牲者が出たという記述がございます。また、原子爆弾投下により、広島では約14万人、長崎でも７万人を超える人々が犠牲になりました。生き残った人々も放射線の後遺症などによって苦しみましたという記述もございます。一方で、日本の占領政策では、皇民化政策について、植民地の朝鮮や台湾では皇民化政策を行い、学校では国語として日本語が教えられ、朝鮮語や中国語の使用が禁止されましたという記述がございます。また、朝鮮人や中国人の徴用について、戦争が長引き労働力が不足してくると、植民地の朝鮮人を徴用し、占領地の中国人が動員され、それらの人々が工場や鉱山などで低い賃金で厳しい労働をさせられましたという記述もございます。南京事件については、日中戦争中に日本軍は上海や南京を占領し、南京では兵士だけではなく多くの民間人も殺害されましたという記述がございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　子どもが学ぶ教科書には、侵略行為や他国の住民に対する加害が記述されていて、これは基本的な教養として、もはや当たり前、もはやというか当たり前なことなわけです。総務部長のさきの答弁は、その当たり前を答弁していないということだと思います。こういうことが戦前を思わせる危険な空気感ではないのかということをぜひ認識して顧みていただきたいというふうに思います。

加害の継承は、何も日本を自虐的に見ようということではなくて、当時のような情勢や環境に置かれた場合、多くの人がそういったことをしてしまうんだというような学びであり、そうさせないためにはどうするかを考えるために欠かせないことです。民間団体の中では、加害の歴史の継承に取り組んでいるところもあります。そういった団体の力を借りるなどして、被害だけでなく加害の歴史も継承し、二度と戦争をしないために力を尽くすことを心よりお願いしたいと思います。

続いて、(3)本市における戦争体験の談話を保存、継承することについて伺います。

今年度、本市の戦争体験者の談話を録画した映像が市公式ユーチューブチャンネルで公開されました。戦争体験者が少なくなる中、重要な取組であると考えます。この事業の経緯と目的、成果を伺います。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

初めに、経緯についてです。令和７年度施政方針で市長が述べた「核兵器の脅威と平和の尊さを途切れることなく、次の世代に伝えていくことは、私たちの責務」であるという考えに基づき、戦後80年を迎えて市民の関心が高まる８月に、第１庁舎ファンクションルームでパネル展を開催し、広島や長崎で被爆した方や、被爆２世の方の体験談の動画を流したり、「広報いちかわ」８月２日号で平和特集を組んだりするなどの広報活動を行ってまいりました。

御質問の動画は、これまでになかった市川市内での戦争体験について、６名の方の談話を撮影した６本の動画を、「【戦後80年】つなごう、記憶のバトン《市川市に住む戦争体験者の証言インタビュー》」と題して、市公式ユーチューブチャンネルで配信したものであります。

次に、配信の目的につきましては、年月の経過とともに戦争体験者が減っている中、市内で経験された戦争の悲惨さを記録に残し、次世代へ継承するとともに、戦後80年の節目の年に、戦争を他人事とせず平和を考える機会とするためでございます。

最後に成果についてです。この動画は、８月９日に配信を開始してから１か月間の合計で約3,000回再生されております。また、視聴者からは、貴重な体験談に感謝する声が複数寄せられているほか、ユーチューブのコメント欄には、微力ながら周りの人に伝えていきたい、生のお声でこの体験をお聞きするとすごく身近なものとして感じられます、本を読んでぼんやりと知っていた知識の輪郭がはっきりしたものになったなど、戦争を知らない世代の方々からの感謝もいただいており、一定の成果が得られているものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　御答弁ありがとうございました。こうした映像記録を今後さらに増やしてはいかがかというふうに思いますが、御見解を伺います。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

今後の計画としましては、市公式ユーチューブチャンネルのコメント欄に、もっと聞きたいとの声も寄せられているほか、今回撮影できなかった方や、配信された動画を見た上で協力を申し出てくださった方もいらっしゃることから、今後、映像素材を増やしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　お一人お一人の体験談には大きな価値がそれぞれあると思いますので、ぜひ様々なお話を記録、保存していただきたいというふうに思います。ぜひお願いをいたします。

続きまして、大項目、外国人住民との共生についての(1)外国人住民との共生が本市にもたらす意義について伺ってまいります。

外国人との共生について、昨今様々な議論が起きています。人種をはじめ、属性にかかわらず、全ての人の人権がひとしく擁護されなければならないというのが現代社会における大原則であって、日本人と外国人に分けて物事を議論するものではないというのが本筋であるということですが、排外主義が強まっている社会情勢の中、

あえて外国人住民と共生することの意義について伺ってまいります。

まずは、企画部に意義について見解を求めます。

○大久保たかし議長　企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

国は、日本人と外国人が互いに尊重し、安全、安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、令和４年６月に、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョンと、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的な施策を示すロードマップを定め、地方公共団体と協力しつつ、環境整備を一層推進していくこととしております。本市に在住する外国人の数は年々増加傾向を続け、本年８月末現在、中国やネパール、ベトナムなどの国から、住民基本台帳基準で115か国、約２万3,800人に上り、これは市の総人口の約4.8％を占めており、国籍や地域の多様化が進んでおります。今後、全国的に人口減少や少子・高齢化が進行し、労働力や担い手不足が懸念され、外国人住民との共生は欠かせないものであり、本市においても例外ではないと認識しているところでございます。また、市内において異文化に触れる機会が増えることで、市民の視野が広がり、一人一人の生活がより豊かなものになっていくとともに、国際的な人材の育成にもつながるものと考えます。

本市の発展を持続可能なものとするためには、今後、外国人との共生は重要となってくることから、日本人、外国人を問わず、本市にお住まいの方への市民サービスの向上に努め、施政方針でも掲げる「誰一人取り残さないまち」を実践してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　御答弁ありがとうございます。外国人住民とともに暮らしていくことの重要性をお示しいただきました。

続いて、経済面から伺います。本市には外国人の方が営業をしている飲食店や食材店も多く、本市の経済活動にも寄与していると思われますが、本市の事業との関わりについて御答弁をお願いします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

本市の事業との関わりにつきましては、例えばカフェ、カレー、韓国料理や中華料理など、外国人の方が営業を行っている店舗がデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの加盟店として事業へ参加しております。さらに、加盟店の中には、ＩＣＨＩＣＯ　ｄｅ　プチ・マルシェなどのＰＲイベントへ出店をしていただいている店舗もあり、本市の事業を通して地域経済の活性化に御協力をいただいているものと認識をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　外国人住民が経済面でも活性化に寄与している面があるということです。地域のお祭りなどでも、外国人の方が携わるお店はにぎわいに欠かせない存在になっているというふうに感じます。

続いて、個人市民税及び固定資産税、都市計画税について、外国人住民の納税義務者の数及び課税額を伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

市税に関わる外国人の課税状況を令和６年度決算ベースで申し上げますと、まず、個人市民税における納税義務者数につきましては、全体の納税義務者数約29万1,800人のうち、外国人の納税義務者数は約１万300人と、その割合は3.5％となっております。また、個人市民税における課税額につきましては、令和６年度の現年課税分

の決算額416億5,700万円のうち、外国人に対する課税額は約９億5,700万円で、その割合は2.3％となっております。

次に、土地及び家屋に関わる固定資産税及び都市計画税では、全体の納税義務者数約14万6,900人のうち、外国人の納税義務者数は約1,500人と、その割合は１％となっております。また、課税額につきましては、令和６年度の現年課税分の決算額372億5,100万円のうち、外国人に対する課税額は約１億9,100万円で、その割合は0.5％となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　外国人住民に対する課税額は11億円を超えるということでした。

続いて、現在の本市における国民健康保険の加入者のうち、外国人住民の割合及び外国人加入者に対する保険給付のうち、医療費給付分と高額療養費分は全体の何％に当たるのか伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

令和７年４月１日時点の外国人の国民健康保険加入者は7,398人で、加入者に占める割合は9.6％となっています。また、令和６年度の本市国民健康保険の保険給付のうち、外国人被保険者に対するものは、医療費給付分が2.2％、高額療養費分が1.7％となっています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　加入者が9.6％に対して、医療費給付分が僅か2.2％、高額療養費分も僅か1.7％ということですから、外国人住民が国保の財政を支えている側面があるというふうに考えられます。

一方で、生活保護を日本人に比べて外国人が優遇され、多く利用できているのではないかという言説を聞くことがあります。そこで、生活保護利用世帯のうち、外国人が世帯主である世帯の割合、比較対象として10年前の割合も併せてお伺いをします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

昨年度末における生活保護受給世帯は約6,600世帯で、そのうち外国人が世帯主である世帯は約220世帯、全体の約3.3％となっております。また、10年前の平成27年度末では、生活保護受給世帯は約5,600世帯で、そのうち外国人が世帯主である世帯は約190世帯、全体の約3.4％となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　本市における外国人住民の割合は4.8％ということでありますから、生活保護の利用世帯はそれに対して3.3％とのことで、外国人は日本人より生活保護をむしろ利用していない、そういった傾向が伺えます。また、10年前と比べると、外国人の本市総人口に占める割合が大幅に増えている中、生活保護の利用割合は減っていることが分かります。それでも外国人は日本人より生活保護が利用しやすく、審査において外国人が優遇されているという言説があるわけですが、これは事実なのかデマなのか伺いたいと思います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

外国人に対しましては、生活保護法による取扱いに準じておりますことから、決定上の審査における取扱いは日本人と同様でございますので、外国人を優遇しているという事実はございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　当然のことだと思いますが、外国人が生活保護利用に関して優遇されているというような事実はないという御答弁でした。デマの流布はヘイトスピーチになり得ますし、ヘイトクライムにもつながります。そういった言説を注視していただき、放置をしないように、これは各部連携して対策をお願いしたいと強く要望をいたします。

続いて、(2)国民健康保険税の滞納状況が外国人住民の在留許可に与える影響と対策について。

アとして、現状を伺ってまいります。本年６月に政府が閣議決定した骨太の方針にて、外国人の在留審査に社会保険料の未納や医療費の未払い情報を有効活用する方針が盛り込まれました。早ければ2027年度から、出入国在留管理庁と厚生労働省が情報を管理できる方針とされています。それに先駆けるように、既に国保税の滞納が在留審査に影響したケースの増加が県内でも伝えられています。深刻な状況だと思います。

そこで伺います。これまで国や県から滞納している外国人に関する情報提供についての通知や、滞納状況の問合せなどを本市は受けているのでしょうか、お答えをお願いします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

初めに、情報提供に関わる本市への通知につきましては、本年２月に千葉県を通して出入国在留管理庁による国民健康保険税に関わる協力要請制度等に関する情報提供の通知があったところでございます。この協力要請制度は、地方自治体が地方出入国在留管理局、いわゆる地方入管との合意に基づき、一定の要件に該当する滞納者の情報を提供した場合、当該滞納者が地方入管に対し在留期間の変更や更新をするための申請を行う際に、国民健康保険税の納付証明書の提出が必要となる制度でございます。現時点におきましては、出入国在留管理庁などから、この外国人に関わる国民健康保険税の滞納状況に関する問合せは受けておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　２月に通知があったということですが、この国民健康保険税に関わる協力要請制度に基づいて、本市から地方入管に滞納者の情報を提供する義務が生じるものなのか確認をさせてください。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　国民健康保険税における外国人に対する収納対策につきましては、公平性の観点からも、法令に基づく適正な税の収納対策を実施する必要があるものと認識しているところではございますが、御質問の本市から地方出入国在留管理局に対して滞納者の情報提供を行うことにつきましては、あくまでも協力要請制度となっていることからも、法令上の義務づけはございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　法令上の義務づけはないということです。滞納情報は極めて慎重に取り扱うべき市民の個人情報です。個人情報を守ることは、市民を守ることでもあります。その点を重視していただき、今後も滞納情報の取扱いに十分に配慮し、守っていただくよう強く要望をいたします。

一方、現政権が続く限りは、今後国保税の滞納が在留資格の審査に強く影響する可能性が高いという状況です。(1)で伺ったとおり、外国人であろうと日本人であろうと、住民の一人一人が大切な存在であるということが最も重要な点ですが、加えて、外国人住民の存在は本市を支えている一面があります。もし、国保税の滞納が原因で日本にいられない市民が増加した場合、本市にとっても打撃であり、それを防ぐ取組が必要です。

そこで、イ、対策について伺ってまいります。滞納してしまった場合に送付される催告書はとても重要なお知らせですが、日本語では内容が伝わらないケースが想定されます。代表質問において、市税の催告書については多言語化がされているとの答弁がありましたが、国保税についても多言語化が必要と考えますが、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　本市では、外国人に対する収納対策として、本年８月より市税の催告書において外国人の方が内容を把握しやすくなるよう納付を促すお知らせの多言語化を行ったところでございますが、今後は国民健康保険税の催告書につきましても、なるべく早い段階で市税と同様に、英語、中国語、ベトナム語、ネパール語による多言語化の対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　現在、英語、中国語、ベトナム語、ネパール語の対応を進めていくという御答弁だったかと思いますが、本市には115か国からの住人がいるわけですから、言語をさらに増やす必要があると思います。その点はいかがでしょうか、お伺いします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　市税で対応しております４か国語以外のさらなる多言語化につきましては、外国人の滞納額の縮減にもつながるものと考えますから、今後、市内に在留する外国人の方の国籍や滞納状況を踏まえ、さらなる多言語化への対応について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　市税も含め、なるべく多くの言語に対応できるように、とても重要な案件ですから早急な対応をお願いしたいと思います。

なお、市税で取り入れている封筒を拝見しましたが、外国人に向けた箇所の現状のデザインでは緊急性が伝わらないと感じましたので、色で工夫をしたり、文言を現状のタックスペイメントに加えて、より具体的で注意を引く文言にしていただくことを要望いたします。

続いて伺いますが、そもそもは、催告書が届かないように期限内に支払いをしていただくに越したことはありません。しかし、来日したばかりの住民の場合、国保は公費に加え、加入者が互いに国保税を支払うことで成り立っている制度であるということを知らず、任意の保険と誤解をして滞納につながっているケースが少なくないと聞きます。現在、外国人が国保加入の手続をする際、窓口では必要に応じて国保制度について英語で記載された国民健康保険ハンドブックを使用していると聞いていますが、今後は、様々な言語による国保の制度を分かりやすく説明した印刷物、例えばＡ４、１枚のようなものでもいいと思いますので、そういったものも用意し、それを活用した窓口対応を行うべきではないかというふうに思いますが、その認識を伺いたいと思います。

さらに、国保税の滞納が在留資格の審査に影響することがあるという、この重要な情報もそこに記載していただきたいと考えています。これは最初、何だか脅しのような文言でどうなのかとも思ったんですけれども、外国人の当事者や外国人の在留審査の手続などの支援をしている方に御意見を伺ったところ、ぜひとも記載してほしいということでした。とても切実な御返事でした。それほど滞納してしまって後々大変な事態になっている、日本にいられなくなり人生が狂ってしまっている人がいるということです。以上の２点について御答弁をお願いします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

今後につきましては、英語、中国語、韓国語など６言語で記載された国民健康保険ハンドブックへの切替えを進めていく中で、出入国在留管理庁が発信する在留資格に関する情報も加えてまいります。多言語の説明用印刷物の作成については、本市の国民健康保険加入者の国籍状況を踏まえ、検討してまいります。このような周知等については、現在、国が外国人の国民健康保険税の収納対策などの検討を進めていることから、本市といたしましては、引き続き国の動きに合わせて適切に対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　ぜひ早急な対応をお願いします。

また、窓口において外国人への国保の説明を丁寧に行っていただくこと、そして日本語が苦手なようであれば、積極的に外国人相談窓口の通訳を利用すること、そして今後、国保の制度や在留資格審査との関係性を示した資料をぜひ早急につくっていただいて、漏れがなく渡していただくことを徹底していただきたいと思います。以上、強く要望をいたします。

続いて、(3)第27回参議院議員選挙を機に差別の助長が懸念される日本人ファーストなる言葉が広まったことの影響について。

アとして、教育現場で懸念されることの認識についてです。口にするのもはばかられる言葉だと思いますが、日本人ファーストという言葉により、外国ルーツの児童生徒が肩身の狭い思いをしたり、偏見やいじめが助長されることを危惧する声があります。この状況をどのように捉えているか、教育委員会に伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会としては、日本人ファーストという言葉により、外国ルーツの児童生徒への偏見やいじめが助長されるような事例があれば、決して許されることではないと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　しかし、残念ながら、参院選以降、外国ルーツの子どもに対する差別的な言動が全国で報告されています。この日本人ファーストという言葉が広まったことが原因なのかということは議論があるかも分かりませんけれども、私はそれが１つのきっかけになっている可能性は十分にあるんではないかというふうに考えております。

教職員、児童生徒の誰もが日本人ファーストなどと言われることも言うこともない状況をつくる必要があると考えますが、イとして、教育現場における子どもを差別から守る対策について見解を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

小中学校学習指導要領解説、特別の教科道徳編には、内容項目の指導の観点として、公正、公平、社会正義、国際理解、国際親善、国際貢献が示されています。小学６年生道徳「ともにくらすわたしたち」では、世界の諸問題に目を向け、進んで他国の人々とつながり、国際親善に努めようとする態度を養う学習を行っております。また、中学２年生「ソムチャイの笑顔」では、誰に対しても公正公平に接することの大切さについての自覚を深め、差別や偏見のない社会の実現に努めようとする心情を育てる学習を行っております。

教育委員会としては、各学校に対して引き続き指導、助言を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　学校の生活の中で人権を大切にする教育というものをぜひお願いをしたいと思います。

差別を許さない、いかなる人の人権を尊重するということは言うまでもないことではありますが、これは常に強調し、取り組んでいかなければならないということを歴史が証明しているというふうに思います。今の社会情勢の中、より強く求められていることだと思います。今回、何人もの外国ルーツの方にお話を聞いてきましたが、こちらから話題を振るまでもなく、排外主義に対する不安を口にされていました。外国人住民が感じている不安と恐怖がいかほどかというふうに思います。

本市には、差別やヘイトスピーチを許さないという姿勢を今まで以上にしっかりと積極的に示してください。強く要望し、私の一般質問を終わります。

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

正午休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

小泉文人議員。

○小泉文人議員　創生市川・自民党第１の小泉です。これより一般質問を行いたいと思います。

議長、まず通告の順番を入れ替えさせていただいて、３番目のものを最初に、それから２番、３番と行っていきますのでよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○にしむた　勲副議長　お申し出のとおり、お願いいたします。

○小泉文人議員　お待たせいたしました。いや、お待たせし過ぎたのかもしれません。９月の一般質問を行わせていただきたいと思います。今お話ししたように、通告の３項目めを大項目、上にさせていただいて、最初に市長の政治姿勢について御質問をさせていただきたいと思います。

市長の業務は、執行機関の長としての業務が挙げられるが、それ以外にも政治家としての活動など、その活動範囲は広範囲にわたるものと考えられる。そこで、いわゆる公務と政務の違い、また、その線引き等についてお聞かせください。

(2)のほうに移りまして、市長が選挙時に掲げた公約に対し、就任して約３年半での進捗状況についてお伺いします。また、市長の市長選挙時の公営掲示板のポスターや選挙公報、印紙を貼った選挙公報ビラに、「お約束」として、「悪いことはしません　田中甲」とあるが、これは公約なのか、お答えください。さらに、現状における感想と今後についても併せてお答えください。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

初めに、(1)公務と政務についてです。一般的に公務とは、市長や市職員等が市の執行機関として職務上行う仕事を指し、政務とは、市長や議員が職務の一環ではなく、政治的立場に基づいて行う活動を指すものとされております。ただし、これらは法律等で定義されているものではなく、あくまで実務上の区別であり、案件ごとに目的や性質などを総合的に勘案して判断する必要があります。本市におきましても、市長の職責としての業務を公務、政治的あるいは私的な立場で行う活動を政務として整理し対応しているところでございます。

次に、公務と政務の線引きについてです。公務の具体例としては、議会や政策協議の場である庁議や行政経営会議等の会議への出席や、そのほか、市や外部団体が主催する行事への出席などがございます。このうち、外部

団体が主催する行事につきましては政務につながる場合もあることから、より慎重かつ丁寧な精査が求められます。このため、行事の性格や内容、市との関わりの深さや公益性の有無などを踏まえ、関係部局との協議の上、１件ごとに丁寧に精査し、公務に該当するか否かを判断しているところでございます。

次に、(2)のア、公約に対する進捗状況についてです。田中市長が選挙時に掲げてきた政策につきましては、「身を切る改革で市民に寄り添う」、「子どもたちに明るい未来を」、「健康寿命日本一へ」、「デジタル地域通貨で地域力アップ」の４つの重点施策を柱とした政策を市民の皆様に訴えてまいりました。これらの政策につきましては、令和４年４月から任期約３年半を経た現時点で、おおむね全ての項目に着手できているものと考えております。

実現できた主な取組としましては、「身を切る改革」として、就任後直ちに市長自身の給料減額及び退職手当の不支給に関する条例を市議会に上程し、御承認をいただいております。また、「市民に寄り添う」では、タウンミーティングを実施したほか、市民の皆様が参加する多くの行事へできる限り参加し、市長自身が直接市民の声を聞いてまいりました。次に、「子どもたちに明るい未来を」では、妊娠期から18歳まで切れ目のない支援を行うこども家庭センターの設置のほか、子どもを中心とした交流施設、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯの開設、ひとり親家庭等への学習支援として、子どもの受験料支援事業補助金の交付などを実施してまいりました。また、「健康寿命日本一へ」では、75歳以上のゴールドシニアの方々の外出支援を目的としたチケット75や、健康ポイントＡｒｕｃｏなどを導入し、健康増進とともに、日常生活の利便性向上や社会参加の機会拡大につなげているところでございます。さらに、「デジタル地域通貨で地域力アップ」では、市内でお金を循環させ、地域経済を活性化する仕組みとして、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯを導入し、多くの商店や市民の間で利用を広げております。その他の施策におきましても、既存事業の見直しや関係機関との調整などを行い、多くの政策について着実な実施につながっているものと認識しております。

次に、市長選挙時にお約束して掲げていた悪いことはしませんという文言の意図につきましては、私がお答えできる範疇にございません。

次に、(2)のイ、感想と今後についてです。田中市長は、先ほど答弁いたしました政策の実行に加えて、小中学校の給食費無償化、第２子以降の保育料無償化、18歳までの子ども医療費助成など、国や他の自治体をリードする施策についても取組を進め、多くの市民の皆様から喜びの声をいただいており、市民生活に直結する成果として表れてきているものと考えております。今後も引き続き、さらなる施策の具現化に向け、市民目線、現場主義で様々な状況に応じた取組を進めていかれるものと認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　まず、後藤室長、公約を政策に言葉を変えての御答弁、さすがです。市の職員が公約などのワードというのは、なかなか今回の件はなじんでいないというふうに私は考えています。市長の政治姿勢で、選挙や公約について、行政マン、地方公務員の室長が答えるというのはいかがなものか。今までの歴代市長を見てきても、さすがに御自身の選挙公約については本人が答えていらっしゃったと思います。今まで見たことないので御指摘しておきます。次から、政務や公務については市長の御答弁をお願いします。

公務か政務かの判断はどなたが行うのかお答えください。

○にしむた　勲副議長　田中市長。

○田中　甲市長　小泉議員から、悪いことはしませんという言葉は公約なのかということで御質問をいただきました。そのお答えを申し上げるには１分半ぐらい時間をいただきますが、2017年に市長選挙に立候補した私は、落選をいたしました。しかし、その選挙では法定得票数を取る候補者がおりませんで、2018年の４月に再選挙を

行うことになりました。そのときに、同じく前年の市長選挙に立候補されていた小泉さんが、私の選挙の協力をしてくださると申し出てくださったことに対して心から感謝をしております。私が政治、公職から離れている期間が長く、時流や、あるいは事態に対して適切に対応することが十分にできていない、そんな中で、私では発想できない様々なことを御助言してくださった、そんな時期がございました。その中の一つが、悪いことはしませんと、この言葉でいこうと言ってくださったのは小泉さん自身でありますし、この点に関しては、私はそうだねと、悪いことをしない、あるいはさせないと、そういう新しい市政を一緒につくりましょうということで行ったことを覚えております。

お答えになりますが、この悪いことはさせないと、悪いことはしないと、しませんという言葉は、私の政治姿勢を表しているものとしてポスターに書かせていただきました。

以上であります。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　市長からの御答弁いただいてありがとうございます。今市長のほうからお話があったことは、もう８割ほど合っているのかなと思います。悪いことはしませんと、私の目の前で書いていたのも私は記憶をしております。ですから、今お話があったように、お約束として掲げていた悪いことはしませんは、ある種公約であるというふうに思います。

質問を先に進めます。公務か政務かの判断はどなたが行うのか、お答えください。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

公務と政務の整理につきましては、まずは市長公室において精査、判断を行っております。それを踏まえて、最終的には市長に御確認をいただいているところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　最後の判断は市長がされているということですので、市長に確認しているということで、常に最後は市長の判断がされているということでよろしいですね。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　そのとおりです。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　続けますけども、市長公室、すなわち秘書課で政務となる政治団体の活動や書類作成に関与することはあるのか。また、秘書課のほうで、市長には政務で私設秘書のような事務の方がいることは把握しているのか。また、その方とは、市のスケジュール等頻繁なやり取り、スケジュール調整が必要でしょうから、政務と、しているのか。さらに、市長は政務で公用車を使用することはないのか、併せてお答えください。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　まず、職員が政務の活動に関与することはございません。また、今お立場はこの場で確認できませんが、政務の際に迎えに来る方がいらっしゃいますので、その方と必要に応じて連絡を取っております。

公用車の使用につきましては、市長は原則として公務のために公用車を使用しておりますが、公務と公務の間に政務が入った場合など、効率的な移動のため公用車を継続して使用する場合もございます。その際も、公務遂行に支障が生じないよう適切に運用しており、公用車の使用については必要性や合理性を十分に考慮した上で、その都度判断しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　御答弁ありがとうございます。収支報告等、市長公室、また市の職員が関与しないということは分かりました。なので、では、まず公用車について、今回市長公室からお話、ヒアリングを行ったところ、公務と公務の間に政務が入っている場合、途中の政務で公用車を使用することがあるとお聞きしました。スケジュールの関係でそのほうがスムーズであったりとか、最終的な最後の公務に合わせるためというのがあると思います。

そこでお伺いします。夜、最後の予定が都内で、公務でなく民間企業の集まりやパーティー、会食だった場合、その前が市内だったときは公用車を使用しないということでよいか。そしてまた、今まで市長夫人が公用車に乗車したことはあるのか。乗車、乗用したことがある場合、公用車の使用線引きはどうなっているのか。また、同乗したことがある場合、一緒に乗った場合は今まで何回あるのかお答えください。今のが公用車。

そして、政務について。今朝、「週刊ポスト」に、「『ブラック市長』が地方を壊す！」という記事の中に田中市長が掲載されました。もう既に週刊誌のほうから市長に直接会って質問をされているようなので御承知かと思いますので、まずはその記事の一部を政務の質問資料として読み上げたいと思いますが、議長、許可を願います。

○にしむた　勲副議長　許可します。

○小泉文人議員　ありがとうございます。記事を一部抜粋して、短めに読ませていただきたいと思います。「田中氏が代表を務める政治団体『千葉フロンティア』が千葉県選管に提出した政治資金収支報告書（令和３～５年分）には、会計責任者として元秘書Ｂ氏の名前があり、添付された「この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません」という宣誓書にもＢ氏の名前と捺印がある」。ところが、本記者が「四国に住むＢ氏を訪ねると、当人は『全く知らない』と証言するのだ。『田中氏が代議士時代に会計責任者をしたことはあるが、落選後に秘書を辞めて引っ越しました、それ以来、20年近く田中氏とは連絡も取っていません。現在は千葉フロンティアとは全く関係ありません。（現在も会計責任者になっていることは）全く知りませんでした』田中氏は政治団体の政治資金報告書で勝手に元秘書の名義を使い、宣誓書まで提出していた、ということになる」、このことについてなんですけれども、政治資金を監視している上脇博之神戸学院大学教授がこう指摘する。「『政治団体の政治資金収支報告書に会計責任者の名前を勝手に載せたのだとすれば、これは政治資金規正法違反（虚偽記載）や有印私文書偽造・同行使の罪に抵触する可能性がある』これだけの法律違反の可能性を指摘されていることに対し、当の田中市長はどう答えるのか。直撃した。政治団体の会計責任者の名義借りについては、『名前だけかもしれない。私の元秘書です。ですから、会計責任者を君に任せたいということを連絡取りました』」という説明だが、「Ｂ氏が20年以上田中氏と連絡を取っていないと証言していることをぶつけると、こう話した。『Ｂさんが？連絡を取っていますよ。私は』当事者たちの証言と食い違う説明なのだ。改めて市川市役所に田中氏宛の質問状を送ると、メールでこう回答した」。「『（政治団体の会計責任者については）Ｂ氏からは事務担当者が記入作業を行ったものについてＢ氏の印章で押印して良いと確認を経ております。したがって、会計責任者の名義貸しとの指摘はあたらず、政治資金規正法の虚偽記載との御指摘も失当です』田中氏は３年前の市長選挙ポスターの写真の下に自筆署名入りでこう書いていた。〈お約束　悪いことはしません　田中甲〉」、最後の１文で、「市議会での真相解明が待たれる」という記事でありました。

私もこの記事が出て、千葉県選管のホームページで、市長が代表を務める千葉フロンティアの収支報告書を拝見し、印刷してまいりました。そして、先ほど発行元の「ポスト」のほうにも問合せをしました。まず、「ポスト」に連絡した際、内容は事実かというお話をしたら、私たちは法にのっとってしっかりと取材をしていますと

言われました。そして、最後のほうに先方のお名前を聞こうと私が市議会議員であることを言うと、テスラや居眠りで以前もと言われ、続けて、市役所の関係の方なんですねと言われ、さらに、市長の問題が多い地区は市議会が機能していないところが多いようです、そちらも結構な方がお困りになっていますねと、まあ少し強めに言われ、恥ずかしながら指摘を受けてしまいました。最後に、パワハラ、セクハラ、お困りになっている方がいたら御連絡ください、私たちはいつでも構いませんというお話をされておりました。今回の週刊誌は小学館の「週刊ポスト」ですが、困っていることがあれば人にお話をすることで救われることがあるのかもというふうに私は感じました。

話を本題に戻しますけれども、これが収支報告書、ここに印刷してまいりました。収支報告書を印刷してきたものです。そこで、そこに毎年宣誓書に記載、捺印されている方が記事に出ているＢ氏だと思います。ちなみに令和５年、ちょっと遠目になりますので、ここに宣誓書とその写しがあります。Ｂ氏だと思います。ここにある令和３年から５年の３年、全てがＢ氏でした。県選管では３年分しか見れないのですが、記事のとおりだとすると、20年以上連絡を取っていないので、この３年分の虚偽記載ということではなくて、20年以上、誤ってなのか虚偽なのか記載があったということだと思います。

そこで、市長にお伺いをいたします。秘書課とやり取りをしている方は私設秘書ということでよろしいでしょうか。また、記事で市長のコメントは、「連絡を取っていますよ。私は」となっていた質問状に、Ｂ氏は押印してもよいと確認を経ておりますとなっていますが、団体の代表である市長はどのように連絡を取られたのでしょうか。電話かメールか、市長、お答えください。

また、その方、四国というふうになっていますけれども、市長はＢ氏の御住所は当然知っているのか。まず、そこまでお答えください。

○にしむた　勲副議長　小泉議員に伺いますけれども、ただいまの質問は、大項目、市長の政治姿勢についての中の(1)公務と政務についての質問という理解でよろしいでしょうか。

○小泉文人議員　そうです、政務です。

○にしむた　勲副議長　田中市長。

○田中　甲市長　それでは、私も丁寧にお答えします。

９月21日朝、自宅から市役所に向かう迎えの車に駆けつけるように、ＩＣレコーダーを持った「週刊ポスト」の委託記者、オガワさんという方が参りました。そこには、まだ年が若い「週刊ポスト」のヤマウチさんという女性の方も一緒でした。５ｍか６ｍぐらい離れたところから、その写真を意図的に取ると、カメラマンの方がいまして、いわゆる朝駆けで突然幾つかの項目を聞かれたと。どなたかからの指示を受けて行動しているのだなということを直感的に感じました。

そして今、名誉のために申し上げますが、私の元国会時代の公設秘書、佐伯君は今、愛媛県におります。愛媛に帰ってサラリーマンをしていますが、私の国会生活の中で最もと言っていいほど、信頼の持てる男で、その人間関係というのは常に変わることはありません。佐伯君にどうしたんだと連絡を取ってみますと、オガワさんという方から、まず、連絡は取っているのか、あるいは最終的に収支報告の責任者であるという問いただしではなくて、田中とは会っているのか、そのようなことを先に聞かれたので、御迷惑をかけるといけないと思って、私は今、田中の活動を語れるような立場ではないという思いの中から、連絡を取って現在の状況を知っているというわけではありませんと、そういう答え方をしたんですが、後になって収支報告のことで確認を取られたので、そのことについては、佐伯の印鑑で捺印してもよいという気持ちを常に持って対応しておりますと、こういう私と佐伯元秘書との関係でありまして、今勝手に使用したのか、あるいはこれが法的に違法なものになるのかということについては当たらないということを申し上げておきたいと思います。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　事務所の秘書さんについては、秘書課と連絡を取っているのは私設秘書という方でよろしいですかという質問をさせていただいています、お願いします。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　先ほども御答弁したとおり、今この場で、どのような立場の方かは存じ上げておりませんが、政務のときに迎えに来ていただける方です。

以上です。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　時間が限られているのでどんどん進みますけれども、今、田中市長のほうから答弁いただいて、そのとおりの記事なんじゃないかなとも半分思っています。ですから、正しくお話しされているので正直でよいなというふうに思います。

一方で、今回の収支報告の虚偽記載とか政治資金規正法というのは、数年前に元寺田稔総務大臣が辞職までされたことがあって、ちょっとそこの記事をあさったら、やっぱり相当出てきまして、私がチェックすべき立場ではないとお答えしていたり、私が代表する政治団体ではなく事務処理の内容も承知していないなどと開き直りの記事というのもありましたが、今回については田中市長自らが代表者ということですので、ちょっとこの寺田元総務大臣とは違う。そのときに寺田さんはどうなったかというと、最終的には総務大臣辞職、その後の選挙でも落選、どうにか比例でもう一度返り咲いているということでありますけれども、基本的には職を賭して、選挙でも負けてということになると思います。

その中で、たくさん出ていました。22年８月、これはウィキペディアなのであれですけれども、22年11月８日日刊スポーツ、11月22日四国新聞、23年５月９日ＮＥＷＳポストですとか、読売新聞オンライン８月26日というのがあって、ポストには政治資金規正法の趣旨は、政治家、政治団体が誰からか寄附を集めてというような記事があって、収支報告書は、その会計責任者が使用した場合、７日間以内に領収書を得て、それを帳簿として書いて提出して、だからこそ間違いがありませんというふうに宣誓書を書くんだというふうな記事でした。四国にいるから７日間以内にできないだろうとかそういうことを言うつもりは全くなくて、宣誓書がしっかりと添えられているというのは、政治団体の届出のある代表者と会計責任者２人が責任を持って行うものだというふうに思いますので、この記事が正しい場合は、やはり読売新聞オンライン８月26日、23年、「寺田総務大臣を東京地検特捜部が任意聴取…収支報告書の不適切な記載問題で」、もうそのときにはお辞めになられていて、前総務大臣寺田稔衆議院議員、当時65歳だと思いますけれども、関連政治団体で政治資金収支報告書の不適切な記載などが発覚した問題で、東京地検特捜部が、政治資金規正法、虚偽記入などの容疑で刑事告発された寺田氏から任意で聴取を受けたという話がありますので、ここについては、この後また真相が明らかになっていくんじゃないかなというふうに私は思っています。

ただ、私がさらに驚いた事実があります。市長の代理として出席されている方、もしくは秘書、事務員、事務局長なる方はどこから報酬が出ているのか。市長の給与からなのか、もしくはどこかの法人からなのか、お答えいただけますでしょうか。もしできなければ、これはできませんでも結構です。

○にしむた　勲副議長　田中市長。

○田中　甲市長　何度も申し上げますが、大変大きなお話のようにお話しになられていますのでもう一度申し上げます。御指摘には、その御指摘に私は当たらないということを明確に申し上げておきます。また、私自身は「週刊ポスト」の記事は見ておりませんので、そのことに関しても答弁はできないという状況にございます。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　私が今お話ししているのは週刊ポストの記事ではなくて、収支報告についてちょっとお話しさせていただきたいと思っていて。私が驚いたのが、実は収支報告書に人件費の記載がないということに一番驚いています。市長就任当時、市長から口頭間ですけれども、私はお手伝いされている方の金額を聞いています。もちろん今となっては言質たるものはありませんので、それが正しいかどうかということではなくて、今、私が少しの間お話ししますけれども、この手元にある収支報告書には、何年も人件費というものが計上されていないんです。通常、首長さんの秘書給与、事務職員の給与は政治団体から出ているのが普通だと私は思っていました。県内外問わず、知っている首長の方々、政治団体より支出していると聞いています。なぜなら、単純に言うと労務単価が寄附行為になってしまうからです。秘書課の方と連絡を取ったり運転したりということになると、自分の労務の時間を今度寄附に充てなきゃいけないので、寄附行為に当たるので、ちゃんとお金を支払いする場合は政治団体から払っているという方が多いようです。要は、政務をしているということは政治活動、その先にある選挙につながっているわけですので、寝る前にちょっと手伝ってボランティアになるということではなくて、車を運転して代理出席までしていると、１か月や１週間の相当な時間を費やしていることになります。細かなことを言えば、ガソリン代も記載がなかったと思いますけれども、ガソリン代はとか、代理のときの駐車場代はとなるわけです。これは、すなわちその人の人件費が市長からでなく違うところからの収入で賄われているなら、働いている時間の分は寄附として記載されていると私は思うんで、どこから出ているかちょっと分からない。寄附にも何も書いていない。もしくは市長の給与やポケットマネーでお支払いされているのであれば、市長だったら可能だと思いますので、それで払われているのであれば問題はないというふうに思うんですが、今私がお話ししている市長の秘書もしくは事務員の方は市内で選挙区の方なので、単純に選挙区の方にお金を渡しているだけという形になってしまうんじゃないかというのを私は危惧しています。活動を手伝ってもらっている状態が継続化しているのであれば、それは実は収支報告の政治資金規正法ではなくて、公職選挙法の買収罪になる可能性があるんじゃないですかというので、ちょっと私はこの収支報告を見て少し驚きました。

昨年、５年前ですけれども、ゼロでした。やり方はいろいろあると思うんですけれども、ここに書いていないということは、どこでその方は収入をいただいていて、市長のお手伝いをどういう形で行っているのかというのは、やっぱり問題があるかなというか、私はクエスチョンがつきました。買収罪というのはちょっと大げさな言い方かもしれませんが、今度は公職選挙法に移行して買収罪の可能性がある。これは選挙だけで言うと広島であった河井克行さん、もう刑務所から出てきていますけれども、河井案里さんの形になります。

なので、もう一度お聞かせいただければ、秘書、事務員の給与はどこから、誰が払っているのか、また完全ボランティアなのか、お答えください。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　先ほど御質問いただいた点で答弁がまだできていなかった部分がありますので、それを言わせていただきたいと思います。最後の予定が都内で政務だった場合というお話だったかと思いますが、個別具体的な仮定の話はお答えすることは難しいですが、基本的な考えとしましては、合理性ややむを得ない事情がなければ、公用車は使用しないものと考えております。

また、市長の御夫人が公用車に乗る場合があるかというような御質問でしたけども、公用車は公務のために使用するものであり、原則として市長夫人が同乗することはございません。ただし、行事の主催者から市長御夫妻に招待を受けている場合など、公務の性格や合理性を踏まえて同乗することはございます。また、今私が承知している範囲では、８月にローゼンハイムへ訪問した際に送迎を行った、この１回のみです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　田中市長。

○田中　甲市長　質問者の発言内容をしっかりと確認した上で、法に照らし合わせて御答弁をさせていただきたいと思います。

ただ、１点申し上げられるのは、千葉フロンティアから現在の私の政治活動を手伝って、政務活動に協力してくれている方に、千葉フロンティアから支払っているということではございません。

以上です。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　私も法のプロではないので、あくまでも質問として市長に聞かせていただいています。基本的にはフロンティアから出ていないのであれば、どちらかに労務単価が寄附されているという形になるというふうに聞いたことがあるので、それをあえて質問をさせていただきました。結構です。

次に公用車についてですけれども、分かればの範囲で、2023年４月28日の夜、市長のＳＮＳにタレントのデヴィ夫人と楽しそうに写真が写っていますが、これは政務なのか、公務なのか、お答えください。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　ちょっと今、この場では確認が取れません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　ヒアリングですと、最後に都内じゃなくても個人的な政務等であれば公用車は出ないということで、この日最後の予定で、公用車で颯爽と市長、登場されていまして、私、その場におりました。最後の予定にもかかわらず公用車で来ることはないと思っていました。市長の挨拶もない会で、また、事前に公用車のナンバーを登録しておく必要があったため、もう一度当時の担当者の方へ確認はしてあります。室長が分からないということなので、2023年４月28日当日をはじめとする公用車運行記録とＥＴＣ履歴の開示を求めます。公用車についてはこれで結構です。

この市長の政治姿勢についてはほかの質問もあるんでこれで終わりにしますけれども、（発言する者あり）いかんせん、いや、まだ質問していますから、しかも、これで結構ですと言っているので。開示請求を求めるので、それで結構です。市長の政治姿勢はこれで終わりますけれども、この政治資金規正法、特に千葉フロンティアというのは市長個人が代表者として、寺田稔さんは違う方のようだったですけれども、代表者として判をついて、法にのっとって書類を提出されていると思いますので、これからも市民の皆様が、記者の方も注視されたんでしょう。いろいろなお話があると思いますけれども、お気をつけください。また、代表者として御説明していただければ幸いでございます。

次に移ります。デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについて。

制度の基本的な考え方と、独自の地域通貨がなぜ必要なのか、市の見解を伺います。また、ＩＣＨＩＣＯでは政策参与から助言を受けながら事業を進めてきたと思うが、これまで任用した人数と期間、会議の開催回数をお答えください。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯは、地域経済と市民活動の活性化を事業の目的としております。まず、地域経済の活性化につきましては、市外に流出しているお金を呼び戻して市内で流通させることを狙いとし、市民の方に生活必需品等を市内の店舗で購入いただき、消費を喚起するものでございます。

次に、市民活動の活性化につきましては、行政ポイントと連動した制度とすることで、健康づくり、ボランティア活動等に対してポイントを付与し、取組の推進と地域課題の解消を図り、さらには付与したポイントが地域

経済の活性化につながる仕組みとしております。このように、ＩＣＨＩＣＯは市民活動の活性化という点で、ＰａｙＰａｙをはじめとする大手民間キャッシュレス決済と異なる制度であること、さらには国からの臨時交付金を迅速かつ効果的に活用して、物価高騰対策や消費喚起につなげている点も、本市が事業を運営する地域通貨だからこそ実現できるものと考えております。

次に、政策参与についてです。ＩＣＨＩＣＯでは、本市への導入を検討していた令和４年度から現在に至るまで、政策参与からの助言をいただきながら事業を進めております。令和４年度と５年度は、専門的な知見や実績を有する方、各年度１名、合わせて２名をデジタル地域通貨推進参与として任用いたしました。任用期間は、令和４年度が令和４年７月１日から令和５年３月31日、令和５年度が令和５年５月１日から令和６年３月31日でございます。令和４年度は17回の会議を実施し、Ａｒｕｃｏをはじめとした行政ポイントとデジタル地域通貨との機能連携など、様々なアドバイスをいただきました。また、令和５年度は14回の会議を実施し、イベントやＳＮＳなど様々な手段を活用した利用促進策、ふるさと納税返礼品としての活用など、様々なアドバイスをいただきました。

なお、令和６年度以降につきましては、より幅広い分野における重要な政策等へ助言を求める職として、新たに市川市政策推進参与の職を設置いたしました。デジタル地域通貨の推進に当たっても、この政策推進参与に助言をいただいており、任用期間は毎年度４月１日から３月31日までとしており、令和６年度におきましては19回の会議を実施し、様々な施策分野との連携や地域活性化への応用などについてアドバイスをいただきました。

政策参与の任用に当たっては、専門的かつ広い知見から本市に対して助言を行うことができる方として、令和４年度は、長野県上田市でデジタルコミュニティー通貨もんの導入と、事務局長としての運営実績のあるマモル株式会社代表取締役の中山肇氏を、令和５年度は、地域活性化、公民連携、応用情報科学といった分野を専門とし、京都大学等の講師や沖縄県宜野湾市の政策参与を歴任した実績のある松村勉氏を、市長と相談してそれぞれ人選したところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　長々と御答弁いただきましてありがとうございます。質問の時間が迫っているので、もしできなければ次回に回しても構わないと思っていますけれども、１つだけ。中山氏と松村氏をそれぞれどのように知ったか、紹介なのか、もしくはどなたかが連れてきたのかお答えください。

以上。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

先進的な取組において実績を有する事例を調査検討し、最終的に市長と相談し、人選したところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　私ね、中山さん、参与になる前から知っていて名刺交換していました。前回の市長選挙の際に、私、別に何かそもそも事務所に行く、私なんか行ってもなと思った、何か月も事務所を借りていたようですけれども、選挙事務所にお伺いしたのは投開票日を含めて五、六回ですけども、そうしたら、選挙が近づいてきたある日、当時名刺交換を中山さん、そのほか数名とその会社の方々が二、三名いらっしゃったと思いますけれども、名刺交換しました。そして、次に関係者の方とお会いしたのは、なんと選挙運動中の街頭活動で、さらにそのうちの１人だったか２人だったか忘れましたけれども、田中陣営のスタッフジャンパーを着ていたと記憶し

ています。その後、市長が当選されて、４月就任して、７月に参与に中山さんがなられていて、正直、私はこれはどうなんだろうというふうに思いました。利益を誘導しているように勘違いされるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その後、お辞めになられたのかな。お辞めになられたのか首になったのか、いろいろな、中山さんという会社を調べると結構出てくるので、それは皆さん、御自身で調べていただけたらと思います。

これ、２と３を一緒に質問します。ちょっと早口で答弁お願いします。制度に相当の経費がかかっていると思うが、その内容と累計をお聞かせください。また、これまでの交付金の活用状況についてもお答えください。

将来の在り方、それについても現在国から来ている交付金の原資ということがありますけども、相当な答弁の量があるかなと思います。かいつまんでで結構です。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

初めに、令和５年度に実施した実証実験の主な経費は、プレミアムポイントの費用が約１億800万円、行政ポイント等の費用が約900万円、システム経費が約1,400万円、チャージ手数料が約400万円、コールセンターの運営、販促物や広告経費が約3,100万円であり、総額約１億6,600万円になります。交付金の活用状況につきましては、プレミアムポイント及びシステム経費に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約１億円を充当いたしました。

次に、令和６年度の主な経費は、キャンペーン等で付与した還元ポイントが約１億7,200万円、行政ポイントが約3,300万円、ふるさと納税ポイントが約200万円、システム経費が約800万円、チャージ手数料が約4,200万円、コールセンターの運営、販促物や広告経費が約2,400万円で、総額約２億8,100万円になります。交付金につきましては、キャンペーンの還元ポイント経費に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金約１億5,200万円、システム経費等にデジタル田園都市国家構想交付金約3,200万円、総額約１億8,400万円を充当いたしました。

続きまして、(3)の将来の在り方についてお答えいたします。

国からの交付金が見込めない場合、キャンペーンの実施については慎重な判断が求められるものと認識しております。そのような状況となった際には、行政ポイントに軸足を置いて事業を展開する等、適切な制度設計を行ってまいります。なお、地域通貨を導入している自治体では、現金で支払っていた給付金や助成金等の一部を地域通貨のポイント付与に切り替える取組が見受けられます。この取組では、付与したポイントが市内の消費活動で利用され、地域の活性化に寄与するという効果が期待できます。このような活用法を順次取り入れることで、国の交付金が見込めない場合であっても、デジタル地域通貨を持続可能な仕組みとして運用し、事業目的である地域経済と市民活動の活性化を図れるものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　ＩＣＨＩＣＯについてはまた次回なりなんなり、まだ時間があると思うんでさせていただきます。ほかにも聞きたいことがあるんですけれども、時間の関係上、今日はここで結構です。

次に、次期クリーンセンター整備運営事業について。

６月定例会を経て、本契約から３か月がたちましたけれども今後のスケジュールについて、進捗、スケジュールについてお答えください。事業者選定の過程でアドバイザリー業務の受託者や、市は次期クリーンセンター整備運営事業について、公告前に受注可能な事業者への周知をどのようにしたのかも併せてお聞かせください。

これ、一緒に２問やります。令和13年１月の稼働開始に向けて、どのような課題を想定しているのか。お答えください。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

本事業は、本契約締結から約３か月が経過し、現在は基本設計に着手しており、これに合わせて現地調査や関係機関との手続を進めるとともに、工事範囲を明確にするため、フェンスの設置など一部の仮設工事も開始しております。スケジュールにつきましては、令和８年秋には設計を完了し、11月には建築本体工事に着手予定であり、プラント工事は令和10年後半から開始し、令和12年12月の完成、そして令和13年１月の稼働開始を目指しております。入札公告前のプラントメーカーなどの事業者との対応につきましては、令和６年４月に事業概要説明書や要求水準書の案を市公式ウェブサイトに公表し、事業者の円滑な事業参入と事業実施条件をより実効性の高いものとするために広く意見聴取を行いました。方法は書面により行い、５社から延べ425件の質疑が寄せられ、主な内容は、事業者提案書作成に必要な要求水準書の内容確認、入札参加資格要件、リスク分担などに関するものでした。質疑内容と回答は、本事業の透明性と公平性を確保するため、公告前である令和６年５月に市の公式ウェブサイトにおいて全てを公表しております。

続きまして、これからの課題でございます。本事業は、完成まで約５年以上にわたる長期の事業であることから、社会情勢や工事に起因するものなど、様々な課題があると認識しております。具体的には、社会情勢に関するものとして、人手不足や人件費、資材価格の高騰、工事に起因するものとして、予期せぬ地中障害等による工事の遅延など、こういった要因により、コストの増大やスケジュール管理についての影響が生じることを懸念しております。これらの課題に対しては、コンサルタントからの工事管理状況の報告を詳細にチェックし、市が状況を確認、把握するとともに、事業者との綿密な協議を通じて、適切な進捗管理やコスト削減に向けた見直しなどを行うことで影響を最小限に抑えるよう対応してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　御答弁ありがとうございます。いろいろ細かくヒアリングをこの間もさせていただいて、本契約は終わっているんで、特段問題があるという話ではないと思うんですけども、役所の内部にして、いろんな質疑を行っているとか、現地調査、現地説明会から質問、ヒアリング、最終的には入札をして決まった。その間に整備運営検討委員会は本間副市長、総務部長、企画、財政、管財の部長たちで行われてということでしたので、細かくヒアリングさせてもらったので、１つ聞きたいのは、各グループの入札額を市が把握したのはいつかお答えください。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

把握いたしましたのは、令和７年２月20日、開札日でございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　本当に大きな金額で、開札日にいろいろな検討委員会というか選ぶ審査会で決まってきたと思うので、それはそうかなと思います。

この契約で、契約書は市と業者と行われるんですけれども、そこは市の公印、そして市長の記名があるのか、そしてまた誰が押したのか、お答えください。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　契約締結に関する手続が終了した後に、所管部署であるクリーンセンター建設課の職員が公印を押印いたしました。契約署名の記載につきましては市長名となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　クリーンセンターって、もう本当に500億を超えて、運営費を合わせると700億を超えているので、契約書ってもうこんな分厚いらしいんで、市長はずっとついていられないですよというお話だったので、職員の方がついて。ただ、もちろん市長の名前があるので、市長からいいよという、当然そういうこともあるでしょうし、また、その前に検討委員会のお話があったと思いますので。

そこで少しお話しさせていただこうかな、お聞きします。入札参加者ヒアリングでは、環境部長、次長、クリーンセンター建設課の職員と、またアドバイザリー委託者の11名だったそうです。

お聞きします。佐原部長は、開札日までに入札に関係しそうなゼネコンやプラントメーカーと個別に面談したことはあるか。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　私は面談したことはございません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　では、次期クリーンセンター整備運営検討委員会のメンバーである蛸島総務部長、今までに入札に参加した、もしくはしそうな関係者のゼネコンやプラントメーカーと個別に面談したことはありますでしょうか。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

ありません。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　どんどん行かせていただきます。

次に、湯本管財部長、今までに入札に参加した、もしくはしそうな関係者のゼネコン、プラントメーカーと個別に面談したことはありますか。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　ございません。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　田中財政部長、今までに入札に参加した、もしくはしそうな関係者のゼネコンやプラントメーカーと役所の外で個別に面談したことはございますでしょうか。

○にしむた　勲副議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　私もございません。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　お待たせしました。小川企画部長、今までに入札に参加した、もしくはしそうな関係者のゼネコンやプラントメーカーと市役所の外で個別に面談したことはあるでしょうか。

○にしむた　勲副議長　企画部長。

○小川広行企画部長　ございません。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　次に、本間副市長、今までに入札に参加した、もしくはしそうな関係者のゼネコンやプラントメーカーと市役所の外で個別に面談し、飲食をしたことはありますか。

○にしむた　勲副議長　本間副市長。

○本間和義副市長　ありません。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　分かりました。

最後にお伺いします。田中市長、次期クリーンセンター入札の件で、今までに入札に参加した、もしくはしそうな関係者のプラントメーカータクマ、もしくはゼネコンの大成建設、もしくは大成建設と１回以上何らかの仕事を請け負っている法人関係者、または大成建設に親族が勤めている方と、市役所の外で飲食を伴う面会をしたことはあるか、お答えください。

○にしむた　勲副議長　田中市長。

○田中　甲市長　お答えします。

一切ありません。

○にしむた　勲副議長　小泉議員。

○小泉文人議員　いや、本当に残念で、最低でも都内、銀座等で３回以上あるかというふうにお答えしていただけるのかなと思ったので残念でした。

私の質問は以上です。どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　越川雅史議員。

○越川雅史議員　無所属の会の越川雅史でございます。一般質問に先立ち、一言申し述べます。

去る８月９日、敬愛すべき先輩議員、松永修巳さんが御逝去されました。あえてここでも修巳さんと呼ばせていただきますが、修巳さんとは、私が当選１回生の際に会派で御一緒させていただいたことが御縁でお付き合いが始まりました。年齢は私とは親子ほどに離れており、上下関係や礼節にも厳しい方でした。あるときは対立する立場で激しくぶつかり合い、またあるときは同じ方向に向かって協力し合い、そして、時には酒を酌み交わすなど、御一緒した12年間の様々な場面が思い出されます。佐藤義一さん、金子正さん同様、年下で政治経験に乏しい私を、厳しくも温かく鍛えてくださいました。そして、少し生意気な言い方に聞こえるかとは思いますが、最終的には約束したことは必ず守る、いざというときには腹を割って話し合える、そして会話の中身は決して明かさない、そんな昔かたぎの政治家同士の信頼関係を築くことができたと思っています。時には他言無用の話もありましたが、文字どおり墓場まで持っていってくださった口の堅さは、私も見習っていきたいと思います。

また、御本人がそう表現されたわけではありませんが、議会質問の本旨は、地域課題を市政の俎上に乗せ、それを解決していくことにあるという質問姿勢、議会に臨む政治姿勢は、多くの示唆を与えてくださいました。議長としてのさばき方、ぴしゃりと仕切れる議事整理もお見事でした。修巳さんの御冥福をお祈りしつつ、いつの日か、あんたも成長したなとにやりと笑っていただけるよう、さらなる研さんを積むことをお約束して、質問に入ります。

菅野駅北側緑地整備工事は、着工以来約３年もの歳月を要しましたが、本年７月にようやく完了したとのことであります。私は今、あえて「とのことであります」という言い回しをしましたが、その理由は、整備工事が完了したという本市の説明にもかかわらず、現場は一見して完成しているのかどうか判然としない状況に置かれているからです。そして、本市の説明にもかかわらず、緑地が整備されたとは認識していないのは私だけではなく、地元の方々からも同様の不満の声が数多く聞かれるところです。今回の質問に先立ち、８月上旬に改めて現場を視察いたしましたが、完成後には緑豊かな閑静な住宅街が元どおりよみがえることが期待されていたにもかかわらず、人のにぎわいのない殺風景な現場には、工事用の三角コーンやトラロープが散見されました。また、花弁類やクローバーも雑草にすっぽり覆われ、事前に情報がなければそれと気づけないような状態です。手入れ

が行き届いているとは到底言い難い緑地の現状を確認いたしました。確かに、クロマツの成長には一定の時間を要することは理解できますし、まかれたクローバーの種が一瞬にして緑地全面を覆うわけではないとの理屈自体は分からなくもありません。しかしながら、現場には一体いつになったら緑豊かな閑静な住宅街が元どおりよみがえるのか、誰でも理解できるような緑地の将来図も掲示されていなければ、説明書きも一切ありませんので、完成した現場を一目見ようと現地に足を運んだ人たちからしてみれば、これまで幾度となく説明を聞かされて思い描いたイメージと現場の実態とのギャップに、話が全然違うじゃないかと不安に感じてしまうのも当然のことでしょう。

また、植栽の名札も設置されていないことから、幾ら本市が植えました主張したところで、どのような花卉類が植えられているのか判然とせず、雑草しか生えていないじゃないかとの印象を与えてしまうのも仕方のないことだと理解します。

そこで、まずは本市が現場の状況についてどのように認識しているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

菅野駅前ロータリーの施設計画は、タクシープール、駐車場、大型車等待機所、駐輪場を整備する計画でした。しかし、令和４年度に地域の方々から計画内容の説明が不十分との御指摘があり、本市は地元説明会を計３回開催したほか、地元自治会及び地域の方々の御意見を伺うことなどに努め、御意見を反映した整備計画に変更した経緯がございます。その後、国や警察等の関係機関と整備に必要となる協議を経て、令和６年10月に京成本線菅野駅北側緑地整備工事に着手しました。着手後、地元自治会から、景観や防犯の観点から、桜とアジサイを中心とした植栽の追加と、防犯カメラ及び照明灯の設置、そして歴史ある菅野の地を詠んだ永井荷風氏の短歌モニュメントの設置の３点について追加の御要望がありました。

本市としましても、地域の方々に御納得していただける緑地整備を目指すため、御要望を反映した整備計画の変更手続を行い、自治会及び地域の方々へ工事内容やスケジュール、緑地の将来イメージ図等をお知らせしながら工事を実施しました。工事は当初令和７年２月末の完成を予定していましたが、整備計画の変更に伴う関係機関協議に時間を要したこと、照明灯部材の製作が予定より遅れたことなどから工期を延長し、７月下旬に完成したところです。整備した緑地には、クロマツ、桜、アジサイ、キンモクセイ、梅など、各季節を感じられる草木を植栽し、全面を緑化するためにクローバーの種子をまきつけました。しかし、クロマツや桜などの高木は苗木であるため一見して目立たないことや、その他の低木やクローバーも植栽直後で繁茂していないことに加え、季節的に雑草の成長が著しい時期であったことから、御指摘のとおり雑草が生い茂った状況となったものでございます。このため、地元自治会や地域の方々から、緑地のイメージがかけ離れていて、植栽の大きさや配置も不本意との御指摘を受け、本年６月に改めて地元自治会から追加の植栽要望をいただきました。その後、雑草については８月中旬から下旬にかけて除草作業を行いました。植栽については、地域の方々へお知らせしたイメージ図が生育後の状況を示した図であったため、実際に植えた草木の規模や植栽直後の状態についての説明が不足していたことから、地域の方々が持たれた整備イメージと異なったものと認識しております。

今後の対応としましては、草木の生育速度は種類によって異なり、一般的にイメージされる緑地となるにはまだ時間を要することから、菅野の玄関口である駅前ロータリー緑地の景観向上のため、クロマツや比較的成長速度が速いツツジなどの追加を検討し、地域の方々の御理解が得られるように努めたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　幾つか突っ込みたい点もありますが、文句ばかり言っても進みませんので、本日は具体的な解

決策を探っていきたいと思います。

まず、クロマツの成長には一定の時間を要するわけですから、苗木だけ植えてもクロマツがあるとは認識できません。そこで、一見して分かる程度に成長したクロマツも混ぜていただきたいのですが、いかがでしょうか。また、緑地の将来図や植栽配置図、名札なども現地に配置し、今、何がどこに植えられていて、ここが将来どうなるのか、誰もが一目で理解できるように改めるべきかと考えますが、御所見を伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

御指摘のとおり、クロマツの成長には一定の時間を要します。また、地元自治会からは、追加する際にはある程度成長したサイズでとの要望もいただいておりますことから、緑地の整備効果を早期に発現させるため、樹高３ｍから６ｍ程度のクロマツの追加を検討したいと考えております。また、植栽の規模や種類、将来イメージなどの説明が不足していたことが、今回の緑地整備に関して地域の方々から御指摘をいただいたものと認識しておりますことから、今後、各植栽や生育した状態の将来図や配置図、名札の設置についても併せて検討したいと思っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　検討したいという御答弁ですが、やってください。

偶然だとは思いますが、この間、担当課長が毎年交代するという人事もありました。過去に引継ぎが不十分だったこともあり、こうした人事も地元に疑念を与えた側面もあったかと思います。外環道路が完成した暁には、緑豊かな閑静な住宅街が復活するというのは、地元と本市との約束だったはずです。御近隣にお住まいの方々が誇らしく思える、胸を張れる北側緑地が早期に実現する、そのために必要な措置が講じられることを強く要請し、次に進みます。

次は、年齢・学歴制限撤廃採用試験で採用された方々の処遇についてですが、問題の本質は、この試験にかかわらず、大学卒業後、民間企業等で一定の就業経験を経て入庁された方々の処遇についてであり、新卒枠で採用された方々の処遇についても同様です。

本市は、平成15年より一般行政職の採用試験について同試験を導入し、いわゆる実力主義に基づく採用をＰＲしていました。そして、この本市のＰＲを真に受けて、民間企業等で一定の職務経験を積んだ方が数多く入庁されました。しかしながら、表面的なＰＲとは裏腹に、実際には民間企業での職歴年数は８割に換算される。つまり、民間企業等で10年間の職歴を有していても、この職歴は８年分としかみなされないという官尊民卑とも言える差別的な取扱いがなされております。

私は会計士として様々な企業に出入りし、転職経験もありますが、職歴を８掛けされるというような話は聞いたことがありませんし、この問題に取り組むまではそんな概念すら知りませんでした。そう考えると、果たしてこの制度を利用して入庁された方々が、どの程度正確にこの特殊な仕組みを理解していたのか甚だ疑問です。また、それ以前の問題として、人の職歴を一方的に８掛けするなどということは悪趣味と言わざるを得ません。ついでに言うなら、私は2009年に監査法人から独立して、今も会計士の仕事を継続しておりますが、なんと独立して以降の期間、８掛けどころか５掛けになってしまうという不合理さにも驚かされました。つまり、私が本市に入庁すると仮定した場合、今年で社会人29年目ですが、本市の換算率では17年分の職歴としか評価されず、４級職でしか処遇されません。主査１年目として、20歳程度若い人たちと一緒に、２年後の副主幹昇進を目指すこととなります。だとすると、私は課長の方々からすれば３階級格下、部長の皆さんから５階級格下の存在ということになってしまいます。大学の上下関係で言えば、直接口もきけないような関係であることはもちろん、私は皆

様のことを神様のように崇め奉り、はいとイエスしか言ってはいけない立場なのかもしれません。私のことを見下し、私からの問題提起など一向に気にかけず、小ばかにするかのような態度を示す理事者が複数存在するわけですが、もしかしたら、この換算率が影響しているのかもしれないと思ってしまいました。

また、過去には２級職に昇任するには７年の職務経験が必要との規定があったため、当時において大学卒業後、民間企業で８年働いて31歳になる年度に入庁された方々は、新卒と一緒に１級職で処遇されるという屈辱的な取扱いもまかり通っていました。本市が誇る優秀な職員の方々からしてみたら、あんたの就労経験なんて取るに足らない程度という話なのだと理解しますが、私も仙台市における包括外部監査に従事したこともありますし、大卒９年目にはニューヨークの駐在員となって、外国人の中のたった１人の日本人として、西はアリゾナ、南はテキサスまで足を伸ばして様々なコンサルティング業務に従事いたしました。ビジネスクラスを利用する頻度も増え、搭乗するたびにチーフパーサーの方が必ず私の座席まで挨拶に来て、越川様、いつも御搭乗ありがとうございますと言われるようになった際には、ああ、これで俺もようやく一人前のビジネスマンになれたのかなどと、感慨に浸ったこともありました。しかし、もし当時において、何らかの事情で退職することとなって、次の職場として本市を選んでいたとしたら、あんたがどこでどんな経験積んだか知らんし、あんたが自分を一人前と思っているのかどうか知ったこっちゃないけど、本市の優秀な職員と比較したら、その程度の職歴では初任レベルとしてしか評価できないので１級職から始めてもらいますね、などと言われていたことでしょう。

私は今でこそ仏の越川とも称されるほどの温厚な性格が特徴と言われておりますが、少しばかりは血気盛んだったかもしれない31歳の頃の私だったら、何で９年目なのに初任者扱いなんだ、ふざけるのもいい加減にしろと憤慨して辞表をたたきつけていたかもしれません。要するに、大学卒業直後に入庁しなかった者が、卒業直後に入庁したプロパー職員をそう簡単には追い抜かすことができないような、いや、絶対に追い抜かすことができないような不条理な取扱いが公然と制度化されていたわけで、その弊害は今も色濃く残っているという話です。

民間企業等での就労経験を経た後に、本市の役に立ちたいと入庁された方々が差別的に取扱われている実態に触れ、これを他人事として見過ごすことができず、ふんまんやる方ない気持ちから平成26年にこの問題を質問で取り上げ、改善を求めた経緯がございます。この間、一定の改定もなされたことで、民間経験を有する部長が新たに誕生したことは歓迎するところですが、改めて同試験で採用された方々の処遇の適正性について、本市の認識を伺います。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

年齢・学歴制限撤廃採用試験により採用いたしました職員の初任給格付及び昇格基準につきましては、平成26年６月市議会定例会におけます質問者に対する総務部長答弁に基づきまして、同年７月、約1,500人の一般行政職職員を対象に、職務経験を持った職員の処遇に関する満足度調査を実施しております。その結果、回答者のうち民間企業等から採用した職員335人は、まず、民間経験の換算率８割につきましては約27％の職員が、次に、２級昇格に必要な経験年数７年につきましては約36％の職員が、最後に、大学卒業後すぐに入庁した職員を追越しできない制度設計につきましては約47％の職員が、低い、または不満との回答をしたところであります。それから間もない同年10月には、人事制度と給与制度を国の制度を基本としたものとする人事給与制度改革におきまして、満足度調査の結果も踏まえ、初任給決定の基礎となります経験年数の換算率や昇格基準を国に合わせて改正をしたところであります。この改正によりまして、民間企業等の経験年数の換算率につきましては、それまで一律８割としていたものを、職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間は10割以下に引き上げるとともに、年齢・学歴制限撤廃採用試験により採用いたしました職員につきましては、２級主任主事への昇格に必要となる１級主事の経験年数を７年から一般行政職採用試験、いわゆる大卒の採用の必要在級年数と同じ

３年とすることなどといたしまして、昇格基準の不利益を解消してきております。

しかしながら、年齢・学歴制限撤廃採用試験により採用いたしました民間企業等経験者の経験年数の換算率につきましては、国等の運用を踏まえまして、原則として８割を維持することとし、弁護士などの一定の資格を有する者についてのみ10割または９割に引き上げるにとどまっております。その後、初任給格付の見直しは行っておりませんが、令和４年９月、人事院が、民間企業等からの採用時の給与決定及び職員の昇格の柔軟な運用についてにより、勤務成績が特に良好であるときは昇格に必要な在級期間を最大２分の１まで短縮することができるとしたことを踏まえまして、令和６年度に民間企業等経験者を対象に同様の制度を導入したところであり、これまで54人が在級年数を短縮して昇格をしております。その後、本年４月１日には、人事院規則の改正を踏まえまして、民間企業等の経験年数の換算率を10割以下から10割に改正したところであります。

また、この改正を契機といたしまして、民間企業等経験者の経験年数の換算率を８割としている職務につきましても、できる限り10割とすることを検討しているところであります。

以上であります。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　御答弁を伺いました。確かに一定の改善は図られています。本当だったらね、はいかイエスしか言ってはいけないのかもしれませんが、私は本市の職員ではなく部外者ですので、言いたいことを言わせていただきますと、これら一定の改善がありましたけれども、これらは全て国の改正に合わせた単なる後追いであって、主体性もなければ独自性もない、全くもって進取の精神に欠ける表層的な改善にすぎなかったと評価せざるを得ません。民間等を経て本市への転職を希望される方々は、当然に他の自治体も併願することでしょう。都庁や県庁、あるいは23区や政令市を併願する人も少なくないはずです。格や給与水準では勝てない自治体を競争相手に、優秀な職員を確保していかなければならない立場であるのに、横並び意識だけで何ら創意工夫なく、国の制度改正の後追いだけをしていたら、横綱、大関、三役格の自治体とはなから勝負にならないことは火を見るよりも明らかです。仮に、格上の自治体にも合格した場合、よほどのことがない限りは誰でもそちらを選ぶでしょう。しかしながら、本市が他の自治体に先駆ける形で、民間経験を原則10割評価する方針を打ち出せば、役職や給与の面で、格上の自治体よりも厚遇できるケースも生じるかもしれません。それをやって初めて、都庁にも合格したけど市川市に行こうかな、政令市のほうが聞こえはよいけど市川市のほうが活躍できそうだ、自分を一番高く評価してくれた自治体は市川市だから市川市で働きたいと思ってもらえる可能性が芽生えるのではないでしょうか。

これが全国初かどうかは分かりませんが、私が市長なら、民間経験原則10割を積極的にＰＲして、優秀な人材をごっそり採用する、市川市は人材不足とは無縁と胸を張れる状況をつくり出します。田中市長、私は後でアイデア料を請求することはいたしませんので、ぜひパクっていただきたいと思います。

話を戻しますが、先ほどの御答弁では、弁護士等の一定の資格を有する者のみ、10割または９割に引き上げるなどと言われた点が特に印象に残りましたが、果たして弁護士資格を持って本市への転職を試みた者は、90年を超える本市政の歴史の中で一人でもいたのでしょうか。こんな人を食ったような答弁を白昼堂々、動画にも議事録にもためらいなく残せる本市の体質や感性は、市民目線にも現場主義にもほど遠い、常識からかけ離れたものと糾弾せざるを得ません。本市への転職希望者からしてみたら、はあ、けんか売ってんのという話になるはずです。

今から述べることは調査の過程で確認したことですが、換算率の話に戻します。ラスパイレス指数が全国有数に高い優秀な本市職員の指揮監督の下、本市で会計年度任用職員として簡単なデータ入力や資料の整理などに従事していれば換算率は10割であるのに対し、総務省などのキャリア官僚であれば換算率は９割、私のように監査

法人で海外勤務をしていたような者は換算率８割、独立したら５割しか認められないという経験年数換算表になっております。

そこで、総務部長に確認します。私の知人の中にはキャリア官僚の方も複数いるわけですが、政令市の副市長や本省の参事官を歴任した55歳の方であっても、仮に本市に入庁しようとすると、優秀な本市職員の指揮監督の下、会計年度任用職員として簡単なデータ入力や資料の整理などに従事していれば換算率は10割であるのに対し、この方の職歴じゃ換算率は９割となり、主査１年目に格付される。もう１人、53歳の文部科学官僚の方で、目下人口50万人規模の一般市の教育長を務めている方であっても、この方も、本市の会計年度任用職員として働いていたわけではありませんので、換算率は９割になり、主査１年目に格付される。総務部長、まずはこの換算率と格付で間違いないですね。

その上で、これらの方々には会計年度任用職員よりも低い換算率が適用され、副参事でもなければ主幹でもなく、副主幹ですらなく、主査１年目に格付されることが妥当なのかお答えください。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

質問にありました経験年数の換算率と初任給格付につきましては、国家公務員等として在職していた期間の経験年数の換算率は９割としており、初任給格付も４級主査１年目としておりますので、御質問者の先ほどの御説明のとおり、誤りはありません。

また、現在の初任給格付につきましては、４級主査１年目を上限としているところであり、この制度を設計した当時におきましては妥当であったものであると考えてはいますが、この点につきましても、先ほど答弁しました現在検討しております経験年数の換算率の見直しと併せまして、一考する余地があるのではないかと考えております。

以上であります。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　ああ、そういえばここにも国家公務員の方がいらっしゃるようですが、本間副市長におかれましても、高木教育長におかれましも、仮に田中市長の下、引き続き働きたい、本市に骨を埋める覚悟で市川市で働き続けたいと思うことがあったとしても、お聞きいただいたとおり、本市では会計年度任用職員よりも低い換算率が適用され、主査１年目に格付されてしまうかと思いますので、本市に転職することだけはどうか思いとどまっていただきたいと思います。

総務部長、このような取扱いを不合理な取扱いと言わずして何と称するのでしょうか。そこまでして大学卒業直後に入庁した職員を優遇する合理的な理由はあるのでしょうか。一定の年齢を超えて入庁しようとすると、格付の上限は主査１年目であって、副主幹にすらなれません。従前の制度と比して、これは改善どころか改悪されてしまっています。民間等で働いていた職歴は原則として10割換算する。独立、起業した人たちを５割換算するなどという屈辱的な取扱いはやめ、原則10割で換算する。相応の能力があれば副主幹に格付けることはもちろん、入庁時に管理職試験も受験可能にして、いきなり課長とは言いませんが、せめて副参事として登用することも可能にする。既に採用されている職員の方々についても、この不利益を被っている方々については遡及的に見直した取扱いをし、管理職試験の受験基準を緩和する。全て当たり前の改善だと考えますが、やっていただけますか。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

先ほど御答弁いたしましたとおり、現在、経験年数の換算率を８割としている職務につきましても、できる限

り10割とすることを検討しているところです。

改めて、今御質問のありました入庁時に管理職に配置をする、そういった試験も行うと。そういうようなことの初任給格付、また配置につきましても、その見直しの中で一考する余地があるのではないかと考えております。

以上であります。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　本市では、不祥事が相次いでいます。この組織の特徴として私が感じることは、コンプライアンスの理解が乏しい、リスク感覚が欠如している、情報セキュリティーに疎い、マネジメント能力が稚拙といったところですが、現状８割あるいは５割に換算されている方々の中には、これらの分野に秀でている方も少なからずいるでしょうから、これらの方々に10割換算を適用し、適正なポジションに再配置するだけでも、欠けている要素を一定程度、即座に補うことができるのではないかと思われます。管理職のなり手が少ない、部長が務まる人物が足りないなどといった声が聞こえてくることもありますが、それは差別的な扱いによって有為な人材を５級以下に押しとどめているなれの果てであることを真摯に反省していただきたいと思います。直ちに改善に取り組むよう要請し、次に進みます。

次は、本市の契約管理体制についてです。

主査１年目格付相当の私ですが、クリーンセンター以外の契約事務についても不適切なものが含まれている蓋然性が高いと判断し、独自に調査を進めてまいりましたが、その中で、学校教育部が所管する放課後子ども教室の運営について、仕様書の規定とかけ離れた業務運営が複数年にわたってほぼ毎月、反復継続的に発生している状況を検出いたしました。

そこで、６月定例会においてこの点確認すべく学校教育部に質問を試みましたが、一度は契約事務は適正である旨主張されていたはずの学校教育部長の御答弁が、翌日には３つも取り消されるという前代未聞の事態が発生し、事の真相は曖昧になってしまいました。その後の調査を継続していく中で、放課後子ども教室の運営については、令和５年度第２期財務監査及び行政監査において、仕様書で定める職員の配置数と勤務実績の職員数に相違があった事実が検出されていた経緯があったことも分かりました。

そこで、決算審査委員会に際して代表監査委員に対し、仕様書のとおり業務が履行されているか確認するよう指導していたはずだが、所管課においては、この指導事項を厳粛に受け止めて、令和６年度においては適切な改善が図られ、仕様書どおりの業務運営が履行されていたものと理解してよいかと確認いたしましたところ、代表監査委員からは、監査委員としては大変遺憾ながら、同事業については令和６年度においても仕様書とかけ離れた業務の実態が認められ、目下、総務部と管財部を中心に調査が行われていると伺っている、こうした事態に鑑みれば、所管課において我々の指導事項の趣旨が適切に理解され、しかるべき業務改善がなされたとは言い難いと評価せざるを得ないといった旨の御答弁がありました。

そこで、次に、念のため所管課にもこの点確認したところ、驚くべきことに、代表監査委員の答弁とは真逆の答弁が堂々と展開されました。具体的なやり取りを御紹介しますと、私から所管課に対して、令和５年度に監査委員監査によって指導を受けた点については、回答どおり適切な改善を実施し、内規やマニュアル、手順書等を遵守した事務執行を行い、契約事務が仕様書どおりに行われていることを確認したと理解してよいかと尋ねたところ、所管課からは、はい、そのとおりでございます、結果として見落としがあったことは事実だが、令和６年度については仕様書に基づいた契約事務が執り行われている旨の御答弁がありました。同会期中の同一の委員会において、同趣旨の質問に対して真逆の答弁がなされ、それが訂正されずに閉会に至ったことは、私の15年目の議員生活の中でも初めての事態だったため、一体誰の答弁を信じればよいのか、少なからず混乱をしておりま

す。

そこで改めて代表監査委員に伺います。放課後子ども教室の運営については、仕様書で定める職員の配置数と勤務実績の職員数に相違があった事実を検出し、所管課に対し、仕様書どおりの業務運営が履行されているか確認するよう指導していたはずですが、所管課においてはこの指導事項を厳粛に受け止めて、令和６年度においては適切な改善を図り、仕様書どおりの運営業務が徹底されていたものと理解してよいのでしょうか。それとも、令和６年度においても仕様書とかけ離れた業務運営が継続されていたと御認識されているのか、御答弁を求めます。

○にしむた　勲副議長　植草代表監査委員。

○植草耕一代表監査委員　さきの決算審査特別委員会で御答弁をいたしましたとおり、大変遺憾なことではございますが、令和５年度の定期監査、これは財務監査と行政監査でありますが、これにおきまして指導事項というふうにしたにもかかわらず、令和６年度の業務委託におきましても仕様書と乖離した、仕様書どおりではない職員の配置状況があったということが確認され、現在所管部、それから総務部及び管財部において調査が進められているというふうに伺っております。

以上であります。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　総務部長に伺います。目下、総務部と管財部が中心となって、放課後子ども教室運営業務に係る15本の契約全てについて調査を実施していると伺っております。この点、所管課の認識は、仕様書に基づいて業務を適切に実施していく中で、結果として、通常一定程度発生し得る軽微なエラーが発生しただけということだそうです。確かに、所管課は本事案について事故不祥事等対応マニュアルに基づく報告を行っていなかったわけですから、所管課としての認識と行動は完全に整合していると言えるかと思います。この所管課の認識が適正であるのだとすれば、総務部と管財部が放課後子ども教室運営業務に係る契約全てを調査する必要などあるのでしょうか。本市では、一定程度発生し得る軽微なエラーが発生した程度で、何か月もの時間を要して大がかりな全件調査を実施するものなのでしょうか。それとも、所管課の認識が根本的に失当であって、仕様書と乖離した業務運営が反復継続的に実施されていたからこそ全件調査に至っている、不適正な事務処理が行われていた可能性が高いから、全容を解明しなければならないということなのでしょうか。御説明ください。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問の業務委託契約につきましては、総務部としましても不適正な事務処理の妥当性を確認する必要があるとの認識の下、本年６月定例会閉会後、直ちに管財部とともに、仕様書の規定と乖離した業務運営や、所管部における契約事務について調査を実施しております。端的に申し上げますと、仕様書の規定と乖離した業務運営を検出しております。このような業務運営が認められた原因につきましては、委託業務開始時の確認書類や、月次処理に必要となる実績報告書などの受託事業者からの提出書類から検出できた事実に照らしますと、それらの書類を適切に照合していれば是正できたものであり、所管部においてその確認を怠るなど、不適正な事務処理が行われていた蓋然性が高いと考えているところであります。

なお、総務部と管財部における調査につきましては、本事案のみを対象としておりましたが、現在、教育委員会におきまして、本事案及びこれと同一の業務委託契約――15本ですけれども――につきましても調査を行っていると伺っております。

以上であります。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　学校教育部長に伺います。業務責任者や地域コーディネーターの代替者の配置は、突発的な体調不良等でやむを得ず勤務できない場合に限って認めているだけであって、地域コーディネーターの予定休に代替者を充てているような事例は存在しない。通常、一定程度発生し得る軽微なエラーが結果として発生したことは事実だとしても、基本的には仕様書に基づいて業務を適切に実施している、この理解で間違いないでしょうか。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

　現在、所管課において他の同一の業務委託契約も含めて詳細に調査を進めております。今後、最終的な結果が整い次第、関係部局とも対応を協議してまいります。

　以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　月次請求処理の際には、業務履行確認手順を遵守し適切なチェックを行っている、結果論として見落としが生じたことはあったとしても、基本的には、整合性を欠く書類はこのプロセスを通じて適時適切に検出できていた、この理解で間違いないでしょうか。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

　書類の確認につきましても、現在詳細に調査を進めているところでございます。

　以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　委員会の答弁と違っていますよね。令和６年度において、結果として見落としがあったことは事実だが、仕様書に基づいた契約事務が執り行われている旨の答弁、決算審査委員会においてあったはずです。その答弁と今の答弁は異なっています。だったら、なぜ委員会においてすぐに答弁を訂正しなかったのでしょうか。部長御自身、委員会を傍聴されていたんじゃないですか。２人の次長も現場にいたわけですよね。議会答弁を何だと心得ているのでしょうか。議会を軽視しているのではないですか。なぜ委員会においてすぐに答弁を訂正しなかったのか、御説明を求めます。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

　答弁の訂正につきましては、その後検討はいたしましたが、今のところ、やはり調査をすることが最優先でありまして、その調査を基に今後の対応を協議していく、それを最優先に考えておりましたので、特に訂正等はいたしません。

　以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　本市において最高位の会議体と位置づけられる議会に対して、果たしてこんな言い訳がまかり通るのでしょうか。教育長、聞いていましたよね。私が委員会では、適切な改善を実施して、内規やマニュアル、手順書を遵守した事務執行を行って契約事務が仕様書どおり行われていることを確認したと理解していいのかと尋ねたところ、はい、そのとおりでございます、結果として見落としがあったことは事実だが、令和６年度においては仕様書に基づいた契約事務が執り行われている旨の答弁があったということで、これが議事録に記載されて、委員会はクローズされています。だからこそ、今私はこの質問をしなければいけない立場に立たされています。

私は６月定例会に際して、学校教育部は私からの指摘など一顧だにせずに突っ張り続けるのかもしれませんが、突っ張りだけでは勝てないかもしれませんよ、発言の訂正や取り消しなどに至らないことを心より祈念いたしますと忠告していたはずです。それにもかかわらず、学校教育部は突っ張り一辺倒の答弁を押し通して、結果として翌日には３つもの答弁を取り消したことは御記憶に新しいことかと存じます。

そして、答弁を取り消すに当たっては何と言っていたか。おわびして取り消したい、申し訳ございませんと謝罪していたのではなかったでしょうか。それだけではなく、議長からも、正確性を欠くあまり、質問全体の趣旨を損なうおそれがあったと、地方自治法第131条に基づく厳重注意を受けていたはずです。これも異例中の異例なことです。

そして、現実に今、何が起こっているのかといえば、総務部と管財部を巻き込んで実態調査が実施されており、監査委員からも、所管課において我々の指導事項の趣旨が適切に理解され、しかるべき業務改善が図れたとは言い難いとの答弁がなされています。それにもかかわらず、決算審査委員会において、仕様書に忠実に業務を実施している、その中でたまたま見落としがあったなどと強弁し続けたことは適切だったのでしょうか。なぜ事ここに至っても、自らの不適切な事務処理を反省することなく、私からの指摘のみならず、他者の答弁や監査指導事項をも否定し、突っ張り続けているのでしょうか。今の御答弁も総務部長のほうでは、率直に言って仕様書との乖離があった、不適切な業務運営があったと総務部長が認めているのに、何で所管部は調査中と逃げるんですか。

市川市教育委員会という組織は、一体いつからこれほどまでに独善的な組織に変わってしまったのでしょうか。教育長に御説明を求めます。

○にしむた　勲副議長　高木教育長。

○高木秀人教育長　お答えいたします。

総務部長からもありましたとおり、今回の事案に関しましては、不適正な事務処理が行われていた蓋然性が高いということで私も認識しておるところでございます。今回の答弁も含めまして、議員はじめとして市議会に御迷惑をかけた点もありましたところについて、今後このようなことがないよう、田中市長の下、組織体制の在り方も含めて十分気をつけてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　私は、この問題にもう半年以上かかり切りです。２月の段階で、別に文句を言ったというか、情報提供して、心配をして情報提供したのに突っ張り続けて、今この有様です。前回も申し上げましたが、このような学校教育部の対応は議会軽視も甚だしい許されざる対応であり、議員の調査権に対する悪質な挑戦にほかなりません。そして、この一切の責任は市長並びに教育長にあると指摘せざるを得ません。また、両副市長や総務部長もだらしないと評価せざるを得ません。最高幹部陣による組織に対する統制が十分に効いていないからこそ、いまだにこのありさま、ていたらくなのだと指摘をして、次に進みます。

最後は、田中市長の御発言の適切性についてです。

全国にあまたいる地方議員の中には、二元代表制の本質を理解することもなく、行政を監視するという議員の職責をいとも簡単に放棄し、保身のために時の権力者に迎合する者、度々市長室を訪れ議員活動の相談に行く者、あるいは会派の結成や所属先について指導、助言を仰ぐ者、議場内でアイコンタクトをしてほほえみ合う者、取るに足らないような些細なことであっても、事あるたびに市長の御英断などと見苦しいごますり、よいしょにいそしむ者などがいるそうです。

これらの者たちに対しては、私は軽蔑することはもちろんですが、そのようなあしき風習がはびこることのな

いよう厳しい監視の目を光らせていくのが私の存在意義であると確信をしております。また、そのような者たちとは一線を画して、田中市長に対しても言うべきことを言う、批判すべき点は臆せず物を言うことこそが私の使命だと思っているわけですが、その観点から申し上げますと、去る９月８日の会派創生市川・自民党第１の代表質問における答弁に際して、田中市長は、議長選における議員の投票行動に言及し、市政運営にその点を加味する旨、御発言されました。私は、35年を越える長いお付き合いなので、田中市長の御発言の背景には自由と民主主義に対する強い思いがあることは理解できますが、事情を知らない第三者が聞けば、これはさすがに行き過ぎた発言であり、誤解を招く発言だと言わざるを得ません。

田中市長、私はこの発言を問題視することなく看過できる者には、市議会議員を務める資格はないと思っております。つまり、私はこの市長の御発言を看過することはできません。行き過ぎた、誤解を招きかねない発言であったことはお認めいただいて、議長選に介入するかのような発言は今後は厳に慎むとおっしゃっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○にしむた　勲副議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　議場における発言につきましては、歴代副市長もはじめ、総務部長が答弁したとおり、やはり慎重であるべきであって、間違いがあれば直ちに正すということも、これまで答弁をしてまいりました。

市長におかれましても、我々理事者と一つ違った立場で、選挙による市民の代表者として、この議場で慎重に発言をこれまでされてきております。当該発言につきましては、既に市長より取消しあるいは訂正をするという考えはないと申し上げておりますので、今議員から促しがありました発言につきましては、議員の意見、お考えとして受け止めさせていただきます。

以上です。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　では、私も今回アプローチを変えて、取り消してくださいとか訂正してくださいとか、そういうことは言っていません。行き過ぎた点、誤解を招きかねない発言であったという点は認められたらいかがかなと。議長選に介入するような発言は今後は厳に慎むとおっしゃられたらどうかなと提案をしたものであります。

もう１点です。田中市長が、私は本当にお付き合いが長いですし、田中市長のことはほかの議員よりも、多くの職員よりもいろいろ存じ上げているほうだなという自覚はありますので、田中市長が資本主義と民主主義に重きを置いている点というのは理解しています。ただ、御発言ですね。やはりちょっと少し行き過ぎているということは、やはり指摘しないといけないと思うのですが、市長は共産党という党の存在を問題視された御発言をされていたのか。それとも、議長候補だった議員個人の方を問題視されているのでしょうか。私が申し上げたいのは、市民の中には社会主義者もいるかもしれませんし、共産主義者もいるでしょう。私は社会主義者でもなければ共産主義者でもありませんし、排外主義者でもないわけですが、市長の職責に照らせば、そうした個人個人の思想信条にかかわらず、ましてや敵視することなく、公平公正に包摂していく姿勢が求められるのだと私は考えますが、そうですね、何か何とか主義、何とか主義という発言をされるよりも、どんな方であろうが公平公正に包摂していく姿勢が求められるのだと私は考えますが、この点、御見解をお聞かせいただければと思います。

○にしむた　勲副議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　市長の発言におきまして、特定の党あるいは会派であったり、特定の議員個人について、否定的な考えを述べたようなことはございません。

以上です。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　であるからこそ、行き過ぎた発言とならないように、これからいろんな場面があるかと思いま

すので、お気を付けいただきたいなと思います。

７月９日、そうですね、ちょっと次の論点に移ります。７月９日付市川浦安よみうり紙の「議会の機能喪失」というタイトルの記事を御紹介します。「田中市長は会見で、創生に対し、否定的な印象を与える発言をし」と書かれています。この御発言の真意を確かめたいのですが、創生市川・自民党には第１と第２がございます。田中市長は、会派創生市川・自民党第１と第２の両会派とも否定的に評価されているのでしょうか。

○にしむた　勲副議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　先ほども答弁を申し上げましたが、特定の会派あるいは特定の議員に対して、それを否定的に評価することもございませんので、今の御質問にありました創生市川第１、第２をいずれも否定するものではありませんし、繰り返しになりますが、会派、政党あるいは特定の議員個人を否定的に評価するようなものではございません。

以上です。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　否定的に評価することはないということを伺えて安心しましたが、同記事では、田中市長が会見で市長与党と位置づけた親市長会派は、公明党、自民離党、創生離脱組の未来市川、新しい流れなど22議席と書かれています。公明党、未来市川、新しい流れの３会派では17議席ですので、22議席には５議席足りませんが、足りない５議席とはどの会派などでしょうか。この３会派のほかに市長与党会派はあるのでしょうか。

○にしむた　勲副議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　今、御質問者からございましたその市長与党あるいは親市長会派ですか、このような区分けにつきましては、市長含め私たち理事者は全くしておりませんので、それがあるのかないかということにつきましては、ちょっと答弁できるものではございません。

以上です。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　では、市長公室長に伺いますが、この記事が事実と反するのであれば、抗議なり訂正する必要があるかと思いますが、御見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　記事の内容を今詳細に把握しておりませんので、ここの答弁は控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　今日はなるべく穏やかに話をしようと質問に臨みました。ちょっとね、主査１年目ということで、ちょっと若気の至りみたいなところがあったかもしれませんが、言いたいことは申し上げたのかなと思います。

また12月もありますので、もう同じようなことではなく、次の議論をしたいなと思いますので、その点、皆様にも御協力を申し上げて、質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時51分休憩

午後３時25分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

大場諭議員。

○大場　諭議員　公明党の大場諭でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、公益通報対応業務従事者の役割及び留意点について伺います。この大きなタイトルは、公益通報者保護法に基づく内部公益通報対応体制の整備の現状と今後についてでございます。

(1)の公益通報対応業務従事者の役割及び留意点について、順々に伺ってまいります。

本市においても、今年度から外部に内部通報窓口が設置されました。公益通報者保護法は、事業者に対し、内部公益通報に応じ適切に対応するために必要な体制の整備、そのほか必要な措置を取ることを義務づけ、事業者は窓口の設置、調査、是正措置の実施や不利益な扱い及び範囲外共有などの防止のための措置などの内部通報対応体制を整備する必要があります。本市もそのルールに沿った対応が求められますが、本市はどのような対応を取っているのか。また、今後どのような対応をしていくのか伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市におきましては、公益通報者保護法、同法に基づき内閣総理大臣が定めた指針及び消費者庁が発出したガイドラインを踏まえて定めました市川市職員等からの内部公益通報等に関する要領――以下、要領と申し上げますが、この要領に基づきまして内部公益通報対応体制を整備し、御質問の公益通報対応業務従事者といたしまして、内部公益通報従事職員等――以下、従事職員等と申し上げますが、これを配置しております。まず、従事職員等の役割につきましては、要領に基づき設置をいたしました内部公益通報受付相談窓口に寄せられます内部公益通報を受け付け、その通報の対象となる事実を調査し、その結果に基づきまして、是正に必要な措置の方針案を総括通報等責任者であります総務部長、私と、法令遵守責任者である人事課長に報告することとしております。また、留意点につきましては、従事職員等に対しまして、範囲外共有等の防止のための措置などの秘密保持や、個人情報保護の徹底、利益相反関係の排除などを義務づけているところであります。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。内部公益通報に対する本市の整備状況について、また対応について伺いました。また、さらに留意点についても伺いました。特に留意点については、やはり秘密の保持、それから利益相反関係の排除、ここが大変重要となります。

それでは、次のイに移ります。公益通報者を特定させる事項についてです。御答弁では、従事職員などの留意点として、秘密保持や個人情報保護の徹底などを述べていましたが、通報者を保護するためには、内部公益通報した者が誰であるか認識することができる事項であります。公益通報を特定される事項の取扱いが特に重要であります。そこで、本市における公益通報者を特定させる事項の取扱いの現状と留意点を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

まず、本市の現状でありますが、従事職員等に対しまして、要領に基づき通報者の特定につながり得る通報者の氏名、所属等の個人情報のほか、調査及び是正措置が内部公益通報を端緒としたものであること、通報者しか知り得ない情報などの公益通報を特定させる事項を被通報者に開示しないよう義務づけております。また、留意点につきましては、従事職員に対しまして、通報の対象となる事実の調査を実施する際、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が被通報者及びその関係者に特定されないよう十分に留意を

することを求めているところであります。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　御答弁ありがとうございます。この法律は、特に通報しやすくその環境を整えるためですから、特に厳格な情報の管理、従事者の守秘義務違反となり刑事罰の対象となるため、厳格な情報管理を求められております。さらに、公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為、範囲外共有は厳禁であり、組織全体として禁止する義務を負います。確認までです。

次に移ります。ウ、従事者の範囲、指定方法及び守秘義務について。従事職員は、公益通報対応業務に従事し、公益通報を特定させる事項を取扱うところで、その選任は慎重であるべきと考えますが、本市における従事者の範囲、指定方法及び守秘義務について伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

初めに、従事職員等の範囲及び指定方法でありますが、本市におきましては、内部公益通報受付相談窓口につきまして、内容窓口のほか、内部公益通報がしやすい環境を整備するため外部窓口を設置しており、それぞれ従事職員等を配置しております。内部窓口につきましては、法令遵守責任者であります人事課長が指名をした同課の職員５名を指名しており、その方法は、文書の交付により行っております。また、外部窓口につきましては、千葉県弁護士会から推薦をいただきました弁護士１人を配置しており、その指名方法は、同弁護士との業務委託契約の締結により行っております。

次に、従事職員等の守秘義務についてでありますが、まず、さきに答弁いたしました公益通報を特定させる事項につきましては、御質問にもありました公益通報者保護法におきまして、罰金30万円以下の刑事罰が定められた守秘義務があります。このほか、要領におきましては、従事職員等に対しまして通報に関する情報を共有するも者や、情報の範囲を最小限に限定する範囲外共有の禁止のほか、調査の端緒が通報であることをほかの職員に認識させない措置を講じる通報者の探索を防ぐ措置などを義務づけているところであります。なお、これらの守秘義務につきましては、通報への対応終了後も従事職員等に適用し、通報者の保護を図っております。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。従事者の範囲及び指定方法と守秘義務について伺いました。ここは大変重要ですから、もう少しお聞きします。

再質問として、従事者の指名は文書の交付により行っているとのことですが、書式などは整っているのか。また、従事者の地位に就く際に、守秘義務違反を招かないよう、事前にどのような対応を取っているのか、併せて伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

従事職員の指名に用いる文書につきましては、要領に定めはなく、法令遵守責任者が作成をしております。また、従事職員の守秘義務につきましては、従事職員の指名に用いる文書におきまして、公益通報者保護法に基づく公益通報者を特定される事項について、罰則で担保された守秘義務が課されることを明記し、周知に努めております。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。指定の義務、指定の具体例、義務内容、罰則、期間について伺いました。今後さらに気をつけていかなければならないことは、これが形骸化すると機能不全になりますから、これを防止しなければなりません。従事者の指定として守秘義務違反を招かないよう、１つは指定時の適切な説明、２番目として指定書による指定、定期的な研修などの実施が望まれます。よろしくお願いいたします。

次に移ります。(2)の内部公益通報対応の流れ及び留意点について。

内部公益通報対応は、通報受付、調査、是正措置、フィードバック、モニタリング、フォローアップという基本的な流れがあります。順を追って伺ってまいります。

アとして、通報受付について、内部公益通報の受付の流れ及び留意点についてお伺いします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

内部公益通報の受付の主な流れにつきましては、内部公益通報受付相談窓口に通報が寄せられた場合には、従事職員等は、その通報を受け付けるかどうかを判断し、その通報が匿名で行われた場合を除き、その結果を通報者に通知することとしております。そして、通報を受けたときは、通報者に対しまして、不利益な取扱いはないこと、秘密は保持されること、個人情報は保護されること及び今後の手続を説明するとともに、通報者から通報への対応に必要な事項を確認するほか、総括通報等責任者等に報告することとしております。また、受付の留意点につきましては、通報者から通報への対応に必要な事項を確認する際、秘密の保持及び個人情報の保護に留意することとしております。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　受付時の留意点について伺いました。

さらに伺います。利益相反の排除について、受付段階で利益相反関係のあるものや、部署が対応に関与させない仕組みをどのように行っているのか、再質問として伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

要領におきまして、従事職員等に対しまして、自らが当事者となっている案件に関する内部公益通報、その他の利益相反関係を有する通報への対応の関与を禁止し、利益相反関係を有すると思料するときは、直ちに法令遵守責任者にその旨を伝えることを義務づけております。また、法令遵守者に対しましても、従事職員等が受け付けた通報につきまして、その従事職員等が利益相反関係を有していないか確認することを義務づけております。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。利益相反の排除について伺いました。このほかにも、匿名通報への対応、法律はその通報に限定しておらず、保護要件を充足していれば匿名での公益通報は可能です。匿名の場合は調査実施や結果通知が困難である旨を事前に説明する必要がありますが、本人の了解の上、可能な限り連絡を取るようにしておくことが望ましいとされています。また、通報内容の確認、法令違反だけではなく、内部規定違反なども含め幅広く通報対象を設定することが望ましいと、受付段階で通報対象に該当するか否かを即断しないようにしてほしいとのことです。よろしくお願いいたします。

次に移ります。調査について、受付と同じですが、調査時における内部公益通報の受付の流れ及び留意点についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

内部公益通報の調査の主な流れにつきましては、従事職員は自ら受付をし、または外部窓口において弁護士が受付をした通報に係る事実につきまして、既に解決されているなど一定の場合を除き調査を実施するとともに、通報者に対しまして調査を実施する旨、調査の着手時期及び期間の見込みを通知することとしております。その後、従事職員は通報者や通報に係る事実を把握するために必要となるものから、面談、電話、電子メール等を通じ事情を聴取するなどいたしまして調査を実施いたします。そして、従事職員は調査が終了したときは、その結果及び是正措置の方針案を総括通報等責任者等に報告し、その報告を受けた総括通報者等責任者は、それらを市長に報告するとともに、通報者にも通知することとしております。

また、調査の留意点につきましては、先ほど答弁しましたとおり、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため通報者が被通報者及びその関係者に特定されないよう十分に留意することとしているほか、調査の端緒が通報であることをほかの職員に認識させない措置を講じることとしております。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。

再質問いたします。特定事項の伝達制限について、調査の際に伝達する調査対象者である相手には、あらかじめ秘密保持を誓約させることが望ましいが、その際は誓約書が望ましいと考えますが、本市の考えをお伺いいたします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

現在、調査において事情聴取する際には、聴取対象者に対しまして口頭により秘密保持を求めております。聴取の対象となります職員には地方公務員法の守秘義務が課せられているところでありますが、質問にありました誓約書の導入も選択肢の一つとして考えてまいりたいと思います。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。口頭でということでしたが、やはり誓約書、書類による誓約をさせるということが望ましいと思いますので、検討をお願いいたします。

調査の可否の検討については組織としての観点で行っているか、また、安易に調査不要と決断しないことが重要でありますので、これも含めて、調査の方法についてはいろいろ考えていただきたいと思います。

次に移ります。ウの是正措置及びフィードバックについて。是正措置及びフィードバックについて、受付と同じですが、内部公益通報の調査結果に基づく是正措置及びフィードバックの流れ及び留意点について伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

初めに、内部公益通報の調査結果に基づく是正措置の主な流れでありますが、市長は、総括通報等責任者から通報に係る事実の調査結果及び是正措置の方針案の報告を受けたときは、是正する権限を有する所管部長等に対しまして、是正措置及び再発防止策を指示することとしております。

次に、フィードバックの主な流れにつきましては、市長の指示を受けた所管部長等は是正措置等を実施し、その内容を市長に報告し、その報告を受けた市長は、通報者に対しましてその内容を通知することとしております。また、留意点につきましては、通報に係る事実が法令に違反するなど懲戒処分の対象となる場合には、その事実に係る職員につきまして、懲戒処分その他の人事管理上の措置を講じる必要があると認識しているところで

あります。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。具体的な取組と留意点について伺いました。

御答弁にもありましたが、再質問いたします。再発防止策はどのように講じているのか伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

一般的には、内部公益通報の調査により検出した課題を取り除くため、事務処理方法の見直しなどの具体的な対策を実施いたしますほか、法令違反などに基づく検出がされた場合には、職員に対する研修等も実施することとなると認識をしております。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。再発防止策について伺いました。分かりました。

次に移ります。エのモニタリング及びフォローアップについて。モニタリング及びフォローアップについて、受付とまた同じになりますけれども、内部公益通報のモニタリング及びフォローアップの流れ及び留意点について伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

初めに、モニタリングの主な流れでありますが、市長は、所管部長等による是正措置等の実施後、再発防止などをしていないことを確認するとともに、必要に応じて追加の是正措置等を指示いたします。次に、フォローアップの主な流れにつきましては、任命権者や被通報者及びその関係者に対しまして、通報者に対する内部公益通報を行ったことを理由とした不利益な取扱いを禁止するとともに、内部公益通報の対応後におきましても、通報者に不利益な取扱いが行われていないか適宜確認することとしております。

また、留意点につきましては、不利益な取扱いをした職員がいる場合におきましては、その職員につきまして、必要な人事管理上の措置を講じることとしております。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。フォローアップ、不利益取扱いの防止について、公益通報を理由とする不利益取扱いの禁止に関わる対応を徹底することが望まれております。不利益取扱いは、通報者保護に関わる体制不整備、11条２項の違反のおそれがあるため、組織全体で防止する必要があります。重要なのは体制の整備、通報者の視点に立って不利益取扱いがないか留意し、相談しやすい体制の整備が重要とされておりますので、お願いいたします。

次に移ります。(3)公益通報者保護法の一部を改正する法律、令和７年法律第62号を受けた本市の対応について伺います。

アとして、公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上について。改正点の背景では、事業者の公益通報対応体制整備の義務に関する法執行、行政措置、権限が強化されます。具体的には、命令権限及び罰則の追加、立入調査権限の追加、そして御答弁いただきたいのは周知義務の法律上の明示がされました。これに対する本市の対応について伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問にありました内部公益通報対応体制の周知につきましては、先ほど御答弁いたしました内閣総理大臣の指針――以下、指針と申し上げますが、この指針におきまして定められているものが、今回法律上の義務とされたものと認識をしております。本市におきましては、これまで指針に基づき本市公式ウェブサイトにおきまして、通報先となります内部公益通報受付相談窓口など、内部公益通報対応体制の概要を掲載するなどし、本市職員をはじめ、市民や事業者の皆様にも広く周知してきたところであります。今後も引き続きその周知に努めてまいりますほか、本市職員に対しまして研修などの機会を捉えまして、継続的に周知をしていきたいと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。周知の義務の強化について伺いました。

ここで重要なのは、やはり幹部職員のリーダーシップの下、定期的な研修の実施や説明会の開催を充実させて、要領の内容を単に伝えるだけではなく、通報が組織の自浄作用を高め、リスクを早期に発見する正当な職務行為であることを強調する教育が求められておりますので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。イの公益通報者の範囲拡大について。改正点の背景に、公益通報者の範囲が特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス新法）で定めるフリーランスにまで拡大されます。これに対する本市の対応を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

一部改正法によりまして、公益通報者の範囲に事業者と業務委託契約関係にある個人事業主であるいわゆるフリーランス及び業務委託契約関係が終了して１年以内のフリーランスが追加され、また、公益通報を理由とする業務委託契約の解除、その他不利益な取扱いが禁止されたところであります。

本市といたしましては、フリーランスとの業務委託契約は少ないものの存在しておりますことから、改正後の公益通報者保護法に準じまして、また、今後指針や、先ほど答弁いたしました消費者庁のガイドラインなどの改正も想定されますことから、それらも踏まえまして、要領に定める内部公益通報者の範囲にフリーランスを加えるなど、適切に対応していきたいと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。体制の整備を、この法改正、施行されるのが１年ちょっと過ぎだと思いますが、よろしくお願いいたします。

次に、ウの公益通報を阻害する要因への対処について。やはり改正点で公益通報を阻害する要因への対処が強化されます。通報者を探索する行為の禁止、つまり犯人捜しの禁止、通報者の探索行為が法律で明確に禁止され、違反行為が無効となるため、本市は職員に対し、探索行為が違法であり、懲戒処分の対象となることを一層強く周知する必要があります。さらに、通報妨害行為の禁止、職員が公益通報を思いとどまらせるような行為も禁止されるようになりました。これに対する本市の対応について伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問にありました通報妨害の禁止等に該当するような事象は、これまでのところ検出されていないと認識しておりますが、改正後の公益通報者保護法に準じまして、また今後改正されるであろう指針などを踏まえまし

て、適切に対応していきたいと考えております。

また、御質問にありました通報者探索の禁止につきましても、本市におきましては通報者である旨を明らかにすることを要求するなど、通報者を特定することを目的とする行為は行ってきておりませんが、引き続き公益通報者保護法を遵守し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。では、もう少しちょっとここはお聞きします。

探索行為の絶対的禁止の徹底、つまり、安心して通報できる場所、特に上司や幹部層に対して通報者を犯人捜しするような行為は絶対に許されないことを明確に伝え、組織全体で通報者の匿名性を尊重する文化を醸成する教育が必要です。

それでは再質問いたします。通報妨害行為とは具体的にどのような行為と認識しますか、伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

公益通報者保護法の施行状況を踏まえた課題を検討する消費者庁の公益通報者保護制度検討会の報告書におきまして、通報妨害行為とは、事業主が誓約書や契約などで公益通報しないことを労働者に約束させる行為や、通報した場合に不利益な取扱いをする可能性を示唆し通報を思いとどまらせる行為等とされており、本市もこれと同様の認識であります。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。通報妨害行為の禁止の周知について伺いました。

この行為については、国の様々な書類を見ますと、口止め、合意の強要、通報しないように求める行為も禁止されるとされておりますので、その辺も徹底をお願いしたいと思います。

次に移ります。エの公益通報を理由とする不利益な取扱いの防止、救済の強化について。最後にこれを伺います。本市の対応についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

一部改正法によりまして、事業者は雇用し、または雇用していた公益通報者が通報したことを理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととし、この規定に違反して事業者が行った解雇その他不利益な取扱いを無効とするとともに、違反行為をした者は６か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金に、法人にも3,000万円以下の罰金を科すこととされております。

本市におきましては、これまで内部公益通報を理由といたしまして、通報者に対し懲戒処分その他の人事管理上の措置を講じたことはありません。今後も、改正後の公益通報者保護法を遵守し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。

では、この質問についてまとめます。今回の改正公益通報者保護法は、公益通報者の保護をより明確にし、組織の自浄作用を高めるための重要な一歩と評価されております。組織を変えたい、そういう正直者がばかを見ない社会を実現するためとされております。本市においても、より一層のこの組織文化のさらなる醸成に努められ

ることを求めて、この質問を終わります。ありがとうございました。

次の項目に移ります。大項目、本市が排出する産業廃棄物の処理について。

(1)産業廃棄物の適正処理の推進に向けた取組について伺います。

本市は、様々な事業や活動を通じて産業廃棄物を排出しています。これらの廃棄物は、排出事業者の自らの責任で適正な処理をしなければなりません。

そこでお伺いします。本市が産業廃棄物の排出事業者となる場合に、適正処理を行うためにどのような取組が必要となるのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、コンクリートくずや金属くずなど20種類に該当するものを産業廃棄物とし、排出者が適正に処理する排出事業者責任が定められております。産業廃棄物の適正処理とは、法で定められた処理方法や基準を守り処理することであり、具体的には、基準に基づき自らで処理することや、産業廃棄物処理の許可を有する業者に委託することとなります。本市が排出事業者となり処理をする場合には、産業廃棄物収集運搬業や処分業の許可業者に処理を委託することが必要となります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。産業廃棄物の適正な処理とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法にのっとり、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、環境に配慮して安全に廃棄物を排出、収集、運搬、処分するというふうに定義されておりますので、そして不法投棄などの不適正な処理を防止するためとあります。

では、次の質問に移ります。(2)の産業廃棄物の不適正処理の未然防止について、本市が産業廃棄物の排出事業者となる場合に、不適正処理を未然に防止するため、どのような取組が必要となるのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

産業廃棄物の不適正な処理は、水質汚濁や土壌汚染などを引き起こし、時には重大な環境汚染が生じてしまうことがございます。産業廃棄物の不適正処理とは、収集、運搬、中間処理、最終処分の各工程において、法などで定められた処理基準等に従わないことであり、具体的には、みだりに捨てる不法投棄や、野焼きのような焼却行為などがございます。

本市が委託基準に従い、排出する品目に応じた許可を持つ収集運搬業者や処理施設に処理を委託した場合についても、当該産業廃棄物の最終処分が適正に完了されるまでの処理状況を産業廃棄物管理表、いわゆるマニフェストで確認することが必要となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。基本的な意味は分かりました。これは法令遵守、環境保全、特に責任の明確化では、やはり適正処理とは、法に基づき環境を守り責任を果たす、そして記録を残す。また、排出した事業者は、委託して終わりではなく、最終処分まで確認することが義務であるとされております。

次に移ります。(3)産業廃棄物処理全体の適正化を図るための排出事業者としての責務について伺います。

産業廃棄物を排出する事業者には、排出事業者責任が課せられています。そこで、排出事業者の法的義務、責任範囲、違反時の措置、注意義務についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

廃棄物処理法での排出事業者の法的義務としては、自らの責任で適正処理を行う排出事業者責任のほか、委託する場合の委託基準の遵守、マニフェストの交付や保管、産業廃棄物が運搬されるまでの保管基準の遵守、処理状況の確認の努力義務などがございます。また、排出事業者は、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされ、委託後もその責任範囲は継続いたします。万が一これらに違反した場合、撤去等の責任を負うほか、拘禁刑や罰金となる可能性もあり、社名等が公表され、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として社会的な評価を落としかねません。

産業廃棄物の適正処理を行うためには、複数業者からの見積もりにより適正な処理料金を把握し、著しく安い料金を提示するなど不適正処理を行うおそれがある業者に発注しないなどの注意義務や、不適正処理を予見した段階で事前に対応すること、また、不適正処理が判明した場合には速やかに契約を解除し、ほかの事業者に委託することなどに留意する必要性がございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。さらにお伺いしたいと思います。この３つは再質問いたします。

法的義務について答弁ありました。廃棄物処理法では、排出事業者の法的義務として、自らの責任で適正処理を行う排出事業者責任のほか、委託する場合の委託基準の遵守とあります。

では、委託処理時の要件として、委託先の選定や契約における留意事項、マニフェスト制度の概要や電子マニフェストのメリット、処理状況の確認についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

委託先の選定については、委託する産業廃棄物の種類や処理方法に応じた許可を有しているかを許可証等で確認し、処理能力や処理工程の現地確認、優良産廃処理業者認定制度の活用などに留意する必要があると考えております。また、委託契約については、書面による契約の締結の際に法定記載事項の明記、処理業者の許可証の写しの添付が必要であり、さらに、契約書については５年間の保存が義務づけられております。また、爆発性、毒性、感染性など、人の健康や生活環境に被害が生ずるおそれがある特別管理産業廃棄物については、契約以前の段階で、委託業者に対して文書にて種類や量などを通知することが必要となります。

次に、マニフェスト制度については、不適正処理を防止し、排出者の責任を明確化するために排出事業者が発行するもので、産業廃棄物の種類、運搬先、運搬車両ごとに発行する必要性がございます。必要となる主な記載事項は、許可交付年月日と交付番号をはじめ、排出事業者、収集、運搬、処分受託者、運搬先の情報、最終処分場所の記載などとなり、収集、運搬、中間処理、最終処分の各工程が終了するごとに、排出事業者に写しが戻り、５年間の保管が義務づけられております。このマニフェストには紙と電子があり、電子マニフェストは産業廃棄物の排出から最終処分までの流れをネットワーク上で一元管理する仕組みで、記載漏れの防止、保管業務や交付状況報告書の提出が不要になるなどのメリットがございます。また、処理状況の確認については、処理を委託した施設を実地に確認するほか、オンラインなどのデジタル技術の活用も認められておりますが、不十分であるときには実地訪問が必要であると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。排出事業者の責任、廃棄物処理法第３条について伺いました。結論

は、法に基づき、環境を守り、責任を果たし、記録を残す処理。最終処分場がありますけれども、市川市は最終処分場がありませんので、この最終処分まで確認することが義務であるというふうにされております。

次に移ります。(4)処理事業者の的確な選定について。

アとして、産業廃棄物の処理に係る契約における環境配慮の必要性について伺います。国及び独立行政法人などが発注する産業廃棄物の処理に係る契約においては、環境配慮契約法に基づき、法律、環境配慮契約法第４条、産業廃棄物の処理に係る契約については、環境配慮契約の推進を図るべきというふうにされております。本市の見解をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

環境配慮契約は、環境配慮契約法において、地方公共団体等が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最も優れた製品やサービス等を提供する者と契約をする仕組みです。産業廃棄物処理は、平成25年に環境配慮契約の対象となり、温室効果ガス等の排出削減や、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を考慮した事業者選定を行えることとなりました。この環境配慮契約を推進することは、環境負荷の低減に効果があるものと認識をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。不法投棄や不適正処理は、環境汚染、地域社会の破壊につながります。本市においても環境配慮の契約が進められることを取り組んでいただくことをお願いいたします。

次に移ります。(4)のイについて、産業廃棄物処理業の健全化に向けた優良産廃処理業者認定制度について、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際には、産業廃棄物の種類、量、性状に適した処理法について検討した上で、業者の持っている許可の種類や内容、技術能力、そして最終処分までの処理工程、環境への配慮など、十分に吟味して選定することが重要ですが、この選定の際に役立つのが、優良産廃処理業者認定制度です。産業廃棄物の適正処理を行うためには、優良産廃処理業者認定者に委託するのがよい方法だと考えますが、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

優良産廃処理業者認定制度は、平成23年度より運用が開始され、通常の許可基準より厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を都道府県、政令指定都市が審査して認定する制度です。認定する際の内容としては、法令遵守、事業の透明性、財務内容の安定度、環境配慮への取組等が条件となっております。認定業者の情報はインターネットで誰でも閲覧することができ、環境省も公式ウェブサイトや動画で周知をしており、こうした業者の利用は、産業廃棄物の適正な処理につながるものと認識をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。処理料金の安さだけで安易に選定しないというふうに、その指針にもあります。排出事業者自身の法的責任や社会的評価のリスクも回避できますので、このような理由から、早期の導入を要望いたします。

(4)については以上です。

(5)に移ります。(5)産業廃棄物の処理に係る契約内容について伺います。

国は、国及び独立行政法人と、先ほど言いました環境配慮契約法に基づく基本方針を示しており、これによる

と、本市、地方自治体は、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、契約の在り方が他の主体に大きな影響を持つため、自ら率先して環境配慮契約を推進することが重要であるとされております。

それでは伺います。産業廃棄物の処理に係る契約において、環境配慮の視点から重要であり、契約内容に環境配慮を盛り込んでいくことが望ましいと考えますが、本市が排出する産業廃棄物の処理に関わる契約における環境配慮の取組状況についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

環境配慮契約法において、国や地方公共団体は、経済性に留意しつつ、環境負荷の削減に配慮した契約の推進に努めることとされております。産業廃棄物の処理契約において環境配慮に取り組むことは、処理に伴う環境負荷の削減に加えて、廃棄物の適正処理の確保や資源循環の促進にもつながるものと認識しております。本市が排出する産業廃棄物の処理契約における環境配慮の取組といたしましては、最終処分量を減らすため、再生利用による処理方法を選択するよう努めております。委託先の事業者の選定につきましては、産業廃棄物処理許可業者を対象に、原則として価格競争による一般競争入札により決定しており、事業者における環境配慮への取組状況や、優良産廃処理業者認定制度への適合については、入札参加資格要件や評価項目とはしておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。

再質問いたします。本市が排出する産業廃棄物の処理委託契約において、不適正処理を未然に防止するとともに、適正に処理が行われることの確認は、どのように行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

適正処理の確認方法といたしましては、委託先の事業者の決定に当たり、その事業者が本市が排出する産業廃棄物の種類や数量等に対応できる産業廃棄物処理業の許可や処理施設の能力を有していることを確認しております。また、産業廃棄物の排出後は、委託した事業者から返送される産業廃棄物管理表により、収集、運搬、中間処理、最終処分または再生が終了した状況を確認しております。

さらに、一部の業務においては、排出元から中間処理施設に搬入されるまでの追跡調査や、搬入時の写真による確認、処理施設の現地視察を行い、適正処理の確認に取り組んでおります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。ここが重要となりますので、さらに質問をいたします。

本市では、汚泥処理業務委託において、排水路や道路側溝の清掃作業により収集される産業廃棄物の種類を、汚泥の処理業務委託仕様書において、無機性汚泥として委託業者と処理契約締結しています。この都市部におけるこの側溝から回収される汚泥は、一般的には無機的、砂とか砂利等としたりするものですが、落ち葉や食品残渣、油脂、有機スラッジなどの有機物も混在する混合物です。法律上は汚泥として扱われ、有機性、無機性のどちらかに厳密に自動的に振り分けられるものではなく、発生源、成分の処理先、受入れ先ですね――の取扱いの基準で実務的に判定すると。これは環境省の中の文章をまとめますとこうなります。排水路に堆積した汚泥には、落ち葉などの有機物も含まれることも踏まえて、今後さらに環境に配慮した処理をしていくことが必要と考えますが、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

■■■

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

産業廃棄物の処理契約において、優良認定業者など環境配慮への取組を積極的に行う事業者と契約することは、適正処理の確保はもとより、処理に伴う環境負荷を低減、削減していく上で有効であると考えられます。一方で、優良認定業者であることを入札参加資格要件とした場合、優良認定を受けていない者の適正処理する技術力を持った事業者が入札参加できなくなるため、競争性が低下する可能性がございます。そのため、本市が排出する産業廃棄物を処理可能な優良認定業者の数や所在地の状況について考慮する必要があると考えられます。また、県内自治体において優良認定等を評価する入札方式を採用した事例が極めて少ないのが現状です。

今後は、本市の入札における環境配慮の在り方について、先進自治体の取組状況を参考に調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。優良認定の入札参加要件の点で、答弁では曖昧な点が少しあったので御指摘させていただきます。優良認定は受けていないが適正処理を行う技術力を持った事業者が入札に参加できなくなるため、競争性が低下するということですけども、適正処理を行う技術力について評価基準があるのか。つまり、優良認定があるけど技術力がない業者、優良認定は受けていないが処理を行う技術力を持つ、実際にどれほどの例があるのかはありますけれども、入札の際に基準を作成しているのか、誰が審査するのか定まっておりません。時間がありませんから答弁は求めませんが、この際、総合評価ということになるかと思いますが、様々な指針等も含めて見ますと、これは大変難しいということを指針の中で書いてありました。

ただ、やはり本市としては委託先の信頼性、客観的に判断することがやはり不適正処理のリスクを大幅に低減できると思いますので、特定不利益処分を受けた業者や、財務的に不安定な業者への委託を避けることは、排出事業者自身の法的責任や社会的評価のリスクを回避するために重要であると指摘をさせていただきます。また、本市が事業者を育てるということも必要だと思いますし、独自の取組も求めて、質問を終わります。

以上で私からの質問を終わります。大変にありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時24分散会

第　　９　　日

令和７年９月30日（火曜日）

令和７年９月市川市議会定例会議事日程（第９号）

令和７年９月 30 日（火曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　にしむた　勲議員、ほとだゆうな議員、太田丈之議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子

宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	山影	聡香
スポーツ部長	西村	直
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	宮内	徹
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷲沼	隆
保健部長	横山	京子
環境部長	佐原	達雄
街づくり部長	小塚	眞康
道路交通部長	米崎	勝則
下水道部長	大塚	信之

行徳支所長	秋本	賢	一
消防局長	吉村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	岩佐	伸	幸
会計管理者	岩井		滴
教育振興部長	根本	泰	雄
学校教育部長	池田	淳	一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝	広
事務局次長	町田	茂	幸
議事課長	米津	孝	成
（議事担当）			
主幹	金子	貴	一
主査	神谷	尊	正
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任書記	三澤	啓	成
（調査担当）			
主幹	渡辺	孝	文
副主幹	岡澤	英	康
主任	荒木	智	貴
主任書記	伊藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

にしむた勲議員。

○にしむた　勲議員　会派新しい流れのにしむた勲です。通告に従って一問一答で質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず初めに、ふるさと納税と普通交付税不交付団体についてです。

まず、個人版ふるさと納税と企業版ふるさと納税についてですが、本市の過去３年の個人市民税の流出額の推移と企業版ふるさと納税が対象額となっていることへの対応について伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えいたします。

初めに、個人版ふるさと納税は、個人の方がふるさとなど応援したい自治体に寄附を行って、住民税と所得税の控除を受けることができる制度です。寄附者のメリットとして、寄附を行った自治体から地域の名産品などを返礼品として受け取ることができる点が挙げられます。この制度は平成20年度に開始されたもので、本市ではインターネット上のポータルサイトを経由して、令和４年度が約1,700万円、令和５年度が約2,300万円、令和６年度が約4,800万円の寄附をいただき、梨、ノリ、そして令和６年度からは新たにデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯのポイントなどの返礼品を寄附者に提供しております。

なお、個人市民税の寄附金税額控除額から個人の方から受け入れた寄附金を差し引いた、いわゆる市税の流出額は、令和４年度が約21億5,000万円、令和５年度が約25億5,000万円、令和６年度が約28億5,000万円と年々拡大している状況にあります。

次に、企業版ふるさと納税は、企業が自治体への寄附を通して地方創生への取組を応援することで法人関係税の負担が軽減される制度でございます。この制度は、平成28年度に地方創生を目的として内閣府が創設したものですが、不交付団体かつ三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村への寄附は対象外とされているところです。このため本市では、現状のところ、この制度を活用することができませんが、今後、制度要件の見直しについて議論や検討が行われないか、国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　市税の流出額は、令和４年度が21億5,000万円、令和５年度が25億5,000万円、昨年度が28億5,000万円と年々拡大し、巨額の税収減となり、その分、行政サービスが低下している事実が改めて確認されました。「週刊東洋経済」の2024年８月の記事では、2023年度ふるさと納税の実質収支赤字額のランキングが出ています。ワースト１位は不交付団体の神奈川県川崎市で、124億円の赤字です。本市もワースト21位にランクされ、もちろん千葉県では最悪であり、財政規模がはるかに大きい政令指定都市である埼玉県さいたま市の21億8,000万円より実質赤字額が上回っています。

2024年10月23日付日経新聞によれば、2023年度の実質赤字が110億円あまりの世田谷区が１人当たりの年間の給付額を所得階層別に調査した結果によれば、所得が500万円から600万円の人は８万円台だが、600万円を超えると10万円を突破する、1,500万円超では30万円、2,000万円から3,000万円は50万円を上回り、4,000万円超にな

ると約174万円に達するとのことです。所得が2,000万円を超える人の寄附額を合計すると約123億円で、利用者の９％に満たない人の寄附額が全体の４割以上を占めたことになります。市川市に問い合わせたのですが、本市では、こういった所得階層別のデータは取っていないということだったので分かりませんけれども、恐らく似たような傾向があるのではないかと思います。

ふるさと納税は、年収が大きいほど所得税と住民税の減税枠が青天井で増える仕組みであり、控除に定額の上限はないため、所得の大きい富裕層ほど節税に利用できる余地が大きい仕組みです。「週刊東洋経済」の記事の中で元総務省自治税務局長の方がインタビューに答えて、税の垂直的公平性という観点で訴訟になったら、ふるさと納税の根拠法となる地方税法は憲法14条違反に問われるおそれがあるのではないかとまで述べています。

一方、首都圏の不交付団体が除外されているということで本市が活用できない企業版ふるさと納税ですけれども、この不交付団体を除外するという制度には合理性が乏しく、問題があると考えています。第１に、憲法第14条第１項の法の下の平等の原則によれば、居住地による不合理な差別を禁止しており、最高裁判例、昭和58年４月27日においても、居住地による区別については特に厳格な審査が求められるとされています。企業版ふるさと納税制度から不交付団体を除外することにより、該当地域の住民は以下のような不利益を被っています。直接的には企業との協働による地域活性化事業への参加機会の喪失、民間企業のノウハウを活用した質の高い公共サービスを受ける機会の制限、地域経済活性化による雇用創出効果を享受する機会の喪失など、間接的には地域の魅力向上機会の制限、将来世代への負の影響、地域コミュニティーの発展可能性の阻害などです。これらは、財政力指数による一律の除外措置が目的に対する手段の合理性、必要性が認められるのか、該当自治体とその住民が被る不利益は重大かつ広範囲である一方、この除外措置により達成される利益は限定的であり、不利益の大きさと比較して均衡を欠いていると言えないでしょうか。

地方自治法第１条の２は地方公共団体の役割として、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」と規定しています。この趣旨からすれば、国の制度により、地方公共団体の政策選択が不当に制限されることは望ましくありません。地域再生法第１条は、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。不交付団体の除外は、この法律の理念と矛盾する可能性があります。

企業と自治体の協働による地域活性化は国際的にも重要な政策手段として認識されています。ＥＵの地域政策では、経済発展水準に応じた支援の重点化は行われていますが、全ての地域が何らかの形で支援対象になっており、完全な除外措置は採用されていません。米国における地域開発のための税制優遇措置では、所得水準等による段階的な優遇幅の調整は行われているものの、特定地域の完全除外は一般的ではありません。国際人権規約をはじめとする国際人権法においても、居住地による不合理な差別は禁止されています。我が国が批准している国際人権規約第２条は、権利の保障において差別を禁止しており、その解釈においては居住地による差別も含まれているとされています。

以上述べたとおり、企業版ふるさと納税という制度がありながら、財政力指数のみをもって不交付団体を制度から除外することは、同制度の趣旨、政策目的に照らして十分な論拠と合理性があるとは到底考えられないばかりか、住民の平等権侵害など法的問題をはらむ可能性がある上、国際的視点からも全く合理性が見出せません。これらの問題は単に制度の技術的な不備にとどまらず、憲法が保障する平等原則や税制の基本理念に関わる重要な問題であります。市民の負託に応え、持続可能な地方自治の発展を実現するために、これらの制度的問題の解決に向けて積極的に取り組む姿勢が市長をはじめとする執行部にはあると考えます。

私は具体的な対応策として、国に制度的改善を行うこと、市民への情報提供とともに法的措置も検討する必要があると考えるものです。私が考える企業版ふるさと納税制度の改善提案としては、完全除外ではなく、財政力

指数に応じた段階的な優遇制度を導入すること、地方創生の重要度が高い特定分野については、財政力にかかわらず制度適用を認めること。例えば脱炭素環境分野、デジタル化推進分野、子育て教育分野、防災・減災分野などです。また、複数の自治体が連携して実施する広域事業については、参加自治体の財政力にかかわらず、制度適用を認めることなどを提案してほしいと思います。そして制度に何ら改善が認められない場合に備え、法的措置に備えて憲法学者等の専門家による制度の憲法適合性についての意見聴取、同様の問題を抱える首都圏自治体、他自治体との連携による共同対応、市民に対する問題の周知と理解促進、意見の聴取を行い、必要に応じて制度の違憲性を問う訴訟を提起すべきと考えます。

そこで再質問いたします。個人版ふるさと納税について、控除限度額の上限が徹底されていないため、高額所得者ほど多額の寄附を行い、多額の税額控除を受けるとともに、返礼品の経済的利益を得ることができる制度の欠陥を修正するため住民税の控除限度額を設定するなど、不公平を是正する方策を講じることができないか。

また、企業版ふるさと納税については、憲法学者への意見聴取や首都圏不交付団体の自治体との連携のほか、市民への周知などの措置が必要だと考えるけれども、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○宮内　徹経済観光部長　お答えします。

個人版ふるさと納税は、寄附額に応じて返礼品の価格が決まるため、高額納税者にとって有利な側面があり、制度の是正をすべきという意見があることは認識をしております。また、企業版ふるさと納税は、現状、本市は制度の対象から除外されておりますが、この制度を活用することにより、地域の活性化など大きく寄与するものと考えております。今後、ふるさと納税制度に対する議論等の動向を注視するとともに、首都圏の自治体との連携や市民向けの情報発信などについて調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　市川市民の権利と利益を守り、憲法が保障する平等原則を実現するため、本市として積極的対応を取るべき時期に来ていると考えています。この問題の解決に向けて、私としても、議会の場で継続的に取り組んでいくこと、市民の皆様とともに、より公正で平等な制度の実現を目指していくことをお約束して次に移ります。

(2)の不交付団体のメリット、デメリットについてです。

普通交付税の不交付団体であることによって、企業版ふるさと納税の寄附先団体となることができないほか、個人版ふるさと納税の減収額の75％を国からの交付金で補塡される制度の恩恵を受けることができないことは大きなデメリットだと考えます。

そこでまず、不交付団体となる仕組みについて伺います。不交付団体とは、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る団体であると認識していますが、この基準財政収入額と基準財政需要額とはどのような内容か。また、本市に当てはめると、本市の基準財政収入額と基準財政需要額はどのような状況になっているか伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

普通交付税の算定で用いられます基準財政収入額は、地方公共団体において通常見込まれる標準的な税収入の一定割合により算出された額であり、基準財政需要額は、標準的な行政サービスの提供に必要な経費について、国の統一的な算定方法により合理的に算出された額であるため、実際には本市が現在実施しております学校給食費の無償化や第２子以降の保育料の無償化など、本市独自のサービスに関わる経費は反映されないものとなっております。いずれも実態の数値とは異なる理論値となっているところであります。

この基準財政収入額と需要額の具体的な算定方法につきましては、まず、基準財政収入額の算定は主に個人市民税や法人市民税、固定資産税などの法定普通税による標準税収入額に対し、原則として75％を乗じた額に地方譲与税などの国から配分される収入を加算して求められております。また、基準財政需要額の算定は消防費や道路橋梁費、公園費、小学校費、中学校費などといった行政項目ごとに国が定める単位費用に対し、人口や市の面積などの測定単位と地域特性などを反映させた補正係数を乗じることで行政項目別の需要額を積み上げて算定する個別算定経費に加えて、人口や面積を基本とした簡素な算定により行政需要を捕捉する包括算定経費と合わせて全体の基準財政需要額を求める仕組みとなっております。このようにして算定した結果、本市の令和６年度の普通交付税における算定は、基準財政収入額が約777億円、基準財政需要額が約695億円となり、基準財政収入額のほうが約82億円上回ったことから、本市は普通交付税の不交付団体となっているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ありがとうございます。本市は基準財政収入額が基準財政需要額より82億円上回っていることから不交付団体になっているということが理解できました。基準財政収入額は個人・法人市民税、固定資産税などの標準税収入に国から配分される収入を加算したもの、要すれば、ほとんどは市民からの税収です。基準財政需要額という標準的な行政サービスの提供に必要な額を税収が上回っているということです。理論的には、基準財政需要額を適切に拡大させることにより交付団体に転換することも可能であると考えます。

昨年度で言えば、82億円超過している基準財政収入額を使って本市が新たな事業を行うことで基準財政需要額を増加させ、交付団体に転換することで82億円分の行政サービスを向上させた上で、ふるさと納税流出額28億5,000万円の75％の約21億円強を国からの交付金として得られるという、いいことずくめではないかと思います。

そこで再質問しますけれども、本市が不交付団体から脱却するために基準財政需要額を拡大させる具体的方策と実現可能性について伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　令和６年度の普通交付税の算定上、本市におきましては、基準財政収入額が約82億円も超過している状況を鑑みますと、本市が普通交付税の交付団体へ移行することは難しいものと捉えておりますが、御質問の基準財政需要額を増加させる方策といたしましては３つの方策が考えられるところでございます。

１点目の方策は、基準財政需要額の算定上、多くの行政項目で測定単位として使用されております人口を増加させることが挙げられますが、本市の人口を増やすことは基準財政需要額の増加にはつながりますが、一般的には人口が増えることにより納税義務者数も増えることで市税収入も増収となり、基準財政収入額のほうも増加することとなるため、現在の収入超過額を埋めることは難しいものと考えます。

２点目の方策は、人口以外の測定単位を用いて算定されている道路の面積や延長、公園の面積などを増加させることが考えられますが、実際の道路や公園の新設等に要する経費に対して、１年度当たりの基準財政需要額に算入される経費はそれほど大きなものとはならないため、本市が交付団体に移行できるほどの基準財政需要額の大きな上積みは期待できる状況ではございません。

３点目の方策といたしましては、現在、本市が設置していない市立高校や市立病院、保健所などの行政サービスを新たに提供することにより基準財政需要額を増加させる方策が考えられますが、この方策の場合、仮に算入される経費が収入超過額を上回ることで普通交付税の交付団体に移行したといたしましても、施設の運営には人件費をはじめとした一定の運営経費を要することに加えまして施設整備にも多額の経費が必要となるなど、基準財政需要額を増加させる以上の経費の支出を伴うこととなるため、普通交付税の交付団体に移行する財政的な面

では、効果は期待できる状況ではございません。このことから、現状におきましては、基準財政需要額を増加させて本市が普通交付税の交付団体に移行するということは難しい状況であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　結論的には極めて難しいという、予想された答弁ではありましたけれども、私は今の市立病院、保健所などの新たに標準的な行政サービスを提供することによる増加は検討の余地があるのではないかと感じました。今回はこれ以上議論しませんが、様々なシミュレーションも踏まえた議論を今後とも展開できればと思います。

次に行きます。地方税の負担軽減についてですけれども、不交付団体になっている理由として、基準財政収入額が基準財政需要額を82億円上回っているということですけれども、単純に考えれば、これは82億円分の税金の取り過ぎですから減税すべきではないかと私は考えます。

令和６年度の決算では、市税収入が過去最高額となっており、増加の主な要因は、固定資産税が約12億円増収となったことによるもの。これは３年ごとに行われる評価替えに伴い、固定資産税評価額が上昇したものによると認識しています。仮に所有する固定資産が収益物件であったり、あるいは固定資産を売却して売却益を得るのであればまだしも、不動産を所有して市川市に住み続ける場合は収入が増えるわけでもなく、単に負担だけが増えたことになります。現在、市民生活は物価高騰等で厳しい状況にあります。本市は不交付団体であり、国からは財源が豊富にあると判断されているわけですから、これ以上市民の負担を増やす必要はなく、市民税収入の増加した分について市民負担の軽減を図る必要があると考えます。

そこで固定資産税について、評価替えによる固定資産評価額の上昇に伴い、市民負担はどれぐらい増加しているのか伺います。また、併せて市民負担の軽減のため、固定資産税の減税をすることができないか伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　固定資産税における令和６年度の評価替えによる市民負担の増加につきましては、主に地価の上昇が評価額に反映されたことにより土地の固定資産評価額が上昇し、土地に対する課税額が前年度と比べて約11億1,600万円の増となっていることが評価替えに伴う市民負担の増と捉えております。

次に、固定資産税を減税することはできないかとのことでございますが、固定資産税の税率は、地方税法で標準税率が100分の1.4とされているため、本市におきましても、市川市税条例により、固定資産税の税率を標準税率どおりの100分の1.4と定めているため、この市川市税条例を改正して標準税率と異なる税率を定めることは可能ではありますが、県内の地方団体におきましても、どの市町村においても、標準税率どおりの100分の1.4としていること。また、地価の上昇は保有する資産価値の上昇という側面があることに加え、税制上におきましても、評価額が大きく上昇した場合、税額の上昇が緩やかになるという、いわゆる負担調整措置や住宅用地に対する特例として課税標準額を軽減するといった制度が設けられているなどの軽減措置が図られているものと認識しております。

この固定資産税は、本市の歳入の根幹であります市税収入の中でも、景気の変動に左右されにくい性質を持つ安定的な税目として財政運営上大変重要な財源であると考えており、固定資産税を減税するということは、現在行っている市民サービスを維持していく上で必要となる代替財源を確保することや、既存のサービスそのものの見直しについても踏み込む必要が生じることなど、固定資産税の減税を行うことの影響は大きいものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　県内の自治体では、どの市町村も標準税率どおり100分の1.4を使っているということですけれども、本市は御存じのとおり、東京への近さと交通至便性などから、県内でも地価の最も高い地域であり、他の地域と同列に合わせる必然性はないと思います。急激な負担増に対する軽減措置が取られるといっても、上昇が緩やかになるようにするだけで増税することに変わりありません。現在行っている市民サービスを維持していく上で代替財源が必要とのことですが、本市は不交付団体として、市民サービスを行うのに必要な標準財政需要額を上回る税収を既に得ているわけです。固定資産評価替えによる増収分は、行政サービスを提供する人口が増えたわけでもなく、需要の増加要因なしに増税するということですから、その分ぐらいは本市の判断で市民負担を減らしてはどうかと提案しているわけです。

そして、あえて付け加えれば、今定例会で私は決算審査特別委員を務めましたけれども、本市の施策の中にも効果が疑わしい政策も全くないとは言い切れないと感じました。税収の心配がないから無駄遣いをしているとは言いませんが、収入が限られて初めて政策の優先順位を厳格に判断して、効果が疑わしい、あるいは予算規模に見合わないものの見直しにつながるのではないかと思います。

ただいまの答弁では、既存サービスそのものの見直しについて踏み込む必要が生じるなど影響は大きいと述べておられましたが、それが懸念材料となるのは行政側の論理であって、市民の側では、減税と引換えに既存サービスの見直しについて踏み込むことは大いに結構なことだと思います。

(2)に移ります。市民税についても、今後も増収が見込まれるのであれば、税率を引き下げたとしても今後の財政運営に及ぼす影響は少ないのではないかと考えます。個人住民税の税率を引き下げた場合、定住先に市川市を選択する方が増えて本市の定住人口が増える、すなわち税収増につながるなどのメリットも考えられます。

そこで、個人市民税の税率を引き下げることは法令上可能であるかどうか伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　指定都市以外の個人市民税の標準税率は、地方税法において、均等割は3,000円、所得割は６％と定められており、本市におきましても、市川市税条例におきまして、個人市民税の均等割、所得割、ともに標準税率どおりと定めております。この個人市民税の税率につきましては、固定資産税と同様に市川市税条例を改正することで引き下げることは可能とはなっておりますが、税率を引き下げることにより市税収入が減収となることは、今後の新規事業の展開に制限が生じるだけでなく、現在実施しております事業についても、事業の縮小や廃止を含めた検討を余儀なくされるなど、市民サービスの維持向上といった観点からも影響があるものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ありがとうございます。条例改正により、個人市民税の引下げは可能だということです。現在、個人市民税が標準税率未満を実施している自治体として名古屋市が挙げられますけれども、ほかに実施している自治体はあるか伺います。また、名古屋市を参考に、税率を引き下げた場合における本市への影響額について伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　総務省が毎年実施しております調査によりますと、全国の地方自治体において、個人市民税の税率を標準税率未満としているのは、令和６年４月１日時点で名古屋市の１市のみとなっております。名古屋市における個人市民税の税率の引下げは平成24年度の課税分から継続的に実施されており、均等割につきましては、標準税率である3,000円から200円引き下げて2,800円とし、所得割につきましては、政令指定都市の標準税率である8.0％から7.7％へと0.3％引き下げております。また、本市の個人市民税の税率を名古屋市と同様に

引き下げた場合の影響額につきましては、令和６年度決算ベースで申し上げますと、均等割について200円引き下げた場合、約5,700万円の減収となり、所得割について0.3％引き下げた場合、約20億2,300万円の減収となり、個人市民税総額で約20億8,000万円の減収となる影響が生じるものと見込まれているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　本市で名古屋市と同様の個人住民税減税を実施した場合は約20億円の減収となるとのことです。本市がふるさと納税で失っている財源の28億5,000万円にも満たない金額であり、本市の基準財政収入額が基準財政需要額を上回っている金額が約82億円であることを考えれば、名古屋市よりはるかに住民税減税の余力はあると判断できるのではないでしょうか。名古屋市の減税が市民にどう評価されているかということは、田中市長の御友人でもある河村市長が選挙で大変な支持を得ていることから分かると思います。大した金額じゃないと言ったとしても、やはり市民は減税を歓迎しているというふうに私は判断します。名古屋市で実現できていることが本市でできない理由はありません。市民生活の負担軽減を真に望むのであれば、真剣に検討していただくことをお願いいたします。

次の質問に移ります。外国人の問題について。

先順位者の質問で、本市の外国人比率は4.8％ということが分かりました。その在留資格ごとの内訳、本市の外国人の犯罪率は全国と比較して高いか。それから、市に寄せられている外国人に関する苦情はどのようなものがあるか。外国人に対応するための市の予算について教えてください。

○大久保たかし議長　市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

本市の人口は、国との比較になりますので令和７年４月１日現在で比較させていただきますが、49万6,089人であり、そのうち外国人は２万2,503人です。本市の人口に占める外国人の割合は約4.5％となっております。また、日本の人口は令和７年４月１日現在で１億2,339万6,802人であり、そのうち外国人は361万5,935人です。日本の人口に占める外国人の割合は約2.9％となっています。

本市の外国人について在留資格ごとに分類いたしますと、令和７年４月１日現在で多い順に、永住者が5,558人、システムエンジニアリング、コンサルティング、デザイン等の仕事に従事する者のための資格である技術、人文知識、国際業務が4,251人、ただいまの技術、人文知識、国際業務などの資格で在留する者の配偶者や子のための資格である家族滞在が3,096人、留学が2,033人、外国人技能実習制度による技能実習生のための資格である技能実習が1,253人となっており、この５つで外国人全体の約72％を占めております。

続きまして、外国人による犯罪率についてお答えいたします。警察庁によりますと、全国における令和６年中の刑法犯認知件数は73万7,679件で、検挙件数は28万7,273件でした。このうち外国人の検挙件数は１万8,861件であり、検挙件数全体の約6.6％を占めています。また、千葉県警察本部によりますと、千葉県における令和６年中の刑法犯認知件数は３万8,394件で、検挙件数は１万3,884件でした。このうち外国人の検挙件数は1,182件であり、検挙件数全体の約8.5％を占めています。

なお、本市における外国人による犯罪件数等については公表されておりませんでした。

最後に、本市に寄せられている外国人への苦情についてです。本市には、外国人がコンビニエンスストアや駅前で長い時間大声で話していて怖い、お店のルールを守らないなどの声が寄せられております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　分かりました。

それでは、(2)の質問に移りますけれども、外国人に対する生活保護の取扱い、対象となる外国人、本市の現状について伺います。また、生活保護不正受給のうち、外国人の割合とその内容について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

生活保護法第１条は、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その最低限度の生活を保障すると定められております。このため、日本国籍を持たない外国人につきましては、法の適用対象とはなりませんが、昭和29年５月８日付社発第382号厚生省社会局長通知により、生活に困窮する外国人に対しましては、当分の間、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて、必要と認める保護を行うこととされております。この通知に従いまして、生活に困窮する外国人に対して保護を実施しており、その内容などは、日本国民との間に取扱い上の差はございません。また、対象となる外国人は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない外国人とされております。具体的な在留資格は出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法による永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者、認定難民等、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法、いわゆる入管特例法による特別永住者とされております。

なお、当該外国人が対象となるか、疑義のある場合につきましては、千葉県を通じて厚生労働省に照会することとされております。

次に、生活保護を受給している外国人世帯の本市の現状でございますが、今年８月現在、全受給世帯約6,700世帯のうち、外国人が世帯主である世帯は約230世帯で全体の約3.4％でございます。また、昨年度に支出した生活保護費約152億8,000万円のうち、外国人が世帯主である世帯への支出は約５億2,000万円で全体の約3.5％でございます。生活保護の不正受給につきましては、生活保護法第78条に規定する不実な申請その他不正な手段により保護を受けることでございます。具体的には、故意に働いていた収入を申告しない、実際より少ない金額を申告する、生活保護費以外の収入を申告しないことなどが挙げられます。昨年度、不正受給として返還を求めた件数は68件で、そのうち外国人が世帯主である世帯は２件で、全体の約３％となっております。

なお、この２件とも、働いて得た収入を故意に申告しなかったことでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　本市の外国人の生活保護受給件数、生活保護費、それから不正受給についても、特別、人口比は多くないということが分かりました。最高裁、平成26年７月18日判決では、外国人が生活保護法を根拠に保護を請求する権利、受給権を持たないことを明確にしました。ただ一方で、この判決は、行政庁が通達等に基づいて行政措置として生活保護を行うことを否定したものではありません。これにより、自治体は引き続き人道上の観点から外国人に対する生活保護を運用できる余地が残されました。

なぜ日本国民の税金が外国人への生活保護に使われるのかという批判が根強く存在し、外国人に対する生活保護支給に反対する意見があることは承知しています。私は以前、和歌山県串本町のトルコ記念館を視察したことがあります。串本町にトルコ記念館が建設され、今でもトルコから串本町役場にトルコ人の人材が派遣されていることはエルトゥールル号にまつわる史実に起因しています。映画にもなったので御存じの方も多いと思いますが、日本の和歌山県沖でオスマン帝国、現在のトルコの軍艦エルトゥールル号が遭難しました。当時の日本は決して豊かな国ではありませんでしたが、地元住民は自らの食料を分け与え、献身的な救助活動を行いました。この行動は、国籍や宗教、文化の違いを超えて困っている人々を助けるという日本の伝統的な価値観を示しています。

この話には続きがあって、100年後のイラン・イラク戦争の際、数百人のイラン在住の日本人が脱出できず残

されていました。日本の自衛隊も救出に向かえない中、トルコ航空機が日本人を乗せて救出しました。日本政府は、なぜトルコが日本人を救出したか分からず問い合わせたところ、100年前の恩を返しただけですと言われたということです。エルトゥールル号の話はトルコの教科書にも載っていると聞きます。困っている人がいれば国籍など関係なく手を差し伸べる、これこそ先人の示した日本人の美徳ではないでしょうか。私たちは、見知らぬ異国の遭難者を救済した先人の精神を現代の多文化共生社会にどう生かしていくべきか問われるべきです。目の前で困っている、困窮している外国籍市民を生活保護という最低限のセーフティーネットから排除することは、果たしてエルトゥールル号を救った人々の精神にかなうものと言えるでしょうか。私たちは国際社会の一員として、また人として、困っている人々を助けるという普遍的な価値観を再確認すべきです。

ドイツのアンゲラ・メルケル首相――当時はシリア難民への対応について、目の前に困っている人間がいるのに助けないとすれば、それは私のドイツではないと発言しました。この言葉は、国家のアイデンティティーを経済や安全保障だけでなく、人道という普遍的な価値観に結びつけたものです。市川市で生活に困窮している外国人市民を、国民ではないからという理由だけで助けないとすれば、それはもはやエルトゥールル号を救った日本の精神とは異なる冷淡な社会になってしまうのではないでしょうか。生活保護の適用は、日本が国際社会において人道的な責任を果たす上でも重要な意味を持つと考えます。

次の質問に移ります。外国人の国民健康保険加入者についてなんですけれども、これ、時間の都合でちょっとはしょりますけれども、報道などでは、短期滞在で国民健康保険に加入し、日本で医療を受け、僅かな保険税の納付で高額医療費の支給まで受けて帰国するという事例があるとされています。私は、以前も本議会でこの問題を取り上げたことがありますが、改めて伺います。

本市国民健康保険では、このような例は確認されているのか伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

国民健康保険法第６条及び国民健康保険法施行規則第１条の規定により、在留資格が特定活動の方のうち、医療目的で入国した方などは国民健康保険に加入できないことになっています。現在まで本市の国民健康保険では、医療目的で加入したと考えられる事例は確認されておりません。外国籍の方による医療制度の利用については、現在、国が様々な対策等の検討を行っていることから、本市としては、これを注視しながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　分かりました。幸い本市では、このような事例は起こっていないということなんですけれども、このようなことは制度の欠陥と言えると思いますけれども、３か月で保険料が下りるという非常に短期的な保険制度ですから、こういったこと、短期間、日本に滞在して保険料を払って高額の医療を受けて帰るということは、これは合法的にできるわけです。したがって、これが続くようであれば、医療にかからない若いうちからずっと保険料を払い続けている加入者の方々との不公平感が高まることは当然のことながら、財政的にももたなくなるということですから、本市としても、国の動向を注意することだけではなく、対策を早急に検討することをお願いいたします。

次の質問に移ります。最後の質問ですけれども、クリーンセンターについて、６月定例会において、不適正な事務処理について５年間遡って調査したところ、同様の事案がなかったということでしたけれども、どのような調査が行われたのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

本市では、クリーンセンター建設業者である川崎重工業株式会社に設備の保守点検の業務、修繕等を発注しており、昨年度実施した業務において予算措置や契約事務等を怠り、同社に発注した事案がございました。本事案の把握後、同社に発注した業務に関する事務処理を確認するため、過去５年間に遡り、発注や契約、支払いなど財務会計上の事務処理について調査をしたところ、同様の事案がないことを確認しております。加えて環境部において、クリーンセンター職員と川崎重工業株式会社の担当者に聞き取りを行い、同様の事案がないことも確認をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　６月定例会で市長は、調査の結果に対して全面的に信頼を持つことができないと答弁していますけれども、これはなぜ信頼できないのか。どういう根拠に基づく発言か伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

６月定例会における市長の答弁につきましては、田中市長が市議会議員であった当時に、議員と業者との関係性に疑わしいと感じる状況があったことを踏まえて市長の思いを発言されたものと認識をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　市長が市議会議員であった当時の議員と業者との関係性に疑わしいと感じる状況があったことを踏まえてということですけれども、それは数十年前の話ですよね。現在、市長はクリーンセンターの最高責任者と言ってもいい立場にいるはずですから、誰よりもクリーンセンターの情報は得ているはずだし、情報を収集することも可能な立場にいると思います。その市長の発言ですから、私は極めて重いと考えています。

数十年前に疑いを持った、その思いを述べたなどというういいかげんなものではなく、現在のクリーンセンターの組織なり運営なりに危惧を感じていたから、５年間遡った調査の結果も全面的には信頼できないと議会で発言されたのではないでしょうか。市長は６月定例会で、もたれ合うなれ合いの習慣性が出来上がっているとも発言されています。この発言から素直に受け取る印象としては、一個人の不正、コンプライアンス意識の欠如だけの問題ではなく、組織的、構造的な根深い問題が背後にあると疑っていると考えるのが普通ではないでしょうか。

そこで再質問しますけれども、５年間遡った調査では、同様の事案はなかったとのことですけれども、同様の不正があったか、なかったかだけでなく、組織の問題、長年続けてきたあしき慣例の問題などに踏み込んで原因究明はされたのでしょうか。今回の事案では、受注者側からの申出や組織の同僚、管理者などの発見ではなく、内部告発で明らかになったことが分かっています。大変不自然な点が多いと思います。調査として不十分ではないかと考えますが、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

本事案に関する調査につきましては、可能な限り調査を行った結果、同様の事案がなかったことを確認しております。しかしながら、御質問の構造的、組織的な問題もあったことから、こうしたことを踏まえた再発防止策を講じております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　それでは(2)ですけれども、過去の不適正な事務処理の原因究明と再発防止策については

どうなっているか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

今回の件につきましては、川崎重工業株式会社に対して、クリーンセンター建設以来、管理、点検、修繕等の業務を発注しており、その中での相互の信頼関係、市に対する信用から、口頭の発注により業務が行われたものと考えております。さらに、緊急性がある業務にもかかわらず、組織内で情報が共有されていないことも原因の一つであったと考えております。そのため再発防止策として、業務実施状況や事務処理、クリーンセンターの運営に関する課題等を確認する管理者間協議を３か月ごとに開催することとし、本年７月に開催をしたところでございます。

組織内での情報共有体制につきましては、毎日の朝礼の実施や管理職員による定期的な会議を実施するとともに、管理職員から各職員への声かけを積極的に行うなど、情報共有が活発に行われる職場環境の醸成に努めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　川崎重工業との相互の信頼関係と市への信用から、口頭の発注による業務が行われたものと考えているとの答弁もありましたけれども、川崎重工業ほどの大企業が今どきコンプライアンスと相互の信頼関係を混同しているとは思えません。契約外の発注を受けることと相互の信頼関係は全く別の問題だと考えます。そのような解釈をしていること自体、調査が適切に行われたかどうかの疑念を持たざるを得ないと思います。再発防止策についても、定期的な会議や声かけを積極的に行うことなどで、情報共有を活発に行う職場環境の醸成に努めるとのことですけれども、これだけの不正が行われているのに危機感と問題意識が甘過ぎると評価せざるを得ません。情報共有を活発に行う職場環境の醸成はもちろんのことですが、既に問題が発生してしまった以上、そんなことで対策と言えるのでしょうか。再発防止策は答弁内容だけでは足りないと考えます。業務プロセスの見直しやダブルチェック体制の構築など、再発防止策が当然講じられてしかるべきだと考えますけれども、見解を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

業務プロセスの見直しやダブルチェックにつきましては、緊急時を含む業務発注手順の見直しを行うとともに、管理者間協議を行うことによって、発注者である市と受注者である相手方双方の管理職が発注状況等の確認を行うことで、担当者間のみで業務が発注されることがないよう今後も確認を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　私は昔銀行に勤めたことがあるんですけれども、銀行のオペレーションで担当者１人の判こで物が動くことは全くありません。少なくとも２人。後ろにいる管理者が確認の判こを押さなければ、窓口の業務を一つとしてできないわけです。稟議とか審査などについては、４人も５人も判こが――市川市の業務もそういうところはあると思いますけれども、今回のように、担当者が長きにわたって外部に対して違法な発注を繰り返していたなどということはあり得ないと。元銀行にいた私から見ると、組織の体制が一体どうなっているのかなというふうに思います。それだけ厳しい体制をしいている銀行でも、もちろん皆さん御存じだと思いますが、多額の横領などの事案が発生するわけですから、市川市の組織としても、大事な市川市民の税金を預かって市政を運営している以上、１円も間違いを起こさないというつもりで今後体制整備にも努めていただくことを要

望して、にしむた勲の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　ほとだゆうな議員。

〔ほとだゆうな議員登壇〕

○ほとだゆうな議員　会派未来市川のほとだゆうなでございます。早速ではございますが、通告に従いまして、初回総括２回目以降一問一答の形式にて一般質問をさせていただきます。

先日、令和７年第１回総合教育会議が行われました。本市の教育大綱では、その基本方針の３で「子どもたちに夢や希望を与える質の高い教育の提供」を示しています。

そこで大項目の１つ目として、質の高い教育を目指す取組について質問を行ってまいります。

まず、学力向上推進校について。

市川市の子どもたちが夢や希望を持って未来を切り開いていくためには質の高い教育が求められます。その中でも、学力の向上は欠かすことができない大きな要素の一つです。本市には学力向上推進校という取組があります。この学力向上推進校では、学習における基礎、基本の定着や個に応じた指導など、各教科の授業改善について公開研究会等を実施しており、教育委員会の指定する教育機関で取り組まれています。

そこで⑴として、学力向上推進校の概要と現状、今後のビジョンについて伺います。

次に、幼保小の連携について伺います。

小学校への入学は、子どもにとって大きな環境の変化です。よく小１ギャップという言葉を耳にします。保育園では元気いっぱいだったのに、小学校に入ってから消極的になってしまった、授業中にじっと座っていられず学習に集中できていない、こうした声が保護者から届いています。総合教育会議でも、主な取組の一つに幼保小の連携を挙げています。

そこで⑵として、本市における幼保小の連携、推進について、現状と課題について認識を伺います。

最後に、小中一貫教育について伺います。

小学校から中学校へ進学するとき、こちらも中１ギャップというふうに言われたりしています。小学校を卒業して中学校へ進学した際、これまでの小学校生活とは異なる新しい環境や生活スタイルなどになじめなくて、また授業についていけなくて不登校やいじめが起こったりする要因になったり、小１ギャップと同じように全国的な課題となっています。

市川市でも例外ではなく、学習習慣の定着や学校生活への適応は重要なテーマです。市川市では、義務教育学校の塩浜学園、小中一貫型の小学校、中学校である東国分爽風学園と信篤三つ葉学園を設置し、小中一貫教育を進めています。

そこで、まず初めに⑶として、この３校における小中一貫教育の成果と、それに対するここまでの評価について伺ってまいります。

次に、大項目の２つ目、保育行政について質問してまいります。

保育行政につきましては、これまでも子どもを通わせる親御さんの立場から、また保育士さんなど働く方々の立場から、また保育園を運営される方の立場から様々な質問をしてまいりました。今回は保育園での給食について、そしていちかわ手当の支給方法について伺ってまいります。

⑴保育園給食について。

ア、市川市内の公立小中学校では給食費の無償化を行っています。昨今の物価高騰を受け、９月補正予算で材料費の増額が提案、今定例会にて可決をされました。市内の保育施設においても同様に、給食の提供に当たって物価高騰の影響があると考えますが、保育園における給食費に対する公費負担及び保護者負担はどのようになっ

ているのでしょうか。また、物価高騰の影響について、公立の保育園及び私立の保育園、それぞれの状況を伺います。

イ、保育園の給食について。たとえ物価高騰のさなかであっても、子どもたちの成長に欠かせない栄養価を満たしていなければなりません。公立保育園では、献立や調理、食育についてはどのような工夫がなされているのか伺います。

次に(2)として、いちかわ手当について伺います。これまでもいちかわ手当の金額、妥当性、周知方法など、保育士確保の取組として、議会で質問を重ねてまいりました。今回はその支給方法に関して伺ってまいります。

保育士確保のために導入されている本市独自のいちかわ手当、国の加算にさらに上乗せをしている点や、その金額の設定については評価をしているものでありますが、現場の保育士からは、自分が幾らもらっているのか分かりにくい、説明が十分ではないとの声もあります。

まず、伺います。いちかわ手当が正しく支給されていることを市はどのように確認をしているのでしょうか。改めていちかわ手当の概要を御説明いただいた上でお答えください。

初回の質問は以上となります。御答弁いただいた後に再質問を行ってまいります。理事者の皆様におかれましては、御答弁をお願いいたします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　私からは大項目１つ目、質の高い教育を目指す取組についての(1)及び(2)についてお答えします。

初めに、(1)学力向上推進校についてです。学力向上推進校の指定は、その学校や幼稚園における授業の質の向上と、そのための教員の資質の向上を目的としています。教育委員会は、学力向上推進校の指定に際しては学校や幼稚園の主体性を尊重し、各校、各園の意向や市の意向との考え方や方向性、また推進計画などを確認した上で指定を決定しています。令和７年度の指定は17校２園です。学力向上推進校は、多様な教科領域の指導力向上に関する研究や公開授業を行っています。また、配当予算を活用して講師を招聘し、職員研修を実施しています。研修内容は教科指導力向上に関するもののほか、学級経営、特別支援教育、生徒指導などです。今後、各学校や幼稚園が実態や特色を生かした取組をさらに推進していくことにより、心豊かで実践力を持った幼児、児童生徒を育成していきます。

次に、(2)幼保小の連携についてです。市立小学校では、小学校への入学児童の円滑な適用を目的として、近隣の市立、私立幼児教育施設と連携を図っています。具体的には、年長児が小学校を見学することや、小学生が学習活動である催しや発表会の機会に幼児を招待して一緒に活動することなどです。文部科学省は、５歳児から小学校１年生の２年間を架け橋期と称して焦点を当て、教育の充実を推進しています。それにより、幼児期に育まれた資質能力が低学年における学習に円滑に接続することを目指しています。教育委員会は、幼児教育施設及び市立小学校の管理職や教諭を対象に、架け橋期の教育の充実に向けた研修を実施しています。また、今年度より、各幼児教育施設と小学校において架け橋期のカリキュラムを作成しています。カリキュラムの作成を通して、幼児教育施設と小学校とが互いの教育活動についての理解を深め、育みたい資質能力について共有することで、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために連携、協働をさらに推進していきます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、質の高い教育を目指す取組についての(3)小中一貫教育の成果と課題についてお答えをいたします。

塩浜学園は、義務教育９年間の教育を一貫して行うモデル校として平成27年度に開校いたしました。翌平成28

年度には、国の制度化に伴い県内初の義務教育学校となり、令和２年８月には一体型の校舎が完成し、現在に至っております。東国分中学校、曽谷小学校、稲越小学校から成る東国分爽風学園は令和３年度から、高谷中学校、信篤小学校、二俣小学校から成る信篤三つ葉学園は令和４年度から小中一貫型小学校、中学校となっております。いずれの学園におきましても、小学校での一部学年、教科における教科担任制の導入や中学校教員の乗り入れ授業の実施などにより学習意欲の向上が見られてきております。また、児童生徒の交流行事や部活動の見学、参加などにより、中１ギャップの緩和や自己肯定感の向上なども見られてきております。これらの成果は全市的に小中一貫教育を推進していくに当たり、先駆けた取組として評価しているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、保育行政についてにお答えします。

初めに、(1)保育園給食についてのア、物価高騰の影響についてです。まず、公立保育園につきましては、過去に国が示した月額7,500円を給食費として想定しており、そのうち主食費にかかる3,000円を市が負担し、副食費にかかる4,500円を保護者の方に御負担いただくこととして予算を積算しております。

なお、最近の物価高騰の影響につきましては、現時点の予算執行率が当初予算の見込みをやや上回っていることから、少なからず影響があるものと考えています。

次に、私立保育園の状況です。私立保育園におきましても、公立保育園と同様に、過去に国が示した月額7,500円を給食費として想定しており、副食費にかかる保護者負担は4,500円程度が目安と考えております。そこで本市では、保護者からの徴収額を4,500円以下としている施設に対して、給食費のうち主食費相当分として、児童１人当たり3,000円を運営費に加算しており、子育て世代の経済的な負担の軽減を図っております。

なお、国が示す公定価格においては、住民税非課税世帯や年収360万円未満相当世帯、第３子以降の児童について、副食費相当分の保護者負担が減免される一方、その補填として、施設に対して副食費徴収免除加算が措置されております。この副食費相当分として措置される公定価格は、令和４年度まで4,500円であったものが令和５年度以降、毎年見直され、令和７年度には4,900円まで増額されており、物価高騰の影響も反映されているものと認識しております。また、市内の保育施設においても、保護者から徴収する負担額と市からの運営費だけでは給食費を賄うことが厳しいとの声があることから、このことからも物価高騰の影響を認識しているところです。

次に、イ、公立保育園の給食についてです。乳幼児期の子どもにとって、食べることは身体の成長だけでなく、心の発達にも大きな影響を与えるものと考えています。保育園給食は大切な食習慣の基礎をつくる役割を担っていることから、物価高騰の中にあっても、栄養価や量に不足が出ないよう、食材の選択や調達方法を工夫して提供しております。献立の内容は、厚生労働省から公表されております日本人の食事摂取基準を基に、園児の年齢を踏まえて給与栄養目標量を設定し、全ての公立保育園で統一された献立により、主食、主菜、副菜やおやつを提供しています。また、旬の食材を取り入れ、季節感のある献立にすることで様々な食材や味に慣れるとともに、味覚の体験を増やすことで好きな食品が増えるよう配慮しております。さらに、地域への愛着が湧くよう、市川の農産物が旬の時期には食材として使用したり、古くから伝わる行事にまつわる食べ物を給食に取り入れることで、その行事や食文化に触れる機会を設けるなど様々な工夫を行っております。食育については、食事そのものが食育の一環であると捉えており、いろいろな食材を使用した給食を楽しく食べる経験を重ねながら食への関心を育んでいるものと認識しております。

最後に、(2)いちかわ手当の支給についてです。保育士の処遇改善に向けては、国において処遇改善等加算が各施設に支給され、保育士の賃金改善に活用されております。本市では、この国の加算に加え、市内の保育施設

に勤務する保育士の確保及び定着を図ることを目的として、保育士等職員処遇改善加算を独自に上乗せして支給しており、この加算を御質問のいちかわ手当と呼んでおります。対象となる職員は常勤の保育士のほか、施設長や主任保育士、調理員、栄養士、事務員、また一定の要件を満たす非常勤保育士となっており、施設の人件費比率と職員の平均経験年数に基づいて金額を算定し、施設の運営費に対して加算しております。施設から職員への支給に当たっては、１人当たりの金額を固定せず、勤続年数などの勤務状況に応じて柔軟に支給できる制度となっていることから、施設の実情に応じた処遇改善ができる制度になっていると考えております。

なお、いちかわ手当により施設に加算した金額が職員へ正しく支払われているかという点につきましては、施設からの実績報告を受けて賃金台帳などにより確認をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　各質問に御答弁をいただきました。

まず、学力向上推進校について、指定を受けている小中学校に限定すると17校でした。市内の全小中学校を合わせると50校以上あるわけです。なので、指定を受けて研修を行っているという学校は、市内の全ての学校の３分の１ぐらいかなと思うんですけれども、そういう状況なんですが、そこで、この一部の学校で行われている学力向上推進校の取組、この成果を市内の学校全体にどのように波及をさせるように考えていらっしゃるのか、認識を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

学力向上推進校は、指定２年目に公開授業を必ず行うこととし、公開授業については、市立学校全校に公開案内を配布し、周知しています。公開授業の後には協議会を開催し、事業者や参観者による意見交換や講師による指導や講話を通して、推進校は学力向上への質の向上を図ります。また、他校の教員は、公開授業で学んだ指導方法や講師の指導内容を自分の学校の学力向上に生かしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　指定を受けている学校で、指定２年目に行われる公開授業について、これが恐らく公開をするとなったときに参加をするかしないかというのは各学校の御判断であったりとか、各先生方の御判断次第なのかなと思うところです。予算をつけて行っているというこの取組について、よい取組ですので、市内の全ての学校や先生方に波及していっていただきたいなと思っております。現在は17校のみでの指定ということですが、全校で行うことができないのかということも含めて、今後、波及の方法について御検討いただきたいと思っています。

この学力向上推進校の取組は、教員の指導力を上げるという点では大変すばらしい制度だと思います。でも、やはり子どもを持つ立場から見ると、学力向上というキーワードを聞くと、児童生徒の点数であったりとか、偏差値であったりとか、こういうものが上がるのかななんていうふうに最初は思ってしまいました。学校や児童生徒の学力につながっていると言えるのでしょうか。学力向上の学力という点について、教育委員会はどのように考えていらっしゃるのか。

また、学力向上推進校のこの取組は、市内の子どもたちの学力向上にどのようにつながっているのか、本市の認識を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

平成15年の中央教育審議会答申では、子どもたちに求められる学力としての確かな学力を、知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などまでを含めたものであると示しております。それに加えて平成29年告示の学習指導要領では、育成を目指す資質能力を知識及び技能、思考力、判断力、表現力など、学びに向かう力、人間性などの３つの力をバランスよく育むことと示しています。各学校は毎年、主体的に学ぶ力の育成や互いに学び合う授業づくりなどの重点項目を設定し、研究や研修の計画を立て、取組を進めております。

令和７年度全国学力・学習状況調査の学校質問調査結果において、学力向上推進校は、市内のほかの学校よりも指導方法の改善や工夫について肯定的な回答が４ポイント高く、児童生徒が自ら計画を立てて学ぶ力についても約20ポイント高い結果でありました。また、学力向上推進校は、市内のほかの学校と比べ、学習や学校生活において、周りの考えを大切にし、協力する力についても、肯定的な回答が７ポイント高い結果でありました。これらの調査結果から、学力向上推進校を指定する取組は、本市が目指す授業の質の向上や児童生徒の学力向上に寄与する取組であると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　御答弁をいただきました。児童生徒が自ら計画を立てて学ぶ力とか、あとは学習や学校生活において、周りの考えを大切にして協力する力。こういう力、非認知能力って言ったりすると思うんですけど、これ、大人になってからすごく社会で必要な力だなと思っていて、そういった点が学力として本市が認識されているということ、そして、この点で効果が見られているということについて大変うれしく思うところです。やはり先生方の意識が子どもたちに伝わっているのかなと思います。となると、子を通わせる親の立場を考えると、自分の子どもが通う学校が学力向上推進校なのか、そうではないのかというところが気になるところです。今後の課題は、この取組を全市に拡大していくことではないかと考えています。

また、このような前向きな取組を行っているということを市内外で周知することができれば、市川市が教育に力を入れているというようなアピールの一つとなるのではないかと思います。市川市の学校に通う子どもたちがより質の高い教育を受けられるよう、市川の公教育が他市に先駆けていくことができるよう期待を込めまして、この項目の質問は以上といたします。

続いて、(2)の幼保小の連携について、現状を伺いました。今年度より各幼児教育施設と各小学校、どちらも架け橋期のカリキュラムを作成しているという御答弁をいただきましたが、これは具体的にどのようなものなのでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

文部科学省は、５歳児から小学校１年生の連携及び体制づくりの取組全体を架け橋プログラムという大きな枠組みとして示しています。架け橋期のカリキュラムはその一環で、子どもの学びと育ちの連続性を保障するための学習計画です。１枚のシートに、各幼児教育施設は園で展開される活動や期待する子ども像など、また、各小学校は小学校生活科を中心とした各教科等の単元構成や期待する子ども像などを記載します。幼児教育施設と小学校が互いに何を目指し、どのような教育活動を展開しているのかが分かるようにまとめたものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　各幼児教育の施設と各学校の子どもたちに対する考え方をすり合わせるというようなものなのかなと思います。

では、これは実際の場面でどのように活用されるのでしょうか、具体的にお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

幼児教育施設と小学校がカリキュラムを共有することで、互いの教育活動について理解を深め、保育内容や教育内容の工夫や改善を図ることを狙いとしております。幼児教育施設は、小学校の教育活動を知ることで幼児に時間を意識して活動させたり、係や当番活動に取り組ませたりしています。一方、小学校は幼児教育施設の活動を知ることで、児童が幼児期に培った経験や知識を踏まえた教育活動を展開することができ、充実した学びへとつなげることができます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　なるほど。例えば元気いっぱい外で遊ばせたいという幼稚園とか保育園の方針、子どもたちが上がってくる小学校では、長い時間椅子に座ってやる勉強をすぐにスタートさせることよりも、体を動かす時間をつくったりとか、面白いカリキュラムを考えたりとか、わくわくする授業を考えたりという工夫ができるのかなと思いますし、逆に早くから長い時間座って行う授業を始めたいという思いの小学校に上がる保育園は、座って先生の話を聞くような時間を長くつくったりとか、そういうような面ですごくいい工夫になるのかなと思います。そうなってくると、さっき初回の質問で述べました、保護者から寄せられているような小１ギャップというのがすごく解消されるのではないかと、すごい期待を持てるものだと思いました。ただ、小１の担任の先生が円滑なクラス運営をしようと考えたときに、実際のところ一番気になるのは、具体的にどんな子どもたちがそのクラス、学校に上がってくるかというところだと思います。

そこで再度伺います。子どもたち一人一人についての引継ぎはなされているのでしょうか。また、その際に、どのようなことに重きを置いて引継ぎをされているのでしょうか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、幼児教育を行う施設と小学校の引継ぎに関わるガイドラインを市立小学校と幼児教育施設に提示しています。引継ぎは、主に小学校の教員が幼児教育施設に出向いて行っております。小学校及び幼児教育施設は、一人一人の子どものよさや成長に関わる内容を共有するほか、幼児教育施設で行ってきた子どもの実態に応じた適切な支援について、切れ目ない支援が小学校でも実施されるよう引継ぎを行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　子どもたちの一人一人の引継ぎについて、小学校の先生が各施設に出向かれているということ、とてもいいなと思いました。小学校に上がってくる子がどんな施設でどうやって遊んでいたのかというようなイメージも湧きやすいなと思いました。架け橋プログラムや架け橋期のカリキュラム策定など、質の高い教育のために御尽力をくださっていること、理解いたしました。

息子が通っていた幼稚園では、小学生のお兄さん、お姉さんが園まで遊びに来てくれてお世話をしてくれたりとか、あと一緒に遊んでくれたりするという機会が実際にありました。息子は、小学生って、かっこいいな、早くなりたいななんて感想を述べていましたけれども、子どもたちの目線に立つと、小学校に上がるということは、急に勉強ばっかりで大変になるんだろうなとか、先生は怖いのかなとか、いろいろな心配が先に立つのかなと思います。でも、子どもたちの交流といいますか、１つ学年上のお兄さん、お姉さんたちとの交流というのは、そんな心配を吹き飛ばしてくれるパワーがあると思います。

架け橋プログラムは国の方針に沿った有効な施策と、とても評価しているものなんですけれども、小学校入学という大きな節目に当たり、これからも当事者である子どもたちや現場に目を向けて、一人一人に向き合っていくことが今後も求められていくものだと思います。質の高い教育を達成するために、幼保小の連携の在り方を今後も御検討いただくと、お願いいたします。

続きまして、(3)の小中一貫教育についても御答弁をいただきました。小中一貫教育として、具体的には教員の乗り入れ授業であったりとか、児童生徒の交流の行事、部活動の見学、体験など、これが学習意欲の向上であったりとか、中１ギャップの緩和、自己肯定感の向上に効果があるということでした。とても理解しました。また、全市的に小中一貫教育を推進していくという御答弁もいただきました。

メリットを挙げていただきましたが、では、３つの学園の中で、小中一貫教育の取組からどのような課題が明らかになってきたのか伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

東国分爽風学園と信篤三つ葉学園につきましては、校舎が離れていることから、児童生徒が交流する際の移動や教職員の連携、調整に課題があると認識をしております。また、乗り入れ授業を担う中学校の教職員の教材研究や移動に要する時間等の負担が生じていることも課題となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　校舎が離れているということに起因する課題、先生の時間的負担という課題、２つの課題について理解をいたしました。そのほかにも、校舎が離れていると、児童生徒の学校間の移動が長くなり、安全面でも少し心配です。この点について、何か工夫されていることはありますでしょうか。

また、東国分爽風学園においては、小学校と中学校の通学区域が一致していないという課題があります。通学する校舎が変わる中１になるタイミングで現場は混乱したりしていないでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　校舎が離れております学校間の交流につきましては、オンラインを積極的に活用することとしております。また、移動授業や交流活動等で児童生徒が他の学校に移動する際には複数の教職員が引率するなど、児童生徒の安全確保を最優先にしているところであります。

一方で、小学校と中学校の通学区域が一致していない東国分爽風学園におきましては、小中一貫教育推進の観点から東国分中学校へ就学を希望し、通学距離などの一定基準を満たした場合には指定学校を変更できることとしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　御答弁いただきました。

最後に、市川市として、小中一貫教育をどのように推進していくお考えでしょうか。今後のビジョンについて伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　高校を持たない市川市では、中学校卒業時点までに未来の社会のつくり手となる子どもたちの知、徳、体の基盤をつくり、高校以上の学校や社会につなげていく責任がございます。その上で小学校、中学校の垣根を越え、義務教育９年間を通して児童生徒に必要な資質能力を育成する小中一貫教育は重要な取組であると考えております。今後も塩浜学園をはじめとした小中一貫教育を実践する先進校の取組の成果等を

検証し、より効果的な小中一貫教育の在り方を研究してまいります。そして、学校と地域の実態やニーズを見極めながら設置手法ごとの特性を踏まえ、市全域で小中一貫教育を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　小中一貫教育を推進していくお考えを伺いました。実は今回、小中一貫教育のメリットであったり、デメリットであったりとか調べていく中で、子どもたちにとって、どんな教育がいいのかを考えていると、私の中で答えが出てこないことがたくさんありまして、どんどん沼にはまっていってしまいました。小中一貫教育のメリットである学習意欲の向上であったり、自己肯定感の確立はとてもよいと思っておりますが、でも、小中一貫教育でなくとも、さきの幼保小の連携の質問の御答弁でいただいたように、カリキュラムの突き合わせであったり、先生方同士の子どもたちについての引継ぎなどでも学習意欲は高められるように感じますし、中学ブロックでの交流行事を企画したり、部活動の見学体験を行ったりと、小中一貫教育でなくとも自己肯定感は高められるように感じました。逆に小学６年生というのは、小学校における最上位学年になりますから、下級生のために何ができるかということを考えるきっかけがあったりとか、また最上級生としてリーダーシップを発揮することができたりとか、小中一貫でないからこそ自己肯定感が高まるというような機会は、もしかしたらより多いのではないかと思いました。

塩浜学園では、とてもスムーズに小中一貫教育が進められている一方、爽風学園や三つ葉学園では、校舎が離れていなければよりいいんだけれどと、校舎が離れて、校舎を１つにしたくなるような課題が今出てきています。一体型の校舎にするということは統廃合を行うというようなことと同じ、似ている意味であって、このことは近隣の住民の方や通っている子どもたちや保護者の方々の意見をよく聞いて、本当に慎重に進めなければいけないことだと思っています。

この小中一貫教育を進めるという方針自体は、もともとは10年ほど前に国の文部科学省が示した方針でありまして、本市においても、この方針に追随しているものなのかなと思っております。文科省のこの方針の意図は何かと考えてみると、特に地方で顕著に進む少子化の波の中、学校の機能を維持させるための１つの解決策としての小中一貫校であるような気がしてなりません。本市においては、幸いなことに少子化の進みは緩やかで、まだまだ現状の学校制度が機能しています。統廃合について考えなければならないのはまだまだ先だと思います。ですので、小中一貫教育を進める際には、その制度が本市に合っているものかどうか。また、子どもたちのためを本当に考えたときに、それが必要であるのかどうか、その点をじっくり御検討いただきたいと思っています。

いずれの施策にも言えることですが、国の施策、方針を受けての制度を変えたり、つくったりという場合には、国がなぜその指針を示したのかという背景までじっくり考えていかなければならないなと強く思っています。市川に住む方々が今どのような状況でどのようなことを求めているのか、現場の声をよく聞いて様々な施策が構築されていくべきだと考えます。本市でさらに質の高い教育が行われ、市内の子どもたちや親御さんが市川の教育という点で誇りを持ってもらえるためにさらなる御尽力をお願いいたしまして、大項目の１つ目の質問を終わります。

続いて大項目の２つ目、保育行政に関しましても御答弁をいただきました。物価高騰の波は教育、保育の現場にも押し寄せています。公立小中学校は１食当たりの単価を増額させました。保育施設に関して言うと、主菜、副菜、汁物が出るお昼の給食のほかにもおやつの提供など、提供しなければならないものが複数ある中での１日当たりの予算が限られているわけです。

まず、公立の保育園について伺います。物価高騰の影響を鑑みて、現在設定している予算内での食事の提供が困難になった場合はどうするのか、本市の見解をお聞かせください。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

今後、公立保育園の給食に係る経費において予算の不足が生じる際には、補正予算の要求も含め対応について検討する必要がありますので、予算の執行状況を注視してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　公立の保育園にあっては、予算が不足した場合は補正予算での増額もあり得るというような御答弁かと思います。ですが、私立保育園の場合はそうもいきません。保護者が実費で負担している4,500円と市から補塡されている１人当たり3,000円の加算分、合計7,500円の中でやりくりをしていかなければなりません。月曜日から土曜日まで毎日登園したとすると、１日300円ちょっとでお昼御飯、おやつを提供する必要があります。各私立保育園では、この7,500円の枠組みの中でメニューや食材の購入方法などでやりくりをされていると伺っています。ですが、とても厳しい状況であると聞いています。それでも、実際に足りなくなってしまった場合はおかずの量を減らすなど、栄養バランスに影響を及ぼし、給食の質の低下を招いてしまうことが懸念されます。

そこで、今後、私立保育園において、質の低下を招くことなく安定的に給食を提供するために、本市はどのような対応を考えていらっしゃるのか伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

物価高騰に直面している保育施設においては、提供するメニューや食材の仕入れ先を見直すことなどにより、給食にかかる経費を据え置くための努力をされているものと認識しております。これらに加えて、物価高騰へのさらなる対応としては保護者負担の見直し、もしくは市からの支援が必要になることが想定されます。具体的には、施設が給食費として実費徴収している保護者負担を増額すること、または市から施設に支給している運営費加算の一時的な上乗せや、食材費に特化した臨時の補助制度を設けるための予算を確保していくことなどが挙げられます。物価高騰が継続している社会情勢の中で給食食材の価格も影響を受けていることから、今後は公立、私立の公費負担のバランスや制度の趣旨を踏まえながら、最も適した方策を検討する必要があると考えております。必要な栄養を確保し、安全、安心な給食を提供できる環境を維持するため適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　前向きな御答弁ありがとうございます。個人的には、現状4,500円の保護者負担額を少し増額するということが現実的なのかなと考えておりますが、親御さんと各園は契約書を年度ごとに交わしているため、年度途中の徴収額の増額は難しいと思われます。物価高騰の波は待ったなしで押し寄せています。今年度もまだ半年残っています。どうか担当部署におかれましては、各保育園の状況に十分に耳を傾けていただいて寄り添った対応をしていただきますようお願いを申し上げます。

続いて、イの公立保育園の給食についても御答弁をいただきました。令和５年６月、本市定例会においても御紹介をしたのですが、本市ウェブサイトの「市川市立保育園給食について」というページを見ると、季節を感じる給食や地域の伝統を大切にした給食など、食べるということを本当に大切にしてくださっていることが伝わってきます。

一方で、その２年以上前の定例会において、私は公立保育園の給食について質問を行い、調理師不足による土

曜日の簡易メニューの改善を要望いたしました。その後も土曜の簡易給食の改善を今か今かと待っておりましたが、残念ながら、今でも袋に入ったクロワッサンとバナナなどの簡易給食が続いているという状況です。

そこで伺います。前回の質問の後、その改善について取り組まれたことはありますでしょうか。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

公立保育園の土曜日給食については、従前はうどんなどの麺類や煮物など簡易的な調理給食を提供しておりましたが、正規職員の定年退職による職員数の減少や、会計年度任用職員が採用に至らなかったことなどにより調理員の人員配置が困難になったことから、令和４年４月末からパンやバナナなど、調理せずに提供できる給食を実施しております。その後、令和７年度より給食調理業務委託を導入し、調理員の配置の充足を目指しましたが、入札不調となったことにより、当初２園を予定していたところが１園のみでの委託実施となっております。

また、併せて調理員の会計年度任用職員について、条件等を見直し継続的に募集してまいりましたが、現時点では土曜日の給食調理を再開できる人員の確保には至っておりません。現在、委託料の設計金額を見直し、今年度中にもう１園の業務委託を実施できるよう準備を進めております。今後は会計年度任用職員の募集を継続しつつ計画的に業務委託を導入して、土曜日における調理給食の早期再開を目指してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　状況は理解いたしました。このまま伺います。

私立保育園の私立保育施設に保育を委託するに当たって、市との協定書を交わしていると聞いております。この協定書の中で給食提供に係る内容とはどのようなものなのでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

保育の実施を委託するに当たっては、市と私立保育施設の間で協定書を交わし、必要な事項を定めております。給食の提供については、給食は施設内で調理し、関係通知を遵守した完全給食とすることを求めております。また、この完全給食とは、開園する全ての曜日について、搬入等によらず、主食、副食等の全てのメニューを自園調理によって提供する給食のこととしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　つまり協定書の中では、開園日は全て搬入によらず、主食、副菜等の全てのメニューを自園調理することを私立保育園には求めているということです。調理員の人員配置が困難な状況であるということでしたが、これは公立の保育園に限った悩みではありません。どこでも人員配置には苦労しながらも、私立保育園はこの協定を守るために尽力をされています。令和４年４月末から簡易給食ということは、この状況が３年以上続いているということです。この間に保育園を卒園されていったお子さんもたくさんいることと思います。これ以上、悠長に待っていられません。

本来、公立保育園は市内の数ある保育園の基幹園として、本市の保育のあるべき姿を波及させるという役割も持っているものと考えます。今の状況をどのように受け止めて、どのように改善しなければならないのか、いま一度お考えをいただき、子どもたちのことを考えてスピード感のある対応をしていただきたいと思っております。今後の議会でも伺ってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

最後の項目になります。いちかわ手当の支給方法について御答弁をいただきました。このいちかわ手当について、働く側からは不透明との声があります。本市は、いちかわ手当が正しく支給されていることをどのように認

識、確認しているのでしょうか。また、現在の支給方法だと、園側の裁量で恣意的に支給できることが可能なのではないかと、ふと思ってしまったりしましたが、その点についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

いちかわ手当で加算されている金額をそれぞれの職員に理解していただくことは保育士確保のためにも重要なことと考えております。そこで、本市ではいちかわ手当の加算の要件の一つとして、当該加算を活用して実施する処遇改善の額及び内容を定める給与規定及び給料表等を書面で整備し、職員にその額及び内容等をあらかじめ明示することを求めており、各施設に周知しております。いちかわ手当により施設に加算した金額が職員へ正しく支払われているかという点につきましては、施設からの実績報告を受けて賃金台帳などにより確認をしております。

また、いちかわ手当の支給に当たっては、施設長及び職員の給与が地域の賃金水準と均衡が取れていること、初任給、定期昇給について職員間の均衡が取れていること、一部職員にのみ、他の職員と均衡を失する手当が支給されていないことなども要件としており、恣意的に一部の職員に支給額が偏ることを防ぐ制度としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　均衡が取れているかという点についてですが、均衡が取れているか否かというところの判断って、非常に難しいものなのかと思います。理解はいたしました。

このまま伺います。いちかわ手当の現在の支給方法について、市としてはメリットとデメリットをどのように考えていらっしゃるのでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

初めに、現在のいちかわ手当の支給方法のメリットです。いちかわ手当は人件費比率が高く、また、職員の平均経験年数が長い施設に対しては支給額が多くなるように設計されており、最大で保育士１人当たり月額11万3,200円が施設に支給されます。また、本市が支給した加算の職員への配分については、勤務年数などの状況に応じて施設ごとに柔軟な処遇改善ができる制度としており、給与水準を他市と比較して高く設定することができるようになっているため、このような施設においては、職員の確保や定着率の向上に一定の寄与をしているものと認識しております。

一方、デメリットとしては、人件費比率が低く、また職員の平均経験年数が短い施設については、保育士１人当たりの支給額を比較した場合に近隣の自治体より低くなる場合がございます。また、支給額を固定し、定額としているような自治体と比べた場合、実際に加算された金額が保育士に分かりにくいといった課題があると認識しております。

なお、支給額の配分を施設に委ねていることについて、施設側からの意見としては、法人内の給与体系上、他市に展開する施設とのバランスを保ちやすい、職員の年齢やスキルに差があることから、勤続年数や職責、貢献度に応じた柔軟な配分が可能となっており、人材確保に有利に働くといった肯定的な意見がある一方で、定額を支給した場合のほうが職員に対して説明がしやすい、管理が容易になるので事務負担を軽減できるといった声もございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　伺いました。施設ごとの柔軟な処遇改善ができる一方、その金額の明示方法が給与明細であったり、念書のお知らせだったりと、園によって違うようです。働く方からも、分かりにくいし、ほかの園との比較ができないといったような声が届いています。支給方法がばらばらで見えにくいという、このことがいちかわ手当そのものの周知を妨げているように思えてなりません。何かしら保育士さんたちが比較できるようなコンテンツがあればいいなと考えます。

こども家庭庁では、本年４月から人件費なども含めた保育園の経営情報の見える化に取り組んでいると聞いています。この制度に対する本市の対応状況はいかがでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

昨年６月の子ども・子育て支援法の改正により、保育所等における継続的な経営情報の見える化の制度が令和７年４月から施行され、保育所などの設置者は施設ごとに経営情報を報告することが義務づけられるとともに、モデル給与や人件費比率などが公表されることとなりました。この制度により、保育現場で働くことを希望する保育士などが各施設の情報を容易に比較検討できるようになることから、職場の選択やキャリアの検討の支援に寄与することとされております。

本制度の報告及び公表に当たっては、国が整備、運用する子ども・子育て支援情報公表システム、通称「ここｄｅサーチ」を使用することとなっております。このシステムは令和２年度から運用が開始されており、これまでは保護者が施設を選ぶ際などに必要な情報を簡単に入手できるよう、各施設の情報をインターネットで検索、閲覧ができることが可能となっておりましたが、今年度からは新たに経営情報に関する項目を追加して運用されております。報告される情報は人事配置のほか、職員給与、モデル給与、収支の状況、人的資本に関する事項の５項目となっております。例えば職員給与に関する項目では、各種処遇改善等加算の取得状況のほか、施設に従事している全職員の勤続年数、資格、支払い賃金などが報告対象となります。一方で、これらは職員個人の情報が多く含まれることから非公表とされております。このため職員個人への支給実績ではなく、施設の賃金規定等の根拠に基づき、職種や経験年数等に応じてモデル化された給与額であるモデル給与の公表が義務づけられております。

なお、報告対象となるのは令和６年４月以降に始まる事業年度で、報告期限は事業年度終了後５か月以内とされております。例えば事業年度の終期を令和７年３月末日としている事業所は、令和７年８月末日が報告の期限となります。本市では、既に多くの事業所の報告が完了しておりますが、期限を過ぎても報告が確認できない施設もあることから、これらの施設には速やかに対応を行うよう求めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　いただいた御答弁によると、公開されるものというのはモデル給与に限られるということなので、どこまで園の違ったところで比較できるかというところに関しては不明瞭ではありますが、ほかの園やほかの同僚の給与体系が全く分からないという今の状況は、うまくいけば打破できるかもしれません。いちかわ手当として多くの予算を割いていますし、これだけしっかりと多岐にわたる処遇改善の加算、優遇がある自治体はそうそうないと私自身が自負しているだけに、透明性と納得感のある支給が行われることを望んでいます。

保育は町の未来への投資です。子どもも保護者も、そして現場で働く人々も安心と信頼を持てる保育行政となるよう、本市の一層の取組を求めまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　越川雅史でございます。昨日、９月29日の私の一般質問における放課後子ども教室に係る質疑応答に際し、異なる答弁者に対し同趣旨の質問を重ねたところ、総務部長は端的に言って、仕様書の規定と乖離した業務運営を検出しておりますと明言したのに対し、教育長は不適正な事務処理が行われていた蓋然性が高いなどと、やや曖昧な答弁にとどまったほか、学校教育部長に至っては調査中などと繰り返し事実上答弁を避けるなど、三者三様の答弁がなされました。議場における発言は正確を期す必要があるはずですが、このように同趣旨の質問に対し三者三様の答弁がなされてしまえば、事の真相がうやむやになってしまい、行政を監視するという議員の職責を果たすことができません。

また、学校教育部長は調査中と繰り返すことで実質的に答弁を拒絶していたのに対し、総務部長は端的に言って、仕様書の規定と乖離した業務運営を検出しておりますと、調査の結果、判明した事実を断定的に述べている事実が認められます。この点に鑑みれば、総務部長には、調査中であるにもかかわらず、職務上知り得た秘密を議場で無用に暴露したのではないかとの情報漏えい疑惑が生じてしまう一方で、学校教育部長には、既に仕様書の規定と乖離した業務運営を検出していたにもかかわらず、総務部長が白昼堂々と答弁したように、この事実は広く市民に開示できるものであるにもかかわらず、これを合理的理由なく、隠蔽を試みたのではないかとの疑惑も生じてしまいます。

総務部長が職務上知り得た秘密について、無用に暴露する形で情報漏えいに至ったのか、それとも、学校教育部長が憲法が規定する住民自治の理念に基づく情報公開を拒み、既に発覚した重要事実の隠蔽を不当に試みようとしているのか、いずれにしても、容易に看過できるものではありません。議長におかれましては、一体何が真実なのか、３者の答弁を整理する必要があるかと存じますので、まずはこれを求めます。

併せて真実は１つであり、答弁者３者のうち、少なくとも２人については端的に真実を答弁しなかったという疑いが生じますので、３者のうち、少なくとも２人については、地方自治法第131条に基づき、議長より注意する必要があるかと思いますので、これを要請するものですが、議長の御見解を求めます。

○大久保たかし議長　後刻、発言等を調査の上、回答申し上げます。よろしいでしょうか。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後１時開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

太田丈之議員。

○太田丈之議員　参政党所属、無会派の太田丈之です。通告に従いまして、一問一答にて質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

大項目１、生活保護制度について質問いたします。

本日午前中のにしむた議員への答弁によりまして、本市における外国籍を有する方が世帯主となっている世帯は約230世帯で、全受給世帯約6,700世帯の約3.4％であることは承知をしました。2023年度、全国では約2.9％であることから、本市は現在で国の数字よりは0.5％程度高いということになります。

そこで、本市における日本国籍を有する者が世帯主である世帯数と、そのうちの生活保護受給世帯数、また、

外国籍を有する者が世帯主となっている世帯と、そのうちの生活保護受給世帯についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市の住民基本台帳に基づく世帯人口は、今年の８月現在で日本国籍を有する者が世帯主となっている世帯は約24万9,000世帯で、そのうち生活保護受給世帯は約6,470世帯で、全体の約2.6％でございます。また、外国籍を有する者が世帯主となっている世帯は約１万5,000世帯で、そのうち生活保護受給世帯は、先順位者に御答弁しましたとおり約230世帯で、全体の約1.5％でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。本市の場合、日本国籍の世帯に比較をすると、外国籍の世帯は１％程度、受給世帯割合が少ない。100件当たりにすれば、世帯主が日本国籍の世帯では100件当たり2.6件、外国籍の世帯では100件当たり1.5件となります。

では、過去５年間における日本人からの生活保護の申請件数と開始した件数及び外国人からの生活保護の申請件数と開始した件数をそれぞれお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

日本人世帯からの生活保護の申請件数と開始件数につきましては、令和２年度の申請件数は1,022件で開始件数は980件、令和３年度の申請件数は963件で開始件数は919件、令和４年度の申請件数は931件で開始件数は876件、令和５年度の申請件数は911件で開始件数は845件、令和６年度の申請件数は939件で開始件数は869件でございます。

次に、外国人世帯につきましては、令和２年度の申請件数は17件で開始件数は16件、令和３年度の申請件数は22件で開始件数は18件、令和４年度の申請件数は11件で開始件数は10件、令和５年度の申請件数及び開始件数、ともに14件、令和６年度の申請件数は24件、開始件数は23件でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。５年間、ちょっとまとめますと、日本国籍が申請が4,766件中、開始が4,489件、94.2％、外国籍が申請が88件中、開始81件、92％となり、生活保護開始に当たり、本市では、数字上ですけども、外国人が特に優遇されていることはないと理解いたしました。

次に、(2)国籍ごとの受給率についてお伺いします。

日本に在留する外国籍の方は近年増加し続けており、市内でも多くの外国籍の方を見かける機会が増えました。本市には様々な国籍の方が暮らしていて、その中には雇用情勢や病気などにより収入が減少し、生活に困窮する場合もあると考えます。

そこで、本市在住の外国籍を有する者が世帯主の世帯のうち、生活保護を受給している世帯について、主な国籍と国籍ごとの受給率をお伺いします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

生活保護受給世帯で世帯主が外国籍を有する者の世帯のうち、主な国籍はフィリピンが最も多く、約31.2％で、次に韓国が約27.7％、中国が約11.3％、タイが約6.5％でございます。これらの国籍ごとの市内在住者に対する生活保護の受給率としましては、フィリピンが約7.7％、韓国が約7.1％、中国が約0.7％、タイが約5.5％で

ございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。

それでは、次に進みます。(3)申請を審査する際の各大使館への照会件数及び各大使館などからの回答状況、当該国が支援をすると回答したケースなどについてお伺いします。

外国においても、生活保護と同様の制度を持つ国が多数存在します。外国籍を有する者が生活に困窮した場合には、まず、その本国からの保護をされるのが当然のことであります。

そこで、外国籍を有する者から生活保護の申請があった場合には、本国による保護ができないか、大使館などに照会を行っているのか。また、行っている場合、その照会件数及び回答状況についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

外国籍を有する者の生活保護につきましては、昭和29年５月８日付社発第382号厚生省社会局長通知により、日本国籍を有する者に対する取扱いに準じて保護を行うこととされております。この通知の中で、外国籍を有する者から保護の申請を受けた実施機関は都道府県知事に報告することとされております。また、報告を受けた都道府県知事は、当該外国籍の者がその属する国の領事館などから必要な保護または援護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知することとされております。本市としましては、外国籍を有する者から生活保護の申請を受理した際には千葉県に報告をしており、市から直接大使館などに照会することはございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　太田議員。

○太田丈之議員　領事館などへ確認するのは県であり、都道府県が当該外国籍の者の領事館などから必要な保護などを受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知することとなっているということですが、そのような通知が実際にどんな形で市になされているのか、通知の内容について教えてください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

千葉県より、令和７年３月31日付で外国人に対する生活保護の措置に係る取扱いに関する通知がなされております。通知の内容としましては、各国の大使館などから、自国で必要な保護または援護することができないことを確認した57か国が記載されております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。この千葉県からの通知ですけども、これはどういうことかというと、記された57か国については、自国民が日本で生活に困窮していても保護または援護するつもりはないので一々連絡はしてくるなということであり、回答もないということであります。この57か国は自国民を救済するつもりはなしということで、非常に人道上の問題があるのではなかろうかなと思います。

この57か国の大半は、いわゆるアフリカなどの発展途上国ですが、アメリカ、イギリス、韓国、そして中国も含まれています。これらの国は自国民を救済するつもりがないということで、今定例会でも日本人ファーストというテーマを挙げていただいた質問がありました。今まで存在感が薄かった我々を取り上げていただくのは大変うれしい限りではございますけれども、こういう意味合いを持って、まずは自国民を、自分の家族をしっかりと

守っていくという姿勢、決して外国人差別をテーマとして言っているような話ではないということをお伝えしておきます。

さらに、次、朝鮮、台湾について、県への報告自体も、これは不要となっています。これには理由がありまして、そもそも昭和29年の通知で、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて、左の手続より必要と認める保護を行うとして始まった。この外国人への生活保護は、そもそも終戦前は日本であった朝鮮、台湾が講和条約の発効で日本ではなくなってしまったんです。そのため、日本にいるものの、日本国籍を喪失して外国人扱いとなってしまった朝鮮の方、台湾の方がたくさんいらっしゃったので、その救済措置として、この昭和29年通知、外国の方にもという生活保護が行われたものであります。これについては、当時の事情を勘案すれば合理的な判断だったのかと思います。

このように、外国人生活保護は戦後の朝鮮人、台湾人を救済するために始まったものです。しかし、それから既に70年以上も経過して、当時の方たちはほとんど亡くなっているということもあり、今後、本市が外国人との健全な共生社会を実現していくためには、さすがに見直しが必要なものと思います。

では、(4)外国籍を有する本人の預貯金等の資産のほか、本国の家族への扶養照会や海外口座への送金状況の調査について質問します。

外国籍を有する者に対する生活保護の適切な運用を図るため利用条件を明確化し、厳格に判断していく必要があります。この外国籍を有する者について、預貯金などの資産のほか、本国の家族に対して扶養義務に関する照会を行っているのか。また、海外の金融機関への送金の状況などについて調査を行っているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

外国への預貯金や不動産などの資産の調査は、法的な根拠や厚生労働省からの処理基準なども示されていないことから、調査する範囲は日本国民と同様に日本国内のみとしております。また、扶養の照会も同様に日本国内のみとしており、近隣市も含めて外国への調査などを実施している事例は確認はできておりません。

なお、本市では、過去に大使館に対して、政府及び金融機関への調査の可否についての照会や、海外在住の親族に対しましては扶養の照会をするなど、独自に調査を実施した経緯がございますが、いずれも回答はございませんでした。

調査に当たりましては、言葉や手続の問題、また、実施しても調査費用や調査先、調査方法などの把握に相当の時間と労力を要すると想定されますが、それ以上の効果を期待できないと判断しているところでございます。海外への金融機関口座への送金の状況につきましては、生活保護費から送金することにより、最低限度の生活に支障が生じていないか、未申告の収入を得て送金していないかなど、確認が必要な際に金融機関の口座状況を調査するなど適時確認をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。今の御答弁にもありましたけれども、この出入金調査につきましては、受給者の自己申告がなければ実際調査は困難で、本人以外の名義の預金口座を使うなど、隠そうと思えば、そうそう簡単には見つからないものとされていて、実態が確認できないのが現状であります。悪いことをしようと思えば、簡単に不正ができてしまう状況であるということです。

このように、外国人生活保護には様々な問題があります。そもそも外国人が生活保護を受給するには永住者、日本人の配偶者など特別永住者在留資格が必要で、その要件として、独立の生計を営むに足りる資産または技能

を有することというのがあります。日本で生活するためには自分自身で生計を立てられることが前提であり、もしそれができなくなった場合、■■■

本市の外国人の数を国籍別に見ますと、令和７年４月１日現在で多い順に、中国国籍が6,932人、ネパール国籍が2,756人、ベトナム国籍が2,686人、フィリピン国籍が1,752人、韓国国籍が1,369人となっており、この５か国で外国人全体の約69％を占めております。

最後に、本市に経営管理の資格で在留する外国人の数の推移でございますが、いずれも４月１日現在で、令和３年は208人、４年は202人、５年は205人、６年は218人、７年は222人となっており、ほぼ横ばいで推移しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。今のところ、外国人が経営管理ビザを使用して本市に大量に流入しているということはないようですけども、いつターゲットになるかも分かりませんので、注意は必要かなと思います。

ただし、外国人の総数については、令和４年４月１日時点で１万6,554人だったものが令和４年、１年間で1,400人増、令和５年、１年間で約2,100人増、令和６年は１年間で約2,500人増と、計２万2,503名と物すごい勢いで増加しており、今後、どうやって外国の方と共存共栄していくのか、外国人との健全な共生社会を実現していくために、本市の対応が今のままで本当にいいのかを考える必要があると思います。

では、次に進みます。続きまして大項目３、国民健康保険について質問いたします。

2023年度以降、在留外国人は、４割強が国民健康保険未納となっている疑いがあります。東京都板橋区の調査では、外国人世帯の44.8％が未納、同じく東京都新宿区では、賦課額20億円に対し納付額が８億7,000万、56％が未納とのことです。

そこで、本市の日本国籍、外国籍、それぞれの国民健康保険税の納付率はどのようなものかお聞かせください。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

国民健康保険の外国籍加入者の国民健康保険税の納付率につきましては、現在、外国籍世帯主の納付率が算出できる自治体が150市区町村にとどまっており、本市の国民健康保険税の賦課収納システムについても、日本国籍と外国籍の世帯主別の納付率を算出できない状況にあります。国は、令和８年度に全国の自治体に対して財政支援を行い、国民健康保険税の納付状況を国籍情報と結びつけて把握できるよう、情報システムの改修を求めていくことを予定しています。本市においても、このような国の動向に合わせて適切に対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。板橋区の例は、都内でも納付状況がまだよいほうとされていますが、同じ割合で在留外国人の国保未納が全国で起きているという仮定で推計した場合、全国の自治体を合算すると、年間4,000億円以上の国保が外国人によって納付されていないということになります。

次に、本市における国民健康保険税の収入未済額の推移はどのようになっているか。また、日本国籍を有する者と外国籍を有する者の滞納状況はどのようになっているかお聞かせください。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　本年度より国民健康保険税の滞納整理事務が財政部のほうに移管されたため、私よりお答えをさせていただきます。

まず初めに、国民健康保険税の収入未済額につきましては、これまで所管部のほうにおきまして、法令に基づ

く適切な滞納整理を行い、収入未済の縮減に努めてきたことから、国民健康保険税の収入未済額が最も多かった平成22年度末の約84億6,200万円から、令和６年度決算では約21億5,500万円と年々減少してきており、ピーク時の４分の１程度まで縮減してきている状況となっております。

次に、日本人と外国人の国民健康保険税の滞納状況につきましては、直近の本年８月末日現在で申し上げますと、まず滞納者の人数につきましては、全体の滞納者１万3,381人のうち、日本人の滞納者は9,638人で全体の約72％となっており、外国人の滞納者は3,743人で全体の約28％となっております。また、滞納額につきましては、全体の滞納額18億3,300万円のうち、日本人の滞納額は14億6,200万円で全体の約80％となっており、外国人の滞納額は３億7,100万円で全体の約20％となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。本市では、滞納額全体の20％、３億7,100万円が外国人による滞納となります。

では、次に、(2)日本国籍を有する者と外国籍を有する者別の本市が把握している医療機関における未収金について伺います。

病院間の収支報告を取りまとめている病院団体の実態調査によると、日本全国で病床数200床以上の基幹病院35か所で2022年に未払いとなっている医療費は、窓口ベースで平均２億2,000万程度となっています。新宿区や板橋区のデータが示すように、特定のエリアに特定の国籍の方の移動が集中しているという傾向も見られ、国保制度を組織的に悪用している可能性も指摘されています。

そこで、本市が把握している医療機関における未収金についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

医療を受けた場合に受診者が医療機関の窓口で支払う一部負担金の未収金については、医療機関と受診者間の債権債務問題であること、市が情報を把握する手段がないことから未収金情報は把握していません。

なお、本市が開設している医療機関である市川市急病診療所及び市川市休日急病等歯科診療所において、未収金はありません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　太田議員。

○太田丈之議員　本市では情報を把握する手段がないということでございますけれども、厚労省がアンケートをやっておりまして、その結果によりますと、2023年、外国人患者の受入れ実績がある病院のうち、18.3％が外国人患者による未収金を経験しており、未払い金が発生した病院の平均未払い件数は平均3.9件、総額が平均49.6万円となっています。１件当たりの未払い金額の大半は５万円以下ですが、１件1,800万以上というケースも報告をされております。このデータには、日本の健康保険に加入していない方も含まれますが、調査対象となった医療機関の中で未収金を経験した516病院だけ見ても、在留外国人の総未払い金額は約１億7,600万円に達しており、医療機関の経営に無視できない影響があるものと考えます。

では、次に進みます。(3)日本国籍を有する者の加入者数と外国籍を有する者別の総医療費及び高額療養費支給額についてお伺いします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

令和７年４月１日時点の日本国籍の国民健康保険加入者は約７万人で、加入者の90％を占めています。本市国

民健康保険の令和６年度の保険者負担額のうち、医療費給付分は約217億円であり、そのうち日本国籍分が約212億円で98％、外国籍分が約５億円で２％となっています。また、高額療養費分は全体で約30億円であり、そのうち日本国籍分が約29億5,000万円で98％、外国籍分が約5,000万円で２％となっています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。日本人の加入者の高齢化が進み、外国人の加入者は労働者として日本に入ってくるケースが多いので、日本人加入者より若いんですね。総医療費、高額療養費とも、日本人に比較をすると、日本人により多くの給付が行われているということになります。これをもって、日本の国民健康保険は外国人が支えているという意見が聞かれましたが、そもそも保険料をしっかり払っている外国人は全体の６割程度でありまして、残りの４割は地方自治体が穴埋めをしているというのが現状であります。

次に進みます。(4)未納、滞納の確認方法と確認された場合の措置についてお伺いします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

国民健康保険税の滞納状況につきましては、市税と同様に滞納管理システムにおいて管理しており、職員が随時滞納状況の確認を行い、未納があった場合には速やかに納付を促すことにより早期の収納に努めているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。

では、外国人が未納や滞納した場合にどのような対応をしているのか。また、外国人が滞納したまま出国した場合にはどのような対応になるのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　外国人が国民健康保険税を滞納した場合については、市税と同様に、税の公平性の観点から、国籍を問わず、法令に基づいた適正な収納対策に努めており、納税通知書を送付して納期限までに納付されない場合には、督促状を送付した上で電話や文書による催告等の手続を行っております。また、度重なる文書催告等にも応答がない場合や、納税の誓約をしたにもかかわらず、正当な理由もなく履行しない場合には、外国人であっても、日本人と同様に法律の規定に基づき財産調査を行い、滞納処分をすることが可能な財産を発見できた場合には差押え等の滞納処分を執行することとなります。また、外国人が国民健康保険税を滞納したまま出国したといたしましても、継続して財産調査を行い、滞納処分をすることが可能な財産を発見した場合には差押え等の滞納処分を執行しておりますが、差押えできる財産が発見できなかった場合には滞納処分の執行停止を検討することとなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。これらの未納対策として、24年度の報告では13億円もの国保未納、不納欠損に見舞われている新宿区など、一部自治体では、既に滞納対策課を設置して督促、徴収を進めています。

課題点として、現行の制度では、現在、滞納がある方でも別の自治体に引っ越しすれば、新たに国保に加入して医療を受けることができるということをお伺いしました。例えば市川市で医療を使って、お金を払わないで滞納分、あったものを踏み倒して隣の松戸市に引っ越ししますと。そして、そこで新たに国保に加入して受診ということができてしまう。このように、仕組みがおかしい部分は早々に修正をしないといけないと思いますけれど

も、今のところ、国に修正の予定はないということでございます。

一方、東京出入国在留管理局、入管では、地方入管と自治体が情報を共有し、納付を促進する制度を開始しています。この制度は既に横浜市、豊島区で実施され、板橋区でも本年度2025年度から導入をされたようです。本市においても、導入の検討をよろしくお願いしたいと思います。

では、最後に、滞納者はどのような処遇になるのか。資格確認書、今年から保険証の代わりに送られているカードですけども、このようなものを送付しているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

国民健康保険税を長期間滞納している方や高額滞納となっている方は、国民健康保険法第54条の３の規定に基づき、医療機関等の窓口で自己負担額が10割となる特別療養費の対象者として、専用の資格確認書や資格情報通知書を送付しています。特別療養費の対象者の方が、後日、特別療養費の支給を申請する際には、滞納となっている国民健康保険税の納税相談を行った上で特別療養費の支給を行っており、相談内容によっては、支給される特別療養費を滞納している国民健康保険税の納付に充てています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。国保未納が問題なのは、これら国保欠損は全て地方自治体、すなわち本市が一般会計より法定外繰入金で穴埋めをすることになるからです。つまり市民の納めた税金で外国人が支払うべき保険料の足りない分を立て替えているということになります。

外国人は３か月の滞在で国民健康保険に加入することができます。経営管理ビザを使い、会社を設立すれば、すぐ社会保険に加入ができます。そして、高額療養費制度の対象となることができます。さらに、手術、治療が終わったら、保険料未納のまま、さっさと自国に帰ってしまう方もいらっしゃいます。今後、市川市民の命と生活及び市川市の税金をしっかりと守っていくため、そして外国人との健全な共生社会を実現していくために、国民健康保険についても早急にルールを見直す必要があると思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。御答弁、どうもありがとうございました。

○大久保たかし議長　以上をもって……。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　とくたけ純平です。議事進行発言をさせていただきます。

先ほど行われた参政党、太田議員の一般質問において、生活保護を利用している外国人は自国に帰るべきだというような発言があったと認識をしています。これは不穏当な発言と考えられるばかりでなく、ヘイトスピーチ解消法に触れ得るものだというふうに受け止めました。後刻で構いませんので、議長には議事録を確認の上、適切な対応をお願いしたいと思います。

○大久保たかし議長　後刻調査の上、御報告申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　越川雅史でございます。令和７年９月９日、松永鉄兵議員は、本会議場において政務活動費の返還請求を受けたことに関する説明を行う中で、「■■■

そこで、去る９月16日に開催されました決算審査特別委員会において、私から議会事務局に対し、松永議員は政務活動費の収支報告に係る領収書を提出していたのか確認しましたところ、議会事務局からは、領収書の提出とは、支出伝票に領収書を添付して提出することを指す。松永議員については、支出伝票に領収書を添付して提出した事実はない旨の答弁がなされました。つまり事務局の見解と松永議員の主張は食い違っているわけですが、この点、松永議員は、その場にいながらも答弁に抗議をする、あるいは答弁の修正を求めるなど、特段の反応を示すことはありませんでした。議場における発言は正確を期す必要があることから、松永議員の発言につき、議長において整理する必要があるかと存じますが、議長の御見解を伺います。

○大久保たかし議長　発言を確認した上で、後刻、御報告申し上げます。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。議事の都合により、明10月１日の１日間休会することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって明10月１日の１日間休会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後１時42分散会

第　　10　　日

令和７年 10 月２日（木曜日）

令和７年９月市川市議会定例会議事日程（第 10 号）

令和７年 10 月２日（木曜日）午前 10 時開議

第１　認定第１号　令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について　（委員長報告）
第２　発議第11号　国における2026年度教育予算拡充に関する意見書の提出について
第３　発議第12号　義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
第４　発議第13号　最高裁判決に基づき全ての生活保護受給者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書の提出について
第５　発議第14号　核兵器禁止条約再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
第６　発議第15号　多文化共生社会実現のための予算措置と法整備を求める意見書の提出について
第７　発議第16号　最低賃金の引上げに向けた支援強化を求める意見書の提出について
第８　発議第17号　千葉県営水道料金の値上げ先送りを求める意見書の提出について
第９　発議第18号　持続可能な学校の実現を目指す意見書の提出について
第10　発議第19号　少人数学級の推進、定数改善も含めた教職員の働き方改革及び義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書の提出について
第11　発議第20号　パレスチナの国家承認を求める意見書の提出について
第12　発議第21号　大阪・関西万博パビリオン建設工事における未払い問題に対する早急な対応を求める意見書の提出について
第13　発議第22号　いわゆる不法滞在者ゼロプランの撤回を求める意見書の提出について
第14　発議第23号　長生炭鉱水没事故に関する遺骨収容と責任ある対応を求める意見書の提出について
第15　発議第24号　田中市長に対し、議場での発言の取消しを求める決議について
第16　委員会の閉会中継続審査の件
第17　委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　認定第１号　令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について（委員長報告）
日程第２　発議第11号　国における2026年度教育予算拡充に関する意見書の提出について
日程第３　発議第12号　義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
日程第４　発議第13号　最高裁判決に基づき全ての生活保護受給者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書の提出について
日程第５　発議第14号　核兵器禁止条約再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
日程第６　発議第15号　多文化共生社会実現のための予算措置と法整備を求める意見書の提出について
日程第７　発議第16号　最低賃金の引上げに向けた支援強化を求める意見書の提出について
日程第８　発議第17号　千葉県営水道料金の値上げ先送りを求める意見書の提出について
日程第９　発議第18号　持続可能な学校の実現を目指す意見書の提出について
日程第10　発議第19号　少人数学級の推進、定数改善も含めた教職員の働き方改革及び義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書の提出について
日程第11　発議第20号　パレスチナの国家承認を求める意見書の提出について
日程第12　発議第21号　大阪・関西万博パビリオン建設工事における未払い問題に対する早急な対応を求める意見書の提出について
日程第13　発議第22号　いわゆる不法滞在者ゼロプランの撤回を求める意見書の提出について

日程第14　発議第23号　長生炭鉱水没事故に関する遺骨収容と責任ある対応を求める意見書の提出について

日程第15　発議第24号　田中市長に対し、議場での発言の取消しを求める決議について

日程第16　委員会の閉会中継続審査の件

日程第17　委員会の閉会中継続調査の件

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子
宮　本	均
大　場	諭
稲　葉	健　二

小	泉	文	人
石	原	よしのり	
増	田	好	秀
越	川	雅	史
中	山	幸	紀
松	永	鉄	兵
竹	内	清	海
加	藤	武	央
岩	井	清	郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田	中	甲
副市長	松	丸	多一
副市長	本	間	和義
代表監査委員	植	草	耕一
教育長	高	木	秀人
危機管理監	今	井	隆
市長公室長	後	藤	貴志
総務部長	蛸	島	和紀
企画部長	小	川	広行
財政部長	田	中	雅之
管財部長	湯	本	明男
情報管理部長	川	島	俊介
文化国際部長	山	影	聡香
スポーツ部長	西	村	直
市民部長	吉	田	一弘
経済観光部長	宮	内	徹
こども部長	山	室	繁央
福祉部長	鷺	沼	隆
保健部長	横	山	京子
環境部長	佐	原	達雄
街づくり部長	小	塚	眞康
道路交通部長	米	崎	勝則
下水道部長	大	塚	信之
行徳支所長	秋	本	賢一
消防局長	吉	村	和弘
選挙管理委員会	荒	井	義光

事務局長			
農業委員会事務局長	岩	佐	伸　幸
会計管理者	岩	井	滴
教育振興部長	根	本	泰　雄
学校教育部長	池	田	淳　一

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝　広
事務局次長	町	田	茂　幸
議事課長	米	津	孝　成
（議事担当）			
主幹	金	子	貴　一
主査	神	谷	尊　正
主査	大	場	辰　磨
主任	北	川	陽　介
主任書記	三	澤	啓　成
（調査担当）			
主幹	渡	辺	孝　文
副主幹	岡	澤	英　康
主任	荒	木	智　貴
主任書記	伊	藤	祥　太

会　　議

午前10時45分開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、去る９月30日のとくたけ純平議員の議事進行に関する発言に対し、太田丈之議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

太田丈之議員。

○太田丈之議員　大変貴重な時間をお借りいたしまして申し訳ございません。

去る９月30日の私の一般質問中、生活保護制度についての質問において、「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」と発言した部分及び「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

らもありましたとおり」と、総務部長と同様の認識を有する旨、御答弁をさせていただいております。

教育委員会といたしましては、越川議員から指摘のあった業務委託契約においては、仕様書の規定と乖離した業務運営を検出しており、不適正な事務処理が行われていた蓋然性が高いと考えられ、この業務委託契約のほか、他の同一の業務委託契約につきましても、教育委員会において調査中であるとするものであり、これをもって越川議員御指摘の３者の答弁の整理といたしたく、議長におかれましては、よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

最後に、このたびは理事者の答弁におきまして、その前提となる事情を欠いた答弁などにより、御質問の趣旨に沿ったものとは言えない答弁となるなど反省すべき点があったことを深く受け止め、今後このようなことがないよう、市長指揮の下、指導監督に努め、理事者一同、十分注意をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　次に、学校教育部長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

学校教育部長。

○池田淳一学校教育部長　本会議におきまして貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。

去る９月29日の越川雅史議員の一般質問に対する私の答弁におきまして、ただいま松丸副市長から説明がありましたとおり、前提となる総務部長の答弁の引用を欠き、御質問の趣旨に沿ったものとは言えない答弁をしておりました。これまでの越川議員への答弁におきまして、反省すべき点が多々あったことを深く受け止めております。今後はこのようなことを起こさないよう、今まで以上に答弁の内容を十分に精査し、真意が伝わるように十分注意して答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　この際、理事者各位に申し上げます。議場における発言は、慎重を期し発言することは言うまでもないところであります。今後の発言に当たっては慎重にされるようお願いいたします。

また、学校教育部長に申し上げます。このたびの発言につきましては、議会の円滑な運営及び議事の公正を確保する上で不適切なものであったというふうに判断をいたします。今後の発言に当たっては、より慎重にされるよう、議長として、ここに厳重に注意を申し上げます。

以上のとおりでありますので、越川議員におかれましては御了承願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　越川雅史でございます。副市長のお話、そして議長の注意、拝聴させていただきました。今回はこれで素直に受け入れたいと思いますが、世の中には仏にまつわる言葉が幾つかございます。そのうちの一つに、先日御紹介させていただいた「仏の越川」という言葉がありますが、その一方では「仏の顔も三度まで」という言葉もございます。放課後子ども教室の答弁をめぐり、６月定例会、決算審査特別委員会、９月定例会と、既に３度も、いや、答弁回数で言えば、それ以上の不適切な答弁がなされています。また、学校教育部長が議長より注意を受けたのは、これで２度目であります。不適切な答弁をして、後で問題になったら謝りさえすれば全て済むというものでもありませんし、あたかもこぼれたミルクをいとも簡単に元に戻せるかのように、発言の取消しをすれば万事オーケーというものでもないはずです。12月定例会において適切な改善が図られることに期待をいたしますが、それが見られないようであれば教育長に対する信任を検討しなければならない点、あらかじめお伝えさせていただきます。

以上です。

○大久保たかし議長　次に、去る９月30日の越川雅史議員の議事進行に関する発言に対し、松永鉄兵議員より発

言の申出がありますので、これを許可いたします。

松永鉄兵議員。

○松永鉄兵議員　貴重な時間をお借りしまして申し訳ございません。

去る９月９日の本会議の発言において、私は「■■■

及び公営企業会計決算の認定について、決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

議会における決算審査は、議決した予算の目的に従って執行されているかどうか、さらに行政効果はどうであったかに主眼を置いて審査するものとされており、一方、監査委員の審査は、計算に間違いはないか、支出命令に符合しているか、収支は適法であるか等に特に重点を置いて検討すべきものと言われております。

本特別委員会といたしましては、このような点を十二分に踏まえ、委員会の冒頭、監査委員の出席を求め、収支の適法性等について確認したところであります。

その審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「毎年20億円程度財政調整基金を積み増しているが、本市の人口や年齢構成等に鑑みた財政調整基金の適正額はどのくらいであると考えているのか」との質疑に対し、「財政部に対して行ったヒアリングでは、経済不況、感染症拡大、大規模災害などが重複して起こるといった最悪の事態を想定すると、現在の残高は維持していくべきとの見解が示されている。監査委員としても、適正額を設定することは非常に難しいと考えており、今後、市長部局において適切に判断していくものと認識している。現在高を増加させたことについては妥当なものと評価している」との答弁がなされました。

次に、「クリーンセンターにおける不適正な事務処理について、クリーンセンターの内部統制の欠如が根本的な原因と考えるが、監査委員として指摘することを含めてどのように考えているのか」との質疑に対し、「今回の事案は、口頭発注であることやクリーンセンターの所長等も把握しておらず、内部公益通報により発覚した事案であることに鑑みると、内部統制の枠外の事案であったと認識している。一方、日常業務の中で内部統制が適切に機能しているかについては、監査委員として評価していく必要があると考えている」との答弁がなされました。

引き続き決算書の審査に入った次第でありますが、審査に当たっては、歳入においては収入未済額及び不納欠損額の主なもの、歳出においては不用額及び流・充用の主なものについて説明を求め、疑義をただすことにより、議決どおりの執行であったか、また、どのような行政効果があったか等を中心に論議を尽くしてまいりました。

その過程で質疑応答のありました主なものを一般会計の歳出から申し上げてまいります。

まず、総務費について。

街灯防犯カメラ関連事業について、「本事業は、カメラ付防犯灯100台を設置する計画であったと認識している。設置した台数51台を除く49台分を繰り越しているとのことだが、見込みを下回った理由はどのようなものか」との質疑に対し、「14地区各７台までの設置としていたことや、警察、電柱管理者等との協議の結果、設置台数が51台となったものである」との答弁がなされました。

次に、国府台公園再整備事業について、「建設費用の総額は幾らか。また、国府台スタジアムの整備において契約変更があったが、それによって何が変わったのか」との質疑に対し、「総工事費は45億55万9,800円である。また、契約変更に伴い、人工芝をプロの球場と同等の仕様に、照明設備をナイターでの有観客試合を可能とした規格に変更したこと及びスコアボードにパソコン等からの映像投影機能を追加したものである」との答弁がなされました。

次に、自治会コミュニティ活動支援補助金について、「予算現額800万円に対して決算額が約660万円になったことについて、どのように評価しているのか」との質疑に対し、「本件は、当初予算が600万円のところ、10月の時点で申請数が多かったことから補正で200万円増額したものであるが、夏祭りに伴う申請が多かったこともあり、見込みよりも年度後半の実績が伸びなかったものである」との答弁がなされました。

次に、民生費について。

いちカレ事業運営負担金ついて、「提供食数が3,384食となっているが、これは負担金の支出単位である10食ずつを積算した食数なのか、実際の食数なのか。また、１提供場所の１提供日当たりの平均食数はどのくらいか」との質疑に対し、「提供食数は実際の食数であり、１回当たり約20食提供されている」との答弁がなされました。

また、「事業の目的である日々の生活に困窮している者にカレーライスを届けるためにどのように創意工夫しているのか」との質疑に対し、「まずはカレーライスを食べてもらうことに主眼を置いており、匿名性を重視するため、食した者の実際の生活困窮についての確認はできていない」との答弁がなされました。

次に、重度の強度行動障害加算事業補助金について、「予算計上されていたものの、決算書に記載がないが、どのような理由からか」との質疑に対し、「本事業は令和６年度からの新規事業であるが、対象となる重度の強度行動障がい者の受入先のグループホームが年度中に見つからなかったものである」との答弁がなされました。

次に、介護職員初任者研修費補助金及び介護福祉士実務者研修費補助金について、「このような制度を充実させることで市内の専門職の人数が増えると考えるが、令和６年度に補助した人数はそれぞれ何人か」との質疑に対し、「介護職員初任者研修は８人、介護福祉士実務者研修は27人に補助金を支出している」との答弁がなされました。

次に、低所得者に対する重点支援給付金について、「不用額が非常に大きいが、どのような理由からか。また、未申請者に対してどのような働きかけをしたのか」との質疑に対し、「不用額が大きくなった理由は、当初の対象見込み数より実際の対象者が少なかったこと並びに未申請者及び辞退者がいたためである。また、未申請者に対しては、申請期限の約１か月前に申請を促す呼びかけを実施した」との答弁がなされました。

次に、保育所等性被害防止対策設備等支援補助金について、「令和６年度における対象とする園はどのように選定をしたのか」との質疑に対し、「補助対象となる全施設に周知をし、申請のあった施設に補助金を交付したものであり、かねてより性被害や盗撮防止を含めて保育の安全性確保などの観点から、研修等を通じて対策を講じるよう周知を図ってきたため、実績は報告書に記載の施設数にとどまったものである」との答弁がなされました。

次に、私立幼稚園預かり保育事業費等補助金について、「事業の実績はどのようなものか。また、前年度と比較してどの程度増加しているのか」との質疑に対し、「令和６年度の実績は、対象施設21園で延べ７万8,871人の利用があった。また、前年度から１園増えており、人数は約1,800人増加している」との答弁がなされました。

次に、こどもの受験料支援事業補助金について、「予算額に対して、決算額は37％弱となっているが、市民への周知はどのように実施したのか」との質疑に対し、「公立小中学校の校長会において事業の説明を行った後、市内の公立、私立の中学校及び高等学校に対してポスター掲示の依頼を行うとともに、制度の周知文書を送付した。また、対象となるひとり親家庭の児童扶養手当を受給している世帯及び非課税の子育て世帯に対し案内を送付して周知した」との答弁がなされました。

次に、生活保護受給者就労支援事業委託料について、「就労により生活保護が廃止となった後に再開される事例はどのくらいあるのか。また、本事業における費用対効果をどのように評価しているのか」との質疑に対し、「令和６年度において、本事業を経て就労し、生活保護が廃止となったのは27世帯であるが、保護が再開された事例はない。また、費用対効果について、委託料は約800万円で、そのうち４分の３は国庫負担金の収入がある。就労に伴い、扶助費の支出は約4,000万円抑制することができた」との答弁がなされました。

次に、生活保護費について、「年齢区分別の生活保護受給者数はどのくらいか」との質疑に対し、「令和７年３月末現在の生活保護受給者の年齢別内訳は、18歳未満が約700人、19歳から65歳が約3,800人、65歳以上が約

3,600人となっている」との答弁がなされました。

次に、生活保護費における医療扶助費について、「扶助費の中で決算額が一番大きいのは医療扶助費となっているが、何年にもわたり通院している割合はどのくらいか」との質疑に対し、「１年以上通院している者は約2,100人で、受給者全体の約26％である」との答弁がなされました。

次に、衛生費について。

がん患者ＱＯＬ向上事業補助金について、「ウイッグ等の購入費用補助金の実績はどのようなものか。また、がん患者在宅療養支援事業補助金の申請状況、周知方法はどのようになっているか」との質疑に対し、「ウィッグ及び胸部補整具購入等費用補助金の内訳は、ウイッグが190件で金額550万3,167円、胸部補整具が128件で金額215万7,508円である。また、がん患者在宅療養支援事業補助金は、予算時の見込み件数５件に対して申請数がゼロ件であり、周知については広報、市公式ウェブサイトへの掲載のほか、介護事業者や医療機関等を通じた周知を図っている」との答弁がなされました。

次に、自殺対策相談委託料について、「令和６年度の相談件数とその推移はどのようなものか。また、相談について、委託業者から市に対し、どのような報告がされているのか」との質疑に対し、「相談件数は4,560件で、令和５年度の3,682件と比較すると増加傾向にある。委託事業者から本市への報告は、相談内容を鬱、不安等の悩み、仕事に関する悩み等、13のカテゴリーに分けて報告を受けている」との答弁がなされました。

次に、帯状疱疹予防接種費用助成交付金について、「帯状疱疹の予防接種費用助成が始まったが、実施状況はどのようなものか」との質疑に対し、「帯状疱疹の予防接種については50歳以上の方を対象にしており、ワクチンは２種類ある。１つは生ワクチンで申請件数が768件、もう一つは不活化ワクチンで申請件数は2,333件である」との答弁がなされました。

次に、返還墓地助成金について、「当初予算の見込みに対し決算額が大幅に増えているが、実績はどのようなものか」との質疑に対し、「当初予算においては、４㎡一般墓地33基、芝生墓地７基、６㎡一般墓地52基、12㎡一般墓地10基の計102基で2,792万5,000円を見込んでいた。決算においては、それぞれ56基、12基、74基、17基、計159基で4,252万8,800円である」との答弁がなされました。

次に、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、「予算額に対し、決算額が26％ほどとかなり低くなっているのはどのような理由からか」との質疑に対し、「令和６年度から新築住宅も補助対象に広げたことに併せて、地域経済の活性化を目的に施工業者を市内業者に限定した。その結果、業者の選択肢が狭まったことで大幅に見込みを下回ったものと認識している」との答弁がなされました。

次に、猫不妊手術費等助成金について、「実際に助成した不妊手術頭数の推移と、それに対する見解はどのようなものか」との質疑に対し、「令和４年度が429頭、令和５年度が496頭、令和６年度が454頭となっており、増加は抑えられていると認識している。また、令和５年度及び６年度については年度中に予算を補正していることから、必要な不妊手術は実施されていると考えている」との答弁がなされました。

次に、特定外来生物捕獲調査委託料について、「当初予算額43万5,000円に対し、決算額が約160万円となっているのはどのような理由からか」との質疑に対し、「この委託は、特定外来生物であるアライグマを市民等が発見した際に箱わなを設置し、捕獲、処分しているものであり、当初の見込みよりも多く発見されたことから、他事業の委託の執行差金を用いて約160万円の業務委託を行ったものである」との答弁がなされました。

次に、農林水産業費について、多目的防災網設置事業補助金について、「設置のできる工事事業者が少なく、工事が進まないことが課題であったと考えるが、実績はどの程度となっているのか」との質疑に対し、「決算額は令和５年度の繰越し分も含まれていて、令和５年度の実績が16件で、令和６年度は12件となっている」との答弁がなされました。

次に、商工費について。

デジタル地域通貨推進事業について、「本事業における行政ポイントについて、付与数の当初の見込みと実績はそれぞれどの程度であるのか」との質疑に対し、「自治会の活動をサポートした学生に対するポイントは、当初600件を見込んで実績は26件となっている。また、環境フェアの運営を手伝った学生に対するポイント付与は、当初30件を見込んで実績は６件となっている」との答弁がなされました。

次に、土木費について。

私道整備補助金について、「令和６年度の申請件数はどのようなものか。また、補助金の申請について、過去、年度の早い時期に予算の上限に達することがあったとのことだが、前年度に申請を受け付ける等の対応は検討しているのか」との質疑に対し、「令和６年度の申請件数は３件である。また、申請方法については、令和７年２月に要綱の改定を行い、前年度に事前申請を受け付けるようにしている」との答弁がなされました。

次に、バス路線運行負担金について、「１便当たりの乗客数は何人か。また、事業者に支払う負担金はどのように算出しているのか」との質疑に対し、「１便当たりの平均乗車人数は4.86人である。また、負担金については、運行経費の総額から運賃収入で得た額を差し引いた額を負担金としている」との答弁がなされました。

次に、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、「予算現額に対して決算額が約半分となっているが、要件を満たしていない申請は何件あるのか」との質疑に対し、「申請件数は3,653件であり、そのうち、書類の不備や安全マークが基準に達していなかったことにより不交付や取下げになったものが136件であった」との答弁がなされました。

次に、消防費について。

消防救急に関する事業について、「熱中症による救急搬送が増えているものと考えるが、搬送にどの程度の時間を要しているのか」との質疑に対し、「昨年度１年間で発生した救急事案の通報を受けてから病院に到着するまでに要した平均時間は48分23秒となっている」との答弁がなされました。

次に、消防施設装備の強化について、「消防車両や救急車は毎年それぞれ１台ほどを整備していると考えるが、本市の消防車両の充足率はどのようになっているのか」との質疑に対し、「国が示している消防力の整備指針に照らし合わせて本市の消防力の充足率を算定すると、救急車は100％、消防ポンプ自動車が58.3％、はしご車75％、救助工作車、化学車及び指揮隊車は100％の充足率となっている」との答弁がなされました。

次に、教育費について。

奨学資金について、「支給基準を変えたことで不用額が発生したとのことだが、なぜ基準を変更したのか」との質疑に対し、「本事業は学力が優良である生徒に対し奨学金を支給するものであるが、千葉県教育委員会が公表している中学３年生の成績の分布で分析すると、５段階評価で平均が3.6であることから、本市の採用基準である3.0を段階的に引き上げ、令和６年度は3.3としたものである」との答弁がなされました。

次に、学校給食食物アレルギー等対応補助金について、「予算額に対し、決算額が低くなっているのはどのような理由か」との質疑に対し、「決算額が低くなったことについて、アレルギー対応が必要な人数の見込みと実績に差があったことと、補助対象となる日数が見込みを下回ったことによるものである」との答弁がなされました。

次に、歳入について。

固定資産税について、「当初予算における見込みよりも調定額が大きく増えているが、その要因は何か」との質疑に対し、「家屋と償却資産の調定額はほぼ横ばいであるが、地価の上昇に伴い土地の評価額が上がったためである」との答弁がなされました。

次に、介護保険特別会計について。

不用額について、「介護認定事務処理件数等が見込みを下回ったとのことであるが、その要因は何か。また、介護サービスの利用は減少傾向にあるのか」との質疑に対し、「介護認定事務処理件数等は、過去の件数等を基に見込んでいるが、実際の認定申請数等が見込みを下回ったことにより、結果として不用額が生じたものである。また、介護サービスの利用状況については年々増加傾向にある」との答弁がなされました。

次に、下水道事業会計について。

浸水対策について、「１時間当たり50㎜の雨量に対応できるよう整備するとのことだが、進捗率はどのようになっているのか」との質疑に対し、「浸水対策は大きく２つの方法で進めている。１つは、雨水排水基本計画に基づいて排水路の整備事業等を進めており、約58％の進捗状況となっている。もう一つは、公共下水道雨水事業として整備しており、約32％の進捗状況となっている。しかし、重複する区間もあるため、市全体で一括した進捗率を示すことは難しい」との答弁がなされました。

以上申し述べましたほかに、本特別委員会の審査の過程において、各委員の指摘、意見等を十分に踏まえ、令和８年度の予算編成に当たられるよう要望いたしました。

本特別委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○大久保たかし議長　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

越川雅史議員。

〔越川雅史議員登壇〕

○越川雅史議員　越川雅史でございます。ただいま議題となっております認定第１号令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定につき、反対の立場から討論を行います。

まず、第11款教育費第６項社会教育費、放課後子ども教室運営委託料については、令和６年度においても仕様書とかけ離れた業務の実態が認められ、目下、全15件の契約に係る調査が行われていることは皆さん御承知のとおりかと思います。今後において、運営受託者に対する返還請求といった事態に発展することが予見されることから、同予算の執行の適正性には疑義が生じていると評価せざるを得ません。また、この間、学校教育部において、事の本質を理解し、真摯に反省する態度が示されなかったことから、他の事業等においても同様の問題が生じているとの疑念を払拭することができず、認定第１号に反対せざるを得ないとの結論に達しました。

その上で、第３款民生費第１項社会福祉費のうち、いちカレ事業について、本事業は、格差社会によって日々の生活に困窮している方などにカレーを無料で提供することで未来への活力をつけてもらうことを目的としてスタートした事業ですが、朝日信用金庫さんの地元応援団対象事業として御寄附いただいた1,000万円が原資となっております。もちろん事業目的そのものは否定するものではありませんが、さはさりながら、格差社会によって日々の生活に困窮している方とは具体的にどのような方々なのか、いちカレを提供する事業者は、食べに来られた方が該当者であるのかどうか、どのように見極めることができるのか。結局のところ、どのような人であれ、無料でカレーが食べられるだけの単なる炊き出しのカレーみたいになってしまうのではないか、その場合に事業効果をどのように測定できるのかといった様々な疑問が湧いてきましたので、今から遡ること１年半前の令和６年３月の新年度予算案の討論に際して、これらの点、あらかじめ指摘していた次第です。

そこで今回の審査に際しては、所管課において、これらの点、どのような創意工夫をし、ターゲットである日々の生活に困窮している方々にカレーを提供できたのか説明を求めましたが、匿名性を重視しているため、実

際に生活困窮者かどうかの確認はできていない。確認するためには、職員が現地に赴いて来訪者と接触する必要があるが、そのような取組は行っていないとの答弁がなされました。つまり１年半前からの私からの指摘に対処するための方策を一切講じておらず、実質的には事業効果の測定も行っていない、そして検出した課題の改善にも取り組んでいないことが判明いたしました。

さらに、この事業の問題点としては、用意したカレーの実に２割以上を廃棄しているという驚くべき事実が挙げられますが、このことは田中市長のお耳に入っているのでしょうか。令和６年度においては、167回の開催で4,303食用意したものの、実際に来訪者に提供したのは3,384食にとどまり、実に919食が廃棄されていた事実を突き止めました。いちカレのレシピは和洋女子大学の学生さんたちの御協力を得て考案されたものであり、お米はＪＡいちかわさんから無償提供されたものと伺っております。そして、事業の原資は朝日信用金庫さんより御寄附いただいたものであります。そうした各方面からの善意の結晶であるとも言えるカレーをいとも簡単に２割以上も廃棄し、改善策も講じずに平然としている。私には、こうした業務姿勢や規範意識、皮膚感覚が全くもって理解できません。10人家族のお母さんに例えるなら、せっかくみんなにおいしいものを食べてもらおうと愛情を込めて温かいカレーを作っても、毎回２人以上が食べずに捨てている。私は、この架空のお母さんの心中を察するだけでも、そんな無駄なことは絶対に許されない、絶対に認めないと強い憤りを覚えます。

目下、千葉県では食品ロスを減らそうと、ちば食品ロス削減エコスタイル事業が展開されており、市内においても、ちばエコ食べきりチャレンジが実施されておりますが、本市だけは、この県を挙げての取組に逆行するかのように、表面的には地産地消やフードロスゼロを訴えておきながら、また日々の食事に困り、給食がない日にはお腹をすかしている子どもたちや子ども食堂を頼りにせざるを得ない方々の存在を重々承知しているにもかかわらず、地元食材で作ったカレーを２割以上、900食以上も平気で廃棄しています。言っていることとやっていることが180度違うという言葉がありますが、まさにこうした本市の言動を指すのではないでしょうか。

果たして朝日信用金庫さんやＪＡさんは、このことを御存じなのでしょうか。あらかじめ２割以上が廃棄されると分かっていたら、果たして朝日信用金庫さんは地元応援団対象事業として本事業を採択したのでしょうか。ＪＡさんはお米を無償提供してくださったのでしょうか。自分の腹が痛まないから、特段の改善を図ることもなく平気で廃棄し続けることができるのだとしたら、これは善意の方々に対する裏切りとも言える所業だと厳しく断じる必要があるでしょう。田中市長は、皆様からお預かりした貴重な税金は１円たりとも無駄にしませんとおっしゃっていたはずですが、この言葉がむなしく響いて聞こえるのは私だけでしょうか。所管部からは、本事業をこのまま継続したい旨の御答弁がありましたが、冗談じゃありません。２割以上が無駄になると分かっている事業、しかも、それを承知で改善に取り組まなかった事業を継続するために割く予算は一切ない、このことを強く申し上げ、反対の討論といたします。

最後に、監査指摘事項及び指導事項への対応について、気づいた点に言及いたしますので、今後の改善に役立てていただければ幸いです。

まず、監査報告書の取扱いですが、提出先は市長でありますので、本来であれば、市長部局全体の問題として統括すべき部署が指摘事項や措置回答を一元管理すべきと考えられるところ、現状では所管部署だけの対応にとどまっている点に違和感を覚えました。事の性質上、総務課や法務課の関与は本来必須でしょうし、必要に応じて行政経営・ＤＸ課や納税・債権管理課などの知見も生かされるべきでしょう。適切な一元管理が行われることで一部署に対する指摘事項を水平展開することにより、他の部署は未然防止へ向けた改善に早期に着手することも可能になりますが、現行の対応では、時間差で部署をまたがって類似の指摘を受けるようなケースもあるのでしょうし、類似の指摘事項についても、部署ごとに措置回答の内容にばらつきが生じることもあるでしょう。

また、被監査部署の理解度合いによって措置回答の品質にも差が生じてしまうことが懸念されますが、我々

は、既にこのリスクが顕在化した事例をつい最近見たはずです。指摘事項とはいえ、監査委員からの指摘の本質が理解されず適切な改善が図られなかった結果、一旦支出した事業費の返還請求に至るなど、愚の骨頂と言わざるを得ません。二度とこのような事態が起こらないよう、早急な改善に取り組むよう要請し、締めくくります。御清聴ありがとうございました。

○大久保たかし議長　宮本均議員。

〔宮本　均議員登壇〕

○宮本　均議員　公明党、宮本均です。認定第１号令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について、会派公明党を代表し、賛成の立場で討論を行います。

先ほど委員長から御報告がありましたが、９月16日から行われました決算審査特別委員会において理事者から提出されました決算書などについて、慎重に審査を行ったところであります。令和６年度は斎場の建て替え、子育て世代への支援、デジタル地域通貨推進事業の拡大、クリーンセンターの建て替えの予算化、基金の積立てを行うなど、これらは会派公明党の要望が実現、反映されたものであり、施政方針にある集中と選択に基づいた持続可能な行政運営として高く評価するものであります。また、市が行った市制施行90周年記念事業では、記念式典、各種イベントなどの事業を通じて、市川市のさらなる発展を目指す年となったことと思います。

それでは、令和６年度決算について評価を行い、意見を述べさせていただきます。

令和６年度一般会計における歳入決算の状況についてですが、歳入決算額は1,906億497万8,314円で、前年度に比べ129億7,889万1,597円、7.3％の増となっております。財源別で見ますと、固定資産税を含む市税が前年度と比べて12億5,787万3,005円の増であり、高い収納率を維持しております。これは納税者への対応、日々の徴収努力の結果として評価するものです。

続いて、一般会計における歳出決算の状況についてです。決算額は1,852億8,000万円となり、前年度と比べ126億1,012万1,597円、7.3％の減となりました。主な歳出事業の成果などについて、予算科目に沿って述べさせていただきます。

総務費では、八幡分庁舎建替事業が完了し、新たな世代間の交流、地域活動の場として期待されるところであります。国府台公園整備事業では、スポーツ施設の機能向上や環境整備を進め、市民の健康増進、交流の場として再整備を進めました。街頭防犯カメラ関連事業では、事業を拡大、自治会等に対する補助金交付の継続に加え、市でカメラ付防犯灯を51台設置し、防犯対策の強化を行いました。

民生費では、ひきこもり、家族が抱える8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど複雑化、複合化した課題に対応するため、重層的支援体制整備事業を実施。相談支援関係機関との協働による支援等で相談業務の質の向上、相談者に対する支援を大きく進めたことを評価いたします。ぴあぱーく妙典こども施設整備事業では、新たなコンセプトで地域住民や子育て支援関連のＮＰＯ等の活動に利用できる子ども施設が令和７年３月１日に開館をいたしました。内外から高い評価を得ているものと思います。

衛生費では、帯状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を行い、多くの市民要望に応えた対応を評価いたします。斎場施設整備事業、霊園維持管理事業では、老朽化及び今後の死亡者数の増加に対応するため、斎場の再整備をＤＢＯ方式により実施。霊園内の整備も進め、霊園用地の有効活用を進めました。ＤＢＯ方式は、コストパフォーマンスに優れた施設設計と効率的な運営が期待でき、コスト削減につながるものとして、斎場再整備にＤＢＯ方式を採用したことを評価いたします。次に、大幅な遅れが生じておりました次期クリーンセンター整備事業ですが、令和６年度は総合評価一般競争入札により落札者が決定、基本協定を締結しました。現クリーンセンターの維持保全に努めながらの事業となりますが、次期クリーンセンターの完成が待ち望まれます。

商工費では、地域経済、市民活動の活性化を目的としたデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯでは、国の物価高騰対

応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市内での消費喚起のためポイント還元キャンペーンを実施、約９億円の経済効果を生み出しました。今年で都合３年目にわたるＩＣＨＩＣＯですが、当初の予想を上回る結果で今後も継続することを要望いたします。

土木費では、令和６年度は市道0104号行徳駅前通りと市道0216号の無電柱化推進事業に着手しました。都市計画道路整備事業では、都市計画道路3･6･32号市川鬼高線の整備を継続し、防災・減災機能の強化と安全、安心に移動しやすい歩行空間の確保、渋滞解消に大きく寄与することができるものと思います。

消防費では、消防活動に係る備品等の整備強化を図り、はしご付消防自動車、高規格救急自動車、支援車の整備や西消防署の改修等を行いました。今後とも消防活動の充実強化を進めていただきたいと思います。

教育費では、宮田小学校建て替え工事では令和６年度に基本設計に着手、大洲小学校校舎増築工事では通学地域内での児童増加の見込みから、令和６年度は工事請負仮契約を締結しました。他市に先駆けて実施されました学校給食の無償化は引き続き継続され、さらに令和６年度では、学校給食食物アレルギー等対応補助金が令和６年度から開始されました。この点を評価いたします。

国民健康保険特別会計におきましては、令和６年度に国民健康保険税の税率の引上げを行い、前年度比較で６億4,000万増となったものの、法定外繰入金の解消とはなりませんでした。

下水道事業会計につきましては、令和６年度で下水道普及率80.2％と、いまだ他市と比較し、低い状況であります。未普及対策と同時に老朽化対策を進めなければならない本市の下水道事業は大変困難を伴うものであります。事業収益の根幹の使用料収入による収益確保のため、昨今の物価高騰の背景を十分に考慮した上で、下水道使用者に対し適正な負担を求めるよう要望いたします。さらに、今後の官民連携による経費削減、事業の効率化など、下水道事業の改善を大きく進めていただきたい。

次に、令和６年度財務諸表４表に基づき、資金収支について意見を述べます。

業務活動、投資活動、財務活動の３つの区分で資金の動きを表すもので、業務活動収支がプラスなのかマイナスなのか、経常的収入で支出を賄うことができているのかを確認するものであります。令和６年度全体会計ベースで見た場合、まず、業務活動収支はプラス156億3,500万円となっております。過去５年間の平均は約170億円で、おおむねその水準で推移しており、想定の範囲であると考えます。投資活動収支は188億9,200万円のマイナスとなっております。これは公共施設整備等の経費で、積極的に投資活動を行ったものです。過去５年間の平均は約175億円で、おおむねその水準で推移しており、こちらも想定の範囲と考えております。財務活動収支では33億800万円のプラスとなっております。これは、公共施設等に係る市債の償還額よりも公共施設等の整備に係る市債発行額が上回ったことを表しております。

以上より、年度末資金残高は62億5,400万円となり、年度末現金預金残高は101億3,600万円となっております。公会計上、現金預金残高の適正規模に関する考え方は示されておりませんが、支払いの資金となることから、会計上、資金繰りに窮しない程度の金額であることを考えた場合、現在の100億円程度で特に問題はないものと思います。

次に、行政コストにおける人件費についてですが、人件費の増減要因には、主に超過勤務、給与改定、退職者等により増減しますが、人事院勧告、退職給与引当金繰入額などで人件費の増額が見られるものの、人事院勧告による給与引上げだけでは公務員の内定不足に対応し切れず、民間企業の賃上げに追いついていないのが現状であると思います。

市川市での職員採用数は募集人員を下回り、内定辞退、自己都合退職が続いているのが現状ではないでしょうか。現在の市川市常勤職員は約3,100名ですが、将来にわたって安定した行政運営を継続していくためには、定年の引上げ期間中も職員定数の適正な管理を行いつつ人材確保に努めていく必要があります。また、再任用職

員、会計年度任用職員など、様々な雇用形態の職員が配置をされておりますが、今や行政サービスに欠かすことのできない存在となっております。今後の人材確保に向けて、給与体系の見直しでまず職員のモチベーションを上げ、民間との差を是正し、職員採用を最優先で取り組み、住みやすい市川市を目指すと同時に、職場としての市川市の魅力を高めていくことを要望いたします。

以上、令和６年度決算の認定に対し評価を行い、意見を述べさせていただきました。どうか議員各位におかれましては、本決算の認定に御賛同賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　廣田德子議員。

〔廣田德子議員登壇〕

○廣田德子議員　日本共産党の廣田德子でございます。会派を代表いたしまして、ただいま議題となっております認定第１号令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について、反対の立場で討論させていただきます。

令和６年度は決算審査意見書の「むすび」にもありますように、元下水道部次長が特定の業者の代表取締役に予定価格等を漏えいし、その見返りに多数回の接待を受けたとして、収賄及び入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の罪で逮捕、起訴されました。市民の市政に対する信頼を根底から大きく損ねることとなったことは言うまでもありません。本市では、折しも元次長が逮捕される前に市川市コンプライアンス委員会議を立ち上げ、これまでに10回の会議が行われ、決算において、出席者の報償金として53万5,500円が記載されています。

さらに、クリーンセンターにおける不適正な事務処理もありました。クリーンセンターは平成６年稼働を開始し、既に30年を超える老朽化した施設で、これまでも多額の税金で修繕を繰り返してきました。次期クリーンセンターが供用開始になるまで、少なくとも５年半は使い続けなければなりません。不適切な事務処理とは、修繕等の発注を予算措置や契約などの事務処理を怠ったまま同業者に口頭で発注し、実施させ、不要の未払いを生じていたことが内部公益通報により判明したというものです。今年６月定例会で補正予算が出され可決し、支払いを行っています。しっかりとルールにのっとって業務に当たらなければなりません。これらのような事案は二度とあってはならず、市川市としても本当に恥ずかしい限りです。

次に、財政調整基金についてです。毎年、過去最高の残高と言われています。５年度の余剰金の一部、20億6,000万円を編入したということです。ここ数年、毎年20億円前後の編入です。その他の基金も合わせると537億円にもなります。税収の大幅な減収や、幸いにも災害などありませんが、このような事態に備えて積み立てていることは理解しています。人口や年齢構成などから、市川市としてどのくらいの財政調整基金があればよいと考えているのか伺いましたが、数字を答弁されることはありませんでした。会社で言えば、内部留保です。ためればいいというものではなく、いかに社員に還元するかです。財政調整基金も同様だと考えます。市民の税金です。今のように物価高騰で生活が大変なときこそ、使い道が問われるのではないでしょうか。

国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、本市は主に低所得者世帯への給付金や介護サービス事業所、原油価格物価高騰対策支援金、事業者エネルギー価格等高騰対策支援金、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金など、様々支援をしてきたことは理解しています。特に商工費では、さらに充用して事業者に行き渡っているようです。そして、地域通貨ＩＣＨＩＣＯにも活用されてきました。市民への周知のために、担当職員が駅などで市民にＱＲコードを読む作業を丁寧に説明されていました。セブン銀行でチャージのやり方も教えてもらったという人がいましたが、残高は１万円のまま。伺うと、支払いの仕方が分からず、レジで後ろに並ばれると結局現金で支払っていたということです。７年の３月末で３万4,000人の登録がされているそうですが、毎日の

買物で使うには使い慣れていないと難しいと思います。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を市民に平等に行き渡らせることは困難だと思います。低所得者や低年金の方は、事前にチャージしておくお金すらない人もいることを分かっていただけたらと思います。この事業は、手数料や委託料など市の持ち出し金が約１億円あります。国からの交付にも限りがあります。今後、この事業に十分注視していきたいと思います。

次に、国府台公園を含む国府台スタジアム建設費用総額費は45億円を超えています。途中でスコアボード、照明灯、人工芝などの変更があり、大変立派なスタジアムができました。交通の利便性、駐車場の確保、人を集められるスタジアムだからこその課題もあります。どう活用していくかです。今後はどのような団体が定期的に、あるいは高校野球の予選など、市内団体にとどまらず、多く活用されていくよう注視していきたいと思います。経費が無駄だったということにはならないことを願います。

次に、ゴールドシニア事業（バス・タクシーチケット）交付金3,760万3,218円、事業の予算は9,857万8,873円です。交付実施、利用期間が年度をまたいでいたこともありますが、実際にチケットをもらっていても使わないケースも多くあります。いまだに知らない人もいます。１人当たりの交付金は変えずに全て100円券にして、どちらにでも使えるようにしてはいかがでしょうか。始まったばかりの事業です。アンケートも取られているようですので、結果をしっかりと検証して、８年度に向けて改善してください。

次に、子育て世帯同居・近居スタート応援補助金です。市川市子ども・子育て待機児童対策緊急対応プランの中に子育て世帯同居・近居スタート応援補助金がありました。平成28年４月時点で過去最高の514人となった待機児童問題に対応するもので、同居の場合は上限が100万、近居の上限が50万円。令和元年までの４年間で、予算は１億2,000万に対し、決算は４年間のトータルで利用者230件、決算額は１億7,850万円でした。令和６年度は、当初予算2,000万円に対し決算額は590万円です。加算要件を満たせば30万円になります。しかし、加算要件を満たしているのは30件中20件でした。もちろん、以前の制度を検証して今回の事業を始めているとは思いますが、補助額が少ないと考えます。住宅の購入や建て替えに対し10万円というのはどうでしょう。ある不動産屋に伺うと、書類が面倒だったりするので、10万ぐらいだったら値引きしますよと話していました。魅力ある補助額でないと、制度を使おうとは思わないと思います。

次に、こどもの受験料支援事業補助金です。予算は1,551万3,000円ですが、決算では530万1,400円、37％弱です。ちなみに高校受験のための模試は１回3,000円から6,000円、中学３年生で１年間に五、六回受けるそうです。上限が6,000円ではあまりにも少な過ぎます。高校３年生になると、１回6,000円から9,500円。夏休み以降は毎月受けているようです。補助金ではありますが、もう少し実情に合わせた金額にしてほしいです。

次に、水産業振興補助金の中には稚魚の放流、ハマグリ稚貝の放流など５つの事業があります。漁業組合が行う事業に対し、本市が補助をしているものです。そのうちの一つにノリ養殖業経営安定化事業補助金230万円があります。事業ごとの補助率も様々です。ノリ養殖業者は４件あると伺いました。この補助金の名称から、４件の事業者が安定した事業となるように直接支払われているのだと思いました。しかし、漁業組合に払われているとのことです。事業者の安定経営に直接つながるような補助金を求めます。

次に、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金です。704万円の予算に対し約半分、期間も半年程度でした。申請が3,653件に対し、該当しなかった件数が136件だったとのことです。購入する際にお店で金額を差し引いている市区町村もあると、以前の質問の中でお伝えしました。まだまだヘルメットを着用している人は少ないと思います。事故で負傷の軽減をするならば、警察と協力など、考えてみてはいかがでしょうか。事故で頭を保護するためにも最善の方法です。また、ヘルメットは消耗品です。壊れる場合もありますので、新しいものを購入した際に２個目のときにも補助が出ることを考えていただきたいと思います。

次に、消防施設装備の強化ですが、毎年１台ないし２台整備をしていただいています。市内全体を見て、消防

車、救急車は不足していないのか伺いました。本市の消防力充足率は、救急車と救助工作車、化学車、指揮隊車は100％で充足しているとのことですが、消防ポンプ自動車は58.3％、はしご車は75％です。市川市の面積や人口密度が高い都市では、基準値が人口に比例して高くなる傾向にありますが、本市の場合は消防署の配置状況や隣接消防署からの応援体制が確立されていることから、一概に消防力が劣っているということにはならないということです。しかし、高齢化や各地で大規模な自然災害が発生しており、市民の不安も計り知れません。今、数字だけを見ると、さらに不安は募ります。ドローン専用の車もないということです。大規模な災害ということになれば、隣接消防署からの応援は無理だと思います。消防署ごとに十分な車両を確保するよう求めます。

最後に、特別会計国民健康保険税についてです。令和６年は９年ぶりに保険税率を引き上げ、例えば夫婦と子ども２人の４人家族で年間所得、いわゆる給与所得から税金や保険料などが引かれた後の金額が300万円ですと、令和６年からの国保税は32万2,400円から36万8,100円、つまり年間４万5,700円の値上げになりました。４人家族の生活保護基準は月28万6,000円、年間343万2,000円になります。何が言いたいかといいますと、生活保護世帯より少ない所得の家庭が年間36万8,100円の国保税を払わなくてはならないということです。これには無理があります。払うことができない金額だということです。せめてそのラインの世帯を救済してほしいと考えます。法定軽減は理解していますが、自治体によっては、独自で生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対して減免しているところもあります。このままですと、ますます払えない世帯が増えていきます。

さて、６年度の国民健康保険税は、前年度に比べ６億4,000万円の増となりました。しかし、国民健康保険事業費納付金が前年度に比べ５億9,700万円の増となったことなどから、令和６年度の赤字の幅は横ばいになっており、法定外繰入れの解消にはならなかったと審査意見で述べられています。この法定外繰入れですが、本市では被保険者の保険税負担を抑えるために長年行ってきました。介護保険や後期高齢者の特別会計には全て法定内繰入れをしています。公的な制度ですから、控除を発揮していただきたいと考えます。

国民健康保険税には一般被保険者、後期高齢者支援分が６億円以上含まれています。国保の加入者は市民の２割程度だと言われ、国保加入者以外の税金を使うのはおかしいなどと言われますが、それは違うと思います。国は、今後、都道府県単位で保険税水準の統一を令和11年度に向けて進めていますが、広い千葉県だけを見ても困難だということは分かります。県や国に向けて、市町村に合った国保の在り方を考え直すよう発信してください。

被保険者均等割額は、国は未就学児について軽減制度がありますが、収入のない子どもも均等割の対象になっているわけです。18歳までに拡大するなど、市としての努力を求めます。市川市では、第２子保育料の無償化や小中学校の給食の無償化など、これらは全ての市民の税金で賄っています。市の政策上、手厚く支援をするところがあるのは当然だと思います。少しでも多くの市民に還元、支援できる方法を考えていただきたい。子どももいない、高齢でもない、市川市の中には様々な人が生活をしています。誰一人取り残さないことを強く求めて、反対の立場での討論を終わります。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　以上で通告による討論を終わります。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第１号令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本決算は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　日程第２発議第11号国における2026年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてから日程第15発議第24号田中市長に対し、議場での発言の取消しを求める決議についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより発議第11号国における2026年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第12号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第13号最高裁判決に基づき全ての生活保護受給者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第14号核兵器禁止条約再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第15号多文化共生社会実現のための予算措置と法整備を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第16号最低賃金の引上げに向けた支援強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第17号千葉県営水道料金の値上げ先送りを求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第18号持続可能な学校の実現を目指す意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第19号少人数学級の推進、定数改善も含めた教職員の働き方改革及び義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第20号パレスチナの国家承認を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第21号大阪・関西万博パビリオン建設工事における未払い問題に対する早急な対応を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第22号いわゆる不法滞在者ゼロプランの撤回を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第23号長生炭鉱水没事故に関する遺骨収容と責任ある対応を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第24号田中市長に対し、議場での発言の取消しを求める決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

お諮りいたします。本日、意見書案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　日程第16委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

各委員会において審査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　日程第17委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

各委員会において調査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和７年９月市川市議会定例会を閉会いたします。

午後０時13分閉議・閉会

令和７年９月 10 日

市議会議長

大久保　たかし　様

総務委員長　　浅　野　さ　ち

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第17号	市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第18号	市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第19号	市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第23号	令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当

令和７年９月 10 日

市議会議長

大久保　たかし　様

健康福祉委員長　　ほとだ　ゆうな

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第20号	市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第21号	市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第23号	令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当
議案第24号	令和７年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）	可　　決	原案妥当
議案第27号	財産の無償譲渡について	可　　決	原案妥当

令和７年９月 10 日

市議会議長

大久保　たかし　様

環境文教委員長　　石原　よしのり

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条及び第142条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第23号	令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当
議案第26号	市川市立第三中学校南側斜面地整備工事請負契約について	可　　決	原案妥当
請願第７－１号	「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願	採　　択	願意妥当
請願第７－２号	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願	採　　択	願意妥当

令和７年９月 10 日

市議会議長

大久保　たかし　様

建設経済委員長　　中　村　よしお

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第23号	令和７年度市川市一般会計補正予算（第３号）のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当
議案第25号	令和７年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）	可　　決	原案妥当
議案第28号	損害賠償請求事件の和解について	可　　決	原案妥当

令和７年９月 18 日

市議会議長

大久保　たかし　様

決算審査特別委員長　　石　原　みさ子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
認定第１号	令和６年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について	多数認定	妥　　当

閉会中継続審査申し出書

（令和７年９月定例会）

○東京外郭環状道路に関連する特別委員会

東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について

○議会改革特別委員会

議会改革の推進その他議員活動に必要な事項に関する調査・検討について

閉会中継続調査申し出書

○総　務　委　員　会

1　人事管理について
2　男女共同参画について
3　総合計画について
4　行政改革について
5　行政組織について
6　広報広聴について
7　財政運営について
8　契約及び工事検査について
9　情報政策について
10　ボランティア支援事業について
11　消防行政及び危機管理対策について
12　他の常任委員会の所管に属さない事項について

○健康福祉委員会

1　保健・医療・福祉行政について
2　高齢者支援について
3　介護保険事業について
4　児童福祉対策について
5　母子（父子）福祉対策について
6　心身障がい者（児）福祉対策について
7　生活保護について
8　霊園、斎場について
9　国民健康保険事業について

○環境文教委員会

1　文化振興について
2　国際交流について
3　スポーツ振興について
4　環境保全、公害対策について
5　ごみ対策について
6　し尿処理対策について
7　学校施設及び管理について
8　教育振興対策について
9　生涯学習について
10　保健体育について

○建設経済委員会

1　商工業行政について
2　労働対策について
3　農水産行政について
4　観光行政について
5　都市計画事業について
6　建築物に係る紛争の調整等について
7　建築行政について
8　土地区画整理事業について
9　都市再開発事業について
10　住宅行政について
11　交通安全対策について
12　一般土木事業について
13　河川対策について
14　下水道事業について
15　みどりの保全及び推進事業について

○議会運営委員会

1　議会の運営に関する事項
2　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
3　議長の諮問に関する事項

会議録署名議員

市川市議会議長	大久保　たかし
市川市議会副議長	にしむた　勲
市川市議会議員	とくたけ　純平
〃	石原　みさ子

令和７年６月市川市議会定例会会議録正誤表

正　誤　箇　所	正	誤
目　次　11 ページ　16 行目	富貴島保育園の閉園方針、「ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯ」の活用	富貴島保育園の閉演方針、「ぴあパーク妙典ＣＯＣＯ」の活用
〃　13　〃　7　〃	行徳地域内における	行徳地域内おける
本　文　1 ページ　2 行目	午前 10時開議	午前 10 時５分開議
〃　187　〃　2　〃	午前 10時開議	午前 10 時４分開議
〃　423　〃　31　〃	同行避難所	同校避難所